平成25年

# 衆議院の動き

## 第21号

### 第 183 回国会（常　会）
（平成25．1.28～ 6.26　150日間）

### 第 184 回国会（臨時会）
（平成25．8．2～ 8．7　　6日間）

### 第 185 回国会（臨時会）
（平成25.10.15～12．8　　55日間）

衆議院事務局

平成２５年

# 衆 議 院 の 動 き

第２１号

## 第１８３回国会(常　会)

(平成25. 1.28～ 6.26　150日間)

## 第１８４回国会(臨時会)

(平成25. 8. 2～ 8. 7　　6日間)

## 第１８５回国会(臨時会)

(平成25.10.15～12. 8　　55日間)

衆議院事務局

## 衆参の「ねじれ」の解消は、逆に与野党に結論を得る努力を要請している

衆議院議長

伊吹　文明

平成 25 年の我が国は、経済の面では回復の兆しが見え、東京オリンピック招致の成功という明るい話題もありました。他方で、国・地方の長期債務残高は一千兆円に迫り、東日本大震災からの復興はいまだ道半ばであり、外交・安全保障の面でも中国・韓国との関係において緊張が高まるなど、課題も数多く抱えております。

国会では、平成 25 年の前半まで衆参の所謂ねじれ状態が続きましたが、同年夏の参議院議員通常選挙の結果、衆参のねじれ状態が解消されました。心すべきことは、「ねじれ」国会であるから決められない政治が生ずるのではなく、過去にも「ねじれ」ていなくても政治が充分機能できなかったことがあるという事実です。議員一人ひとりや各政党の良識と結論をまとめる努力が何より大切だということです。

さて、昨年は常会、臨時会を通じて、経済・金融政策、財政健全化、消費税率引上げ、東日本大震災からの復興、東京電力福島第一原子力発電所事故への対応、エネルギー政策、ＴＰＰ交渉、日中・日韓関係等内外の重要課題につき、熱心な議論が行われ、社会保障・税に関わる番号制度、消費税転嫁対策、公的年金、国家安全保障会議設置、特定秘密保護、国家戦略特区等に係る法案等が成立しました。

衆参の「ねじれ」が解消したことにより、どのように政策が決定されていくかというプロセスが、今まで以上に重要となってまいります。山積する課題に対処し、国会が国権の最高機関として、その機能を十全に発揮するためには、主権者たる国民のため、現在はもとより将来世代の国民のため、いかなる道を採るべきかという原点を、各議員、各政党が拳々服膺し、審議に臨むことが肝要と考えます。

また、先の衆議院議員総選挙に関して、違憲状態ではあるがその後の法案の処理等立法府の努力を念頭に、有効とされた最高裁判決を教訓とし、一票の較差の問題、定数削減、選挙制度の在り方についても、真摯に、実りある議論を行うことが望まれています。

私は、衆議院議長の重責を担い、１年余りになりますが、その職責の重さを改めて自覚し、議会制民主主義に対する国民の信頼を一層高めるため、更なる努力を重ねてまいりたいと思います。

「衆議院の動き」は、１年間の国会の動きや衆議院の本会議、委員会の概況などを取りまとめたものです。今後とも、国民に「開かれた」「わかりやすい」国会を目指し、国会の活動に関する情報を提供してまいります。皆様から忌憚のないご意見をお寄せいただければ幸いです。

# 目　　次

**衆参の「ねじれ」の解消は、**
**逆に与野党に結論を得る努力を要請している** …… 伊吹文明衆議院議長

**第１　平成25年の国会の動き**
１　国会の召集及び会期 …… 1
２　国会の主な動き …… 1
（１）概況 …… 1
（２）社会保障・税に関わる番号制度関係 …… 11
（３）消費税転嫁対策関係 …… 17
（４）公的年金関係（厚生年金基金制度の見直し、
国民年金第３号被保険者の記録不整合問題への対応） …… 19
（５）国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約
（ハーグ条約）関係 …… 22
（６）選挙制度関係 …… 27
（７）国家安全保障会議設置関係 …… 34
（８）特定秘密保護関係 …… 36
（９）国家戦略特区関係 …… 43
(10) 産業競争力強化関係 …… 46
(11) 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進関係 …… 47
(12) 電力システム改革関係 …… 49
(13) 自衛隊による在外邦人等の輸送関係 …… 52
３　国政選挙結果 …… 55
（１）平成25年４月統一補欠選挙 …… 55
（２）第23回参議院議員通常選挙 …… 55
（３）平成25年10月統一補欠選挙 …… 56

**第２　本会議の概況**
【第183回国会】
１　国務大臣の演説及び質疑 …… 57
（１）安倍内閣総理大臣の所信表明演説 …… 57
（２）国務大臣の演説に対する質疑要旨 …… 60
（３）安倍内閣総理大臣の施政方針演説 …… 66
（４）岸田外務大臣の外交演説 …… 73
（５）麻生財務大臣の財政演説 …… 77
（６）甘利経済財政政策担当大臣の経済演説 …… 80
（７）国務大臣の演説に対する質疑要旨 …… 82
２　主な議案等の経過 …… 90
３　決議 …… 97

【第184回国会】
主な議案等の経過 …… 98
【第185回国会】
1　国務大臣の演説及び質疑 …… 98
（1）安倍内閣総理大臣の所信表明演説 …… 98
（2）国務大臣の演説に対する質疑要旨 …… 102
2　主な議案等の経過 …… 108
3　決議 …… 111

## 第３　委員会等の概況

・委員名簿　・議案審査等　・国政調査　・閉会中審査　・決議　・小委員会　・分科会
・公聴会　・連合審査会　・合同審査会　・公述人　・参考人　・意見陳述者　・委員派遣
・視察　・議員海外派遣

1　内閣委員会 …… 113
2　総務委員会 …… 134
3　法務委員会 …… 153
4　外務委員会 …… 169
5　財務金融委員会 …… 186
6　文部科学委員会 …… 199
7　厚生労働委員会 …… 211
8　農林水産委員会 …… 232
9　経済産業委員会 …… 247
10　国土交通委員会 …… 262
11　環境委員会 …… 278
12　安全保障委員会 …… 286
13　国家基本政策委員会 …… 293
14　予算委員会 …… 298
15　決算行政監視委員会 …… 312
16　議院運営委員会 …… 337
17　懲罰委員会 …… 348
18　災害対策特別委員会 …… 351
19　政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会 …… 362
20　沖縄及び北方問題に関する特別委員会 …… 372
21　青少年問題に関する特別委員会 …… 376
22　海賊行為への対処並びに国際テロリズムの防止及び
　我が国の協力支援活動等に関する特別委員会 …… 380
23　北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会 …… 384
24　消費者問題に関する特別委員会 …… 388
25　科学技術・イノベーション推進特別委員会 …… 396
26　東日本大震災復興特別委員会 …… 400
27　原子力問題調査特別委員会 …… 408
28　国家安全保障に関する特別委員会 …… 414
29　政治倫理審査会 …… 420

**第４　憲法審査会** …… 423

**第５　請願等**
１　請願審議の概況等 …… 429
２　採択された請願の概要 …… 431

**第６　予備的調査**
１　予備的調査制度の概要 …… 433
２　平成25年における予備的調査の概要等 …… 433

**第７　衆議院改革の動き**
議会制度協議会 …… 435

**第８　国際交流**
１　議員海外派遣 …… 437
２　国際会議及び出席議員 …… 439
３　国賓・公賓等の国会訪問及び行事 …… 441
４　正式招待による訪日外国国会議員団 …… 442
５　各委員会の委員長又は委員と訪日外国国会議員団等との懇談 …… 443

**国会関係資料**
１　各会派所属議員数及び役員一覧 …… 445
２　閣僚一覧 …… 449
３　議案経過一覧 …… 450
４　委員会に付託されるに至らなかった議案一覧 …… 453
５　質問主意書一覧 …… 456
６　本会議、委員会等の開会回数及び公述人数等 …… 465
７　国会に対する報告等一覧 …… 467
８　傍聴人数 …… 472
９　参観者数 …… 473
〔参考〕
１　国会議員定数の変遷 …… 474
２　国会議員会派別議員数の推移 …… 475
３　会期等 …… 477

**国会案内** …… 479
国会周辺図/ 広報・広聴〈参観者ホールでの情報提供〉〈会議録等刊行物の閲覧〉〈衆議院ホームページ〉〈国会審議中継〉/ 国会会議録検索システム/ 国会参観（衆議院）の手続/ 本会議・委員会・憲法審査会の傍聴/ 請願の手続/ 陳情の手続/ 地方議会からの意見書の手続/ 復興特別意見書の手続/ 福島復興再生特別意見書の手続/ 行政に関する苦情受付窓口/ 意見窓口「憲法のひろば」/ 憲政記念館/ 国会議員政策担当秘書資格試験/ 衆議院議員の資産等報告書等の閲覧/ 衆議院議員の秘書の兼職に係る文書の閲覧/ 衆議院事務局の情報公開

**国会年表** …… 503

**会派名の略称（順不同）**

**（衆議院）**

自民　自由民主党
民主　民主党・無所属クラブ
維新　日本維新の会
公明　公明党
みんな　みんなの党
結い　結いの党（平成26年１月23日～）
共産　日本共産党
生活　生活の党
社民　社会民主党・市民連合
無　無所属

**（参議院）**

自民　自由民主党・無所属の会（～５月22日）
　　自由民主党（５月22日～）
民主　民主党・新緑風会
公明　公明党
みん　みんなの党
共産　日本共産党
維新　日本維新の会（～７月28日、７月29日～）
社民　社会民主党・護憲連合
改革　新党改革（～７月24日）
　　新党改革・無所属の会（７月24日～）
生活　生活の党
未来　日本未来の党（～１月７日）
み風　みどりの風（～７月28日）
国民　国民新党（～３月27日）
大地　新党大地（～１月10日）
無所属　各派に属しない議員

# 第１

# 平成２５年の国会の動き

# 第１　平成25年の国会の動き

## １　国会の召集及び会期

平成25年には、第183回国会（常会）、第184回国会（臨時会）及び第185回国会（臨時会）が召集された。

第183回国会は、平成25年１月28日に召集され、会期は６月26日までの150日間であった。

第184回国会は、８月２日に召集され、会期は８月７日までの６日間であった。

第185回国会は、10月15日に召集され、会期は12月６日までの53日間であったが、２日間延長され、12月８日までの55日間となった。

## ２　国会の主な動き

### (1) 概況

#### 【第183回国会（常会）】

第183回国会は、平成25年１月28日に召集された。

召集日には、本会議において、議席の指定が行われた後、特別委員会が設置された。休憩後、安倍内閣総理大臣の所信表明演説が行われた。

特別委員会については、従来から設置されている災害対策特別委員会等の９特別委員会のほか、新たに原子力問題調査特別委員会が設置された。

２月28日、本会議において、安倍内閣総理大臣の施政方針演説等の政府４演説が行われた。

この国会においては、社会保障・税に関わる番号制度創設に関連する「行政手続特定個人識別番号利用等法案」等の諸法律案を始め、「消費税転嫁阻害行為是正等特措法案」「厚生年金保険法等改正案」「衆議院小選挙区人口較差是正公職選挙法等改正案」などが大きな焦点となった。

また、「国際的な子の奪取の民事上の側面条約」（ハーグ条約）及び「同条約実施法案」「公職選挙法改正案」（インターネット等を利用した選挙運動解禁）などの審議が行われた。

このほか、東日本大震災復興問題、外交・安全保障問題、経済再生問題、消費税率引上げ問題、社会保障改革、環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定交渉参加問題、電力システム改革、防災・減災対策、教育再生問題、尖閣諸島問題、行政改革、憲法改正問題などが議論された。

##### 所信表明演説及び代表質問

召集日の１月28日、衆参両院の本会議において、安倍内閣総理大臣の**所信表明演説**が行われた。

安倍内閣総理大臣は冒頭で、アルジェリアで発生したテロ事件を非難し、事件の検証を行い、国民の生命財産を守り抜くと述べるとともに、国際社会と連携し、テロと闘い続ける決意を示した。

次いで、かつて病のために内閣総理大臣の職を辞し、政治的挫折を経験したことを踏まえ、過去の反省を教訓として心に刻み、真摯に国政運営に当たっていくことを誓うと宣言した。

また、日本の未来を脅かしている日本経済の危機、東日本大震災からの復興の危機、外交・安全保障の危機、教育の危機などの数々の危機を突破する必要があるとの認識を示した上で、経済再生、震災復興、危機管理を全閣僚が一丸となって取り組むべき仕事と位置付けるとともに、与野党の国会議員に対して

も協力を呼びかけた。

経済再生については、これを我が国にとって最大かつ喫緊の課題と位置付け、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の「三本の矢」で経済再生を進めると表明し、金融政策で政府と日本銀行の緊密な連携を図っていくとともに、緊急経済対策で景気を下支えし、成長力を強化すると述べた。

その一方で、財政出動をいつまでも続けるわけにはいかないと指摘した上で、財政健全化に向けてプライマリーバランス（基礎的財政収支）の黒字化を目指すと述べ、財政再建への意欲も示した。

震災復興については、政府の体制の転換として、行政の縦割りを排し、復興庁がワンストップで要望を吸い上げ、現場主義を貫く考えを表明するとともに、平成24年度補正予算において思い切った予算措置を講じ、被災地の復興と福島の再生を加速していく決意を示した。

外交・安全保障については、抜本的な立て直しが急務だとの認識を示し、その基軸となる日米同盟に関して、平成25年２月に予定される日米首脳会談において緊密な日米同盟の復活を内外に示していく決意を示した。また、国境離島の振興・管理・警戒警備の強化に万全を尽くし、国民の生命財産と領土・領海・領空を断固として守り抜くことを宣言するとともに、危機管理対応について更なる緊張感を持って対処することや、北朝鮮による日本人拉致問題解決に全力を尽くすことを表明した。

結びとして、我が国が直面する最大の危機は、日本人が自信を失ってしまったことにあるとの認識を示し、国民に対し、自らへの誇りと自信を取り戻すとともに、今ここにある危機を突破し、未来を切り拓いていく覚悟を共に分かち合おうと訴えた。

これに対する本会議の**代表質問**は、１月30日及び31日の両日行われ、経済・金融政策、財政健全化目標、消費税率引上げ、社会保障・税一体改革、東日本大震災からの復興、東京電力福島第一原子力発電所事故への対応、エネルギー政策、ＴＰＰ協定交渉参加問題、アルジェリアにおけるテロ事件、対米関係、日中・日韓関係、衆議院議員の定数削減、いじめ・体罰問題などについて議論が展開された。

参議院においては、同月31日及び２月１日に代表質問が行われた。

### 施政方針演説及び代表質問

２月28日、衆参両院の本会議において、安倍内閣総理大臣の**施政方針演説**、岸田外務大臣の外交演説、麻生財務大臣の財政演説、甘利経済財政政策担当大臣の経済演説の政府４演説が行われた。

安倍内閣総理大臣は冒頭で、強い日本を創るのは私たち自身であると述べ、日本は幾つもの課題を抱えているが、諦めずに私たちが自ら立って前を向き、未来は明るいと信じて前進することが、次世代に、立派な国、強い国を残す唯一の道であるとの考えを表明した。

東日本大震災からの復興については、解決すべき課題は地域ごとに異なるが、復興庁が現場主義を徹底し、課題を一つ一つ解決すると述べるとともに、原発事故による被害に苦しむ福島については、除染、風評被害の防止、早期帰還に全力を尽くすべきは当然として、若者たちが希望に胸を膨らませることができる東北を創り上げることが真の復興であると述べ、新たな創造と可能性の地としての東北を共に創り上げようと呼びかけた。

日本経済については、力強い日本経済を立て直すため、「三本の矢」を力強く射込むと述べ、「三本の矢」として、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を挙げた。また、海外の成長を日本に取り込むべく、世界のフロンティアに飛び込んでいかねばならないと述べ、このために強い農業を創ること、最先端医療技術を活用した健康長寿社会を目指すこと、クール・ジャパンを世界に誇るビジネスにすることなどを表明した。

ＴＰＰについては、聖域なき関税撤廃は前提ではないことを、オバマ大統領との会談で確認したことを明らかにし、今後、政府の責任において、交渉参加について判断すると述

べた。

また、日本を世界の成長センターにするため、総合科学技術会議を司令塔として、世界で最もイノベーションに適した国を創り上げると述べ、大胆な規制改革を含め、世界中の研究者が日本に集まるような環境を整備し、日本に新たな可能性をもたらす海洋開発、宇宙利用、ＩＴ活用などのイノベーションを力強く進めていくと表明した。

エネルギー政策については、エネルギーの安定供給とコストの低減に向け、責任ある政策を構築していくと述べ、東京電力福島第一原子力発電所事故の反省に立ち、原子力規制委員会の下で、新たな安全文化を創り、その上で、安全が確認された原発は再稼働するとの考えを表明した。その一方で、省エネルギーと再生可能エネルギーの最大限の導入を進め、原発依存度を低減させていくと同時に、電力システム改革にも着手する考えを明らかにした。

また、世界で一番企業が活躍しやすい国を目指すとして、規制改革、行政改革、公務員制度改革、地方分権改革を進める考えも示した。

次いで、世界に挑む中小企業経営者の事例を紹介した上で、高い技術と意欲を持つ中小企業や小規模事業者の挑戦を応援し、試作品開発や販路開拓などの新しいチャレンジを応援する仕組みを用意すると述べ、今こそ世界一を目指していこうと呼びかけた。

その上で、世界一を目指し、経済を成長させるのは、働く意欲のある人たちに仕事を創り、頑張る人たちの手取りを増やすためであるとして、日々の暮らしを少しでも良くするため、強い経済を取り戻すとの決意を表明した。

安全・安心な国創りについては、命を守るための国土強靱化が焦眉の急であり、また、首都直下地震や南海トラフ地震など、大規模な自然災害への備えも急がなければならないと述べ、徹底した防災・減災対策、老朽化対策を進め、国民の安全を守ると表明した。

加えて、サイバー犯罪、サイバー攻撃、暴力団やテロリストなどへの対策・取締りを徹底するとともに、消費者の安全、安心を確保し、世界一安心・安全な国、日本を創り上げるとの決意を明らかにした。

暮らしの不安への対応については、子どもたちが主役の教育再生を挙げ、平成18年に改正した教育基本法を踏まえ、現場での具体的な改革を進めると述べ、まずは、教育再生実行会議が取りまとめた、道徳教育の充実を始めとする、いじめ対策の提言を実行し、教育現場で起きる問題に、的確で速やかな対応が行える体制を整えるとの意向を示した。

また、世界トップレベルの学力を育むための取組や、大学の在り方の見直しを行う考えを示すとともに、６・３・３・４制の見直しによる平成の学制大改革を始め、教育再生に向けた課題について今後検討を進める考えを示した。

子育て・介護を支える社会については、まず、子育てについて、待機児童の解消に向け、保育所の受入児童数の拡大、休日・夜間保育などの拡充を行うとともに、放課後児童クラブを増設し、地域による子育て支援にも力を入れる考えを表明し、仕事との両立支援や仕事への復帰も応援すると述べた。

また、介護については、介護と仕事を両立しやすい社会を創るため、両立するための知識やノウハウを周知して、様々な支援を受けられるようにするとともに、質が高く、必要な介護が行われる体制を整えると述べた。

さらに、女性が輝く日本や、誰もが再チャレンジできる社会を創る考えを明らかにするとともに、持続可能な社会保障制度の構築に向け、社会保障制度改革国民会議における議論を経て改革を具体化していくことや、財政健全化目標の実現を目指すことを表明した。

外交・安全保障では、日本外交を立て直し、世界における確固とした立ち位置を明確にしていくと宣言した。

その上で、その基軸となるのは日米同盟であるとの認識を示し、２月22日のオバマ大統領との会談により、内外に緊密な日米同盟の復活を示すことができたと述べた。在日米軍再編については、現行の日米合意に従って進め、抑止力を維持しつつ、沖縄の負担軽減に

全力で取り組むとし、特に、普天間飛行場移設問題については、沖縄の方々の声によく耳を傾け、信頼関係を構築しながら、普天間飛行場の移設及び嘉手納以南の土地の返還計画を早期に進めるとの意向を表明した。

北朝鮮が核実験を強行したことについては、断じて容認できないとし、厳重に抗議し、非難するとした。また、拉致問題については、北朝鮮に対話と圧力の方針を貫き、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国、拉致に関する真相究明、拉致実行犯の引渡しの３点に向けて全力を尽くすと述べ、北朝鮮に対し、拉致、核、ミサイルの諸懸案の包括的な解決に向けて具体的な行動をとるよう強く求めると述べた。

尖閣諸島については、日本固有の領土であることは明白であり、解決すべき領有権の問題は存在しないとした上で、事態をエスカレートさせる危険な行為は厳に慎むよう、強く自制を求めると述べた。

同時に、日中関係は、最も重要な二国間関係の一つであるとの認識を示し、戦略的互恵関係の原点に立ち戻るよう求めていくと述べた。

日韓関係については、困難な問題もあるが、21世紀にふさわしい未来志向で重要なパートナーシップの構築を目指して協力していくと述べた。

日露関係については、日露関係全体の発展を図りながら、最大の懸案である北方領土問題を解決して平和条約を締結すべく、腰を据えて取り組むと述べた。

また、国民の生命財産、我が国の領土・領海・領空を断固として守り抜く決意を表明し、11年ぶりの防衛関係費の増加や自衛隊の対応能力の向上に取り組む考えを示した。さらに、外交・安全保障政策の司令塔となる国家安全保障会議の設置に向けた検討を本格化させるとともに、安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会において、21世紀の国際情勢にふさわしい我が国の立ち位置を追求していくと述べた。

最後に、国会議員の使命は、国家国民のため、互いに寛容の心を持って、建設的な議論を行い、結果を出していくことだと述べ、自らも各党各会派と丁寧な議論を積み重ね、合意を得る努力を進めるとの決意を示した上で、議場にいる全ての国会議員に対し、国会議員となったときの熱い初心を思い出し、建設的な議論を行ってほしいと呼び掛けた。

これに対する本会議の**代表質問**は、３月４日及び５日の両日行われ、経済・金融政策、雇用政策、財政健全化、消費税率引上げ、社会保障政策、東日本大震災からの復興、東京電力福島第一原子力発電所事故への対応、ＰM2.5による中国の大気汚染、再生可能エネルギーの導入拡大、ＴＰＰ協定交渉参加問題、日中・日韓関係、北朝鮮問題、農業政策、衆議院議員の定数削減などについて議論が展開された。

参議院においては、同月５日及び６日に代表質問が行われた。

### 平成24年度補正予算、平成25年度総予算及び平成25年度暫定予算審議

「日本経済再生に向けた緊急経済対策」等を実施するための平成24年度補正予算は、２月６日に予算委員会で提案理由の説明が行われ、同委員会の審査を経て、同月14日の本会議で可決され、同月26日の参議院本会議において可決、成立した。

老朽化対策など国民の命と暮らしを守る公共事業予算や国民の安心のための防衛予算を充実する一方で、生活保護や地方公務員給与等の適正化・見直しなどを行う平成25年度総予算は、予算委員会で３月６日に提案理由の説明が行われた後、集中審議、参考人質疑、公聴会、分科会等を含む同委員会の審査が行われ、４月16日に可決された。同日の本会議において、民主から提出された編成替えを求める動議、維新及びみんなから共同提出された修正案をそれぞれ否決した後、平成25年度総予算は、記名投票の結果可決されたが、５月15日の参議院本会議において否決され、衆参両院で異なる議決となった。

このため、同日、両院協議会が開かれたが、両院の意見の一致がみられなかったため、憲法第60条第２項の規定に基づき本院の議決が

国会の議決となった。

なお、平成25年度総予算の年度内成立が困難となったため、４月１日から５月20日までの期間（50日間）について、必要最小限の経費（暫定予算としては過去最大規模の13兆1,808億円）を盛り込んだ平成25年度暫定予算が政府から提出され、同暫定予算は、３月28日に予算委員会で提案理由の説明が行われた後、同委員会の審査を経て、同日の本会議で可決され、翌29日の参議院本会議において、可決、成立した。

### 主な議案の審議

社会保障・税に関わる番号制度関連法案として、個人番号等を活用した効率的な情報の管理、利用及び迅速な情報の授受等のために必要な事項等を定める「行政手続特定個人識別番号利用等法案」、行政手続特定個人識別番号利用等法の施行に伴い、関係法律の規定の整備を行う「行政手続特定個人識別番号利用等法関係法整備等法案」、内閣官房に内閣情報通信政策監を置く「内閣法等改正案」、個人番号を生成する機関となる地方共同法人を設置する「地方公共団体情報システム機構法案」の４法律案が３月１日、内閣から提出された。

これら４法律案は、内閣委員会の審査を経て、５月９日の本会議において、「行政手続特定個人識別番号利用等法案」及び「内閣法等改正案」の２法律案がいずれも修正議決され、その他の２法律案がいずれも原案のとおり可決され、参議院に送付された。５月24日の参議院本会議において、４法律案は可決、成立した。**【詳細は、(2)社会保障・税に関わる番号制度関係参照】**

消費税率の引上げに際し、特定事業者による消費税の転嫁拒否等の行為を是正するための措置等を定めた「消費税転嫁阻害行為是正等特措法案」が３月22日、内閣から提出された。

同法律案は、経済産業委員会の審査を経て、５月17日の本会議において修正議決され、６月５日の参議院本会議において可決、成立した。**【詳細は、(3)消費税転嫁対策関係参照】**

厚生年金基金の特例的な解散制度を導入するとともに、国民年金の第３号被保険者に関する記録不整合期間の保険料納付を可能とする「厚生年金保険法等改正案」が４月12日、内閣から提出された。

同法律案は、厚生労働委員会の審査を経て、５月23日の本会議において修正議決され、６月19日の参議院本会議において可決、成立した。**【詳細は、(4)公的年金関係（厚生年金基金制度の見直し、国民年金第３号被保険者の記録不整合問題への対応）参照】**

不法な連れ去り又は不法な留置がされた場合において子をその常居所を有していた国に返還すること等を定める「国際的な子の奪取の民事上の側面条約」（ハーグ条約）は、外務委員会の審査を経て、４月23日の本会議において承認され、５月22日の参議院本会議において承認された。

また、同条約の的確な実施を確保するため、子をその常居所を有していた国に迅速に返還するために必要な裁判手続等を定める「国際的な子の奪取の民事上の側面条約実施法案」は、法務委員会の審査を経て、５月９日の本会議において可決され、６月12日の参議院本会議において可決、成立した。**【詳細は、(5)国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）関係参照】**

選挙制度に関しては、衆議院議員選挙区画定審議会の勧告を受けて、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定を行う「衆議院小選挙区人口較差是正公職選挙法等改正案」が、倫理選挙特別委員会の審査を経て、４月23日の本会議において可決され、参議院に送付されたが、送付後60日以内に議決しなかったことを受け、６月24日の本会議において憲法第59条第４項の規定に基づき参議院が否決したものとみなす議決が行われた後、憲法第59条第２項の規定により、出席議員の３分の２以上の多数をもって再可決され、成立した。

また、インターネット等を利用した選挙運動を解禁する「公職選挙法改正案」が、倫理選挙特別委員会の審査を経て、４月12日の本会議において修正議決され、同月19日の参議院本会議において可決、成立した。

さらに、成年被後見人の選挙権を回復する「成年被後見人選挙権回復等公職選挙法等改正案」が倫理選挙特別委員会の審査を経て、５月21日の本会議において可決され、同月27日の参議院本会議において可決、成立した。

**【詳細は、(6)選挙制度関係参照】**

このほか、我が国の特色を生かした魅力ある商品等の海外需要の開拓を行う事業活動等に対し資金供給等を行う株式会社を設立する「株式会社海外需要開拓支援機構法案」（クール・ジャパン推進機構法案）が、経済産業委員会の審査を経て、５月28日の本会議において可決され、６月12日の参議院本会議において可決、成立した。

住民等の円滑かつ安全な避難を確保するための措置の拡充、国による応急措置の代行等について定める「災害対策基本法等改正案」が、災害対策特別委員会の審査を経て、５月28日の本会議において可決され、６月17日の参議院本会議において可決、成立した。

食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度を創設する「食品表示法案」が、消費者問題特別委員会の審査を経て、５月31日の本会議において修正議決され、６月21日の参議院本会議において可決、成立した。

継続審査となった主な議案としては、特定適格消費者団体による被害回復裁判手続の追行等を定めた「消費者財産的被害集団回復民事裁判手続特例法案」、在外邦人等の輸送に際して同乗させることができる者の範囲の拡大等を定めた「自衛隊法改正案」などがある。

また、本院を通過した議案のうち参議院において審査未了となった主なものとしては、電力システム改革の段階的な実施に関するプログラム規定の整備等を行う「電気事業法改正案」、海賊多発海域を航行する日本船舶において小銃を所持した警備員による警備の実施を認める「海賊多発海域日本船舶警備特措法案」、被保護者の就労による自立促進、不正受給対策の強化、医療扶助の適正化等を行う「生活保護法改正案」、生活困窮者に対する自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給等を定めた「生活困窮者自立支援法案」などがある。

決議案は、「北朝鮮による３度目の核実験に対する抗議決議案」及び「第32回オリンピック競技大会及び第16回パラリンピック競技大会に関する決議案」の２件が本会議において可決された。

### その他

６月24日の本会議において、安倍内閣総理大臣からＧ８ロック・アーン・サミット出席等に関する報告があり、報告に対する質疑が行われ、経済・金融政策、財政健全化、法人実効税率の引下げ等が議論された。

参議院本会議においては、５月９日、川口順子参議院環境委員長の解任決議案が、６月26日、安倍内閣総理大臣の問責決議案が、それぞれ可決された。

１月28日、みどりの風が共同代表制を廃止し、谷岡郁子参議院議員が代表に就任した。

３月22日、国民新党が解散した。

### 会期末

会期終了日の６月26日、本会議において、法律案の議決、請願採択及び閉会中審査の手続が行われ、第183回国会は閉会した。

### 成立した主な法律案等

今国会において成立した法律案は、内閣提出法律案が63件、議員提出法律案が10件であった。前記以外の主なものとして、内閣提出法律案では、予防接種法改正案、建築物耐震改修促進法改正案、原子力損害賠償手続時効中断特例法案、障害差別解消推進法案などがあり、議員提出法律案では、子どもの貧困対策推進法案（厚生労働委員長提出）、いじめ防止対策推進法案などがある。

また、今国会において承認された条約は、９件であった。

### 第183回国会閉会後

７月21日、第23回参議院議員通常選挙が行われた。即日開票の結果、自由民主党が、選挙前の議席を大幅に増やし、連立政権を組む公明党とともに、非改選議席を含む参議院の過半数を獲得した。

一方、野党では、民主党が大幅に議席を減らし、みんなの党、日本共産党、日本維新の会が議席を増やした。**【詳細は、３　国政選挙結果（2）第23回参議院議員通常選挙参照】**

同月22日、新党改革の舛添要一代表が辞任し、新代表に荒井広幸参議院議員が就任した。

同月25日、社会民主党の福島瑞穂党首が辞任し、８月１日、又市征治参議院議員が党首代行に就任した。

７月26日、拉致問題特別委員会において、北朝鮮による拉致問題等について参考人から意見を聴取し、質疑が行われた。

第183回国会開会式

## 【第184回国会（臨時会）】

第184回国会は、平成25年８月２日に召集された。

この国会は、７月21日に第23回参議院議員通常選挙が行われたのを受けて召集された臨時会である。

召集日には、本会議において、議席の指定が行われ、会期が８月７日までの６日間と議決された後、議院運営委員長の選挙が行われ、引き続き、災害対策特別委員会外９特別委員会が設置された。

会期終了日の８月７日、本会議において、閉会中審査の手続が行われ、第184回国会は閉会した。

### 第184回国会閉会後

経済産業委員会において、９月27日及び30日、東京電力福島第一原子力発電所汚染水問題について質疑が行われた。

10月14日、社会民主党党首選挙の開票が行われ、吉田忠智参議院議員が新党首に選出され、同月26日、党首に就任した。

## 【第185回国会（臨時会）】

第185回国会は、平成25年10月15日に召集された。

召集日には、本会議において、議席の指定が行われ、会期が12月６日までの53日間と議決された後、議院運営委員長外14常任委員長辞任に伴う選挙が行われ、引き続き、特別委員会が設置された。休憩後、安倍内閣総理大臣の所信表明演説が行われた。

特別委員会については、召集日に災害対策特別委員会外９特別委員会が設置され、10月17日、新たに国家安全保障特別委員会が設置された。

この国会においては、「特定秘密保護法案」を始め、「安全保障会議設置法等改正案」「国家戦略特区法案」などが大きな焦点となった。

また、「産業競争力強化法案」「社会保障制度改革推進法案」などの審議が行われた。

このほか、東京電力福島第一原子力発電所汚染水問題、台風第26号等による風水害対策、復興特別法人税の前倒し廃止問題、衆議院の選挙制度改革、集団的自衛権、経済成長戦略、財政健全化、ＴＰＰ協定交渉問題、中国による「東シナ海防空識別区」設定問題などが議論された。

### 所信表明演説及び代表質問

召集日の10月15日、衆参両院の本会議において、安倍内閣総理大臣の**所信表明演説**が行われた。

安倍内閣総理大臣は冒頭で、豪雨、台風等により亡くなられた方々に哀悼の意を表するとともに、被災地域の早期の復旧に向け全力で取り組むとの決意を示した。

次いで、「三本の矢」は、世の中の空気を一変させたが、景気回復の実感はいまだ全国津々浦々まで届いてはおらず、デフレからの脱却は道半ばであるとの認識を示し、この道を迷わずに進むしかないと述べた。

震災復興については、一日も早い復興に向けて取組を更に加速するとともに、将来の大規模災害に備え、強靱な国づくりを進めていくと述べた。また、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水対策については、東京電力任せにすることなく、国が前面に立って責任を果たすと述べた。その上で、被災地の復興なくして、日本の再生なしと述べ、福島の未来への責任を内閣総理大臣として果たしていく覚悟を示した。

成長戦略については、起業・創業の精神にあふれた国を取り戻すことや若者が活躍し、女性が輝く社会を創り上げることこそが私の成長戦略であると述べた。その上で、果敢にチャレンジする企業を応援するとして、企業実証特例制度の新設や、今後３年間を集中投資促進期間としてあらゆる施策を総動員することなどによって、頑張る人々の雇用拡大や収入増を目指すとともに、これによる経済の好循環を実現するため、政・労・使の連携を深めるとした。

また、成長分野で意欲ある人にチャンスを創るとして、電力システム改革の断行や再生医療に関する制度の見直しを進めると述べる

とともに、農地集積バンクの創設や６次産業化の推進により、今後10年間で農業・農村全体の所得倍増を目指すと宣言した。

さらに、世界で一番企業が活躍しやすい国を目指すとして、国家戦略特区制度の創設や、ＴＰＰ交渉によってアジア・太平洋の新たな経済秩序づくりに貢献していくと表明するとともに、国家公務員制度改革を推進していくと述べた。

加えて、この国会は成長戦略の実行が問われる国会だと述べ、しっかりと結果を出すことによって、力強く成長する姿を世界に発信していこうと訴えた。

社会保障制度については、制度を次世代に安定的に引き渡していくためには、消費税引上げと同時に、保険料収入や税収の基盤である強い経済を取り戻さねばならないと述べるとともに、こうした取組の下、中長期の財政健全化目標の実現を目指すとし、強い経済の復活と財政再建の必要性を訴えた。併せて、持続可能な制度を構築しなければならないと述べ、少子化対策の充実による全世代型の社会保障への転換や医療・介護保険・公的年金の受益と負担の均衡が取れた制度への改革を進めるなどとした。

外交・安全保障政策については、安全保障環境が厳しさを増す現実から目を背けず、現実を直視した外交・安全保障政策の立て直しを進めていくと宣言し、国家安全保障会議の創設や国家安全保障戦略の策定を行うとともに、日米同盟を基軸とし、価値観を共有する国々と連携を強めていくとした。また、在日米軍再編について現行の日米合意に従って進めるとともに、拉致問題について全面解決に向けて全力を尽くしていくとの決意を表明した。

最後に、先般の参議院選挙により国会のねじれが解消されたことを受け、この選挙結果に政策を前に進めることで応えていかなければならないとの覚悟を示した。その上で、定数削減を含む選挙制度改革について結論を得よう、憲法改正について国民的な議論を更に深めながら前に進んで行こうと訴えた後、決める政治によって国民の負託にしっかりと応えていこうと呼びかけた。

これに対する本会議の**代表質問**は、10月16日及び17日の両日行われ、東京電力福島第一原子力発電所の汚染水問題、消費税率引上げ問題、成長戦略、社会保障制度改革、ＴＰＰ協定交渉問題、積極的平和主義、特定秘密保護法案、憲法改正問題、復興特別法人税の前倒し廃止問題、外交・安全保障問題、東日本大震災復興問題、行政改革などについて議論が展開された。

参議院においては、同月17日及び18日に代表質問が行われた。

### 主な議案の審議

外交・安全保障政策の司令塔として、内閣に国家安全保障会議を設置する「安全保障会議設置法等改正案」は、第183回国会の６月７日に内閣から提出され、今国会まで継続審査となっていた。

同法律案は、国家安全保障特別委員会の審査を経て、11月７日の本会議において修正議決され、11月27日の参議院本会議において、可決、成立した。**【詳細は、(7)国家安全保障会議設置関係参照】**

我が国の安全保障に関する情報のうち特に秘匿する必要があるものの保護に関し、必要な事項を定めた「特定秘密保護法案」が10月25日、内閣から提出された。

同法律案は、国家安全保障特別委員会の審査を経て、11月26日の本会議において修正議決され、12月６日の参議院本会議において可決、成立した。**【詳細は、(8)特定秘密保護関係参照】**

規制改革等の施策を総合的・集中的に推進するため、国家戦略特区制度を創設する「国家戦略特区法案」が11月５日、内閣から提出された。

同法律案は、内閣委員会の審査を経て、11月21日の本会議において修正議決され、12月７日の参議院本会議において可決、成立した。**【詳細は、(9)国家戦略特区関係参照】**

成長戦略の実行体制を確立するとともに、規制改革や産業の新陳代謝を進めるための措置等を定めた「産業競争力強化法案」は、経

済産業委員会の審査を経て、11月19日の本会議において修正議決され、12月４日の参議院本会議において可決、成立した。**【詳細は、(10)産業競争力強化関係参照】**

社会保障制度改革の全体像及び進め方を定めた「社会保障制度改革推進法案」は、厚生労働委員会の審査を経て、11月19日の本会議において可決され、12月５日の参議院本会議において可決、成立した。**【詳細は、(11)持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進関係参照】**

電力システム改革の段階的な実施に関するプログラム規定の整備等を行う「電気事業法改正案」は、経済産業委員会の審査を経て、11月１日の本会議において可決され、11月13日の参議院本会議において可決、成立した。**【詳細は、(12)電力システム改革関係参照】**

在外邦人等の輸送に際して同乗させることができる者の範囲の拡大等を定めた「自衛隊法改正案」は、安全保障委員会の審査を経て、11月１日の本会議において可決され、11月15日の参議院本会議において可決、成立した。**【詳細は、(13)自衛隊による在外邦人等の輸送関係参照】**

このほか、特定適格消費者団体による被害回復裁判手続の追行等を定めた「消費者財産被害集団回復民事裁判手続特例法案」が、消費者問題特別委員会の審査を経て、11月１日の本会議において修正議決され、12月４日の参議院本会議において可決、成立した。

海賊多発海域を航行する日本船舶において小銃を所持した警備員による警備の実施を認める「海賊多発海域日本船舶警備特措法案」が、国土交通委員会の審査を経て、11月５日の本会議において可決され、11月13日の参議院本会議において可決、成立した。

継続審査となった主な議案としては、内閣における幹部職員人事の一元管理等や内閣人事局の設置等を定めた「国家公務員法等改正案」、我が国とトルコ共和国との間における原子力の平和的利用に関する協力のための法的枠組みについて定めた「日・トルコ原子力協定」などがある。

主な決議案としては、「安倍内閣不信任決議案」が12月６日提出され、同日の本会議において否決された。このほか、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に関する決議案」及び「中国による防空識別圏設定に抗議し撤回を求める決議案」の２件が本会議において可決された。

### その他

災害対策特別委員会において、10月30日、平成25年台風第26号による被害状況等調査のため、東京都（伊豆大島）に委員派遣を行った。

### 会期末

12月６日の本会議において、法律案等の議決、請願採択及び閉会中審査の手続が行われた後、今国会の会期を同月８日まで２日間延長することが議決された。次いで、安倍内閣不信任決議案が否決され、２日後の同月８日、第185回国会は閉会した。

### 成立した主な法律案等

今国会において成立した法律案は、内閣提出法律案が27件、議員提出法律案が12件であった。前記以外の主なものとして、内閣提出法律案では、自動車運転死傷行為等処罰法案、高校授業料不徴収・就学支援金支給法改正案、民法改正案、薬事法及び薬剤師法改正案などがあり、議員提出法律案では、特定地域旅客自動車運送事業特措法等改正案、防災・減災等国土強靱化基本法案、東日本大震災原子力賠償特例法案（文部科学委員長提出）などがある。

また、今国会において承認された条約は、11件であった。

### 第185回国会閉会後

農林水産委員会において、12月18日、畜産問題等について質疑が行われた後、平成26年度畜産物価格等に関する件について決議がなされた。

同日、結いの党が結成され、江田憲司議員が代表に就任した。

## (2) 社会保障・税に関わる番号制度関係

### ア　国会で議論されるに至った経緯

**(ア) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案(内閣提出)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)及び地方公共団体情報システム機構法案(内閣提出)**

社会保障･税に関わる番号制度については、平成21年９月に発足した民主党を中心とする連立政権の下､同年12月に閣議決定された｢平成22年度税制改正大綱｣において､｢社会保障制度と税制を一体化し、真に手を差し伸べるべき人に対する社会保障を充実させるとともに、社会保障制度の効率化を進めるため、また所得税の公正性を担保するために、正しい所得把握体制の環境整備が必要不可欠｣であることから、その導入を進めるとされた。

同大綱に基づき、政府で検討が行われ、平成22年６月､内閣官房国家戦略室において｢中間取りまとめ｣が公表された｡｢中間取りまとめ｣は、番号制度の導入に向けて､｢利用範囲をどうするか｣｢制度設計をどうするか｣｢保護の徹底をどうするか｣という三つの視点から選択肢を示し、それらのメリット・コスト等を整理したものである。

平成22年10月に内閣総理大臣の下に設置された｢政府・与党社会保障改革検討本部｣(以下｢改革検討本部｣という。)の下で、同年11月から｢社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会｣(以下｢実務検討会｣という。)が開催された。実務検討会での検討内容を踏まえ、改革検討本部は、平成23年１月､｢社会保障・税に関わる番号制度についての基本方針｣(以下｢基本方針｣という。)を決定した。基本方針は、番号制度の理念、番号制度に必要な三つの仕組み、想定される番号の利用場面、マイ・ポータル（仮称）の設置、個人情報保護の方策、今後の進め方等を内容とするものである。

平成23年４月、実務検討会は、基本方針を踏まえた検討に基づき｢社会保障・税番号要綱｣(以下｢要綱｣という。)を決定し、同年６月、改革検討本部は、基本方針及び要綱を踏まえた実務検討会での検討に基づく｢社会保障・税番号大綱｣(以下｢大綱｣という。)を決定した。大綱では、具体的に法令その他で措置する制度設計の内容等について方向性が示された。この中で､｢番号｣を生成する機関を特別の法律に基づく法人として設立することが盛り込まれた。

その後、大綱を基に実務検討会での議論や｢社会保障・税番号制度の法律事項に関する概要｣の決定等を経て、平成24年２月14日、**行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案**及び**地方公共団体情報システム機構法案**（以下｢番号関連３法律案｣という。）が閣議決定され、同日、第180回国会に提出された。その後、番号関連３法律案は民主党、自由民主党及び公明党との間で修正協議が行われ、同国会の会期終了日２日前の９月６日に内閣委員会に付託されて継続審査とされたが､第181回国会での衆議院の解散に伴い廃案となった。

衆議院議員総選挙後の平成24年12月に発足した自由民主党と公明党の連立政権では、廃案となった番号関連３法律案を基本に、先の修正協議を踏まえた法案化作業が進められた。平成25年３月１日、修正協議を踏まえて手直しされた**行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案**及び**地方公共団体情報システム機構法案**は、後述(**イ**)の**内閣法等の一部を改正する法律案**とともに閣議決定され、同日、第183回国会に提出された。

**(イ) 内閣法等の一部を改正する法律案(内閣提出)**

政府によるＩＴ投資（行政情報システムを

含む。）は、各府省個別に行われてきた結果、重複や連携不足などによる無駄の発生や利便性の低下といった問題を抱えている。そこで、政府全体のＩＴ政策を統括する者（政府ＣＩＯ）を設置し、各府省とハイレベルの調整を行えるようにすることで、政府のＩＴ投資における無駄を省き、国民の利便性を向上させる体制を構築することが急務とされている。

こうした現状を踏まえ、内閣に設置された高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（以下「ＩＴ戦略本部」という。）は、「ｉ－Ｊａｐａｎ戦略2015」（平成21年７月決定）において、電子政府と行政改革を担う政府ＣＩＯを任命し、予算の調整や配分等の必要な権限と組織を早期に整備すること、「新たな情報通信技術戦略」（平成22年５月決定）において、政府ＣＩＯの設置等推進体制を速やかに整備すること、「電子行政推進に関する基本方針」（平成23年８月決定）において、政府の電子行政推進に係る実質的な権能を有する司令塔として、政府ＣＩＯ制度を導入することとした。

一方、平成24年２月に国会に提出された番号関連３法律案との関係では、番号制度に係るシステムの調達・運営に多額の経費を要することや省庁横断的に作る必要があることから同システム構築の在り方が問題とされ、政府ＣＩＯ制度の早期実現が求められた。

ＩＴ戦略本部及び行政改革実行本部に設置された政府情報システム刷新有識者会議は、平成24年８月の「政府情報システム刷新のための共通方針（提言）」において、政府情報システム刷新に関し、政府ＣＩＯの下で今後５年間を目途に取り組むべき施策について取りまとめ、政府に対し提言を行った。その中では、政府ＣＩＯについて、その役割・権限等について定めた法案の次期通常国会への提出を目指す必要があることや番号制度に関する施策の推進では特に強いリーダーシップを発揮することなどとされた。なお、同提言に対し、政府は平成24年11月の「政府情報システム刷新に当たっての基本的考え方」（ＩＴ戦略本部及び行政改革実行本部決定）の中で「最大限に尊重」するとした。

政府は平成24年８月に内閣官房に政府ＣＩＯを置くとともに、ＩＴ戦略本部及び行政改革実行本部において「政府ＣＩＯ制度の推進体制について」を決定した。

その後、平成24年12月の衆議院議員総選挙の際、自由民主党が公表した「Ｊ－ファイル2012総合政策集」では、「政府のＩＣＴ政策を一元的に把握し、政府のＩＣＴ投資計画を策定する政府ＣＩＯを法的根拠に基づいて設置」するとされた。

このような経緯を踏まえ、平成25年３月１日、政府ＣＩＯとしての内閣情報通信政策監の設置等を内容とする**内閣法等の一部を改正する法律案**は、前述(**ア**)の修正協議を踏まえて手直しされた**行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案**等とともに閣議決定され、同日、第183回国会に提出された。

### イ　関連議案の概要

#### （ア）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案（内閣提出）

行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者が、個人番号及び法人番号の有する特定の個人及び法人その他の団体を識別する機能を活用し、並びに当該機能によって異なる分野に属する情報を照合してこれらが同一の者に係るものであるかどうかを確認することができるものとして整備された情報システムを運用して、効率的な情報の管理及び利用並びに他の行政事務を処理する者との間における迅速な情報の授受を行うことができるようにするとともに、これにより、これらの者に対し申請、届出その他の手続を行い、又はこれらの者から便益の提供を受ける国民が、手続の簡素化による負担の軽減、本人確認の簡易な手段その他の利便性の向上を得られるようにするために必要な事項を定める等の措置を講ずるものであり、その主な内容は、以下のとおりである。

ａ　市町村長は、住民票に住民票コードを記載したときは、速やかに、住民票コードを変換して得られる個人番号を指定し、その者に対し、当該個人番号を通知カードにより通知しなければならないものとすること。

ｂ　個人番号を利用することができる者及び

その利用範囲を定めること。

c　市町村長は、住民基本台帳に記録されている者に対し、その者の申請により、その者の氏名、住所、個人番号等が記載された個人番号カードを交付するものとすること。

d　個人番号を利用して事務を処理する者の求めに応じ、情報提供ネットワークシステムを使用して、個人番号をその内容に含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）を提供する場合など、一定の場合を除き、特定個人情報の提供を制限すること。

e　内閣府に、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な指導及び助言等の措置を講ずることを任務とする特定個人情報保護委員会を設置し、同委員会の組織、業務等を定めること。

f　国税庁長官は、法人等に対して法人番号を指定するものとし、行政機関の長等は、他の行政機関の長等に対して法人番号を通知することにより、法人等に関する情報の提供を求めるものとすること。

g　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して３年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

**（イ）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出）**

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の規定の整備等を行うものであり、その主な内容は、以下のとおりである。

a　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、住民基本台帳法、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律等36の関係法律の規定の整備等を行うこと。

b　この法律は、一部の規定を除き、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行の日から施行すること。

**（ウ）内閣法等の一部を改正する法律案（内閣提出）**

内閣官房における情報通信技術の活用に関する総合調整機能を強化するため内閣官房に特別職の国家公務員として内閣情報通信政策監を置くとともに、内閣情報通信政策監をＩＴ戦略本部の本部員に加える等の措置を講ずるものであり、その主な内容は、以下のとおりである。

a　内閣官房に、特別職の国家公務員として内閣情報通信政策監を一人置くこととし、内閣情報通信政策監は、内閣官房長官及び内閣官房副長官を助け、命を受けて内閣官房の事務のうち情報通信技術の活用による国民の利便性の向上及び行政運営の改善に関するものを統理すること。

b　ＩＴ戦略本部の本部員に内閣情報通信政策監を加えるとともに、ＩＴ戦略本部は、その所掌事務のうち、府省横断的な計画の作成や施策の実施に関する指針の作成などに関するものを内閣情報通信政策監に行わせることができること。

c　ＩＴ戦略本部の本部員たる内閣情報通信政策監は、ｂの事務を行う場合において、必要があると認めるときは、本部長たる内閣総理大臣に意見を述べることができることとし、また、内閣総理大臣は、当該事務の適切な実施を図るため必要があるときは、内閣情報通信政策監に当該事務の実施状況などの報告を求めることができること。

d　この法律は、一部の規定を除き、平成25年４月１日から施行すること。

**（エ）地方公共団体情報システム機構法案（内閣提出）**

地方公共団体が共同して運営する組織として、住民基本台帳法、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による事務並びにその他の地方公共団体の情報システムに関する事務を地方公共団体に代わって行うこと等を目的とする地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）を設立することとし、

その組織、業務の範囲等に関する事項を定めるものであり、その主な内容は、以下のとおりである。

a　機構の設立については、都道府県知事、市長及び町村長の全国的連合組織が設立委員を選任し、設立委員が機構の定款、事業計画及び予算を作成し、総務大臣の認可を申請するものとし、その出資者は地方公共団体に限ること。

b　機構に、都道府県知事、市長、町村長の代表者及びこれと同数の学識経験者で構成する代表者会議を設置し、定款の変更、予算及び事業計画の作成等の重要事項を議決し、理事長及び監事を任命すること。また、外部の学識経験者で構成する審議機関として経営審議委員会を設置し、予算等に関する基本的事項について審議を行うとともに、必要に応じて、理事長に建議を行うことができること。

c　機構に、役員として、理事長、副理事長、理事及び監事を置き、理事長は、機構を代表し、その業務を総理すること。

d　機構の業務として、住民基本台帳法、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による事務を行うとともに、地方公共団体の情報システムに関する事務の受託、地方公共団体に対する地方公共団体の情報システムに関する情報の提供、助言その他の支援等を行うこと。

e　機構の財務及び会計について定めること。また、機構の運営に要する費用は、定款で定めるところにより、地方公共団体が負担すること。

f　機構に対する国の関与については、その設立及び定款の変更に際して総務大臣が認可を行うほか、この法律等に違反し、又は違反するおそれがある場合には、総務大臣は報告徴収若しくは立入検査又は違法行為等の是正要求を行うことができること。

g　財団法人地方自治情報センターは、平成26年４月１日に解散するものとし、その権利及び義務については、機構が承継すること。また、機構は、財団法人自治体衛星通信機構が指定認証機関として処理することとされている事務に係る権利及び義務について承継するとともに、これらの承継に伴い必要な措置を講ずること。

h　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行すること。

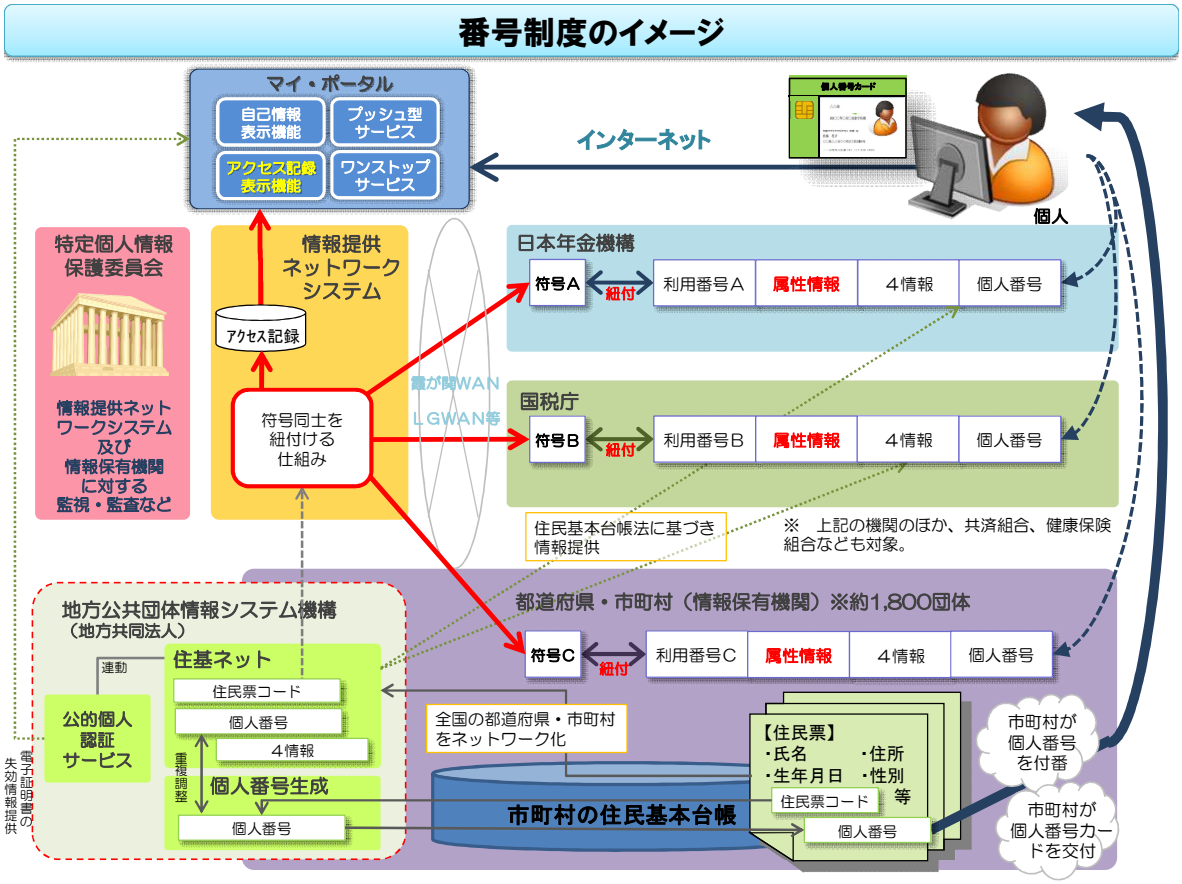


（出所：平成25年３月内閣官房資料）

### ウ　審議経過

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案、内閣法等の一部を改正する法律案及び地方公共団体情報システム機構法案（以下「各法律案」という。）は、平成25年３月１日、国会に提出され、22日に、本会議において一括して趣旨説明の聴取及び質疑が行われ、いずれも内閣委員会に付託された。

同委員会においては、27日に各法律案の提案理由の説明を聴取した後、直ちに質疑に入り、４月５日に参考人からの意見聴取及び参考人に対する質疑を行い、11日に総務委員会、財務金融委員会及び厚生労働委員会との連合審査会を行った。

その後、24日には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案及び内閣法等の一部を改正する法律案に対して、自民、民主、維新、公明、みんなの５会派共同提案による修正案（以下「両修正案」という。）が提出され（後記参照）、両修正案の趣旨説明を聴取した後、各法律案及び両修正案を一括して議題とし、質疑が行われた。26日には、安倍内閣総理大臣出席の下、質疑が行われ、同日質疑を終局した。

次いで、各法律案及び両修正案について一括して討論を行い、順次採決したところ、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案及び内閣法等の一部を改正する法律案については、賛成多数をもって修正議決すべきものと議決され、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び地方公共団体情報システム機構法案については、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決された。

なお、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案及び

**内閣法等の一部を改正する法律案**に対し附帯決議が付された。

５月９日、本会議において、**行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案**及び**内閣法等の一部を改正する法律案**は修正議決され、**行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案**及び**地方公共団体情報システム機構法案**は可決され、参議院に送付された。

参議院においては、24日の本会議において可決され、各法律案は成立した。

**（参考）両修正案の主な内容**

**（ア）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案に対する修正案**

a　目的の修正

この法律の目的として、行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な給付と負担の確保を図ることを明記すること。

b　基本理念の修正

この法律の基本理念として、国民の利便性の向上及び行政運営の効率化に資することを明記すること。

c　特定個人情報を提供することができる場合の追加

特定個人情報を提供することができる場合として、政令で定める国税に関する法律の規定により提供することができる場合を追加すること。

d　給付付き税額控除の施策に関する事務の的確な実施に係る検討

政府は、給付付き税額控除の施策の導入を検討する場合には、当該施策に関する事務が的確に実施されるよう、国の税務官署が保有しない個人所得課税に関する情報に関し、個人番号の利用に関する制度を活用して当該事務を実施するために必要な体制の整備を検討するものとすること。

**（イ）内閣法等の一部を改正する法律案に対する修正案**

a　内閣情報通信政策監に対する事務の委任

内閣情報通信政策監に対する事務の委任主体を高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部長（以下「本部長」という。）とするとともに、本部長は、関係行政機関、地方公共団体及び独立行政法人の長並びに特殊法人の代表者に対する資料の提出その他の協力の求めに係る事務を内閣情報通信政策監に行わせることができること。

b　関係行政機関の長に対する勧告

本部長は、内閣情報通信政策監の意見及び報告に基づき、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、勧告することができること。

c　施行期日の修正

施行期日を、「平成25年４月１日」から「公布の日」に改めること。

**エ　主な質疑事項**

**行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案**に対する主な質疑事項は、①番号制度の導入の意義、②番号制度導入の費用対効果の見通し、③米国において、共通する番号の利用をやめ、制度ごとの個別番号の利用に移行する動きがあると指摘される中で、我が国において共通の番号制度を導入する理由、④住基ネットに関する最高裁判決（最判平20・３・６　民集第62巻３号665頁）を踏まえた、番号制度におけるデータマッチングの是非、⑤法律の基本理念として、「行政運営の効率化を図り、もって国民の利便性の向上に資する」と規定した趣旨、⑥個人番号利用事務等の再委託を受けた者が情報漏えい等を起こした場合の責任の所在、⑦刑事事件の捜査において収集した特定個人情報については、特定個人情報保護委員会の監視、監督の権限が及ばないこととした理由、⑧給付付き税額控除の導入を想定して、本法律案の情報連携関連の規定部分に、地方税のみでなく国税部分も含める必要性、⑨システムの合理化及び効率化と費用の節減が相反する場合の優先度、⑩法人番号が付されない個人事業主及びその従業員についての個人番号の管理、⑪個人番号の利用範囲及び将来の民間における利用の可能性、⑫国・地方を含め

た総合的な個人情報保護法制を整備する必要性、⑬特定個人情報保護委員会の規模及び具体的な業務内容等であった。

**行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案**に対する主な質疑事項は、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の改正によって民間事業者に拡大される署名検証者の認定要件等であった。

**内閣法等の一部を改正する法律案**に対する主な質疑事項は、①内閣情報通信政策監に対するＩＴ戦略本部の事務の委任主体を「本部」から「本部長」とする必要性、②現行法体系における内閣官房の各府省に対する報告聴取の権限の根拠及び新設される内閣情報通信政策監の各府省に対する報告聴取の権限の根拠との違い、③内閣情報通信政策監にＩＴ関係予算の調整やＩＴ投資に係る業務改善に関する勧告権限を付与する必要性、④番号制度導入における内閣情報通信政策監の役割及び活用方策、⑤内閣情報通信政策監に求められる人物像、⑥内閣情報通信政策監の任期を法制化する必要性等であった。

**地方公共団体情報システム機構法案**に対する主な質疑事項は、①地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）の役員人事等の透明化の必要性、②行政刷新会議の事業仕分けにおいて、事業の見直し等の指摘を受けていた自治体衛星通信機構及び地方自治情報センターが番号制度の受け皿になることの是非、③機構による個人番号生成に要する費用の見積額、④機構に置かれる代表者会議及び経営審議委員会等の役割、⑤機構の財務諸表を企業会計と同じ様式にする必要性等であった。

## (3) 消費税転嫁対策関係

### ア　国会で議論されるに至った経緯

第180回国会において、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案」（以下「消費税法等改正案」という。）等が、民主党、自由民主党及び公明党の３党合意に基づく衆議院における修正を経て、平成24年８月10日に成立した。これにより、消費税率は、原則として、平成26年４月から８％、平成27年10月から10％に、段階的に引き上げられることとなった。

消費税は、転嫁を通じて最終的に消費者が負担するものであるが、消費税率の引上げに際して消費税を円滑かつ適正に転嫁できるかどうかは、中小企業事業者にとって最大の懸念事項であり、消費税を円滑かつ適正に転嫁できる環境を整備することが政府として極めて重要な課題となった。

平成元年の消費税導入時及び平成９年の消費税率引上げ時においては、転嫁・表示に関するガイドラインを作成するなどの消費税転嫁対策が実施されてきた。しかし、今次の消費税率の引上げは、二段階にわたるものでもあることから、中小零細事業者を中心に、消費税の価格への転嫁について強い懸念が示されており、過去に実施した円滑かつ適正な転嫁のための措置に加え、更なる対策を実施することが求められた。

このような状況も背景として、消費税法等改正案に対する衆議院における修正においては、「消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び下請代金支払遅延等防止法の特例に係る必要な法制上の措置を講ずること」との規定が追加された。

消費税転嫁対策については、野田内閣において、消費税の円滑かつ適正な転嫁等に資する総合的な対策の策定に向けた検討を行うため、「消費税の円滑かつ適正な転嫁等のための検討本部」が平成24年４月24日に設置されるなど、消費税法等改正案の成立前から、その検討が進められていた。他方、当時の与党民主党では、５月14日に、「転嫁対策・価格表示のあり方検討ワーキングチーム」が、各業界

団体からのヒアリングを実施し議論した結果を転嫁対策の方向性として「転嫁対策・価格表示のあり方について」にまとめ、政府に対して提言を行った。

５月31日には、「消費税の円滑かつ適正な転嫁等のための検討本部」が、「転嫁対策・価格表示に関する対応の方向性についての検討状況（中間整理）」を取りまとめ、「転嫁対策・価格表示のあり方について」に示された提言を全面的に反映するとともに、関係各省庁が実施したヒアリングの結果も考慮し、万全の対策を講じるために、その具体策について検討が進められることとなった。

その後、消費税法等改正案の成立を受けて、政府は、平成24年10月26日に、「消費税の円滑かつ適正な転嫁等のための検討本部」を「消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する対策推進本部」に改組し体制を整備するとともに、同日、「消費税の円滑かつ適正な転嫁・価格表示に関する対策の基本的な方針（中間整理の具体化）」を決定した。同方針では、消費税法等改正案の修正で盛り込まれた「独占禁止法及び下請法の特例に係る必要な法制上の措置」を具体化し、転嫁拒否等の行為を取り締まるとともに、被害者の救済を図り、また、転嫁カルテル・表示カルテルを独占禁止法の適用除外とする等の立法措置を講じることとした。

平成24年12月の第２次安倍内閣発足後も、転嫁対策に関する諸施策については、おおむね引き継がれる形となり、同内閣において必要な法制上の措置等に関する検討が進められた。一方、自由民主党及び公明党は、平成25年３月、政府に対し、転嫁対策法律案策定についての提言をそれぞれ行った。

それらを踏まえた上で、政府は、平成25年３月22日に、**消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法案**を閣議決定し、同日、国会に提出した。

### イ　関連議案の概要

**消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法案（内閣提出）**

平成26年４月１日及び平成27年10月１日における消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するため、消費税の転嫁を阻害する行為の是正、価格の表示並びに消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

a　特定の事業者による消費税の転嫁拒否等の行為（減額・買いたたき、購入強制・役務の利用強制、不当な利益提供の強制、税抜価格での交渉の拒否、報復行為）を迅速かつ効果的に是正するための制度を創設すること。

b　消費税の転嫁を阻害する表示を迅速かつ効果的に是正するための制度を創設すること。

c　事業者が、一定の誤認防止措置を講じているときに限り、消費税法の総額表示義務を解除すること。

d　事業者又は事業者団体が、公正取引委員会に届出をして行う、一定の要件を満たす消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為（転嫁カルテル及び表示カルテル）について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用を除外すること。

e　この法律は、一部の規定を除き、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行の日前の政令で定める日から施行すること。また、この法律は、平成29年３月31日限り、その効力を失うこと。

### ウ　審議経過

**消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法案**は、平成25年３月22日に提出され、４月12日の本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われた後、同日、経済産業委員会に付託された。

同委員会においては、同月19日、提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、24日及び26日、参考人からの意見聴取及び参考人に対する質疑を行い、５月16日、内閣委員会、財

務金融委員会及び消費者問題に関する特別委員会との連合審査会を行った。17日、安倍内閣総理大臣に対する質疑を行い、同日、質疑終局後、自民、民主及び公明から、事業者が禁止されることとなる消費税の転嫁を阻害する表示について､「消費税との関連を明示しているもの」に限られること等その範囲の明確化を図ることを内容とする修正案が提出され、趣旨説明を聴取した。次いで、討論、採決を行った結果、修正案及び修正部分を除く原案は、いずれも賛成多数をもって可決され、本法律案は修正議決すべきものと決した。なお、本法律案に対し、附帯決議が付された。

同日、本会議において、本法律案は修正議決され、参議院に送付された。

参議院においては、６月５日の本会議で可決され、成立した。

#### エ　主な質疑事項

主な質疑事項は、①現行独占禁止法及び下請法に照らした新規立法の必要性、②転嫁拒否等に係る相談・取締りの具体的スキーム、③転嫁拒否等への対応における公正取引委員会・関係省庁等の連携及び人員体制の強化の必要性、④転嫁拒否等を把握するための効果的な書面調査の在り方、⑤消費税の転嫁を阻害する表示として規制される具体例及びガイドラインの早期作成の必要性、⑥総額表示義務の解除による内税表示と外税表示の混在が消費者の混乱を招くことへの懸念、⑦円滑かつ適正な消費税転嫁のための環境整備に資する国民への広報の必要性等であった。

### (4) 公的年金関係（厚生年金基金制度の見直し、国民年金第３号被保険者の記録不整合問題への対応）

#### ア　国会で議論されるに至った経緯

**(ア) 厚生年金基金制度の見直し**

企業年金の一つである厚生年金基金制度は、老齢厚生年金の一部を厚生年金基金が国に代わって支給（代行給付）するとともに、企業の実情に応じて上乗せ給付を行う制度であり、代行相当部分を含む掛金を積み立てた積立金とこれを運用して得られる収益とを、将来に必要となる年金給付の財源に充てる仕組みである。

昭和41年に創設された同制度は、右肩上がりの経済が続く中、資金運用面における代行部分を活かしたスケールメリット等により加入者を増やしてきたが、バブル経済崩壊後の長引く不況、運用環境の悪化等を背景に、代行部分を持つメリットは低下し、多くの厚生年金基金が代行部分の返上等を行った。しかし、同種同業や一定地域内の中小企業が集まって設立された総合型の厚生年金基金の中には、代行部分の返上等に必要な積立金が不足するものや、事業主に不足分を補う資力等がないものも生じるなど、厚生年金の代行給付に必要な積立金を持たない「代行割れ基金」が多数存在している。

こうした中、平成24年２月、ＡＩＪ投資顧問が虚偽の運用報告により年金資金の大半を消失させたいわゆるＡＩＪ問題を契機に、厚生年金基金における資産運用と制度運営の両面で課題が顕在化し、厚生年金基金制度そのものの在り方が議論されるようになった。

この事態を受け、厚生労働省は、３月14日に「厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する特別対策本部」を、４月13日に「厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する有識者会議」を設置した。７月６日、同有識者会議は、代行制度について、①厚生年金保険の財政に与える影響の観点から一定期間をおいて廃止すべきとの意見と、②代行制度が中小企業の企業年金の維持・普及に果たしてきた役割の観点から制度は維持すべきとの意見を併記する等の報告を取りまとめた。

この報告等を受け、９月28日、厚生労働省は、厚生年金基金制度の在り方について、①代行制度については、他の企業年金制度への移行を促進しつつ、一定の経過期間をおいて廃止する方針で対応する､②「代行割れ問題」

への対応として、「連帯債務問題」や「債務額の計算方法」など、特例解散制度の見直しを図る、③社会保障審議会年金部会の下に専門委員会を設置し、同委員会に厚生労働省の「厚生年金基金制度改革試案」を提示し、同案に対する検討を行い、年内を目途に年金部会としての成案を得る、④同成案に則した法制化作業を進め、次期通常国会における法案提出を目指す等の方針を決定した。

厚生労働省は、この方針を踏まえ、11月２日に「厚生年金基金制度に関する専門委員会」を設置し「厚生年金基金制度の見直しについて（試案）」を提示し、議論を進めた。

その後、12月16日に行われた第46回衆議院議員総選挙を経て自由民主党及び公明党の連立による第２次安倍内閣が発足した。同内閣の下でも同専門委員会は議論を重ね、平成25年２月８日に、①特例解散制度の見直しについては、分割納付時の連帯債務外しについてはやむを得ないが、代行割れ部分の穴埋めを含む納付額の特例の拡大には反対であること、②代行制度については、10年間の移行期間を経て段階的に縮小、廃止するという方向性は妥当であるとし、財政上健全な厚生年金基金を存続させる場合には代行割れ予備軍にならないような基準の設定と制度的な担保が必要であること等を内容とする意見を取りまとめた。

この意見等を受け、政府・与党内で検討が行われた結果、財政状況の健全な厚生年金基金の存続を認めつつ、特例解散制度の見直しを行うこと、他の企業年金制度への移行を促すこと等を内容とする法律案が取りまとめられた。

### （イ）国民年金の第３号被保険者の記録不整合問題への対応

国民年金の第３号被保険者に関する不整合記録とは、①夫が第２号被保険者から第１号被保険者に変わっているにもかかわらず、妻が第３号被保険者のままとなっている、②妻の収入が増えたことにより夫の健康保険の扶養から外れているにもかかわらず、妻が第３号被保険者のままとなっているなど、本来は第１号被保険者となり国民年金保険料を納付するべきであるにもかかわらず、年金記録上は第３号被保険者のままとされている期間がある年金記録のことであり、不整合な状態の期間は第１号被保険者として保険料を納付していない未納期間となり、老齢基礎年金の受給資格期間とならず年金額にも反映されない。

こうした不整合記録は、平成21年12月に厚生労働省の「年金記録回復委員会」が行った旧社会保険庁の職員等に対するアンケート調査により、その存在が指摘されたものであり、その後、コンピュータ上の年金記録の抽出調査を実施したところ、不整合記録を有する者が年金受給年齢を超えている者を含め、最大で100万人超となることが判明した。

このような不整合記録をそのまま訂正すると、年金受給者等に大きな混乱が生じる懸念があること等から、厚生労働省は、平成23年１月から、不整合記録があったとしても、訂正せず第３号被保険者の記録のまま取り扱う運用を行うこととし、日本年金機構に対して課長通知を発出した（いわゆる「運用３号」）。しかし、運用３号に対しては、正しい届出を行い保険料を納付した者が損をするような取扱いであるとの報道が多くなされるようになった。また、総務省の「年金業務監視委員会」においても、間違った年金記録を尊重して年金を支給することに法的に問題があるのではないのかなどの意見が出されたほか、衆議院予算委員会においても、運用３号の取扱いを実施した経緯や課長通知という手法の妥当性等についての質疑が行われた。

こうした事態を受け、厚生労働省は、３月８日に運用３号の通知を廃止し、法律改正により、第３号被保険者不整合記録の抜本改善策を講じる方針を示した。

その後、厚生労働省の年金記録回復委員会や社会保障審議会第３号被保険者不整合記録問題対策特別部会等において抜本改善策の法制化に向けた検討が進められた結果、11月22日、第３号被保険者に関する記録の不整合期間については、老齢基礎年金等の受給資格期間に算入することができる期間とみなすほか、不整合期間に係る保険料を過去10年間分遡っ

て納付することを可能とする等の内容の**国民年金法の一部を改正する法律案**（主婦年金追納法案）が第179回国会に提出された。同法律案は第181回国会まで継続審査となっていたが、審議に入らないまま、平成24年11月の衆議院の解散により審査未了となった。

その後、12月に第２次安倍内閣が発足した後、政府・与党内で対応策について改めて検討が行われた結果、主婦年金追納法案とほぼ同内容の法律案を国会に提出することとなった。

**（ウ）法律案の提出**

こうした経緯を経て、平成25年４月12日、政府は、①厚生年金基金制度の見直し、②第３号被保険者の記録不整合問題への対応等を内容とする**公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案**を国会に提出した。

**イ　関連議案の概要**

**公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出）**

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保を図るため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は、

a　厚生年金基金について、施行日以後、その新設を行うことができないこととすること

b　厚生年金基金の自主的な解散を促進するため、施行日から５年間の時限措置として、解散時に政府に返還する代行給付に必要な資産の分割納付の期限を15年から30年に延長するとともに、事業所間の連帯債務とならない措置を講ずること

c　施行日から５年後以降に存続する厚生年金基金について、その積立状況が一定の基準に該当しなくなった場合、厚生労働大臣が社会保障審議会の意見を聴いて解散を命ずることができるものとすること

d　解散する厚生年金基金の事業所が他の企業年金制度等に移行できるよう、必要な措置を講ずること

e　第３号被保険者であった者は、第２号被保険者の被扶養配偶者でなくなったことについて、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならないものとすること

f　第３号被保険者期間のうち、第１号被保険者期間として記録が訂正された期間のある者は、その不整合期間のうち、保険料を徴収する権利が時効により消滅している期間について届出を行うことができるものとすること。この場合において、当該届出に係る期間を老齢基礎年金等の受給資格期間に算入できる期間とみなすものとすること

g　ｆの届出に係る期間のある者は、３年間の時限措置として、当該期間のうち、50歳以上60歳未満の期間（60歳未満の者である場合には、過去10年以内の期間）について、保険料の納付ができるものとすること

h　障害基礎年金等について、直近１年間に保険料未納がないときは、保険料納付要件を満たしているとする特例及び国民年金保険料の若年者納付猶予制度を、それぞれ10年間延長するものとすること

i　この法律は、一部を除き、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること

等である。

**ウ　審議経過**

**公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案**は、平成25年４月12日に提出され、５月10日の本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われ、同日、厚生労働委員会に付託された。

同委員会においては、同月15日、提案理由の説明を聴取した後、民主から、政府は、施行日から10年を経過する日までに、存続厚生年金基金が解散等するよう、速やかに必要な法制上の措置を講ずるものとする修正案が提出され、趣旨説明を聴取した。17日及び22日には原案及び修正案を一括して質疑を行い、22日に質疑を終局した後、民主提出の修正案について撤回を許可した。同日、自民、民主、維新、公明及びみんなの５会派共同提案によ

り、政府は、施行日から10年を経過する日までに、存続厚生年金基金が解散等するよう検討し、速やかに必要な法制上の措置を講ずるものとする修正案が提出され、趣旨説明を聴取した。次いで、討論・採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、本法律案は修正議決すべきものと議決された。

翌23日の本会議において、本法律案は修正議決され、参議院に送付された。

参議院においては、６月19日の本会議で可決され、成立した。

#### エ　主な質疑事項

主な質疑事項は、①一定の要件を満たした厚生年金基金を存続させることとした理由、②代行割れ基金が解散する際に納付する最低責任準備金の不足分を事業所間の連帯債務としないことにより年金財政に悪影響を及ぼす懸念、③厚生年金基金の解散に伴い上乗せ給付がなくなることにより無年金となる人数及び救済策、④第３号被保険者の記録不整合期間を有する者の救済措置の必要性、⑤第３号被保険者制度の在り方、⑥物価・賃金の変動による年金受給額への実質的な影響等であった。

### (5) 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）関係

#### ア　国会で議論されるに至った経緯

**(ア) 日本人による国境を越えた子の連れ去り問題と諸外国から我が国に対するハーグ条約締結要請の高まり**

人の移動や国際結婚の増加に伴い、1970年代に入り、一方の親による国境を越えた子の連れ去り問題や子の監護の権利をめぐる国際裁判管轄の問題が国際的な場で議論されるようになった。そのため、昭和51（1976）年以降、ハーグ国際私法会議において、子の連れ去り問題等への対応についての検討が重ねられ、昭和55（1980）年10月、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(Convention on the Civil Aspects of International Child Abduction)」（以下「ハーグ条約」という。）が採択された。ハーグ条約は、国境を越えた不法な子の連れ去りによって生じる子への悪影響から子を保護するため、原則として子をそれまで常居所を有していた国に迅速に返還するための国際協力の仕組みや国境を越えた親子の面会交流を実現するための協力等について定めるものである。ハーグ条約締約国間での子の連れ去り問題が起きた場合には、子を連れ去られた親はハーグ条約に基づく子の返還申請手続を取ることにより、原則として子を常居所を有していた国に連れ戻すことが可能となる。

ハーグ条約は、昭和58（1983）年12月に発効したが、我が国政府は、条約の重要性については認識しつつも、関連国内法の整備の必要性がある等の理由でその締結を見送ってきた。

そうした中、2000年頃から欧米諸国の政府等から我が国に対しハーグ条約への参加を求める要請が行われるようになり、平成16(2004)年２月には、国連児童の権利委員会が日本の第２回定期報告に対する最終見解においてハーグ条約の早期批准を求める等の動きが見られるようになった。そして、平成18（2006）年６月の日・カナダ首脳会談や平成21(2009)年３月の日米外相会談のように、米国、カナダ、フランス、英国等からは、首脳会談、外相会談、法相への要望や各在日大使館の活動等を通じて、ハーグ条約の早期締結を求める要請が繰り返し行われた。このほか、米国やフランスの議会において、我が国の早期締結を求める決議が採択されるなどの動きも見られた。日本への子の連れ帰り問題が外交問題へと発展した背景には、国境を越えた子の連れ去り問題に対する諸外国における問題意識の深刻さと日本政府の問題意識との乖離や日本への子の連れ去り問題に対する日本政府の不十分な対応への不満等があったと指摘されている。現に、我が国とハーグ条約締結国と

の間では、
・日本に連れ去られた子を相手方が連れ戻そうとして日本で逮捕される
・日本に子を連れ去った親が相手国において誘拐罪等に問われ指名手配される
・外国に子を連れ去られた親が相手国の裁判制度を利用し子を連れ戻すには、言葉や裁判費用の面での負担が大きく、そもそも外国の裁判所等で子の返還命令を勝ち取ることは難しく、問題の解決が図られない
・日本がハーグ条約を未締結であるため、外国に住む日本人の親が居住国の裁判所等の命令により国境を越える移動が制限され、子を伴う日本への一時帰国が認められないというような問題が起きていた。

このような国境を越えた子の親権をめぐる問題の広がりを受け、我が国では、平成21（2009）年12月、これら問題への取組を強化するため外務省に「子の親権問題担当室」を設置するとともに、米国やフランスの外交当局との間において、子の親権問題に係る情報交換や両国の国内法制を踏まえた当事者への支援策等を模索するための協議会を立ち上げた。また、平成22（2010）年２月には、鳩山内閣総理大臣から岡田外務大臣及び千葉法務大臣に対しハーグ条約の早期加盟を検討するよう指示が出された。この時点で、外国政府から日本政府に対し提起されていた子の連れ去り件数は、米国77件、カナダ37件、英国37件、フランス35件等であり、Ｇ８の中でハーグ条約を締結していない国はロシア（平成23（2011）年12月加入）及び日本のみであった。

### （イ）ハーグ条約締結に向けた準備についての閣議了解と条約実施のための国内法作成に向けた政府の取組

平成23（2011）年１月、菅内閣は、関係する府省庁の副大臣級からなる「ハーグ条約（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約）に係る副大臣会議」を設置した。会議では、ハーグ条約の問題点の整理やハーグ条約を締結した場合の国内実施体制等についての検討のほか、ハーグ条約の締結について賛成、反対、それぞれの立場の者からのヒアリング等を実施した。その結果、政府としてハーグ条約を締結するとの方針の下、必要な法案作成作業を進めることで意思統一が図られた。

副大臣会議での検討結果を踏まえ、同年５月19日に関係閣僚会議が開催され、我が国としてハーグ条約を締結するとの方針を確認した。そして翌20日、政府として、同条約の締結に向けた準備を進めること、条約を実施するために必要となる法律案を作成すること、法律案の作成に当たっては関係閣僚会議了解事項に基づくこととする旨の閣議了解を行った。なお、関係閣僚会議了解事項において、子の返還等を援助する中央当局は外務省に設置することとされた。そのため、具体的な法律案作成作業を進めるに当たり、中央当局の任務等を定める部分については外務省が、子の返還等の司法手続部分については法務省が立案作業を進めることとなった。

上記の閣議了解を受けて、法務大臣は、子の返還命令のための裁判手続等について検討するため、平成23（2011）年６月６日の法制審議会において、「『国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（仮称）』を締結するに当たって、同条約を実施するための子の返還手続等を整備する必要があると思われるので、その要綱を示されたい。」との諮問をした。同審議会は、「ハーグ条約（子の返還手続関係）部会」を設置して調査審議を行い、平成24（2012）年２月７日、「『国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（仮称）』を実施するための子の返還手続等の整備に関する要綱」を法務大臣に答申した。

一方、外務省では、中央当局の制度設計をするに当たり、外部の意見を幅広く聴取する場として設置した「ハーグ条約の中央当局の在り方に関する懇談会」（座長、小早川光郎・成蹊大学法科大学院教授）において、平成23（2011）年７月27日に第１回会合を開催して以降検討を重ね、平成24（2012）年１月19日に「『国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（仮称）』（ハーグ条約）を実施するための中央当局の在り方　論点まとめ」を作成した。

**（ウ）条約及び法律案の国会提出**

これら検討結果を踏まえ、外務省及び法務省において法律案の作成作業が進められ、第180回国会の平成24（2012）年３月９日、野田内閣から**国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の締結について承認を求めるの件**及び**国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律案**が国会に提出された。両案件とも実質審議は行われないまま第180回国会では継続審査となり、第181回国会において衆議院が解散されたことに伴い審査未了となった。

その後、第183回国会の平成25（2013）年３月15日、安倍内閣から**国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の締結について承認を求めるの件**及び第180回提出時とほぼ同内容の**国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律案**が改めて提出された。

**イ　関連議案の概要**

**（ア）国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の締結について承認を求めるの件**

本条約は、監護の権利の侵害を伴う国境を越えた子の連れ去り等が生じた場合に原則として常居所を有していた国に子を迅速に返還するための国際協力の仕組み、国境を越えた親子の接触の実現のための協力等について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

a　子の連れ去り又は留置は、当該連れ去り又は留置の直前に子が常居所を有していた国の法令に基づいて個人等が共同又は単独で有する監護の権利を侵害しており、かつ、当該連れ去り又は留置の時に当該監護の権利が現実に行使されていた場合等には、不法とすること。

b　本条約は、監護の権利又は接触の権利が侵害される直前にいずれかの締約国に常居所を有していた子について適用するが、子が16歳に達した場合には適用しないこと。

c　締約国は、本条約により中央当局に対して課される義務を履行するため、中央当局を指定すること。

d　中央当局は、直接に又は仲介者を通じて、子の所在の特定、子の任意の返還又は友好的な解決の促進、子の返還及び接触の権利の行使のための手続の開始についての便宜の供与等のため、全ての適当な措置をとること。

e　監護の権利が侵害されて子が連れ去られ、又は留置されたと主張する個人等は、子の常居所の中央当局又は他の締約国の中央当局に対し、子の返還を確保するための援助の申請を行うことができること。

f　子が不法に連れ去られ、又は留置されている場合には、子が現に所在する締約国の司法当局又は行政当局は、原則として、当該子の返還を命ずること。

g　要請を受けた国の司法当局又は行政当局は、子の返還に異議を申し立てる個人等が、返還することによって子が心身に害悪を受け、又は他の耐え難い状態に置かれることとなる重大な危険があること等を証明する場合には、子の返還を命ずる義務を負わないこと。

h　本条約に基づく子の返還に関する決定は、子の監護の権利についての本案の判断（両親の間で監護権をどのように配分するか等）としてはならないこと。

i　接触の権利の効果的な行使を確保するための援助の申請は、締約国の中央当局に対して、子の返還を求める申請と同様の方法によって行うことができること。

j　本条約は、締約国間において、本条約が当該締約国について効力を生じた後に行われた不法な連れ去り又は留置についてのみ適用すること。

k　なお、我が国は、本条約の規定に従って、弁護士等の参加又は裁判所における手続により生ずる費用について、一定の場合を除くほか、負担する義務を負わないこと等の留保を付する予定である。

**（イ）国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律案（内閣提出）**

ハーグ条約の締結に伴い、我が国における

中央当局を指定し、その権限等を定めるとともに、子が常居所を有していた我が国以外の条約締約国に子を返還するための裁判手続等について定めるものであり、その主な内容は、次のとおりである。

a　子の返還及び子との面会その他の交流に関する援助

(a) 中央当局の指定

我が国の中央当局は、外務大臣とすること。

(b) 子の返還に関する援助

連れ去り又は留置によって監護の権利が侵害されていると思料される場合は、外務大臣に対し、子の返還を実現するための援助を申請することができること。

(c) 子の住所等に関する情報の提供の求め

外務大臣は、官公署等に対し、子の氏名や住所・居所に関する情報の提供を求めることができること。

(d) 合意による子の任意の返還等の促進

子の返還等が、返還援助申請をする者（子を連れ去られた親等）と子を監護している者（子を連れ去った親等）の合意によって実現することを促進するため、外務大臣は、これらの者の間の協議のあっせんその他の必要な措置をとることができること。

(e) 子の社会的背景に関する情報の条約締約国の中央当局への提供

外務大臣は、子の返還に関する事件が日本国以外の条約締約国に係属している場合において、当該条約締約国の中央当局に提供するために、官公署等に対し、子の心身、養育及び就学の状況その他の生活及び取り巻く環境の状況に関する情報の提供を求めることができること。

(f) 子との面会その他の交流に関する援助

面会その他の交流が妨げられていると思料される場合は、外務大臣に対し、子との面会その他の交流を実現するための援助を申請することができること。

b　子の返還に関する事件の手続等

(a) 子の返還事由

家庭裁判所は、①子が16歳に達していないこと、②子が日本国内に所在していること、③常居所地国の法令によれば連れ去り又は留置が監護権を侵害するものであること等、一定の事由がある場合には、子の返還を命じなければならないこと。

(b) 子の返還拒否事由等

家庭裁判所は、①子が新たな環境に適応していること、②子を連れ去られた親が現実に監護権を行使していなかったこと、③返還することによって子に重大な危険があること等、一定の事由がある場合には、子の返還を命じてはならないこと。また、上記③の有無を判断するに当たっては、子を連れ去られた親から暴力等を受けるおそれの有無、子を連れ去った親が子を連れ去られた親から暴力等を受けるおそれの有無、常居所地国において子を監護することが困難な事情の有無その他の一切の事情を考慮すること。

(c) 管轄

子の返還申立事件は、子の住所地・居所地を基準とし、東京家庭裁判所と大阪家庭裁判所の管轄に専属すること。

(d) 手続の非公開

子の返還申立事件の手続は、原則として非公開とすること。

(e) 子の返還申立事件の手続における子の意思の把握等

家庭裁判所は、子の返還申立事件の手続においては、子の意思を把握するように努め、終局決定をするに当たり、子の年齢及び発達の程度に応じて、その意思を考慮しなければならないこと。

(f) 子の返還申立事件に係る和解及び家事調停の手続

子の返還申立事件については和解によって解決することができ、また、家事調停に付することができること。

(g) 不服申立て

高等裁判所に即時抗告を、最高裁判所に特別抗告又は許可抗告をすることにより、不服を申し立てることができること。

(h) 出国禁止命令等

家庭裁判所は、当事者が子を日本国外に出国させるおそれがあるときは、子を出国

させてはならないことを命ずる裁判をすることができること。また、事件の相手方が子の旅券を所持すると認めるときは、当該旅券の外務大臣への提出を命ずる裁判をしなければならないこと。

(i) 子の返還の執行手続に関する民事執行法の特則

子の返還の強制執行は、代替執行の方法により行うほか、間接強制の方法により行うこと。代替執行は、間接強制を経た後でなければすることができないこと。

c　施行期日等

(a) 施行期日

本法律は、ハーグ条約が日本国について効力を生ずる日から施行すること。

(b) 経過措置

本法律は、施行前にされた不法な連れ去りと留置には適用されないこと。

### ウ　審議経過

**国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の締結について承認を求めるの件**及び**国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律案**は、平成25（2013）年３月15日に衆議院に提出され、４月４日に本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われ、同日、**国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の締結について承認を求めるの件**は外務委員会に、**国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律案**は法務委員会にそれぞれ付託された。

外務委員会においては、４月５日に提案理由の説明を聴取し、19日に質疑を行い、質疑を終局し、採決の結果、全会一致をもって承認すべきものと議決された。

その後、本件は、同月23日の本会議において承認され、参議院に送付された。

参議院においては、５月22日の本会議において承認された。

法務委員会においては、４月10日に提案理由の説明を聴取し、12日から質疑に入り、19日には参考人からの意見聴取及び参考人に対する質疑を行った。26日、質疑を終局し、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと議決された。なお、本法律案に対し、附帯決議が付された。

その後、本法律案は、５月９日の本会議において可決され、参議院に送付された。

参議院においては、６月12日の本会議において可決され、成立した。

### エ　主な質疑事項

**国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の締結について承認を求めるの件**に対する主な質疑事項は、①我が国の本条約の締結に向けた取組、②我が国の本条約締結に関し示された懸念等の解消状況、③我が国について本条約が発効する前に行われた不法な子の連れ去り事案への政府の対応方針、④中央当局を外務大臣とした理由と中央当局の体制整備状況、⑤返還拒否事由である「返還することによって子が心身に害悪を受ける等重大な危険がある場合」に関する締約国間における認識の相違、⑥子の任意返還促進に向けた我が国中央当局の支援体制、⑦子の返還に係る訴訟費用を極力公費負担とする必要性等であった。

**国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律案**に対する主な質疑事項は、①中央当局及び在外公館での体制整備、②子の返還申立事件の管轄裁判所を東京、大阪に集中させることの問題、③子の返還拒否事由の内容及びＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）事案における返還拒否の可否、④子及び子を監護する者の所在情報等の保護の必要性、⑤子の返還の強制執行時における子への配慮方法、⑥子との面会交流援助申請が行われた際に面会交流を強制される可能性、⑦子を常居所地国へ返還した後のフォロー、⑧離婚後の親子の面会交流・共同親権等法整備の必要性等であった。

## (6) 選挙制度関係

選挙制度については、平成22年国勢調査の結果を受けた衆議院小選挙区の区割り改定のための公職選挙法等一部改正が行われたほか、インターネット等を利用した選挙運動解禁のための公職選挙法一部改正及び成年被後見人の選挙権回復のための公職選挙法等一部改正が行われた。

### 〈衆議院小選挙区の区割り改定関係〉

#### ア　国会で議論されるに至った経緯

衆議院小選挙区選出議員の選挙区の一票の較差を是正するため、第181回国会において、「衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律（平成24年法律第95号）」（以下「緊急是正法」という。）が成立した。この緊急是正法に基づいて衆議院議員選挙区画定審議会（以下「審議会」という。）が行った「衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告」を受けて、政府は、第183回国会に、**衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案**（以下**「区割り法案」**という。）を国会に提出し、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定が行われた。

##### （ア）緊急是正法の成立

衆議院議員選挙区画定審議会設置法（以下「区画審設置法」という。）では、審議会は、10年ごとに行われる大規模な国勢調査の人口が最初に官報で公示された日から１年以内に、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案（以下「改定案」という。）を作成して内閣総理大臣に勧告するものとし（第４条第１項）、改定案の作成の基準については、選挙区間の人口の最大較差が２倍以上とならないようにすることを基本とし、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならないと規定している（第３条第１項）。また、改定案の作成に当たっては、各都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数は、各都道府県にまず１を配当した上で（いわゆる一人別枠方式）、これに人口に比例して配当した数を加えた数と規定していた（第３条第２項）（なお、同項は緊急是正法により削除された。）。

平成23年２月25日に、平成22年国勢調査の結果（速報値）が公表され、審議会は、区画審設置法第４条第１項に従い、１年以内（平成24年２月25日まで）に改定案を内閣総理大臣に勧告するため、改定作業に着手した。

一方、平成23年３月23日に、最高裁大法廷は、平成21年に行われた第45回衆議院議員総選挙について、いわゆる一人別枠方式及びこの基準に従って改定された公職選挙法第13条第１項、別表第１の区割りが違憲状態にあると判断した。判決は「衆議院議員選挙における投票価値の平等の要請に鑑み、事柄の性質上必要とされる是正のための合理的期間内に、できるだけ速やかに一人別枠方式を廃止し、区割規定を改正するなど、その要請にかなう立法的措置を講ずる必要があるところである。」として、国会に対応を求めた。

この判決を受け、一人別枠方式を前提として改定作業を行っていた審議会は、当面の国会の動きを見守るため、区割り改定作業を中断することを決めた。

立法的措置を講ずることを求めた最高裁判決を受け、各党はそれぞれ一票の較差是正を目的とした衆議院選挙制度改革について議論を開始した。

第179回国会の平成23年10月に、与野党各党による「衆議院選挙制度に関する各党協議会」（以下「各党協議会」という。）が設けられた。各党協議会は、一票の較差是正、定数削減及び選挙制度の抜本改革について協議を重ねた

が、第180回国会に入り、結論が得られないまま審議会の勧告期限である平成24年２月25日が経過した。各党協議会は４月25日まで計16回開催され、５月23日、６月14日、18日には与野党幹事長・書記局長会談も行われたが、協議は整わなかった。

第181回国会の平成24年11月14日に行われた党首討論で、野田内閣総理大臣は、一票の較差の問題は違憲状態であり、最優先で解決しなければならないと述べるとともに、定数削減は次の通常国会で必ずやり遂げる旨の発言をして自由民主党及び公明党に協力を求め、両党がその決断をすれば衆議院を解散してもよいと述べた。自由民主党及び公明党の両党はそれぞれ対応を協議し、野田内閣総理大臣の提案を受け入れる方針を決定した、翌々日の16日、衆議院小選挙区の一票の較差を是正するための緊急是正法が成立し、同日、衆議院は解散された。

緊急是正法は、同月26日に公布、施行され、審議会は同法の施行を受け、同日、区割り改定作業を再開した。

### （イ）改定案の勧告及び区割り法案の提出

緊急是正法は、区画審設置法の定める改定案の作成の基準のうち一人別枠方式を廃止するとともに、今次の改定に係る審議会が行う区割り改定案の作成基準や勧告期限の特例等を定めたものである。区割り改定に係る特例としては、各都道府県内の選挙区の数を法定（総数として０増５減）した上で、改定対象とする選挙区を限定し、また、人口最小県内の人口最小選挙区を基準として、各選挙区間の人口較差を平成22年国勢調査人口に基づき２倍未満とすることを定めた。また、審議会の行う改定案に係る勧告についての特例としては、緊急是正法の施行の日から６月以内においてできるだけ速やかに行うものとし、政府は、当該勧告に基づき、速やかに、法制上の措置を講ずるものとすることと定めた。

これに基づき区割り改定作業を再開した審議会は、まず、基準となる鳥取県の審議を先行し、区割り基準素案を作成し、区割り基準素案と鳥取県の具体的な区割りについて鳥取県知事への意見照会等を踏まえて具体的な区割り改定原案を作成した。次に、改定対象選挙区の範囲の確認を行い、改定対象選挙区を有する鳥取県以外の16関係都県について、関係都県知事への区割り基準素案と具体的な区割りについての意見照会、関係都県の改定対象選挙区の地勢、交通等のレビュー等を行い、区割りの改定案の作成方針を取りまとめた。その後、この作成方針に基づいて具体的な区割りの改定作業が進められ、計15回の審議会を経て、改定案がまとめられた。改定案においては、選挙区間の最大人口較差は1.998倍となり、２倍以上となる選挙区はなくなった。

審議会は、平成25年３月28日、安倍内閣総理大臣に「衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告」を提出した。

同勧告に基づき、政府は、４月12日、**区割り法案**を閣議決定の上、国会に提出した。

#### イ　関連議案の概要

**区割り法案（内閣提出）**

衆議院議員選挙区画定審議会が行った衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告を受けて、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定を行う等を内容とするもので、その主な内容は次のとおりである。

a　衆議院小選挙区選出議員の選挙区に関する事項

衆議院小選挙区選出議員の選挙区について、平成22年国勢調査の結果に基づき衆議院議員選挙区画定審議会が行った勧告を受け、17都県において42選挙区の改定等を行うものとすること。

【参考】区割り改定案の概要

①都道府県別定数の異動は緊急是正法で定められ（０増５減）、福井県、山梨県、徳島県、高知県、佐賀県の５県でいずれも定数が３から２に１減

②今回の改定案で変更される選挙区の数は17都県42選挙区（定数５減により改定後の選挙区は37選挙区に減少）

③緊急是正法において人口最小選挙区（改定後の鳥取２区）の人口以上であり当該人口の２倍未満の基準（291,103人～

582,205人)に適合しない選挙区は作らないこととされたことを踏まえ、今回の改定案によって較差が２倍以上となる選挙区は解消

④最大人口較差は1.998倍（最大は東京16区(581,677人)、最小は鳥取２区(291,103人)）

b　公職選挙法の改正規定の施行期日等に関する事項

(a) 緊急是正法のうち公職選挙法の改正規定は、この法律の公布の日から起算して１月を経過した日(以下「一部施行日」という。)から施行するものとすること。

(b) 緊急是正法による改正後の公職選挙法の規定は、衆議院議員の選挙については一部施行日以後初めてその期日を公示される総選挙から、衆議院議員の選挙以外の選挙については一部施行日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用するものとすること。

### ウ　審議経過

**区割り法案**は、平成25年４月12日に内閣から提出され、16日に政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会に付託された。同委員会においては、18日、提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、翌19日、質疑を終局し、討論・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと議決された。

同月23日の本会議において、本法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院においては、６月10日、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会に付託されたが、審査方法等について与野党間で調整が難航し、審査に入ることができないまま参議院送付後60日間が経過した。

これを受け、同月24日、衆議院本会議において、本法律案の送付後60日を経過したが参議院においてはいまだ議決に至らず、憲法第59条第４項の規定に基づき参議院が否決したものとみなす議決が行われた後、同条第２項の規定により、出席議員の３分の２以上の多数をもって衆議院議決案を再可決し、本法律案は成立した。

### エ　主な質疑事項

主な質疑事項は、①平成23年３月23日最高裁大法廷判決がいわゆる一人別枠方式及び選挙区割りを違憲状態と判断した論拠、②平成25年３月の区割り改定案の勧告に係る審議会の開催状況とその概要、③審議会が勧告期限まで２か月を残して区割り改定案の勧告を行った経緯、④０増５減を内容とする緊急是正法では違憲状態の解消には不十分であるとの意見に対する総務大臣の見解、⑤小選挙区の区割りを10年ごとに行われる国勢調査人口を基準とする根拠及び直近の住民基本台帳の人口を基準としない理由等であった。

## 〈インターネット等を利用した選挙運動解禁関係〉

### ア　国会で議論されるに至った経緯

改正前の公職選挙法においては、インターネットを選挙運動の手段として使うことは、法定外の文書図画の頒布に当たるものとして禁止されていた。しかし、昨今、インターネットは情報の発信・取得に際して欠くことのできない手段となり、政党や多くの議員もホームページ、ブログ、ツイッターなどを日常の政治活動において利用しており、インターネットを選挙運動の手段として使うことは、選挙運動期間における候補者情報の充実、有権者の政治参加の促進などの効果が期待できるとして、インターネット選挙運動解禁の議論が活発になった。

平成22年４月には、自由民主党から、インターネットを利用した選挙運動を解禁することを内容とする公職選挙法改正案が衆議院に提出された。これに並行して、各党の代表者による協議会が設けられ、インターネット選挙運動解禁に向けての具体的な協議が行われた。協議会においては、ウェブサイト等を利用する方法については候補者及び政党等に限って認めることとし、電子メールについては引き続き認めないこと等を内容とする各党協

議会案を取りまとめたが、法案提出には至らなかった。

平成24年12月16日の第46回衆議院議員総選挙では、多くの政党がマニフェスト等においてインターネット選挙運動の解禁を掲げた。また、候補者等からは、選挙期間中にインターネットを使えないことは時代にそぐわない、不都合であるなどの声も相次いでいた。

安倍内閣総理大臣は、第182回国会召集日の平成24年12月26日に就任記者会見を行い、その中で、インターネット選挙運動の解禁について「来年の参議院選挙までの解禁を目指していきたい」と述べた。これを受け、自由民主党は、同月28日に、インターネットを使った選挙運動を解禁する公職選挙法改正案を平成25年１月召集の常会に提出する方針を固めた。

平成25年１月、自由民主党は、同党の選挙制度調査会の下に「インターネットを使った選挙運動に関するプロジェクトチーム」を設置し、インターネット選挙運動の解禁に向けた協議を開始した。同プロジェクトチームは、インターネットを使った選挙運動を解禁する公職選挙法改正案の骨子案をまとめた後に、連立与党である公明党との協議を行い、インターネット選挙運動解禁を内容とする公職選挙法改正に係る与党案が取りまとめられた。

また、民主党においては、細野幹事長が、同年１月の記者会見で、インターネット選挙運動解禁について、「できれば（今夏の）参院選で活用できるようにすることが望ましい」と述べ、参議院議員通常選挙前に法改正で各党が同意すべきだとの考えを示した。その後、同党の政治改革推進本部に「インターネット選挙小委員会」が設置され、インターネット選挙運動解禁に向けた協議が進められた。

他の野党においても、それぞれ、平成25年の参議院議員通常選挙からの解禁を目指して検討が進められる中、与野党によるインターネット選挙運動解禁に関する協議会が設けられ、同年２月、解禁に向けた協議が開始され、参議院議員通常選挙からの解禁を目指すことで合意が得られた。しかし、与党案については、野党から、電子メールの利用を政党等と候補者に限定していることや有料インターネット広告の掲載を政党等のみに認めていることについて反対の意見が出され、合意が得られなかった。その後、与党案に対し、民主党、みんなの党の両党から、電子メールの利用を一般の有権者にも解禁すること、有料インターネット広告の掲載を政党等と候補者に認めることを内容とする案が示され、引き続き協議が行われた。その結果、有料インターネット広告の掲載については政党等にのみ認める方針とすることで一致が見られたが、電子メールの解禁対象については調整がつかず、与党は、電子メールの全面解禁の是非について「次々回の国政選挙までに必要な措置を講ずる」とする附則を改正案に盛り込み、夏の参院選後に検討することで野党各党に理解を求めた。これに対し、日本維新の会、生活の党、社会民主党、みどりの風及び新党改革は賛成を表明したが、民主党とみんなの党は提案を受け入れなかった。

各党間の合意が得られないまま、平成25年３月１日、民主及びみんなの２会派共同提案により、一般有権者を含む全ての者にインターネット選挙運動を解禁すること、有料インターネット広告の掲載を政党等と候補者に認めること等を内容とする**公職選挙法の一部を改正する法律案（田嶋要君外５名提出）**（以下**「民主・みんな案」**という。）が衆議院に提出された。

一方、与党側は、同月５日の協議会において、与党案の共同提出を野党各党に呼びかけた。これに対し、日本維新の会が共同提出に賛同する意向を表明したことから、同月13日、自民、維新及び公明の３会派共同提案により、**公職選挙法の一部を改正する法律案（逢沢一郎君外５名提出）**（以下**「自民・維新・公明案」**という。）が衆議院に提出された。

### イ　関連議案の概要

**自民・維新・公明案**及び**民主・みんな案**は、いずれも、近年におけるインターネット等の普及に鑑み、選挙運動期間における候補者に関する情報の充実、有権者の政治参加の促進等を図るため、インターネット等を利用する方法によ

る選挙運動を解禁しようとするもので、その主な内容はそれぞれ次のとおりである。

**（ア）自民・維新・公明案**

a　インターネット等（ウェブサイト等、電子メール）を利用した選挙運動を解禁する。ただし、電子メールについては、送信主体を候補者・政党等（候補者届出政党、衆・参名簿届出政党等、確認団体）に限定するものとすること。

b　選挙運動用電子メールの送信先の限定

(a) 選挙運動用電子メールは、電子メールアドレスを自ら通知した者のうち、①選挙運動用電子メールの送信の同意・求めをした者、②政治活動用電子メールの継続的な受信者であって、選挙運動用電子メールの送信の通知に対し、送信しないよう求める通知をしなかったものに対してのみ送信できるものとすること。

(b) 送信先要件を満たした受信者から、選挙運動用電子メールの送信拒否の通知を受けたときは、それ以後、送信してはならないものとすること。

c　選挙運動用有料インターネット広告は禁止するものとすること。ただし、政党等は、選挙運動期間中、当該政党等の選挙運動用ウェブサイト等に直接リンクする有料インターネット広告（バナー広告等）を掲載することができるものとすること。

d　インターネット等を利用した選挙期日後の挨拶行為を解禁すること。

e　誹謗中傷、なりすまし対策として、ウェブサイト等を利用する方法により選挙運動用文書図画を頒布する場合に電子メールアドレス等の表示を義務付けるとともに、電子メールを利用する方法により選挙運動用文書図画を頒布する場合に、選挙運動用電子メールである旨、送信者の氏名・名称、送信拒否の通知を行うことができる旨及び送信拒否の通知を行う際に必要となる電子メールアドレスその他の通知先の表示を義務付けるものとすること。また、インターネット等を利用する方法により落選運動（当選を得させないための活動）用文書図画を頒布する場合にも電子メールアドレス等の表示義務が課されるものとすること。

f　候補者・政党等以外の者が行う電子メールを利用する方法による選挙運動その他インターネット等を利用する方法による選挙運動の在り方については、次回の国政選挙後速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて、次々回の国政選挙までに必要な措置が講ぜられるものとすること。

**（イ）民主・みんな案**

a　何人も、インターネット等（ウェブサイト等、電子メール）を利用する方法による選挙運動を行うことができるものとすること。

b　選挙運動用電子メールは、電子メールアドレスを通知した者に対して送信できるものとすること。ただし、選挙運動用電子メール送信を拒否した者に対しては、送信できないものとすること。

c　選挙運動のための有料インターネット広告は禁止するものとすること。ただし、政党等・候補者は、選挙運動期間中、それぞれ当該政党等・候補者の選挙運動用ウェブサイト等に直接リンクする有料インターネット広告をすることができるものとすること。

d　インターネット等を利用した選挙期日後の挨拶を行うことができるものとすること。

e　誹謗中傷、なりすまし対策として、ウェブサイト等を利用する方法により選挙運動用文書図画を頒布する場合に、電子メールアドレス等の表示を義務付けるとともに、その者の氏名・名称が正しく表示されるように努めなければならないものとすること。電子メールを利用する方法により選挙運動用文書図画を頒布する場合には、送信者の氏名・名称、送信拒否の通知を行う際に必要となる電子メールアドレスその他の通知先の表示を義務付けるものとすること。また、インターネット等を利用する方法により落選運動（当選を得させないための活動）用文書図画を頒布する場合にも、電子メールアドレス等の表示義務を課すとともに、その者の氏名・名称が

正しく表示されるように努めなければならないものとすること。

ｆ　インターネット等を利用する方法による選挙運動の在り方については、少なくとも１年ごとに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること。

### ウ　審議経過

**自民・維新・公明案**及び**民主・みんな案**は、平成25年３月21日に、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会に付託され、翌22日、両案の提案理由説明を聴取した。４月２日から質疑に入り、４日に参考人からの意見聴取及び参考人に対する質疑を行い11日に質疑を終局した。質疑終局後、**自民・維新・公明案**に対し、自民・維新・公明の３会派共同提案により、衆議院比例代表選出議員の選挙において重複立候補者を除く衆議院名簿登載者の選挙運動用電子メールの送信は当該衆議院名簿登載者に係る衆議院名簿届出政党等が行うものとみなすこと等を内容とする修正案が、また、共産から、インターネット等を利用する方法による選挙運動を行うことができる者を公職の候補者及び政党等並びに年齢満20年以上の者とすること等を内容とする修正案が、それぞれ提出された。採決の結果、**民主・みんな案**は賛成少数をもって否決すべきものと議決された。**自民・維新・公明案**については、共産提出の修正案は否決、自民・維新・公明提出の修正案及び修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもって可決され、**自民・維新・公明案**は修正議決すべきものと議決された。なお、**自民・維新・公明案**に対し附帯決議が付された。

翌12日の本会議において、**民主・みんな案**は否決され、**自民・維新・公明案**は修正議決され、参議院に送付された。

参議院においては、４月19日の本会議で可決され、成立した。

### エ　主な質疑事項

**両法律案**に対する主な質疑事項は、①インターネット選挙運動解禁による若年層の投票率・政治意識向上への効果、②インターネット選挙運動解禁後の誹謗中傷・なりすましへの対策、③選挙運動用電子メールと政治活動用電子メールとの差異を国民に対して分かりやすく周知する必要性、④現行の選挙運動に係る規定とインターネットを利用した選挙運動を自由化することとの整合性、⑤自民・維新・公明案では電子メールの送信主体に関して公職の候補者及び政党等のみとしているのに対し、民主・みんな案では何人も電子メールの送信ができることとしている理由、⑥インターネットを利用する投票の検討の可能性及び実行するに当たっての課題等であった。

## 〈成年被後見人の選挙権回復等関係〉

### ア　国会で議論されるに至った経緯

改正前の公職選挙法第11条第１項第１号においては、成年被後見人は、選挙権及び被選挙権を有しないものとされていた。

成年後見制度は、平成11年の民法改正により、精神上の障害により判断能力が不十分であるため法律行為における意思決定が困難な者についてその判断能力を補い、その財産等の権利を保護する制度として、それまでの禁治産・準禁治産制度に代わるものとして設けられた。禁治産・準禁治産制度から成年後見制度への改正における理念は、高齢社会への対応及び障害者福祉の充実の観点から、柔軟かつ弾力的で利用しやすい制度を構築すること、本人の意思や自己決定の尊重、ノーマライゼーション等の現代的な理念と本人保護の理念との調和を図るとするものである。改正の際には、それまでの禁治産・準禁治産を理由とする資格制限についての見直しが行われ、欠格条項の一部が削除されたが、選挙権及び被選挙権については、成年後見制度における成年被後見人は、禁治産・準禁治産制度における禁治産者と対象者は一致するものであるとして、禁治産者と同様に、成年被後見人についても選挙権及び被選挙権を有しないものとして、欠格条項の対象とした。

成年被後見人の選挙権等に関しては、衆参の委員会等でも議論がなされていたが、平成23年２月以降、東京、さいたま、京都、札幌の４つの地方裁判所に、成年被後見人は選挙権を有しないとする公職選挙法の規定は憲法に違反し無効であるとの訴訟が提起された。

平成25年３月14日、東京地方裁判所は、成年被後見人が選挙権を有しないこととする公職選挙法の規定は憲法に違反して無効であるとの判決を下した。判決においては、憲法の趣旨に鑑みれば、国民の選挙権又はその行使を制限するためには、そのような制限をすることが「やむを得ない」と認められる事由がなければならず、国民から選挙権を奪うのは、それをすることなしには選挙の公正を確保しつつ選挙を行うことが事実上不能ないし著しく困難であると認められる「やむを得ない事由」があるという極めて例外的な場合に限られるとし、また、成年後見制度は、自らの財産等を適切に管理処分する能力が乏しい者が不利益をこうむることを防止し適正な利益を享受することができるように設けられた制度であり、後見開始の審判の際に判断される能力は、「自己の財産を管理・処分する能力」の有無であり、選挙権を行使するに足る能力とは明らかに異なるとし、成年被後見人に対して選挙権を付与しないとした公職選挙法は憲法に違反するとした。

この東京地裁判決を契機として、各党内において成年被後見人の選挙権に関する議論が活発化した。

自由民主党及び公明党は、成年被後見人の選挙権を回復するための公職選挙法改正案を議員立法として提出することを視野にそれぞれ検討に入ったが、その後、両党によるプロジェクトチームが設けられ、成年被後見人の選挙権を回復するために当該規定を削除するとともに、選挙等の公正な実施の確保等を内容とする与党案がまとめられた。

その後、与野党間において、与党案をもとに協議が進められ、平成25年５月17日、自民、民主、維新、公明、みんな、共産、生活及び社民の８会派共同提案により、**成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律案**が衆議院に提出された。

### イ　関連議案の概要

**成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律案（逢沢一郎君外10名提出）**

成年被後見人の選挙権等を回復するとともに、あわせて、選挙等の公正な実施を確保するため、代理投票における補助者の要件の適正化等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

a　公職選挙法の一部改正

成年被後見人は選挙権及び被選挙権を有しないものとする規定（第11条第１項第１号）を削除するとともに、代理投票における補助者の要件の適正化等を図り、不在者投票における公正確保の努力義務を定めること。

b　電磁的記録式投票法の一部改正

電磁的記録式投票機による代理投票等について、代理投票の適正化等を図ること。

c　憲法改正国民投票法の一部改正

憲法改正国民投票法における投票権者並びに代理投票及び不在者投票について、成年被後見人に係る投票権の欠格条項を削除するとともに、代理投票における補助者の要件の適正化等を図り、不在者投票における公正確保の努力義務を設けること。

### ウ　審議経過

**成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律案**は、５月17日に提出され、同日、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会に付託された。同月21日、提出者逢沢一郎君から提案理由説明を聴取し、質疑を行い、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決した。また、同日の本会議において、全会一致で可決され、参議院に送付された。

参議院においては、同月27日の本会議において可決され、成立した。

### エ　主な質疑事項

主な質疑事項は、①諸外国における心身の故障等がある者への選挙権付与の状況、②本法律案において不在者投票における市町村の選挙管理委員会が選定した者の立会いを努力義務とした理由、③本法律案において代理投票における補助者を「投票所の事務に従事する者」に限定した理由、④成年被後見人の多様な意思表示の酌み取りに対する対策についての総務省の見解、⑤投票管理者等が各種障害、特に知的障害・発達障害に対する理解を深めることの重要性、⑥成年被後見人やその家族、介護施設等の関係者への今回の制度改正の周知方法等についての総務省の見解等であった。

## (7) 国家安全保障会議設置関係

### ア　国会で議論されるに至った経緯

安倍内閣総理大臣は、平成24年12月26日の就任記者会見において、「司令塔となる国家安全保障会議の設置など、内閣を挙げて、外交・安全保障体制の強化に取り組む」旨を表明した。

これを受けて平成25年２月から、我が国周辺の安全保障環境が一層厳しさを増す中、内閣を挙げて外交・安全保障体制の強化に取り組む必要があるとの問題意識の下、外交・安全保障政策の司令塔となる国家安全保障会議の創設に向けて、そのあるべき姿について検討するため、「国家安全保障会議の創設に関する有識者会議」が開催された。

その後、同会議での検討を踏まえ国家安全保障会議設置準備室での法案化作業が進められ、第183回国会の６月７日、**安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案**が閣議決定され、同日、国会に提出された。

### イ　関連議案の概要

**安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出）**

現行の安全保障会議の審議体制等を見直し、もって我が国の国家安全保障に関する機能等を強化するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

a　安全保障会議設置法の題名を国家安全保障会議設置法とし、安全保障会議の名称を国家安全保障会議（以下「会議」という。）とすること。

b　会議は、国家安全保障に関する外交政策及び防衛政策の基本方針等の国家安全保障に関する事項を審議し、必要に応じ、内閣総理大臣に対し、意見を述べるものとし、このうち、本案による改正前の安全保障会議設置法において内閣総理大臣が諮問しなければならないものとされていた事項（以下「安全保障会議の必須諮問事項」という。）については、引き続きこれまでと同様の取扱いとするものとし、武力攻撃事態等その他の事態に関し、特に緊急に対処する必要があると認めるときは、迅速かつ適切な対処が必要と認められる措置について内閣総理大臣に建議することができるものとすること。

c　国家安全保障に関する外交政策及び防衛政策の基本方針等については、議長である内閣総理大臣のほか、外務大臣、防衛大臣及び内閣官房長官を議員として審議するものとし、安全保障会議の必須諮問事項については、引き続きこれまでと同様の議員により審議するものとし、重大緊急事態への対処に関する重要事項に関しては、議長、内閣官房長官及び事態の種類に応じてあらかじめ内閣総理大臣により指定された国務大臣により審議するものとすること。

d　内閣官房長官及び関係行政機関の長は、会議の定めるところにより、会議に対し、資料又は情報であって、会議の審議に資するものを、適時に提供するものとし、会議は、必要があると認めるときは、内閣官房長官及び関係行政機関の長に対し、資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力を

するよう求めることができるものとすること。

e　内閣官房に国家安全保障局を置くものとし、国家安全保障局は、内閣官房の事務のうち国家安全保障に関する外交政策及び防衛政策の基本方針並びにこれらの政策に関する重要事項に関するもの、会議の事務、会議に提供された資料又は情報等を総合して整理する事務をつかさどるものとし、国家安全保障局に国家安全保障局長等を置くものとすること。

f　内閣官房に少なくとも１名の内閣総理大臣補佐官を置くこととし、内閣総理大臣は内閣総理大臣補佐官の中から、国家安全保障に関する重要政策を担当する者を指定するものとすること。

g　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行すること。

### ウ　審議経過

**安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案**は、第183回国会の平成25年６月７日に提出され、24日に内閣委員会に付託されたが、同委員会では審査が行われないまま、第185回国会の10月22日、国家安全保障に関する特別委員会に付託替えされた。

その後、同月25日の本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われた。

国家安全保障に関する特別委員会においては、28日に提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、31日には参考人からの意見聴取及び参考人に対する質疑が行われた。

11月１日、**民主の提案による修正案**（後記参照）が提出され、５日に修正案の趣旨の説明を聴取した後、原案及び修正案を一括して議題とし、質疑が行われた。

翌６日には安倍内閣総理大臣の出席の下で質疑を行い、質疑を終局した。

質疑終局後、民主提出の修正案について撤回を許可した後、**自民、民主、維新、公明の４会派共同提案による修正案**（後記参照）が提出され、趣旨の説明を聴取した。次いで、討論を行い、採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案は、いずれも賛成多数をもって可決され、本法律案は修正議決すべきものと決した。なお、本法律案に対し附帯決議が付された。

翌７日、本会議において、本法律案は修正議決され、参議院に送付された。

参議院においては、11月27日の本会議で可決され、成立した。

**（参考）両修正案の主な内容**

**（ア）民主の提案による修正案**

a　国家安全保障会議に諮ることとされている事項のうち、武力攻撃事態等及び周辺事態への対処、自衛隊の活動、国防並びに重大緊急事態への対処に関する重要事項は、内閣総理大臣が必要と認めるものについて会議に諮らなければならないこと。

b　情報の一元化及び提出義務の明確化

(a) 内閣官房長官及び関係行政機関の長は、議長の求めに応じて、会議に対し、国家安全保障に関する資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力を行わなければならないこと。

(b) 内閣官房長官は、会議に対して行われる資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力の状況について整理し、議長に報告するものとすること。

c　会議の議事については、議事録を作成しなければならないこと。

d　内閣官房に、内閣官房副長官１人を増員するとともに、内閣総理大臣は、内閣官房副長官の中から、国家安全保障及び危機管理に関する事務をつかさどる者を指定するものとすること。

e　内閣安全保障危機管理監の設置

(a) 内閣官房に、内閣安全保障危機管理監１人を置くこと。

(b) 内閣安全保障危機管理監は、内閣官房長官及びｄの内閣官房副長官を助け、命を受けて内閣官房の事務のうち国家安全保障に関する外交政策及び防衛政策の基本方針並びにこれらの政策に関する重要事項に関するもの並びに危機管理に関するものを掌理すること。

f　国家安全保障局は、置かないものとする

こと。
g　国家安全保障に関する重要政策を担当する内閣総理大臣補佐官は、置かないものとすること。
h　その他所要の規定の整理を行うものとすること。

**（イ）自民、民主、維新、公明の４会派共同提案による修正案**

a　国家安全保障会議に諮ることとされている事項のうち、武力攻撃事態等及び周辺事態への対処、自衛隊の活動、国防並びに重大緊急事態への対処に関する重要事項は、内閣総理大臣が必要と認めるものについて同会議に諮らなければならないこと。
b　内閣官房長官及び関係行政機関の長は、議長の求めに応じて、国家安全保障会議に対し、国家安全保障に関する資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力を行わなければならないこと。

**エ　主な質疑事項**

主な質疑事項は、①現行の安全保障会議を改組し国家安全保障会議を創設する理由、②関係行政機関から同会議への資料等の提供規定を義務規定とする必要性、③国家安全保障担当内閣総理大臣補佐官と内閣官房長官、国家安全保障局長、内閣危機管理監との役割分担、④本法律案における「国防に関する重要事項」の解釈、⑤国家安全保障局長として想定される人材、⑥国家安全保障会議の会議録を作成する必要性等であった。

## (8) 特定秘密保護関係

**ア　国会で議論されるに至った経緯**

**（ア）特定秘密の保護に関する法律案（内閣提出）**

安倍内閣総理大臣は、平成25年４月16日の衆議院予算委員会において、「秘密保護法制については、極めて重要な課題」との認識を示し、「日米同盟関係の中においても高度な情報が入ってくる中、日本側に秘密保護に関する法制を整備していないことについて不安を持っている国もあることは事実」とした上で、「秘密保全に関する法案を速やかに取りまとめて、早期に国会に提出できるように努力をしていきたい」旨を明らかにした。

これを受け、政府において、秘密保全に関する法制の準備のための法案化作業が進められた。

８月27日、自由民主党はインテリジェンス・秘密保全等検討ＰＴにおいて、特定秘密の保護に関する法律案について議論を開始した。

政府は、法案化作業の検討結果を概要として取りまとめた「特定秘密の保護に関する法律案の概要」に対する意見募集を９月３日から17日まで行った。

公明党は、特定秘密保護法案に関する検討ＰＴを設置、９月17日、同ＰＴにおける議論を開始した。

自由民主党と公明党との与党内での協議を踏まえ、政府において検討が進められた後、**特定秘密の保護に関する法律案**（以下**「特定秘密保護法案」**という。）は、10月25日に閣議決定され、同日、国会に提出された。

**（イ）行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案（枝野幸男君外２名提出）**

特定秘密保護法案について、民主党の海江田万里代表は平成25年10月21日の記者会見において「国民の『知る権利』が損なわれるおそれがある。権利を担保する法律が必要である」旨を述べ、行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案を国会に提出し、成立させる意向を示した。

その後、民主党内で同法律案の検討、立案作業が進められた。同党は平成25年10月22日に「次の内閣」において、菅内閣時代の平成23年４月に国会に提出した内閣提出の法律案と同一内容の**行政機関の保有する情報の公開**

**に関する法律等の一部を改正する法律案（枝野幸男君外２名提出）**（以下**「情報公開法改正案」**という。）の提出を決定し、同法律案は平成25年10月25日に提出された。

**（ウ）特別安全保障秘密の適正な管理に関する法律案（渡辺周君外２名提出）、情報適正管理委員会設置法案（渡辺周君外２名提出）、公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案（渡辺周君外３名提出）、国会法の一部を改正する法律案（渡辺周君外２名提出）**

平成25年11月13日の民主党役員会において、国家安全保障に関する特別委員会における審査のなかで浮かび上がってきた特定秘密保護法案についての問題点を50項目にわたって整理した「『特定秘密の保護に関する法律案』に関する論点整理（メモ）」が提示された。同役員会の終了後、櫻井充政調会長は記者団に「民主党としては修正案か対案を準備する方向である」旨を述べた。

その後、民主党内で検討が進められ、19日に、特定秘密保護法案に対して、**特別安全保障秘密の適正な管理に関する法律案（渡辺周君外２名提出）**（以下**「特別安全保障秘密適正管理法案」**という。）、**情報適正管理委員会設置法案（渡辺周君外２名提出）**、**公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案（渡辺周君外３名提出）**及び**国会法の一部を改正する法律案（渡辺周君外２名提出）**の４法律案が提出された。

**イ　関連議案の概要**

**（ア）特定秘密保護法案（内閣提出）**

我が国の安全保障に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるものについて、当該情報の保護に関し、特定秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

a　特定秘密の指定等

(a) 行政機関の長は、当該行政機関の所掌事務に係る別表に掲げる事項に関する情報であって、公になっていないもののうち、その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるものを特定秘密として指定するものとすること。

(b) 行政機関の長は、指定の有効期間（上限５年で更新可能）を定めるものとし、(a)に規定する要件を欠くに至ったときは、有効期間内であっても、速やかにその指定を解除するものとすること。

(c) 指定の有効期間が通じて30年を超えることとなるときは、政府の有するその諸活動を国民に説明する責務を全うする観点に立っても、なお当該指定に係る情報を公にしないことが現に我が国及び国民の安全を確保するためにやむを得ないものであることについて、その理由を示して、内閣の承認を得なければならないものとすること。

b　特定秘密を保有する行政機関の長は、他の行政機関が我が国の安全保障に関する事務を遂行するために当該特定秘密を利用する必要があると認めたときは、当該他の行政機関に当該特定秘密を提供することができるものとすること。

c　特定秘密の取扱いの業務は、適性評価（特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないことについての評価）において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者でなければ、行ってはならないものとすること。

d　政府は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し、統一的な運用を図るための基準を定めるものとすること。

e　本法律の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならず、国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由に十分に配慮しなければならないものとすること。

f　特定秘密の漏えい等に対する所要の罰則を設けるものとすること。

g　この法律は、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

**（イ）情報公開法改正案（枝野幸男君外２名提出）**

国の行政機関及び独立行政法人等に関する情報公開制度を充実した内容のものとするため、開示情報の拡大、開示決定等の期限の短縮、内閣総理大臣の勧告制度の導入、事後救済制度の強化等を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

a　法の目的に、国民の知る権利の保障等を追加すること。

b　不開示情報規定及び部分開示規定を見直し、開示情報を拡大すること。

c　開示決定等の通知には、当該決定の根拠となる条項及び当該条項に該当すると判断した理由をできる限り具体的に記載しなければならないこと。

d　開示請求から開示決定等までの期限を、行政機関の休日を除き14日にするとともに、期限内に開示決定等がされない場合には、開示請求者が不開示決定がされたものとみなすことができること。

e　開示請求手数料を原則として廃止することとし、会社、個人事業者等が開示請求をするときは、所要の開示請求手数料を納めなければならないこと。

f　内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、情報公開・個人情報保護審査会に諮問をした行政機関の長に対し、情報公開・個人情報保護審査会の答申の内容に沿った裁決又は決定、公益上の理由による裁量的開示その他の必要な措置を講ずべき旨の勧告をし、当該勧告の結果とられた措置について報告を求めることができること。

g　訴訟

(a) 情報公開訴訟は、行政事件訴訟法第12条第１項から第４項までに定める被告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所などのほか、原告の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所にも、提起することができること。

(b) 情報公開訴訟においては、裁判所は、訴訟に係る開示決定等をした行政機関の長等に対し訴訟に係る行政文書等に記録されている情報の内容と不開示の理由等を分類又は整理した資料の作成、提出を求める処分をすることができること。

(c) 情報公開訴訟においては、裁判所が当事者を立ち会わせずに対象文書について証拠調べを行う、いわゆるインカメラ審理手続を導入すること。

h　行政機関の保有する情報の公開に関する法律及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の所管を総務省から内閣府に移管すること。

i　この法律は、公布の日から起算して２年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

**（ウ）特別安全保障秘密適正管理法案（渡辺周君外２名提出）**

外国の政府又は国際機関と情報を共有する観点から外交又は国際的なテロリズムの防止に関する情報のうち秘匿することが必要かつ不可欠であるものについて、当該情報の適正な管理に関し、特別安全保障秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

a　行政機関の長は、当該行政機関の所掌事務に係る別表に掲げる事項に関する情報であって、公になっていないもののうち、その漏えいが我が国の安全保障及び外国の政府又は国際機関との情報の共有に著しい支障を与えるおそれがあるために秘匿することが必要かつ不可欠であるものに限り、これを特別安全保障秘密として指定するものとすること。

b　行政機関の長は、違法行為等を隠蔽し若しくは公正な競争を阻害する目的で、又は我が国及び国民の安全の確保に必要と認められない情報について、ａによる指定をしてはならないものとすること。

c　指定の有効期間（上限５年で更新可能）は、情報適正管理委員会（以下「委員会」という。）の承認を得なければ、通じて30年を超えることができないものとすること。

d　行政機関の長は、指定をした情報が指定の要件を欠くに至ったとき等は、有効期間内であっても、速やかにその指定を解除す

るものとすること。

e　特別安全保障秘密の取扱いの業務を行う者は、指定に係る情報が指定要件を欠くに至ったと思料するとき等は、委員会に通知しなければならないものとし、委員会は、必要があると認めるときは、調査を行い、指定の解除が必要と認めるときは、行政機関の長に対してその旨を勧告し、当該行政機関の長に対して当該勧告に基づき講じた措置について報告を求めることができるものとすること。

f　特別安全保障秘密の取扱いの業務は、所定の者を除き、適格性確認において当該秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者でなければ行ってはならないものとすること。

g　委員会は、特別安全保障秘密の指定及びその解除並びに適格性確認の実施に関し、統一的な運用を図るための基準を定めるものとすること。

h　政府は、毎年、特別安全保障秘密の指定及びその解除並びに適格性確認の実施の状況を国会に報告するとともに、公表しなければならないものとすること。

i　特別安全保障秘密の漏えい等に対する所要の罰則を設けるものとすること。

j　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

**（エ）情報適正管理委員会設置法案（渡辺周君外２名提出）**

特別安全保障秘密の適正な管理を行うため、情報適正管理委員会の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

a　内閣府の外局として、情報適正管理委員会（以下「委員会」という。）を置くものとすること。

b　委員会は、任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどるものとすること。

(a)　特別安全保障秘密の指定の解除に係る調査及び勧告に関すること。

(b)　適格性確認についての苦情の申出に関すること。

(c)　特別安全保障秘密の指定及びその解除並びに適格性確認の実施に関する統一的な運用を図るための基準の作成に関すること。

(d)　(a)から(c)までに掲げるもののほか、特別安全保障秘密の適正な管理に関する法律に基づき委員会に属させられた事務

c　委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行うものとすること。

d　委員会は、委員長及び委員６人をもって組織するものとし、委員のうち３人は、非常勤とするものとすること。

e　委員長及び委員

(a)　委員長及び委員は、委員会の職務の遂行に関し公正な判断をすることができ、広い経験と知識を有する者のうちから、国会の議決による指名に基づいて、内閣総理大臣が任命するものとすること。

(b)　委員長及び委員の任期は、５年とすること。

f　委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、情報適正管理委員会規則を制定することができるものとすること。

g　委員会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、資料の提出、意見の開陳、技術的知識の提供その他必要な協力を求めることができるものとすること。

h　委員会は、毎年、内閣総理大臣を経由して国会に対し所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならないものとすること。

i　委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置くものとすること。

j　この法律は、一部の規定を除き、特別安全保障秘密の適正な管理に関する法律の施行の日から施行すること。

**（オ）公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案（渡辺周君外３名提出）**

国民主権の理念にのっとり、公文書のより適正な管理に資するため、閣議等の議事録の作成、行政文書管理指針の策定について必要な事項を定めるとともに、歴史資料として重要な公文書等が国立公文書館等において広く利用に供されるために必要な措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

a　閣議、閣僚会議等の議事録の作成・公表について

(a) 閣議、閣僚会議等の議事については、議事録を作成しなければならないものとすること。

(b) 国立公文書館等の長は、当該国立公文書館等で保存されている(a)の議事録が行政文書として作成されてから30年を超えない範囲内で定める期間を経過している場合には、これを公表しなければならないものとすること。ただし、時の経過を考慮してもなお公表を制限するに足りる特段の理由がある場合には、この限りでないものとすること。

b　行政文書の管理に係る手続について

(a) 内閣総理大臣は、公文書管理委員会（以下「委員会」という。）に諮問した上で、行政文書管理指針を定めるものとし、行政機関の長は、行政文書管理指針に基づき、行政文書管理規則を設けなければならないものとすること。

(b) 内閣総理大臣は、行政機関の長から行政文書ファイル等の廃棄について協議を受けた場合において、必要があると認めるときは、委員会に諮問することができるものとすること。

(c) 保存期間が満了した行政文書ファイル等であって、なお現に移管され、又は廃棄されていないものについては、保存期間が満了していないものとすること。

c　特定歴史公文書等の利用について

(a) 利用請求に係る特定歴史公文書等に利用制限が適切である旨の意見が付されている場合に、国立公文書館等の長に対し当該意見の参酌を義務付ける規定を削除すること。

(b) 国立公文書館等の長は、利用請求に係る特定歴史公文書等が行政文書等として作成又は取得されてから30年を経過している場合には、これを利用させなければならないものとすること。ただし、時の経過を考慮してもなお利用を制限するに足りる特段の理由がある場合には、この限りでないものとすること。

d　防衛秘密及び特定防衛秘密についても、公文書等の管理に関する法律の規定を適用すること。

e　この法律は、公布の日から起算して３月を経過した日から施行するものとし、その他所要の規定を整備すること。

**（カ）国会法の一部を改正する法律案（渡辺周君外２名提出）**

各議院又は各議院の委員会から、審査又は調査のため、各議院の議決により定める情報の保護措置を講じた上で、内閣又は官公署に対し、必要な報告又は記録の提出を求めたときは、内閣又は官公署は、原則としてその求めに応じなければならないものとするもので、その主な内容は次のとおりである。

a　各議院又は各議院の委員会から、審査又は調査のため、各議院又は各議院の委員会に提出される報告又は記録に含まれる情報の保護に関し必要なものとして各議院の議決により定める措置を講じた上で、内閣又は官公署に対し、必要な報告又は記録の提出を求めたときは、国会法第104条の規定及び他の法令の規定にかかわらず、内閣又は官公署は、ｂにより疎明する場合を除き、その求めに応じなければならないこと。

b　内閣又は官公署がａの求めに応じないときは、その理由を議長に疎明しなければならないこと。この場合において、議長は、その理由を受諾し得るか否かについて、副議長の意見を聴くものとすること。

c　議長がｂの理由を受諾し得る場合には、内閣又は官公署は、その報告又は記録をその議院又は委員会に提出する必要がないこと。

d　議長がｂの理由を受諾することができな

い場合は、内閣又は官公署は、その報告又は記録を議長に提示しなければならないこと。この場合において、議長は、副議長とともにその報告又は記録を閲覧するものとすること。

e　議長が、副議長の意見を聴いて、ｄにより提示された報告又は記録に含まれる情報が既に公になっているものと認めたときは、内閣又は官公署は、ａの措置が講ぜられなくとも、当該報告又は記録をａにより当該報告又は記録の提出を求めた議院又は委員会に提出しなければならないこと。

f　ｅに定めるもののほか、議長が、副議長の意見を聴いて、ｄにより提示された報告又は記録がａの措置を講じた議院又は委員会に提出された場合には国家の極めて重大な利益に回復しがたい悪影響を及ぼすこととなると認めたときを除き、内閣又は官公署は、当該報告又は記録を同項の措置を講じた議院又は委員会に提出しなければならないこと。

g　この法律は、特別安全保障秘密の適正な管理に関する法律の施行の日から施行すること。

### ウ　審議経過

**特定秘密保護法案**及び**情報公開法改正案**は、平成25年10月25日に提出され、11月７日の本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われた後、いずれも国家安全保障に関する特別委員会に付託された。

同委員会においては、同日、両案の提案理由の説明を聴取し、翌８日から質疑に入り、13日及び19日には参考人からの意見聴取及び参考人に対する質疑が行われた。

20日には、民主が19日に提出した４法律案のうち**特別安全保障秘密適正管理法案**及び**情報適正管理委員会設置法案**が国家安全保障に関する特別委員会に付託され、提案理由の説明を聴取した。

翌21日からは４法律案を議題として審査を進め、25日には福島県において、いわゆる地方公聴会（委員派遣）を開催し、７名の意見陳述者から意見を聴取し質疑が行われた。

同日、**自民、維新、公明、みんなの４会派共同提案による特定秘密保護法案に対する修正案**（後記参照）が、また、**民主の提案による特別安全保障秘密適正管理法案に対する修正案**（後記参照）が、それぞれ提出され、提案理由の説明を聴取した。

翌26日、安倍内閣総理大臣の出席の下で４法律案及び２修正案を議題として質疑を行い、特定秘密保護法案及び同法律案に対する修正案の質疑を終局した。

質疑終局後、採決の結果、**特定秘密保護法案に対する修正案及び修正部分を除く原案**はいずれも賛成多数をもって可決され、同法律案は修正議決すべきものと決した。

同日の本会議において、本法律案は修正議決され、参議院に送付された。

参議院においては、12月６日の本会議で可決され、成立した。

なお、**情報公開法改正案**、**特別安全保障秘密適正管理法案**及び**情報適正管理委員会設置法案**は、衆議院の国家安全保障に関する特別委員会において継続審査に付された。また、**公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案**及び**国会法の一部を改正する法律案**については審査は行われず、それぞれ付託委員会の衆議院の内閣委員会と議院運営委員会において継続審査に付された。

**（参考）両修正案の主な内容**

**（ア）自民、維新、公明、みんなの４会派共同提案による特定秘密保護法案に対する修正案**

a　「安全保障」を「国の存立に関わる外部からの侵略等に対して国家及び国民の安全を保障すること」と定義すること。

b　内閣総理大臣が第18条第２項に規定する者（我が国の安全保障に関する情報の保護、行政機関等の保有する情報の公開、公文書等の管理等に関し優れた識見を有する者）の意見を聴いて政令で定める行政機関の長は、特定秘密の指定を行わないものとすること。

c　指定の有効期間は、通じて30年を超えることができないものとすること。

ｄ　ｃにかかわらず、指定に係る情報を公にしないことが現に我が国及び国民の安全を確保するためにやむを得ないものであることについて、その理由を示して、内閣の承認を得た場合（行政機関が会計検査院であるときを除く。）は、指定の有効期間を、通じて30年を超えて延長することができるものとすること。

ｅ　ｄの場合であっても、特に秘匿性の高い情報として限定列挙するものを除き、指定の有効期間は、通じて60年を超えることができないものとすること。

ｆ　行政機関の長は、ｄの内閣の承認を得ようとする場合においては、当該指定に係る特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める措置を講じた上で、内閣に当該特定秘密を提示することができるものとすること。

ｇ　行政機関の長は、ｄの内閣の承認が得られなかったときは、その情報が記録された行政文書ファイル等の保存期間の満了とともに、これを国立公文書館等に移管しなければならないものとすること。

ｈ　公益上の必要による特定秘密の提供に関する規定について、「提供することができる」から「提供するものとする」とするとともに、国会に対して特定秘密を提供する場合には、ｐに基づいて国会において定める措置が講じられるものとすること。

ｉ　内閣総理大臣は、特定秘密の指定及び解除並びに適性評価の実施に関する基準を定め、又は変更しようとするときは、第18条第２項に規定する者の意見を聴いた上で、その案を作成し、閣議の決定を求めなければならないものとすること。

ｊ　内閣総理大臣は、毎年、特定秘密の指定及び解除並びに適性評価の実施の状況を第18条第２項に規定する者に報告し、その意見を聴かなければならないものとすること。

ｋ　内閣総理大臣は、特定秘密の指定及び解除並びに適性評価の実施が基準に従って行われていることを確保するため、必要があると認めるときは、行政機関の長（会計検査院を除く。）に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出及び説明を求め、並びに改善すべき旨の指示をすることができるものとすること。

ｌ　政府は、毎年、ｊの意見を付して、特定秘密の指定及び解除並びに適性評価の実施の状況について国会に報告するとともに、公表するものとすること。

ｍ　違法行為等による特定秘密の取得については、外国の利益若しくは自己の不正の利益を図り、又は我が国の安全若しくは国民の生命若しくは身体を害すべき用途に供する目的で取得した者に限り処罰するものとすること。

ｎ　施行日から起算して５年を経過する日までの間、特定秘密を保有したことがない行政機関として政令で定めるものを、特定秘密の指定、適性評価の実施等を行う行政機関から除外すること。

ｏ　政府は、行政機関の長による特定秘密の指定及びその解除に関する基準等が真に安全保障に資するものであるかどうかを独立した公正な立場において検証し、及び監察することのできる新たな機関の設置その他の特定秘密の指定及びその解除を適正に確保するために必要な方策について検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとすること。

ｐ　国会に対する特定秘密の提供については、政府は、国会が国権の最高機関であり各議院がその会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定める権能を有することを定める日本国憲法及びこれに基づく国会法等の精神にのっとり、この法律を運用するものとし、特定秘密の提供を受ける国会におけるその保護に関する方策については、国会において、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること。

ｑ　別表に掲げる事項のうち安全保障に関し収集した情報、特定有害活動の防止に関し収集した情報及びテロリズムの防止に関し収集した情報について、「その他の重要な情報」という文言を削り、より明確な表現に置き換えるものとすること。

ｒ　この法律は、公布の日から起算して１年

を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、ｉ（変更に係る部分を除く。）、ｏ及びｐは、公布の日から施行すること。

ｓ　その他所要の規定を整理すること。

**（イ）民主の提案による特別安全保障秘密適正管理法案に対する修正案**

ａ　公益上の必要による特別安全保障秘密の提供について、「提供することができる」から「提供するものとする」とするとともに、国会法第104条若しくは第104条の２（これらの規定を同法第54条の４第１項において準用する場合を含む。）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律第１条及び第５条の規定により各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会に提供する場合を追加すること。

ｂ　その他所要の規定を整理すること。

### エ　主な質疑事項

**特定秘密保護法案**に対する主な質疑事項は、①同法律案の制定の意義及び必要性、②国家安全保障会議創設との関係、③特定秘密の指定等に関する妥当性をチェックする第三者機関の設置の意向の有無、④外交上の密約や東日本大震災、原発事故への対応等が特定秘密に該当する可能性、⑤指定期間が30年を超えた特定秘密の取扱い、⑥評価対象者の情報の扱い等、適正評価の実施の在り方、⑦国会の国政調査権との関係、⑧他国からの情報提供との関係、⑨知る権利、報道の自由及び取材の自由等に与える影響、⑩罰則強化の妥当性、等であった。

**情報公開法改正案**に対する主な質疑事項は、①特定秘密保護法案との同時成立の必要性、②本法律案に規定されている「知る権利」の法的性質、③開示を要求されている情報等が特定秘密に指定されている場合にインカメラ審理を実施する可能性等であった。

**特別安全保障秘密適正管理法案**及び**情報適正管理委員会設置法案**に対する主な質疑事項は、①報道機関の取材の自由に対する配慮についての特定秘密保護法案との違い、②特定秘密保護法案の別表記載の「特定有害活動の防止に関する事項」が、特別安全保障秘密適正管理法案には規定されていない理由、③指定期間が30年を超えた秘密の取扱い、④情報適正管理委員会の構成員や在り方等であった。

## (9) 国家戦略特区関係

### ア　国会で議論されるに至った経緯

第２次安倍内閣においては、「大胆な金融政策」「機動的な財政政策」「民間投資を喚起する成長戦略」の「三本の矢」（いわゆるアベノミクス）の一体的な推進により、デフレと景気低迷からの早期脱却を目指すこととしている。

これら「三本の矢」のうち、「民間投資を喚起する成長戦略」の具体化に向けた検討が、日本経済再生本部の下に設置された産業競争力会議などで進められた。その中で平成25年４月３日に開催された「立地競争力の強化」を議題とするテーマ別会合において、民間議員から、従来の特区とは根本的に異なる内閣総理大臣の主導する「アベノミクス特区」（仮称）創設の提案がなされた。

４月17日に開催された産業競争力会議（第６回）では、テーマ別会合の議論を踏まえて「立地競争力の強化」について審議が行われ、既存の特区の検証の上に、国の主体的な関与を高めた、これまでとは次元の違う抜本的な強化の検討を行うこととされた。また、そのために５月にワーキンググループを立ち上げ、制度設計、プロジェクトの選定等を進めることとされた。

これを受けて、地域活性化統合本部会合の下に「国家戦略特区ワーキンググループ」（以下「国家戦略特区ＷＧ」という。）が設置され、検討の結果取りまとめられた「『国家戦略特区』の基本的考え方と当面の進め方について」に

基づいて、重点的に対応すべきテーマに沿って、関係する事業の推進に必要な具体的な規制改革事項を検討するため、関係各省からの「集中ヒアリング」が実施された。

このような中で、産業競争力会議や国家戦略特区ＷＧにおける審議等を踏まえて、６月14日に「日本再興戦略－ＪＡＰＡＮ ｉｓ ＢＡＣＫ－」が閣議決定された。同戦略では、国の成長戦略を実行するための新たな手法として「国家戦略特区」の創設が表明され、「規制改革の実験場として突破口を開くことを目的とする」等とされた。また、国家戦略特区ＷＧにおいて、「規制改革項目の選定等を行い、本年夏までに方針を固める。これを受けて、（中略）速やかに国会において所要の法的措置を講ずる」こととされた。

その後、「国家戦略特区に関する第１次提案募集」（民間事業者等・地方公共団体からの応募242団体、提案197件）が行われるとともに、国家戦略特区ＷＧにおいて、有識者等からのヒアリング（25者・団体、提案134件）、関係各省からのヒアリング、提案に関するヒアリング（62団体）が行われた。

これらを経て、10月18日に国家戦略特区ＷＧにおいて「国家戦略特区において検討すべき規制改革事項等について」が取りまとめられ、これを受けて、同日、日本経済再生本部において「国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針」が決定された。同方針では、医療、雇用、教育、都市再生・まちづくり、農業、歴史的建築物の活用の各分野において、特例措置を検討、具体化し、国家戦略特区関連法案を臨時国会に提出するなど、所要の措置を講ずることとされた。

このような経緯を踏まえ、**国家戦略特別区域法案**は、平成25年11月５日の閣議決定を経て、同日、国会に提出された。

### イ　関連議案の概要

**国家戦略特別区域法案（内閣提出）**

国が定めた国家戦略特別区域において、経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点を形成することが重要であることに鑑み、国家戦略特別区域に関し、規制改革その他の施策を総合的かつ集中的に推進するために必要な事項を定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

a　政府は、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るための基本的な方針（以下「国家戦略特別区域基本方針」という。）を定めなければならないものとすること。

b　内閣総理大臣は、国家戦略特別区域ごとに、国家戦略特別区域基本方針に即して、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する方針（以下「区域方針」という。）を定めるものとすること。

c　国家戦略特別区域ごとに、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るための計画（以下「区域計画」という。）の作成、認定区域計画の実施に係る連絡調整並びに国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関し必要な協議を行うため、国家戦略特別区域担当大臣及び関係地方公共団体の長は、国家戦略特別区域会議を組織するものとすること。

d　国家戦略特別区域会議は、国家戦略特別区域基本方針及び区域方針に即して、区域計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請するものとすること。

e　認定区域計画に基づく事業に対して、旅館業法等の規制の特例措置等を講ずるものとすること。

f　内閣府に、国家戦略特別区域の指定に関する事項等の事務をつかさどる国家戦略特別区域諮問会議を置くものとすること。

g　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行するものとすること。

h　労働契約法及び学校教育法等について検討を加え、必要な措置を講ずるものとすること。

### ウ　審議経過

**国家戦略特別区域法案**は、平成25年11月５日、国会に提出され、８日の本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、内閣委員会に付託された。

同委員会においては、同日、本法律案の提案理由の説明を聴取し、13日に質疑に入り、14日には参考人からの意見聴取及び参考人に対する質疑を行うとともに、翌15日にも質疑を行った。20日には安倍内閣総理大臣出席の下、質疑が行われ、同日、質疑を終局した。質疑終局後、自民、民主、公明及びみんなの４会派共同提案により、**修正案**（後記参照）が提出され、趣旨説明を聴取した。次いで、本法律案及び修正案について一括して討論を行い、順次採決したところ、本法律案は、賛成多数をもって修正議決すべきものと議決された。

なお､本法律案に対し附帯決議が付された。

同月21日の本会議において、本法律案は修正議決され、参議院に送付された。

参議院においては、12月７日の本会議において可決され、成立した。

**（参考）修正案の主な内容**

a　構造改革特別区域法に規定する特定事業、規制の特例措置の内容等を記載した区域計画について、内閣総理大臣から認定を受けた場合は、当該認定を構造改革特別区域法に規定する認定とみなして同法に規定する規制の特例措置を適用するものとすること。

b　内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、個別労働関係紛争の未然防止等のための事業主に対する援助の実施に関し国家戦略特別区域会議から申出があった意見について意見を述べるものとし、国家戦略特別区域会議は、内閣総理大臣及び関係行政機関の長が述べた意見を尊重するものとすること。

c　政府は、毎年、国家戦略特区支援利子補給金の活用及び認定区域計画に定められている国家戦略特区支援利子補給金に係る事業の実施の状況について検討を加え、その結果に基づいて、この法律の施行後３年以内に､必要な措置を講ずるものとすること。

### エ　主な質疑事項

主な質疑事項は、①「国家戦略」の言葉を用いた意図、②具体的な数値データを用いて経済効果を分析する必要性、③経営者団体の長が諮問会議と特区会議の議員となり雇用に関する規制改革について議論することの是非、④区域計画の作成について国家戦略特別区域会議構成員の「全員の合意」を要件とした理由、⑤事後評価を毎年実施することの確認、⑥雇用ガイドラインの作成等を特区内に限らなければならない理由、⑦公設民営学校の設置について検討する目的と理由、⑧日本国の医師免許を持たない外国人医師による診察等を可能とする理由、⑨国家戦略特別区域を活用した農業政策の在り方、⑩国家戦略特別区域で実施を想定している税制措置の内容、⑪総合特別区域と国家戦略特別区域の連携の必要性、⑫国家戦略特別区域への認定を構造改革特別区域法の認定とみなし、規制の特例措置を実施できるようにする旨の規定を本法律案に入れなかった理由、⑬国家戦略特別区域において利子補給制度を設けることとした検討経緯及び理由等であった。

## (10) 産業競争力強化関係

### ア　国会で議論されるに至った経緯

平成24年12月26日に発足した第２次安倍内閣は、デフレからの早期脱却と経済再生を実現するため、これまでとは次元の異なる政策パッケージとして「三本の矢」を一体的に推進するとした。

第一の矢は、大胆な金融政策である。政府・日本銀行は平成25年１月22日に共同声明を発表した際、２％の物価安定目標を導入し、できるだけ早期の実現を目指すことを明確にした。また、日本銀行は４月４日に「量的・質的金融緩和」を導入し、マネタリーベースを２年間で２倍に、国債保有額・平均残存期間を２年間で２倍以上にするといった新たな金融緩和の枠組みを導入した。

第二の矢は、機動的な財政政策である。政府は同年１月11日に、ＧＤＰの約２％に相当する10兆円規模の経済対策(「日本経済再生に向けた緊急経済対策」) を策定し、続いて同月15日に、緊急経済対策の裏付けとなる平成24年度補正予算を編成した。また、補正予算の成立直後から迅速な執行に努めるとともに、経済対策の進捗状況を把握し、経済財政諮問会議に報告してきた。

これらに続く第三の矢が、民間の投資を喚起する成長戦略である。政府は、経済財政諮問会議との連携の下、政府一体となって必要な経済対策を講じるとともに成長戦略を実現することを目的に、経済政策の司令塔となる日本経済再生本部を新設した。また、その具体策を議論する場として、同本部の下に「産業競争力会議」を設置し、平成25年６月14日に新たな成長戦略となる「日本再興戦略－ＪＡＰＡＮ ｉｓ ＢＡＣＫ－」を閣議決定した。この「日本再興戦略」は、産業基盤の強化を目指す「日本産業再興プラン」、その力を基に新たな市場を目指す「戦略市場創造プラン」、及び拡大する国際市場を獲得するための「国際展開戦略」の三つのアクションプランから成る。企業の設備投資をリーマンショック前の70兆円の水準に増加させること、開廃業率を米英並みの10%台とすることなどを目標に掲げ、企業業績の改善、雇用拡大、所得上昇といった好循環を通じて我が国全体の経済成長を図り、今後10年間の平均で名目成長率３％程度、実質成長率２％程度の実現を目指すとした。

安倍内閣総理大臣は、新たな成長戦略の決定に当たり、景況感が好転している状況下でいち早く民間投資に着火し、本格的な成長の好循環を起動させるため、秋の臨時国会を「成長戦略実行国会」と位置付けて必要な関連法案を提出するとした。また、第185回国会の所信表明演説においても、今回の成長戦略とこれまでの成長戦略との違いを「実行」が伴うかどうかであることを重ねて強調した。**産業競争力強化法案**は、この新たな成長戦略のうち、産業振興策を具体化するものとして、10月15日に閣議決定され、同日、国会に提出された。

### イ　関連議案の概要

**産業競争力強化法案（内閣提出）**

長引くデフレによって低迷してきた我が国経済を再興するため、アベノミクスの「三本目の矢」である「民間投資を喚起する成長戦略」を着実かつ早急に実行に移すことにより、日本経済の三つのゆがみ、すなわち、「過剰規制」「過小投資」「過当競争」を是正し、我が国の産業競争力を強化することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

a　「成長戦略」を政府一体となって強力に実行するため、平成25年度以降の５年間を「集中実施期間」と位置付けるとともに、「集中実施期間」において政府が重点的に講ずべき施策の内容等を定めた「実行計画」を策定すること。

b　新たな事業活動を実施しようとする企業に、安全性等を確保する措置を講ずることを前提に、規制の特例措置を認める制度（企業実証特例制度）を創設すること。また、現行の規制の適用範囲が不明確な分野においても、企業がちゅうちょすることなく新

分野進出等の取組を行い得るよう、あらかじめ規制の適用の有無を確認できる制度（グレーゾーン解消制度）を創設すること。

c　ベンチャー企業に対する資金供給の円滑化、事業再編の促進及び先端設備投資を促進するための措置を講ずること。

d　地域における創業を支援するため、市区町村が民間の創業支援事業者と連携して創業支援体制を構築する取組に対して国が全面的に支援するとともに、中小企業の事業再生の支援を強化すること。

e　国立大学法人等によるベンチャー出資の特例や中小・ベンチャー企業等を対象とした特許料の減免措置等を図ること。また、株式会社産業革新機構によるオープンイノベーションの促進や早期事業再生の円滑化等、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」（以下「産活法」という。）に盛り込まれた措置のうち、「成長戦略」の実行及び加速化に必要なものについて、所要の見直しを行った上で本法律案に位置付けること。

f　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して３月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

### ウ　審議経過

**産業競争力強化法案**は、平成25年10月15日に提出され、29日の本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われた後、同日、経済産業委員会に付託された。

同委員会においては、11月６日、提案理由の説明を聴取し、８日から質疑に入り、12日には５名の参考人からの意見聴取及び参考人に対する質疑が行われた。15日に質疑を終局した後、自民、民主及び公明の３会派共同提案により、重点施策の進捗及び実施の状況等に関して、公表及び国会報告を義務付けること等を内容とする修正案が、また、維新及びみんなからそれぞれ修正案が提出され、趣旨の説明を聴取した。次いで、討論・採決を行った結果、維新及びみんな提出の各修正案は賛成少数をもってそれぞれ否決され、３会派共同提案による修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、本法律案は修正議決すべきものと議決された。なお、本法律案に対し、附帯決議が付された。

11月19日の本会議において、本法律案は修正議決され、参議院に送付された。

参議院においては、12月４日の本会議で可決され、成立した。

### エ　主な質疑事項

主な質疑事項は、①これまでの産活法による施策の評価及び本法律案への反映状況、②産業競争力の強化における政府の役割、③成長戦略の重点施策の検証方法、④企業実証特例制度において事業所管官庁と規制所管官庁の意見が異なる場合の対応方法、⑤企業実証特例制度による企業単位での労働規制の緩和の許容の可否、⑥企業実証特例制度とグレーゾーン解消制度の一体的運用の可能性、⑦産業競争力強化のため規制緩和を迅速に進める必要性、⑧ベンチャー投資促進策により期待される効果、⑨設備投資支援策としてのリース手法の有効性、⑩起業促進に資する個人保証制度見直しの検討状況、⑪事業再編における国の関与の在り方、⑫中小企業の再生計画における資金調達面での具体的な支援措置等であった。

## (11) 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進関係

### ア　国会で議論されるに至った経緯

社会保障と税の一体改革は、社会保障の充実・安定化と、そのための安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指すものである。社会保障と税の一体改革については、自由民主党及び公明党の連立政権下における平成20年の「社会保障国民会議」や平成21年の「安心社会実現会議」での議論を継承して、平成22年10月から、民主党及び国民新党の連立政権下で検討が進められた。

政府は、平成24年２月、「社会保障・税一体改革大綱」を閣議決定した後、第180回国会に、年金制度改革、子ども・子育て支援及び税制改革に係る社会保障と税一体改革関連７法律案を国会に提出した。同関連７法律案の衆議院における審議と並行して、民主党、自由民主党及び公明党の３党実務者間において各法律案の修正等に係る協議が行われ、同年６月15日に合意に達した。この３党合意を受け、公的年金制度、医療保険制度、介護保険制度及び少子化対策に係る社会保障制度改革について、その基本的事項を定めるとともに、社会保障制度改革国民会議を設置すること等により、改革を総合的かつ集中的に推進すること等を内容とする「社会保障制度改革推進法案」が議員立法として提出され、同法律案は８月10日に成立した。

「社会保障制度改革推進法（平成24年法律第64号）」は、平成24年８月22日に施行された。同法で定められた社会保障制度改革国民会議は、同年11月30日に初会合を開催して以降、20回に及ぶ議論を行い、平成25年８月６日、自由民主党及び公明党の連立政権である第２次安倍内閣の下で「社会保障制度改革国民会議報告書～確かな社会保障を将来世代に伝えるための道筋～」（以下「国民会議報告書」という。）を取りまとめた。国民会議報告書では、社会保障制度改革の方向性について、超高齢化の進行、家族・地域の変容、非正規労働者の増加等の雇用環境の変化など社会経済状況の変化を踏まえ、日本の社会保障制度を、主として高齢者世代を給付の対象とする社会保障から、切れ目なく全世代を対象とする社会保障へと転換させることを目指すとともに、これまでの「年齢別」から「負担能力別」に負担の在り方を切り替えること等を提言したほか、少子化対策、医療、介護、年金の４分野について改革の方向性等を示した。

「社会保障制度改革推進法」では、政府は、社会保障制度改革に必要な法制上の措置について、法施行後１年以内に、社会保障制度改革国民会議における審議の結果等を踏まえて講ずる旨が規定されている。これを受け、政府は、法制上の措置を講ずる期限に当たる平成25年８月21日に、「社会保障制度改革推進法第４条の規定に基づく『法制上の措置』の骨子について」を閣議決定した。この中では、受益と負担の均衡のとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るために講ずべき改革の推進に関する骨子を定め、本骨子に基づき、「法制上の措置」として、社会保障制度改革の全体像及び進め方を明らかにする法律案を速やかに策定し、次期国会冒頭に提出するとされた。

この骨子に基づき、平成25年10月15日、政府は、**持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案**を国会に提出した。

### イ　関連議案の概要

**持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案（内閣提出）**

社会保障制度改革国民会議における審議の結果等を踏まえ、社会保障制度改革について、その全体像及び進め方を明らかにしようとするものであり、その主な内容は、

a　政府は、子どものための教育・保育給付、保育緊急確保事業の実施のために必要な措置等の子ども・子育て支援の実施に当たって必要となる措置等を着実に講ずるほか、平成27年度以降の次世代育成支援対策推進法の延長について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること

b　政府は、地域で必要な医療を確保するため、病床機能報告制度の創設、地域の医療提供体制の構想の策定等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を平成29年度までを目途に順次講ずるものとし、このために必要な法律案を平成26年の常会に提出することを目指すものとすること

c　政府は、持続可能な医療保険制度等を構築するため、医療保険制度等の財政基盤の安定化、保険料に係る国民の負担に関する公平の確保等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を平成26年度から平成29年度までを目途に順次講ずるものとし、このために必要な法律案を平成27年の

常会に提出することを目指すものとすること

d　政府は、難病及び小児慢性特定疾患に係る新たな公平かつ安定的な医療費助成の制度を確立するため、対象疾患の拡大、患者の認定基準の見直し等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を平成26年度を目途に講ずるものとし、このために必要な法律案を平成26年の常会に提出することを目指すものとすること

e　政府は、介護保険制度について、地域支援事業の見直し、これと併せた要支援者への支援の見直し等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を平成27年度を目途に講ずるものとし、このために必要な法律案を平成26年の常会に提出することを目指すものとすること

f　政府は、公的年金制度等について、マクロ経済スライドに基づく年金額の改定の仕組みの在り方、高所得者の年金給付の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること

g　受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため、内閣に、社会保障制度改革推進本部及び社会保障制度改革推進会議を置くものとすること

h　この法律は、一部を除き、公布の日から施行すること

等である。

### ウ　審議経過

**持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案**は、平成25年10月15日に提出され、11月１日の本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われ、同日、厚生労働委員会に付託された。

同委員会においては、同日、提案理由の説明を聴取した後、６日から質疑に入り、12日には６名の参考人からの意見聴取及び参考人に対する質疑が行われた。15日、質疑が行われた後、質疑終局の動議が提出、可決され、質疑は終局した。次いで、討論・採決の結果、本法律案は賛成多数をもって可決すべきものと議決された。

同月19日の本会議において、本法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院においては、12月５日の本会議で可決され、成立した。

### エ　主な質疑事項

主な質疑事項は、①本法律案を提出する意義及び成立しなかった場合の具体的な影響、②本法律案に自助・自立のための環境整備等に係る規定が設けられる一方で共助及び公助に係る規定がない理由、③介護予防給付の地域支援事業への移行の妥当性、④難病・小児慢性特定疾患の医療費助成の自己負担限度額の引上げにより患者の生活が圧迫される懸念、⑤年金制度の積立方式への移行を検討する必要性、⑥平成26年度の消費税率引上げによる増収分のうち社会保障の充実に充てる額を増額する必要性、⑦社会保障の充実に先行して重点化・効率化を実施することの是非、⑧社会保障と税の一体改革のメニューに含まれている重点化・効率化の項目以外の削減分は社会保障の充実の財源に充てられない可能性があることの確認、⑨社会保障の給付と負担の世代間格差を是正する必要性、⑩税と社会保険料を一体的に徴収する歳入庁を設置する必要性等であった。

## (12) 電力システム改革関係

### ア　国会で議論されるに至った経緯

#### (ア) これまでの電力自由化の動き(第１次～第４次電気事業制度改革)

我が国の電気事業は、明治期以来（特に戦後）の電力産業の再編・統合の経緯に加え、膨大な設備投資を必要とする特殊性に起因する規模の経済（スケールメリット）の要請に基づき、従前、北海道電力から沖縄電力までのいわゆる10電力会社において発電、送配電から小売りまでのプロセスを一体的に実施す

る「垂直統合構造」を中心に推進されてきた。

しかし、1990年（平成２年）前後から欧州で先行的に開始された電力自由化の動きの中、規制緩和をめぐる要請等も踏まえ、政府においては市場原理の導入を内容とする電力自由化に向けた議論が開始され、これまで、４次にわたる電気事業制度改革が実施されてきた。

平成７年には電気事業法制定以来初めての大規模改正により、卸電気事業に係る許可制の撤廃及び一般電気事業者の送配電網を他の発電事業者に利用させる卸託送の制度化や、選択約款・燃料費調整制度の導入等による料金規制の見直しを定める第１次電気事業制度改革が実施された。

引き続き、平成11年の電気事業法改正により、電力小売部門の一部自由化により国際的に遜色のないコスト水準を達成することを目指し、一般電気事業者が維持・運用する送電設備を介して特別高圧電気の供給を行う特定規模電気事業者（「ＰＰＳ」又は「新電力」）の制度の創設や、電気料金の引下げにつき経済産業大臣の認可制を届出制に改めること等を内容とする第２次電気事業制度改革が実施された。

第３次電気事業制度改革は、平成15年の電気事業法改正によって実施され（改正法の施行は平成17年）、電力市場への参入環境を整備するため、一般電気事業者の送配電部門の公正・中立性等の確保や託送料金の見直し等の措置が実施された。

平成20年の第４次電気事業制度改革においては、電気事業法の改正は実施されなかったものの、経済産業省令の改正等により特定規模電気事業者の競争条件の改善等の措置が講じられた。また、小売部門の自由化範囲を特別高圧及び高圧以上に拡大することが議論されたものの、既存分野における競争環境の整備状況を見つつ５年後を目途に再検討することとされた。

### （イ）東日本大震災の影響

こうした中で、平成23年３月11日に東北地方太平洋沖地震が発生し、これに起因する東京電力福島第一原子力発電所事故の発生や、火力発電所等の被災による大幅な電力供給力の低下により電気の需給状況がひっ迫し、計画停電や電力使用制限措置が実施される等、戦後最大の「電力危機」に陥った。

この結果、電気事業実施体制について、①原子力発電への信頼の低下、②価格による需給調整の柔軟性の限界、③地域をまたぐ供給力の広域的な活用の限界、④電力を選択したいとの国民意識の高まり、⑤再生可能エネルギーを含めた多様な供給力の活用の要請等に直面し、従前の「垂直統合構造」や経済産業大臣が適正な原価に適正な利潤を加えた金額で電気料金を認可する「総括原価方式」等からなる従来の電力供給構造（電力システム）の限界が露呈した。

### （ウ）電力システム改革の検討及び実現に向けた動き

これらのことから、政府においては、新たなエネルギー政策の在り方について、主として経済産業省の総合資源エネルギー調査会において議論が進められ、電力システム改革の専門的な制度設計を行うために設置された同調査会の電力システム改革専門委員会で取りまとめられた平成24年７月の「電力システム改革の基本方針」では、小売全面自由化や料金規制の撤廃、送配電分離の実施等の方針が示された。本方針に従って同専門委員会ではさらに議論が進められ、平成25年２月８日には、その詳細な制度設計を示すとともに、電力システム改革を三段階に分けて実施すること等を内容とする「電力システム改革専門委員会報告書」が取りまとめられた。

### （エ）国会への法律案の提出等

#### ａ　第183回国会における法律案提出及び審査未了

前述の「電力システム改革専門委員会報告書」を受けて、政府においては、三段階に分けて実施することとされた電力システム改革について、第一段階目の改革は広域的運営推進機関の設立及び今後における電力システム改革の進め方についてプログラム規定を置くことを内容とし、平成27年の実施に向けて第

183回国会に法律案を提出すること、第二段階目の改革は小売参入の全面自由化等を内容とし、平成28年の実施に向けて平成26年に開会される通常国会に法律案を提出すること、第三段階目の改革は電気料金の規制の撤廃及び送配電分離の実施を内容とし、平成30年から平成32年までの間の実施に向けて平成27年に開会される通常国会に法律案を提出すること、を内容とする「電力システムに関する改革方針(以下、「電力システム改革方針」という。)」を平成25年４月２日に閣議決定した。

「電気事業法の一部を改正する法律案」は、その第一段階目の改革を行うものとして、第183回国会の平成25年４月12日に閣議決定の上、国会に提出された。５月28日、本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、経済産業委員会に付託され、委員会の審査を経て、６月13日の本会議において本法律案は修正議決された。しかし、参議院においては、委員会審査には入ったものの採決に至らず、第183回国会会期末の６月26日、審査未了となった。

**b　第185回国会における法律案提出**

上記法律案が参議院で審査未了となったため、第185回国会の10月15日、第183回国会において衆議院で議決された修正内容が反映された**電気事業法の一部を改正する法律案**が国会に提出された。

**イ　関連議案の概要**

**電気事業法の一部を改正する法律案（内閣提出）**

東日本大震災の影響による電力需給のひっ迫状況を踏まえ、電力システム改革の三本柱の一つである「広域系統運用の拡大」等を実現することによって、電気の安定供給の確保に万全を期すとともに、2020年までに実現すべき電力システム改革の全体像を法律上明らかにしようとするもので、その主な内容は、次のとおりである。

a　電力需給のひっ迫時に区域を越えて広域的な電力融通の指示等を行う「広域的運営推進機関」（認可法人）を創設すること。

b　経済産業大臣による電気の供給命令について、その発動要件を災害時等非常時以外にも拡充すること。

c　自家発電設備設置者が、別の場所にある自社の工場等に電気を供給する場合に、一般電気事業者に対して、その送配電網を利用させる義務を課すこととすること。

d　罰則付きの命令のみが規定されている経済産業大臣による電気の使用制限措置について、より緩やかな措置として勧告制度を創設すること。

e　電力システム改革方針を踏まえ、第二段階と第三段階の法案提出時期と実施時期を規定し、各段階において課題克服のための十分な検証を行い、その結果を踏まえた必要な措置を講じながら改革を行うものとすること。

(a) 電気の小売業への参入の全面自由化（第二段階）を、平成28年を目途に実施するものとし、このために必要な法律案を、平成26年の通常国会に提出すること。

(b) 送配電部門の中立性の一層の確保策及び電気の小売料金の全面自由化（第三段階）を、平成30年から平成32年までの間を目途に実施するものとし、このために必要な法律案を平成27年の通常国会に提出することを目指すものとすること。

なお、第185回国会で提出された法律案においては、第183回国会における衆議院修正を踏まえ、上記内容に加えて以下の３点の内容が追加されている。

f　電力システム改革に関し、「電気の安定供給の確保、電気の小売に係る料金の最大限の抑制並びに電気の使用者の選択の機会の拡大及び電気事業における事業機会の拡大を実現するため」という趣旨の明確化を図ること。

g　電気の小売に係る料金の全面自由化の実施時期を見直す場合を、電気の使用者の利益を阻害するおそれがあると認められるときに限定すること。

h　電力システム改革に係る法律案を提出するに当たって政府が電気の小売業者又は卸売業者の競争条件を改善するための措置に

ついて検討等を行う場合として、当該事業者の「競争条件が著しく悪化した場合」に加えて「著しく悪化することが明らかな場合」を追加すること。

### ウ　審議経過

第183回国会において提出された、**電気事業法の一部を改正する法律案**は、平成25年４月12日に提出され、５月28日の本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われ、同日、経済産業委員会に付託された。

同委員会においては、翌29日、提案理由の説明を聴取した後、31日に質疑に入り、６月４日に参考人からの意見聴取及び参考人に対する質疑を行い、12日に質疑を終局した。質疑終局後、自民、民主及び公明の３会派共同提案による修正案が提出され、本修正案について趣旨説明を聴取した。次いで、討論・採決した結果、修正案及び修正部分を除く原案は、いずれも賛成多数をもって可決され、本法律案は修正議決すべきものと議決された。なお、本法律案に対し附帯決議が付された。

翌13日の本会議において、本法律案は修正議決され、参議院に送付されたが、参議院において審査未了となった。

第185回国会において提出された、**電気事業法の一部を改正する法律案**は、平成25年10月15日に提出され、25日、経済産業委員会に付託された。

同委員会においては、同月30日、提案理由の説明を聴取した後、11月１日に質疑に入り、同日、質疑を終局した。質疑終局後、討論・採決が行われた結果、本法律案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決された。なお、本法律案に対し附帯決議が付された。

同日、本会議において、本法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院においては、同月13日の本会議において、可決され、成立した。

### エ　主な質疑事項

主な質疑事項は、①電力市場の自由化の意義、②電気料金の自由化の方法、③自己託送制度の見直し、④広域的運営推進機関の役割、⑤電力使用制限命令の考え方、⑥電気事業の規制に関する事務をつかさどる新たな行政組織の在り方、⑦発送電分離の方法、⑧原子力エネルギーの位置付け、⑨エネルギーのベストミックスの在り方、⑩今後の電力システム改革のスケジュール等であった。

## (13) 自衛隊による在外邦人等の輸送関係

### ア　国会で議論されるに至った経緯

平成25年１月16日、アルジェリア東部の天然ガス関連施設が、武装勢力により襲撃され、邦人を含む多くの従業員が人質となった。この事件で、邦人10人を含む外国人37人及びアルジェリア人警備員１人が犠牲となった。

同月21日、岸田外務大臣は小野寺防衛大臣に対して、安全が確認された邦人の輸送を依頼し、同日、防衛大臣は、自衛隊法第84条の３の規定に基づき、当該邦人の輸送の実施に関する大臣命令を発出し、政府専用機による輸送を実施した。

このテロ事件を受け、政府は、今般の事件における政府の対応についての検証及び海外での緊急事態に際し、在留邦人や在外日本企業の保護の在り方等について対策をまとめるべく、１月29日、菅内閣官房長官を委員長とする「在アルジェリア邦人に対するテロ事件の対応に関する検証委員会（以下「検証委員会」という。）」を設置した。検証委員会は、同日の第１回会合以来議論を重ね、２月28日、検証報告書を取りまとめた。同報告書によれば、邦人輸送の関係では、「政府専用機派遣の決断は、適時・適切に行われたか」について検証されている。その中で、①今回の事件では、事件現場からアルジェ空港までの被害邦人及び御遺体の移送は、アルジェリア政府等が行ったが、「今後派遣先国政府の同様の対応

が期待できない場合に備えた対策」について、「派遣先国における様々な輸送ニーズに対応できるよう、陸上輸送を含む派遣先国での自衛隊の活動イメージを具体化し、現行法制で十分か検討することが必要である」、②「仮に事件被害者の御家族その他の関係者が政府専用機に搭乗したいという意向があった場合」の対応について、「輸送対象者の範囲については、保護邦人の御家族その他の関係者を念頭に、現行法の規定ぶりで十分か検討が必要である」とされている。

他方、自由民主党及び公明党は、検証委員会の設置と同じ日に、与党政策責任者会議において、「与党・在外邦人の安全確保に関するプロジェクトチーム（以下「与党ＰＴ」という。）」を設置し、在アルジェリア邦人に対するテロ事件の検証のほか、海外で災害やテロに巻き込まれた邦人の救出・保護態勢を拡充するための自衛隊法改正についても議論を行うこととした。その後、累次における議論を経て、３月８日、報告書が取りまとめられ、同月14日に安倍内閣総理大臣に対して手交された。同報告書において、邦人輸送に係る自衛隊法の改正に関しては、①自衛隊による陸上輸送を可能にする、②輸送の安全の要件は「輸送の安全が確保されたとき」という現行要件を維持するか、「輸送が可能と認めるとき」などに改正するか両論を併記し、政府での検討に委ねる、③輸送の安全確保のための武器使用は自衛隊の「保護の下」にある者との表現を「管理の下」とし、拡大する輸送対象者を守れるようにする、④輸送の対象を邦人の家族、企業関係者、政府の要員などに拡大する、などとされている。

以上の検証委員会による検証報告及び与党ＰＴの報告を踏まえ、政府は、第183回国会の４月19日、**自衛隊法の一部を改正する法律案**を国会に提出した。

### イ　関連議案の概要

**自衛隊法の一部を改正する法律案（内閣提出）**

在外邦人等の輸送（外国における緊急事態に際して防衛大臣が行う在外邦人等の輸送をいう。以下同じ。）に際して同乗させることができる者の範囲を拡大し、及び当該輸送の手段として車両を加えるとともに、外国の領域において当該輸送の職務に従事する自衛官の武器使用について所要の規定を整備することとする等のものであり、その主な内容は、

a　在外邦人等の輸送の実施に際して防衛大臣は、当該輸送において予想される危険及びこれを避けるための方策について外務大臣と協議し、当該輸送を安全に実施することができると認めるときは、当該邦人の輸送を行うことができること

b　防衛大臣は、当該輸送の職務に従事する自衛官に同行させる必要があると認められる者等を同乗させることができること

c　在外邦人等の輸送は、航空機又は船舶のほか、特に必要があると認められるときは、当該輸送に適する車両により行うことができること

d　在外邦人等の輸送の職務に従事する自衛官は、当該輸送に用いる車両の所在する場所、その管理の下に入った輸送対象者を当該輸送に用いる航空機、船舶若しくは車両まで誘導する経路、輸送対象者が当該航空機、船舶若しくは車両に乗り込むために待機している場所又は当該車両による輸送の実施に必要な業務が行われる場所においてその職務を行うに際し、その職務を行うに伴いその管理の下に入った者の生命又は身体の防護のための必要最小限の武器の使用ができること

等である。

### ウ　審議経過

**自衛隊法の一部を改正する法律案**は、第183回国会の平成25年４月19日に提出され、５月23日の本会議において、趣旨説明及び質疑が行われた後、同日、安全保障委員会に付託された。

同委員会では、同日、提案理由の説明を聴取し、28日に参考人からの意見聴取及び参考人に対する質疑、６月４日に質疑を行ったが、26日、継続審査となった。続く第184回国会においては、審査が行われることなく、継続審

査となった。

第185回国会においては、10月31日、質疑を行い、同日、質疑を終局し、討論・採決の結果、本法律案は賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと議決された。なお、本法律案に対し、附帯決議が付された。

翌11月１日、本会議において、本法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院においては、11月15日の本会議で可決され、成立した。

### エ　主な質疑事項

主な質疑事項は、①陸上輸送を行うに当たって外務省と防衛省とが緊密な情報共有・協力体制を構築する必要性に関する両省の見解、②輸送の安全性を判断する客観的基準に関する防衛大臣の見解、③在外邦人の救出を目的とした自衛隊法改正の必要性に対する防衛大臣の見解、④輸送の安全の要件が満たされない場合でも在外邦人を輸送・救出する任務を自衛隊に付与することに対する防衛大臣の見解、⑤陸上輸送中に国又は国に準ずる者による攻撃を受けた場合の武器使用の可否に関する防衛大臣の見解、⑥自衛隊による在外邦人等の陸上輸送実施に係る武器使用の在り方に関する防衛大臣の問題意識、⑦輸送の「安全」の定義及び「安全」と認定する判断基準、⑧陸上輸送を行うことが想定される地域に関する防衛省の見解、⑨派遣先国の同意を得ることを法律上明記しない理由に関する防衛大臣の見解、⑩海外における自衛隊の活動は我が国の国益にかなう形で抑制的に行われるべきとの考えに対する防衛大臣の見解等であった。

## 3　国政選挙結果

### (1) 平成25年４月統一補欠選挙

平成25年４月28日、参議院山口県選挙区において補欠選挙(４月11日告示)が行われた。選挙結果は右のとおりである。

衆議院議員の補欠選挙は、対象となる欠員がないため実施されなかった。

| **参・山口県選挙区**（岸信夫君24.11.30辞職） | | | |
|---|---|---|---|
| 立候補者数 | ４人 | 投票率 | 38.68％ |
| 当　選　人 | 江島　潔君（自由民主党） | | |

### (2) 第23回参議院議員通常選挙

第23回参議院議員通常選挙は、平成25年７月４日に公示、７月21日に投票が行われた。今回の通常選挙を前に、いくつかの選挙制度の改正が行われた。

①参議院の選挙区別議員定数の変更

選挙区選出の定数が改正され、福島県選挙区及び岐阜県選挙区の議員数がそれぞれ４人から２人に、神奈川県選挙区及び大阪府選挙区の議員数がそれぞれ６人から８人に変更された。

②インターネット等を利用する方法による選挙運動の解禁

インターネット等を利用した選挙運動のうち一定のものが解禁された。

③成年被後見人の選挙権等の回復

選挙権及び被選挙権を有しないこととされていた成年被後見人について、これらの権利が回復された。

今回の通常選挙は、平成24年12月の第46回衆議院議員総選挙による政権交代後初めての全国規模の国政選挙であった。

今回の通常選挙の改選数は、比例代表48、選挙区73、計121であり、それに対し、立候補者数は比例代表が162人、選挙区が271人、計433人（うち女性の立候補者は105人）であった。党派別内訳は表１のとおりである。

競争率は、比例代表で3.38倍、選挙区で3.71倍であり、当選人数の党派別内訳は表２のとおりである。

**（表１）党派別立候補者数**

| | 比例代表 | 選挙区 | 小計 |
|---|---|---|---|
| 自由民主党 | 29 | 49 | 78 |
| 民主党 | 20 | 35 | 55 |
| 日本維新の会 | 30 | 14 | 44 |
| 公明党 | 17 | 4 | 21 |
| みんなの党 | 15 | 19 | 34 |
| 生活の党 | 6 | 5 | 11 |
| 日本共産党 | 17 | 46 | 63 |
| 社会民主党 | 4 | 5 | 9 |
| みどりの風 | 3 | 5 | 8 |
| 新党大地 | 9 | 2 | 11 |
| 緑の党グリーンズジャパン | 9 | 1 | 10 |
| 幸福実現党 | 3 | 47 | 50 |
| 諸派 | | 12 | 12 |
| 無所属 | | 27 | 27 |
| 計 | 162 | 271 | 433 |

**（表２）党派別当選人数**

| | 比例代表 | 選挙区 | 小計 |
|---|---|---|---|
| 自由民主党 | 18 | 47 | 65 |
| 民主党 | 7 | 10 | 17 |
| 日本維新の会 | 6 | 2 | 8 |
| 公明党 | 7 | 4 | 11 |
| みんなの党 | 4 | 4 | 8 |
| 日本共産党 | 5 | 3 | 8 |
| 社会民主党 | 1 | 0 | 1 |
| 諸派 | | 1 | 1 |
| 無所属 | | 2 | 2 |
| 計 | 48 | 73 | 121 |

連立与党を構成する自由民主党及び公明党の獲得議席数は、自由民主党65、公明党11、合計76であり、改選前の議席数を大幅に上回った。この結果、非改選の59議席を加えた与党会派（自民、公明）の議席数は135となり、全242議席の過半数を超え、衆参のねじれ状態が解消された。

一方、野党各党の獲得議席数は、民主党が17と改選前の議席数を大幅に下回ったほか、みんなの党、日本共産党及び日本維新の会が各８、社会民主党が１であり、生活の党及びみどりの風はいずれも改選前の議席を失った。

女性の当選人は22人で、前回の17人と比べ５人増となった。

投票率は、比例代表及び選挙区共に52.61％となり、前回の通常選挙の57.92％を下回った。

## (3) 平成25年10月統一補欠選挙

衆議院議員及び参議院議員の補欠選挙は、対象となる欠員がないため実施されなかった。

# 第2

# 本会議の概況

# 第２　本会議の概況

## 【第183回国会】

### １　国務大臣の演説及び質疑

平成25年１月28日に安倍内閣総理大臣の所信表明演説が衆議院本会議において行われ、これに対して、30日及び31日に各党の代表質問が行われた。

また、平成25年度予算が提出された２月28日、安倍内閣総理大臣の施政方針演説、岸田外務大臣の外交演説、麻生財務大臣の財政演説及び甘利経済財政政策担当大臣の経済演説が衆議院本会議において行われ、これに対して、３月４日及び５日に各党の代表質問が行われた。

#### (1) 安倍内閣総理大臣の所信表明演説

まず、アルジェリアで発生したテロ事件について、一言申し上げます。

事件発生以来、政府としては、総力を挙げて、情報収集と人命救出に取り組んでまいりました。

しかしながら、世界の最前線で活躍する、何の罪もない日本人が犠牲となったことは、痛恨のきわみです。残された御家族の方々のお気持ちを思うと、悲痛の念にたえません。

無辜の市民を巻き込んだ卑劣なテロ行為は、決して許されるものではなく、断固として非難します。

私たちは、今般の事件の検証を行い、国民の生命財産を守り抜きます。国際社会と引き続き連携し、テロと闘い続けます。冒頭、その決意を申し上げます。

（はじめに）

昨年末の総選挙による国民の審判を経て、自由民主党と公明党の連立政権を発足させ、第96代内閣総理大臣を拝命いたしました。

私は、かつて病のために職を辞し、大きな政治的挫折を経験した人間です。国家のかじ取りをつかさどる重責を改めてお引き受けするからには、過去の反省を教訓として心に刻み、丁寧な対話を心がけながら、真摯に国政運営に当たっていくことを誓います。

国家国民のために再び我が身をささげんとする私の決意の源は、深き憂国の念にあります。危機的な状況にある我が国の現状を正していくために、なさなければならない使命があると信じるからです。

デフレと円高の泥沼から抜け出せず、50兆円とも言われる莫大な国民の所得と産業の競争力が失われ、どれだけ真面目に働いても暮らしがよくならない、日本経済の危機。32万人近くにも及ぶ方々が住みなれたふるさとに戻れないまま、遅々として進んでいない、東日本大震災からの復興の危機。外交政策の基軸が揺らぎ､その足元を見透かすかのように、我が国固有の領土、領海、領空や主権に対する挑発が続く、外交、安全保障の危機。そして、国の未来を担う子供たちの中で陰湿ないじめが相次ぎ、この国の歴史や伝統への誇りを失い、世界に伍していくべき学力の低下が危惧される、教育の危機。このまま手をこまねいているわけにはいきません。

皆さん、今こそ、額に汗して働けば必ず報われ、未来に夢と希望を抱くことができる、真っ当な社会を築いていこうではありませんか。

そのためには、日本の未来を脅かしている数々の危機を何としても突破していかなけれ

ばなりません。

野党として過ごした３年余り、全国津々浦々で現場の声を丹念に拾い集め、政策のあるべき姿を考え抜いてまいりました。政権与党に復帰した今こそ、温めてきた政策を具体的に実現させ、国民とともに、現下の危機突破に邁進します。

内閣発足に当たって､私は､全ての閣僚に、経済再生、震災復興、危機管理に全力を挙げるよう、一斉に指示をいたしました。

危機の突破は、全閣僚が一丸となって取り組むべき仕事です。同時に、与野党の別を問わず、国政に携わる全ての国会議員が担うべき責任でもあるはずです。

この議場に集う全ての国会議員諸氏に訴えます。

危機を突破せんとする国家の確固たる意思を示すため、与野党の英知を結集させ、国力を最大限に発揮させようではありませんか。各党各会派の御理解と御協力を切に求めてやみません。

**（経済再生）**

我が国にとって最大かつ喫緊の課題は、経済の再生です。

私がなぜ、数ある課題のうち経済の再生に最もこだわるのか。それは、長引くデフレや円高が、頑張る人は報われるという社会の信頼の基盤を根底から揺るがしていると考えるからであります。

政府がどれだけ所得の分配を繰り返しても、持続的な経済成長を通じて富を生み出すことができなければ、経済全体のパイは縮んでいってしまいます。そうなれば、一人一人がどんなに頑張ってみても、個人の手元に残る所得は減っていくばかりです。私たちの安心を支える社会保障の基盤も揺らぎかねません。

これまでの延長線上にある対応では、デフレや円高から抜け出すことはできません。だからこそ、私は、これまでとは次元の違う大胆な政策パッケージを提示します。断固たる決意を持って、強い経済を取り戻していこうではありませんか。

既に、経済再生の司令塔として日本経済再生本部を設置し、経済財政諮問会議も再起動させました。この布陣をフル回転させ、大胆な金融政策、機動的な財政政策、そして民間投資を喚起する成長戦略という三本の矢で、経済再生を推し進めます。

金融政策については、従来の政策枠組みを大胆に見直す共同声明を日本銀行との間で取りまとめました。日本銀行において２％の物価安定目標をできるだけ早期に実現することを含め、政府と日本銀行が、それぞれの責任において、共同声明の内容をきちんと実行していくことが重要であり、政府と日本銀行の一層の緊密な連携を図ってまいります。

加えて、さきにまとめた緊急経済対策で、景気を下支えし、成長力を強化します。

これから提出する補正予算は、その裏づけとなるものです。復興・防災対策、成長による富の創出、暮らしの安心・地域活性化という三つを重点分野として、大胆な予算措置を講じます。速やかに成立させ、実行に移せるよう、各党各会派の格別の御理解と御協力をお願い申し上げます。

他方、財政出動をいつまでも続けるわけにはいきません。民間の投資と消費が持続的に拡大する成長戦略を策定し、実行してまいります。

ｉＰＳ細胞という世紀の大発明は、新しい薬や治療法を開発するための臨床試験の段階が見えています。実用化されれば、健康で長生きできる社会の実現に貢献するのみならず、新たな富と雇用も生み出します。

イノベーションと制度改革は、社会的課題の解決に結びつくことによって、暮らしに新しい価値をもたらし、経済再生の原動力となります。

最も大切なのは、未知の領域に果敢に挑戦をしていく精神です。皆さん、今こそ、世界一を目指していこうではありませんか。

世界じゅうから投資や人材を引きつけ、若者もお年寄りも、年齢や障害の有無にかかわらず、全ての人々が生きがいを感じ、何度でもチャンスを与えられる社会。働く女性がみずからのキャリアを築き、男女がともに仕事と子育てを容易に両立できる社会。中小企業、小規模事業者が躍動し、農山漁村の豊かな資

源が成長の糧となる、地域の魅力があふれる社会。そうしたあるべき社会像を確かな成長戦略に結びつけることによって、必ずや、強い経済を取り戻してまいります。

同時に、中長期の財政健全化に向けて、プライマリーバランスの黒字化を目指します。

**（震災復興）**

東日本大震災の被災地は、２度目の厳しい冬を迎えています。

私は、昨年末に総理に就任した直後に、最初の訪問地として、迷うことなく福島を選びました。そして、先日は宮城を訪れ、これからも、可能な限り現地に足を運ぶつもりです。

被災地のことを思うとき、私は、ある少女とその家族の物語を思い出さずにはいられません。

東日本大震災で、小学校３年生だった彼女は、ひいおばあさんとお母さんを亡くしました。悲しみに暮れる家族のもとに、被災から２カ月後のある日、一通の手紙が届きます。それは、２年前、少女が小学校に入学した後に、お母さんが少女にないしょで書いた、未来へ宛てた手紙でした。

手紙には、入学当初の苦労話の後に、こうつづられていました。

「げんきに学校にいってくれるだけで、とてもあんしんしていました。このてがみをみんなでよんでいるところを　たのしみにして、これから　おかあさんは　がんばっていきます」。

この手紙を受け取ったのは、私がかつて被災地で出会い、先般、再会を果たした少女です。その際、彼女は、私の目をじっと見詰め、小学校を建ててほしいと言いました。過去を振り返るのではなく、将来への希望を伝えてくれたことに、私は強く心を打たれました。

ふるさとの復興は、被災地の皆さんが生きる希望を取り戻す作業です。今を懸命に生きる人々の笑顔を取り戻す、それは、その笑顔をただ願いながら天国で私たちを見守っている犠牲者のみたまに報いる道でもあるはずです。

復興という言葉を唱えるだけでは、何も変わりません。

まずは、政府の体制を大転換します。これまでの行政の縦割りを排し、復興庁がワンストップで要望を吸い上げ、現場主義を貫きます。今般の補正予算においても思い切った予算措置を講じ、被災地の復興と福島の再生を必ずや加速してまいります。

**（外交・安全保障）**

外交、安全保障についても、抜本的な立て直しが急務です。

何よりも、その基軸となる日米同盟を一層強化して、日米のきずなを取り戻さなければなりません。

２月第３週に予定される日米首脳会談において、緊密な日米同盟の復活を内外に示していく決意です。同時に、普天間飛行場の移設を初めとする沖縄の負担の軽減に全力で取り組みます。

外交は、単に周辺諸国との二国間関係だけを見詰めるのではなく、地球儀を眺めるように世界全体を俯瞰して、自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった基本的価値に立脚し、戦略的な外交を展開していくのが基本であります。

大きく成長していくアジア太平洋地域において、我が国は、経済のみならず、安全保障や文化・人的交流など、さまざまな分野で先導役として貢献を続けてまいります。

本年は、日・ＡＳＥＡＮ友好協力40周年に当たります。私は、先日、ベトナム、タイ、インドネシアの３カ国を訪問し、日本に対する期待の高さを改めて肌で感じることができました。

2015年の共同体構築に向けて、成長センターとして発展を続けるＡＳＥＡＮ諸国との関係を強化していくことは、地域の平和と繁栄にとって不可欠であり、日本の国益でもあります。この訪問を皮切りに、今後とも、世界情勢を広く視野に入れた戦略的な外交を展開してまいります。

我が国を取り巻く情勢は厳しさを増しています。国境離島の適切な振興、管理、警戒警備の強化に万全を尽くし、この内閣のもとでは、国民の生命財産と領土、領海、領空を断固として守り抜いていくことをここに宣言い

たします。

あわせて、今般のアルジェリアでのテロ事件は、国家としての危機管理の重要性について改めて警鐘を鳴らすものでした。テロやサイバー攻撃、大規模災害、重大事故などの危機管理対応について、24時間365日体制で、さらなる緊張感を持って対処します。

そして、何よりも、拉致問題の解決です。

全ての拉致被害者の御家族が御自身の手で肉親を抱き締める日が訪れるまで、私の使命は終わりません。北朝鮮に対話と圧力の方針を貫き、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国、拉致に関する真相究明、拉致実行犯の引き渡しの３点に向けて、全力を尽くします。

**（おわりに）**

我が国が直面する最大の危機は、日本人が自信を失ってしまったことにあります。

確かに、日本経済の状況は深刻であり、きょう、あすで解決できるような簡単な問題ではありません。しかし、みずからの力で成長していこうという気概を失ってしまっては、個人も国家も明るい将来を切り開いていくことはできません。

芦田元総理は、戦後の焼け野原の中で、将来はどうなるだろうかと思い悩む若者たちを諭して、こう言いました。どうなるだろうかと人に問いかけるのではなく、我々自身の手によって運命を開拓するほかに道はないと。

この演説をお聞きの一人一人の国民へ訴えます。

何よりも、みずからへの誇りと自信を取り戻そうではありませんか。私たちも、そして日本も、日々、みずからの中に眠っている新しい力を見出して、これからも成長していくことができるはずです。今ここにある危機を突破し、未来を切り開いていく覚悟をともに分かち合おうではありませんか。

強い日本をつくるのは、ほかの誰でもありません。私たち自身です。

御清聴ありがとうございました。

## (2) 国務大臣の演説に対する質疑要旨

国務大臣の演説（１月28日）に対する質疑は、30日に海江田万里君（民主）、高村正彦君（自民）及び平沼赳夫君（維新）が行い、31日には井上義久君（公明）、渡辺喜美君（みんな）、志位和夫君（共産）及び鈴木克昌君（生活）が行った。

質疑の主なものは、次のとおりである。

**（安倍総理の政治姿勢）**

「総選挙結果及び政権運営の方針」に関する質疑に対して、「平成24年末の衆議院選挙において、自由民主党は多くの議席を得ることができた。しかしながら、これまでの政治の停滞と混乱に終止符を打つべきだとの民意を反映したものであり、決して自由民主党に対する国民の信頼が完全に戻ったものではないと認識している。謙虚な気持ちで、緊張感を持って政策を前に進め、具体的な結果を出すことによって国民の負託に応えていかなければならないと考えている」旨の答弁があった。

**（経済・金融政策）**

①「デフレ脱却の目的及び経済政策」に関する質疑に対し、「我が国経済は、長期にわたり需要が弱い中で、日本経済の将来に対する成長期待の低下やデフレ予想の固定化もあって、デフレが継続してきたと考えている。私が経済の再生にこだわる理由は、長引くデフレや円高が、頑張る人は報われるという社会の信頼の基盤を根底から揺るがしていると考えるからである。大胆な金融政策、そして機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略という三本の矢で、経済再生を推し進め、強い経済を取り戻していく」旨の答弁があった。

②「金融政策」に関する質疑に対し、「２％の物価安定目標の実現方法及び達成時期については、政府と日本銀行の共同声明にあるように、日本銀行が、大胆な金融緩和を推進することにより、できるだけ早期に実現される

ことを強く期待している。また、賃金への影響及び長期金利との関係については、政府として、機動的なマクロ経済政策運営、競争力及び成長力の強化や持続可能な財政構造を確立するための取組を行っていくことで、賃金の上昇につなげるとともに、長期金利上昇の懸念にも対応していく」旨の答弁があった。

③「日本銀行」に関する質疑に対し、「政府と日本銀行の共同声明で、日本銀行は、初めて２％の物価安定目標を導入し、できるだけ早期に実現することを目指すという強いコミットメントをしている。また、次期日本銀行総裁については、デフレ脱却に向け、金融政策に関する私の考え方に理解をいただき、確固たる決意と能力でこの課題に取り組んでいく方を人選していく。なお、日本銀行法の改正については、将来の選択肢として、引き続き視野に入れていく」旨の答弁があった。

④「成長戦略」に関する質疑に対し、「日本経済再生に向けて、成長戦略を年央までに取りまとめたいと考えている。この成長戦略の中では、戦略分野の一つとして、クリーンかつ経済的なエネルギー需給の実現を取り上げている。この中で、できる限り原発依存度を低減させていくという方向に向けて、省エネルギー、再生可能エネルギーの最大限の導入、火力発電等の効率化、石油、天然ガス等の資源確保等について、予算の重点配分や、関連する規制・制度改革を最大限進めていく」旨の答弁があった。

⑤「中小企業対策」に関する質疑に対し、「補正予算では、中小企業の経営支援体制の強化、女性や若者の創業や就職支援などの措置を講じることとしている。予算の執行に当たっては、中小企業、小規模事業者の立場に立ってきめ細かく広報していくとともに、丁寧なニーズの把握や使い勝手の向上、しっかりとしたフォローアップを行い、満足いただけるよう最大限努めていく。また、中小企業金融円滑化法の期限到来後も、貸付け条件の変更等や円滑な資金供給に努めるよう金融機関を促すとともに、借り手企業の経営改善支援や事業再生支援を強力に推進することが重要と考える。このため、政府としては、中小企業金融円滑化法の期限到来後における検査監督の方針の明確化、認定支援機関による経営改善計画策定支援、経営支援と一体となった資金繰り支援などの総合的な施策を積極的に推進していく」旨の答弁があった。

⑥「規制改革」に関する質疑に対し、「雇用関連、エネルギー・環境関連、健康・医療関連を重点分野として指定し、経済再生に資するものから優先的に大胆な改革を推進するよう指示をしたところである。また、今般、省庁横断的にこれを推進する新たな規制改革会議を設置したところである。規制改革会議の決定については、政府として閣議決定等を行うとともに、全閣僚から成る日本経済再生本部と連携協力をしつつ実行していく」旨の答弁があった。

⑦「労働者の賃金」に関する質疑に対し、「賃金等の労働条件については、各企業の労使関係において決定されるものであるが、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の三本の矢で、経済再生を進め、それが雇用の拡大や賃金の上昇をもたらすような好循環を生み出していく。税制においては、企業の給与支払いを拡大するための新たな措置を講じることとしたところであり、企業の経営者にも協力を願いたい」旨の答弁があった。

**（財政政策）**

①「財政健全化目標及び公債発行額」に関する質疑に対して、「2015年度までに国・地方のプライマリーバランスの赤字の対ＧＤＰ比を2010年度の水準から半減し、2020年度までに国・地方のプライマリーバランスを黒字化するとの財政健全化目標を踏まえ、平成25年度予算概算では、歳出の必要性等について内容を精査し、公債発行額は42.9兆円としている」旨の答弁があった。

②「地域自主戦略交付金の廃止」に関する質疑に対して、「地方から、地域自主戦略交付金に係る窓口の一元化や手続の簡素化、総額の確保などの課題が指摘され、これらの課題を解消するため、同交付金を廃止し、各省庁の交付金等に移行するとともに、各省庁において交付金のメニューを大くくり化するなど、

地方の意見を反映した施策を推進する」旨の答弁があった。

③「平成24年度補正予算」に関する質疑に対して、「持続的成長に貢献する分野や日本を支える将来性のある分野に重点を置き、特に即効性や需要創造効果の高い施策を優先している。本補正予算を実行に移すことにより、経済再生を推し進め、持続可能な経済成長につなげたい」旨の答弁があった。

④「公共事業の情報公開」に関する質疑に対して、「直轄の公共事業については、事業評価を実施し、事業ごとの費用と効果、費用の内訳を公表する。補助事業についても事業ごとの費用と効果を公表しており、情報公開の更なる充実を行う。また、地方公共団体が行う交付金事業についても、費用と効果が見えるよう取組を進める」旨の答弁があった。

**（税制改革）**

①「自動車重量税の特定財源化」に関する質疑に対して、「自動車重量税は一般財源であり、道路特定財源を復活するものではない。なお、車体課税の見直しについては、平成26年度税制改正の検討課題とされており、平成25年度税制改正の大綱には盛り込まれていない」旨の答弁があった。

②「消費税率の引上げ」に関する質疑に対して、「消費税の引上げを含む社会保障・税一体改革は、社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指す観点から取り組む改革である。平成24年８月に成立した税制抜本改革法では、平成26年４月の消費税率引上げが決まっているが、機械的に何が何でも引き上げるということではなく、経済状況等を総合的に勘案して判断する」旨の答弁があった。

**（構造改革）**

①「国の出先機関の廃止及び道州制」に関する質疑に対して、「国の出先機関に関しては、地方への事務・権限の移譲等の必要な取組を行ってきたが、今後、地方の声等も踏まえ、その在り方を検討する。道州制の導入は、国の在り方を根底から見直す大きな改革である。与党において、道州制に関する基本法の早期の制定を目指して議論が行われており、今後、政府としても連携を深め、取り組んでいく」旨の答弁があった。

②「歳入庁の設置」に関する質疑に対して、「平成24年に成立した税制抜本改革法において、自民・公明・民主の３党合意に基づき、年金保険料の徴収体制強化等について、歳入庁その他の方策の有効性、課題等を幅広い観点から検討し、実施するとされている。政府としては、この法律の規定に基づき、年金保険料の徴収体制の強化について幅広い観点から検討を行う」旨の答弁があった。

**（社会保障政策）**

①「社会保障・税一体改革」に関する質疑に対して、「少子高齢化が進展する中、安定財源を確保しながら、持続可能な社会保障制度を構築し、暮らしの安心を取り戻すため、自民・公明・民主の３党合意に基づき、社会保障・税一体改革を推進する。引き続き、３党間の協議を進めるとともに、社会保障制度改革推進法に基づき、社会保障制度改革国民会議で精力的に議論するなど、改革の具体化に向けた取組を進める」旨の答弁があった。

②「年金制度の在り方」に関する質疑に対して、「積立方式への切替えについては、二重の負担の問題が生じること、より市場変動リスクにさらされることなど、様々な問題がある。現在の年金制度については、平成16年の改正により、中長期的に持続可能な仕組みとなっているが、経済情勢の変化に対応し、より世代間で公平な制度にする観点等から、残された課題について検討していく」旨の答弁があった。

③「医療保険制度の持続性」に関する質疑に対して、「国民皆保険制度を堅持するため、社会保障制度改革推進法に基づき、社会保障制度改革国民会議において、世代間の負担の公平化を図る措置その他必要な改革について真剣に議論している。政府としては、国民会議の議論を踏まえ、持続可能な医療保険制度の構築に向けて検討を進める」旨の答弁があった。

④「混合診療の解禁」に関する質疑に対して、「最先端の医療機器や医薬品を用いる先進的な医療技術については、安全性や有効性を個別に確認した上で、保険診療との併用を認

めることとしている。これにより、医療機器や医薬品が全国で速やかに使われ、患者が先進的な医療を受けられるよう努める」旨の答弁があった。

**（東日本大震災からの復旧・復興）**

①「復興に向けた覚悟及び復興加速化策」に関する質疑に対して、「復興は内閣の最重要課題の一つであり、閣僚全員が復興大臣であるとの認識の下、全力で取り組む決意である。また、復興推進会議で、５年間の復興予算フレームの25兆円への見直し、住宅再建工程の明示やマンパワー不足対応の強化、福島と東京のいわゆる２本社体制の下での除染を始め、早期帰還、定住施策の強化等を決定している。瓦れきの処理の加速化にも、広域処理の受入れ地域の今年度内の確定、仮設焼却炉の施設整備や再生利用の推進を通じ、全力で取り組んでいく」旨の答弁があった。

②「復興予算の早期執行に必要となる資材及び人材の確保」に関する質疑に対して、「人材の不足について、地域内外の建設企業で結成するＪＶ制度の活用などに取り組んでいる。また、地元企業の受注機会に配慮した発注ロットの大型化や人材配置の工夫により、技術者、技能者の効率的活用を図っている。復興に携わる職員体制の充実と処遇の改善に向け、今後も、被災自治体の要望を伺いながら、地方団体とも協力して最大限の支援をしていく。資材の不足については、原料の広域的調達やプラント増設などの対策を進めていく必要があると考えている」旨の答弁があった。

③「住宅と生業の再建に必要な公的支援」に関する質疑に対して、「住宅や生活の再建については、被災者生活再建支援金による支援を講じている。また、津波被災地域の自治体が住民の定着促進を図るため、補正予算で震災復興特別交付税を増額した。生業の再建については、当初予算で、中小企業再建を支援するグループ補助金を、復旧が遅れている地域に重点化しつつ、共同施設の新設等を対象に加え、充実、拡充する等の措置を講じることとした」旨の答弁があった。

**（東京電力福島第一原子力発電所事故への対応）**

①「除染の加速化及び指定廃棄物の最終処分」に関する質疑に対して、「復興大臣と環境大臣の下に関係府省の局長クラスを集め、除染・復興加速のためのタスクフォースを設置し、さらに、福島復興再生総局を設置して、福島、東京２本社体制にすることとした。生活圏以外の森林や農業水利施設の除染についても、今回の補正予算に盛り込み、農林水産省と環境省が連携して、営農再開等に向け、新たに実証事業を開始する。国が行う除染事業の手抜き工事の指摘については、環境省において除染適正化プログラムを取りまとめ、再発防止に取り組んでいる。また、指定廃棄物の最終処分場の候補地の選定については、現在、前政権が行ってきた取組を検証しており、その結果を踏まえて今後の進め方を検討をしていく」旨の答弁があった。

②「福島第一原子力発電所事故により避難した者の資産価値の保障」に関する質疑に対して、「避難を余儀なくされた方々の土地や建物については、東京電力がその価値の喪失又は減少に応じ賠償するが、様々な立場の方が存在することを踏まえ、それぞれの選択に資するよう、賠償金の一括前払いも行うよう、政府の原子力賠償紛争審査会において方針を示している。現行の原子力損害賠償支援機構法に基づく枠組みの下で東京電力が着実に足元の賠償等に取り組むよう、政府としても進捗状況をフォローし、支えていく」旨の答弁があった。

③「原発事故の収束及び福島の復興」に関する質疑に対して、「東京電力福島第一原子力発電所事故の収束に向けた道筋のステップ２完了については、専門家による緻密な検証作業を経た上で、冷温停止状態の達成を確認したものと認識している。また、事故の検証等も踏まえ、あらゆる事態を想定した、原子力発電所の安全に関する新基準について、現在検討中である。今般の補正予算及び来年度予算においても思い切った予算措置を講じるなど、責任を持って福島の再生を加速していく」旨の答弁があった。

**（エネルギー・環境政策）**

①「成長戦略の重点分野及びエネルギー政策」に関する質疑に対して、「健康で長生きできる社会の構築、クリーンかつ経済的なエネルギー需給の実現、安全、便利で経済的な次世代インフラの構築、世界を魅了する地域資源で稼ぐシステムの構築を戦略分野とするとともに、立地競争力強化や雇用の拡大等に取り組んでいきたい。また、できる限り原発依存度を低減させていく方向に向けて、省エネルギー、再生可能エネルギーの最大限の導入、火力発電等の効率化、石油、天然ガス等の資源確保等について、予算の重点配分や、関連する規制・制度改革を最大限進めていく」旨の答弁があった。

②「国民的議論の結果への認識及び原発推進政策」に関する質疑に対して、「前政権が原発に関して平成24年夏に実施した、いわゆる国民的議論の結果については、少なくとも過半数の国民は原発に依存しない社会の実現を望んでいるとされていると同時に、その実現に向けたスピード感に関しては意見が分かれているとも分析されている。2030年代に原発稼働ゼロを可能とするという前政権の方針は、具体的根拠を伴わないものであるためゼロベースで見直し、エネルギーの安定供給、エネルギーコスト低減の観点も含め、責任あるエネルギー政策を構築していくが、できる限り原発依存度を低減させていくという方向で検討する」旨の答弁があった。

**（外交・安全保障政策）**

①「対米関係の基本姿勢」に関する質疑に対して、「日米同盟は、日本外交の基軸であり、これを一層強化し、日米のきずなを取り戻す必要がある。来る日米首脳会談を通じ、緊密な日米同盟の復活を内外に示していく決意である」旨の答弁があった。

②「中国や韓国との関係改善」に関する質疑に対して、「日中関係は、我が国にとり最も重要な二国間関係の一つであり、個別の問題があっても関係全体に影響を及ぼさないようコントロールしていくとの戦略的互恵関係の原点に立ち戻って、大局的観点から進めていく。また、韓国は、我が国にとって、基本的価値と利益を共有する最も重要な隣国であり、日韓間には難しい問題も存在するが、朴次期大統領と、大局的な観点から、未来志向の日韓関係を構築するべく、ともに努力をしていく考えである」旨の答弁があった。

③「アルジェリアにおけるテロ事件」に関する質疑に対して、「卑劣なテロ行為を断固として非難し、国際社会と引き続き連携し、テロと闘い続ける。また、海外において邦人が安心して活動できるよう、今般の事件への対応の検証をしっかり行い、政府一丸となって、必要な対策の検討に迅速に取り組んでいく。国家安全保障会議については、あるべき姿について検討の上、設置に向けて積極的に取り組み、官邸の司令塔機能を強化していく」旨の答弁があった。

④「北朝鮮」に関する質疑に対して、「政府としては、拉致、核、ミサイルといった諸懸案の包括的解決に向けて、対話と圧力の方針を貫き、全力で取り組んでいく。北朝鮮が国際社会の声にどう向き合うのかを見極めながら、関係国と緊密に連携し、独自の更なる制裁措置をとることも含め、しっかりと対応していく」旨の答弁があった。

⑤「防衛費及び領土問題」に関する質疑に対して、「防衛費については、国民の生命財産と領土、領海、領空を断固として守り抜くため、しっかりと確保していく。竹島問題は、平和的な解決を図るため、粘り強い外交努力を行っていき、北方領土問題は、四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結するため、粘り強く交渉に取り組んでいく。なお、尖閣諸島をめぐり解決すべき領有権の問題は、そもそも存在しない」旨の答弁があった。

⑥「我が国の安全保障体制」に関する質疑に対して、「我が国周辺の安全保障環境が一層厳しさを増していること等を踏まえ、現防衛大綱を見直し、防衛体制を強化していく。また、集団的自衛権等については、安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会の報告書を踏まえつつ、新たな安全保障環境にふさわしい対応を改めて検討していく」旨の答弁があった。

⑦「外交の基本方針及び東南アジア訪問の

成果」に関する質疑に対して、「外交は、世界地図を俯瞰するような視点で、自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった基本的価値に立脚し、戦略的に展開をしていく必要があると考える。先般、そのような戦略的外交の皮切りとして、日・ＡＳＥＡＮ友好協力40周年の初めに当たり、東南アジア３か国を訪問した。この訪問を通じ、各国首脳との信頼関係を深め、戦略的協力関係を強化することができたと考えている」旨の答弁があった。

⑧「オスプレイの配備及び普天間飛行場の移設」に関する質疑に対して、「オスプレイの運用に際しては、地元の皆様の生活への最大限の配慮が大前提である。日米合同委員会合意等について丁寧に説明するとともに、この合意が適切に実施されるよう、米側との間で必要な協議を行っていく。また、普天間飛行場の固定化は、あってはならず、政府としては、沖縄の声によく耳を傾け、信頼関係を構築しつつ、普天間飛行場の移設に取り組んでいく」旨の答弁があった。

⑨「従軍慰安婦問題」に関する質疑に対して、「これまで多くの戦争の中で女性の人権が侵害されてきたが、21世紀こそ、人権侵害のない世紀にすることが大切であり、日本としても全力を尽くしていく考えである。いわゆる河野談話は、当時の河野官房長官によって表明されたものであり、官房長官による対応が適当である」旨の答弁があった。

⑩「ＴＰＰ交渉参加に向けた方針」に関する質疑に対して、「力強い経済成長を達成するためには、自由貿易体制を強化し、諸外国の活力を我が国の成長に取り込む必要がある。他方、聖域なき関税撤廃を前提にする限りＴＰＰ交渉には参加しない。政府としては、これまでの協議内容、参加した場合に生じ得る影響等も含め、しっかりと精査、分析した上で、国益にかなう最善の道を求めていく」旨の答弁があった。

**（農林水産業政策）**

「農林水産業の活性化に向けた取組」に関する質疑に対し、「新規就農者の確保、育成、輸出拡大や日本食の海外発信、農業水利施設の長寿命化等の基盤整備の充実などを図るとともに、戸別所得補償制度の名称を経営所得安定対策に変更し、将来に向けた新たな仕組みの検討を行っていく。攻めの農林水産業を加速化するため、『攻めの農林水産業推進本部』において、さらなる具体化を進めていく」旨の答弁があった。

**（選挙制度改革）**

「衆議院議員の定数削減」に関する質疑に対して、「衆議院の定数削減などの選挙制度の在り方は、議会政治の根幹に関わる重要な課題であり、３党合意においても、定数削減について制度の抜本的な見直しの検討を行い、第183回国会終了までに結論を得て必要な法改正を行うこととしており、各党・各会派において十分な議論をいただき、改革を進めていく」旨の答弁があった。

**（教育政策）**

「教育政策の方向性及びいじめ・体罰問題」に関する質疑に対して、「強い日本を取り戻すためには、日本の将来を担う子供たちの教育を再生することが不可欠である。このため、教育再生実行会議の議論も踏まえ、我が国の教育を取り巻く重要課題に内閣を挙げて取り組み、世界トップレベルの学力と規範意識を身に付ける機会を保障する教育体制を構築していく。いじめ・体罰の問題については、教育再生実行会議で速やかに提言をいただき、これを踏まえて、対策の充実や法制化につなげていく」旨の答弁があった。

## (3) 安倍内閣総理大臣の施政方針演説

**（１　はじめに）**

強い日本、それをつくるのは、ほかの誰でもありません。私たち自身です。

一身独立して一国独立する。

私たち自身が、誰かに寄りかかる心を捨て、それぞれの持ち場で、みずから運命を切り開こうという意思を持たない限り、私たちの未来は開けません。

日本は、今、幾つもの難しい課題を抱えています。しかし、くじけてはいけない。諦めてはいけません。私たち一人一人が、みずから立って前を向き、未来は明るいと信じて前進することが、私たちの次の、そのまた次の世代の日本人に、立派な国、強い国を残す唯一の道であります。

苦楽をともにするにしかざるなり。

一身の独立を唱えた福沢諭吉も、自立した個人を基礎としつつ、国民も、国家も、苦楽をともにすべきだと述べています。

共助や公助の精神は、単にかわいそうな人を救うということではありません。懸命に生きる人同士が、苦楽をともにする仲間だからこそ、何かあれば助け合う、そのような精神であると考えます。

**（２　被災者の皆さんの強い自立心と復興の加速化）**

みんなで声をかけ合って、励まし合っている。

総理就任以来、私は、毎月、被災地を訪問し、避難生活を強いられている方々の声を直接伺ってまいりました。

仮設住宅の厳しい環境のもとでも、思いやりの心がそこにはありました。自立して支え合おうとする気概を感じるのです。

一方、個人の意思や努力だけではどうにもならない問題が、今なお立ちはだかっています。高台移転は、ようやく動き始めたものの、土地の買収やさまざまな手続により、大幅なおくれが目立ちます。

仮設住宅暮らしの長期化による、先の見えない不安。お年寄りの方からは、時間がないという悲痛なお話も伺いました。

どんなに小さくてもいいから、自分の家に住みたい。

今を懸命に生きる人たちに、復興を加速することで応えていかねばなりません。解決すべき課題は地域ごとに異なりますが、復興庁が、現場主義を徹底し、課題を具体的に整理して、一つ一つ解決します。

福島は、今も、原発事故による被害に苦しんでいます。子供たちは、屋外で十分に遊ぶことすらできません。除染、風評被害の防止、早期帰還に、行政の縦割りを排し、全力を尽くすべきは当然です。しかし、私たちは、その先にある希望をつくらねばなりません。

若者たちが希望に胸を膨らませることができる東北を、私たちはつくり上げます。それこそが、真の復興です。

既に、再生可能エネルギー産業や医療関連産業など、将来の成長産業が東北で芽吹きつつあります。復興をさらに強力に進めるため、復興予算19兆円枠を見直し、必要な財源を確保することとしました。

ことしも、間もなく３月11日がやってきます。厳しく長い冬が続いた東北にも、もうすぐ春が訪れます。冬の寒さに耐えて春に咲き誇る花のように、新たな創造と可能性の地としての東北を、皆さん、ともにつくり上げようではありませんか。

**（３　経済成長を成し遂げる意志と勇気）**

さて、日本経済の将来に、今の若者たちは希望を持てるでしょうか。

若者たちが未来は明るいと信じることができる力強い日本経済を立て直すことが、私たちの世代の責任であります。

三本の矢を力強く射込みます。大胆な金融政策であり、機動的な財政政策、そして民間投資を喚起する成長戦略です。

今までと同じやり方では、激変している国際経済に立ち向かうことはできません。日本の経済成長は、世界を覆う大競争の荒波に、ためらうことなくこぎ出していく私たちの意思と、それから勇気にかかっています。

**（世界のフロンティアへ羽ばたく）**

まさに、そうした勇気を示し、遠くアルジェリアの砂漠で働いていた方々が犠牲となりました。

彼らに非業の死を遂げさせたテロリストたちの卑劣と非道を、我が国は決して許しません。テロの犠牲を繰り返さないため、何をなさねばならないかを検証し、具体的な対策を進めます。

私が恐れていることは、今回の事件によって、日本人が、世界に羽ばたく意思と勇気を失うことです。

世界の成長センターは、アジアから中南米、アフリカへと広がっています。今回犠牲となった方々の志を無にしないためにも、海外の成長を日本に取り込むべく、世界のどこへでも、フロンティアに果敢に飛び込んでいかねばなりません。

そのかばんに詰め込むべき魅力ある商品は、たくさんあります。

健康的な日本食は、世界でブームを巻き起こしています。四季の移ろいの中で、きめ細やかに育てられた日本の農産物。世界で豊かな人がふえればふえるほど、人気が高まることは間違いありません。そのためにも、攻めの農業政策が必要です。

日本は瑞穂の国です。息をのむほど美しい棚田の風景や伝統ある文化。若者たちが、こうした美しいふるさとを守り、未来に希望を持てる強い農業をつくってまいります。

健康は、誰もが求める、世界共通のテーマです。

日本発の技術であるｉＰＳ細胞を利用した再生医療、創薬など、最先端の医療技術を積極的に活用して、世界に先駆けて健康長寿社会を目指します。世界に誇る国民皆保険制度が育んだ我が国の医療技術とサービスにさらに磨きをかけ、国際的な医療協力なども通じて、世界に積極的に展開してまいります。

日本のコンテンツやファッション、文化、伝統の強みも、世界から注目されています。

アニメなどのブームを一過性のものに終わらせることなく、世界の人たちを引きつける観光立国を推進することに加え、クール・ジャパンを世界に誇るビジネスにしていきましょう。

それから、環境技術です。

資源制約を抱える世界で、その解決策を日本は持っています。ここにも商機があります。最先端の技術で、世界の温暖化対策に貢献し、低炭素社会を創出していくという我が国の基本方針は不変です。

詰め込むかばんの中身が、技術、サービス、知的財産など、多様化する現代では、活発でフェアな国際競争を確保するため、貿易や投資のルールを国際的に調和していかねばなりません。

我が国は、受け身であってはなりません。グローバルなレベルでも、地域レベルや二国間レベルでも、日本は、ルールを待つのではなく、つくる国でありたいと考えます。

アジア太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を戦略的に推進します。我が国の外交力を駆使して、守るべきものは守り、国益にかなう経済連携を進めます。

ＴＰＰについては、聖域なき関税撤廃は前提ではないことを、先般、オバマ大統領と直接会談し、確認いたしました。

今後、政府の責任において、交渉参加について判断いたします。

意欲のある全ての日本人が、世界の成長センターで存分に活躍できる環境を整えます。

**（日本が世界の成長センターになる）**

一方で、日本から世界へという流れだけではなく、世界から日本にすぐれた企業や人を集め、日本をもう一度成長センターにしていく気概も必要です。

すぐれた人たちは、今、日本で能力を発揮したいと考えるでしょうか。日本での研究環境に満足できない研究者たちが、海外にどんどん流出しています。

世界で最もイノベーションに適した国をつくり上げます。総合科学技術会議が、その司令塔です。大胆な規制改革を含め、世界じゅうの研究者が日本に集まるような環境を整備します。

その萌芽とも呼ぶべき希望に、私は、沖縄で出会いました。

非常にすばらしい研究機会が与えられると考えて、沖縄にやってきた。

アメリカから来たこの学生は、かつて、ハーバード大学やイエール大学で研究に携わってきました。その上で、昨年開学した沖縄科学技術大学院大学で研究する道を選びました。

最新の研究設備に加え、沖縄の美ら海に面したすばらしい雰囲気の中で、世界じゅうから卓越した教授陣と優秀な学生たちが集まりつつあります。沖縄の地に、世界一のイノベーション拠点をつくり上げます。

世界初の海洋メタンハイドレート産出試験、世界に冠たるロケット打ち上げ成功率、世界最先端の加速器技術への挑戦など、日本は、先端分野において、世界のイノベーションを牽引しています。

将来の資源大国にもつながる海洋開発、安全保障や防災など、幅広い活用が期待できる宇宙利用、テレワークや遠隔医療など、社会に変革をもたらし得るＩＴ活用。日本に新たな可能性をもたらすこれらのイノベーションを、省庁の縦割りを打破し、司令塔機能を強化して、力強く進めてまいります。

世界のすぐれた企業は、日本に立地したいと考えるでしょうか。

むしろ、我が国は、深刻な産業空洞化の課題に直面しています。

長引くデフレからの早期脱却に加え、エネルギーの安定供給とエネルギーコストの低減に向けて、責任あるエネルギー政策を構築してまいります。

東京電力福島第一原発事故の反省に立ち、原子力規制委員会のもとで、妥協することなく、安全性を高める新たな安全文化をつくり上げます。その上で、安全が確認された原発は再稼働します。

省エネルギーと再生可能エネルギーの最大限の導入を進め、できる限り原発依存度を低減させていきます。同時に、電力システムの抜本的な改革にも着手します。

世界で一番企業が活躍しやすい国を目指します。

国際先端テストを導入し、聖域なき規制改革を進めます。企業活動を妨げる障害を一つ一つ解消していきます。これが、新たな規制改革会議の使命です。

行政や公務員制度のあり方も、これまでの改革の成果に加え、国際的な大競争時代への変化を捉え、改革します。公務員には、誇りと責任を持って、世界との競争に打ちかつ国づくりを、それぞれの持ち場で能動的に進めるよう期待します。

魅力あふれる地域をつくります。その鍵は、地域ごとの創意工夫を生かすための地方分権改革です。

大都市制度の改革を初め、地方に対する権限移譲や規制緩和を進めます。また、地域の元気づくりを応援します。

**（世界一を目指す気概）**

小さな町工場から、フェラーリやＢＭＷに果敢に挑戦している皆さんがいます。

自動車ではありません。東京都大田区の中小企業を経営する細貝さんは、仲間とともに、ボブスレー競技用そりの国産化プロジェクトを立ち上げました。世界最速のマシンをつくりたい。30社を超える町工場が、これまで培ってきた物づくりの力を結集して、来年のソチ五輪を目指し、世界に挑んでいます。

高い技術と意欲を持つ中小企業、小規模事業者の挑戦を応援します。試作品開発や販路開拓など、新しいチャレンジを応援する仕組みを用意します。

ひたすらに世界一を目指す気概。こういう皆さんがいる限り、日本はまだまだ成長できると、私は確信しています。

いま一度、いま一度申し上げます。

皆さん、今こそ、世界一を目指していこうではありませんか。

**（家計のための経済成長）**

なぜ、私たちは、世界一を目指し、経済を成長させなければならないのか。それは、働く意欲のある人たちに仕事をつくり、頑張る人たちの手取りをふやすためにほかなりません。

このため、私自身、可能な限り報酬の引き上げを行ってほしいと、産業界に直接要請しました。政府も、税制で、利益を従業員に還元する企業を応援します。

既に、この方針に御賛同いただき、従業員の報酬引き上げを宣言する企業もあらわれています。うれしいことです。

家計のやりくりは大変な御苦労です。日々の暮らしを少しでもよくするために、私たちは、強い経済を取り戻します。

**（４　世界一安全・安心な国）**

経済だけではありません。さまざまなリスクにさらされる国民の生命と財産を断固として守る、強靱な国づくりも急務です。

旅行で、仕事で、ふだん何げなく通るトンネルでその事故は起きました。笹子トンネル事故です。

私の育った時代、高速道路が次々と延びていく姿は、成長する日本の象徴でありました。しかし、あのころできたインフラが老いつつある。人の命まで奪った現実に向き合わねばなりません。

命を守るための国土強靱化が焦眉の急です。

首都直下地震や南海トラフ地震など、大規模な自然災害への備えも急がなければなりません。徹底した防災・減災対策、老朽化対策を進め、国民の安全を守ります。

治安に対する信頼も欠かせません。

ネット社会の脅威であるサイバー犯罪、サイバー攻撃や、平穏な暮らしを脅かす暴力団やテロリストなどへの対策、取り締まりを徹底します。

悪質商法によるトラブルから消費者を守らねばなりません。地方の相談窓口の充実や監視強化などによって、消費者の安全、安心を確保します。

世界一安心な国、世界一安全な国日本をつくり上げます。

**（５　暮らしの不安に一つ一つ対応する政治）**

さて、今、この演説を聞く国民一人一人が、悩みや不安を抱えておられます。家計のやりくり、教育、子育て、介護、こうした不安に目を向け、一つ一つ対応することも政治の使命です。

車座ふるさとトークを始めました。皆さんの声を直接お伺いするため、閣僚が地方に足を運びます。一人一人の思いを、直接、具体的な政策につなげていきます。

**（子どもたちが主役の教育再生）**

子供を持つ親は、常に子供の教育に頭を悩ませています。

いじめや体罰を背景に、子供のとうとい命が絶たれる事案が発生しています。子供の命は何としても守り抜くとの強い意思と責任感を私たち大人が持って、直ちに行動に移さねばなりません。

６年前に改正した教育基本法を踏まえ、現場での具体的な改革を進めます。

まずは、先般、教育再生実行会議が取りまとめた、道徳教育の充実を初めとするいじめ対策の提言を実行します。

教育現場で起きる問題に的確で速やかな対応が行える体制を整えます。現行の教育委員会制度について、責任体制を明確にすることを初め、抜本的な改革に向けた検討を進めます。

学力の向上も、公教育に求められる重要な役割です。

世界トップレベルの学力を育むため、力ある教師を養成し、グローバル化に対応したカリキュラムなどを充実していきます。

大学力は、国力そのものです。大学の強化なくして、我が国の発展はありません。世界トップレベルとなるよう、大学のあり方を見直します。

私も、子供のころ、野球選手や警察官などと、いろいろな夢を見ました。教育再生とは、子供たちが夢を実現する意思を持って子供たちの道を歩んでいけるよう手助けするためのものにほかなりません。

その主役は、子供たちです。

６・３・３・４制の見直しによる平成の学制大改革を初め、教育再生に向けた具体的な課題について、今後検討を進めます。

**（子育て・介護を支える社会）**

子育てに頑張るお父さんやお母さんが、育児をとるか仕事をとるかという二者択一を迫られている現実があります。

待機児童の解消に向けて、保育所の受け入れ児童数を拡大します。多様な保育ニーズに応えるためには、休日・夜間保育なども拡充していかねばなりません。放課後児童クラブ

を増設し、地域による子育て支援も力を入れてまいります。

仕事との両立支援とあわせ、仕事への復帰を応援します。両立支援に取り組む事業者への助成、マザーズハローワークの拡充に取り組みます。

年老いた親の介護と仕事の両立に御苦労される方も、ふえつつあります。

介護と仕事も、両立しやすい社会をつくっていかねばなりません。

まずは、その第一として、両立するための知識やノウハウを働く方々や職場に周知して、さまざまな支援を受けられるようにします。地域のお年寄りの皆さんに、質が高く、必要な介護が行われる体制も整えます。

全てを家庭に任せるのではなく、社会もともに子育てや介護を支えていきます。

**（女性が輝く日本）**

他方、家庭に専念して、子育てや介護に尽くしている方々もいらっしゃいます。皆さんの御苦労は、経済指標だけでははかれない、かけがえのないものです。

皆さんの社会での活躍が、日本の新たな活力を生み出すと信じます。皆さんがいつでも仕事に復帰できるよう、トライアル雇用制度を活用するなど、再就職支援を実施します。

仕事で活躍している女性も、家庭に専念している女性も、全ての女性が、その生き方に自信と誇りを持ち、輝けるような国づくりを進めます。

皆さん、女性が輝く日本を、ともにつくり上げていこうではありませんか。

**（誰もが再チャレンジできる社会）**

老いも若きも、障害や病気を抱える方も、意欲があるならば、世のため人のために活躍できる機会をつくります。その先に、活力ある日本が待っています。

個々の事情に応じた就労支援をきめ細かく行います。若者・女性活躍推進フォーラムの場を通じて、さらなる課題を抽出し、具体的な検討をしてまいります。

一度の失敗で烙印が押され、負け組が固定化するような社会は、頑張る人が報われる社会とは言えません。何度でもチャレンジできる社会をつくり上げてまいります。

**（持続可能な社会保障制度の構築）**

しかし、どんなに意欲を持っていても、病気や加齢などにより、思いどおりにならない方々がいらっしゃいます。こうした方々にも安心感を持っていただくため、持続可能な社会保障制度をつくらねばなりません。

少子高齢化が進む中、安定財源を確保し、受益と負担の均衡がとれた制度を構築します。

自助自立を第一に、共助と公助を組み合わせ、弱い立場の人には、しっかりと援助の手を差し伸べます。自由民主党、公明党、民主党による３党間での協議の進展も踏まえ、社会保障制度改革国民会議において御議論いただき、改革を具体化してまいります。

国､地方のプライマリーバランスについて、2015年度までに2010年度に比べ赤字の対ＧＤＰ比の半減、2020年度までに黒字化との財政健全化目標の実現を目指します。

**（６　原則に基づく外交・安全保障）**

さて、外交、安全保障についてお話しいたします。

私の外交には、原則があります。先般のＡＳＥＡＮ諸国訪問の際には、対ＡＳＥＡＮ外交の５原則を発表しましたが、私の外交は、戦略的な外交、普遍的価値を重視する外交、そして、国益を守る、主張する外交が基本です。

傷ついた日本外交を立て直し、世界における確固とした立ち位置を明確にしていきます。

その基軸となるのは､やはり日米同盟です。

開かれた海のもと、世界最大の海洋国家である米国と、アジア最大の海洋民主主義国家である日本とが、パートナーをなすのは理の当然であり、不断の強化が必要です。

先日のオバマ大統領との会談により、緊密な日米同盟は完全に復活いたしました。

政治、経済、安全保障だけではなく、アジア太平洋地域、さらには国際社会共通の課題に至るまで、同じ戦略意識を持ち、同じ目的を共有していることを確認したのであります。緊密な日米同盟の復活を内外に示し、世界の平和と安定のために、日米が手を携えて協力していくことを鮮明にすることができました。

日米安保体制には、抑止力という大切な公共財があります。これを高めるために、我が国は、さらなる役割を果たしてまいります。

同時に、在日米軍再編には、現行の日米合意に従って進め、抑止力を維持しつつ、沖縄の負担軽減に全力で取り組みます。

特に、普天間飛行場の固定化は、あってはなりません。沖縄の方々の声によく耳を傾け、信頼関係を構築しながら、普天間飛行場の移設及び嘉手納以南の土地の返還計画を早期に進めてまいります。

北朝鮮が核実験を強行したことは、断じて容認できません。安保理決議にも明確に違反するものであり、厳重に抗議し、非難します。

北朝鮮が平和と繁栄を求めるのであれば、このような挑発的な行動をとることが何の利益にもならないことを理解させるべく、米国、韓国を初め、中国、ロシアといった関係国と連携して、断固たる対応を追求してまいります。

拉致問題については、全ての拉致被害者の御家族が御自身の手で肉親を抱き締める日が訪れるまで、私の使命は終わりません。

北朝鮮に対話と圧力の方針を貫き、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国、拉致に関する真相究明、拉致実行犯の引き渡しの３点に向けて、全力を尽くします。

拉致、核、ミサイルの諸懸案の包括的な解決に向けて具体的な行動をとるよう、北朝鮮に強く求めます。

尖閣諸島が日本固有の領土であることは、歴史的にも国際法上も明白であり、そもそも、解決すべき領有権の問題は存在しません。

先般の我が国護衛艦に対する火器管制レーダー照射のような、事態をエスカレートさせる危険な行為は厳に慎むよう、強く自制を求めます。国際的なルールに従った行動が必要であります。

同時に、日中関係は、最も重要な二国間関係の一つであり、個別の問題が関係全体に影響を及ぼさないようコントロールしていくとの戦略的互恵関係の原点に立ち戻るよう、求めてまいります。私の対話のドアは、常にオープンです。

韓国は、自由や民主主義といった基本的価値と利益を共有する、最も重要な隣国です。朴槿恵新大統領の就任を心より歓迎いたします。

日韓の間には困難な問題もありますが、21世紀にふさわしい、未来志向で重要なパートナーシップの構築を目指して協力していきます。

もう一つの隣国であるロシアとの関係は、最も可能性に富んだ二国間関係の一つであります。本年予定されているロシア訪問を、日ロ関係の発展に新たな弾みを与えるものとしたいと考えています。

アジア太平洋地域のパートナーとしてふさわしい関係を構築すべく、日ロ関係全体の発展を図りながら、最大の懸案である北方領土問題を解決して平和条約を締結すべく、腰を据えて取り組みます。

緊密な日米関係を基軸として、豪州やインド、ＡＳＥＡＮ諸国などの海洋アジア諸国との連携を深めてまいります。

Ｇ８やG20や我が国で開催する第５回アフリカ開発会議などの国際的枠組みを通じ、貧困や開発といった国際社会に共通する課題の解決に向け、我が国は、世界の大国にふさわしい責任を果たしていきます。

**（７　今、そこにある危機）**

我が国の領土、領海、領空や主権に対する挑発が続いており、我が国を取り巻く安全保障環境は、一層厳しさを増しております。

先般、沖縄を訪問し、最前線で任務に当たっている、海上保安庁や警察、自衛隊の諸君を激励する機会を得ました。その真剣なまなざしと、みなぎる緊張感を目の当たりにしました。彼らを送り出してくれた御家族にも、感謝の念でいっぱいです。

私は、彼らの先頭に立って、国民の生命財産、我が国の領土、領海、領空を断固として守り抜く決意であります。

11年ぶりに防衛関係費の増加を図ります。今後、防衛大綱を見直し、南西地域を含め、自衛隊の対応能力の向上に取り組んでまいります。

我が国の外交・安全保障政策の司令塔とな

る国家安全保障会議の設置に向けた検討を本格化します。同時に、安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会において、21世紀の国際情勢にふさわしい我が国の立ち位置を追求してまいります。

危機にあって大切なことは、大局を見失わないことです。

我が国の国益は、万古不易です。我が国の存立基盤である海を、徹底してオープンなものとし、自由で平和なものとすることであります。

全世界にとっての基本的に重要な原則、すなわち、何よりも国際法が力の行使に勝たなくてはならないという原則を守ろうとしていた。フォークランド紛争を振り返って、イギリスのマーガレット・サッチャー元首相は、こう語りました。

海における法の支配。私は、現代において、力の行使による現状変更は何も正当化しないということを国際社会に対して訴えたいと思います。

安全保障の危機は、人ごとではありません。今、そこにある危機なのです。

今、この瞬間も、海上保安庁や警察、自衛隊の諸君は、強い意思と忍耐力で任務に当たっています。荒波を恐れず、乱気流を乗り越え、極度の緊張感に耐え、強い誇りを持って任務を果たしています。

皆さん、与野党を超えて、今、この場から、彼らに対し、感謝の意をあらわそうではありませんか。

**（８　おわりに）**

江戸時代の高名な学者である貝原益軒は、ボタンの花を大切に育てていました。ある日、外に出ていた間に、留守番の若者がその花を折ってしまいました。怒られるのではないかと心配する若者に対して、益軒はこう述べて許したといいます。自分がボタンを植えたのは、楽しむためで、怒るためではない。

何のためにボタンを植えたのかという初心を常に忘れず、そこに立ち戻ることによって、寛大な心を持つことができた益軒。

私は、この議場にいる全ての国会議員の皆様に呼びかけたいと思います。

我々は、何のために国会議員を志したのか。それは、この国をよくしたい、国民のために力を尽くしたいとの思いからであって、間違っても、政局に明け暮れたり、足の引っ張り合いをするためではなかったはずです。

全ては国家国民のため、互いに寛容の心を持って、建設的な議論を行い、結果を出していくことが、私たち国会議員に課せられた使命であります。

議員定数の削減や選挙制度の見直しについても、各党各会派で話し合い、しっかりと結論を出していこうではありませんか。

憲法審査会の議論を促進し、憲法改正に向けた国民的な議論を深めようではありませんか。

政権与党である自由民主党と公明党が政権運営に主たる責任を負っていることは、言うまでもありません。その上で、私は、各党各会派の皆さんと丁寧な議論を積み重ね、合意を得る努力を進めてまいります。

この議場にいらっしゃる皆さんには、ぜひとも、国会議員となったときの熱い初心を思い出していただき、どうか建設的な議論を行っていただけますよう最後にお願いして、私の施政方針演説といたします。

御清聴ありがとうございました。

安倍内閣総理大臣の施政方針演説（第183回国会）

## (4) 岸田外務大臣の外交演説

第183回国会に当たり、外交の基本方針について所信を申し述べます。

**（総論）**

私は、昨年12月、日本外交が危機的な状況にある中、外務大臣に就任いたしました。それからわずか２カ月の間に、北朝鮮が核実験を実施しました。また、中国公船によるたび重なる領海侵入や、中国政府航空機による領空侵犯、中国海軍艦艇による火器管制レーダーの照射事案などの事態も発生しており、我が国を取り巻く安全保障環境の厳しさを改めて実感しております。

また、アルジェリアにおけるテロ事件やグアムの無差別殺傷事件に直面いたしました。世界各地で活躍する日本人や日本企業を多様な脅威から守り、支援していくことの重要性を痛感しております。

私は、この２カ月で実感した日本を取り巻く危機に、正面から立ち向かう覚悟です。外交の責任者として、日本と世界の平和と安定を脅かす危機や脅威から我が国を守り、平和と繁栄を確保していく外交を推し進めてまいります。

同時に、自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった基本的価値に立脚した戦略的外交を展開し、日本の考え方や信念を世界に発信し、信頼をかち得ていきます。

**（外交政策の三つの柱）**

こうした状況のもと、私は、三つの柱、すなわち、日米同盟の強化、近隣諸国との協力関係の重視、日本経済再生に資する経済外交の強化を軸に、大局的な観点から、全力で外交を推進してまいります。

現下の、地域の厳しい安全保障環境や世界じゅうのさまざまな脅威に対処するためには、第一の柱として、我が国の外交、安全保障の基軸たる日米同盟の強化が不可欠です。

先般の安倍総理大臣の訪米で、首脳間で主

要課題についての戦略意識と目的を共有し、日米同盟の強いきずなを内外に示すとともに、世界の平和と安定のため、日米が手を携えて協力していくことを鮮明にすることができました。私も同行し、ケリー国務長官との会談で、緊密な連携をとっていくことを確認いたしました。

今後も、日米同盟の一層の強化に努め、幅広い分野での協力を進めます。

先般、私は、外務大臣として沖縄を訪問しました。

普天間飛行場の移設を含む在日米軍再編については、現行の日米合意に従って進めながら、沖縄の負担軽減を実現いたします。

特に、普天間飛行場の固定化は、あってはなりません。沖縄の方々の声によく耳を傾け、信頼関係を構築しながら、普天間飛行場の移設及び嘉手納以南の土地返還計画を早期に進めてまいります。

次に、第二の柱として、近隣諸国との関係を重視し、大局的、戦略的視点を持って協力を推進します。

力ではなく、法の支配により、この地域の平和と安定が図られるよう努力してまいります。

二国間のみならず、アジア太平洋地域における三国間、東アジア首脳会議（ＥＡＳ）といった多国間の枠組みも活用した外交を展開します。

北朝鮮による昨年のミサイル発射や先般の核実験は、我が国として到底容認できず、断固としてこれを非難します。

米国、韓国を初め、中国、ロシアといった関係国と連携し、国連安保理が新たな強い決議を速やかに採択するよう働きかけるとともに、北朝鮮に対し、ウラン濃縮活動を含む核・ミサイル開発の即時停止等、安保理決議及び六者会合共同声明に基づく具体的行動を改めて強く求めます。

我が国としては、引き続き、日朝平壌宣言にのっとり、拉致、核、ミサイルといった諸懸案の包括的な解決を図る考えです。

特に、拉致問題の解決なくして国交正常化はあり得ないとの方針のもと、拉致問題の解決に全力を尽くします。

さらに、来月の国連人権理事会において、北朝鮮の人権状況に関する新たな調査メカニズムを設置すべく、関係各国との協力を進めてまいります。

中国との関係は、我が国にとりまして最も重要な二国間関係の一つであり、大局的な観点から戦略的互恵関係を推進してまいります。

一方、中国の透明性を欠く軍事力増強や周辺海域における海洋活動の活発化は、地域の懸念事項です。

尖閣諸島は、歴史的にも国際法上も日本固有の領土であり、現に日本は、これを有効に支配しています。尖閣諸島をめぐり解決すべき領有権の問題は、そもそも存在しません。

尖閣諸島をめぐる情勢については、我が国の領土、領海、領空は断固として守り抜くとの決意で冷静に取り組みつつ、中国側に対しては、意思疎通を通じて、事態をエスカレートさせないよう自制を強く求めていきます。

北朝鮮等地域の脅威に対処する上でも、基本的な価値や地域の平和と繁栄の確保という利益を共有する韓国との関係は重要です。

韓国は、日本とともに歩むパートナーです。個別の問題が全体を損なうことがないよう、大局的な観点から、未来志向で、重層的で、より強固な日韓関係を構築していきます。

日韓間の貿易・投資や第三国における日韓企業間の協力の促進など、経済関係も一層強化していきます。

竹島問題は、一朝一夕に解決する問題ではありませんが、言うまでもなく、韓国側に対して、受け入れられないものについては受け入れられないとしっかりと伝え、粘り強く対応していきます。

ロシアとは、戦略的な視点に立って、地域のパートナーとしてふさわしい関係を構築すべく、安全保障、経済等、あらゆる分野における協力の進展に向けて努力をいたします。

両国間の最大の懸案である北方領土問題については、両国の立場に依然として大きな隔たりはありますが、四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結すべく、解決に向けて粘り強く取り組みます。

その観点から、本年中に行う総理訪ロを、日ロ関係の発展に新たな弾みを与えるものとしたいと考えます。

私は、日・ＡＳＥＡＮ友好協力40周年を迎える本年の年頭に、ＡＳＥＡＮ諸国とオーストラリアを訪問しました。

先般、安倍総理が発表した対ＡＳＥＡＮ外交五原則を踏まえ、12月の日・ＡＳＥＡＮ特別首脳会議も活用し、さらなる関係強化に取り組みます。

また、日本は、ＡＳＥＡＮ諸国、インドやオーストラリアなどの地域の国々との間で戦略的パートナーシップを初めとする友好関係を構築しており、協力関係を強化してまいります。

中でも、民主化、経済改革を進めるミャンマーに対し、その取り組みを後押ししていく考えです。

さらに、民主主義が定着し成長著しいモンゴルや大洋州諸国との間でも関係を強化し、基本的価値を共有する欧州、国際社会での発言力を強めている中南米や民主的改革が進みつつある中東、北アフリカとの協力にも取り組みます。

世界経済のグローバル化が加速する中、我が国の経済の再生に取り組むことは、我が国の力を強化し、世界のさらなる発展に貢献する道でもあります。

そのため、第三の柱として、日本経済再生に資する経済外交を強化いたします。

まず、輸出の機会を拡大し、日本企業の対外投資のための環境を整備し、同時に、日本を魅力的な生産拠点、投資先とするため、アジア太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの間で、高いレベルの経済連携を戦略的に推進します。その際、外交力を駆使して、国益にかなう経済連携を進めます。

ＴＰＰについては、さきの日米首脳会談も踏まえ、今後、政府として交渉参加について判断いたします。

さらに、ＷＴＯ、ＡＰＥＣ、Ｇ８、Ｇ20等の場を活用し、経済分野における国際的ルールの整備と実行に積極的に取り組みます。

また、諸外国の活力を取り込んでいくため、ＯＤＡや在外公館をも活用しつつ、地域の中小企業も含めた日本企業や自治体の海外展開を積極的に支援いたします。

さらに、エネルギー、鉱物資源、食料等の安定的な確保のため、供給国の多角化なども含め、資源外交を強化いたします。

**（多様な脅威に直面する日本人・日本企業の安全対策・外交的取組の強化）**

アルジェリアにおけるテロ事件で亡くなられた方々に対し、改めて、心より哀悼の意を表します。

とうとい犠牲を決して無駄にしないためにも、海外の最前線で活躍する日本人や日本企業の安全対策を強化していきます。

現在進められているこの事件の検証作業も踏まえ、北アフリカやサヘル地域などの各国機関との関係強化等、情報収集・分析体制の強化、海外での緊急事態の際に迅速に現地に赴く緊急展開チームの創設、また、在留届制度の運用の見直し、官民間ネットワークの強化や、メールやホームページ等のＩＴの一層の活用などを通じた、在留邦人に対する迅速かつ的確な安全情報の提供、周知等に取り組みます。

また、脅威の多様化にも適切に対処いたします。

国際社会と連携し、断固としてテロと闘うため、第一に、国際テロ対策の強化、第二に、サヘル、北アフリカ、中東地域の安定化支援、第三に、イスラム、アラブ諸国との対話、交流の推進、これらを三つの柱として、具体的な取り組みを迅速に実行していきます。

また、海上航行の安全確保については、ソマリア沖・アデン湾における海賊対処行動に加え、関係国の海上保安能力や訴追能力の向上などへの支援を継続いたします。

さらに、サイバー空間を利用した脅威への対策の強化や、宇宙分野での国際的な規範づくりにも積極的に貢献します。

**（地球規模課題などへの取組）**

私は、地球規模課題の解決にも積極的に取り組んでまいります。

まず、私は、核兵器の惨禍を経験した広島の出身者として、軍縮・不拡散イニシアチブ

（ＮＰＤＩ）の枠組みを通じ、核兵器不拡散条約を基礎とした国際的な核軍縮・不拡散体制の維持強化に全力で取り組んでまいります。

北朝鮮に加え、イランの核問題の現状にも深刻な懸念を有しています。イランが速やかに平和的、外交的解決のため実質的行動をとることを求めます。

また、日本が原子力事故から得た知見と教訓を国際社会と共有し、国際的な原子力安全の強化に貢献します。

気候変動問題に関しては、本年11月の国連気候変動枠組み条約第19回締約国会議（ＣＯＰ19）までに温暖化ガス25％削減目標をゼロベースで見直すとともに、技術で世界に貢献していく、攻めの地球温暖化外交戦略の策定に取り組みます。

平和維持、平和構築を推進するために、日本は、国連平和維持活動（ＰＫＯ）への要員派遣や人材育成を初めとする多様な協力を継続いたします。

現在、国連南スーダン共和国ミッションに自衛隊の部隊を派遣しており、同国の安定と国づくりのため、引き続き積極的に支援を行います。

また、我が国が貢献をより迅速かつ効果的に行えるよう、法的基盤の整備についての検討や、能力強化を進めます。

アフガニスタンの平和構築は、国際社会の重要な課題です。テロとの闘いの観点からも、これまでの国際公約に従って、引き続き積極的な役割を果たしてまいります。

中東和平については、二国家解決の早期実現を働きかけるとともに、パレスチナへの支援を継続し、強化してまいります。

また、人道上の危機にあるシリア情勢についても、積極的で目に見える役割を果たしてまいります。

ＯＤＡについても、戦略的、効果的に活用いたします。

ミレニアム開発目標に続く枠組み策定に向けて、人間の安全保障の理念に基づき、保健、人材育成、防災といった課題への取り組みを強化し、持続可能な成長に貢献いたします。

近年、高い成長を見せ、注目を集めているアフリカには、依然として、国際社会全体で解決すべき多くの課題があります。

本年６月、横浜で開催される第５回アフリカ開発会議（ＴＩＣＡＤ　Ⅴ）では、アフリカでの人間の安全保障や平和と安定の定着のための協力を推進するとともに、日本企業の対アフリカビジネス展開を支援し、アフリカの成長の質の向上に資する取り組みを行います。

地球規模の課題を効果的に解決していくためにも、国連の実効性を高めるための組織改革と機能強化は欠かせません。

我が国は、安保理改革の早期実現と我が国の常任理事国入りに向けて、積極的に取り組みます。

また、人権、人道問題の改善を目指し、国連や二国間人権対話の場を通じた働きかけを行います。

女性の権利保護等にかかわる国際的な取り組みにも、積極的に参加してまいります。

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約、ハーグ条約は、子の利益を最重要に考えた国際的なルールであり、今国会に条約及び条約実施法案を提出し、早期締結を目指します。速やかに御審議の上、今国会での御承認をお願いいたします。

**（総合的な外交力及び対外発信の強化）**

厳しい東アジアの安全保障環境に対処し、世界のさまざまな脅威に立ち向かうためにも、外交実施体制の抜本的強化は焦眉の課題です。

外交、安全保障の強化は現内閣の重要課題であり、外務省としても積極的に取り組んでいきます。

同時に、外交政策の国内外における情報発信を強化し、中でも我が国の領土保全に係る立場を効果的に伝達していきます。

我が国の存在感を高めることも外交上の重要な課題です。

この観点から、文化を含む我が国の魅力や価値の発信、海外での日本語普及に取り組んでいきます。

震災からの力強い復興を世界にアピールするあかしとして、2020年オリンピック・パラリンピックの東京招致を全力で支援いたしま

す。

**（結語）**

我が国外交を取り巻く危機的な状況を反転させる、それが、今、何よりも求められていることです。平和で繁栄した日本と世界をつくるために、私は全力で外交の指揮をとる決意です。

議員各位そして国民の皆様の御支援と御協力をお願い申し上げます。

## (5) 麻生財務大臣の財政演説

平成25年度予算の御審議に当たり、財政政策等の基本的な考え方について所信を申し述べますとともに、予算の大要を御説明申し上げます。

**（日本経済の現状と財政政策等の基本的な考え方）**

1990年代以降、グローバル競争が激化するなど、内外の経済環境が構造的に大きく変化する中、日本経済は、長きにわたりデフレが継続いたしております。

賃金の下落が続き、消費や設備投資が伸び悩む中で、成長期待の低下やデフレ予想の固定化が見られ、将来不安などから国民の間に生じた閉塞感は、払拭できない状況が続いてまいりました。戦後、こうしたデフレ不況を経験しているのは、世界じゅうで日本のみであります。

デフレは、未来への投資を阻害するという意味で、日本を劣化させるものであり、日本経済を衰弱させてきた根深い問題でもあります。

こうした状況を打破し、デフレ不況から脱却するためには、従来の延長線上にある対応では不十分であります。

第２次安倍政権では、これまでとは次元の違う政策パッケージとして､大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の三本の矢を一体的かつ強力に実行して、経済再生を推し進めてまいります。

第２次安倍政権は、発足後１カ月余りの短い期間で、日本経済再生に向けた緊急経済対策の策定、平成24年度補正予算の編成、日本銀行との共同声明の取りまとめ等、果断かつ的確な政策対応を矢継ぎ早に重ねてまいりました。

こうした第２次安倍政権の経済政策に対しては、去る２月15、16日モスクワで開催されたＧ20においても、諸外国から強い関心が寄せられたところです。私からは、新政権が日本経済の再生に着実に取り組んでおり、日本が再び活気を取り戻すことで世界経済にもよい影響を与えることをしっかりと説明してきたところです。

昨年後半は、世界経済の減速等も背景に、日本の景気は弱い動きとなり、景気の底割れが懸念されておりましたが、最近では、株価も回復し始めるなど、明るい兆しも見え始めております。

今後とも、為替市場の動向について引き続き注視するとともに、こうした動きを、民間投資の喚起や、雇用、所得の拡大を通じて、確かな経済の再生につなげていかなければなりません。

そのためには、さきに成立した平成24年度補正予算の速やかな執行を期すとともに、15カ月予算として同補正予算と一体的に編成した平成25年度予算、平成25年度税制改正を着実に実行に移していく必要があると考えております。

さらには、本年半ばをめどに、日本経済の競争力と成長力の強化に向け、経済構造の変革を図る観点から、大胆な規制・制度改革を含む野心的な成長戦略を取りまとめることとしており、引き続き、切れ目のない政策対応に全力で取り組んでまいりたいと存じます。

一方で、いつまでも財政出動を続けるわけにはまいりません。依然として非常に厳しい日本の財政の現状も踏まえ、日本の財政に対する信頼を確保していくことも重要です。

社会保障･税一体改革を継続するとともに、

2015年度までに国、地方のプライマリーバランスの赤字の対ＧＤＰ比を2010年度の水準から半減させ、2020年度までに黒字化するとの財政健全化目標の実現を目指し、財政健全化と日本経済再生の双方を実現する道筋について検討を進めてまいります。

**（平成25年度予算及び税制改正の大要）**

続いて、平成25年度予算及び税制改正の大要を御説明申し上げます。

平成25年度予算につきましては、緊急経済対策に基づく平成24年度補正予算と同様に、復興・防災対策、成長による富の創出、暮らしの安心・地域活性化を重視しております。

また、老朽化対策など国民の命と暮らしを守る公共事業予算や国民の安心のための防衛予算を充実させる一方で、生活保護や地方公務員給与等について適正化、見直しを行うなど、予算の効率化を図ってまいります。

こうした取り組みを通じて、４年ぶりに税収が公債金を上回る状態を回復させるとともに、プライマリーバランスを着実に改善させ、財政健全化目標の達成に向けた第一歩となる予算といたしております。

基礎的財政収支対象経費は70兆3,700億円であり、これに国債費22兆2,415億円を合わせました一般会計総額は、92兆6,115億円となっております。

一方、歳入につきましては、租税等の収入は43兆960億円、その他収入は４兆535億円を見込んでおります。また、公債金は42兆8,510億円、年金特例公債金は２兆6,110億円となっております。

次に、主要な経費について申し述べます。

社会保障関係費につきましては、国民負担の増大を極力抑制する観点から、生活扶助基準、医療扶助の適正化等の生活保護の見直しを行うとともに、暮らしの安心を確保するため、生活困窮者の自立・就労支援、及び、生活保護世帯の子供に対する学習支援等を推進することといたしております。

また、待機児童解消のための保育所の定員増加等子育て支援の充実や、難病・がん対策の充実強化に取り組むことといたしております。

加えて、成長による富の創出を実現する観点から、医療関連分野におけるイノベーションの一体的推進に取り組むことといたしております。

文教及び科学振興費につきましては、学力等の向上に向けた施策やいじめ対応等の施策を充実するほか、奨学金等の就学支援、大学改革、学校耐震化等の施策を推進することといたしております。

また、科学技術関係予算につきましては、研究環境を改革して研究支援人材の確保と安定的雇用の実現を図るとともに、研究資金の改革や産学連携を進めることといたしております。

地方財政につきましては、震災対応に万全を期すほか、地方歳出について地域の課題に迅速かつ的確に対応するため、地方公務員給与の削減を要請するなどの取り組みを行いつつ、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の地方の一般財源の総額を的確に確保することといたしており、地方に最大限配慮をいたしておるところです。

防衛関係費につきましては、日本を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増している状況を踏まえ、周辺海空域における警戒監視の強化、安全確保や、島嶼防衛態勢の強化、各種事態への即応性の向上等を図ることとしており、実質的に、11年ぶりに対前年度増額といたしております。

公共事業関係費につきましては、引き続き投資の重点化、効率化を図りつつ、国民の命と暮らしを守るインフラの老朽化対策や防災・減災対策等の課題に対応するため、真に必要な社会資本整備等に取り組むことといたしております。

経済協力費につきましては、日本の成長にもつながる分野等への重点化を進めるなど、経費の見直しを行いつつ、ＯＤＡ全体の事業量の確保を図ってまいります。

中小企業対策費につきましては、中小企業の活性化を図るため、小規模事業者に係る支援を拡充しつつ、資金調達の円滑化に関する施策、研究開発支援等に重点化を行うほか、最低賃金引き上げに向けた中小企業支援にも

取り組むこととといたしております。

エネルギー対策費につきましては、原子力規制、防災対策の推進、再生可能エネルギー導入及び省エネルギー推進に対する支援や海外資源権益の確保等に重点化を図っております。

農林水産関係予算につきましては、攻めの農林水産業を推進するため、担い手への農地集積の加速化や新規就農者の確保育成、６次産業化や輸出拡大等の推進、農業基盤整備の充実等を図ることといたしております。

治安関係予算につきましては、国民の暮らしと命を守るため、警察活動基盤の一層の充実や、出所者等の再犯防止に向けた処遇の強化等に取り組むこととといたしております。

国家公務員の人件費は、給与改定臨時特例法による給与減額のほか、退職手当の引き下げや定員縮減等を的確に予算に反映させております。

なお、震災からの復興につきましては、平成27年度までのいわゆる復興財源フレームを見直し、平成25年度を含め今後の事業費が19兆円を上回る部分については日本郵政株式の売却収入等の６兆円程度を充てることとし、復興財源に対する被災地の不安を払拭することといたしております。

その上で、平成25年度東日本大震災復興特別会計におきましては、歳出について、東日本大震災復興経費３兆7,178億円、復興債費662億円、復興加速化・福島再生予備費6,000億円を計上し、歳入については、復興特別税１兆2,240億円、一般会計からの受入金１兆2,462億円、その他収入112億円、復興公債金１兆9,026億円を見込んでおります。

平成25年度財政投融資計画につきましては、緊急経済対策等を踏まえ、長期リスクマネー等を呼び水として供給し、民間投資の喚起、中小企業等の支援や日本企業の海外展開支援に積極的に対応することとし、計画の規模は、18兆3,896億円となっております。

借換債等を含む国債発行総額につきましては、170兆5,452億円と、平成24年度と比べ減額となりましたが、国債発行総額、残高とも、極めて高い水準にあります。

財政規律を維持して、市場の信頼を確保するとともに、市場との緊密な対話に基づき、そのニーズ、動向を踏まえた発行を行うなど、国債管理政策を適切に運営してまいりたいと考えております。

平成25年度税制改正におきましては、現下の経済情勢等を踏まえ、成長による富の創出に向けた税制上の対応、社会保障・税一体改革の着実な実施、震災からの復興支援のための税制上の対応、円滑、適正な納税のための環境整備等、所要の措置を講ずることといたしております。

具体的には、生産等設備投資促進税制及び所得拡大促進税制の創設、研究開発税制の拡充、事業承継税制の見直し、所得税の最高税率の見直し、相続税の基礎控除及び税率構造の見直し等を行うことといたしております。

**（むすび）**

以上、財政政策の基本的な考え方と平成25年度予算の大要について御説明申し上げました。

長引く円高、デフレ不況を脱却し、日本経済再生の道筋を確かなものにするためには、本予算の一刻も早い成立が必要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。

グローバル競争の激化や少子高齢化などは、日本だけが直面している問題ではありません。諸外国も、デフレ不況からの脱却を目指す政策パッケージとして、日本の経済政策に高い関心を寄せております。

日本は、先駆者として、デフレ不況からの脱却を実現し、世界にその解決策の一つの形を提示していかなければなりません。強い日本経済を取り戻すため、私も、諸般の課題に対し、全力で取り組んでまいります。

国民各位の御理解と御協力を切にお願い申し上げます。

## (6) 甘利経済財政政策担当大臣の経済演説

**（１　はじめに）**

経済財政政策を担当する内閣府特命担当大臣として、その所信を申し述べます。

**（２　経済財政政策の基本姿勢）**

第２次安倍内閣は、まずは、強い経済を取り戻すことを最大の使命としてまいります。

日本経済は、長年にわたりデフレに苦しめられ、幾度もその克服に挑戦しては、はね返されてきました。そこで、安倍内閣では、従来の考え方にとらわれない大胆な手法であらゆる政策資源を投入し、現在、デフレ脱却への光明が見え始めております。

強い経済の再生なくして、財政の再建も、持続可能な社会保障制度の構築もありません。

長引くデフレから早期に脱却し、雇用と所得の増加を伴う景気回復を実現するとともに、イノベーションや新しい事業の創出により、成長力を強化していくことが必要です。

そのため、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の三本の矢を一体として実行してまいります。

また、これを推進する体制として、日本経済再生本部を創設し、経済財政諮問会議を再起動しました。これら二つの組織が司令塔となり、総理のリーダーシップのもと、府省の壁を越えて、迅速かつ着実に政策を実行していきます。

こうした基本姿勢のもと、以下、今後の重点課題を申し述べます。

**（３　今後の経済財政政策）**

**（当面の経済財政運営）**

我が国の景気は、昨年夏以降、世界経済の減速等を背景として輸出や生産が減少するなど、弱い動きとなり、底割れが懸念される状況でありました。

こうした状況を打破して、自律的な成長に向かうためには、まず、第一の矢として、大胆な金融政策を行うことが重要です。

本年１月、デフレからの早期脱却と物価安定のもとでの持続的な経済成長の実現に向けて、政府及び日本銀行は、政策連携を強化し、それぞれの責任において実行すべき内容を盛り込んだ共同声明をまとめました。

デフレ予想を払拭し、消費者物価の前年比上昇率で２％の物価安定目標を日本銀行においてできるだけ早期に実現するよう、大胆な金融緩和を推進することを強く期待いたします。

デフレが継続するもとでは、財政政策の民間経済への波及効果も、成長戦略による経済活性化効果も、限定的なものになります。その意味でも、金融政策は極めて重要です。

金融政策を含むマクロ経済政策運営の状況、そのもとでの物価安定の目標に照らした物価の現状と今後の見通し、雇用情勢を含む経済財政状況、経済構造改革の取り組み状況などについては、経済財政諮問会議において、定期的に検証を行います。

第二の矢である機動的な財政政策としては、国費10.3兆円程度、事業規模20.2兆円程度の、日本経済再生に向けた緊急経済対策を取りまとめました。

この緊急経済対策については、早期の実行及び効果発現に全力を挙げ、各施策が国民生活の向上につながっているか、しっかりとフォローアップを行います。

また、平成25年度予算は、緊急経済対策に伴う平成24年度補正予算と一体的なものとして、いわゆる15カ月予算として編成されており、これらを切れ目なく実行し、景気の底割れの回避と、デフレからの早期脱却及び成長力の強化を図ります。

さらに、景気回復を働く人の所得の増大につなげていくという好循環を生み出すことが必要です。

このため、政府、経済界、労働界が一致協力して対応する必要があり、平成25年度税制改正において、企業による給与等支給の増加を促進する措置を創設するとともに、経済界に対して、業績が改善している企業においては報酬の引き上げを行うなどの取り組みを要請したところであります。

また、雇用問題が喫緊の課題である若者、女性が成長の果実を最大限享受するとともに、

その活躍を積極的に推進することで成長を押し上げていくことが重要であり、若者・女性活躍推進フォーラムを開催し、若者や女性の声を幅広く伺いつつ、効果的な取り組みを進めてまいります。

これらを踏まえ、本日閣議決定した政府経済見通しでは、世界経済の緩やかな回復が期待される中で、着実な需要の発現と雇用創出が見込まれることから、平成25年度の国内総生産の実質成長率を2.5%程度、名目成長率を2.7%程度と見込んでおります。

**（成長のための戦略）**

第三の矢は、民間投資を喚起する成長戦略です。

日本経済の回復を自律的な成長につなげていくためには、民間企業の投資と消費を拡大させることが必要であり、日本経済再生本部のもとに設置をした産業競争力会議において、各界の有識者の知見を集めながら、年央をめどに新たな成長戦略を取りまとめます。

日本は、少子高齢化や人口減少、公共インフラの老朽化、エネルギー・環境制約など、世界に先行して、深刻かつ難しい課題に直面しています。他の国に先んじてこれらの諸課題に挑戦し解決することにより、処方箋を示し、世界に対して貢献をしてまいります。

成長戦略の策定に当たっては、課題解決のため、将来のあるべき社会像を戦略目標として特定します。その上で、目標実現のために、コア技術への研究開発集中投資、規制改革、関連する投資の促進などの政策資源を一気通貫で投入するためのロードマップを策定し、民間投資を促してまいります。

また、立地競争力強化と雇用の拡大による所得増加、海外の成長の日本への取り込みを図るための国際戦略の策定に取り組んでまいります。

以上のような観点から成長戦略を取りまとめることとしておりますが、成長戦略を成功に導き、活力ある民間投資の誘発につなげていく鍵は、政府が成長戦略にコミットし、着実に実行し、結果を出していくということです。

会議で出てきた喫緊の課題については、戦略の取りまとめを待つことなく、日本経済再生本部において、総理の強力なリーダーシップのもと、直ちに実行に移してまいります。

以上のように、三本の矢の取り組みを進める中、最近は、デフレ予想が緩和される兆しが見られ、月例経済報告で２カ月連続で景気判断を上方修正いたしましたように、実体経済も変わりつつあります。こうした好ましい変化を、適切な政策対応により、確実な景気回復につなげてまいります。

**（財政健全化と日本経済再生の双方の実現に向けた取組）**

これらの施策とあわせて、中長期的に持続可能な財政構造の構築を目指し、取り組んでいく必要があります。

平成25年度予算については、財政健全化目標を踏まえ、国債に対する信認を確保するため公債発行額をできる限り抑制したところ、４年ぶりに、税収が公債金を上回る状態を回復いたしました。しかし、同年度の国、地方のプライマリーバランスは、依然大きな赤字となる見込みであります。

国債に対する信認が揺らげば、長期金利の上昇や、国債費の増加による政策の自由度の低下など、さまざまな要因を通じて、経済、財政、国民生活に重大な影響が生じかねません。

2015年度までに国、地方のプライマリーバランスの赤字の対国内総生産比を2010年度の水準から半減し、2020年度までに黒字化するとの財政健全化目標の実現を目指します。

今後、経済財政諮問会議において、年央の骨太方針の取りまとめに向け、日本経済再生のための政策のあり方とともに、中長期の財政健全化を実現するための取り組みのあり方や経済再生との両立を実現するための道筋について検討を進めます。

**（社会保障・税一体改革の着実な推進）**

少子高齢化が進展する中で、暮らしの安心を確保していくためには、安定財源を確保しながら、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度を構築することが不可欠であり、社会保障・税一体改革を着実に推進してまいります。

社会保障制度改革推進法に基づき、社会保障制度改革国民会議で、設置期限である本年８月までに結論を得るため、精力的に議論をするなど、改革のさらなる具体化に向け、取り組みを進めてまいります。

**（４　むすび）**

第２次安倍内閣が発足をして、２カ月余りたちました。この間、三本の矢を中心に、矢継ぎ早に政策を打ち出してまいりました。先般、ダボス会議に安倍総理の名代として出席をし、世界から注目をされていたアベノミクスについて説明をしたところ、国際的にも高い評価を得ました。

今後とも、成長していく明るい未来を目指し、安倍総理のリーダーシップのもと、緊張感を持って迅速かつ着実に施策を実行することにより、国民の皆様とともに、強い日本を取り戻してまいりたいと考えております。

国民の皆様と議員各位の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

## (7) 国務大臣の演説に対する質疑要旨

国務大臣の演説（２月28日）に対する質疑は、３月４日に大畠章宏君（民主）、小池百合子君（自民）及び藤井孝男君（維新）が行い、５日には井上義久君（公明）、渡辺喜美君（みんな）、志位和夫君（共産）及び青木愛君（生活）が行った。

質疑の主なものは、次のとおりである。

**（経済・金融政策）**

①「円安の進行を受けた中小企業対策及び国民生活対策」に関する質疑に対して、「輸入資材等の上昇により影響を受ける中小企業及び小規模事業者が一時的に収益を圧迫される場合には、セーフティーネット貸付け等の政策金融により支援する。大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の三本の矢により、企業の収益を増やし、雇用や所得の拡大を実現することで、中小企業、小規模事業者及び国民生活に経済成長の恩恵が幅広く行き渡るようにしていきたい」旨の答弁があった。

②「成長戦略と科学技術イノベーションの関係」に関する質疑に対して、「科学技術イノベーションは、日本経済再生の原動力となるものであり、政府としてこれを強力に推進する考えの下、総合科学技術会議の機能強化を図ることとしている。今後、科学技術の面から、成長戦略の策定に向けた具体的検討を進めていく」旨の答弁があった。

③「雇用創出及び賃金上昇の実現」に関する質疑に対して、「イノベーションや規制改革などの成長戦略に取り組むとともに、利益を従業員に還元する企業を税制で応援するなど、雇用及び賃金の増大を目指していく。雇用創出及び賃金上昇の実現についての責任は、総選挙においてとる」旨の答弁があった。

④「女性の活力」に関する質疑に対して、「安倍内閣においては、初めて女性活力・子育て支援担当大臣のポストを創設し、平成24年度補正予算に女性の起業・創業支援などを盛り込むとともに、平成25年度予算においては、企業等における女性の活躍促進、女性研究者の活動支援事業などを計上しており、女性の活躍を一層推進するための関係施策を進めていく」旨の答弁があった。

⑤「日本経済の今後の見通し」に関する質疑に対して、「大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の三本の矢に一体的に取り組むことにより、着実な需要の発現と雇用創出が見込まれ、平成25年度のＧＤＰの実質成長率は2.5％程度、名目成長率は2.7％程度になると見込んでいる」旨の答弁があった。

⑥「消費税の転嫁対策」に関する質疑に対して、「消費税の円滑かつ適正な転嫁に支障が生ずることのないように、中小零細企業を含め、事業者の実態を十分に把握しつつ、強力かつ実効性のある転嫁対策の具体化に取り組んでいく」旨の答弁があった。

⑦「医療分野における規制緩和」に関する質疑に対して、「いわゆるドラッグラグについ

ては、開発早期からの支援の充実等に取り組み、日本発の革新的医療品を世界に先駆けて開発することを目指していく。国際戦略総合特区におけるＰＭＤＡ―ＷＥＳＴ機能の整備等の提案については、医薬品の迅速な実用化に向けた対応策を検討していく。規制改革会議においても再生医療分野などの規制の見直しに重点的に取り組むことなどを通じ、健康長寿社会の構築を目指す」旨の答弁があった。

⑧「政府と日本銀行の責任分担の在り方及び日本銀行法改正」に関する質疑に対して、「金融政策の運営に当たっては、政府と日本銀行の間で緊密な連携を確保しつつ、具体的な金融政策の手法については日本銀行に委ねることが適当と考えている。政府と日本銀行が取りまとめた共同声明においては、日本銀行が自ら２％の物価安定目標を定め、できるだけ早期に実現することを目指すこととしている。日本銀行法改正については、将来の選択肢として常に視野に入れているが、まずは２％の物価安定目標の早期実現が重要であり、日本銀行が責任を持って大胆な金融緩和を行うことを期待している」旨の答弁があった。

⑨「成長戦略」に関する質疑に対して、「成長戦略の具体化に当たっては、全閣僚が一丸となった日本経済再生本部において、私自身が矢継ぎ早に具体策を判断し、次々と実行に移していく。また、持続的な経済成長のため、経済界に対し、業績が改善している企業においては報酬の引上げ等の検討及び協力を直接要請した。こうしたことによって、成長の成果を、雇用や所得の増加など、国民の生活向上につなげていきたい」旨の答弁があった。

⑩「規制改革」に関する質疑に対して、「雇用関連、エネルギー・環境関連、健康・医療関連を重点分野と位置付け、経済再生に資するものから優先的に見直しを行うよう指示した。改革のための改革に陥ることなく、地域や現場の実態を含めた国民のニーズに応える社会を実現することを目指し、これまでの経緯も十分に踏まえながら、取組を進めていく」旨の答弁があった。

⑪「雇用政策」に関する質疑に対して、「非正規労働者の雇用の安定や待遇の改善に向けた取組や、若者に対する個々の事情に応じたきめ細かな就労支援、経済界や労働界など官民一体となったワーク・ライフ・バランスの実現に向けて取り組んでいく。労働分配率の引上げについては、イノベーションや規制改革など成長戦略に取り組むなどにより、雇用及び賃金の増大を目指していく。柔軟な働き方の実現に関しては、労使を含め多様な観点から、その在り方や支援策を検討していく」旨の答弁があった。

⑫「地域活性化」に関する質疑に対して、「人口減少の中で、地域の経済活力を維持しつつ、高齢化が進む地域の住民にとって住みやすいまちづくりを進める必要がある。コンパクトシティーの促進など、省庁横断で政策を総動員して、まちづくりに取り組んでいく」旨の答弁があった。

⑬「次期日本銀行総裁・副総裁人事」に関する質疑に対して、「次期日本銀行総裁・副総裁については、出身母体は問わず、デフレ脱却に向け、金融政策に関する私の考え方を理解し、確固たる決意と能力でこの課題に取り組んでもらえる方、そして国際社会への発信力もある方を念頭に人選を行ってきた。黒田氏、岩田氏及び中曽氏の３名の候補者本人と金融政策・経済政策の考え方について意見交換を行い、最適任の方々として、先日、国会に提示した」旨の答弁があった。

⑭「金融緩和の手段としての外債購入」に関する質疑に対して、「外債購入には、諸外国から見て、形を変えた為替介入を一方的に行うものと誤解されかねないという難点があり、現段階においては、慎重に考えるべき問題であると認識している」旨の答弁があった。

**（財政政策）**

①「財政健全化に向けた取組」に関する質疑に対して、「平成15年度決算分より、毎年、一般会計、特別会計を合算した決算ベースでの国の財務書類等を作成、公表しており、引き続き、その有効活用等に取り組む。今後、経済財政諮問会議において、財政健全化と経済再生の双方を実現する道筋について検討を進めた上で、財政健全化を、立法を含め、どのような形式と仕組みで確保するかについて

も検討する」旨の答弁があった。

②「平成25年度予算の早期成立及び国民に対する説明」に関する質疑に対して、「デフレからの早期脱却及び経済再生に向け、平成24年度補正予算に続き、平成25年度予算についても早期に成立させていただき、速やかな執行が可能となるよう全力を尽くす。また、これらの予算について、国会審議や予算執行段階の情報公開などを通じて、施策の中身などについて国民に丁寧に説明していく」旨の答弁があった。

③「公共事業の在り方」に関する質疑に対して、「今般の緊急経済対策においては、インフラの老朽化対策や耐久化などの、国民の命を守る事業に重点化した。また、国民の納得を得ながら事業を進めていくことが重要であり、費用と効果が見えるよう、更なる情報公開に取り組む」旨の答弁があった。

④「官民ファンドの必要性」に関する質疑に対して、「日本の豊富な民間資金、多様な人材、優れた技術力などの潜在力を最大限に引き出し、成長による富の創出を実現するためには、市場へのリスクマネーの供給や、それを呼び水とした民間の出資や融資の促進が喫緊の課題であり、官民ファンドは、このような課題への対応に資するものと考えている。また、十分な審査体制及びリスク管理体制の下、民間主導で投資案件の精査を行い、収益性の確保に努める」旨の答弁があった。

**（税制改革）**

①「平成25年度税制改正」に関する質疑に対して、「法人税では、研究開発税制の拡充や設備投資を促進する税制の創設等を行い、企業の成長投資を後押しするとともに、業績の改善した企業がその利益を従業員に還元するよう、給与等の支給や雇用を増やす企業に対する優遇税制を創設する。こうした取組により、企業の収益向上と雇用や所得の拡大の好循環につなげたい」旨の答弁があった。

②「消費税率の引上げ」に関する質疑に対して、「税制抜本改革法で平成26年４月の引上げが決まっているが、機械的に引き上げるのではなく、一体改革の目的に沿った税収の確保が重要であり、税率を引き上げても逆に減収になるのでは意味がない。平成25年秋に、同法の附則に則り、名目及び実質の経済成長率等の経済指標を確認し、経済状況等を総合的に勘案して判断する」旨の答弁があった。

**（構造改革）**

①「事業仕分け及び行政事業レビューの継続」に関する質疑に対して、「無駄遣いの削減は重要な課題であるため、事業仕分けを含めたこれまでの手法にとらわれず、より効果的な取組について検討していく。具体的には、現在、行政改革推進会議において、行政事業レビューの実施方法について検討を行っており、３月中に改善策を取りまとめた上で、平成25年度から実施する」旨の答弁があった。

②「郵政事業改革」に関する質疑に対して、「平成24年４月、民主・自民・公明の３党合意を踏まえ、改正郵政民営化法が成立し、郵政３事業の一体的なサービス提供を確保するなどの措置が講じられた。ユニバーサルサービスを始めとした公益性を確保するとともに、経営の効率化やサービスの向上を進めることが重要と認識しており、政府として対応していく」旨の答弁があった。

③「天下り」に関する質疑に対して、「国家公務員の再就職に関して問題なのは、公務員ＯＢの口利き、予算、権限を背景とした再就職の押しつけ等の不適切な行為である。平成24年に立ち上げられた再就職等監視委員会による監視の下、こうした不適切な行為を厳格に規制することで天下りを根絶し、再就職に関する国民の疑念を払拭していく」旨の答弁があった。

④「国家公務員制度改革」に関する質疑に対して、「行政や公務員制度の在り方について、これまでの改革の成果に加え、国際的な大競争時代への変化を捉え、改革を進める必要がある。国家公務員制度改革基本法に基づき提出された法律案に対する様々な議論も踏まえ、過去の経緯の総括を行った上で、必要な改革を進める」旨の答弁があった。

**（社会保障政策）**

①「年金記録問題及び後期高齢者医療制度」に関する質疑に対して、「年金記録問題については、年金記録回復委員会を見直し、法に基

づく厚生労働省の審議会に有識者による新たな委員会を設置し、審議を開始することとしており、引き続き、国民への記録確認の呼びかけなど、年金記録問題に取り組む。後期高齢者医療制度については、年齢で区別した診療報酬を廃止し、広域連合による制度運営も安定しているなど、現在では十分に定着しているものと考えており、今後は、社会保障制度改革国民会議で御議論いただき、改革を具体化していく」旨の答弁があった。

②「社会保障改革に関する立法措置」に関する質疑に対して、「社会保障制度改革推進法に基づき、政府は、社会保障制度改革国民会議の審議の結果等を踏まえ、同会議の設置期限である８月21日までに必要な法制上の措置を講じることとなっている。具体的内容については、同会議の審議結果に加え、自民・公明・民主の３党協議など、様々な状況を踏まえて検討する必要があり、政府としては、社会保障改革の更なる具体化に向け検討を進めていく」旨の答弁があった。

③「生活保護の見直し」に関する質疑に対して、「支援を必要とする者に確実に保護を行うという制度の基本的な考え方は維持しつつ、不正受給対策、医療扶助の適正化、生活困窮者の自立・就労支援等の強化に取り組む。これに加え、生活扶助基準については、生活保護を受給していない者との均衡も考慮しつつ、社会保障審議会における検証結果や物価の動向を勘案し、必要な適正化を図る」旨の答弁があった。

④「少子化対策及び保育所の待機児童対策」に関する質疑に対して、「少子化の進展は国民生活に深刻かつ多大な影響をもたらすものと認識しており、少子化対策は待ったなしの重要課題である。また、身近な場所で保育を受けたいという母親たちの声に応えるため、政府として、保育所の整備、保育士の確保を進めるなど、待機児童の解消に向けて全力で取り組む」旨の答弁があった。

**（東日本大震災からの復旧・復興）**

①「東日本大震災からの復興における諸課題への対応」に関する質疑に対して、「復興大臣の下に設置したタスクフォースにおいて、速やかに住宅宅地等の工程や目標を公表し、その実現及び加速化に向け、用地取得、資材不足、人員不足、入札不調などの課題に柔軟かつ迅速に対応するとともに、自治体のマンパワー対策に努める。福島県内の警戒区域内のインフラ整備については、区域見直しの進捗に合わせ、復旧工程表を作成して、復旧を加速していく」旨の答弁があった。

②「住宅の再建及び故郷への帰還などの見通し」に関する質疑に対して、「現在作成している住宅再建やまちづくりの工程表、住宅宅地の建設戸数の年度別目標及び原子力災害の被災地における早期帰還や定住に向けたプランをできるだけ早期に取りまとめたい」旨の答弁があった。

③「津波堆積物及び福島県の災害廃棄物等の処理」に関する質疑に対して、「今後、処理施設をより効率的に稼働させるとともに、盛り土材など、復興工事の再生支援として積極的に利用拡大することにより、平成26年３月末までの処理完了を目指す。福島県の災害廃棄物については、住民の方々が避難されている地域やその周辺では、国が地方自治体に代わって処理を行う方針であり、今後、仮置き場、仮設焼却炉等の施設整備を進め、災害廃棄物の撤去、処理を加速化する」旨の答弁があった。

④「被災地における入札不調、資材及び人手不足への対応」に関する質疑に対して、「入札不調については、ロットの大型化など、各発注者が工夫を行っているが、今後も注視しながら、必要な対応をとっていく。生コンクリートの不足については、地域によって原因が異なるため、地区ごとに対策を講じることとした。技術者や技能者など人材の不足については、建設業の潜在力を発揮させるため、復興ＪＶ制度により全国からの確保に努めている」旨の答弁があった。

⑤「東日本大震災被災者の医療、介護の減免措置」に関する質疑に対して、「国民健康保険、介護保険等の窓口負担及び保険料の減免措置については、平成24年10月以降も、保険者の判断により実施が可能であり、財政負担が著しい場合には、減免額の10分の８以内を

国が支援する措置を講じており、平成25年度においても、引き続き支援していく考えである」旨の答弁があった。

**（東京電力福島第一原子力発電所事故への対応）**

①「原発事故対策としての原子力発電所の現地対策及び住宅支援対策、除染対策」に関する質疑に対して、「東京電力福島第一原発については、一日も早い安全な廃炉が極めて重要であり、国が前に出て研究開発の主導的な役割を果たし、世界の英知を結集して取り組んでいく。原発事故で被災した住民の方々に対しては、被災者が将来の希望を持てるよう、避難解除区域の住民の帰還を促進するための取組や、直ちに帰還できない区域への将来の帰還に向けた保全対策などの施策も、速やかに実施していく。除染については、復興大臣と環境大臣の下に関係府省の局長クラスを集めてタスクフォースを設置し、政府一丸となって取り組んでいく」旨の答弁があった。

②「放射能汚染が生じた土地の買取り・借上げ」に関する質疑に対して、「原子力事故により生じた損害に関しては、国が被害者の土地や建物を直接買い上げ、借り上げて補償するのではなく、原子力損害賠償法に基づいて、東京電力に賠償の責任を負わせることが適切と考える。東京電力が着実に足元の賠償等に取り組むよう、政府としても、進捗状況をフォローし、しっかり支えていく」旨の答弁があった。

③「指定廃棄物の最終処分」に関する質疑に対して、「指定廃棄物の最終処分場の候補地の選定については、前政権下での取組について改めるべきところは改めて、自治体との意見交換を重視した選定プロセスに大幅に見直すこととし、各県で発生している指定廃棄物については、各県単位で処分することが適当であると考える」旨の答弁があった。

④「原発事故の原因究明と新安全基準の関係」に関する質疑に対して、「東京電力による国会事故調査委員会への誤った説明については、東京電力が第三者検証委員会を設置して検証が行われている。現在行われている安全基準の策定については、原子力規制委員会において、各種の事故調査でこれまでに明らかとなった情報を踏まえ、専門的知見に基づき、最大限取り組んでいる」旨の答弁があった。

⑤「原子力発電所の安全基準と再稼働」に関する質疑に対して、「原子力発電所の安全性については、原子力規制委員会の専門的な判断に委ね、安全と認められない限り、原発の再稼働はない。一方、安全と認められた場合には、その判断を尊重し、再稼働を進める」旨の答弁があった。

⑥「汚染水の処理」に関する質疑に対して、「東京電力福島第一原発のトリチウムを含む汚染水については、増加の原因となる地下水の流入抑制を図るとともに、放射性物質の除去などの処理を行った上で、タンクに貯蔵しており、最終的な処理方針については未定だが、海への安易な放出は行わないこととしている」旨の答弁があった。

**（エネルギー・環境政策）**

①「ＰM2.5による中国の大気汚染」に関する質疑に対して、「これまで、中国に対しては、日中二国間や多国間の枠組みを活用した環境分野での協力を進めてきたところであり、日本の環境技術を生かした協力を始め、アジアにおける様々な環境分野の枠組みを活用した周辺諸国との協力を通じて多角的に検討を進め、問題解決に向けて積極的に取り組んでいく」旨の答弁があった。

②「エネルギー政策」に関する質疑に対して、「今後、３年程度の間に、再生可能エネルギーの普及と省エネルギーの推進を最大限加速させていくとともに、原発再稼働については、科学的安全基準の下で判断していくこととしており、これらの行く末を見極めながら、10年以内に新しい安定したエネルギーミックスに移行させていく」旨の答弁があった。

③「再生可能エネルギーの導入拡大」に関する質疑に対して、「再生可能エネルギーの普及は、エネルギー安全保障の強化、低炭素社会の創出に加え、新しいエネルギー関連の産業創出、雇用拡大の観点からも重要であるため、固定価格買取り制度を着実に運用することに加え、予算、税制措置、規制改革などにより、今後３年間で、最大限、再生可能エネ

ルギーの普及を加速させていく」旨の答弁があった。

④「発送電分離及び電力自由化」に関する質疑に対して、「発送電分離や小売自由化については、実質的に送配電部門の中立性や消費者の選択肢が確保されることが重要であり、安定供給を大前提としつつ、電力分野の規制改革を着実に進めていく」旨の答弁があった。

⑤「原子力政策」に関する質疑に対して、「原子力を含むエネルギー政策については、国民生活や経済活動に支障がないよう、エネルギー需給の安定に万全を期すことが大前提であり、2030年代に原発稼働ゼロを可能とするという前政権の方針はゼロベースで見直し、エネルギーの安定供給、エネルギーコスト低減の観点も含め、責任あるエネルギー政策を構築していく。その際、電力システムの抜本的改革に着手するとともに、できる限り原発依存度を低減させていく方向で検討する」旨の答弁があった。

**（外交・安全保障政策）**

①「日韓関係」に関する質疑に対し、「韓国は、基本的な価値と利益を共有する、最も重要な隣国である。日韓の間には難しい問題もあるが、日韓双方で新政権が成立した機会を生かし、21世紀にふさわしい未来志向の関係を構築するために、朴槿恵大統領とともに努力していく考えである」旨の答弁があった。

②「北方領土問題及び対ロシア外交」に関する質疑に対し、「今後のロシアとの関係については、互恵の原則に立って、あらゆる分野で日ロ協力を進めていくことが、日本の国益に資すると考えている。日ロ関係全体の発展を図りながら、最大の懸案である北方領土問題の解決を目指す考えである」旨の答弁があった。

③「我が国の主権と領土、領海の保全に係る法律案の取扱い」に関する質疑に対し、「衆議院解散により廃案となった特定国境離島保全振興法及び無人国境離島管理法の２法律案は、国境離島の適切な振興、管理のために重要であると認識しており、立法府の動向も踏まえながら、政府としても検討を進め、しっかりと国境離島対策に取り組んでいく」旨の答弁があった。

④「国家安全保障会議の設置」に関する質疑に対し、「外交、安全保障に関する諸課題につき、総理大臣を中心として、戦略的観点から日常的、機動的に議論する場を創設することで、政治の強力なリーダーシップにより、迅速に対応できる環境を整えたいと考えており、有識者会議を立ち上げ、様々な御意見をいただきながら検討していく」旨の答弁があった。

⑤「サイバー攻撃に対する取組のための人材確保」に関する質疑に対し、「政府としては、各省庁において、高度な知識を持っている人材の確保に努めている。加えて、国主催で、ハッカーの全国大会を日本で初めて秋葉原で開いた。いずれにしても、高い専門性を持つ人材確保というものが今後とも重要な課題だと考えている」旨の答弁があった。

⑥「日米安保体制及び尖閣諸島の警備等」に関する質疑に対し、「日米安保体制に基づく在日米軍の抑止力は、我が国の安全、ひいては地域の平和と安全の確保に不可欠である。強固な同盟関係の構築のため、米国とは、太平洋軍司令部を含め、様々なレベルにおいて緊密に連携している。尖閣諸島及びその周辺海域の警戒警備については、関係省庁が連携し、状況に応じて警備体制を強化するとともに、仮に不法上陸があれば、関連する国内法に基づき、政府全体で厳正に対処する」旨の答弁があった。

⑦「南西諸島への自衛隊配備及び自衛隊法改正」に関する質疑に対し、「南西諸島を始めとする島嶼部の防衛態勢の充実は極めて重要であり、まずは与那国島に、陸上自衛隊を配備したいと考えている。また、現行の自衛隊法においても、警察機関による対応が困難な場合には自衛隊が治安の維持に当たることとされているが、国民の生命財産、我が国の領土、領海、領空を守り抜くため、不断の見直しを行うことが必要と考えている」旨の答弁があった。

⑧「北朝鮮問題」に関する質疑に対し、「拉致問題の解決に向けて、中国を含め、米国や韓国、欧州諸国とも緊密に連携しつつ、全力

を尽くす所存である。北朝鮮に対する追加的な制裁については、今後の北朝鮮の対応や国際社会の動向等を考慮しつつ、更なる対応を検討する」旨の答弁があった。

⑨「沖縄における基地負担」に関する質疑に対し、「政府としては、沖縄の基地負担の現状を軽減することが、最優先で取り組むべき課題であると認識している。在日米軍再編については、現行の日米合意に従って、抑止力を維持しつつ、沖縄の負担軽減に全力で取り組んでいく」旨の答弁があった。

**（ＴＰＰ協定）**

①「ＴＰＰ交渉参加に際し、聖域なき関税撤廃が前提でないとの結論に至った理由」に関する質疑に対し、「日米首脳会談において、二国間貿易上のセンシティビティーが両国にあること、最終的な結果は交渉の中で決まっていくものであること、ＴＰＰ交渉参加に際し、一方的に全ての関税を撤廃することをあらかじめ約束することは求められないことの３点を明示的に確認し、日米共同声明を発出した。これらを踏まえ、ＴＰＰでは、聖域なき関税撤廃が前提とされるものではないとの認識に至った」旨の答弁があった。

②「ＴＰＰに関する政府の方針」に関する質疑に対し、「聖域なき関税撤廃を前提にする限りＴＰＰ交渉参加に反対するという公約等も含め、国民と約束したことはたがえてはならないと考えており、ＴＰＰについては、国益にかなう最善の道を求めていく」旨の答弁があった。

③「ＴＰＰ交渉参加の判断に係る情報公開及び農業保護の必要性」に関する質疑に対し、「国民への情報提供については、今後とも、公開できることは、状況の進展に応じて、しっかりと提供していく。農業は、国民に食料を供給し、地域経済を支える重要な産業であるとともに、国土を守る多面的な機能を果たしており、こうした機能も大切にしていくことが重要である。ＴＰＰ交渉に参加した場合でも、農業の重要な役割が維持されていくよう対応していく」旨の答弁があった。

④「ＴＰＰ等の経済連携協定の締結」に関する質疑に対し、「ＴＰＰ交渉に参加するかどうかについては、党内や米国との協議も踏まえて判断をする。また、東アジア地域包括的経済連携への取組を含め、アジア太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を戦略的に推進していく」旨の答弁があった。

⑤「ＴＰＰと食料自給率の関係」に関する質疑に対し、「国内農業生産の増大を図り、食料自給率を向上させることは重要であると考えている。ＴＰＰ交渉への参加いかんにかかわらず、農業の活性化を図っていくことは極めて重要な課題であり、攻めの農政に力を入れていく」旨の答弁があった。

**（農林水産業政策）**

①「農業政策及び農業改革」に関する質疑に対し、「新規就農者の確保育成、輸出拡大や日本食の海外発信、農地の大区画化や農業水利施設の耐震化等の基盤整備の充実などを図るとともに、戸別所得補償制度の名称を経営所得安定対策に変更した上で、安定的な新たな仕組みの検討を行っていく。平成21年の農地法改正により、現在、リース方式による株式会社の農業参入を進めているところであり、今後、農業が多くの若者にも魅力ある産業となるよう、攻めの農業の展開を図っていく」旨の答弁があった。

②「林業の振興」に関する質疑に対し、「林業については、我が国において森林資源が充実しつつあり、これを活用して木材自給率の向上を図るとともに、地球温暖化防止などの森林の多面的機能を持続的に発揮させていくことが重要である。このため、間伐等の森林整備や路網整備の推進、公共建築物等への地域材の利用拡大、新規林業就業者の確保育成などを図っていく」旨の答弁があった。

③「漁業の振興」に関する質疑に対し、「漁業を持続的に展開し、多面的な機能を更に発揮させていくためには、漁業の振興などに関する総合的な取組が極めて重要であり、燃油高騰も踏まえた漁業経営安定対策の充実、新規漁業就業者の確保育成、水産業、漁村の多面的機能を高める活動への支援などを図る」旨の答弁があった。

**（選挙制度改革）**

①「衆議院議員の定数削減」に関する質疑

に対して、「３党合意においても、選挙制度の抜本的な見直しの検討を行い、第183回国会終了までに結論を得て必要な法改正を行うこととしている。自由民主党総裁として、党に対し、積極的に取りまとめを行うよう指示している。いずれにせよ、議会政治の根幹に関わる重要な課題であり、各党・各会派において議論をいただいているところである。私としては、しっかり改革を進めていく決意である」旨の答弁があった。

②「選挙におけるインターネットの活用」に関する質疑に対して、「選挙運動の在り方という選挙の基本的ルールに関わる極めて重要な事項であり、各党・各会派において、意見集約に向け積極的に協議されている。更に議論を深め、結論を得ていくことが重要と考える。公正性に配慮しつつ、できる限り早期に解禁できるよう取り組んでいく」旨の答弁があった。

**（教育政策）**

①「子育て・教育を社会的に支援する制度及び35人学級」に関する質疑に対して、「子育て及び教育を社会で支えること等は重要であると同時に、そのための政策はより効果的に進める必要がある。児童手当については、平成24年度の３党合意に基づいて、その内容を見直した。また、高校無償化制度については、所得制限の導入も含め、真に公助が必要な者への制度となるよう検討する。小学校３年生以上の35人以下学級の推進については、これまでの政策効果の検証を行いつつ、必要な検討を進める」旨の答弁があった。

②「教育委員会制度」に関する質疑に対して、「学校教育に誰が責任を持つのかを明確にするため、教育委員会制度の改革を行うことが不可欠である。現在、教育再生実行会議において、教育委員会制度の改革の方向性について議論をいただいているところであり、今後、その提言を踏まえて、抜本的な改革に向けた検討を進める」旨の答弁があった。

**（憲法改正）**

「憲法改正」に関する質疑に対して、「自由民主党は、結党以来、憲法改正を主張しており、平成24年４月には憲法改正草案を発表し、党として、21世紀にふさわしい、あるべき憲法の姿を示していると考えている。憲法の改正については党派ごとに異なる意見があるため、まずは、多くの党派が主張している憲法第96条の改正に取り組む」旨の答弁があった。

## ２　主な議案等の経過

| 年 月 日 | 議　　案　　等 |
|---|---|
| 平成25年<br>１月28日 | ○国務大臣の演説<br>・安倍内閣総理大臣の所信表明演説 |
| １月30日 | ○国務大臣の演説に対する質疑<br>**質疑**<br>海江田万里君（民主）、高村正彦君（自民）、平沼赳夫君（維新）<br>**答弁**<br>安倍内閣総理大臣 |
| １月31日 | ○国務大臣の演説に対する質疑<br>**質疑**<br>井上義久君（公明）、渡辺喜美君（みんな）、志位和夫君（共産）、鈴木克昌君（生活）<br>**答弁**<br>安倍内閣総理大臣、太田国土交通大臣、麻生財務大臣 |
| ２月４日 | ○国務大臣の演説<br>・麻生財務大臣の財政演説 |
| ２月５日 | ○国務大臣の演説に対する質疑<br>**質疑**<br>岸本周平君（民主）、野田聖子君（自民）、松野頼久君（維新）、上田勇君（公明）、山内康一君（みんな）、佐々木憲昭君（共産）、畑浩治君（生活）<br>**答弁**<br>安倍内閣総理大臣、麻生財務大臣、太田国土交通大臣、田村厚生労働大臣 |
| ２月14日 | ○北朝鮮による３度目の核実験に対する抗議決議案（佐田玄一郎君外13名提出）〈可決〉<br>**趣旨弁明**<br>佐田玄一郎君（自民）<br>○平成24年度一般会計補正予算（第１号）〈可決〉<br>○平成24年度特別会計補正予算（特第１号）〈可決〉<br>○平成24年度政府関係機関補正予算（機第１号）〈可決〉<br>**討論**（以上３件）<br>奥野総一郎君（民主）、岩屋毅君（自民）、井坂信彦君（みんな）、山田宏君（維新）、笠井亮君（共産）、村上史好君（生活） |
| ２月28日 | ○国務大臣の演説<br>・安倍内閣総理大臣の施政方針演説<br>・岸田外務大臣の外交演説<br>・麻生財務大臣の財政演説<br>・甘利経済財政政策担当大臣の経済演説 |

| 年 月 日 | 議　　案　　等 |
|---|---|
| ３月４日 | ○第32回オリンピック競技大会及び第16回パラリンピック競技大会に関する決議案（遠藤利明君外12名提出）〈可決〉<br>**趣旨弁明**<br>浮島智子君（公明）<br>○国務大臣の演説に対する質疑<br>**質疑**<br>大畠章宏君（民主）、小池百合子君（自民）、藤井孝男君（維新）<br>**答弁**<br>安倍内閣総理大臣、岸田外務大臣、麻生財務大臣、甘利経済財政政策担当大臣・社会保障・税一体改革担当大臣、石原環境大臣、太田国土交通大臣 |
| ３月５日 | ○国務大臣の演説に対する質疑<br>**質疑**<br>井上義久君（公明）、渡辺喜美君（みんな）、志位和夫君（共産）、青木愛君（生活）<br>**答弁**<br>安倍内閣総理大臣、太田国土交通大臣、麻生財務大臣、岸田外務大臣、甘利経済再生担当大臣 |
| ３月14日 | ○趣旨説明<br>・所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）<br>・消費税率の引上げが国民生活及び我が国の経済に及ぼす影響を踏まえ早急に講ずべき措置に関する法律案（松本剛明君外４名提出）<br>**説明**<br>麻生財務大臣、古本伸一郎君（民主）<br>**質疑**<br>武正公一君（民主）、桜内文城君（維新）、上田勇君（公明）、大熊利昭君（みんな）、佐々木憲昭君（共産）、鈴木克昌君（生活）<br>**答弁**<br>安倍内閣総理大臣、麻生財務大臣・金融担当大臣、玉木雄一郎君（民主）、鷲尾英一郎君（民主）、太田国土交通大臣<br>○発言・趣旨説明<br>・平成25年度地方財政計画<br>・地方税法の一部を改正する法律案（内閣提出）<br>・地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）<br>**発言・説明**<br>新藤総務大臣<br>**質疑**<br>土屋正忠君（自民）、黄川田徹君（民主）、東国原英夫君（維新）、佐藤正夫君（みんな）、塩川鉄也君（共産）、玉城デニー君（生活）<br>**答弁**<br>新藤総務大臣・地方分権改革担当大臣、下村文部科学大臣、根本復興大臣、麻生財務大臣、稲田行政改革担当大臣、岸田外務大臣 |

| 年 月 日 | 議　　案　　等 |
|---|---|
| ３月22日 | ○地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)〈可決〉<br>**討論**<br>小川淳也君（民主)、塩川鉄也君（共産）<br>○趣旨説明<br>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案（内閣提出）<br>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出）<br>・内閣法等の一部を改正する法律案（内閣提出）<br>・地方公共団体情報システム機構法案（内閣提出）<br>**説明**<br>甘利国務大臣、山本国務大臣、新藤総務大臣<br>**質疑**<br>若井康彦君（民主)、中丸啓君（維新)、高木美智代君（公明)、青柳陽一郎君（みんな)、赤嶺政賢君（共産)、村上史好君（生活）<br>**答弁**<br>安倍内閣総理大臣、麻生財務大臣、甘利社会保障・税一体改革担当大臣、山本情報通信技術（ＩＴ）政策担当大臣、新藤総務大臣 |
| ４月４日 | ○趣旨説明<br>・国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の締結について承認を求めるの件<br>・国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律案（内閣提出）<br>**説明**<br>岸田外務大臣、谷垣法務大臣<br>**質疑**<br>菊田真紀子君（民主)、小熊慎司君（維新)、大口善徳君（公明)、三谷英弘君（みんな）<br>**答弁**<br>岸田外務大臣、谷垣法務大臣 |
| ４月12日 | ○公職選挙法の一部を改正する法律案（田嶋要君外５名提出）〈否決〉<br>○公職選挙法の一部を改正する法律案（逢沢一郎君外５名提出）〈可決〉<br>**討論**<br>寺島義幸君（民主）※否決された議案に対して行われた。<br>○趣旨説明<br>・消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法案（内閣提出）<br>**説明**<br>稲田国務大臣 |

| 年 月 日 | 議　　案　　等 |
|---|---|
| ４月12日 | **質疑**<br>宮下一郎君（自民）、近藤洋介君（民主）、丸山穂高君（維新）、江田康幸君（公明）、井坂信彦君（みんな）、塩川鉄也君（共産）、小宮山泰子君（生活）<br>**答弁**<br>安倍内閣総理大臣、稲田国務大臣・行政改革担当大臣・公務員制度改革担当大臣、麻生財務大臣、森消費者及び食品安全担当大臣、茂木経済産業大臣 |
| ４月16日 | ○平成25年度一般会計予算〈可決〉<br>○平成25年度特別会計予算〈可決〉<br>○平成25年度政府関係機関予算〈可決〉<br>・予算３案につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議（長妻昭君外１名提出）〈否決〉<br>**趣旨弁明**（動議）<br>玉木雄一郎君（民主）<br>・予算３案に対する修正案（桜内文城君外９名提出）〈否決〉<br>**趣旨弁明**（修正案）<br>桜内文城君（維新）<br>**討論**（以上５件）<br>西銘恒三郎君（自民）、大西健介君（民主）、石田祝稔君（公明）、山田宏君（維新）、中島克仁君（みんな）、宮本岳志君（共産）、小宮山泰子君（生活） |
| ５月９日 | ○趣旨説明<br>・災害対策基本法等の一部を改正する法律案（内閣提出）<br>**説明**<br>古屋国務大臣<br>**質疑**<br>林田彪君（自民）、吉田泉君（民主）、高橋みほ君（維新）、高木陽介君（公明）、椎名毅君（みんな）、高橋千鶴子君（共産）、畑浩治君（生活）<br>**答弁**<br>古屋防災担当大臣、田村厚生労働大臣、太田国土交通大臣 |
| ５月10日 | ○趣旨説明<br>・公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出）<br>**説明**<br>田村厚生労働大臣<br>**質疑**<br>上川陽子君（自民）、長妻昭君（民主）、伊東信久君（維新）、古屋範子君（公明）、中島克仁君（みんな）、鈴木克昌君（生活）<br>**答弁**<br>安倍内閣総理大臣、田村厚生労働大臣、甘利社会保障・税一体改革担当大臣 |

| 年 月 日 | 議　　案　　等 |
|---|---|
| ５月14日 | ○趣旨説明<br>・食品表示法案（内閣提出）<br>**説明**<br>森国務大臣<br>**質疑**<br>郡和子君（民主）、重徳和彦君（維新）<br>**答弁**<br>森消費者及び食品安全担当大臣、田村厚生労働大臣、山口財務副大臣 |
| ５月15日 | ○参議院から平成25年度一般会計予算外２件を否決した旨の通知書受領及び返付を受けた旨の議長報告<br>・平成25年度一般会計予算外２件両院協議会協議委員の選挙<br>（休憩）<br>・平成25年度一般会計予算外２件両院協議会協議委員議長報告（成案を得ず）<br>・両院の意見が一致しないので、憲法第60条第２項により、本院の議決が国会の議決となった旨の議長宣告 |
| ５月16日 | ○趣旨説明<br>・海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法案（内閣提出）<br>**説明**<br>太田国土交通大臣<br>**質疑**<br>三日月大造君（民主）、井上英孝君（維新）<br>**答弁**<br>岸田外務大臣、小野寺防衛大臣、太田国土交通大臣、山本海洋政策・領土問題担当大臣 |
| ５月17日 | ○消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法案（内閣提出）〈修正〉<br>**討論**<br>木下智彦君（維新）、大島敦君（民主）、三谷英弘君（みんな）、塩川鉄也君（共産）、村上史好君（生活）<br>○趣旨説明<br>・株式会社海外需要開拓支援機構法案（内閣提出）<br>**説明**<br>茂木経済産業大臣<br>**質疑**<br>岸本周平君（民主）、今井雅人君（維新）、井出庸生君（みんな）<br>**答弁**<br>茂木経済産業大臣 |

| 年 月 日 | 議　　案　　等 |
| --- | --- |
| ５月23日 | ○公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出）〈修正〉<br>**討論**<br>高橋千鶴子君（共産）、柚木道義君（民主）<br>○趣旨説明<br>・自衛隊法の一部を改正する法律案（内閣提出）<br>**説明**<br>小野寺防衛大臣<br>**質疑**<br>長島昭久君（民主）、阪口直人君（維新）<br>**答弁**<br>岸田外務大臣、小野寺防衛大臣、麻生財務大臣、菅内閣官房長官 |
| ５月28日 | ○趣旨説明<br>・電気事業法の一部を改正する法律案（内閣提出）<br>**説明**<br>茂木経済産業大臣<br>**質疑**<br>近藤洋介君（民主）、今井雅人君（維新）、小池政就君（みんな）、塩川鉄也君（共産）、玉城デニー君（生活）<br>**答弁**<br>茂木経済産業大臣・原子力損害賠償支援機構担当大臣・原子力経済被害担当大臣、麻生財務大臣、山本国務大臣、甘利経済財政政策担当大臣、岸田外務大臣 |
| ６月４日 | ○趣旨説明<br>・消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案（内閣提出）<br>**説明**<br>森国務大臣<br>**質疑**<br>生方幸夫君（民主）、重徳和彦君（維新）<br>**答弁**<br>森消費者及び食品安全担当大臣、茂木経済産業大臣 |
| ６月13日 | ○電気事業法の一部を改正する法律案（内閣提出）〈修正〉<br>**討論**<br>井坂信彦君（みんな）、後藤斎君（民主）、塩川鉄也君（共産）、今井雅人君（維新） |

| 年 月 日 | 議　　案　　等 |
|---|---|
| ６月24日 | ○内閣提出、衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案は、４月23日に参議院に送付の後、60日を経過したが同院はいまだ議決に至らず、よって、本院においては、憲法第59条第４項により、参議院がこれを否決したものとみなすべしとの動議（鴨下一郎君外149名提出）〈可決〉<br>・衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案は参議院において否決したものとみなすこととなった。<br>（休憩）<br>○参議院から、国会法第83条の３第３項により、衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案の返付を受けた旨の議長報告<br>・憲法第59条第２項に基づき、衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案の本院議決案を議題とし、直ちに再議決すべしとの動議（鴨下一郎君外148名提出）〈可決〉<br>**討論**<br>泉健太君（民主）、平沢勝栄君（自民）、柏倉祐司君（みんな）、浦野靖人君（維新）、穀田恵二君（共産）、玉城デニー君（生活）<br>・衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案、本院議決案〈出席議員の３分の２以上の多数をもって可決〉<br>○Ｇ８ロック・アーン・サミット出席等に関する報告<br>**報告**<br>安倍内閣総理大臣<br>**質疑**<br>石破茂君（自民）、野田佳彦君（民主）、松田学君（維新）、井上義久君（公明）、畠中光成君（みんな）、佐々木憲昭君（共産）、鈴木克昌君（生活）<br>**答弁**<br>安倍内閣総理大臣 |
| ６月26日 | ○請願348件〈採択〉 |

## ３　決議

### ○　可決したもの

**北朝鮮による３度目の核実験に対する抗議決議案（佐田玄一郎君外13名提出、決議第１号）［自民・民主・維新・公明・みんな・共産・生活］（平成25.2.14可決）**

去る２月12日、北朝鮮は、一連の国連決議や六者会合共同声明、日朝平壌宣言に明確に違反し、実に３回目となる核実験を強行した。

国際社会は、昨年12月12日の事実上の弾道ミサイル発射を受けて、本年１月22日、国連安保理において、北朝鮮に対し、決議1718号及び1874号の遵守やすべての核兵器・核計画放棄を求め、更なる弾道ミサイル発射や核実験の場合には安保理が重要な行動をとる決意を表明すること等を内容とする決議2087号を採択するなど、懸念を表明していた。

今般の核実験は、これらの国際社会の声を無視して強行されたものであり、度重なる核実験は、国際的な核不拡散体制に対する重大な挑戦であるばかりでなく、唯一の被爆国の我が国として断じて容認できない暴挙であり、厳重に抗議し、断固として非難する。

本院は日本国民を代表して、今般の核実験に対し重ねて厳重に抗議するとともに、北朝鮮が、これまでの諸合意に従って速やかに全ての核を放棄し、ＩＡＥＡの査察を受け入れ、朝鮮半島の非核化に取り組むことを強く要求する。

また、北朝鮮による核・弾道ミサイルの開発は、北東アジアのみならず国際社会全体の平和と安定を脅かすものであり、政府は米国、韓国をはじめ、中国、ロシアなど国際社会と連携し、我が国の安全を確保し、国民の不安を払拭すべく万全の措置を講ずるべきである。

さらに、 国連安保理決議2087号を踏まえ、国際社会が結束した外交努力を展開し、平和的な解決を模索すべきである。そして政府は、国連安保理理事国に対し行動を促すとともに、新たな制裁措置を含む安保理決議が具体化されるよう努力すべきである。また、北朝鮮に対する制裁の徹底及び追加的制裁など断固たる措置を引き続き実施することを通じて、北朝鮮による核・ミサイル・拉致問題の早急な解決を図るべく、政府の総力を挙げた努力を傾注し、もって国民の負託に応えるべきである。

右決議する。

**第32回オリンピック競技大会及び第16回パラリンピック競技大会に関する決議案（遠藤利明君外12名提出、決議第２号）［自民・民主・維新・公明・みんな・生活］（平成25.3.4可決）**

オリンピック夏季競技大会及びパラリンピック競技大会の開催は、ロンドン・オリンピック・パラリンピックに見られるよう、国民に夢と希望を与えるものである。また、東日本大震災からの復興を世界に示すものであり、本年９月に開催地が決定される第32回オリンピック競技大会及び第16回パラリンピック競技大会を東京都に招致するため、政府、国会が一体となって取り組むべきである。

右決議する。

## 【第184回国会】

### 主な議案等の経過

| 年 月 日 | 議　　案　　等 |
|---|---|
| 平成25年<br>８月２日 | ○今回の臨時会の会期は８月７日まで６日間とするの件（議長発議）〈可決〉 |

## 【第185回国会】

### １　国務大臣の演説及び質疑

平成25年10月15日に安倍内閣総理大臣の所信表明演説が衆議院本会議において行われ、これに対して、16日及び17日に各党の代表質問が行われた。

### (1) 安倍内閣総理大臣の所信表明演説

（１　はじめに）

まず、冒頭、過去に経験したことのない豪雨や台風、竜巻により、亡くなられた方々に心から哀悼の意を表するとともに、被害に遭われた方々に対しお見舞いを申し上げます。

高齢化や過疎に直面する被災地域も多く、そうした実態も踏まえながら、早期の復旧に向け、全力で取り組んでまいります。

この道しかない。

三本の矢は、世の中の空気を一変させました。ことしに入って、２四半期連続で年率３％以上、主要先進国では最も高い成長となりました。昨年末0.83倍だった有効求人倍率は、８カ月で0.95倍まで来ました。

景気回復の実感は、いまだ全国津々浦々まで届いてはいません。日本の隅々にまでこびりついたデフレからの脱却は、いまだ道半ばです。

この道を、迷わずに進むしかありません。

今や、世界が日本の復活に注目しています。ロック・アーンでも、サンクトペテルブルクでも、ニューヨークでも、そしてバリでも、そのことを強く実感しました。

日本は、もう一度力強く成長できる、そして、世界の中心で再び活躍することができる、そうした未来への希望が確実に芽生えています。

皆さん、ともにこの道を進んでいこうではありませんか。

（２　復興の加速化）

強い経済を取り戻すことは、被災地にも大きな希望の光をもたらします。東日本大震災からの一日も早い復興に向けて、取り組みをさらに加速してまいります。

あわせて、将来の大規模な災害に備え、強靭な国づくりを進めてまいります。

被災地では、今も29万人の方々が避難生活を送っています。高台移転は、ほぼ全ての計画が決定し、用地取得や造成工事の段階に移りました。今後、市町村ごとの住まいの復興工程表を着実に実行してまいります。

福島の皆さんにも、一日も早くふるさとに戻っていただけるよう、除染やインフラ復旧を加速してまいります。

私は、毎日、官邸で福島産のお米を食べています。折り紙つきのおいしさです。安全でおいしい福島の農水産物を、風評に惑わされることなく、消費者の皆さんに実際に味わっ

てほしいと願います。

汚染水の問題でも、漁業者の方々が事実と異なる風評に悩んでいる現実があります。しかし、食品や水への影響は基準値を大幅に下回っている、これが事実です。

抜本解決に向けたプログラムも策定し、既に着手しています。今後とも、東京電力福島第一原発の廃炉・汚染水対策を全力でやり抜いてまいります。東京電力任せにすることなく、国が前面に立って責任を果たしてまいります。

福島出身の若いお母さんから１通の手紙をいただきました。

震災の年に生まれたお子さんへの愛情と、ふるさとの福島に戻るかどうか苦悩する心のうちをつづった手紙は、こう結ばれていました。「私達夫婦は今福島に帰ろうと考えています。あの土地に家族３人で住もうとしています。私達のように若い世代が暮らさないと、福島に未来はないと考えたからです。」

福島の若い世代は、しっかりと福島の未来を見据えています。

**（３　成長戦略の実行）**

**（新しい成長の幕あけ）**

被災地の復興なくして日本の再生なし。その未来への責任を、私は、総理大臣として果たしてまいります。

チャレンジして失敗しても、それは前進への足跡であり、大いに奨励すべきもの、しかし、失敗を恐れて何もしないのは最低だ、本田宗一郎さんは、こう述べて、社員たちに奮起を促したといいます。先人たちのこうしたチャレンジ精神が、日本を高度成長へと導きました。

しかし、日本人は、いつしか自信を失ってしまった。長引くデフレの中で、萎縮してしまいました。

この呪縛から日本を解き放ち、再び起業、創業の精神に満ちあふれた国を取り戻すこと、若者が活躍し、女性が輝く社会をつくり上げること、これこそが私の成長戦略です。いよいよ、日本の新しい成長の幕あけです。

**（産業競争力の強化と経済の好循環）**

果敢にチャレンジする企業を安倍内閣は応援します。日本の持つ可能性を最大限引き出すことこそが、競争力を強化する道であると考えます。

新たに企業実証特例制度を創設します。あらゆる分野において、フロンティアに挑む企業には、新たな規制緩和により、チャンスを広げます。

事業再編を進め、新陳代謝を促し、新たなベンチャーの起業を応援します。研究開発を促進し、設備投資を後押しして、生産性を向上します。

そのために、今後３年間を集中投資促進期間と位置づけ、税制、予算、金融、規制・制度改革といったあらゆる施策を総動員してまいります。

その目指すところは、若者、女性を初め、頑張る人たちの雇用を拡大し、収入をふやすことにほかなりません。その実感を必ずや全国津々浦々にまで届けます。そのことが、さらに消費を拡大し、新たな投資を生み出す。

経済の好循環を実現するため、政労使の連携を深めてまいります。

**（成長分野でチャンスをつくる）**

将来の成長が約束される分野で、意欲のある人にどんどんチャンスをつくります。

電力システム改革を断行します。

ベンチャー意欲の高い皆さんに、自由なエネルギー市場に参入してほしいと願います。コスト高、供給不安といった電力システムを取り巻く課題を同時に解決できる、ダイナミックな市場をつくってまいります。

難病から回復して再び総理大臣となった私にとって、難病対策はライフワークとも呼ぶべき仕事です。

患者に希望をもたらす再生医療について、その実用化をさらに加速してまいります。民間の力を十二分に活用できるよう、再生医療に関する制度を見直します。

外国訪問では、私は、安全でおいしい日本の農水産物を紹介しています。どこに行っても、本当に驚くほどの人気です。かつて農業が、産業としてこれほど注目されたことがあ

ったでしょうか。

意欲のある民間企業には、この分野にどんどん投資してもらい、日本の農産物の可能性を世界で開花させてほしいと願います。

しかし、狭い農地がばらばらに散在する現状では、意欲ある農業者ですら、コストを削減し、生産性を向上することはできません。都道府県ごとに、農地をまとめて貸し出す、いわば農地集積バンクを創設してまいります。

あわせて、成長する世界の食市場への農水産物の輸出を戦略的に倍増し、一手間かけて付加価値を増す６次産業化を進めます。

これらによって、今後10年間で、農業、農村全体の所得倍増を目指してまいります。

**（オープンな世界で競争する）**

競争の舞台は、オープンな世界。日本は、世界で一番企業が活躍しやすい国を目指します。

７年後には、東京を初め日本じゅうの都市に世界の注目が集まります。特異な規制や制度を徹底的に取り除き、世界最先端のビジネス都市を生み出すため、国家戦略特区制度を創設します。

ＴＰＰ交渉では、日本は、今や中核的な役割を担っています。年内妥結に向けて、攻めるべきは攻め、守るべきものは守り、アジア太平洋の新たな経済秩序づくりに貢献してまいります。

公務員には、広く世界に目を向け、国家国民のため能動的に行動することが求められています。内閣人事局の設置を初め、国家公務員制度改革を推進してまいります。

**（成長戦略実行国会）**

やるべきことは明確です。

これまでも同じような成長戦略はたくさんありました。違いは、実行が伴うかどうか。もはや作文には意味はありません。

実行なくして成長なし。この国会は、成長戦略の実行が問われる国会です。

皆さん、しっかりと結果を出して、日本が力強く成長する姿を世界に発信していこうではありませんか。

**（４　強い経済を基盤とした社会保障改革と財政再建）**

経済政策パッケージを果断に実行し、日本経済を持続的に成長させる、その上で、私は、来年４月からの消費税率３％引き上げを予定どおり実行することを決断しました。

これから実行に移す経済政策パッケージは、かつてのような、目先の景気を押し上げるための一過性のものではありません。賃金上昇と雇用拡大などを実現するための、未来への投資です。

世界に誇る我が国の社会保障制度を次世代に安定的に引き渡していく、そのためには、財源確保のための消費税率引き上げと同時に、保険料収入や税収の基盤である強い経済を取り戻さねばなりません。こうした取り組みのもと、中長期の財政健全化目標の実現を目指します。

あわせて、大胆に改革を進め、持続可能な制度を構築しなければなりません。

少子化対策を充実し、全世代型の社会保障へと転換してまいります。医療、介護保険、公的年金について、受益と負担の均衡がとれた制度へと、具体的な改革を進めてまいります。高齢者の皆さんが安心して暮らせる社会を構築します。

心志あれば必ず便宜あり。

意志さえあれば、必ずや道は開ける。中村正直は、明治４年の著書「西国立志編」の中で、英国人スマイルズの言葉をこのように訳しました。

欧米列強が迫る焦燥感の中で、あらゆる課題に同時並行で取り組まなければならなかった明治日本。現代の私たちも、経済再生と財政再建、そして社会保障改革、これらを同時に達成しなければなりません。

明治人たちの意志の力に学び、前に進んでいくしかない。明治の日本人にできて、今の私たちにできないはずはありません。要は、その意志があるかないか。

強い日本、それをつくるのは、ほかの誰でもありません。私たち自身です。

皆さん、ともに進んでいこうではありませんか。

**（５　現実を直視した外交・安全保障政策の立て直し）**

相互依存を深める世界において、世界の平和と安定に積極的な責任を果たすことなくして、もはや我が国の平和を守ることはできません。

これは、私たち自身の問題です。

戦後68年にわたる平和国家としての歩みに、私たちは胸を張るべきです。しかし、その平和を将来も守り抜いていくために、私たちは、今、行動を起こさねばなりません。

単に国際協調という言葉を唱えるだけでなく、国際協調主義に基づき、積極的に世界の平和と安定に貢献する国にならねばなりません。積極的平和主義こそが、我が国が背負うべき21世紀の看板であると信じます。

石垣島で漁船を守る海上保安官、宮古島で南西の空をにらみ、ジブチで灼熱のもと海賊対処行動に当たる自衛官、極限の環境でも高い士気を保つ姿を目の当たりにしました。彼らは、私の誇りです。御家族にも感謝の気持ちでいっぱいです。

彼らは、現場で、今この瞬間も現実と向き合っています。私たちも、安全保障環境がますます厳しさを増す現実から、決して目を背けてはならない。

私は、現実を直視した、外交・安全保障政策の立て直しを進めてまいります。

国家安全保障会議を創設し、官邸における外交・安全保障政策の司令塔機能を強化します。これとあわせ、我が国の国益を長期的視点から見定めた上で、我が国の安全を確保していくため、国家安全保障戦略を策定してまいります。

さらに、日米同盟を基軸とし、自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった価値観を共有する国々と連携を強めてまいります。

在日米軍再編については、抑止力を維持しつつ、沖縄を初めとする地元の負担軽減を図るため、現行の日米合意に従って着実に進めます。

拉致問題については、私の内閣で、全面解決に向けて全力を尽くしてまいります。

総理就任から10カ月間、私は、地球儀を俯瞰する視点で、23カ国を訪問し、延べ110回以上の首脳会談を行いました。これからも、世界の平和と繁栄に貢献し、よりよい世界をつくるため、一層の役割を果たしながら、積極果敢に国益を追求し、日本の魅力を売り込んでまいります。

**（６　おわりに）**

東京、ロゲ会長のアナウンスで、ブエノスアイレスの会場は歓喜に包まれました。みんなが頑張れば夢はかなう、そのことが証明された瞬間でありました。

歓喜の輪の中に、成田真由美さんがいました。パラリンピック水泳で、これまで15個もの金メダルを獲得した、日本が世界に誇るアスリートです。

その成田選手が、かつて私にこう語ってくれました。私は、失ったものを数えるのではなく、得たものを数えていきます。

意志の力に裏打ちされているからこそ、前を向いて生きていこうとする姿勢に、私は、強く心を打たれました。

13歳から車椅子での生活となり、その後も、交通事故など数々の困難を成田選手は強い意志の力で乗り越えて、すばらしい記録を生み出してきました。

今の日本が直面している数々の課題、復興の加速化、長引くデフレからの脱却、経済の再生、財政の再建、社会保障制度の改革、教育の再生、災害に強く、安全、安心な社会の構築、地域の活性化、そして外交・安全保障政策の立て直し、これらも意志の力さえあれば必ず乗り越えることができる、私は、そう確信します。

先般の参議院選挙で自由民主党及び公明党の連立与党を支持してくださった国民の皆様に、心より感謝します。この選挙により国会のねじれが解消されたことは、困難を乗り越えていけと、背中を力強く押していただいたものと認識しています。

この選挙結果に、政策を前に進めることで応えてまいります。いや、応えていかねばなりません。

定数削減を含む選挙制度改革について、現在の膠着状況を打破し、結論を得ようではあ

りませんか。
憲法改正について、国民投票の手続を整え、国民的な議論をさらに深めながら、今こそ前に進んでいこうではありませんか。
皆さん、決める政治によって、国民の負託にしっかりと応えていこうではありませんか。
国民の皆様並びに議員各位の御理解と御協力をお願い申し上げる次第です。
御清聴ありがとうございました。

## (2) 国務大臣の演説に対する質疑要旨

国務大臣の演説（10月15日）に対する質疑は、16日に海江田万里君（民主）、高村正彦君（自民）及び石原慎太郎君（維新）が行い、17日には井上義久君（公明）、渡辺喜美君（みんな）、志位和夫君（共産）及び鈴木克昌君（生活）が行った。
質疑の主なものは、次のとおりである。

**（福島第一原子力発電所事故への対応）**

①「汚染水問題についての認識」に関する質疑に対して、「福島第一原発では、貯水タンクからの汚染水漏えいなどの個々の事象は発生しているが、福島近海での放射性物質の影響は、発電所の港湾内の0.3㎢にブロックされている。このため、全体として状況はコントロールされていると考えている。食品の放射性物質については、国際的な考え方に準拠して定めた基準値に基づき、厳格な安全管理体制を敷いている」旨の答弁があった。

②「汚染水問題への対応」に関する質疑に対して、「東京電力任せではなく国が前面に出て取り組んでいく。福島近海の汚染状況については、しっかりとモニタリングを行っている。今後は、汚染水問題に関する基本方針に基づき、地下水を汚染源に近づけない、汚染源を取り除く、汚染水を漏らさないという三つの基本方針の下、陸側遮水壁の設置や、高性能な多核種除去設備の整備、タンクの取替えなどの対策を実施していく。世界の英知を活用しつつ、予防的かつ重層的な対策を講じていくことにより、汚染水問題の解決に向けた取組をしっかりと進めていく。また、国際社会に対し、様々な機会を通じて情報発信を丁寧に行っていく」旨の答弁があった。

③「東京電力の法的整理及び電力システム改革」に関する質疑に対して、「国民に悪影響や負担が及ばないよう、東電は、引き続き民間企業として、損害賠償、廃炉・汚染水対策、そして電力安定供給などを確実に実施していくべきだと考えている。国は、こうした東電の事業に対し、原子力損害賠償支援機構法の枠組みや技術的難易度の高い取組への予算措置によって支援していく。さらに、電力システム改革により、ダイナミックなエネルギー市場を創っていく。電気事業法の改正を通じて、発送電の分離等も行っていく予定である。電気事業者の今後の経営の在り方については、これらの事業環境の変化も踏まえ、各事業者において適切に判断していくべきものと考えている」旨の答弁があった。

**（東日本大震災からの復旧・復興）**

「被災地の復旧・復興」に関する質疑に対して、「復興は内閣の最重要課題の一つであり、私自身、幾度となく被災地を訪問し、絶えず現場の声に耳を傾けながら取り組んでいる。この方針に、いささかの変わりもない。政府の復興基本方針は、復興期間は10年間とし、復興需要が高まる最初の５年間を集中復興期間と位置付けるとともに、事業の進捗を踏まえて、集中復興期間の後の施策の在り方を定めることとしている。復興をなし遂げた東北の姿を東京オリンピック・パラリンピックで世界に発信できるよう、引き続き、復興の加速化に全力で取り組んでいく」旨の答弁があった。

**（税制改革）**

①「消費税増税分の使途」に関する質疑に対して、「消費税収については、今回決定した３％の引上げ分を含め、現行の地方消費税１％分を除き、全額社会保障財源化することとしている。このうち、社会保障の安定化に

見合う部分については、基礎年金国庫負担割合の２分の１への引上げの恒久化などに活用するほか、後世代への負担のツケ回しの軽減につなげ、社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指す。なお、決算剰余金の扱いは、財政法上、別途の法律によらなければその２分の１を下回らない金額は公債の償還財源に充てることとなっており、こうした規定に基づき、適切に判断していきたいと考えている」旨の答弁があった。

②「簡素な給付措置」に関する質疑に対して、「簡素な給付措置は、消費税率の引上げに際し、低所得者に与える負担の影響に鑑み、税制抜本改革法に基づき、暫定的、臨時的措置として実施する。具体的には、平成27年９月末までを対象に、１人当たり１万円の給付を行うこと、給付対象者について、市町村民税の均等割が課税されていない者を基本とすること等を、与党における議論も踏まえ、先般、決定した。簡素な給付措置の平成27年10月以降の取扱いは税制抜本改革法に基づき給付つき税額控除や複数税率の検討状況等を踏まえ、検討していく」旨の答弁があった。

③「軽減税率」に関する質疑に対して、「軽減税率については、対象、財源、中小事業者の事務負担等の課題が挙げられており、与党において、関係者ヒアリングなどを通じて精力的に議論が続けられているものと承知している。10%引上げの対応について、関係者の理解を得た上で、12月の税制改正大綱決定時までに結論を得るとされており、今後の議論を見守っていきたいと考えている」旨の答弁があった。

④「復興特別法人税の前倒し廃止」に関する質疑に対して、「強い経済を取り戻すことは、被災地にも大きな希望の光をもたらす。日本経済の持続的な成長のため、企業の収益が改善し、それが個人の所得の拡大、そして消費の拡大につながっていく好循環を実現していく必要がある。復興特別法人税の廃止は、こうした考え方に立って、足元の経済成長を賃金上昇につなげることを前提に検討するものである。また、個人に対しては、簡素な給付措置、住宅ローン減税の充実なども講じることとしている。今般の経済政策パッケージでは、これらにより、社会保障の充実や安定などのためにお願いする個人の負担を緩和しながら、同時に、将来にわたって賃金上昇、雇用拡大を実現するための未来への投資を行うこととしたものである。なお、復興特別法人税の廃止を行う場合であっても、現在25兆円程度の集中復興期間における復興財源を確実に確保していく」旨の答弁があった。

⑤「復興特別法人税の前倒し廃止と賃上げの関係」に関する質疑に対して、「企業収益の拡大により賃金を引き上げる企業等が増加し、これを契機に賃金水準全体の上昇が促され、更に消費の拡大や収益の向上が生じることで、日本全体で賃金上昇を含む経済の好循環が実現できるような広がりとなることを目指していく。また、個別の賃金水準自体は労使交渉で決められるものと考えているが、復興特別法人税の廃止を賃金上昇につなげられるよう、廃止を検討する趣旨を経済界などに明確に説明し、賃金の引上げ等に積極的に取り組むことを要請するとともに、各団体や企業の取組について積極的に情報発信するよう協力を求め、あわせて、賃金の動向を調査し、効果を検証し、その結果を適切な形で公表する」旨の答弁があった。

**（社会保障政策）**

①「平成26年度消費税増収見込額のうちの社会保障の充実への配分案」に関する質疑に対して、「平成26年度の消費税率引上げによる増収分については、民主党政権における考え方と同様に、３兆円弱を基礎年金国庫負担割合の２分の１への引上げの恒久化に充て、残余についても、それ以外の社会保障の安定化と充実に向けていく。これにより、社会保障の充実に0.5兆円程度を向けることとし、待機児童解消加速化プランの推進を始めとする子育て支援や、国民健康保険制度等の低所得者保険料軽減措置の拡充などに、確実に取り組んでいく。また、この社会保障の充実に向ける金額は、消費税率引上げによる消費税収の増加に応じて段階的に拡大させていく」旨の答弁があった。

②「消費税率引上げと社会保障制度改革」

に関する質疑に対して、「急速な少子高齢化が進む中、財源を確保し、世界に誇る我が国の社会保障制度について、次世代に安定的に引き渡していくため、今般、消費税率の３％引上げを予定どおりに実行することを決断した。あわせて、経済政策パッケージを果断に実行に移すとともに、成長戦略を前に進めることにより､保険料収入や税収の基盤である、強い経済を取り戻していく。社会保障制度改革については、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度を確立するため、改革の全体像、進め方を明らかにする法律案を今国会に提出したところであり、着実に改革を実施していく」旨の答弁があった。

③「介護保険制度改革」に関する質疑に対して、「介護が必要な状態となっても住みなれた地域での暮らしを継続できるようにするためには、在宅サービスなどを充実しつつ、受益と負担の均衡のとれた制度としていくことが必要である。現在、政府においては、要支援者への多様なサービスをより柔軟かつ効率的に行うための予防給付の見直しや利用者負担の在り方などについて、高齢者の所得の状況などに配慮しつつ、検討を進めていく。これらの改革を通じて、持続可能で安心できる介護保険制度としていく」旨の答弁があった。

**（選挙制度改革）**

「議員定数削減問題」に関する質疑に対して､「議会の定数に関する問題は、議会政治の根幹に関わる重要な課題であり、国民からの負託を受けた与党がリーダーシップを発揮し、各党各会派と真摯に議論を行い、早期に結論を得ることが大切と考えている。衆議院の選挙制度改革については、自由民主党から、国会の下に、客観的な議論を行う、民間有識者による第三者機関を設けることを提案したところである｡各党各会派にも御協力いただき、建設的な議論を進め、現在の膠着状況を打破し、決める政治によって、国民の負託にしっかりと応えていく」旨の答弁があった。

**（行財政改革）**

①「行政改革の取組」に関する質疑に対して､「特別会計改革については、平成26年度から改革を実施できるよう、今国会への法案提出に向けて準備を進めている。また、独立行政法人改革については、年末に向けて、個別法人の組織見直しなど、更に検討を進めるとともに、平成27年４月からの改革実施を目指して、必要な法制上の措置を早期に講ずるよう進めていく。さらに、無駄の撲滅については、行政事業レビューの取組を徹底し、行政改革推進会議において各府省の点検結果をチェックしていくこととしており、毎年度の予算編成において、可能な限りの歳出削減、抑制に努めていく」旨の答弁があった。

②「財政健全化に向けた決意と具体策」に関する質疑に対して、「政府としては、財政健全化目標の達成に向けて着実に取り組むこととしている｡今後､中期財政計画に沿って、経済再生と財政健全化の双方の実現を目指す。そのため、平成26年度予算編成過程においては､社会保障予算についても､自然増を含め、合理化、効率化に最大限取り組むなど、真に必要なニーズに応えるために精査を行っていく。こうした取組により、26年度において、国の一般会計の基礎的財政収支を、25年度に比べて少なくとも４兆円程度改善することを目指す」旨の答弁があった。

**（経済政策）**

①「成長戦略」に関する質疑に対して、「安倍政権の成長戦略のポイントはスピードと実行であり、10月１日には、特に重要な施策について、当面の実行方針を明らかにしたところである。この方針に基づき、大胆な投資減税を断行するとともに、国家戦略特区や企業実証特例制度の創設などにより、地域単位、企業単位、全国単位の３層構造での規制・制度改革を推進する。岩盤とも言われる電力、医療、農業といった個別分野についても改革を断行する。こうした成長戦略の確実な実行を担保していくため、産業競争力強化法案に基づいて、それぞれの政策ごとに実施期限や担当大臣を明らかにするとともに、その進捗状況を検証する法的な枠組みを導入する」旨の答弁があった。

②「経済の好循環」に関する質疑に対して、「三本の矢で景気は順調に上向いてきており、

経済再生への第一歩を踏み出した。今後、成長を確かなものにし、その果実を全国津々浦々にお届けするために、経済政策パッケージを策定し、所得拡大促進税制の拡充などを盛り込んだところである。また、先般、政労使会議を立ち上げたところであり、賃金上昇や雇用拡大を伴う経済の好循環実現に向けた共通認識の醸成を政労使間で図っていく」旨の答弁があった。

③「国民の所得向上」に関する質疑に対して、「企業収益の拡大が賃金の上昇や雇用の拡大につながり、消費の拡大や投資の増加に結びついていくという好循環を実現するため、政労使で、課題解決に向けた共通認識を醸成していく。賃金の状況については、夏季のボーナスは３年ぶりの増加となり、また、今年の春闘について、連合の集計結果によると、ベースアップを行う企業の割合が、５年ぶりに２桁になった。引き続き、三本の矢を着実に推進し、政労使の連携も深めながら、経済成長を早期に雇用拡大や賃金上昇につなげ、全国津々浦々まで景気回復の実感を届けられるよう取り組んでいく」旨の答弁があった。

④「中小企業対策」に関する質疑に対して、「中小企業､小規模事業者の業況については、私が総理に就任して以降、改善傾向にある。今後、更に多くの事業者の方々が景気回復を実感できるよう、消費税転嫁対策や下請取引の適正化に万全を期すとともに、投資促進税制の拡充や投資補助金などの設備投資支援策を講じ、中小企業の競争力強化を図る」旨の答弁があった。

**（外交・安全保障政策）**

①「自民党の選挙公約とＴＰＰ交渉」に関する質疑に対して、「我々は、選挙で示した公約は、たがえてはならないと考えている。食の安全、安心についても、交渉を通じて守っていかなければならないと考えている。交渉はこれから本格化する。守るべきものを守り、攻めるべきものを攻め、国益を追求するという政府の方針に、何ら変更はない」旨の答弁があった。

②「ＴＰＰ首脳会合の成果とＴＰＰ交渉への決意」に関する質疑に対して、「バリで行われたＴＰＰ首脳会合では、首脳間の率直な意見交換を通じて、年内妥結に向けた大きな流れができた。難しい交渉分野が残されていることは事実であるが、今後、政治決断をしなければならない課題について、首脳間で認識を共有し、年内妥結に向けて政治的指示を示すことに合意したことは、大きな成果である。日本は、今や交渉の中核的な役割を担っており、交渉の年内妥結に向けて、引き続き積極的な役割を果たしていきたいと考えている」旨の答弁があった。

③「積極的平和主義」に関する質疑に対して、「私は、我が国が、国際協調主義に基づき、世界の平和と安定にこれまで以上に積極的に貢献する国になるべきとの考えを、『積極的平和主義』として掲げた。我が国の平和国家としての根幹が不変であることは言うまでもない。積極的平和主義の具体的な施策については、安全保障と防衛力に関する懇談会における議論も踏まえ、国家安全保障戦略等を策定する中において検討していきたいと考えている」旨の答弁があった。

④「北朝鮮問題」に関する質疑に対して、「北朝鮮による核・ミサイル開発の継続は、我が国を含む地域、国際社会全体の平和と安全に対する重大な脅威である。また、拉致問題は、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、国の責任において解決すべき喫緊の最重要課題である。我が国は、今後とも、対話と圧力の基本方針の下、日朝平壌宣言に基づき、関係国とも緊密に連携しつつ、拉致、核、ミサイルといった諸懸案の包括的な解決に向けて、北朝鮮が具体的な行動をとり、対話に応じるよう、圧力をかけ続ける。特に拉致問題については、私の内閣で完全に解決する決意であり、この問題の解決を抜きに日朝の国交正常化はあり得ない」旨の答弁があった。

⑤「中国との関係」に関する質疑に対して、「日中関係は、我が国にとって最も重要な二国間関係の一つである。中国の経済発展は、日本を含む国際社会の経済発展にとって重要であり、日中両国は、様々な分野において切っても切れない関係にあるのみならず、アジ

アと国際社会の安定と発展に、共に責任を負っている。現在、日中関係は厳しい状況にあるが、個別の問題があっても関係全体に影響を及ぼさないようコントロールしていくとの戦略的互恵関係の原点に立ち戻って、経済、文化等の分野を含め、幅広い分野で日中関係を発展させていきたいと考えている。日中は、隣国であることから、折に触れ問題が生じることもあるが、課題があるからこそ、両国の間で、首脳レベルを含めて率直に話し合うべきである。私の対話のドアは常にオープンであり、中国側に対して対話を呼びかけている。中国側が我々の呼びかけに応じることを期待している」旨の答弁があった。

⑥「尖閣諸島並びに中国による領空侵犯及び領海侵入」に関する質疑に対して、「尖閣諸島は、歴史的にも国際法上も我が国固有の領土であり、尖閣諸島をめぐり解決すべき領有権の問題はそもそも存在しない。尖閣諸島周辺において、中国公船による領海侵入が執拗に繰り返され、また、中国の固定翼機による領空侵犯が行われるなど、我が国を取り巻く情勢は厳しさを増している。安倍内閣としては、我が国の領土、領海、領空は断固として守り抜くとの決意の下、引き続き、冷静かつ毅然とした態度で、警戒警備等の対応に万全を期していく」旨の答弁があった。

⑦「集団的自衛権行使に関する政府解釈」に関する質疑に対して、「現在、安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会において、前回の報告書が出されて以降、我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増していることを踏まえ、我が国の平和と安全を維持するため、どのように考えるべきかについて検討が行われている。政府としては、まずはこの懇談会における議論を待ちたいと考えている」旨の答弁があった。

**（農林水産業政策）**

「戸別所得補償制度等の農林水産業政策」に関する質疑に対して、「安倍内閣においては、あらゆる努力を傾け、強い農林水産業と美しく活力ある農山漁村を実現していく決意である。このため、農林水産業・地域の活力創造本部において検討を進め、農地集積バンクの具体化や、戦略的な農林水産物の輸出促進と併せて、農林漁業成長産業化ファンドの出資による６次産業化の推進などにしっかりと取り組んでいく。旧戸別所得補償制度については、今後、将来に向けて安定的な新たな仕組みとなるよう、適切に見直しを行っていく。また、畜産業については、経営安定対策の着実な実施を進めていく。さらに、木材需要の創出に向け、新たな木材製品の開発や、住宅での国産材利用の促進を図るとともに、持続可能な漁業の実現に向け、漁業者に対する経営安定対策を図るなど、林業、水産業についても、必要な施策をしっかりと進めていく」旨の答弁があった。

**（特定秘密の保護）**

「特定秘密の保護と国民の知る権利」に関する質疑に対して、「情報漏えいに関する脅威が高まっている状況や、各国との情報共有は情報が各国において保全されることを前提に行われていることに鑑みると、秘密保全に関する法制を整備することは喫緊の課題である。一方、国民の知る権利や報道の自由についての配慮も重要なことであると認識している。政府としては、意見募集において寄せられた意見なども参考にしつつ、適切に対応していく。情報公開や公文書管理は、行政が国民に対し説明する責任を果たすために重要なものであり、今後とも、両者が共に適正かつ円滑に実施されるよう取り組んでいく」旨の答弁があった。

**（憲法改正問題）**

①「憲法第96条の改正」に関する質疑に対して、「憲法改正については、自由民主党の憲法改正草案の発表を一つの契機として国民的な議論が始まったが、今後、国民の中で議論が更に深まっていくことが何より大切だと考えている。96条の改正は、国会による憲法改正の提案を容易にし、国民投票で国民が判断する機会を得やすくするものと考えているが、実際にどの条項から改正していくかについては、国民的な議論の深まりの中において判断されるべきものと考えている」旨の答弁があった。

②「現行憲法の正当性」に関する質疑に対

して、「現行憲法については、私は、我が国が占領されていた時代に、占領軍の影響下でその原案が作成されたものと認識している。その成立過程については種々の議論があるが、現行憲法は、最終的には帝国議会において議決され､既に60有余年が経過したものであり、有効なものと考えている｣旨の答弁があった。

**（2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催）**

①「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催」に関する質疑に対して、「2020年の東京大会においては、世界中の一流アスリートがベストの競技をできるようにするとともに、海外から来られた方に最高のおもてなしを提供し、オリンピックの歴史に残るような大成功を収めたいと考えている。今後、競技施設等の整備や、パラリンピック選手にも配慮した環境整備などを進めていく。東日本大震災の被災地を含め、日本全体が活力を取り戻す大会となるよう、衆議院における決議の趣旨も踏まえ、政府一丸となって全力で取り組んでいく」旨の答弁があった。

②「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催と横田飛行場の軍民共用化」に関する質疑に対して、「国家的な、社会的な行事である東京オリンピックのために、米国に対して横田飛行場の軍民共用化を提案すべきというのは、一つの傾聴すべき考え方だと思う。横田飛行場の軍民共用化については、東京都からの要望も踏まえ、日米間で提案や働きかけを行ってきたが、本件については、日米双方に受入れ可能な姿を模索する必要があり､今後とも､東京都の考えも伺いながら、調整に努めていく」旨の答弁があった。

③「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催とリニア中央新幹線開業の前倒し」に関する質疑に対して、「リニア中央新幹線を2020年東京大会までに開業させることについては、ＪＲ東海が技術的な観点からなかなか難しいとの考えを示しているものと承知をしているが、東京大会は、これまでの縮み志向の経済を払拭する大きなチャンスとなるものと考えている。政府としては、2020年の大会が、東京のみならず、首都圏や中部圏も含め、日本全体が活力を取り戻す弾みとなるよう、しっかりと取り組んでいく」旨の答弁があった。

## ２　主な議案等の経過

| 年 月 日 | 議　　案　　等 |
|---|---|
| 平成25年<br>10月15日 | ○今回の臨時会の会期は12月６日まで53日間とするの件（議長発議）〈可決〉<br>○国務大臣の演説<br>・安倍内閣総理大臣の所信表明演説<br>○2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に関する決議案(遠藤利明君外13名提出)〈可決〉<br>**趣旨弁明**<br>遠藤利明君（自民） |
| 10月16日 | ○国務大臣の演説に対する質疑<br>**質疑**<br>海江田万里君（民主)、高村正彦君（自民)、石原慎太郎君（維新）<br>**答弁**<br>安倍内閣総理大臣 |
| 10月17日 | ○国務大臣の演説に対する質疑<br>**質疑**<br>井上義久君（公明)、渡辺喜美君（みんな)、志位和夫君（共産)、鈴木克昌君（生活）<br>**答弁**<br>安倍内閣総理大臣、太田国土交通大臣 |
| 10月25日 | ○趣旨説明<br>・安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案（第183回国会、内閣提出）<br>**説明**<br>菅国務大臣<br>**質疑**<br>中谷元君（自民)、大島敦君（民主)、藤井孝男君（維新)、遠山清彦君（公明)、林宙紀君（みんな)、赤嶺政賢君（共産)、玉城デニー君（生活）<br>**答弁**<br>安倍内閣総理大臣、菅内閣官房長官、岸田外務大臣 |
| 10月29日 | ○趣旨説明<br>・産業競争力強化法案（内閣提出）<br>**説明**<br>茂木経済産業大臣<br>**質疑**<br>山際大志郎君（自民)、田嶋要君（民主)、木下智彦君（維新)、江田康幸君（公明)、塩川鉄也君（共産）<br>**答弁**<br>茂木経済産業大臣、甘利経済再生担当大臣、麻生財務大臣・金融担当大臣、田村厚生労働大臣 |
| 11月１日 | ○趣旨説明<br>・持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案(内閣提出) |

| 年 月 日 | 議　　案　　等 |
| --- | --- |
| 11月１日 | **説明**<br>田村厚生労働大臣<br>**質疑**<br>松本純君（自民）、長妻昭君（民主）、足立康史君（維新）、古屋範子君（公明）、中島克仁君（みんな）、青木愛君（生活）<br>**答弁**<br>田村厚生労働大臣、甘利社会保障・税一体改革担当大臣、麻生財務大臣、森少子化対策担当大臣 |
| 11月７日 | ○安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案（第183回国会、内閣提出）〈修正〉<br>**討論**<br>赤嶺政賢君（共産）、中山泰秀君（自民）、玉城デニー君（生活）、後藤祐一君（民主）、山田宏君（維新）、畠中光成君（みんな）<br>○趣旨説明<br>・特定秘密の保護に関する法律案（内閣提出）<br>・行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案（枝野幸男君外２名提出）<br>**説明**<br>森国務大臣、枝野幸男君（民主）<br>**質疑**<br>城内実君（自民）、渡辺周君（民主）、丸山穂高君（維新）、大口善徳君（公明）、井出庸生君（みんな）、穀田恵二君（共産）、村上史好君（生活）<br>**答弁**<br>安倍内閣総理大臣、森国務大臣、後藤祐一君（民主）、階猛君（民主）、小野寺防衛大臣、下村文部科学大臣、枝野幸男君（民主） |
| 11月８日 | ○趣旨説明<br>・国家戦略特別区域法案（内閣提出）<br>**説明**<br>新藤国務大臣<br>**質疑**<br>平将明君（自民）、近藤洋介君（民主）、阪口直人君（維新）、高木美智代君（公明）、大熊利昭君（みんな）、佐々木憲昭君（共産）、畑浩治君（生活）<br>**答弁**<br>安倍内閣総理大臣、新藤地域活性化担当大臣、稲田規制改革担当大臣、麻生財務大臣、田村厚生労働大臣、下村文部科学大臣 |
| 11月19日 | ○産業競争力強化法案（内閣提出）〈修正〉<br>**討論**<br>今井雅人君（維新）、奥野総一郎君（民主）、三谷英弘君（みんな）、塩川鉄也君（共産）<br>○持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案（内閣提出）〈可決〉 |

| 年 月 日 | 議　　案　　等 |
|---|---|
| 11月19日 | **討論**<br>中根康浩君（民主）、輿水恵一君（公明）、重徳和彦君（維新）、中島克仁君（みんな）、高橋千鶴子君（共産）、小宮山泰子君（生活） |
| 11月21日 | ○国家戦略特別区域法案（内閣提出）〈修正〉<br>**討論**<br>佐々木憲昭君（共産）、津村啓介君（民主）、松田学君（維新）、大熊利昭君（みんな） |
| 11月22日 | ○趣旨説明<br>・国家公務員法等の一部を改正する法律案（内閣提出）<br>**説明**<br>稲田国務大臣<br>**質疑**<br>小川淳也君（民主）、中田宏君（維新）、大熊利昭君（みんな）<br>**答弁**<br>稲田公務員制度改革担当大臣、菅内閣官房長官、根本復興大臣 |
| 11月26日 | ○防災・減災等に資する国土強靱化基本法案（第183回国会、二階俊博君外11名提出）〈修正〉<br>**討論**<br>三日月大造君（民主）、宮沢隆仁君（維新）、佐藤正夫君（みんな）、高橋千鶴子君（共産）<br>○特定秘密の保護に関する法律案（内閣提出）〈修正〉<br>**討論**<br>長島昭久君（民主）、岩屋毅君（自民）、赤嶺政賢君（共産）、畠中光成君（みんな）、玉城デニー君（生活） |
| 11月28日 | ○薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律案（内閣提出）〈可決〉<br>**討論**<br>中島克仁君（みんな）、柚木道義君（民主）、高橋千鶴子君（共産）、河野正美君（維新） |
| 12月６日 | ○中国による防空識別圏設定に抗議し撤回を求める決議案（逢沢一郎君外12名提出）〈可決〉<br>**趣旨弁明**<br>逢沢一郎君（自民）<br>○請願10件〈採択〉<br>○本国会の会期を12月７日から８日まで２日間延長するの件(議長発議)〈可決〉<br>**討論**<br>泉健太君（民主）、佐々木憲昭君（共産）、小宮山泰子君（生活）<br>○安倍内閣不信任決議案（海江田万里君外２名提出）〈否決〉<br>**趣旨弁明**<br>海江田万里君（民主）<br>**討論**<br>薗浦健太郎君（自民）、三日月大造君（民主）、中島克仁君（みんな）、穀田恵二君（共産）、鈴木克昌君（生活） |

## ３　決議

### ○　可決したもの

**2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に関する決議案（遠藤利明君外13名提出、決議第１号）［自民・民主・維新・公明・みんな・生活］（平成25.10.15可決）**

1964年の東京大会以来56年ぶりとなる2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催は、スポーツの振興と国際交流・国際親善、共生社会の実現、国際平和への寄与にとって極めて意義深いものであるとともに、我が国が元気な日本へ変革していく大きなチャンスとして、国民に夢と希望を与えるものとなる。

国は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が円滑になされるよう、環境の保全に留意しつつ、競技場など諸施設の整備その他の受入れ態勢に関し万全の措置を講ずることはもちろん、国民のオリンピック精神の高揚とスポーツを通じた世界への貢献、広く国民すべての一層のスポーツ振興を図るとともに、東日本大震災からの復興を着実に推進することにより、これからの新しい日本の創造と我が国未来への発展のため東京大会を成功させるよう努めなければならない。

よって、政府は、総合的な対策を確立し、国民の理解と協力のもとに、その推進を図るべきである。

右決議する。

**中国による防空識別圏設定に抗議し撤回を求める決議案（逢沢一郎君外12名提出、決議第２号）［自民・民主・維新・公明・みんな・生活］（平成25.12.6可決）**

去る11月23日、中国政府は、東シナ海上空に防空識別圏を設定した旨、一方的な発表を行った。この防空識別圏内において我が国固有の領土である尖閣諸島の領空をあたかも「中国の領空」であるかのごとく扱っていることは、我が国の領土主権への重大な侵害行為と断じざるを得ず、到底容認できない。

同時に中国政府は、この防空識別圏の大半が公海上に設定されているにも関わらず、国際社会の一般的な慣行に反し、あたかも自国の領空と同様の強制力を他国の航空機に及ぼす旨表明した。かかる一方的な措置は国際社会の普遍的なルールである、公海上空における飛行の自由を不当に制約するものであり、東シナ海における緊張を一層高め、ひいてはアジア太平洋地域の平和と安定を脅かしかねない危険な行為である。

今回の中国政府の発表に対しては、我が国はもとより、諸外国から懸念や抗議の声があがっている。中国政府はこのような世界の声に謙虚に耳を傾け、国際社会の一員として責任ある理性的な行動をとるべきである。

ここに本院は、中国政府による一方的な現状変更の試みは断固容認せず、我が国の主権を侵害する無謀かつ危険な措置に対して、厳重に抗議し、公海上の飛行の自由を制限する一切の措置の即時撤回を求めるものである。

政府は、国際社会、国際機関と緊密に連携し、中国に対して、あくまで冷静かつ毅然たる姿勢で対応することで、我が国周辺の平和と安定を維持し、もって国家主権と国民の安全を確保するよう、必要な措置を取るべく全力を傾注すべきである。

右決議する。

○　否決したもの

**安倍内閣不信任決議案（海江田万里君外２名提出、決議第４号）［民主］（平成25.12.6否決）**

本院は、安倍内閣を信任せず。

右決議する。

○　未決のもの

**国務大臣森まさこ君不信任決議案（郡和子君外１名提出、決議第３号）［民主］**

本院は、国務大臣森まさこ君を信任せず。

右決議する。

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に関する決議

# 第3

# 委員会等の概況

**「委員会等の概況」については、次のとおりである。**

(1) 各委員会の委員名簿は、特に断りのない限り当該国会の会期末日におけるものである。

(2) 議案審査一覧　凡例

| 凡　例 | 凡例が示すもの |
|---|---|
| 参 | 提出時において参議院先議の議案 |
| (　) 付年月日 | 当該国会前のもの |
| (公聴) | 公聴会 |
| (地公) | いわゆる地方公聴会 |
| (小委) | 小委員会 |
| (連) | 連合審査会 |
| (分科) | 分科会 |
| (発言) | 質疑に代わる発言 |
| (全) | 全会一致 |
| (多) | 賛成多数 |
| (少) | 賛成少数 |
| (欠) | 欠席 |
| (附) | 附帯決議 |

# 第３　委員会等の概況

## １　内閣委員会

### 【第183回国会】

#### (1) 委員名簿（40人）

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 委員長 | 平井 | たくや君 | 自民 | | | | |
| 理　事 | 木原 | 誠二君 | 自民 | 理　事 | 関 | 芳弘君 | 自民 |
| 理　事 | 田中 | 良生君 | 自民 | 理　事 | 西川 | 公也君 | 自民 |
| 理　事 | 平口 | 洋君 | 自民 | 理　事 | 若井 | 康彦君 | 民主 |
| 理　事 | 松田 | 学君 | 維新 | 理　事 | 高木 | 美智代君 | 公明 |
| | 青山 | 周平君 | 自民 | | 大岡 | 敏孝君 | 自民 |
| | 鬼木 | 誠君 | 自民 | | 勝俣 | 孝明君 | 自民 |
| | 川田 | 隆君 | 自民 | | 小松 | 裕君 | 自民 |
| | 新谷 | 正義君 | 自民 | | 田所 | 嘉徳君 | 自民 |
| | 田中 | 英之君 | 自民 | | 高木 | 宏壽君 | 自民 |
| | 豊田 | 真由子君 | 自民 | | 中谷 | 真一君 | 自民 |
| | 中山 | 展宏君 | 自民 | | 平沢 | 勝栄君 | 自民 |
| | 福山 | 守君 | 自民 | | 山際 | 大志郎君 | 自民 |
| | 山田 | 美樹君 | 自民 | | 吉川 | 赳君 | 自民 |
| | 荒井 | 聰君 | 民主 | | 岡田 | 克也君 | 民主 |
| | 後藤 | 祐一君 | 民主 | | 津村 | 啓介君 | 民主 |
| | 遠藤 | 敬君 | 維新 | | 杉田 | 水脈君 | 維新 |
| | 中丸 | 啓君 | 維新 | | 山之内 | 毅君 | 維新 |
| | 輿水 | 恵一君 | 公明 | | 濵地 | 雅一君 | 公明 |
| | 大熊 | 利昭君 | みんな | | 赤嶺 | 政賢君 | 共産 |
| | 村上 | 史好君 | 生活 | | | | |

#### (2) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案10件、議員提出法律案４件及び参議院提出法律案２件で、審査の概況は、次のとおりである。

**①　株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律案**（内閣提出第１号）

**○　要旨**

地域における総合的な経済力の向上を通じて地域経済の活性化を図るため、株式会社企業再生支援機構について、地域経済の活性化に資する資金供給を促進するために必要な業務等を追加するとともに、その商号を株式会社地域経済活性化支援機構に変更する等の措置を定めるもの

○　主な質疑内容

・　平成25年３月末の「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」の失効に伴う政府の対応策について、中小企業や事業者に対して具体的に周知する必要性

・　これまでの中小企業に対する様々な事業再生施策の効果及び本法律案による再生企業数等の数値目標

・　地域経済活性化支援機構への商号変更を踏まえた今後の中小企業支援への取組に向けた担当大臣の決意

○　審査結果

可決

② **行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案**（内閣提出第３号）

○　要旨

行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者が、個人番号及び法人番号の有する特定の個人及び法人その他の団体を識別する機能を活用し、並びに当該機能によって異なる分野に属する情報を照合してこれらが同一の者に係るものであるかどうかを確認することができるものとして整備された情報システムを運用して、効率的な情報の管理及び利用並びに他の行政事務を処理する者との間における迅速な情報の授受を行うことができるようにするとともに、これにより、これらの者に対し申請、届出その他の手続を行い、又はこれらの者から便益の提供を受ける国民が、手続の簡素化による負担の軽減、本人確認の簡易な手段その他の利便性の向上を得られるようにするために必要な事項を定める等の措置を講ずるもの

○　主な質疑内容（②、③、④及び⑥の４件について）

・　法律の基本理念として、「行政運営の効率化を図り、もって国民の利便性の向上に資する」と規定した趣旨

・　番号制度導入の費用対効果の見通し

・　特定個人情報保護委員会の規模及び具体的な業務内容

・　現行法体系における内閣官房の各府省に対する報告聴取の権限の根拠及び新設される内閣情報通信政策監の各府省に対する報告聴取の権限の根拠との違い

・　地方公共団体情報システム機構の役員人事等の透明化の必要性

○　総務委員会、財務金融委員会、厚生労働委員会との連合審査会

○　参考人からの意見の聴取

○　審査結果

修正（附帯決議）

＜修正内容＞

この法律の目的として、行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な給付と負担の確保を図ることを明記すること、この法律の基本理念として、国民の利便性の向上及び行政運営の効率化に資することを明記すること、特定個人情報を提供できる場合を追加すること、政府は、給付付き税額控除の施策の導入を検討する場合には、国の税務官署が保有しない個人所得課税に関する情報に関し、個人番号の利用に関する制度を活用して当該事務を実施するために必要な体制の整備を検討するものとすること

**③　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案**（内閣提出第４号）

**○　要旨**

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、住民基本台帳法等36の関係法律の規定の整備等を行うもの

**○　主な質疑内容**

（②参照）

**○　総務委員会、財務金融委員会、厚生労働委員会との連合審査会**

**○　参考人からの意見の聴取**

**○　審査結果**

可決

**④　内閣法等の一部を改正する法律案**（内閣提出第５号）

**○　要旨**

内閣官房における情報通信技術の活用に関する総合調整機能を強化するため内閣官房に特別職の国家公務員として内閣情報通信政策監を置くとともに、内閣情報通信政策監を高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部の本部員に加える等の措置を講ずるもの

**○　主な質疑内容**

（②参照）

**○　総務委員会、財務金融委員会、厚生労働委員会との連合審査会**

**○　参考人からの意見の聴取**

**○　審査結果**

修正（附帯決議）

**＜修正内容＞**

内閣情報通信政策監に対する事務の委任主体を高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部長とするとともに、同本部長は、関係行政機関の長等に対する資料の提出等の協力の求めに係る事務を内閣情報通信政策監に行わせることができること、同本部長は、内閣情報通信政策監の意見及び報告に基づき、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、勧告することができること等

**⑤　民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案**（内閣提出第６号）

**○　要旨**

利用料金を自らの収入として収受する公共施設等の整備等に関する事業を実施する民間事業者に対する金融機関が行う金融及び民間の投資を補完するための資金の供給その他の支援を行うことにより、我が国において特定事業を推進することを目的とする株式会社民間資金等活用事業推進機構に関し、その設立、業務の範囲、財政上の措置等を定めるもの

**○　主な質疑内容**

・　ＰＦＩ事業を推進するに当たり株式会社民間資金等活用事業推進機構を設立する必要性

・　同機構の人事の方向性及び配慮事項

・　同機構が行う出融資の基準及び責任を本法律案に規定する必要性

○　**審査結果**
可決（附帯決議）

**⑥　地方公共団体情報システム機構法案**（内閣提出第７号）

○　**要旨**
地方公共団体が共同して運営する組織として、住民基本台帳法、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による事務並びにその他の地方公共団体の情報システムに関する事務を地方公共団体に代わって行うこと等を目的とする地方公共団体情報システム機構を設立することとし、その組織、業務の範囲等に関する事項を定めるもの

○　**主な質疑内容**
（②参照）

○　**総務委員会、財務金融委員会、厚生労働委員会との連合審査会**

○　**参考人からの意見の聴取**

○　**審査結果**
可決

**⑦　総合特別区域法の一部を改正する法律案**（内閣提出第39号）

○　**要旨**
先端的研究開発推進施設整備事業に係る国有財産法の特例措置その他の総合特別区域に係る法律の特例に関する措置を追加すること等を定めるもの

○　**主な質疑内容**
・　総合特区制度創設の経緯
・　国有財産の無償譲渡を総合特区制度に限定する理由
・　大胆な規制緩和が期待される、いわゆる「国家戦略特区」の概要

○　**審査結果**
修正（附帯決議）

**＜修正内容＞**
構造改革特別区域法に規定する特定事業、規制の特例措置の内容等を記載した国際戦略総合特別区域計画について認定を受けた場合は構造改革特別区域法に規定する認定とみなして同法に規定する規制の特例措置を適用すること、地域活性化総合特別区域計画に関し国際戦略総合特別区域計画の修正と同様の改正を行うこと、構造改革特別区域法と重複する規制の特例措置の一部を削除すること等

**⑧　道路交通法の一部を改正する法律案**（内閣提出第42号）（参議院送付）

○　**要旨**
自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気にかかっている者等の的確な把握及び負担の軽減を図るため、運転免許を受けようとする者に対する質問に関する規定等の整備を行うほか、無免許運転等に係る罰則の強化、自転車の運転による交通の危険を防止するための講習の導入等を行うもの

○　**主な質疑内容**
・　一定の病気等を理由とする免許取消により就業が困難となった場合の労働者への

支援策

・　常習的に無免許運転を行う者に対する罰則の在り方

・　環状交差点の導入の推進における警察庁と国土交通省の協力の必要性

**○　審査結果**

可決（附帯決議）

**⑨　障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案**（内閣提出第69号）

**○　要旨**

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めるもの

**○　主な質疑内容**

・　本法律案成立後の「障害者の権利に関する条約」の批准の見通し

・　社会的障壁の除去の実施に係る「必要かつ合理的な配慮」に関する規定を事業者について努力義務であるとした趣旨

・　障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針の策定時期

**○　審査結果**

可決（附帯決議）

**⑩　安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案**（内閣提出第75号）

**○　要旨**

安全保障会議の名称を国家安全保障会議に改め、その審議事項を国家安全保障に関する重要事項に拡充し、国家安全保障に関する外交政策及び防衛政策の基本方針等の一定の事項について内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣及び内閣官房長官により同会議の審議を行うことができることとするほか、内閣官房に国家安全保障局を設置すること等により、同会議の審議体制を強化するもの

**○　審査結果**

継続審査

**⑪　特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案**（石関貴史君外４名提出、衆法第29号）

**○　要旨**

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する基本理念及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、特定複合観光施設区域整備推進本部を設置することにより、これを総合的かつ集中的に行うもの

**○　審査結果**

継続審査

**⑫　行政改革の総合的かつ集中的な実行に関する法律案**（松本剛明君外２名提出、衆法第30号）

**○　要旨**

集中改革期間における行政改革について、集中改革期間以後においても行政構造が社会経済情勢の変化等に対応して自律的かつ持続的に改善され又は刷新されていく体

制を構築することを目指して、総合的かつ集中的に実行するため、その基本理念、国及び地方公共団体の責務、基本方針、工程表その他の重要事項を定めるとともに、行政改革実行本部及び行政構造改革会議を設置するもの

○　**審査結果**

継続審査

**⑬　独立行政法人通則法の一部を改正する法律案**（松本剛明君外３名提出、衆法第31号）

○　**要旨**

独立行政法人について、公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって国が自ら主体として行う必要のないものが、その特性に応じた国の適切な関与の下に国以外の法人によって的確に行われることとなるよう、国の関与の在り方を見直し、中期目標行政法人及び行政執行法人に区分するとともに、その名称を行政法人とする等の所要の措置を講ずるもの

○　**審査結果**

継続審査

**⑭　道州制への移行のための改革基本法案**（松浪健太君外４名提出、衆法第46号）

○　**要旨**

道州制への移行のための改革について、その基本理念及び基本方針、その実施の目標時期その他の基本となる事項を定めるとともに、道州制への移行のための改革推進本部及び道州制国民会議を設置することにより、これを総合的に推進するもの

○　**審査結果**

継続審査

**⑮　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律案**（参議院提出、参法第28号）

○　**要旨**

配偶者以外の交際相手からの暴力への対処及びその被害者の保護の在り方が課題となっている状況に鑑み、その解決に資する観点から、保護命令制度その他の施策の対象を拡大し、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力の防止及びその被害者の保護のための施策を講ずるもの

○　**主な質疑内容**

・　今般の法改正が被害者保護に与える効果
・　保護命令違反に対する罰則の検討経緯及び抑止効果の観点から見た妥当性
・　本法律案の成立後に行うことを想定している被害者保護の具体的な方策

○　**審査結果**

可決

**⑯　ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案**（参議院提出、参法第29号）

○　**要旨**

電子メールを送信する行為を規制の対象に加えるとともに、禁止命令等を求める旨の申出、当該申出をした者への通知等つきまとい等を受けた者の関与を強化するほか、ストーカー行為等の相手方に対する婦人相談所等による支援を明記する等の措置を講

ずるもの

**○　主な質疑内容**

・　「拒まれたにもかかわらず、連続して、電子メールを送信する行為」における「拒まれたにもかかわらず、連続して」いることの立証基準

・　「つきまとい等」の立証に当たり、拒まれていることを加害者に認識させるため、被害者が何らかの行動をする必要性の有無

・　ストーカー行為等の相手方に対応することとなる「婦人相談所その他適切な施設」のうち「その他適切な施設」の具体例

**○　審査結果**

可決

**《議案審査一覧》**

**閣　法**

| 件　名 | 提出日 | 衆議院 | | | | | 参議院 | | 公布日<br>番　号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣　旨<br>説　明 | 委員会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結　果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提　案<br>理　由 | 質　疑 | 議決日<br>結　果 | 議決日<br>結　果 | | 議決日<br>結　果 | |
| 株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律案（内閣提出第1号） | 25. 1.31 | | 2.13<br>2.14 | 2.14 | 2.14<br>可決（多）<br>（賛-自民・民主・維新・公明・生活）<br>（反-みんな・共産） | 2.14<br>可決 | 内閣<br>2.26<br>可決 | 2.26<br>可決 | 3. 6<br>法2号 |
| 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案（内閣提出第3号） | 3. 1 | 3.22 | 3.22<br>3.27 | 3.27<br>4. 3<br>4. 5<br>4.11<br>4.11(連)<br>4.24<br>4.26 | 4.26<br>修正（多）<br>（賛-自民・民主・維新・公明・みんな）<br>（反-共産・生活）<br>（附） | 5. 9<br>修正 | 内閣<br>5.23<br>可決<br>（附） | 5.24<br>可決 | 5.31<br>法27号 |
| 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出第4号） | 3. 1 | 3.22 | 3.22<br>3.27 | 3.27<br>4. 3<br>4. 5<br>4.11<br>4.11(連)<br>4.24<br>4.26 | 4.26<br>可決（多）<br>（賛-自民・民主・維新・公明・みんな）<br>（反-共産・生活） | 5. 9<br>可決 | 内閣<br>5.23<br>可決 | 5.24<br>可決 | 5.31<br>法28号 |
| 内閣法等の一部を改正する法律案（内閣提出第5号） | 3. 1 | 3.22 | 3.22<br>3.27 | 3.27<br>4. 3<br>4. 5<br>4.11<br>4.11(連)<br>4.24<br>4.26 | 4.26<br>修正（多）<br>（賛-自民・民主・維新・公明・みんな）<br>（反-共産・生活）<br>（附） | 5. 9<br>修正 | 内閣<br>5.23<br>可決<br>（附） | 5.24<br>可決 | 5.31<br>法22号 |

| 件名 | 提出日 | 衆議院 | | | | | 参議院 | | 公布日<br>番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣旨<br>説明 | 委員会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提案<br>理由 | 質疑 | 議決日<br>結果 | 議決日<br>結果 | | 議決日<br>結果 | |
| 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第6号） | 3. 1 | | 5. 8<br>5.10 | 5.17 | 5.17<br>可決（多）<br>（賛-自民・民主・公明）<br>（反-維新・みんな・共産・生活）<br>（附） | 5.21<br>可決 | 内閣<br>5.30<br>可決<br>（附） | 6. 5<br>可決 | 6.12<br>法34号 |
| 地方公共団体情報システム機構法案（内閣提出第7号） | 3. 1 | 3.22 | 3.22<br>3.27 | 3.27<br>4. 3<br>4. 5<br>4.11<br>4.11(連)<br>4.24<br>4.26 | 4.26<br>可決（多）<br>（賛-自民・民主・維新・公明・みんな）<br>（反-共産・生活） | 5. 9<br>可決 | 総務<br>5.23<br>可決<br>（附） | 5.24<br>可決 | 5.31<br>法29号 |
| 総合特別区域法の一部を改正する法律案（内閣提出第39号） | 3.29 | | 5.16<br>5.17 | 5.22<br>5.24 | 5.24<br>修正（多）<br>（賛-自民・民主・維新・公明・みんな・生活）<br>（反-共産）<br>（附） | 5.28<br>修正 | 内閣<br>6.13<br>可決<br>（附） | 6.17<br>可決 | 6.21<br>法53号 |
| 道路交通法の一部を改正する法律案（内閣提出第42号）（参議院送付） | 参<br>3.29 | | 5.29<br>5.31 | 6. 5 | 6. 5<br>可決（全）<br>（賛-自民・民主・維新・公明・みんな・共産・生活）<br>（附） | 6. 7<br>可決 | 内閣<br>5.16<br>可決<br>（附） | 5.17<br>可決 | 6.14<br>法43号 |
| 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案（内閣提出第69号） | 4.26 | | 5.23<br>5.24 | 5.29 | 5.29<br>可決（全）<br>（賛-自民・民主・維新・公明・みんな・共産・生活）<br>（附） | 5.31<br>可決 | 内閣<br>6.18<br>可決<br>（附） | 6.19<br>可決 | 6.26<br>法65号 |
| 安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第75号） | 6. 7 | | 6.24 | | | 6.26<br>閉会中<br>審査 | | | |

**衆　法**

| 件名 | 提出日 | 衆議院 | | | | | 参議院 | | 公布日<br>番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣旨説明 | 委員会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提案理由 | 質疑 | 議決日<br>結果 | 議決日<br>結果 | | 議決日<br>結果 | |
| 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案（石関貴史君外4名提出、衆法第29号） | 25. 6. 7 | | 6.24 | | | 6.26<br>閉会中審査 | | | |
| 行政改革の総合的かつ集中的な実行に関する法律案（松本剛明君外2名提出、衆法第30号） | 6. 7 | | 6.24 | | | 6.26<br>閉会中審査 | | | |
| 独立行政法人通則法の一部を改正する法律案（松本剛明君外3名提出、衆法第31号） | 6. 7 | | 6.24 | | | 6.26<br>閉会中審査 | | | |
| 道州制への移行のための改革基本法案（松浪健太君外4名提出、衆法第46号） | 6.21 | | 6.24 | | | 6.26<br>閉会中審査 | | | |

**参　法**

| 件名 | 提出日 | 衆議院 | | | | 参議院 | | 公布日<br>番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣旨説明 | 委員会 | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提案理由 | 質疑 | 議決日<br>結果 | | 議決日<br>結果 | |
| 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律案（参議院提出、参法第28号） | 参<br>25. 6.20 | | 6.21<br>6.25 | 6.25 | 6.25<br>可決（全）<br>（賛-自民・民主・維新・公明・みんな・共産・生活） | 6.26<br>可決 | 内閣<br>6.20<br>成案・提出決定 | 6.21<br>可決 | 7. 3<br>法72号 |
| ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案（参議院提出、参法第29号） | 参<br>6.20 | | 6.21<br>6.25 | 6.25 | 6.25<br>可決（全）<br>（賛-自民・民主・維新・公明・みんな・共産・生活） | 6.26<br>可決 | 内閣<br>6.20<br>成案・提出決定 | 6.21<br>可決 | 7. 3<br>法73号 |

### (3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次の通りである。

**○　主な質疑内容**

- 安倍内閣における成長戦略についての全体の進捗状況及び今後のスケジュール
- 医療分野の研究開発の司令塔機能となる「日本版ＮＩＨ」の創設の目的及び概要

・　国家公務員制度改革関連法案の提出の見通し
・　道州制導入に向けた安倍政権の今後の対応
・　民主党政権下の行政改革のうち、引き続き継続して行うべき点と見直すべき点
・　少子化対策としての結婚、妊娠及び出産に関する政府の具体的な施策
・　安倍内閣における、いわゆる「河野談話」の継承の有無
・　安倍内閣で女性宮家の問題に関する新たな有識者会議を設置する意向の有無
・　国家安全保障会議（日本版ＮＳＣ）の創設に関する検討状況

### (4) 連合審査会

| 連合審査会 | 開会日 | 審査・調査案件 |
|---|---|---|
| 内閣委員会 総務委員会 財務金融委員会 厚生労働委員会連合審査会 | 平成<br>25. 4.11 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案（内閣提出）<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出）<br>内閣法等の一部を改正する法律案（内閣提出）<br>地方公共団体情報システム機構法案（内閣提出） |
| 経済産業委員会 内閣委員会 財務金融委員会 消費者問題に関する特別委員会連合審査会 | 5.16 | 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法案（内閣提出） |

### (5) 参考人

| 出頭日 | 職　　業 | 氏　　名 | 審査・調査案件 |
|---|---|---|---|
| 平成<br>25. 4. 5 | 一橋大学名誉教授 | 堀部　政男君 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案（内閣提出）<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出）<br>内閣法等の一部を改正する法律案（内閣提出）<br>地方公共団体情報システム機構法案（内閣提出） |
| | 東京大学大学院情報学環学環長 | 須藤　　修君 | |
| | 弁護士<br>日本弁護士連合会情報問題対策委員会委員長 | 清水　　勉君 | |
| | 三鷹市長 | 清原　慶子君 | |
| 5.22 | 統計委員会委員長 | 樋口　美雄君 | 内閣の重要政策に関する件<br>栄典及び公式制度に関する件<br>男女共同参画社会の形成の促進に関する件<br>国民生活の安定及び向上に関する件<br>警察に関する件 |

## 【第184回国会】

### (1) 委員名簿（40人）

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 委員長 | 平井 | たくや君 | 自民 | | | | |
| 理　事 | 木原 | 誠二君 | 自民 | 理　事 | 関 | 芳弘君 | 自民 |
| 理　事 | 田中 | 良生君 | 自民 | 理　事 | 西川 | 公也君 | 自民 |
| 理　事 | 平口 | 洋君 | 自民 | 理　事 | 若井 | 康彦君 | 民主 |
| 理　事 | 松田 | 学君 | 維新 | 理　事 | 高木 | 美智代君 | 公明 |
| | 青山 | 周平君 | 自民 | | 大岡 | 敏孝君 | 自民 |
| | 鬼木 | 誠君 | 自民 | | 勝俣 | 孝明君 | 自民 |
| | 川田 | 隆君 | 自民 | | 小松 | 裕君 | 自民 |
| | 新谷 | 正義君 | 自民 | | 田所 | 嘉徳君 | 自民 |
| | 田中 | 英之君 | 自民 | | 高木 | 宏壽君 | 自民 |
| | 豊田 | 真由子君 | 自民 | | 中谷 | 真一君 | 自民 |
| | 中山 | 展宏君 | 自民 | | 平沢 | 勝栄君 | 自民 |
| | 福山 | 守君 | 自民 | | 山際 | 大志郎君 | 自民 |
| | 山田 | 美樹君 | 自民 | | 吉川 | 赳君 | 自民 |
| | 荒井 | 聰君 | 民主 | | 岡田 | 克也君 | 民主 |
| | 後藤 | 祐一君 | 民主 | | 津村 | 啓介君 | 民主 |
| | 遠藤 | 敬君 | 維新 | | 杉田 | 水脈君 | 維新 |
| | 中丸 | 啓君 | 維新 | | 山之内 | 毅君 | 維新 |
| | 輿水 | 恵一君 | 公明 | | 濵地 | 雅一君 | 公明 |
| | 大熊 | 利昭君 | みんな | | 赤嶺 | 政賢君 | 共産 |
| | 村上 | 史好君 | 生活 | | | | |

### (2) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案１件（継続審査）及び議員提出法律案４件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

**①　安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案**（内閣提出、第183回国会閣法第75号）

**○　要旨**

（第183回国会参照）

**○　審査結果**

継続審査

**②　特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案**（石関貴史君外４名提出、第183回国会衆法第29号）

**○　要旨**

（第183回国会参照）

**○　審査結果**

継続審査

**③　行政改革の総合的かつ集中的な実行に関する法律案**（松本剛明君外２名提出、第183回国会衆法第30号）

**○　要旨**

（第183回国会参照）

**○　審査結果**

継続審査

**④　独立行政法人通則法の一部を改正する法律案**（松本剛明君外３名提出、第183回国会衆法第31号）

**○　要旨**

（第183回国会参照）

**○　審査結果**

継続審査

**⑤　道州制への移行のための改革基本法案**（松浪健太君外４名提出、第183回国会衆法第46号）

**○　要旨**

（第183回国会参照）

**○　審査結果**

継続審査

**《議案審査一覧》**

**閣　法**

| 件名 | 提出日 | 衆議院 | | | | | 参議院 | | 公布日<br>番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣旨<br>説明 | 委員会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提案<br>理由 | 質疑 | 議決日<br>結果 | 議決日<br>結果 | | 議決日<br>結果 | |
| 安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第183回国会閣法第75号） | (25. 6. 7) | | 25. 8. 2 | | | 8. 7<br>閉会中<br>審査 | | | |

**衆　法**

| 件名 | 提出日 | 衆議院 | | | | | 参議院 | | 公布日<br>番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣旨<br>説明 | 委員会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提案<br>理由 | 質疑 | 議決日<br>結果 | 議決日<br>結果 | | 議決日<br>結果 | |
| 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案（石関貴史君外4名提出、第183回国会衆法第29号） | (25. 6. 7) | | 25. 8. 2 | | | 8. 7<br>閉会中<br>審査 | | | |

| 件　　名 | 提出日 | 衆　　議　　院 | | | | | 参　議　院 | | 公布日<br>番　号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣　旨<br>説　明 | 委　　員　　会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結　果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提　案<br>理　由 | 質　疑 | 議決日<br>結　果 | 議決日<br>結　果 | | 議決日<br>結　果 | |
| 行政改革の総合的かつ集中的な実行に関する法律案（松本剛明君外2名提出、第183回国会衆法第30号） | (25. 6. 7) | | 8. 2 | | | 8. 7<br>閉会中<br>審査 | | | |
| 独立行政法人通則法の一部を改正する法律案（松本剛明君外3名提出、第183回国会衆法第31号） | (25. 6. 7) | | 8. 2 | | | 8. 7<br>閉会中<br>審査 | | | |
| 道州制への移行のための改革基本法案（松浪健太君外4名提出、第183回国会衆法第46号） | (25. 6.21) | | 8. 2 | | | 8. 7<br>閉会中<br>審査 | | | |

### (3) 国政調査

国政調査では、委員派遣が行われた。

### (4) 委員派遣・議員海外派遣

#### ① 委員派遣

| 派遣日 | 派遣地名 | 派 遣 目 的 | 派遣委員 |
|---|---|---|---|
| (閉会中)<br>平成<br>25.10. 8<br>～ 10. 9 | 沖縄県 | 内閣の重要政策等についての実情調査 | 7人 |

#### ② 議員海外派遣

| 派遣議員団 | 派遣期間 | 派遣国名 | 派 遣 目 的 | 派遣議員 |
|---|---|---|---|---|
| 衆議院欧州各国における政治経済事情等調査議員団 | (閉会中)<br>平成25. 8.21<br>～ 8.30 | スウェーデン、エストニア、デンマーク、ドイツ | 欧州各国における番号制度の運用及び警察制度等調査 | 6人 |

## 【第185回国会】

### (1) 委員名簿（40人）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 委員長 | 柴山　昌彦君 | 自民 | | | |
| 理　事 | 関　芳弘君 | 自民 | 理　事 | 平　将明君 | 自民 |
| 理　事 | 橘　慶一郎君 | 自民 | 理　事 | 西川　公也君 | 自民 |
| 理　事 | 平井　たくや君 | 自民 | 理　事 | 近藤　洋介君 | 民主 |
| 理　事 | 松田　学君 | 維新 | 理　事 | 高木　美智代君 | 公明 |
| | 青山　周平君 | 自民 | | 秋葉　賢也君 | 自民 |
| | 大岡　敏孝君 | 自民 | | 鬼木　誠君 | 自民 |
| | 勝俣　孝明君 | 自民 | | 川田　隆君 | 自民 |
| | 小松　裕君 | 自民 | | 新谷　正義君 | 自民 |
| | 田所　嘉徳君 | 自民 | | 田中　英之君 | 自民 |
| | 高木　宏壽君 | 自民 | | 豊田　真由子君 | 自民 |
| | 中谷　真一君 | 自民 | | 中山　展宏君 | 自民 |
| | 長島　忠美君 | 自民 | | 福山　守君 | 自民 |
| | 山田　美樹君 | 自民 | | 吉川　赳君 | 自民 |
| | 大島　敦君 | 民主 | | 後藤　祐一君 | 民主 |
| | 津村　啓介君 | 民主 | | 若井　康彦君 | 民主 |
| | 遠藤　敬君 | 維新 | | 杉田　水脈君 | 維新 |
| | 中丸　啓君 | 維新 | | 山之内　毅君 | 維新 |
| | 輿水　恵一君 | 公明 | | 濵地　雅一君 | 公明 |
| | 大熊　利昭君 | みんな | | 赤嶺　政賢君 | 共産 |
| | 村上　史好君 | 生活 | | | |

### (2) 議案審査等

付託された議案は、内閣提出法律案３件（うち継続審査１件）及び議員提出法律案12件（うち継続審査４件）、委員会提出法律案は１件で、審査等の概況は、次のとおりである。

**①　安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案**（内閣提出、第183回国会閣法第75号）

**○　要旨**

（第183回国会参照）

**※　付託替え**

10月22日、国家安全保障に関する特別委員会

**②　国家戦略特別区域法案**（内閣提出第18号）

**○　要旨**

経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点を形成することが重要であることに鑑み、国家戦略特別区域に関し、規制改革等の施策を総合的かつ集中的に推進するために必要な事項を定めるもの

○　**主な質疑内容**

・　「国家戦略」の言葉を用いた意図

・　国家戦略特別区域で実施を想定している税制措置の内容

・　国家戦略特別区域への認定を構造改革特別区域法の認定とみなし、規制の特例措置を実施できるようにする旨の規定を本法律案に入れなかった理由

○　**参考人からの意見の聴取**

○　**審査結果**

修正（附帯決議）

**＜修正内容＞**

構造改革特別区域法に規定する特定事業、規制の特例措置の内容等を記載した国家戦略特別区域計画について認定を受けた場合は、構造改革特別区域法に規定する認定とみなして、同法に規定する規制の特例措置を適用すること等

**③　国家公務員法等の一部を改正する法律案**（内閣提出第19号）

○　**要旨**

国家公務員制度改革基本法に基づき、内閣による人事管理機能の強化等を図るため、幹部職員人事の一元管理等に関する規定の創設、内閣人事局の設置等に関する規定の整備、内閣総理大臣補佐官に関する規定の整備及び大臣補佐官に関する規定の創設等を行うもの

○　**主な質疑内容**（③、⑧、⑩、⑪、⑫及び⑬の６件について）

・　政府案が平成22年の自民党・みんなの党提出案及び平成21年の政府案とも大きく異なる理由

・　政府案による幹部職員の降任の特例の実効性

・　級別定数の設定等を行う際に人事院の意見を尊重する理由

・　大臣補佐官を１人以内とする理由及びこれを増員する必要性

・　国家公務員制度改革基本法に定める自律的労使関係制度に係る措置が今回の政府案では措置されていない理由

○　**参考人からの意見の聴取**

○　**審査結果**

継続審査

**④　特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案**（石関貴史君外４名提出、第183回国会衆法第29号）

○　**要旨**

（第183回国会参照）

○　**審査結果**

継続審査

**⑤　行政改革の総合的かつ集中的な実行に関する法律案**（松本剛明君外２名提出、第183回国会衆法第30号）

○　**要旨**

（第183回国会参照）

○　**審査結果**

継続審査

**⑥　独立行政法人通則法の一部を改正する法律案**（松本剛明君外３名提出、第183回国会衆法第31号）

**○　要旨**

（第183回国会参照）

**○　審査結果**

継続審査

**⑦　道州制への移行のための改革基本法案**（松浪健太君外３名提出、第183回国会衆法第46号）

**○　要旨**

（第183回国会参照）

**○　審査結果**

継続審査

**⑧　国家公務員法等の一部を改正する法律案**（渡辺喜美君外３名提出、衆法第10号）

**○　要旨**

国家公務員制度改革基本法に基づく内閣による人事管理機能の強化、国家公務員の退職管理の一層の適正化等を図るため、人事の一元的管理に関する規定の創設、内閣人事局の設置等に関する規定の整備、官民人材交流センター及び再就職等監視委員会に替わる民間人材登用センター及び再就職等監視・適正化委員会に関する規定の整備、他の役職員についての依頼等の規制違反に対する罰則の創設等を行うもの

**○　主な質疑内容**

（③参照）

**○　参考人からの意見の聴取**

**○　審査結果**

継続審査

**⑨　公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案**（渡辺周君外３名提出、衆法第13号）

**○　要旨**

国民主権の理念にのっとり、公文書のより適正な管理に資するため、閣議等の議事録の作成、行政文書管理指針の策定について必要な事項を定めるとともに、歴史資料として重要な公文書等が国立公文書館等において広く利用に供されるため必要な措置を講ずるもの

**○　審査結果**

継続審査

**⑩　幹部国家公務員法案**（渡辺喜美君外５名提出、衆法第15号）

**○　要旨**

国家公務員制度改革基本法を踏まえ、行政の運営を担う国家公務員のうち幹部職員について適用すべき任用、分限等の各般の基準を定めるもの

**○　主な質疑内容**

（③参照）

**○　参考人からの意見の聴取**

○　**審査結果**

継続審査

**⑪　国家公務員法等の一部を改正する法律案**（津村啓介君外４名提出、衆法第16号）

○　**要旨**

国家公務員制度改革基本法に基づき内閣による人事管理機能の強化等を図るため幹部候補育成課程を創設し、内閣人事局を設置するとともに、国家公務員の退職管理の一層の適正化を図るため再就職等規制違反行為の監視機能を強化する等の措置を講じ、併せて、自律的労使関係制度の措置に伴う人事院勧告制度の廃止、人事行政の公正の確保を図るための人事公正委員会の設置等の措置を講ずるもの

○　**主な質疑内容**

（③参照）

○　**参考人からの意見の聴取**

○　**審査結果**

継続審査

**⑫　国家公務員の労働関係に関する法律案**（津村啓介君外４名提出、衆法第17号）

○　**要旨**

国家公務員制度改革基本法第12条に基づき自律的労使関係制度を措置するため、一般職の国家公務員に協約締結権を付与するとともに、これに伴い、団体交渉の対象事項、当事者及び手続、団体協約の効力、不当労働行為事件の審査、あっせん、調停及び仲裁等について定めるもの

○　**主な質疑内容**

（③参照）

○　**参考人からの意見の聴取**

○　**審査結果**

継続審査

**⑬　公務員庁設置法案**（津村啓介君外４名提出、衆法第18号）

○　**要旨**

国家公務員制度改革基本法に基づき自律的労使関係制度を措置するため、国家公務員の任免、勤務条件等に関する制度並びに団体交渉及び団体協約に関する事務その他の国家公務員の人事行政に関する事務等を担う公務員庁を設置するもの

○　**主な質疑内容**

（③参照）

○　**参考人からの意見の聴取**

○　**審査結果**

継続審査

**⑭　アルコール健康障害対策基本法案**（内閣委員長提出、衆法第19号）

○　**要旨**

アルコール健康障害対策に関する基本理念及びアルコール健康障害対策の基本となる事項を定めること等により、アルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進して、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の防止を図り、あわせてアルコール健

康障害を有する者等に対する支援の充実を図るもの

○　**結果**

成案・提出決定

**⑮　国家安全保障上重要な土地等に係る取引等の規制等に関する法律案**（中田宏君外１名提出、衆法第21号）

○　**要旨**

我が国の平和及び安全の確保に資するため、その取引等が国家安全保障の観点から支障となるおそれがある重要な土地等について、自由な経済活動との調和を図りつつ、その取引等に対し必要最小限の規制を行う等の措置を講ずるもの

○　**審査結果**

継続審査

**⑯　特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案**（細田博之君外９名提出、衆法第29号）

○　**要旨**

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する基本理念及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、特定複合観光施設区域整備推進本部を設置し、同本部に特定複合観光施設区域整備推進会議を設置する等の措置を講ずることにより、これを総合的かつ集中的に行うもの

○　**審査結果**

継続審査

**《議案審査等一覧》**

**閣　法**

<table>
<tr><th rowspan="3">件　　名</th><th rowspan="3">提出日</th><th colspan="5">衆　　議　　院</th><th colspan="2">参　議　院</th><th rowspan="3">公布日<br>番　号</th></tr>
<tr><th rowspan="2">趣　旨<br>説　明</th><th colspan="3">委　　員　　会</th><th>本会議</th><th rowspan="2">委員会名<br>議決日<br>結　果</th><th>本会議</th></tr>
<tr><th>付託日<br>提　案<br>理　由</th><th>質　疑</th><th>議 決 日<br>結　　果</th><th>議決日<br>結　果</th><th>議決日<br>結　果</th></tr>
<tr><td>安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第183回国会閣法第75号）</td><td>(25. 6. 7)</td><td></td><td>25.10.15<br></td><td></td><td colspan="2">10月22日国家安全保障に関する特別委員会に付託替え</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>国家戦略特別区域法案（内閣提出第18号）</td><td>11. 5</td><td>11. 8</td><td>11. 8<br>11. 8</td><td>11.13<br>～<br>11.15<br>11.20</td><td>11.20<br>修正（多）<br>（賛-自民・民主・維新・公明・みんな）<br>（反-共産・生活）<br>（附）</td><td>11.21<br>修正</td><td>内閣<br>12. 6<br>可決</td><td>12. 7<br>可決</td><td>12.13<br>法107号</td></tr>
<tr><td>国家公務員法等の一部を改正する法律案（内閣提出第19号）</td><td>11. 5</td><td>11.22</td><td>11.22<br>11.22</td><td>11.22<br>11.27<br>～<br>11.29<br>12. 4</td><td></td><td>12. 6<br>閉会中<br>審査</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

## 衆　法

| 件　　名 | 提出日 | 衆　　議　　院 | | | | | 参　議　院 | | 公布日<br>番　号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣　旨<br>説　明 | 委　　員　　会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結　果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提　案<br>理　由 | 質　疑 | 議決日<br>結　果 | 議決日<br>結　果 | | 議決日<br>結　果 | |
| 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案（石関貴史君外4名提出、第183回国会衆法第29号） | (25. 6. 7) | | 25.10.15 | | | 12. 6<br>閉会中<br>審査 | | | |
| 行政改革の総合的かつ集中的な実行に関する法律案（松本剛明君外2名提出、第183回国会衆法第30号） | (25. 6. 7) | | 10.15 | | | 12. 6<br>閉会中<br>審査 | | | |
| 独立行政法人通則法の一部を改正する法律案（松本剛明君外3名提出、第183回国会衆法第31号） | (25. 6. 7) | | 10.15 | | | 12. 6<br>閉会中<br>審査 | | | |
| 道州制への移行のための改革基本法案（松浪健太君外3名提出、第183回国会衆法第46号） | (25. 6.21) | | 10.15 | | | 12. 6<br>閉会中<br>審査 | | | |
| 国家公務員法等の一部を改正する法律案（渡辺喜美君外3名提出、衆法第10号） | 11.15 | | 11.22<br>11.22 | 11.22<br>11.27<br>〜<br>11.29<br>12. 4 | | 12. 6<br>閉会中<br>審査 | | | |
| 公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案（渡辺周君外3名提出、衆法第13号） | 11.19 | | 12. 4 | | | 12. 6<br>閉会中<br>審査 | | | |
| 幹部国家公務員法案（渡辺喜美君外5名提出、衆法第15号） | 11.20 | | 11.22<br>11.22 | 11.22<br>11.27<br>〜<br>11.29<br>12. 4 | | 12. 6<br>閉会中<br>審査 | | | |
| 国家公務員法等の一部を改正する法律案（津村啓介君外4名提出、衆法第16号） | 11.20 | | 11.22<br>11.22 | 11.22<br>11.27<br>〜<br>11.29<br>12. 4 | | 12. 6<br>閉会中<br>審査 | | | |
| 国家公務員の労働関係に関する法律案（津村啓介君外4名提出、衆法第17号） | 11.20 | | 11.22<br>11.22 | 11.22<br>11.27<br>〜<br>11.29<br>12. 4 | | 12. 6<br>閉会中<br>審査 | | | |

| 件名 | 提出日 | 衆議院 | | | | | 参議院 | | 公布日<br>番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣旨<br>説明 | 委員会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提案<br>理由 | 質疑 | 議決日<br>結果 | 議決日<br>結果 | | 議決日<br>結果 | |
| 公務員庁設置法案（津村啓介君外4名提出、衆法第18号） | 11.20 | | 11.22<br>11.22 | 11.22<br>11.27<br>～<br>11.29<br>12. 4 | | 12. 6<br>閉会中<br>審査 | | | |
| アルコール健康障害対策基本法案（内閣委員長提出、衆法第19号） | 11.20 | | | | 11.20<br>成案・提出決定(全)<br>(賛-自民・民主・維新・公明・みんな・共産・生活) | 11.21<br>可決 | 内閣<br>12. 6<br>可決 | 12. 7<br>可決 | 12.13<br>法109号 |
| 国家安全保障上重要な土地等に係る取引等の規制等に関する法律案（中田宏君外1名提出、衆法第21号） | 11.26 | | 12. 5 | | | 12. 6<br>閉会中<br>審査 | | | |
| 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案（細田博之君外9名提出、衆法第29号） | 12. 5 | | 12. 5 | | | 12. 6<br>閉会中<br>審査 | | | |

### (3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

#### ○ 主な質疑内容

- 健全な民間企業としての東京電力を維持しつつ東京電力福島第一原子力発電所事故に対処していくために、放射性物質汚染対処特措法を見直すべきとの考えに対する内閣官房長官の見解
- 公文書管理法改正案の提出に向けた内閣府特命担当大臣の決意
- サイバー攻撃対策の取組状況及び今後の取組方針
- 政府機関における情報保全の更なる徹底の必要性
- メザニン（優先株、劣後債等）のスキームは市場資金の枯渇時に投資家の目を引くとされるが、ＰＦＩにおける官民ファンドについて、市場資金がある現状でメザニンのスキームを活用する理由
- 現在設置が検討されている「内閣人事局」が行う幹部候補育成の具体的な方法
- 今後の公務員制度改革についての公務員制度改革担当大臣の決意
- 「特定秘密の保護に関する法律案」の提出に至るまでの検討経緯
- 番号制度の情報システム整備についての政府の取組状況
- 番号制度関連のシステム構築に携わる入札業者を国内業者に限定させる予定の有無

（4）参考人

| 出頭日 | 職　　業 | 氏　　名 | 審査・調査案件 |
|---|---|---|---|
| 平成<br>25.11.14 | 大阪大学招聘教授 | 八田　達夫君 | 国家戦略特別区域法案（内閣提出） |
| | 北海道大学大学院法学研究科教授 | 山口　二郎君 | |
| | 株式会社政策工房代表取締役社長 | 原　　英史君 | |
| | 国際基督教大学客員教授<br>昭和女子大学特命教授 | 八代　尚宏君 | |
| 11.15 | 統計委員会委員長 | 樋口　美雄君 | |
| 11.27 | 再就職等監視委員会委員長 | 羽柴　　駿君 | 国家公務員法等の一部を改正する法律案（内閣提出）<br>国家公務員法等の一部を改正する法律案（渡辺喜美君外３名提出）<br>幹部国家公務員法案（渡辺喜美君外５名提出）<br>国家公務員法等の一部を改正する法律案（津村啓介君外４名提出）<br>国家公務員の労働関係に関する法律案（津村啓介君外４名提出）<br>公務員庁設置法案（津村啓介君外４名提出） |
| 11.28 | 青山社中株式会社筆頭代表ＣＥＯ<br>中央大学客員教授 | 朝比奈一郎君 | |
| | 早稲田大学法学学術院教授 | 島田　陽一君 | |
| | 千葉大学大学院専門法務研究科教授 | 下井　康史君 | |
| | 日本国家公務員労働組合連合会中央執行委員長 | 宮垣　　忠君 | |

## ２　総務委員会

### 【第183回国会】

#### (1) 委員名簿（40人）

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 委員長 | 北側 | 一雄君 | 公明 | | | | |
| 理　事 | 田中 | 良生君 | 自民 | 理　事 | 土屋 | 正忠君 | 自民 |
| 理　事 | 徳田 | 毅君 | 自民 | 理　事 | 橋本 | 岳君 | 自民 |
| 理　事 | 山口 | 泰明君 | 自民 | 理　事 | 原口 | 一博君 | 民主 |
| 理　事 | 東国原 | 英夫君 | 維新 | 理　事 | 伊藤 | 渉君 | 公明 |
| | 井上 | 貴博君 | 自民 | | 今枝 | 宗一郎君 | 自民 |
| | 上杉 | 光弘君 | 自民 | | 大西 | 英男君 | 自民 |
| | 門山 | 宏哲君 | 自民 | | 川崎 | 二郎君 | 自民 |
| | 木内 | 均君 | 自民 | | 北村 | 茂男君 | 自民 |
| | 小林 | 史明君 | 自民 | | 佐藤 | 勉君 | 自民 |
| | 清水 | 誠一君 | 自民 | | 瀬戸 | 隆一君 | 自民 |
| | 田所 | 嘉徳君 | 自民 | | 橘 | 慶一郎君 | 自民 |
| | 中谷 | 元君 | 自民 | | 中村 | 裕之君 | 自民 |
| | 長坂 | 康正君 | 自民 | | 宮路 | 和明君 | 自民 |
| | 湯川 | 一行君 | 自民 | | 小川 | 淳也君 | 民主 |
| | 奥野 | 総一郎君 | 民主 | | 黄川田 | 徹君 | 民主 |
| | 福田 | 昭夫君 | 民主 | | 岩永 | 裕貴君 | 維新 |
| | 上西 | 小百合君 | 維新 | | 中田 | 宏君 | 維新 |
| | 馬場 | 伸幸君 | 維新 | | 松浪 | 健太君 | 維新 |
| | 濱村 | 進君 | 公明 | | 佐藤 | 正夫君 | みんな |
| | 塩川 | 鉄也君 | 共産 | | | | |

#### (2) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案６件、議員提出法律案３件、承認を求めるの件１件及び決算等３件で、審査の概況は、次のとおりである。

**①　地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案**（内閣提出第２号）

**○　要旨**

東日本大震災に係る復興事業等の実施等のための特別の財政需要に対応するため、平成24年度分の地方交付税の総額について加算措置を講ずる等の措置を講ずるもの

**○　主な質疑内容**

・　今回増額される津波被災地域の住民の定着促進のための震災復興特別交付税の年度内執行の見通しの有無の総務大臣への確認

・　財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の成立遅延に伴う普通交付税の分割交付に伴って道府県に生じた追加的金利負担分5,000万円の平成24年度地方交付税総額への加算措置は政局によって生じた事態に血税が使われるものであり国民から見て到底納得できるものではないとすることについての総務大臣の見解

・　被災自治体から津波以外の被災住宅支援等の復旧復興事業に要する財源確保の要望があった場合における震災復興特別交付税の増額の可能性についての総務大臣の見解

**○　審査結果**

可決

**②　地方税法の一部を改正する法律案**（内閣提出第12号）

**○　要旨**

上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の課税の特例の拡充等の金融・証券税制の改正、個人住民税の住宅借入金等特別税額控除等の延長・拡充、東日本大震災に係る復興支援税制の改正、延滞金等の見直し、税負担軽減措置等の整理合理化等の措置を講ずるもの

**○　主な質疑内容**

・　平成25年度限りの措置とされている東日本大震災の津波被災区域における固定資産税の課税免除等の措置の平成26年度以降の取扱いについての総務大臣の見解

・　与党の税制改正大綱において、自動車取得税について、消費税率が10％になる平成27年10月に廃止するなどの見直しの方向性が示された経緯の総務大臣への確認

・　歴代政権の総務大臣が国と地方の税源配分を少なくとも５対５にすべきであるとの主張を行ってきたことを踏まえ、このことに対する総務大臣の見解

**○　審査結果**

可決

**③　地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案**（内閣提出第13号）

**○　要旨**

平成25年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるとともに、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するため地方交付税の単位費用等の改正を行う等の措置を講ずるもの

**○　主な質疑内容**

・　臨時財政対策債への依存から脱却するため抜本的な財政運営方法の見直しを行う必要性があるとすることについての総務大臣の見解

・　地方公務員給与の引下げを地方交付税を用いて国が強制することに反対する地方六団体の声明についての総務大臣の所感

・　地方交付税の財源不足への対処を国税５税の法定率を引き上げ、別枠加算部分を減らすことにより行うことについての総務大臣の見解

**○　審査結果**

可決

**④　一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案**（内閣提出第24号）

**○　要旨**

人事院の国会及び内閣に対する平成24年８月８日付けの職員の給与の改定に関する勧告に鑑み、55歳を超える一般職の国家公務員について、その者の勤務成績が標準である場合には昇給を行わないこととする措置を講ずるもの

**○　主な質疑内容**

・　国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく給与減額支給措置と

本法律案による昇給抑制措置の関係についての総務大臣への確認
・　50歳台後半層における相当程度の官民の給与差とはどの程度の差であるのかについての人事院への確認
・　政権交代後僅か２か月余りで平成24年の人事院勧告の実施時期に係る方針変更を行うことは、行政の継続性の観点から問題があるのではないかとすることについての総務大臣の見解

**○　審査結果**

可決（附帯決議）

**⑤　電波法の一部を改正する法律案**（内閣提出第25号）

**○　要旨**

電波の有効利用を推進するため、電波利用料の使途の範囲を拡大しようとするもの

**○　主な質疑内容**

・　多様な電波利用に対応するため進めている周波数再編の取組における本法律案の位置付けについての総務大臣政務官の見解
・　周波数移行のための費用を共益費用である電波利用料から支出する理由及び周波数移行により空いた周波数帯の利用者が費用負担することについての総務大臣政務官の見解
・　防災行政無線及び消防・救急無線のデジタル化を推進する必要性及び目標についての総務副大臣の見解

**○　審査結果**

可決（附帯決議）

**⑥　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案**（内閣提出第55号）（参議院送付）

**○　要旨**

都道府県の権限の市又は特別区への移譲を行うとともに、地方公共団体に対する義務付けを規定している関係法律を改正する等の措置を講ずるもの

**○　主な質疑内容**

・　地方の４団体（全国知事会、全国市長会、全国町村会、全国町村議会議長会）からの提案の本法律案への採用状況と、未実現のものについての未実現である理由及び今後の取扱方針の内閣府への確認
・　民主党政権下における義務付け・枠付けの見直しについての地方分権改革担当大臣の評価
・　条例制定に係る「従うべき基準」の見直しを行うことは、ナショナルミニマムの後退につながるおそれがあることについての地方分権改革担当大臣の見解

**○　審査結果**

可決（附帯決議）

**⑦　電波法の一部を改正する法律案**（原口一博君外３名提出、衆法第10号）

**○　要旨**

電波の有効利用を促進するため、無線局の免許及び特定基地局の開設計画の認定について競争による申請者の選定の制度を新設するとともに、電波利用料の金額に電波の経済的価値が適切に反映されることとするもの

○　**主な質疑内容**

・　周波数オークションのメリット及び本法律案の概要についての提出者の見解

・　競落金高騰による事業者や利用者の負担増の懸念についての提出者の見解

・　規制改革の柱の一つとして周波数オークション制度を導入する必要性についての提出者の見解

○　**審査結果**

否決

**⑧　通信・放送委員会設置法案**（原口一博君外３名提出、衆法第11号）

○　**要旨**

通信及び放送の分野における規律に関する事務を公正かつ中立に行わせるため、内閣府の外局として、通信・放送委員会を設置するもの

○　**主な質疑内容**

・　通信行政のふさわしい在り方についての提出者の見解

○　**内閣の意見の聴取**

○　**審査結果**

否決

**⑨　地方公務員の政治的中立性の確保のための地方公務員法等の一部を改正する法律案**（東国原英夫君外４名提出、衆法第36号）

○　**要旨**

地方公務員の政治的中立性を確保するため、地方公務員についても、国家公務員と同様にその政治的行為を制限する措置を講ずるもの

○　**審査結果**

（審査未了）

**⑩　放送法第70条第２項の規定に基づき、承認を求めるの件**（内閣提出、承認第３号）

○　**概要**

日本放送協会（ＮＨＫ）の平成25年度予算につき、一般勘定事業収支については、事業収入及び事業支出とも6,479億円となっているもの

なお、受信料については、平成24年10月から実施した値下げを通年化とするもの

また、事業運営に当たっては、いかなる災害時にも対応できるよう安全・安心を守るための公共放送の機能強化を一層拡充するとともに、スーパーハイビジョンやハイブリッドキャストなどの次世代の新たなサービスを開発し、国際・国内放送の充実、受信料公平負担の徹底のための営業改革と理解促進に努め、一層効率的な経営を行うとするもの

○　**主な質疑内容**

・　衛星放送、ＣＡＴＶ、ＩＰＴＶを通じて世界各国で視聴世帯数が拡大しているＮＨＫワールドＴＶやＮＨＫワールドプレミアムに係る各国の反応、普及の現状、国際放送の将来展望についてのＮＨＫ会長の見解

・　南海トラフ巨大地震によって放送局にも大きな被害の発生が想定されることを踏まえた地域の取材、情報発信拠点である地方放送局に係る対応策の検討状況についてのＮＨＫ会長への確認

・　給与制度改革について、基本賃金を５年でおおむね10％削減する実施方法、新設

が予定されている地域職員制度の内容及び手当廃止の内容のＮＨＫへの確認

**○　審査結果**

承認（附帯決議）

### ⑪　日本放送協会平成21年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書

**○　概要**

日本放送協会の平成21年度決算であり、一般勘定について、経常事業収入6,655億円、経常事業支出6,462億円、経常事業収支差金193億円、当期事業収支差金124億円とするもの

**○　審査結果**

（審査未了）

### ⑫　日本放送協会平成22年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書

**○　概要**

日本放送協会の平成22年度決算であり、一般勘定について、経常事業収入6,801億円、経常事業支出6,495億円、経常事業収支差金306億円、当期事業収支差金37億円とするもの

**○　審査結果**

（審査未了）

### ⑬　日本放送協会平成23年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書

**○　概要**

日本放送協会の平成23年度決算であり、一般勘定について、経常事業収入6,935億円、経常事業支出6,669億円、経常事業収支差金265億円、当期事業収支差金223億円とするもの

**○　審査結果**

（審査未了）

**《議案審査一覧》**

**閣　法**

| 件名 | 提出日 | 衆議院 | | | | | 参議院 | | 公布日<br>番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣旨<br>説明 | 委員会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提案<br>理由 | 質疑 | 議決日<br>結果 | 議決日<br>結果 | | 議決日<br>結果 | |
| 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第2号） | 25. 1.31 | | 2.13<br>2.14 | 2.14 | 2.14<br>可決(多)<br>(賛-自民・民主・維新・公明・共産)<br>(反-みんな) | 2.14<br>可決 | 総務<br>2.26<br>可決 | 2.26<br>可決 | 3. 6<br>法1号 |

| 件名 | 提出日 | 衆議院 | | | | | 参議院 | | 公布日<br>番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣旨説明 | 委員会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提案理由 | 質疑 | 議決日<br>結果 | 議決日<br>結果 | | 議決日<br>結果 | |
| 地方税法の一部を改正する法律案（内閣提出第12号） | 3. 5 | 3.14 | 3.14<br>3.14 | 3.19<br>3.21 | 3.21<br>可決(多)<br>(賛-自民・民主・維新・公明・みんな)<br>(反-共産) | 3.22<br>可決 | 総務<br>3.26<br>可決 | 3.29<br>可決 | 3.30<br>法3号 |
| 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第13号） | 3. 5 | 3.14 | 3.14<br>3.14 | 3.19<br>3.21 | 3.21<br>可決(多)<br>(賛-自民・維新・公明・みんな)<br>(反-民主・共産) | 3.22<br>可決 | 総務<br>3.26<br>可決 | 3.29<br>可決 | 3.30<br>法4号 |
| 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第24号） | 3.12 | | 5.23<br>5.23 | 5.30 | 5.30<br>可決(多)<br>(賛-自民・民主・維新・公明・みんな)<br>(反-共産)<br>(附) | 5.31<br>可決 | 総務<br>6.13<br>可決<br>(附) | 6.17<br>可決 | 6.21<br>法52号 |
| 電波法の一部を改正する法律案（内閣提出第25号） | 3.12 | | 5.15<br>5.16 | 5.21 | 5.21<br>可決(全)<br>(賛-自民・民主・維新・公明・みんな・共産)<br>(附) | 5.23<br>可決 | 総務<br>5.30<br>可決<br>(附) | 6. 5<br>可決 | 6.12<br>法36号 |
| 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第55号）（参議院送付） | 参<br>4.12 | | 6. 4<br>6. 4 | 6. 6 | 6. 7<br>可決(多)<br>(賛-自民・民主・維新・公明・みんな)<br>(反-共産)<br>(附) | 6. 7<br>可決 | 総務<br>5.16<br>可決<br>(附) | 5.17<br>可決 | 6.14<br>法44号 |

## 衆　法

| 件名 | 提出日 | 衆議院 | | | | | 参議院 | | 公布日<br>番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣旨説明 | 委員会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提案理由 | 質疑 | 議決日<br>結果 | 議決日<br>結果 | | 議決日<br>結果 | |
| 電波法の一部を改正する法律案（原口一博君外3名提出、衆法第10号） | 25. 5.15 | | 5.15<br>5.16 | 5.21 | 5.21<br>否決(少)<br>(賛-民主・維新・みんな)<br>(反-自民・公明・共産) | 5.23<br>否決 | | | |

| 件名 | 提出日 | 衆議院 | | | | | 参議院 | | 公布日<br>番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣旨<br>説明 | 委員会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提案<br>理由 | 質疑 | 議決日<br>結果 | 議決日<br>結果 | | 議決日<br>結果 | |
| 通信・放送委員会設置法案（原口一博君外3名提出、衆法第11号） | 5.15 | | 5.15<br>5.16 | 5.21 | 5.21<br>否決(少)<br>(賛-民主・維新・みんな・共産)<br>(反-自民・公明) | 5.23<br>否決 | | | |
| 地方公務員の政治的中立性の確保のための地方公務員法等の一部を改正する法律案（東国原英夫君外4名提出、衆法第36号） | 6.12 | | 6.24 | | （審査未了） | | | | |

## 承認を求めるの件

| 件名 | 提出日 | 衆議院 | | | | | 参議院 | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣旨<br>説明 | 委員会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提案<br>理由 | 質疑 | 議決日<br>結果 | 議決日<br>結果 | | 議決日<br>結果 | |
| 放送法第70条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件（内閣提出、承認第3号） | 25. 3. 5 | | 3.19<br>3.21 | 3.21 | 3.21<br>承認(全)<br>(賛-自民・民主・維新・公明・みんな・共産)<br>(附) | 3.22<br>承認 | 総務<br>3.27<br>承認<br>(附) | 3.29<br>承認 | |

## 決算等

| 件名 | 提出日 | 衆議院 | | | | | 参議院 | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣旨<br>説明 | 委員会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提案<br>理由 | 質疑 | 議決日<br>結果 | 議決日<br>結果 | | 議決日<br>結果 | |
| 日本放送協会平成21年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書 | (23. 4.12) | | 25. 1.28 | | （審査未了） | | | | |
| 日本放送協会平成22年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書 | (24. 2.14) | | 1.28 | | （審査未了） | | | | |
| 日本放送協会平成23年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書 | 3. 5 | | 6.24 | | （審査未了） | | | | |

### (3) 国政調査

国政調査では、質疑及び決議が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

#### ○　主な質疑内容

- 行政評価局が行ってきた年金記録確認業務を厚生労働省に移管し、行政評価を行う人員を確保する必要性についての総務大臣の見解
- 地方公共団体に対する国の給与減額措置に準じた措置の要請について、地方公共団体の対応状況の総務大臣への確認
- 公務員ＯＢが就任していた独立行政法人の役員の後任者を公募により選任することとした平成21年９月29日の閣議決定（独立行政法人等の役員人事に関する当面の対応方針）を踏まえ、現政権における役員の任命状況の内閣府副大臣への確認
- 今後の道州制導入に向けたプロセスについての総務大臣の見解
- 定住自立圏推進事業に対する支援策を充実させていく考えの有無の総務省への確認
- 神奈川県の臨時特例企業税を地方税法に反し無効であるとした最高裁判決（平成25年３月21日最高裁第一小法廷判決）についての総務大臣の見解及び法定外税について地方税法が定める三つの不同意要件だけで同意の可否を判断せず、法律への抵触の有無についても検討する必要性があるのではないかとすることについての総務省の見解
- 空き家を除却すると固定資産税の小規模住宅用地の課税標準額を価格の６分の１の額とする特例措置の適用がなくなり固定資産税が６倍になることが廃墟となった空き家撤去の障害になっているとすることに対する総務副大臣の見解
- 来年度に向け行政改革などで成果を上げた地方公共団体を地方交付税の算定上優遇する等の観測記事が出ていることを踏まえ、今後の方針についての総務大臣の見解
- ビッグデータやオープンデータを利用するために必要となる個人情報の匿名化に関するガイドラインの検討状況等についての総務大臣の見解
- ４Ｋ、８Ｋテレビの放送に用いる伝送経路の調整の進捗状況及び今後のロードマップについての総務大臣の見解
- 日本郵政株式会社の経営陣の全面的交代の必要性についての総務大臣の見解
- 消防団の組織率が減少している理由、消防団を法律上必置と位置付けること及びその処遇についての総務大臣の見解

### (4) 決議

決議は１件で、その内容は次のとおりである。

**地方税財政基盤の早期確立及び東日本大震災への対応に関する件**（平成25.3.21）

現下の厳しい経済環境の下において地方の疲弊が極めて深刻であり、デフレから早急に脱却し、日本経済の再生を図るためにも地方の経済財政基盤の再構築が急務であることに鑑み、政府は次の諸点について措置すべきである。

１　地方交付税については、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が十分発揮できるよう、引き続き、地方税等と併せ地方公共団体の安定的な財政運営に必要な総額の充実確保を図るとともに、法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを検討し、特例措置に依存しない持続可能な制度の確立を目指すこと。

２　地方税については、地方財政の自主性・自立性を確立するとともに、今後見込まれる地方の社会保障給付の費用の増加などに適切に対応できる、税源の偏在度が小さく、

安定的で充実した財源の確保を可能とする地方税制の構築を図ること。また、地方税収の減収が生ずる地方税制の見直しを行う場合には、適切な財源補填措置を講ずるとともに、税負担軽減措置等の創設や拡充に当たっては、真に地域経済や住民生活に寄与するものに限られるよう、慎重な対処を行うこと。

３　巨額の借入金に係る元利償還が地方公共団体の財政運営を圧迫し、諸施策の実施を制約しかねない状況にあることに鑑み、計画的に地方財政の健全化を進めるとともに、臨時財政対策債をはじめ、累積する地方債の元利償還については、将来において地方公共団体の財政運営に支障が生ずることのないよう、万全の財源措置を講ずること。

４　地方財政計画において、本年７月から地方公務員の給与について国家公務員の臨時特例的な給与減額支給措置に準じた措置がとられることを前提とした歳出額の計上が行われていることに関しては、地方公務員の給与は各地方公共団体が地方公務員法の規定に基づき自ら決定するものであることを基本として対処すること。また、地方公務員の給与制度及びその運用については、地方の意見を十分反映させるよう努めること。

５　地方債制度及びその運用については、平成24年度から導入された民間資金に係る地方債届出制度の運用状況を踏まえ、財政基盤が脆弱な市町村に対しては、地方公共団体金融機構の機動的な活用を含め、公的資金の確保と適切な配分に最大限の配慮を行うなど、地方債の円滑な発行と流通、保有の安全性の確保を図ること。

６　地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の今後の活用については、活用額が当初想定していた額に達していること及び金融政策の変更に伴う長期金利の変動も想定されることを踏まえ、十分慎重に判断するとともに、これを行う場合も、機構の財産が地方公共団体の寄与により形成されたという経緯を踏まえ、機構及び地方公共団体の意見を尊重して行うこと。

７　東日本大震災に係る復旧・復興対策については、被災団体の意向を十分に踏まえ、国、地方の連携の下、機動的・弾力的な対応が図られるよう、引き続き、万全を期すこと。特に、震災復興特別交付税については、復旧・復興事業の実施等に伴う財政需要の動向に応じ所要額の確実な確保を図るとともに、適時適切な交付に努めること。

右決議する。

### (5) 連合審査会

| 連合審査会 | 開会日 | 審査・調査案件 |
|---|---|---|
| 内閣委員会 総務委員会 財務金融委員会 厚生労働委員会連合審査会 | 平成25. 4.11 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案（内閣提出）<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出）<br>内閣法等の一部を改正する法律案（内閣提出）<br>地方公共団体情報システム機構法案（内閣提出） |

（6）参考人

| 出頭日 | 職　　業 | 氏　　名 | 審査・調査案件 |
|---|---|---|---|
| 平成<br>25. 3.21 | 日本放送協会経営委員会委員長 | 浜田健一郎君 | 放送法第70条第２項の規定に基づき、承認を求めるの件（内閣提出） |
| | 日本放送協会会長 | 松本　正之君 | |
| 3.21 | 日本放送協会専務理事 | 塚田　祐之君 | 放送法第70条第２項の規定に基づき、承認を求めるの件（内閣提出） |
| | 日本放送協会専務理事 | 吉国　浩二君 | |
| | 日本放送協会理事 | 冷水　仁彦君 | |
| | 日本放送協会理事 | 石田　研一君 | |
| | 日本放送協会理事・技師長 | 久保田啓一君 | |
| | 日本放送協会理事 | 板野　裕爾君 | |
| | 日本放送協会理事 | 上滝　賢二君 | |
| | 日本放送協会理事 | 福井　　敬君 | |
| 5.21 | 日本放送協会専務理事 | 吉国　浩二君 | 電波法の一部を改正する法律案（内閣提出）<br>電波法の一部を改正する法律案（原口一博君外３名提出）<br>通信・放送委員会設置法案（原口一博君外３名提出） |
| 5.23 | 日本放送協会専務理事 | 吉国　浩二君 | 行政機構及びその運営に関する件<br>公務員の制度及び給与並びに恩給に関する件<br>地方自治及び地方税財政に関する件<br>情報通信及び電波に関する件<br>郵政事業に関する件<br>消防に関する件 |
| | 日本放送協会理事 | 福井　　敬君 | |
| 6. 4 | 日本放送協会経営委員会委員長 | 浜田健一郎君 | |
| | 日本放送協会会長 | 松本　正之君 | |
| | 日本放送協会理事 | 福井　　敬君 | |

## 【第184回国会】

### (1) 委員名簿（40人）

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 委員長 | 北側 | 一雄君 | 公明 | | | | |
| 理　事 | 田中 | 良生君 | 自民 | 理　事 | 土屋 | 正忠君 | 自民 |
| 理　事 | 徳田 | 毅君 | 自民 | 理　事 | 橋本 | 岳君 | 自民 |
| 理　事 | 山口 | 泰明君 | 自民 | 理　事 | 原口 | 一博君 | 民主 |
| 理　事 | 東国原 | 英夫君 | 維新 | 理　事 | 伊藤 | 渉君 | 公明 |
| | 井上 | 貴博君 | 自民 | | 今枝 | 宗一郎君 | 自民 |
| | 上杉 | 光弘君 | 自民 | | 大西 | 英男君 | 自民 |
| | 門山 | 宏哲君 | 自民 | | 川崎 | 二郎君 | 自民 |
| | 木内 | 均君 | 自民 | | 北村 | 茂男君 | 自民 |
| | 小林 | 史明君 | 自民 | | 佐藤 | 勉君 | 自民 |
| | 清水 | 誠一君 | 自民 | | 瀬戸 | 隆一君 | 自民 |
| | 田所 | 嘉徳君 | 自民 | | 橘 | 慶一郎君 | 自民 |
| | 中谷 | 元君 | 自民 | | 中村 | 裕之君 | 自民 |
| | 長坂 | 康正君 | 自民 | | 宮路 | 和明君 | 自民 |
| | 湯川 | 一行君 | 自民 | | 小川 | 淳也君 | 民主 |
| | 奥野 | 総一郎君 | 民主 | | 黄川田 | 徹君 | 民主 |
| | 福田 | 昭夫君 | 民主 | | 岩永 | 裕貴君 | 維新 |
| | 上西 | 小百合君 | 維新 | | 中田 | 宏君 | 維新 |
| | 馬場 | 伸幸君 | 維新 | | 松浪 | 健太君 | 維新 |
| | 濱村 | 進君 | 公明 | | 佐藤 | 正夫君 | みんな |
| | 塩川 | 鉄也君 | 共産 | | | | |

### (2) 議案審査

付託された議案は、決算等３件で、審査の概況は、次のとおりである。

#### ①　日本放送協会平成21年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書

**○　概要**

（第183回国会参照）

**○　審査結果**

（審査未了）

#### ②　日本放送協会平成22年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書

**○　概要**

（第183回国会参照）

**○　審査結果**

（審査未了）

### ③　日本放送協会平成23年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書

**○　概要**

（第183回国会参照）

**○　審査結果**

（審査未了）

**《議案審査一覧》**

**決算等**

| 件名 | 提出日 | 衆議院 | | | | | 参議院 | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣旨説明 | 委員会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提案理由 | 質疑 | 議決日<br>結果 | 議決日<br>結果 | | 議決日<br>結果 | |
| 日本放送協会平成21年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書 | (23. 4.12) | | 25. 8. 2 | | （審査未了） | | | | |
| 日本放送協会平成22年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書 | (24. 2.14) | | 8. 2 | | （審査未了） | | | | |
| 日本放送協会平成23年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書 | (25. 3. 5) | | 8. 2 | | （審査未了） | | | | |

### (3) 議員海外派遣

| 派遣議員団 | 派遣期間 | 派遣国名 | 派遣目的 | 派遣議員 |
|---|---|---|---|---|
| 衆議院欧州各国の地方行財政制度及び情報通信等調査議員団 | （閉会中）<br>平成25. 9. 3<br>～ 9.10 | フランス、スペイン、スイス | 欧州各国における地方行財政制度及び情報通信等調査 | ４人 |

## 【第185回国会】

### (1) 委員名簿（40人）

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 委員長 | 高木 | 陽介君 | 公明 | | | |
| 理　事 | 石田 | 真敏君 | 自民 | 理　事 | 土屋 | 正忠君　自民 |
| 理　事 | 西銘 | 恒三郎君 | 自民 | 理　事 | 橋本 | 岳君　自民 |
| 理　事 | 山口 | 泰明君 | 自民 | 理　事 | 原口 | 一博君　民主 |
| 理　事 | 東国原 | 英夫君 | 維新 | 理　事 | 桝屋 | 敬悟君　公明 |
| | 井上 | 貴博君 | 自民 | | 伊藤 | 忠彦君　自民 |
| | 今枝 | 宗一郎君 | 自民 | | 上杉 | 光弘君　自民 |
| | 大西 | 英男君 | 自民 | | 門山 | 宏哲君　自民 |
| | 川崎 | 二郎君 | 自民 | | 木内 | 均君　自民 |
| | 小林 | 史明君 | 自民 | | 清水 | 誠一君　自民 |
| | 瀬戸 | 隆一君 | 自民 | | 田所 | 嘉徳君　自民 |
| | 中谷 | 元君 | 自民 | | 中村 | 裕之君　自民 |
| | 長坂 | 康正君 | 自民 | | 福井 | 照君　自民 |
| | 松本 | 文明君 | 自民 | | 山口 | 俊一君　自民 |
| | 湯川 | 一行君 | 自民 | | 奥野 | 総一郎君　民主 |
| | 黄川田 | 徹君 | 民主 | | 近藤 | 昭一君　民主 |
| | 福田 | 昭夫君 | 民主 | | 上西 | 小百合君　維新 |
| | 中田 | 宏君 | 維新 | | 馬場 | 伸幸君　維新 |
| | 三宅 | 博君 | 維新 | | 百瀬 | 智之君　維新 |
| | 濱村 | 進君 | 公明 | | 佐藤 | 正夫君　みんな |
| | 塩川 | 鉄也君 | 共産 | | | |

### (2) 議案審査等

付託された議案は、内閣提出法律案２件、議員提出法律案４件及び決算等４件、委員会提出法律案は１件で、審査等の概況は、次のとおりである。

#### ①　国家公務員の配偶者同行休業に関する法律案（内閣提出第10号）

**○　要旨**

人事院の国会及び内閣に対する平成25年８月８日付けの意見の申出に鑑み、外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを希望する有為な国家公務員の継続的な勤務を促進するため、一般職の国家公務員について配偶者同行休業の制度を設けるとともに、防衛省の職員について同様の措置を講ずるもの

**○　主な質疑内容**

- 公務員から率先する取組としての配偶者同行休業制度を今後民間へ展開させていくための内閣府の取組内容
- 配偶者同行休業期間の終了後、休業した職員が円滑に復帰できるようにする支援策の必要性
- 「有為」な公務員の判断基準に関する人事院の見解

**○　審査結果**

可決

### ②　地方公務員法の一部を改正する法律案（内閣提出第11号）

**○　要旨**

外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを希望する有為な地方公務員の継続的な勤務を促進するため、地方公務員について配偶者同行休業の制度を設けるもの

**○　主な質疑内容**

・　財政状況が厳しい上に行政改革で職員数の限られる地方公務員について、単に国に準拠して配偶者同行休業の制度を導入するのは無理があるとの意見に対する総務省の見解

・　国に準拠するのではなく地方へ権限移譲することにより地方公共団体ごとに条例が制定できるような地方公務員法の見直しの必要性

・　地方公務員法の改正においても、配偶者同行休業を希望する職員に対して「職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で承認」となっているが、地方公共団体がその実情に基づいて、休業を希望する職員が原則利用できるようなものにするべきとの意見に対する総務大臣の見解

**○　審査結果**

可決

### ③　地方自治法の一部を改正する法律案（原口一博君外５名提出、衆法第３号）

**○　要旨**

地方公共団体における非常勤の職員の現状等に鑑み、非常勤職員の手当に関する規定を整備するもの

**○　主な質疑内容**

・　今回議員立法として提出された本法律案の趣旨

・　本法律案において、手当支給の対象となる非常勤職員である「常勤の職員に準ずる者及び短時間勤務職員に準ずる者」の意義

・　地方の非常勤職員に対して手当支給が可能となった場合の財政負担の問題に関する提出者の見解

**○　審査結果**

継続審査

### ④　地方公務員の政治的中立性の確保のための地方公務員法等の一部を改正する法律案（重徳和彦君外３名提出、衆法第20号）

**○　要旨**

地方公務員の政治的中立性を確保するため、地方公務員についても、国家公務員と同様にその政治的行為を制限する措置を講ずるもの

**○　審査結果**

継続審査

### ⑤　地方公務員法等の一部を改正する法律案（原口一博君外３名提出、衆法第24号）

**○　要旨**

地方公務員の能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るための人事評価制度並びに地方公務員の退職管理の適正を確保するための再就職者による依頼等の規制を導入するとともに、自律的労使関係制度の措置に伴う勤務条件等に係る人事委員会勧告制度の廃止等の所要の措置を講ずるもの

○　**審査結果**
継続審査

**⑥　地方公務員の労働関係に関する法律案**（原口一博君外３名提出、衆法第25号）

○　**要旨**
地方公務員の自律的労使関係制度を措置するため、地方公務員に協約締結権を付与するとともに、これに伴い、団体交渉の対象事項、当事者及び手続、団体協約の効力、不当労働行為事件の審査、あっせん、調停及び仲裁等について定めるもの

○　**審査結果**
継続審査

**⑦　消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律案**（総務委員長提出、衆法第26号）

○　**要旨**
住民の積極的な参加の下に、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、もって住民の安全の確保に資するため、地域防災力の充実強化に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、地域防災力の充実強化に関する計画の策定その他地域防災力の充実強化に関する施策の基本となる事項を定めるもの

○　**結果**
成案・提出決定

**⑧　日本放送協会平成21年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書**

○　**概要**
（第183回国会参照）

○　**主な質疑内容**（⑧から⑩までの３件について）
・　今回決算が審査されている平成21年度から23年度のＮＨＫ会長の経営手腕や評価についてのＮＨＫ経営委員会委員長の所感
・　ＮＨＫ職員の人件費が、公務員等他の給与所得者の人件費に比べ高水準であることについてのＮＨＫの見解
・　ＮＨＫ会長の選任に際し、選定基準及び手続方法を公開すべきとの意見に対する総務大臣及びＮＨＫ経営委員会委員長の見解

○　**審査結果**
異議がない

**⑨　日本放送協会平成22年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書**

○　**概要**
（第183回国会参照）

○　**主な質疑内容**
（⑧参照）

○　**審査結果**
異議がない

### ⑩　日本放送協会平成23年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書

**○　概要**

（第183回国会参照）

**○　主な質疑内容**

（⑧参照）

**○　審査結果**

異議がない

### ⑪　日本放送協会平成24年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書

**○　概要**

日本放送協会の平成24年度決算であり、一般勘定について、経常事業収入6,591億円、経常事業支出6,469億円、経常事業収支差金121億円、当期事業収支差金195億円とするもの

**○　審査結果**

（審査未了）

**《議案審査等一覧》**

**閣　法**

| 件名 | 提出日 | 衆議院 | | | | | 参議院 | | 公布日<br>番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣旨<br>説明 | 委員会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提案<br>理由 | 質疑 | 議決日<br>結果 | 議決日<br>結果 | | 議決日<br>結果 | |
| 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律案（内閣提出第10号） | 25.10.25 | | 11. 6<br>11. 7 | 11. 7 | 11. 7<br>可決(全)<br>(賛-自民・民主・維新・公明・みんな・共産) | 11. 8<br>可決 | 総務<br>11.14<br>可決 | 11.15<br>可決 | 11.22<br>法78号 |
| 地方公務員法の一部を改正する法律案（内閣提出第11号） | 10.25 | | 11. 6<br>11. 7 | 11. 7 | 11. 7<br>可決(全)<br>(賛-自民・民主・維新・公明・みんな・共産) | 11. 8<br>可決 | 総務<br>11.14<br>可決 | 11.15<br>可決 | 11.22<br>法79号 |

## 衆　法

| 件　　名 | 提出日 | 衆議院 | | | | | 参議院 | | 公布日<br>番　号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣　旨<br>説　明 | 委員会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結　果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提　案<br>理　由 | 質　疑 | 議決日<br>結　果 | 議決日<br>結　果 | | 議決日<br>結　果 | |
| 地方自治法の一部を改正する法律案（原口一博君外5名提出、衆法第3号） | 25.11. 6 | | 11. 6<br>11. 7 | 11. 7 | | 12. 6<br>閉会中<br>審査 | | | |
| 地方公務員の政治的中立性の確保のための地方公務員法等の一部を改正する法律案（重徳和彦君外3名提出、衆法第20号） | 11.22 | | 12. 5 | | | 12. 6<br>閉会中<br>審査 | | | |
| 地方公務員法等の一部を改正する法律案（原口一博君外3名提出、衆法第24号） | 11.29 | | 12. 5 | | | 12. 6<br>閉会中<br>審査 | | | |
| 地方公務員の労働関係に関する法律案（原口一博君外3名提出、衆法第25号） | 11.29 | | 12. 5 | | | 12. 6<br>閉会中<br>審査 | | | |
| 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律案（総務委員長提出、衆法第26号） | 12. 3 | | | | 12. 3<br>成案・提出決定(全)<br>(賛-自民・民主・維新・公明・みんな・共産) | 12. 3<br>可決 | 総務<br>12. 5<br>可決 | 12. 5<br>可決 | 12.13<br>法110号 |

## 決算等

| 件　　名 | 提出日 | 衆議院 | | | | | 参議院 | | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣　旨<br>説　明 | 委員会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結　果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提　案<br>理　由 | 質　疑 | 議決日<br>結　果 | 議決日<br>結　果 | | 議決日<br>結　果 | |
| 日本放送協会平成21年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書 | (23. 4.12) | | 25.10.15<br>12. 3 | 12. 3 | 12. 3<br>異議がない(全)<br>(賛-自民・民主・維新・公明・みんな・共産) | 12. 6<br>異議がない | | | |
| 日本放送協会平成22年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書 | (24. 2.14) | | 10.15<br>12. 3 | 12. 3 | 12. 3<br>異議がない(全)<br>(賛-自民・民主・維新・公明・みんな・共産) | 12. 6<br>異議がない | | | |
| 日本放送協会平成23年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書 | (25. 3. 5) | | 10.15<br>12. 3 | 12. 3 | 12. 3<br>異議がない(全)<br>(賛-自民・民主・維新・公明・みんな・共産) | 12. 6<br>異議がない | | | |

| 件　　名 | 提出日 | 衆　　議　　院 | | | | | 参　議　院 | | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣　旨<br>説　明 | 委　　員　　会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結　果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提　案<br>理　由 | 質　疑 | 議決日<br>結　果 | 議決日<br>結　果 | | 議決日<br>結　果 | |
| 日本放送協会平成24年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書 | 12. 6 | | 12. 6 | | （審査未了） | | | | |

### (3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

#### ○　主な質疑内容

- 社会資本の維持管理及び更新に関する行政評価・監視結果に基づく勧告（平成22年２月、平成24年２月総務省）を各府省に徹底させ、成果を上げることについての総務大臣の決意
- 地方公共団体の臨時・非常勤職員について、常勤職員との均衡待遇を図る必要があり、地方公共団体の判断において諸手当を支給できるよう、地方自治法を改正すべきとの考えについての総務大臣の見解
- 偏在性の低い地方消費税の今回の税率引上げに伴う収入増が、むしろ地方交付税の交付団体と不交付団体間の格差を広げるとの指摘についての総務大臣の見解
- 地方財政計画における歳出特別枠及び地方交付税の別枠加算は、リーマンショックに伴う異例の措置であり解消を図るべきとの財政制度等審議会における議論について、地方の経済状況を踏まえた総務大臣の見解
- 給与減額措置の未実施の地方公共団体に対して、地方交付税の算定への反映を含めてペナルティを課さないことについての総務大臣への確認
- ＩＣＴのインフラ輸出について、システムについてもパッケージで輸出すべきと考えるが、インフラ等の国際展開への促進に向けた取組に関する総務大臣の見解及び決意
- 前倒しして来年から実施することとなった４Ｋテレビ放送の試験放送の実施期間及び本放送への移行予定、また８Ｋテレビ放送の試験放送開始及び本放送移行の予定についての総務大臣の見解
- 36％の防火対象物について消防用設備等の点検報告が行われていないという現状への対応が不十分であることについての総務大臣の見解
- 防災拠点となる消防庁舎の耐震化が進んでいない現状についての総務大臣の見解

（4）参考人

| 出頭日 | 職　　業 | 氏　　名 | 審査・調査案件 |
|---|---|---|---|
| 平成<br>25.10.31 | 日本放送協会理事・技師長 | 久保田啓一君 | 行政機構及びその運営に関する件<br>公務員の制度及び給与並びに恩給に関する件<br>地方自治及び地方税財政に関する件<br>情報通信及び電波に関する件<br>郵政事業に関する件<br>消防に関する件 |
| 11. 7 | 日本銀行調査統計局長 | 前田　栄治君 | 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律案（内閣提出）<br>地方公務員法の一部を改正する法律案（内閣提出）<br>地方自治法の一部を改正する法律案（原口一博君外５名提出） |
| 12. 3 | 日本放送協会経営委員会委員長 | 浜田健一郎君 | 日本放送協会平成21年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書<br>日本放送協会平成22年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書<br>日本放送協会平成23年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書 |
| | 日本放送協会会長 | 松本　正之君 | |
| | 日本放送協会専務理事 | 塚田　祐之君 | |
| | 日本放送協会専務理事 | 吉国　浩二君 | |
| | 日本放送協会専務理事 | 石田　研一君 | |
| | 日本放送協会理事・技師長 | 久保田啓一君 | |
| | 日本放送協会理事 | 上滝　賢二君 | |
| | 日本放送協会理事 | 福井　　敬君 | |
| | 日本放送協会理事 | 森永　公紀君 | |

## 3　法務委員会

### 【第183回国会】

#### (1) 委員名簿（35人）

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 委員長 | 石田 | 真敏君 | 自民 | | | | |
| 理　事 | 江﨑 | 鐵磨君 | 自民 | 理　事 | 奥野 | 信亮君 | 自民 |
| 理　事 | 土屋 | 正忠君 | 自民 | 理　事 | ふくだ | 峰之君 | 自民 |
| 理　事 | 若宮 | 健嗣君 | 自民 | 理　事 | 田嶋 | 要君 | 民主 |
| 理　事 | 西田 | 譲君 | 維新 | 理　事 | 遠山 | 清彦君 | 公明 |
| | 安藤 | 裕君 | 自民 | | 池田 | 道孝君 | 自民 |
| | 小田原 | 潔君 | 自民 | | 大見 | 正君 | 自民 |
| | 門 | 博文君 | 自民 | | 神山 | 佐市君 | 自民 |
| | 菅家 | 一郎君 | 自民 | | 黄川田 | 仁志君 | 自民 |
| | 小島 | 敏文君 | 自民 | | 古賀 | 篤君 | 自民 |
| | 今野 | 智博君 | 自民 | | 末吉 | 光徳君 | 自民 |
| | 鳩山 | 邦夫君 | 自民 | | 林田 | 彪君 | 自民 |
| | 三ッ林 | 裕巳君 | 自民 | | 宮澤 | 博行君 | 自民 |
| | 盛山 | 正仁君 | 自民 | | 枝野 | 幸男君 | 民主 |
| | 階 | 猛君 | 民主 | | 辻元 | 清美君 | 民主 |
| | 今井 | 雅人君 | 維新 | | 西根 | 由佳君 | 維新 |
| | 大口 | 善徳君 | 公明 | | 椎名 | 毅君 | みんな |
| | 鈴木 | 貴子君 | 無 | | 西村 | 眞悟君 | 無 |

#### (2) 議案審査等

付託された議案は、内閣提出法律案９件、議員提出法律案３件及び参議院提出法律案１件、委員会提出法律案は１件で、審査等の概況は、次のとおりである。

**①　裁判所職員定員法の一部を改正する法律案**（内閣提出第27号）

**○　要旨**

下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の員数を32人増加するとともに、裁判所の事務を合理化し、効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を33人減少するもの

**○　主な質疑内容**

- 裁判所の人員体制整備についての法務大臣の見解
- 家庭裁判所における成年後見関係事件の増加に伴う裁判所書記官の増員数の妥当性
- 今後の判事の増員計画及び裁判所の事務合理化のために行っている取組

**○　審査結果**

可決（附帯決議）

**② 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律案**（内閣提出第28号）

**○ 要旨**

刑事被告事件の手続への参加に伴う被害者参加人の経済的負担を軽減するため、公判期日等に出席した被害者参加人に対し国が旅費等を支給する制度を創設するとともに、これに関する事務を日本司法支援センターに行わせることとするほか、裁判所に対する被害者参加弁護士の選定の請求に係る資力要件の緩和を行うもの

**○ 主な質疑内容**

・ 早急かつ簡便に旅費等の支払が行われるよう、法務省及び最高裁判所において事務処理体制を整える必要性
・ 被害者参加人のための国選弁護制度における資力要件の要否
・ 刑事手続における費用負担を犯罪被害者に負わせることの妥当性

**○ 審査結果**

可決

**③ 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律案**（内閣提出第29号）

**○ 要旨**

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の締結に伴い、我が国において子の返還等に関する援助を行う中央当局を指定し、その権限等を定めるとともに、子が常居所を有していた我が国以外の条約締約国に子を返還するために必要な裁判手続等について定めるもの

**○ 主な質疑内容**

・ 子の返還申立事件の管轄裁判所を東京、大阪に集中させることの問題
・ 子の返還拒否事由の内容及びＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）事案における返還拒否の可否
・ 子の返還の強制執行時における子への配慮方法

**○ 参考人からの意見の聴取**

**○ 審査結果**

可決（附帯決議）

**④ 公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案**（内閣提出第30号）

**○ 要旨**

公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者に対する資金以外の利益の提供に係る行為についての処罰規定及び公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者に対し資金等を提供しようとする者に対する資金等の提供に係る行為等についての処罰規定の整備を行うもの

**○ 審査結果**

継続審査

**⑤　刑法等の一部を改正する法律案**（内閣提出第37号）（参議院送付）

**○　要旨**

初入者（刑務所に服役したことがない者、あるいは刑務所に服役したことがあっても出所後５年以上経過した者）について刑の一部の執行を猶予することを可能とする制度を導入するとともに、地域社会の利益の増進に寄与する社会的活動を行うことを保護観察の特別遵守事項に加えるなどの法整備を行うもの

**○　主な質疑内容**（⑤及び⑥の２件について）

・　刑の一部の執行猶予制度の導入が厳罰化又は寛刑化につながるという意見に対する法務大臣の見解

・　刑の一部の執行猶予制度の趣旨や内容等について裁判員に対し丁寧に説明を行っていく必要性

・　社会内処遇における国と地域との連携の必要性についての法務大臣の見解

**○　審査結果**

可決（附帯決議）

**⑥　薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案**（内閣提出第38号）（参議院送付）

**○　要旨**

薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関し、その言渡しをすることができる者の範囲及び猶予の期間中の保護観察等について刑法の特則を定めるもの

**○　主な質疑内容**

（⑤参照）

**○　審査結果**

可決（附帯決議）

**⑦　大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法案**（内閣提出第49号）

**○　要旨**

大規模な災害の被災地において、当該災害により借地上の建物が滅失した場合における借地権者の保護等を図るための借地借家に関する特別措置を定めるもの

**○　主な質疑内容**（⑦及び⑧の２件について）

・　被災地短期借地権の趣旨及びこの制度が創設された理由

・　特定大規模災害により、賃借権の目的である建物が滅失した後、貸借目的で建物を再築する場合の通知対象者の範囲

・　被災マンションに限らず老朽マンションについても再建等に関する多数決要件の緩和を行う必要性

**○　審査結果**

可決（附帯決議）

**⑧　被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法の一部を改正する法律案**（内閣提出第50号）

**○　要旨**

大規模な災害により区分所有建物の全部又は一部が滅失した場合に、区分所有建物及びその敷地について、必要な処分を多数決により行うことを可能とする特別の措置

を定めるもの

○　**主な質疑内容**

（⑦参照）

○　**審査結果**

可決（附帯決議）

**⑨　自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律案**（内閣提出第52号）

○　**要旨**

悪質かつ危険な自動車の運転により人を死傷させた者に対する新たな罰則の創設等を行うもの

○　**主な質疑内容**

・　危険運転致死傷罪及び過失運転致死傷罪を刑法から移行し、自動車運転による死傷事犯に係る特別法を定める理由

・　無免許運転により人を死傷させる行為を危険運転致死傷罪に含める必要性及び無免許運転に関する処罰類型の新設を検討する必要性についての法務大臣の見解

・　自動車の運転に支障を及ぼすおそれがある病気として政令で定めるものの具体的内容

○　**参考人からの意見の聴取**

○　**審査結果**

継続審査

**⑩　児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案**（高市早苗君外６名提出、衆法第22号）

○　**要旨**

児童ポルノをみだりに所持すること等を一般的に禁止するとともに、自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノの所持等を処罰する罰則を設け、あわせてインターネット事業者について児童ポルノの所持、提供等の行為の防止措置に関する規定の新設等を行うもの

○　**審査結果**

継続審査

**⑪　死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律案**（法務委員長提出、衆法第34号）

○　**要旨**

死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関し必要な事項を定めるもの

○　**内閣の意見の聴取**

○　**結果**

成案・提出決定

**⑫　刑事訴訟法の一部を改正する法律案**（田嶋要君外１名提出、衆法第47号）

○　**要旨**

裁判員裁判対象事件である場合、被疑者の申出がある場合等について、逮捕又は勾留をされている被疑者の取調べの状況の録画等を義務付け、必要な録画等がされてい

ない場合に供述調書の証拠能力を否定するとともに、被疑者等による自己の手段による取調べの状況の録音等について定めるもの

○　**審査結果**

（審査未了）

### ⑬　司法試験法の一部を改正する法律案（田嶋要君外１名提出、衆法第48号）

○　**要旨**

学校教育法による大学において学士の学位を得るのに必要な一般教養科目の学習を終わった者等に対して、司法試験予備試験のうち一般教養科目について行う短答式による筆記試験及び論文式による筆記試験を免除するもの

○　**審査結果**

（審査未了）

### ⑭　民法の一部を改正する法律案（参議院提出、参法第６号）

○　**要旨**

保証人が金銭の貸付け等を業として行う者との間で締結する保証契約のうち、主たる債務者が事業のために負担する貸金等債務を主たる債務とする保証契約等は、保証人が法人又は主たる債務者である法人の代表者である場合を除き、その効力を生じないこととするもの

○　**審査結果**

継続審査

**《議案審査等一覧》**

**閣　法**

| 件　　名 | 提出日 | 衆議院 | | | | | 参議院 | | 公布日<br>番　号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣　旨<br>説　明 | 委員会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結　果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提　案<br>理　由 | 質　疑 | 議決日<br>結　果 | 議決日<br>結　果 | | 議決日<br>結　果 | |
| 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出第27号） | 25. 3.15 | | 3.19<br>3.19 | 3.22 | 3.26<br>可決（全）<br>（賛-自民・民主・維新・公明・みんな）<br>（欠-石川知裕君）<br>（附） | 3.28<br>可決 | 法務<br>5. 9<br>可決 | 5.10<br>可決 | 5.16<br>法16号 |
| 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律案（内閣提出第28号） | 3.15 | | 4. 2<br>4. 3 | 4.10 | 4.10<br>可決（全）<br>（賛-自民・民主・維新・公明・みんな・石川知裕君） | 4.12<br>可決 | 法務<br>6. 4<br>可決<br>（附） | 6. 5<br>可決 | 6.12<br>法33号 |

| 件名 | 提出日 | 衆議院 | | | | | 参議院 | | 公布日<br>番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣旨<br>説明 | 委員会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提案<br>理由 | 質疑 | 議決日<br>結果 | 議決日<br>結果 | | 議決日<br>結果 | |
| 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律案（内閣提出第29号） | 3.15 | 4.4 | 4.4<br>4.10 | 4.12<br>4.19<br>4.24<br>4.26 | 4.26<br>可決（全）<br>（賛-自民・民主・維新・公明・みんな）<br>（欠-石川知裕君）<br>（附） | 5.9<br>可決 | 法務<br>6.11<br>可決<br>（附） | 6.12<br>可決 | 6.19<br>法48号 |
| 公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第30号） | 3.15 | | 6.24 | | | 6.26<br>閉会中審査 | | | |
| 刑法等の一部を改正する法律案（内閣提出第37号）（参議院送付） | 参<br>3.22 | | 6.6<br>6.7 | 6.7<br>6.11 | 6.11<br>可決（全）<br>（賛-自民・民主・維新・公明・みんな・鈴木貴子君）<br>（欠-西村眞悟君）<br>（附） | 6.13<br>可決 | 法務<br>5.30<br>可決<br>（附） | 6.5<br>可決 | 6.19<br>法49号 |
| 薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案（内閣提出第38号）（参議院送付） | 参<br>3.22 | | 6.6<br>6.7 | 6.7<br>6.11 | 6.11<br>可決（全）<br>（賛-自民・民主・維新・公明・みんな・鈴木貴子君）<br>（欠-西村眞悟君）<br>（附） | 6.13<br>可決 | 法務<br>5.30<br>可決<br>（附） | 6.5<br>可決 | 6.19<br>法50号 |
| 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法案（内閣提出第49号） | 4.9 | | 5.8<br>5.10 | 5.17 | 5.21<br>可決（全）<br>（賛-自民・民主・維新・公明・みんな）<br>（欠-石川知裕君・西村眞悟君）<br>（附） | 5.23<br>可決 | 法務<br>6.18<br>可決 | 6.19<br>可決 | 6.26<br>法61号 |
| 被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第50号） | 4.9 | | 5.8<br>5.10 | 5.17 | 5.21<br>可決（全）<br>（賛-自民・民主・維新・公明・みんな）<br>（欠-石川知裕君・西村眞悟君）<br>（附） | 5.23<br>可決 | 法務<br>6.18<br>可決 | 6.19<br>可決 | 6.26<br>法62号 |
| 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律案（内閣提出第52号） | 4.12 | | 6.13<br>6.14 | 6.19<br>6.21 | | 6.26<br>閉会中審査 | | | |

**衆　法**

| 件　　名 | 提出日 | 衆議院 | | | | | 参議院 | | 公布日<br>番　号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣旨<br>説明 | 委員会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結　果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提案<br>理由 | 質　疑 | 議決日<br>結　果 | 議決日<br>結　果 | | 議決日<br>結　果 | |
| 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案（高市早苗君外6名提出、衆法第22号） | 25. 5.29 | | 6.24 | | | 6.26<br>閉会中<br>審査 | | | |
| 死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律案（法務委員長提出、衆法第34号） | 6. 7 | | | | 6. 7<br>成案・提出決定(全)<br>(賛-自民・民主・維新・公明・みんな・鈴木貴子君・西村眞悟君) | 6. 7<br>可決 | 法務<br>6.18<br>可決 | 6.19<br>可決 | 6.26<br>法66号 |
| 刑事訴訟法の一部を改正する法律案（田嶋要君外1名提出、衆法第47号） | 6.24 | | 6.24 | | （審査未了） | | | | |
| 司法試験法の一部を改正する法律案（田嶋要君外1名提出、衆法第48号） | 6.24 | | 6.24 | | （審査未了） | | | | |

**参　法**

| 件　　名 | 提出日 | 衆議院 | | | | | 参議院 | | 公布日<br>番　号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣旨<br>説明 | 委員会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結　果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提案<br>理由 | 質　疑 | 議決日<br>結　果 | 議決日<br>結　果 | | 議決日<br>結　果 | |
| 民法の一部を改正する法律案（参議院提出、参法第6号） | 参<br>25. 5. 9 | | 6.21 | | | 6.26<br>閉会中<br>審査 | 法務<br>6.11<br>修正 | 6.12<br>修正 | |

### (3) 国政調査

国政調査では、質疑及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

**○　主な質疑内容**

- 高齢者や精神疾患を有する出所者が再び刑務所に戻らないようにするため、地域定着支援センターが果たしている役割
- 保護観察対象者の雇用に関し、国や自治体で積極的に取り組む必要性についての法務大臣の見解
- 覚醒剤使用者に対する施設内処遇及び社会内処遇の実施状況
- ＰＦＩ方式や業務の民間委託による刑事施設の運営についての今後の方針

・　夫婦別氏制度についての法務大臣の見解
・　契約法の国際ルール統一の流れについて戦略的に考えていくという発想の有無
・　企業再生に当たって海外からの資金を呼び込みやすい倒産法制を整備する必要性についての法務大臣の見解
・　法科大学院の実入学者数及び志願者数、法科大学院適性試験の志願者数が減少している理由
・　東日本大震災被災者援助特例法施行後１年の法テラスの活動状況
・　高度人材及び単純労働の外国人それぞれを受け入れた場合の国内経済及び労働市場への影響

**（4）参考人**

| 出頭日 | 職　　業 | 氏　　名 | 審査・調査案件 |
|---|---|---|---|
| 平成<br>25. 4.19 | 中央大学大学院法務研究科教授 | 髙橋　宏志君 | 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律案（内閣提出） |
| | 弁護士<br>日本弁護士連合会両性の平等に関する委員会副委員長 | 長谷川 京子君 | |
| | 那須塩原市副市長 | 渡邉　泰之君 | |
| | 特定非営利活動法人全国女性シェルターネット理事 | 大津　恵子君 | |
| | 中央大学大学院法務研究科教授 | 棚瀬　孝雄君 | |
| 6.21 | 法政大学大学院法務研究科教授 | 今井　猛嘉君 | 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律案（内閣提出） |
| | 鹿沼児童６人クレーン車死亡事故遺族の会 | 伊原　高弘君 | |
| | 飲酒・ひき逃げ事犯に厳罰を求める遺族・関係者全国連絡協議会共同代表 | 佐藤　悦子君 | |
| | 京都交通事故被害者の会　古都の翼 | 中江　美則君 | |

**（5）視察**

| 視察日 | 視察地名 | 視 察 目 的 | 視察委員 |
|---|---|---|---|
| 平成<br>25. 6.12 | 栃木県 | 矯正施設の実情調査 | 18人 |

## 【第184回国会】

### (1) 委員名簿（35人）

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 委員長 | 石田 | 真敏君 | 自民 | | | | |
| 理　事 | 江﨑 | 鐵磨君 | 自民 | 理　事 | 奥野 | 信亮君 | 自民 |
| 理　事 | 土屋 | 正忠君 | 自民 | 理　事 | ふくだ | 峰之君 | 自民 |
| 理　事 | 若宮 | 健嗣君 | 自民 | 理　事 | 田嶋 | 要君 | 民主 |
| 理　事 | 西田 | 譲君 | 維新 | 理　事 | 遠山 | 清彦君 | 公明 |
| | 安藤 | 裕君 | 自民 | | 池田 | 道孝君 | 自民 |
| | 小田原 | 潔君 | 自民 | | 大見 | 正君 | 自民 |
| | 門 | 博文君 | 自民 | | 神山 | 佐市君 | 自民 |
| | 菅家 | 一郎君 | 自民 | | 黄川田 | 仁志君 | 自民 |
| | 小島 | 敏文君 | 自民 | | 古賀 | 篤君 | 自民 |
| | 今野 | 智博君 | 自民 | | 末吉 | 光徳君 | 自民 |
| | 鳩山 | 邦夫君 | 自民 | | 林田 | 彪君 | 自民 |
| | 三ッ林 | 裕巳君 | 自民 | | 宮澤 | 博行君 | 自民 |
| | 盛山 | 正仁君 | 自民 | | 枝野 | 幸男君 | 民主 |
| | 階 | 猛君 | 民主 | | 辻元 | 清美君 | 民主 |
| | 今井 | 雅人君 | 維新 | | 林原 | 由佳君 | 維新 |
| | 大口 | 善徳君 | 公明 | | 椎名 | 毅君 | みんな |
| | 鈴木 | 貴子君 | 無 | | 西村 | 眞悟君 | 無 |

### (2) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案２件（継続審査）、議員提出法律案１件（継続審査）及び参議院提出法律案１件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

**①　公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案**（内閣提出、第183回国会閣法第30号）

**○　要旨**

（第183回国会参照）

**○　審査結果**

継続審査

**②　自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律案**（内閣提出、第183回国会閣法第52号）

**○　要旨**

（第183回国会参照）

**○　審査結果**

継続審査

### ③　児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案（高市早苗君外５名提出、第183回国会衆法第22号）

**○　要旨**

（第183回国会参照）

**○　審査結果**

継続審査

### ④　民法の一部を改正する法律案（参議院提出、第183回国会参法第６号）

**○　要旨**

（第183回国会参照）

**○　審査結果**

継続審査

**《議案審査一覧》**

**閣　法**

| 件名 | 提出日 | 衆議院 | | | | | 参議院 | | 公布日<br>番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣旨<br>説明 | 委員会<br>付託日<br>提案<br>理由 | 委員会<br>質疑 | 委員会<br>議決日<br>結果 | 本会議<br>議決日<br>結果 | 委員会名<br>議決日<br>結果 | 本会議<br>議決日<br>結果 | |
| 公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、第183回国会閣法第30号） | (25. 3.15) | | 25. 8. 2 | | | 8. 7<br>閉会中<br>審査 | | | |
| 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律案（内閣提出、第183回国会閣法第52号） | (25. 4.12) | | 8. 2<br>(25. 6.14) | | | 8. 7<br>閉会中<br>審査 | | | |

**衆　法**

| 件名 | 提出日 | 衆議院 | | | | | 参議院 | | 公布日<br>番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣旨<br>説明 | 委員会<br>付託日<br>提案<br>理由 | 委員会<br>質疑 | 委員会<br>議決日<br>結果 | 本会議<br>議決日<br>結果 | 委員会名<br>議決日<br>結果 | 本会議<br>議決日<br>結果 | |
| 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案（高市早苗君外5名提出、第183回国会衆法第22号） | (25. 5.29) | | 25. 8. 2 | | | 8. 7<br>閉会中<br>審査 | | | |

**参　法**

| 件　　名 | 提出日 | 衆　　議　　院 | | | | | 参　議　院 | | 公布日<br>番　号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣　旨<br>説　明 | 委　　員　　会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結　果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提　案<br>理　由 | 質　疑 | 議決日<br>結　果 | 議決日<br>結　果 | | 議決日<br>結　果 | |
| 民法の一部を改正する法律案<br>（参議院提出、第183回国会<br>参法第6号） | 参<br>(25. 5. 9) | | 25. 8. 2 | | | 8. 7<br>閉会中<br>審査 | | | |

**(3) 議員海外派遣**

| 派遣議員団 | 派遣期間 | 派遣国名 | 派 遣 目 的 | 派遣議員 |
|---|---|---|---|---|
| 衆議院米国司法・法務事情等調査議員団 | （閉会中）<br>平成25. 8.26<br>～ 9. 2 | 米国 | 米国における司法・法務事情等の調査 | 7人 |

## 【第185回国会】

### (1) 委員名簿（35人）

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 委員長 | 江﨑 | 鐵磨君 | 自民 | | | | |
| 理　事 | 大塚 | 拓君 | 自民 | 理　事 | 土屋 | 正忠君 | 自民 |
| 理　事 | ふくだ | 峰之君 | 自民 | 理　事 | 盛山 | 正仁君 | 自民 |
| 理　事 | 吉野 | 正芳君 | 自民 | 理　事 | 階 | 猛君 | 民主 |
| 理　事 | 西田 | 譲君 | 維新 | 理　事 | 遠山 | 清彦君 | 公明 |
| | 安藤 | 裕君 | 自民 | | 池田 | 道孝君 | 自民 |
| | 小田原 | 潔君 | 自民 | | 大見 | 正君 | 自民 |
| | 門 | 博文君 | 自民 | | 神山 | 佐市君 | 自民 |
| | 菅家 | 一郎君 | 自民 | | 黄川田 | 仁志君 | 自民 |
| | 小島 | 敏文君 | 自民 | | 古賀 | 篤君 | 自民 |
| | 今野 | 智博君 | 自民 | | 末吉 | 光徳君 | 自民 |
| | 橋本 | 岳君 | 自民 | | 鳩山 | 邦夫君 | 自民 |
| | 平口 | 洋君 | 自民 | | 三ッ林 | 裕巳君 | 自民 |
| | 宮澤 | 博行君 | 自民 | | 郡 | 和子君 | 民主 |
| | 田嶋 | 要君 | 民主 | | 横路 | 孝弘君 | 民主 |
| | 高橋 | みほ君 | 維新 | | 林原 | 由佳君 | 維新 |
| | 大口 | 善徳君 | 公明 | | 椎名 | 毅君 | みんな |
| | 鈴木 | 貴子君 | 無 | | 西村 | 眞悟君 | 無 |

### (2) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案６件（うち継続審査２件）、議員提出法律案１件（継続審査）及び参議院提出法律案１件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

**① 公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案**（内閣提出、第183回国会閣法第30号）

**○ 要旨**

（第183回国会参照）

**○ 審査結果**

継続審査

**② 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律案**（内閣提出、第183回国会閣法第52号）

**○ 要旨**

（第183回国会参照）

**○ 主な質疑内容**

- 政令に定める病気にのみ加罰することが差別になるという意見に対する法務省の見解
- 過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪の適用範囲と法定刑の妥当性
- 無免許態様の類型ごとの危険性に応じた法定刑導入の必要性

○　**審査結果**

可決（附帯決議）

### ③　裁判官の配偶者同行休業に関する法律案（内閣提出第12号）

○　**要旨**

職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするため、裁判官が外国で勤務等をする配偶者と生活を共にするための休業に関する制度を創設するもの

○　**主な質疑内容**

・　本法律案第３条第１項で規定されている「裁判事務等の運営に支障がないと認めるとき」についての今後の運用方針

・　休業期間中報酬を受けないことと、憲法第80条第２項の裁判官在任中の報酬保障規定との整合性

・　職務復帰後の能力を維持するための対応についての最高裁判所当局の検討状況

○　**審査結果**

可決

### ④　民法の一部を改正する法律案（内閣提出第20号）

○　**要旨**

嫡出でない子の相続分を嫡出である子の相続分の２分の１とする部分は憲法違反であるとの最高裁判所大法廷の決定があったことに鑑み、嫡出でない子の相続分を嫡出である子の相続分と同等とするもの

○　**主な質疑内容**

・　本法律案が家族の在り方や法律婚制度に与える影響についての法務大臣の見解

・　嫡出である子と嫡出でない子の相続分を同等とした場合の懸念

・　戸籍法第49条第２項第１号の改正を見送った理由

○　**審査結果**

可決

### ⑤　会社法の一部を改正する法律案（内閣提出第22号）

○　**要旨**

株式会社をめぐる最近の社会経済情勢に鑑み、社外取締役等による株式会社の経営に対する監査等の強化並びに株式会社及びその属する企業集団の運営の一層の適正化等を図るため、監査等委員会設置会社制度を創設するとともに、社外取締役等の要件等を改めるほか、株式会社の完全親会社の株主による代表訴訟の制度の創設、株主による組織再編等の差止請求制度の拡充等の措置を講ずるもの

○　**審査結果**

継続審査

### ⑥　会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出第23号）

○　**要旨**

会社法の一部を改正する法律の施行に伴い、商法その他の関係法律の規定の整備等を行うもの

○　**審査結果**
継続審査

**⑦　児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案**（高市早苗君外５名提出、第183回国会衆法第22号）

○　**要旨**
（第183回国会参照）

○　**審査結果**
継続審査

**⑧　民法の一部を改正する法律案**（参議院提出、第183回国会参法第６号）

○　**要旨**
（第183回国会参照）

○　**審査結果**
（審査未了）

**《議案審査一覧》**

**閣　法**

| 件名 | 提出日 | 衆議院 | | | | | 参議院 | | 公布日<br>番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣旨<br>説明 | 委員会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提案<br>理由 | 質疑 | 議決日<br>結果 | 議決日<br>結果 | | 議決日<br>結果 | |
| 公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、第183回国会閣法第30号） | (25. 3.15) | | 25.10.15 | | | 12. 6<br>閉会中<br>審査 | | | |
| 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律案（内閣提出、第183回国会閣法第52号） | (25. 4.12) | | 10.15<br>(25. 6.14) | 11. 1 | 11. 5<br>可決(全)<br>(賛-自民・民主・維新・公明・みんな・鈴木貴子君・西村眞悟君)<br>(附) | 11. 5<br>可決 | 法務<br>11.19<br>可決<br>(附) | 11.20<br>可決 | 11.27<br>法86号 |
| 裁判官の配偶者同行休業に関する法律案（内閣提出第12号） | 10.25 | | 11. 1<br>11. 5 | 11. 8 | 11. 8<br>可決(全)<br>(賛-自民・民主・維新・公明・みんな・鈴木貴子君・西村眞悟君) | 11.15<br>可決 | 法務<br>11.26<br>可決 | 11.27<br>可決 | 12. 4<br>法91号 |

| 件名 | 提出日 | 衆議院 | | | | | 参議院 | | 公布日<br>番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣旨説明 | 委員会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提案理由 | 質疑 | 議決日<br>結果 | 議決日<br>結果 | | 議決日<br>結果 | |
| 民法の一部を改正する法律案（内閣提出第20号） | 11.12 | | 11.12<br>11.13 | 11.15<br>11.19<br>11.20 | 11.20<br>可決(多)<br>(賛-自民・民主・維新・公明・みんな・鈴木貴子君)<br>(反-西村眞悟君) | 11.21<br>可決 | 法務<br>12. 3<br>可決 | 12. 5<br>可決 | 12.11<br>法94号 |
| 会社法の一部を改正する法律案（内閣提出第22号） | 11.29 | | 12. 5 | | | 12. 6<br>閉会中<br>審査 | | | |
| 会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出第23号） | 11.29 | | 12. 5 | | | 12. 6<br>閉会中<br>審査 | | | |

## 衆　法

| 件名 | 提出日 | 衆議院 | | | | 参議院 | | 公布日<br>番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣旨説明 | 委員会 | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提案理由 | 質疑 | 議決日<br>結果 | | 議決日<br>結果 | |
| 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案（高市早苗君外5名提出、第183回国会衆法第22号） | (25. 5.29) | | 25.10.15 | | 12. 6<br>閉会中<br>審査 | | | |

## 参　法

| 件名 | 提出日 | 衆議院 | | | | 参議院 | | 公布日<br>番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣旨説明 | 委員会 | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提案理由 | 質疑 | 議決日<br>結果 | | 議決日<br>結果 | |
| 民法の一部を改正する法律案（参議院提出、第183回国会参法第6号） | 参<br>(25. 5. 9) | | 25.10.15 | | （審査未了） | | | |

### (3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

#### ○ 主な質疑内容

- 被災地での高齢者による成年後見制度の利用状況
- 再婚禁止期間の短縮及び選択的夫婦別姓制度導入についての法務大臣の見解
- 証拠開示制度及び検察による証拠開示の拒否についての法務大臣の見解
- 起訴状において被害者氏名を匿名化する場合の証拠調べや判決における被害者氏名の匿名化の在り方についての法務省の見解
- 技能実習制度に替わる新たな在留資格の創設等により労働者としての外国人受入れを積極的に検討することについての法務大臣の見解
- 予備試験合格者と法科大学院修了者との間の司法試験の合格率の均衡化についての法務大臣の方針
- 法人の行為について法人として刑事責任を負う仕組みを整備する必要性についての法務大臣の見解
- ハーグ条約（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約）の発効に向けての準備状況

### (4) 参考人

| 出頭日 | 職　　業 | 氏　　名 | 審査・調査案件 |
|---|---|---|---|
| 平成25.11. 1 | 公益社団法人日本てんかん協会副会長 | 久保田英幹君 | 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律案（内閣提出、第183回国会） |
| | 公益社団法人全国精神保健福祉会連合会理事長 | 川﨑　洋子君 | |
| | 公益社団法人日本精神神経学会理事 | 三野　　進君 | |

## 4　外務委員会

### 【第183回国会】

#### (1) 委員名簿（30人）

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 委員長 | 河井 | 克行君 | 自民 | | | | |
| 理　事 | 岸 | 信夫君 | 自民 | 理　事 | 鈴木 | 馨祐君 | 自民 |
| 理　事 | 薗浦 | 健太郎君 | 自民 | 理　事 | 土屋 | 品子君 | 自民 |
| 理　事 | 原田 | 義昭君 | 自民 | 理　事 | 山口 | 壯君 | 民主 |
| 理　事 | 小熊 | 慎司君 | 維新 | 理　事 | 佐藤 | 茂樹君 | 公明 |
| | あべ | 俊子君 | 自民 | | 城内 | 実君 | 自民 |
| | 黄川田 | 仁志君 | 自民 | | 小林 | 鷹之君 | 自民 |
| | 河野 | 太郎君 | 自民 | | 島田 | 佳和君 | 自民 |
| | 東郷 | 哲也君 | 自民 | | 星野 | 剛士君 | 自民 |
| | 牧原 | 秀樹君 | 自民 | | 松島 | みどり君 | 自民 |
| | 三ッ矢 | 憲生君 | 自民 | | 武藤 | 貴也君 | 自民 |
| | 菊田 | 真紀子君 | 民主 | | 玄葉 | 光一郎君 | 民主 |
| | 長島 | 昭久君 | 民主 | | 浦野 | 靖人君 | 維新 |
| | 村上 | 政俊君 | 維新 | | 岡本 | 三成君 | 公明 |
| | 山内 | 康一君 | みんな | | 笠井 | 亮君 | 共産 |
| | 玉城 | デニー君 | 生活 | | | | |

#### (2) 議案審査

付託された議案は、条約15件及び内閣提出法律案２件で、審査の概況は、次のとおりである。

**①　国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の締結について承認を求めるの件**（条約第１号）

**○　要旨**

監護の権利の侵害を伴う国境を越えた子の連れ去り等が生じた場合に原則として常居所を有していた国に子を迅速に返還するための国際協力の仕組み、国境を越えた親子の接触の実現のための協力等について定めるもの

**○　主な質疑内容**

- 本条約の国会提出に至るまでに長期間を要した理由
- 我が国について本条約が発効する前に行われた不法な子の連れ去り事案への政府の対応方針
- 返還拒否事由である「返還することによって子が心身に害悪を受ける等重大な危険がある場合」に関する締約国間における認識の相違

**○　審査結果**

承認

**② 脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とジャージー政府との間の協定の締結について承認を求めるの件**（条約第２号）

**○ 要旨**

ジャージー（英国王室属領）との間で、租税に関する情報交換を行うための枠組み及び課税権の配分等について定めるもの

**○ 主な質疑内容**

・ ジャージー政府と情報交換協定を締結する意義

**○ 審査結果**

承認

**③ 租税に関する情報の交換及び個人の所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とガーンジー政府との間の協定の締結について承認を求めるの件**（条約第３号）

**○ 要旨**

ガーンジー（英国王室属領）との間で、租税に関する情報交換を行うための枠組み及び課税権の配分等について定めるもの

**○ 主な質疑内容**

・ ガーンジー政府と情報交換協定を締結する意義

**○ 審査結果**

承認

**④ 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とポルトガル共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件**（条約第４号）

**○ 要旨**

ポルトガルとの間で、二重課税の回避を図るとともに、経済交流の促進のため、投資所得に対する源泉地国課税を減免すること等について定めるもの

**○ 主な質疑内容**

・ 本条約を締結する意義
・ 本条約が源泉地国免税としていない理由

**○ 審査結果**

承認

**⑤ 租税に関する相互行政支援に関する条約及び租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件**（条約第５号）

**○ 要旨**

締約国の税務当局間における租税に関する情報交換、外国租税債権の徴収共助及び送達共助の枠組み等について定めるもの

**○ 主な質疑内容**

・ 本条約の採択、発効から我が国の署名までに長期間を要した理由
・ 海外にある租税債権を徴収するための条約上の根拠及び関係国内法の整備状況
・ 税務当局の権限の乱用の歯止めについての条約の規定内容及び徴収共助の際の納税者の抗弁の機会の有無

○　審査結果

承認

**⑥　所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件**（条約第６号）

○　要旨

現行の日・米租税条約を改め、投資所得に対する源泉地国における限度税率を更に引き下げるとともに、税務当局間の徴収共助の手続等について定めるもの

○　主な質疑内容

・　本条約の主な改正点
・　本条約が日米間の投資に与える影響
・　本条約において源泉地国免税の対象を金融機関等が受け取る利子から利子全般にまで拡大した理由

○　審査結果

承認

**⑦　所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュージーランドとの間の条約の締結について承認を求めるの件**（条約第７号）

○　要旨

現行の日・ニュージーランド租税条約を全面的に改め、投資所得に対する源泉地国における限度税率を更に引き下げるとともに、税務当局間の徴収共助の手続等について定めるもの

○　審査結果

承認

**⑧　投資の促進及び保護に関する日本国政府とパプアニューギニア独立国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件**（条約第８号）

○　要旨

パプアニューギニアとの間で、投資の拡大により経済関係を一層強化するため、投資の促進及び保護に関する法的枠組みについて定めるもの

○　主な質疑内容

・　本協定が日・パプアニューギニア関係の発展にもたらす効果
・　本協定に投資参入段階における規制撤廃の努力義務規定を盛り込んだことにより今後期待されるパプアニューギニアにおける投資環境の改善
・　我が国の対太平洋島嶼国外交方針

○　審査結果

承認

（参議院において審査未了）

**⑨　投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とコロンビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件**（条約第９号）

○　要旨

コロンビアとの間で、投資の拡大により経済関係を一層強化するため、投資の自由

化、促進及び保護に関する法的枠組みについて定めるもの

○　**主な質疑内容**

・　本協定においてアンブレラ条項に係る国際仲裁の利用が一部制限されていることにより我が国の投資家が不利益を被る可能性があることについての政府の見解及びその改善に向けた政府の取組

○　**審査結果**

承認

（参議院において審査未了）

**⑩　投資の促進及び保護に関する日本国とクウェート国との間の協定の締結について承認を求めるの件**（条約第10号）

○　**要旨**

クウェートとの間で、投資の拡大により経済関係を一層強化するため、投資の自由化、促進及び保護に関する法的枠組みについて定めるもの

○　**主な質疑内容**

・　我が国企業の投資参入障壁となっているクウェートのオフセット・プログラムの見直しに向けた政府の取組

○　**審査結果**

承認

（参議院において審査未了）

**⑪　投資の促進、円滑化及び保護に関する日本国政府、大韓民国政府及び中華人民共和国政府の間の協定の締結について承認を求めるの件**（条約第11号）

○　**要旨**

我が国、韓国及び中国の３か国間で、投資の拡大により経済関係を一層強化するため、投資の促進、円滑化及び保護に関する法的枠組みについて定めるもの

○　**主な質疑内容**

・　本協定の交渉が他の投資協定と比べて長期間に及んだ理由

・　本協定締結により中国における我が国企業の知的財産の保護が強化される可能性

・　我が国投資家の投資財産が中国において暴動等により損害を被った場合における本協定上の取扱い

○　**審査結果**

承認

（参議院において審査未了）

**⑫　投資の促進及び保護に関する日本国とイラク共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件**（条約第12号）

○　**要旨**

イラクとの間で、投資の拡大により経済関係を一層強化するため、投資の促進及び保護に関する法的枠組みについて定めるもの

○　**主な質疑内容**

・　本協定においてアンブレラ条項に係る国際仲裁の利用が一部制限されていることにより我が国の投資家が不利益を被る可能性があることについての政府の見解及びその改善に向けた政府の取組

○　**審査結果**

承認

（参議院において審査未了）

**⑬　社会保障に関する日本国とインド共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件**（条約第13号）

○　**要旨**

インドとの間で、年金制度への加入に関する法令の適用調整及び年金制度の保険期間の通算等について定めるもの

○　**主な質疑内容**

・　社会保障協定締結相手国の優先順位の考え方

・　日系企業が数多く進出しているタイ及びシンガポール等との間で社会保障協定が結ばれていない理由

○　**審査結果**

承認

（参議院において審査未了）

**⑭　北太平洋における公海の漁業資源の保存及び管理に関する条約の締結について承認を求めるの件**（条約第17号）（参議院送付）

○　**要旨**

北太平洋の公海における漁業資源の長期的な保存及び持続可能な利用の確保を目的として、北太平洋漁業委員会を設立するとともに、締約国が同委員会で定める保存管理措置をとること等について定めるもの

○　**主な質疑内容**

・　本条約発効後に採択される保存管理措置を策定するための交渉に対する政府の方針

・　本条約発効後の漁業資源管理体制の在り方

・　本条約が我が国の漁業関係者に及ぼす影響

○　**審査結果**

承認

**⑮　食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約の締結について承認を求めるの件**（条約第18号）（参議院送付）

○　**要旨**

食料及び農業のための植物遺伝資源に関し、その保全及び持続可能な利用のために締約国がとるべき措置を定めるとともに、その取得を容易にし、及びその利用から生ずる利益を公正かつ衡平に配分するための多数国間の制度の設立等について定めるもの

○　**主な質疑内容**

・　本条約の締結を政府が決定するまで長期間を要した理由

・　本条約の締結が我が国の植物遺伝資源の利用に与える利益

・　2004年にＥＵが解釈宣言を付して本条約に加盟した際に、我が国も同様の解釈宣言を付して本条約に加盟するという選択をしなかった理由

○　審査結果
承認

### ⑯　在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第26号）

○　要旨
国際情勢の変化等に鑑み、在ベレン日本国総領事館を廃止するとともに、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定するもの

○　主な質疑内容
・　在ベレン日本国総領事館を廃止して出張駐在官事務所とする理由
・　安倍政権としての在外公館整備に係る基本方針策定の目途
・　英語圏先進国にある我が国総領事館を削減し不便な環境で在留邦人側のニーズが高い途上国への在外公館設置を進める必要性

○　審査結果
可決

### ⑰　旅券法の一部を改正する法律案（内閣提出第43号）

○　要旨
旅券の名義人の氏名等に変更を生じた場合に旅券の記載事項を訂正する制度を廃止し、新たな旅券を発行することとするもの

○　主な質疑内容
・　記載事項変更旅券の発給手数料に関して、東日本大震災の被災者に対する負担軽減措置がとられなかった理由
・　旅券の性別記載における性同一性障害者に対する法的配慮
・　旅券の偽造及び不正利用の状況並びにこれに対する外務省の防止策

○　審査結果
可決（附帯決議）

《議案審査一覧》

条　約

| 件名 | 提出日 | 衆議院 | | | | | 参議院 | | 公布日<br>番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣旨<br>説明 | 委員会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提案<br>理由 | 質疑 | 議決日<br>結果 | 議決日<br>結果 | | 議決日<br>結果 | |
| 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の締結について承認を求めるの件（条約第1号） | 25. 3.15 | 4. 4 | 4. 4<br>4. 5 | 4.19 | 4.19<br>承認（全）<br>（賛-自民・民主・維新・公明・みんな・共産・生活） | 4.23<br>承認 | 外交防衛<br>5.21<br>承認 | 5.22<br>承認 | |

| 件名 | 提出日 | 衆議院 | | | | | 参議院 | | 公布日<br>番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣旨<br>説明 | 委員会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提案<br>理由 | 質疑 | 議決日<br>結果 | 議決日<br>結果 | | 議決日<br>結果 | |
| 脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とジャージー政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第2号） | 4. 2 | | 4.25<br>4.26 | 5.17 | 5.17<br>承認（全）<br>（賛-自民・民主・維新・公明・みんな・共産・生活） | 5.21<br>承認 | 外交防衛<br>6.13<br>承認 | 6.17<br>承認 | 8. 2<br>条7号 |
| 租税に関する情報の交換及び個人の所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とガーンジー政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第3号） | 4. 2 | | 4.25<br>4.26 | 5.17 | 5.17<br>承認（全）<br>（賛-自民・民主・維新・公明・みんな・共産・生活） | 5.21<br>承認 | 外交防衛<br>6.13<br>承認 | 6.17<br>承認 | 7.26<br>条6号 |
| 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とポルトガル共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第4号） | 4. 2 | | 4.25<br>4.26 | 5.17 | 5.17<br>承認（多）<br>（賛-自民・民主・維新・公明・みんな・生活）<br>（反-共産） | 5.21<br>承認 | 外交防衛<br>6.13<br>承認 | 6.17<br>承認 | 7. 3<br>条3号 |
| 租税に関する相互行政支援に関する条約及び租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第5号） | 4. 2 | | 4.25<br>4.26 | 5.17 | 5.17<br>承認（全）<br>（賛-自民・民主・維新・公明・みんな・共産・生活） | 5.21<br>承認 | 外交防衛<br>6.13<br>承認 | 6.17<br>承認 | 7. 3<br>条4号<br>条5号 |
| 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第6号） | 4. 2 | | 4.25<br>4.26 | 5.17 | 5.17<br>承認（多）<br>（賛-自民・民主・維新・公明・みんな・生活）<br>（反-共産） | 5.21<br>承認 | 外交防衛<br>6.13<br>承認 | 6.17<br>承認 | |
| 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュージーランドとの間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第7号） | 4. 2 | | 4.25<br>4.26 | 5.17 | 5.17<br>承認（多）<br>（賛-自民・民主・維新・公明・みんな・生活）<br>（反-共産） | 5.21<br>承認 | 外交防衛<br>6.13<br>承認 | 6.17<br>承認 | 9.26<br>条10号 |
| 投資の促進及び保護に関する日本国政府とパプアニューギニア独立国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第8号） | 4. 2 | | 6.11<br>6.12 | 6.12<br>6.14 | 6.14<br>承認（全）<br>（賛-自民・民主・維新・公明・みんな・共産・生活） | 6.18<br>承認 | 外交防衛<br>（審査未了） | | |

| 件名 | 提出日 | 衆議院 | | | | | 参議院 | | 公布日<br>番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣旨<br>説明 | 委員会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提案<br>理由 | 質疑 | 議決日<br>結果 | 議決日<br>結果 | | 議決日<br>結果 | |
| 投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とコロンビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第9号） | 4. 2 | | 6.11<br>6.12 | 6.12<br>6.14 | 6.14<br>承認（全）<br>（賛-自民・民主・維新・公明・みんな・共産・生活） | 6.18<br>承認 | 外交防衛<br>（審査未了） | | |
| 投資の促進及び保護に関する日本国とクウェート国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第10号） | 4. 2 | | 6.11<br>6.12 | 6.12<br>6.14 | 6.14<br>承認（全）<br>（賛-自民・民主・維新・公明・みんな・共産・生活） | 6.18<br>承認 | 外交防衛<br>（審査未了） | | |
| 投資の促進、円滑化及び保護に関する日本国政府、大韓民国政府及び中華人民共和国政府の間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第11号） | 4. 2 | | 6.11<br>6.12 | 6.12<br>6.14 | 6.14<br>承認（全）<br>（賛-自民・民主・維新・公明・みんな・共産・生活） | 6.18<br>承認 | 外交防衛<br>（審査未了） | | |
| 投資の促進及び保護に関する日本国とイラク共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第12号） | 4. 2 | | 6.11<br>6.12 | 6.12<br>6.14 | 6.14<br>承認（全）<br>（賛-自民・民主・維新・公明・みんな・共産・生活） | 6.18<br>承認 | 外交防衛<br>（審査未了） | | |
| 社会保障に関する日本国とインド共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第13号） | 4. 2 | | 6.11<br>6.12 | 6.12<br>6.14 | 6.14<br>承認（全）<br>（賛-自民・民主・維新・公明・みんな・共産・生活） | 6.18<br>承認 | 外交防衛<br>（審査未了） | | |
| 北太平洋における公海の漁業資源の保存及び管理に関する条約の締結について承認を求めるの件（条約第17号）（参議院送付） | 参<br>4. 2 | | 6.19<br>6.19 | 6.21 | 6.21<br>承認（全）<br>（賛-自民・民主・維新・公明・みんな・共産・生活） | 6.24<br>承認 | 外交防衛<br>6.18<br>承認 | 6.19<br>承認 | |
| 食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約の締結について承認を求めるの件（条約第18号）（参議院送付） | 参<br>4. 2 | | 6.19<br>6.19 | 6.21 | 6.21<br>承認（全）<br>（賛-自民・民主・維新・公明・みんな・共産・生活） | 6.24<br>承認 | 外交防衛<br>6.18<br>承認 | 6.19<br>承認 | 8. 2<br>条8号 |

**閣　法**

| 件　　名 | 提出日 | 衆　　議　　院 | | | | | 参　議　院 | | 公布日<br>番　号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣　旨<br>説　明 | 委　　員　　会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結　果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提　案<br>理　由 | 質　疑 | 議決日<br>結　果 | 議決日<br>結　果 | | 議決日<br>結　果 | |
| 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第26号） | 25. 3.12 | | 3.14<br>3.15 | 3.22 | 3.22<br>可決（全）<br>（賛-自民・民主・維新・公明・みんな・共産・生活） | 3.22<br>可決<br>6. 7<br>回付同意 | 外交防衛<br>6. 4<br>修正 | 6. 5<br>修正 | 6.14<br>法42号 |
| 旅券法の一部を改正する法律案（内閣提出第43号） | 4. 2 | | 4.25<br>4.26 | 5.17 | 5.17<br>可決（全）<br>（賛-自民・民主・維新・公明・みんな・共産・生活）<br>（附） | 5.21<br>可決 | 外交防衛<br>6.20<br>可決<br>（附） | 6.21<br>可決 | 6.28<br>法69号 |

**(3) 国政調査**

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

**○　主な質疑内容**

- 政府開発援助（ＯＤＡ）関係（ＯＤＡ予算の有効活用、対中ＯＤＡの在り方等）
- 第５回アフリカ開発会議（ＴＩＣＡＤ Ⅴ）関係
- 日中関係（尖閣諸島問題、東シナ海におけるガス田開発問題等）
- 日露関係（北方領土問題、日露首脳会談等）
- 日韓関係（いわゆる従軍慰安婦問題、日韓歴史共同研究事業等）
- 北朝鮮問題（核開発・ミサイル発射問題、飯島内閣官房参与の訪朝等）
- 在日米軍基地問題（普天間飛行場移設問題、オスプレイ沖縄配備問題等）
- アルジェリアにおけるテロ事件関係
- 環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定関係
- 独立行政法人国際協力機構（ＪＩＣＡ）事業の在り方

**(4) 参考人**

| 出頭日 | 職　　業 | 氏　　名 | 審査・調査案件 |
|---|---|---|---|
| 平成<br>25. 5.22 | 独立行政法人国際協力機構理事長 | 田中　明彦君 | 国際情勢に関する件 |
| 6.12 | 株式会社国際協力銀行代表取締役副総裁 | 渡辺　博史君 | |

| 出頭日 | 職　　業 | 氏　　名 | 審査・調査案件 |
|---|---|---|---|
| 6.21 | 独立行政法人国際協力機構理事長 | 田中　明彦君 | 北太平洋における公海の漁業資源の保存及び管理に関する条約の締結について承認を求めるの件（条約）（参議院送付）<br>食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約の締結について承認を求めるの件（条約）（参議院送付） |

## 【第184回国会】

### (1) 委員名簿（30人）

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 委員長 | 河井 | 克行君 | 自民 | | | | |
| 理　事 | 岸 | 信夫君 | 自民 | 理　事 | 鈴木 | 馨祐君 | 自民 |
| 理　事 | 薗浦 | 健太郎君 | 自民 | 理　事 | 土屋 | 品子君 | 自民 |
| 理　事 | 原田 | 義昭君 | 自民 | 理　事 | 山口 | 壯君 | 民主 |
| 理　事 | 小熊 | 慎司君 | 維新 | 理　事 | 佐藤 | 茂樹君 | 公明 |
| | あべ | 俊子君 | 自民 | | 城内 | 実君 | 自民 |
| | 黄川田 | 仁志君 | 自民 | | 小林 | 鷹之君 | 自民 |
| | 河野 | 太郎君 | 自民 | | 島田 | 佳和君 | 自民 |
| | 東郷 | 哲也君 | 自民 | | 星野 | 剛士君 | 自民 |
| | 牧原 | 秀樹君 | 自民 | | 松島 | みどり君 | 自民 |
| | 三ッ矢 | 憲生君 | 自民 | | 武藤 | 貴也君 | 自民 |
| | 菊田 | 真紀子君 | 民主 | | 玄葉 | 光一郎君 | 民主 |
| | 長島 | 昭久君 | 民主 | | 浦野 | 靖人君 | 維新 |
| | 村上 | 政俊君 | 維新 | | 岡本 | 三成君 | 公明 |
| | 山内 | 康一君 | みんな | | 笠井 | 亮君 | 共産 |
| | 玉城 | デニー君 | 生活 | | | | |

### (2) 議案審査

付託された議案はなかった。

### (3) 議員海外派遣

| 派遣議員団 | 派遣期間 | 派遣国名 | 派 遣 目 的 | 派遣議員 |
|---|---|---|---|---|
| 衆議院南部アジア地域各国外交政治経済事情等調査議員団 | （閉会中）<br>平成25. 8.19<br>～ 8.27 | タイ、ブータン、インド、ミャンマー | 南部アジア地域各国の外交・安全保障・政治経済事情調査及び友好親善促進 | ５人 |

## 【第185回国会】

### (1) 委員名簿（30人）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 委員長 | 鈴木　俊一君 | 自民 | | | |
| 理　事 | 城内　実君 | 自民 | 理　事 | 左藤　章君 | 自民 |
| 理　事 | 鈴木　馨祐君 | 自民 | 理　事 | 薗浦　健太郎君 | 自民 |
| 理　事 | 原田　義昭君 | 自民 | 理　事 | 松本　剛明君 | 民主 |
| 理　事 | 小熊　慎司君 | 維新 | 理　事 | 上田　勇君 | 公明 |
| | あべ　俊子君 | 自民 | | 石原　宏高君 | 自民 |
| | 河井　克行君 | 自民 | | 木原　誠二君 | 自民 |
| | 黄川田　仁志君 | 自民 | | 小林　鷹之君 | 自民 |
| | 河野　太郎君 | 自民 | | 島田　佳和君 | 自民 |
| | 渡海　紀三朗君 | 自民 | | 東郷　哲也君 | 自民 |
| | 星野　剛士君 | 自民 | | 武藤　貴也君 | 自民 |
| | 小川　淳也君 | 民主 | | 玄葉　光一郎君 | 民主 |
| | 長島　昭久君 | 民主 | | 阪口　直人君 | 維新 |
| | 村上　政俊君 | 維新 | | 岡本　三成君 | 公明 |
| | 杉本　かずみ君 | みんな | | 笠井　亮君 | 共産 |
| | 玉城　デニー君 | 生活 | | | |

### (2) 議案審査

付託された議案は、条約13件で、審査の概況は、次のとおりである。

**① 投資の促進及び保護に関する日本国政府とパプアニューギニア独立国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件**（条約第１号）

**○ 要旨**

パプアニューギニアとの間で、投資の拡大により経済関係を一層強化するため、投資の促進及び保護に関する法的枠組みについて定めるもの

**○ 審査結果**

承認

**② 投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とコロンビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件**（条約第２号）

**○ 要旨**

コロンビアとの間で、投資の拡大により経済関係を一層強化するため、投資の自由化、促進及び保護に関する法的枠組みについて定めるもの

**○ 審査結果**

承認

**③ 投資の促進及び保護に関する日本国とクウェート国との間の協定の締結について承認を求めるの件**（条約第３号）

**○ 要旨**

クウェートとの間で、投資の拡大により経済関係を一層強化するため、投資の自由

化、促進及び保護に関する法的枠組みについて定めるもの

○　**審査結果**

承認

**④　投資の促進、円滑化及び保護に関する日本国政府、大韓民国政府及び中華人民共和国政府の間の協定の締結について承認を求めるの件**（条約第４号）

○　**要旨**

我が国、韓国及び中国の３か国間で、投資の拡大により経済関係を一層強化するため、投資の促進、円滑化及び保護に関する法的枠組みについて定めるもの

○　**審査結果**

承認

**⑤　投資の促進及び保護に関する日本国とイラク共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件**（条約第５号）

○　**要旨**

イラクとの間で、投資の拡大により経済関係を一層強化するため、投資の促進及び保護に関する法的枠組みについて定めるもの

○　**審査結果**

承認

**⑥　社会保障に関する日本国とインド共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件**（条約第６号）

○　**要旨**

インドとの間で、年金制度への加入に関する法令の適用調整及び年金制度の保険期間の通算等について定めるもの

○　**審査結果**

承認

**⑦　社会保障に関する日本国とハンガリーとの間の協定の締結について承認を求めるの件**（条約第７号）

○　**要旨**

ハンガリーとの間で、年金制度及び医療保険制度への加入に関する法令の適用調整並びに年金制度の保険期間の通算等について定めるもの

○　**主な質疑内容**

・　二国間社会保障協定締結の加速化に向けた我が国政府の取組

・　日・インド社会保障協定と日・ハンガリー社会保障協定の類似点及び相違点

○　**審査結果**

承認

**⑧　障害者の権利に関する条約の締結について承認を求めるの件**（条約第８号）

○　**要旨**

障害者の人権及び基本的自由の享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定めるもの

○　**主な質疑内容**

・　本条約締結の意義及び国会提出に至るまでの経緯
・　本条約締結後も国内の障害者施策を更に進める必要性
・　我が国政府が人権条約に定められた個人通報制度を受け入れていない理由

○　**審査結果**

承認

**⑨　万国郵便連合一般規則（2012年のドーハ大会議において改正され、及び採択されたもの）及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件**（条約第９号）（参議院送付）

○　**要旨**

万国郵便連合の円滑な運営を確保するため、その機関の組織、権限及び運営に関する規則等について定めるとともに、普遍的な郵便業務の提供を確保するため、通常郵便物及び小包郵便物の取扱い等に関する規則等について定めるもの

○　**主な質疑内容**

・　万国郵便条約に規定されている到着料について更なる引上げに向けた取組の必要性
・　現行の万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約と比べ、新たな同一般規則及び同条約の改善点
・　我が国の通関手続におけるセキュリティチェック体制

○　**審査結果**

承認

**⑩　郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件**（条約第10号）（参議院送付）

○　**要旨**

郵便為替、郵便振替等の国際郵便送金業務の確実な実施を図るため、郵便送金指図の処理、事業体間の決済等に関する規則等について定めるもの

○　**主な質疑内容**

・　我が国における郵便送金業務に関する監督権限の所在
・　海外送金に関する国際的な取決めの内容
・　郵便送金業務と銀行による外国為替業務の金額及び件数の比較

○　**審査結果**

承認

**⑪　政府調達に関する協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件**（条約第11号）（参議院送付）

○　**要旨**

政府調達に関する協定の適用を受ける機関及びサービスの拡大、開発途上国の同協定への加入に関する特別な取扱い、調達における電子的手段の利用等について定めるもの

○　**主な質疑内容**

・　政府調達市場の現況
・　ＪＲ３社（ＪＲ東日本、ＪＲ東海、ＪＲ西日本）の完全民営化を踏まえ、ＪＲ３

社を政府調達協定の対象から外すために我が国政府が行ってきた取組

・　適用範囲を拡大することとなる本議定書を締結することによる国内市場、特に中小企業に与える影響

**○　審査結果**

承認

**⑫　原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とアラブ首長国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件**（条約第12号）

**○　要旨**

アラブ首長国連邦との間で、原子力の平和的利用に関する協力のための法的枠組みについて定めるもの

**○　審査結果**

継続審査

**⑬　平和的目的のための原子力の利用における協力のための日本国政府とトルコ共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件**（条約第13号）

**○　要旨**

トルコとの間で、原子力の平和的利用に関する協力のための法的枠組みについて定めるもの

**○　審査結果**

継続審査

**《議案審査一覧》**

**条　約**

| 件名 | 提出日 | 衆議院 | | | | | 参議院 | | 公布日<br>番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣旨<br>説明 | 委員会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提案<br>理由 | 質疑 | 議決日<br>結果 | 議決日<br>結果 | | 議決日<br>結果 | |
| 投資の促進及び保護に関する日本国政府とパプアニューギニア独立国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第1号） | 25.10.15 | | 10.25<br>11. 6 | | 11. 6<br>承認（全）<br>（賛-自民・民主・維新・公明・みんな・共産・生活） | 11. 7<br>承認 | 外交防衛<br>11.21<br>承認 | 11.22<br>承認 | 12.20<br>条12号 |
| 投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とコロンビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第2号） | 10.15 | | 10.25<br>11. 6 | | 11. 6<br>承認（全）<br>（賛-自民・民主・維新・公明・みんな・共産・生活） | 11. 7<br>承認 | 外交防衛<br>11.21<br>承認 | 11.22<br>承認 | |
| 投資の促進及び保護に関する日本国とクウェート国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第3号） | 10.15 | | 10.25<br>11. 6 | | 11. 6<br>承認（全）<br>（賛-自民・民主・維新・公明・みんな・共産・生活） | 11. 7<br>承認 | 外交防衛<br>11.21<br>承認 | 11.22<br>承認 | 12.27<br>条17号 |

| 件名 | 提出日 | 衆議院 | | | | | 参議院 | | 公布日<br>番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣旨<br>説明 | 委員会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提案<br>理由 | 質疑 | 議決日<br>結果 | 議決日<br>結果 | | 議決日<br>結果 | |
| 投資の促進、円滑化及び保護に関する日本国政府、大韓民国政府及び中華人民共和国政府の間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第4号） | 10.15 | | 10.25<br>11. 6 | | 11. 6<br>承認（全）<br>（賛-自民・民主・維新・公明・みんな・共産・生活） | 11. 7<br>承認 | 外交防衛<br>11.21<br>承認 | 11.22<br>承認 | |
| 投資の促進及び保護に関する日本国とイラク共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第5号） | 10.15 | | 10.25<br>11. 6 | | 11. 6<br>承認（全）<br>（賛-自民・民主・維新・公明・みんな・共産・生活） | 11. 7<br>承認 | 外交防衛<br>11.21<br>承認 | 11.22<br>承認 | |
| 社会保障に関する日本国とインド共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第6号） | 10.15 | | 10.25<br>11. 6 | | 11. 6<br>承認（全）<br>（賛-自民・民主・維新・公明・みんな・共産・生活） | 11. 7<br>承認 | 外交防衛<br>12. 3<br>承認 | 12. 4<br>承認 | |
| 社会保障に関する日本国とハンガリーとの間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第7号） | 10.15 | | 11. 7<br>11. 8 | 11.13<br>11.15 | 11.15<br>承認（全）<br>（賛-自民・民主・維新・公明・みんな・共産・生活） | 11.19<br>承認 | 外交防衛<br>12. 3<br>承認 | 12. 4<br>承認 | 12.20<br>条13号 |
| 障害者の権利に関する条約の締結について承認を求めるの件（条約第8号） | 10.17 | | 11. 7<br>11. 8 | 11.13<br>11.15 | 11.15<br>承認（全）<br>（賛-自民・民主・維新・公明・みんな・共産・生活） | 11.19<br>承認 | 外交防衛<br>12. 3<br>承認 | 12. 4<br>承認 | 26. 1.22<br>条1号 |
| 万国郵便連合一般規則（2012年のドーハ大会議において改正され、及び採択されたもの）及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件（条約第9号）（参議院送付） | 参<br>10.17 | | 11. 8<br>11.27 | 11.29 | 11.29<br>承認（全）<br>（賛-自民・民主・維新・公明・みんな・共産・生活） | 12. 3<br>承認 | 外交防衛<br>11. 7<br>承認 | 11. 8<br>承認 | 12.20<br>条14号<br>条15号 |
| 郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件（条約第10号）（参議院送付） | 参<br>10.17 | | 11. 8<br>11.27 | 11.29 | 11.29<br>承認（全）<br>（賛-自民・民主・維新・公明・みんな・共産・生活） | 12. 3<br>承認 | 外交防衛<br>11. 7<br>承認 | 11. 8<br>承認 | 12.20<br>条16号 |
| 政府調達に関する協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第11号）（参議院送付） | 参<br>10.17 | | 11. 8<br>11.27 | 11.29 | 11.29<br>承認（多）<br>（賛-自民・民主・維新・公明・みんな・生活）<br>（反-共産） | 12. 3<br>承認 | 外交防衛<br>11. 7<br>承認 | 11. 8<br>承認 | |

| 件　　名 | 提出日 | 衆　　議　　院 | | | | | 参　議　院 | | 公布日<br>番　号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣　旨<br>説　明 | 委　　員　　会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結　果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提　案<br>理　由 | 質　疑 | 議決日<br>結　果 | 議決日<br>結　果 | | 議決日<br>結　果 | |
| 原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とアラブ首長国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第12号） | 10.25 | | 12. 5<br>12. 6 | | | 12. 6<br>閉会中<br>審査 | | | |
| 平和的目的のための原子力の利用における協力のための日本国政府とトルコ共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第13号） | 10.25 | | 12. 5<br>12. 6 | | | 12. 6<br>閉会中<br>審査 | | | |

### (3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

#### ○　主な質疑内容

- 日中関係（尖閣諸島を巡る情勢、中国による防空識別圏設定問題等）
- 日露関係（北方領土問題、日露外務防衛閣僚協議（「２＋２」）等）
- 米国による情報収集活動関係
- 北朝鮮問題（北朝鮮による拉致問題等）
- 在日米軍基地問題（日米安全保障協議委員会（「２＋２」）共同発表等）
- 安倍政権の外交方針(原発輸出等経済外交、国連外交等)
- ＴＰＰ協定関係
- 集団的自衛権の見直し等の憲法解釈変更関係
- 台風による被害を受けたフィリピンへの支援関係
- 我が国における外国人、外国資本による土地取引規制の在り方

## ５　財務金融委員会

### 【第183回国会】

#### (1) 委員名簿（40人）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 委員長 | 金田　勝年君 | 自民 | | | |
| 理　事 | 逢沢　一郎君 | 自民 | 理　事 | 伊藤　信太郎君 | 自民 |
| 理　事 | 木原　誠二君 | 自民 | 理　事 | 竹本　直一君 | 自民 |
| 理　事 | 山本　幸三君 | 自民 | 理　事 | 安住　淳君 | 民主 |
| 理　事 | 桜内　文城君 | 維新 | 理　事 | 上田　勇君 | 公明 |
| | 安藤　裕君 | 自民 | | 伊東　良孝君 | 自民 |
| | 小倉　將信君 | 自民 | | 小田原　潔君 | 自民 |
| | 鬼木　誠君 | 自民 | | 神田　憲次君 | 自民 |
| | 小泉　進次郎君 | 自民 | | 小島　敏文君 | 自民 |
| | 小林　鷹之君 | 自民 | | 田野瀬　太道君 | 自民 |
| | 田畑　毅君 | 自民 | | 竹下　亘君 | 自民 |
| | 中山　展宏君 | 自民 | | 藤井　比早之君 | 自民 |
| | 牧島　かれん君 | 自民 | | 松本　洋平君 | 自民 |
| | 御法川　信英君 | 自民 | | 山田　賢司君 | 自民 |
| | 階　猛君 | 民主 | | 武正　公一君 | 民主 |
| | 古本　伸一郎君 | 民主 | | 前原　誠司君 | 民主 |
| | 西野　弘一君 | 維新 | | 松田　学君 | 維新 |
| | 三木　圭恵君 | 維新 | | 山之内　毅君 | 維新 |
| | 岡本　三成君 | 公明 | | 竹内　譲君 | 公明 |
| | 小池　政就君 | みんな | | 佐々木　憲昭君 | 共産 |
| | 鈴木　克昌君 | 生活 | | | |

#### (2) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案４件及び議員提出法律案６件で、審査の概況は、次のとおりである。

**①　所得税法等の一部を改正する法律案**（内閣提出第８号）

**○　要旨**

現下の経済情勢等を踏まえ、成長と富の創出の好循環を実現するとともに、社会保障・税一体改革を着実に実施するなどの観点から、所得税の最高税率の引上げ、生産等設備投資促進税制の創設、相続税の基礎控除の引下げ等の措置を講ずるもの

**○　主な質疑内容**

- 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設の意義と経済的効果
- 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（日本版ＩＳＡ）の拡充の意義と経済的効果
- 格差是正や所得再分配機能の回復に向けた個人所得課税の見直しの必要性

**○　審査結果**

可決（附帯決議）

**② 関税定率法等の一部を改正する法律案**（内閣提出第９号）

**○ 要旨**

最近における内外の経済情勢等に対応するため、暫定関税率等の適用期限の延長を行うほか、適正な課税のための規定の整備を図るもの

**○ 主な質疑内容**

- 東日本大震災の被災地域の物流及び貿易を促進する必要性
- 特許料を含めた適正価格に基づく課税を確保するための取組
- 税関職員の処遇改善及び職場環境の整備等に配慮する必要性

**○ 審査結果**

可決（附帯決議）

**③ 独立行政法人日本万国博覧会記念機構法を廃止する法律案**（内閣提出第45号）

**○ 要旨**

独立行政法人日本万国博覧会記念機構法を廃止して独立行政法人日本万国博覧会記念機構を解散するとともに、これに伴う資産債務の承継等所要の措置を講ずるもの

**○ 主な質疑内容**

- 国の財政赤字の要因とはなっていない機構を廃止する理由
- 公園事業移管後の公園利用料
- 機構廃止後の職員の雇用保障

**○ 審査結果**

可決

**④ 金融商品取引法等の一部を改正する法律案**（内閣提出第59号）

**○ 要旨**

情報伝達行為に対する規制の導入等のインサイダー取引規制の強化、投資一任業者等による運用報告書等の虚偽記載等に係る制裁の強化、投資法人の資本政策手段の多様化、大口信用供与等規制の強化、金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置の整備等の措置を講ずるもの

**○ 主な質疑内容**

- 公募増資インサイダー取引事案等を踏まえた情報伝達・取引推奨行為規制の実効性に対する金融担当大臣の見解
- 金融機関の秩序ある処理に関する措置の対象に証券会社等が含まれる理由
- ＡＩＪによる年金資産運用問題を踏まえた資産運用規制の見直しにより強化される罰則水準の妥当性

**○ 参考人からの意見の聴取**

**○ 審査結果**

可決

**⑤ 消費税率の引上げが国民生活及び我が国の経済に及ぼす影響を踏まえ早急に講ずべき措置に関する法律案**（松本剛明君外４名提出、衆法第２号）

**○ 要旨**

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の規定による消費税率の引上げが国民生活及び我が国の経済に及ぼす影響を踏まえ、同法に定める税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策

に関する措置のうち、政府が早急に講ずべき措置について定めるもの

**○　主な質疑内容**

・　本法律案に対する財務大臣の見解

・　住宅の取得に係る消費税の負担緩和のために給付措置を講ずる必要性についての提出者の見解

・　自動車取得税及び自動車重量税の課税根拠を含めた自動車関係諸税の見直しの考え方についての提出者の見解

**○　審査結果**

（審査未了）

**⑥　日本銀行法の一部を改正する法律案**（今井雅人君外９名提出、衆法第９号）

**○　要旨**

日本銀行の目的に雇用及び名目経済成長率に配慮しつつ物価の安定を図るため通貨及び金融の調節を行うことを明記するとともに、物価変動目標等について政府との間で締結する協定及び物価変動目標の達成状況等についての説明に関する規定を定め、並びに役員の解任に関する規定を整備するほか、日本銀行が通貨及び金融の調節のため自ら外国為替の売買を行うことができることを明記する等の措置を講ずるもの

**○　審査結果**

（審査未了）

**⑦　国の責任ある財政運営の確保等に関する法律案**（桜内文城君外３名提出、衆法第17号）

**○　要旨**

国の責任ある財政運営の確保等を図るため、国の財政運営に関し、基本原則を定め、及び国の責務を明らかにするとともに、財政運営中長期戦略の策定等、公会計基準の設定、財政検証委員会の設置その他の国の財政会計制度改革を実施するもの

**○　審査結果**

（審査未了）

**⑧　特別会計に関する法律の一部を改正する法律案**（前原誠司君外４名提出、衆法第32号）

**○　要旨**

特別会計の設置、管理及び経理に関する基本理念規定を創設するとともに、社会資本整備事業特別会計の廃止、食料安定供給特別会計、農業共済再保険特別会計及び漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の統合その他の特別会計の改革のための措置を講ずるもの

**○　審査結果**

（審査未了）

**⑨　国及び地方公共団体の責任ある財政運営の確保を図るための財政の健全化の推進に関する法律案**（前原誠司君外３名提出、衆法第33号）

**○　要旨**

国及び地方公共団体の責任ある財政運営の確保を図るため、財政の健全化の推進に関し、基本原則、財政健全化目標及び財政健全化基本方針を定め、並びに国の責務を

明らかにするとともに、中期フレームの策定等、国の財務に関する情報の開示、行政監視院の設置、地方財政の健全化その他の財政の健全化の推進のため必要な事項を定めるもの

**○　審査結果**

継続審査

**⑩　租税特別措置法の一部を改正する法律案**（桜内文城君外２名提出、衆法第37号）

**○　要旨**

公職にある者の政治活動に対する国民の信頼の確保を図るため、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の職にある者並びにこれらの者と生計を一にする者が支出する政治活動に関する寄附に係る支出金について、寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除の規定を適用しないこととするもの

**○　審査結果**

継続審査

**《議案審査一覧》**

**閣　法**

| 件名 | 提出日 | 衆議院 | | | | | 参議院 | | 公布日<br>番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣旨<br>説明 | 委員会<br>付託日<br>提案<br>理由 | 委員会<br>質疑 | 委員会<br>議決日<br>結果 | 本会議<br>議決日<br>結果 | 委員会名<br>議決日<br>結果 | 本会議<br>議決日<br>結果 | |
| 所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第8号） | 25. 3. 1 | 3.14 | 3.14<br>3.15 | 3.19<br>3.22 | 3.22<br>可決（多）<br>（賛-自民・民主・公明・みんな・生活）<br>（反-維新・共産）<br>（附） | 3.22<br>可決 | 財政金融<br>3.27<br>可決<br>（附） | 3.29<br>可決 | 3.30<br>法5号 |
| 関税定率法等の一部を改正する法律案（内閣提出第9号） | 3. 1 | | 3.14<br>3.15 | 3.19<br>3.22 | 3.22<br>可決（全）<br>（賛-自民・民主・維新・公明・みんな・共産・生活）<br>（附） | 3.22<br>可決 | 財政金融<br>3.27<br>可決<br>（附） | 3.29<br>可決 | 3.30<br>法6号 |
| 独立行政法人日本万国博覧会記念機構法を廃止する法律案（内閣提出第45号） | 4. 5 | | 4.23<br>4.24 | 4.24 | 4.24<br>可決（全）<br>（賛-自民・民主・維新・公明・みんな・共産・生活） | 4.26<br>可決 | 財政金融<br>5.16<br>可決 | 5.17<br>可決 | 5.24<br>法19号 |
| 金融商品取引法等の一部を改正する法律案（内閣提出第59号） | 4.16 | | 5.15<br>5.17 | 5.21<br>5.22<br>5.24 | 5.24<br>可決（多）<br>（賛-自民・民主・維新・公明・みんな・生活）<br>（反-共産） | 5.28<br>可決 | 財政金融<br>6.11<br>可決<br>（附） | 6.12<br>可決 | 6.19<br>法45号 |

**衆　法**

| 件　　名 | 提出日 | 衆議院 | | | | | 参議院 | | 公布日<br>番　号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣　旨<br>説　明 | 委員会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結　果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提　案<br>理　由 | 質　疑 | 議決日<br>結　果 | 議決日<br>結　果 | | 議決日<br>結　果 | |
| 消費税率の引上げが国民生活及び我が国の経済に及ぼす影響を踏まえ早急に講ずべき措置に関する法律案（松本剛明君外4名提出、衆法第2号） | 25. 3.12 | 3.14 | 3.14<br>3.15 | 3.19<br>3.22 | （審査未了） | | | | |
| 日本銀行法の一部を改正する法律案（今井雅人君外9名提出、衆法第9号） | 4.25 | | 6.24 | | （審査未了） | | | | |
| 国の責任ある財政運営の確保等に関する法律案（桜内文城君外3名提出、衆法第17号） | 5.17 | | 6.24 | | （審査未了） | | | | |
| 特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（前原誠司君外4名提出、衆法第32号） | 6. 7 | | 6.24 | | （審査未了） | | | | |
| 国及び地方公共団体の責任ある財政運営の確保を図るための財政の健全化の推進に関する法律案（前原誠司君外3名提出、衆法第33号） | 6. 7 | | 6.24 | | | 6.26<br>閉会中<br>審査 | | | |
| 租税特別措置法の一部を改正する法律案（桜内文城君外2名提出、衆法第37号） | 6.13 | | 6.24 | | | 6.26<br>閉会中<br>審査 | | | |

### (3) 国政調査

国政調査では、質疑及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

**○　主な質疑内容**

- 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」の活用方針
- 「15か月予算」として平成24年度補正予算と平成25年度予算を合わせて50兆円を超える新たな公債を発行することの是非
- 年度を通した借入・歳出抑制の枠組みや複数年度にわたるシーリングなどの導入検討の必要性
- ２％の物価安定目標を目指すことによって長期金利が上昇し、我が国の財政状況が一層悪化する可能性
- 日銀が責任を持って２年程度で物価安定目標を達成することに対する日銀総裁の決意
- 金融緩和の出口戦略の必要性
- 長期金利の急上昇による弊害

・　中小企業金融円滑化法期限到来後の状況
・　消費税率引上げを踏まえた低所得者対策の検討状況
・　金融緩和による家計所得の増加に関する日銀総裁の見解

### (4) 連合審査会

| 連合審査会 | 開会日 | 審査・調査案件 |
|---|---|---|
| 内閣委員会 総務委員会 財務金融委員会 厚生労働委員会連合審査会 | 平成25. 4.11 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案（内閣提出）<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出）<br>内閣法等の一部を改正する法律案（内閣提出）<br>地方公共団体情報システム機構法案（内閣提出） |
| 経済産業委員会 内閣委員会 財務金融委員会 消費者問題に関する特別委員会連合審査会 | 5.16 | 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法案（内閣提出） |

### (5) 参考人

| 出頭日 | 職　　業 | 氏　　名 | 審査・調査案件 |
|---|---|---|---|
| 平成25. 3.15 | 日本銀行総裁 | 白川　方明君 | 財政及び金融に関する件 |
| | 日本銀行副総裁 | 西村　清彦君 | |
| 3.19 | 日本銀行総裁 | 白川　方明君 | 所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）<br>関税定率法等の一部を改正する法律案（内閣提出）<br>消費税率の引上げが国民生活及び我が国の経済に及ぼす影響を踏まえ早急に講ずべき措置に関する法律案（松本剛明君外４名提出） |
| 3.26 | 日本銀行総裁 | 黒田　東彦君 | 金融に関する件（通貨及び金融の調節に関する報告書） |
| | 日本銀行副総裁 | 岩田規久男君 | |
| | 日本銀行副総裁 | 中曽　　宏君 | |
| | 日本銀行理事 | 田中　洋樹君 | |
| | 日本銀行理事 | 雨宮　正佳君 | |
| 5.22 | 一般社団法人全国銀行協会会長 | 國部　　毅君 | 金融商品取引法等の一部を改正する法律案（内閣提出） |
| | 日本証券業協会会長 | 前　　哲夫君 | |
| | 一般社団法人日本投資顧問業協会会長 | 岩間陽一郎君 | |

| 出頭日 | 職　　業 | 氏　　名 | 審査・調査案件 |
|---|---|---|---|
| 5.24 | 日本銀行総裁 | 黒田　東彦君 | 金融商品取引法等の一部を改正する法律案（内閣提出） |
| | 日本銀行金融市場局長 | 山岡　浩巳君 | |
| 6.19 | 日本銀行総裁 | 黒田　東彦君 | 金融に関する件（通貨及び金融の調節に関する報告書） |
| | 日本銀行理事 | 田中　洋樹君 | |
| | 日本銀行理事 | 雨宮　正佳君 | |
| | 日本銀行理事 | 武田　知久君 | |

### （6）視察

| 視察日 | 視察地名 | 視　察　目　的 | 視察委員 |
|---|---|---|---|
| 平成<br>25. 5.29 | 宮城県 | 財政及び金融に関する実情調査 | ８人 |
| 6. 5 | 東京都（中央区） | 金融及び証券取引に関する実情調査 | 19人 |
| 6.12 | 大阪府 | 金融及び造幣事業等に関する実情調査 | 10人 |

## 【第184回国会】

### (1) 委員名簿（40人）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 委員長 | 金田　勝年君 | 自民 | | | |
| 理　事 | 逢沢　一郎君 | 自民 | 理　事 | 伊藤　信太郎君 | 自民 |
| 理　事 | 木原　誠二君 | 自民 | 理　事 | 竹本　直一君 | 自民 |
| 理　事 | 山本　幸三君 | 自民 | 理　事 | 安住　淳君 | 民主 |
| 理　事 | 桜内　文城君 | 維新 | 理　事 | 上田　勇君 | 公明 |
| | 安藤　裕君 | 自民 | | 伊東　良孝君 | 自民 |
| | 小倉　將信君 | 自民 | | 小田原　潔君 | 自民 |
| | 鬼木　誠君 | 自民 | | 神田　憲次君 | 自民 |
| | 小泉　進次郎君 | 自民 | | 小島　敏文君 | 自民 |
| | 小林　鷹之君 | 自民 | | 田野瀬　太道君 | 自民 |
| | 田畑　毅君 | 自民 | | 竹下　亘君 | 自民 |
| | 中山　展宏君 | 自民 | | 藤井　比早之君 | 自民 |
| | 牧島　かれん君 | 自民 | | 松本　洋平君 | 自民 |
| | 御法川　信英君 | 自民 | | 山田　賢司君 | 自民 |
| | 階　猛君 | 民主 | | 武正　公一君 | 民主 |
| | 古本　伸一郎君 | 民主 | | 前原　誠司君 | 民主 |
| | 西野　弘一君 | 維新 | | 松田　学君 | 維新 |
| | 三木　圭恵君 | 維新 | | 山之内　毅君 | 維新 |
| | 岡本　三成君 | 公明 | | 竹内　譲君 | 公明 |
| | 小池　政就君 | みんな | | 佐々木　憲昭君 | 共産 |
| | 鈴木　克昌君 | 生活 | | | |

### (2) 議案審査

付託された議案は、議員提出法律案２件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

**① 国及び地方公共団体の責任ある財政運営の確保を図るための財政の健全化の推進に関する法律案**（前原誠司君外３名提出、第183回国会衆法第33号）

**○ 要旨**

（第183回国会参照）

**○ 審査結果**

継続審査

**② 租税特別措置法の一部を改正する法律案**（桜内文城君外２名提出、第183回国会衆法第37号）

**○ 要旨**

（第183回国会参照）

**○ 審査結果**

継続審査

《議案審査一覧》

衆　法

| 件　　名 | 提出日 | 衆　　議　　院 | | | | | 参　議　院 | | 公布日<br>番　号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣　旨<br>説　明 | 委　　員　　会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結　果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提　案<br>理　由 | 質　疑 | 議決日<br>結　果 | 議決日<br>結　果 | | 議決日<br>結　果 | |
| 国及び地方公共団体の責任ある財政運営の確保を図るための財政の健全化の推進に関する法律案（前原誠司君外3名提出、第183回国会衆法第33号） | (25. 6. 7) | | 25. 8. 2 | | | 8. 7<br>閉会中<br>審査 | | | |
| 租税特別措置法の一部を改正する法律案（桜内文城君外2名提出、第183回国会衆法第37号） | (25. 6.13) | | 8. 2 | | | 8. 7<br>閉会中<br>審査 | | | |

(3) 議員海外派遣

| 派遣議員団 | 派遣期間 | 派遣国名 | 派 遣 目 的 | 派遣議員 |
|---|---|---|---|---|
| 衆議院東南アジア各国における財政金融経済事情等調査議員団 | （閉会中）<br>平成25. 8.26<br>～ 8.31 | フィリピン、シンガポール、インドネシア | 東南アジア各国における財政金融経済事情等調査 | ６人 |

## 【第185回国会】

### (1) 委員名簿（40人）

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 委員長 | 林田 | 彪君 | 自民 | | | | |
| 理　事 | 伊東 | 良孝君 | 自民 | 理　事 | 越智 | 隆雄君 | 自民 |
| 理　事 | 菅原 | 一秀君 | 自民 | 理　事 | 寺田 | 稔君 | 自民 |
| 理　事 | 御法川 | 信英君 | 自民 | 理　事 | 古本 | 伸一郎君 | 民主 |
| 理　事 | 桜内 | 文城君 | 維新 | 理　事 | 竹内 | 譲君 | 公明 |
| | 安藤 | 裕君 | 自民 | | 小倉 | 將信君 | 自民 |
| | 小田原 | 潔君 | 自民 | | 鬼木 | 誠君 | 自民 |
| | 金田 | 勝年君 | 自民 | | 神田 | 憲次君 | 自民 |
| | 小島 | 敏文君 | 自民 | | 小林 | 鷹之君 | 自民 |
| | 田野瀬 | 太道君 | 自民 | | 田畑 | 毅君 | 自民 |
| | 竹下 | 亘君 | 自民 | | 竹本 | 直一君 | 自民 |
| | 中山 | 展宏君 | 自民 | | 葉梨 | 康弘君 | 自民 |
| | 藤井 | 比早之君 | 自民 | | 牧島 | かれん君 | 自民 |
| | 松本 | 洋平君 | 自民 | | 山田 | 賢司君 | 自民 |
| | 安住 | 淳君 | 民主 | | 武正 | 公一君 | 民主 |
| | 前原 | 誠司君 | 民主 | | 鷲尾 | 英一郎君 | 民主 |
| | 坂元 | 大輔君 | 維新 | | 田沼 | 隆志君 | 維新 |
| | 三木 | 圭恵君 | 維新 | | 山之内 | 毅君 | 維新 |
| | 上田 | 勇君 | 公明 | | 岡本 | 三成君 | 公明 |
| | 小池 | 政就君 | みんな | | 佐々木 | 憲昭君 | 共産 |
| | 鈴木 | 克昌君 | 生活 | | | | |

### (2) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案１件及び議員提出法律案３件（うち継続審査２件）で、審査の概況は、次のとおりである。

#### ①　特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律案（内閣提出第13号）

**○　要旨**

国全体の財政の一層の効率化及び透明化を図るため、社会資本整備事業特別会計の廃止、食料安定供給特別会計、農業共済再保険特別会計及び漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の統合その他の特別会計の改革のための措置等を講ずるもの

**○　主な質疑内容**

- 本法律案の基本理念において掲げられた国民に対する情報公開の重要性
- 本法律案による改正後の外国為替資金の運営に係る債券貸出等の取引先金融機関及び同資金の運用委託先となり得る金融機関の範囲
- 本法律案による特別会計改革を歳出削減及び財政再建につなげていく道筋

**○　審査結果**

可決（附帯決議）

**② 国及び地方公共団体の責任ある財政運営の確保を図るための財政の健全化の推進に関する法律案**（前原誠司君外３名提出、第183回国会衆法第33号）

**○ 要旨**

（第183回国会参照）

**○ 審査結果**

継続審査

**③ 租税特別措置法の一部を改正する法律案**（桜内文城君外２名提出、第183回国会衆法第37号）

**○ 要旨**

（第183回国会参照）

**○ 審査結果**

継続審査

**④ 国の責任ある財政運営の確保等に関する法律案**（桜内文城君外１名提出、衆法第８号）

**○ 要旨**

内外の経済社会情勢の変化に応じ、中長期的に持続可能な財政運営を確保することが極めて重要であることに鑑み、国の責任ある財政運営の確保等を図るため、国の財政運営に関し、基本原則を定め、及び国の責務を明らかにするとともに、財政運営中長期戦略の策定等、公会計基準の設定、財政検証委員会の設置その他の国の財政会計制度改革を実施するもの

**○ 審査結果**

継続審査

**《議案審査一覧》**

**閣　法**

| 件名 | 提出日 | 衆議院 | | | | | 参議院 | | 公布日<br>番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣旨<br>説明 | 委員会<br>付託日<br>提案<br>理由 | 委員会<br>質疑 | 委員会<br>議決日<br>結果 | 本会議<br>議決日<br>結果 | 委員会名<br>議決日<br>結果 | 本会議<br>議決日<br>結果 | |
| 特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律案（内閣提出第13号） | 25.10.25 | | 10.31<br>11. 1 | 11. 6 | 11. 6<br>可決（多）<br>（賛-自民・民主・維新・公明・生活）<br>（反-みんな・共産）<br>（附） | 11. 7<br>可決 | 財政金融<br>11.14<br>可決<br>（附） | 11.15<br>可決 | 11.22<br>法76号 |

**衆　法**

| 件　　名 | 提出日 | 衆議院 | | | | | 参議院 | | 公布日<br>番　号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣　旨<br>説　明 | 委員会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結　果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提　案<br>理　由 | 質　疑 | 議決日<br>結　果 | 議決日<br>結　果 | | 議決日<br>結　果 | |
| 国及び地方公共団体の責任ある財政運営の確保を図るための財政の健全化の推進に関する法律案（前原誠司君外3名提出、第183回国会衆法第33号） | (25. 6. 7) | | 25.10.15 | | | 12. 6<br>閉会中<br>審査 | | | |
| 租税特別措置法の一部を改正する法律案（桜内文城君外2名提出、第183回国会衆法第37号） | (25. 6.13) | | 10.15 | | | 12. 6<br>閉会中<br>審査 | | | |
| 国の責任ある財政運営の確保等に関する法律案（桜内文城君外1名提出、衆法第8号） | 11.13 | | 12. 5 | | | 12. 6<br>閉会中<br>審査 | | | |

### (3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

#### ○　主な質疑内容

- デフレ脱却のために金融機関が果たすべき役割
- 消費税の軽減税率を導入する際の課題及び問題点
- 復興特別法人税の１年前倒し廃止が賃金の上昇につながるとする根拠
- みずほ銀行の提携ローンにおける反社会的勢力との取引問題の背景及び責任
- 金融検査において、みずほ銀行取締役会資料の中の反社会的勢力との取引に係る報告を見逃していた責任
- マネタリーベースの拡大にもかかわらずマネーストック及び銀行の貸出残高が横ばいであることに対する日銀総裁の見解
- 「量的・質的金融緩和」からの出口戦略
- 平成26年の消費税率引上げの前後で追加的な金融緩和を行う可能性
- 東日本大震災復興予算の見直しの必要性
- 消費税増税に伴う経済対策を５兆円規模とする根拠

### (4) 参考人

| 出頭日 | 職　　業 | 氏　　名 | 審査・調査案件 |
|---|---|---|---|
| 平成<br>25.11. 6 | 日本銀行国際局長 | 外山　晴之君 | 特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律案（内閣提出） |

| 出頭日 | 職　　業 | 氏　　名 | 審査・調査案件 |
|---|---|---|---|
| 11.13 | 一般社団法人全国銀行協会会長 | 國部　　毅君 | 金融に関する件（金融機関における反社会的勢力との取引問題） |
| | 株式会社みずほ銀行取締役頭取 | 佐藤　康博君 | |
| | 一般社団法人全国地方銀行協会会長 | 谷　　正明君 | |
| | 日本証券業協会会長 | 稲野　和利君 | |
| | 一般社団法人日本クレジット協会会長 | 大森　一廣君 | |
| 11.22 | 日本銀行総裁 | 黒田　東彦君 | 財政及び金融に関する件 |
| | 日本銀行理事 | 田中　洋樹君 | |
| | 日本銀行理事 | 雨宮　正佳君 | |
| | 日本銀行企画局長 | 内田　眞一君 | |
| 11.29 | 日本銀行総裁 | 黒田　東彦君 | 財政及び金融に関する件 |

## ６　文部科学委員会

### 【第183回国会】

#### (1) 委員名簿（40人）

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 委員長 | 松野　博一君 | 自民 | | | | |
| 理　事 | 木原　稔君 | 自民 | 理　事 | 中根　一幸君 | 自民 |
| 理　事 | 永岡　桂子君 | 自民 | 理　事 | 萩生田　光一君 | 自民 |
| 理　事 | 山本ともひろ君 | 自民 | 理　事 | 笠　浩史君 | 民主 |
| 理　事 | 鈴木　望君 | 維新 | 理　事 | 浮島　智子君 | 公明 |
| | 青山　周平君 | 自民 | | 池田　佳隆君 | 自民 |
| | 小此木　八郎君 | 自民 | | 神山　佐市君 | 自民 |
| | 菅野　さちこ君 | 自民 | | 木内　均君 | 自民 |
| | 工藤　彰三君 | 自民 | | 熊田　裕通君 | 自民 |
| | 小林　茂樹君 | 自民 | | 桜井　宏君 | 自民 |
| | 新開　裕司君 | 自民 | | 丹羽　秀樹君 | 自民 |
| | 野中　厚君 | 自民 | | 馳　浩君 | 自民 |
| | 比嘉　奈津美君 | 自民 | | 宮内　秀樹君 | 自民 |
| | 宮川　典子君 | 自民 | | 義家　弘介君 | 自民 |
| | 小川　淳也君 | 民主 | | 郡　和子君 | 民主 |
| | 中川　正春君 | 民主 | | 松本　剛明君 | 民主 |
| | 遠藤　敬君 | 維新 | | 椎木　保君 | 維新 |
| | 田沼　隆志君 | 維新 | | 中野　洋昌君 | 公明 |
| | 青柳　陽一郎君 | みんな | | 井出　庸生君 | みんな |
| | 宮本　岳志君 | 共産 | | 青木　愛君 | 生活 |
| | 吉川　元君 | 社民 | | | |

#### (2) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案１件及び議員提出法律案４件で、審査の概況は、次のとおりである。

**①　東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律案**（内閣提出第68号）

**○　要旨**

東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争について原子力損害賠償紛争審査会が行う和解の仲介の手続の利用に係る時効の中断の特例について定めるもの

**○　主な質疑内容**

- 東京電力が損害賠償請求権の時効による消滅を主張することがないように国が指導・監督する必要性
- 本法律案の枠組みは緊急的な措置であることから、適用対象とならない被害者の救済を図る必要性
- 本法律案成立後も和解仲介手続を行っていない被害者の救済のための新たな立法措置を講じる必要性

○　**審査結果**
可決（附帯決議）

**②　スポーツ振興投票の実施等に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案**（遠藤利明君外12名提出、衆法第７号）

○　**要旨**
スポーツの振興に寄与するため、スポーツ振興投票の対象とすることができるサッカーの試合を追加するとともに、独立行政法人日本スポーツ振興センターの業務にスポーツに関する活動が公正かつ適切に実施されるようにするため必要な業務を行うことを追加し、あわせて、当分の間の措置として、同センターがスポーツ振興投票券の売上金額の一部を国際大会招致・開催のための施設整備等に充てることができるようにするもの

○　**主な質疑内容**
・　スポーツ振興投票券の対象をサッカーの海外リーグに拡大する理由及び指定の対象として想定する海外団体の具体例
・　国立霞ヶ丘競技場の改築は、国費によることを基本とすべきとの考えに対する提出者の見解
・　アスリートが暴力やハラスメントを受けた場合の第三者による相談窓口を日本スポーツ振興センターに設置する理由

○　**審査結果**
可決（附帯決議）

**③　教育委員会制度を廃止する等のための地方自治法等の一部を改正する法律案**（中田宏君外４名提出、衆法第25号）

○　**要旨**
教育委員会制度を廃止して地方公共団体における教育に関する事務の管理執行を地方公共団体の長に一元的に担わせるとともに、指導主事を廃止すること等により地方教育行政の運営の在り方を抜本的に改めることを通じて地方教育行政における責任を負うべき主体の明確化を図り、もって地方教育行政における責任体制を確立するため、地方自治法等の一部改正について定めるもの

○　**審査結果**
継続審査

**④　いじめ防止対策推進法案**（馳浩君外13名提出、衆法第42号）

○　**要旨**
いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めるもの

○　**主な質疑内容**
・　いじめの防止等の対策のために、学校に複数の教職員や心理、福祉の専門的な知識を有する者により構成される組織を置くこととした理由
・　本法律案のいじめ防止対策を実効あるものにするための教育委員会改革の必要性
・　児童等にいじめの禁止を求めるのではなく、いじめ問題を社会全体で解決する立

場を示す必要性

○　**審査結果**

可決（附帯決議）

**⑤　地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案**（笠浩史君外２名提出、衆法第45号）

○　**要旨**

地方公共団体における教育行政の適正な運営の確保を図るため、教育長の設置、地方公共団体による教育、学術及び文化に関する機関の設置並びに学校理事会、教育監査委員会等に関し必要な事項を定めるもの

○　**審査結果**

継続審査

**《議案審査一覧》**

**閣　法**

| 件名 | 提出日 | 衆議院 | | | | | 参議院 | | 公布日<br>番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣旨<br>説明 | 委員会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提案<br>理由 | 質疑 | 議決日<br>結果 | 議決日<br>結果 | | 議決日<br>結果 | |
| 東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律案（内閣提出第68号） | 25. 4.23 | | 5. 8<br>5.10 | 5.17 | 5.17<br>可決（全）<br>（賛-自民・民主・維新・公明・みんな・共産・生活・社民）<br>（附） | 5.21<br>可決 | 文教科学<br>5.28<br>可決<br>（附） | 5.29<br>可決 | 6. 5<br>法32号 |

**衆　法**

| 件名 | 提出日 | 衆議院 | | | | | 参議院 | | 公布日<br>番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣旨<br>説明 | 委員会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提案<br>理由 | 質疑 | 議決日<br>結果 | 議決日<br>結果 | | 議決日<br>結果 | |
| スポーツ振興投票の実施等に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案（遠藤利明君外12名提出、衆法第7号） | 25. 4.15 | | 4.16<br>4.19 | 4.19 | 4.19<br>可決（多）<br>（賛-自民・民主・維新・公明・みんな・生活・社民）<br>（反-共産）<br>（附） | 4.23<br>可決 | 文教科学<br>4.25<br>可決 | 4.26<br>可決 | 5.10<br>法11号 |
| 教育委員会制度を廃止する等のための地方自治法等の一部を改正する法律案（中田宏君外4名提出、衆法第25号） | 6. 5 | | 6.24 | | | 6.26<br>閉会中<br>審査 | | | |

| 件名 | 提出日 | 衆議院 | | | | | 参議院 | | 公布日<br>番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣旨<br>説明 | 委員会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提案<br>理由 | 質疑 | 議決日<br>結果 | 議決日<br>結果 | | 議決日<br>結果 | |
| いじめ防止対策推進法案（馳浩君外13名提出、衆法第42号） | 6.18 | | 6.19<br>6.19 | 6.19 | 6.19<br>可決（多）<br>（賛-自民・民主・維新・公明・みんな・生活<br>（反-共産・社民）<br>（附） | 6.20<br>可決 | 文教科学<br>6.20<br>可決<br>（附） | 6.21<br>可決 | 6.28<br>法71号 |
| 地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案（笠浩史君外2名提出、衆法第45号） | 6.21 | | 6.24 | | | 6.26<br>閉会中<br>審査 | | | |

### (3) 国政調査

国政調査では、質疑及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

#### ○ 主な質疑内容

- 安倍内閣が掲げる教育再生について、現在の教育上の問題点及び再生すべき課題
- 少人数学級の推進に関する平成26年度以降の教職員定数改善計画策定の見通し
- 中央教育審議会や教育再生会議で指摘された地方教育行政制度の問題点に関する文部科学省の認識
- 大学の在り方、グローバル化に関する文部科学大臣の現状認識及び大学改革の方向性
- 大学の秋入学推進に対する文部科学大臣の決意及び具体的な方策
- 一般入試や入学後の科目にＴＯＥＦＬを活用するための文部科学省の取組
- 研究開発を行う独立行政法人の在り方の検討の方向性
- 使用済核燃料の最終処理の一方策として、大強度陽子加速器施設（Ｊ－ＰＡＲＣ）を活用し、長寿命核種を短寿命核種に変換する核変換技術の開発を推進する必要性

### (4) 参考人

| 出頭日 | 職業 | 氏名 | 審査・調査案件 |
|---|---|---|---|
| 平成<br>25. 5.17 | 東京電力株式会社代表執行役副社長 | 内藤　義博君 | 東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律案（内閣提出） |

### (5) 視察

| 視察日 | 視察地名 | 視察目的 | 視察委員 |
|---|---|---|---|
| 平成<br>25. 6. 5 | 東京都（北区、新宿区） | 文化、スポーツ振興及び青少年に関する実情調査 | 22人 |

## 【第 184 回国会】

### (1) 委員名簿（40人）

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 委員長 | 松野 | 博一君 | 自民 | | | | |
| 理　事 | 木原 | 稔君 | 自民 | 理　事 | 中根 | 一幸君 | 自民 |
| 理　事 | 永岡 | 桂子君 | 自民 | 理　事 | 萩生田 | 光一君 | 自民 |
| 理　事 | 山本ともひろ君 | | 自民 | 理　事 | 笠 | 浩史君 | 民主 |
| 理　事 | 鈴木 | 望君 | 維新 | 理　事 | 浮島 | 智子君 | 公明 |
| | 青山 | 周平君 | 自民 | | 池田 | 佳隆君 | 自民 |
| | 小此木 | 八郎君 | 自民 | | 神山 | 佐市君 | 自民 |
| | 菅野 | さちこ君 | 自民 | | 木内 | 均君 | 自民 |
| | 工藤 | 彰三君 | 自民 | | 熊田 | 裕通君 | 自民 |
| | 小林 | 茂樹君 | 自民 | | 桜井 | 宏君 | 自民 |
| | 新開 | 裕司君 | 自民 | | 丹羽 | 秀樹君 | 自民 |
| | 野中 | 厚君 | 自民 | | 馳 | 浩君 | 自民 |
| | 比嘉 | 奈津美君 | 自民 | | 宮内 | 秀樹君 | 自民 |
| | 宮川 | 典子君 | 自民 | | 義家 | 弘介君 | 自民 |
| | 小川 | 淳也君 | 民主 | | 郡 | 和子君 | 民主 |
| | 中川 | 正春君 | 民主 | | 松本 | 剛明君 | 民主 |
| | 遠藤 | 敬君 | 維新 | | 椎木 | 保君 | 維新 |
| | 田沼 | 隆志君 | 維新 | | 中野 | 洋昌君 | 公明 |
| | 青柳 | 陽一郎君 | みんな | | 井出 | 庸生君 | みんな |
| | 宮本 | 岳志君 | 共産 | | 青木 | 愛君 | 生活 |
| | 吉川 | 元君 | 社民 | | | | |

### (2) 議案審査

付託された議案は、議員提出法律案２件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

**① 教育委員会制度を廃止する等のための地方自治法等の一部を改正する法律案**（中田宏君外４名提出、第183回国会衆法第25号）

**○ 要旨**

（第183回国会参照）

**○ 審査結果**

継続審査

**② 地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案**（笠浩史君外２名提出、第183回国会衆法第45号）

**○ 要旨**

（第183回国会参照）

**○ 審査結果**

継続審査

《議案審査一覧》

衆　法

| 件　　名 | 提出日 | 衆議院 | | | | | 参議院 | | 公布日<br>番　号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣　旨<br>説　明 | 委員会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結　果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提　案<br>理　由 | 質　疑 | 議決日<br>結　果 | 議決日<br>結　果 | | 議決日<br>結　果 | |
| 教育委員会制度を廃止する等のための地方自治法等の一部を改正する法律案（中田宏君外4名提出、第183回国会衆法第25号） | (25. 6. 5) | | 25. 8. 2 | | | 8. 7<br>閉会中<br>審査 | | | |
| 地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案（笠浩史君外2名提出、第183回国会衆法第45号） | (25. 6.21) | | 8. 2 | | | 8. 7<br>閉会中<br>審査 | | | |

（3）議員海外派遣

| 派遣議員団 | 派遣期間 | 派遣国名 | 派遣目的 | 派遣議員 |
|---|---|---|---|---|
| 衆議院米国、アルゼンチン及びペルーにおける教育、文化芸術及びスポーツ振興に関する調査議員団 | （閉会中）<br>平成25. 9. 5<br>～ 9.11 | 米国、アルゼンチン、ペルー | 米国、アルゼンチン及びペルーにおける教育、文化芸術及びスポーツ振興に関する調査 | ６人 |

## 【第185回国会】

### (1) 委員名簿（40人）

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 委員長 | 小渕 | 優子君 | 自民 | | | | |
| 理　事 | 中根 | 一幸君 | 自民 | 理　事 | 丹羽 | 秀樹君 | 自民 |
| 理　事 | 萩生田 | 光一君 | 自民 | 理　事 | 山本ともひろ君 | | 自民 |
| 理　事 | 義家 | 弘介君 | 自民 | 理　事 | 笠 | 浩史君 | 民主 |
| 理　事 | 鈴木 | 望君 | 維新 | 理　事 | 稲津 | 久君 | 公明 |
| | 青山 | 周平君 | 自民 | | 池田 | 佳隆君 | 自民 |
| | 小此木 | 八郎君 | 自民 | | 神山 | 佐市君 | 自民 |
| | 菅野 | さちこ君 | 自民 | | 木内 | 均君 | 自民 |
| | 工藤 | 彰三君 | 自民 | | 熊田 | 裕通君 | 自民 |
| | 小林 | 茂樹君 | 自民 | | 桜井 | 宏君 | 自民 |
| | 新開 | 裕司君 | 自民 | | 冨岡 | 勉君 | 自民 |
| | 永岡 | 桂子君 | 自民 | | 野中 | 厚君 | 自民 |
| | 馳 | 浩君 | 自民 | | 比嘉 | 奈津美君 | 自民 |
| | 宮内 | 秀樹君 | 自民 | | 宮川 | 典子君 | 自民 |
| | 菊田 | 真紀子君 | 民主 | | 細野 | 豪志君 | 民主 |
| | 山口 | 壮君 | 民主 | | 吉田 | 泉君 | 民主 |
| | 遠藤 | 敬君 | 維新 | | 椎木 | 保君 | 維新 |
| | 三宅 | 博君 | 維新 | | 中野 | 洋昌君 | 公明 |
| | 井出 | 庸生君 | みんな | | 柏倉 | 祐司君 | みんな |
| | 宮本 | 岳志君 | 共産 | | 青木 | 愛君 | 生活 |
| | 吉川 | 元君 | 社民 | | | | |

### (2) 議案審査等

付託された議案は、内閣提出法律案１件及び議員提出法律案３件（うち継続審査２件）、委員会提出法律案は１件で、審査等の概況は、次のとおりである。

#### ①　公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第７号）

**○　要旨**

高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を適正に行うため、高等学校等就学支援金の支給について、保護者等の収入の状況を勘案することとする等の措置を講ずるもの

**○　主な質疑内容**

- 所得制限の基準額を世帯収入910万円とした理由
- 低所得者への支援拡充や給付型就学金の創設は、所得制限ではなく税制改正などを実施して、教育予算の抜本的な拡充により措置すべきとの考えに対する文部科学大臣の見解
- 本法律案が国際人権Ａ規約の理念から後退するものであるとの指摘に対する文部科学大臣の見解

**○　参考人からの意見の聴取**

○　**審査結果**
可決（附帯決議）

**②　教育委員会制度を廃止する等のための地方自治法等の一部を改正する法律案**（中田宏君外４名提出、第183回国会衆法第25号）

○　**要旨**
（第183回国会参照）

○　**審査結果**
継続審査

**③　地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案**（笠浩史君外２名提出、第183回国会衆法第45号）

○　**要旨**
（第183回国会参照）

○　**審査結果**
継続審査

**④　研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律案**（塩谷立君外４名提出、衆法第22号）

○　**要旨**
研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進を図るため、研究開発システムの改革を引き続き推進する措置を講ずるもの

○　**主な質疑内容**
・　新たな研究開発法人制度を創設する必要性についての文部科学大臣及び提出者の見解
・　研究者等の有期雇用を10年に延長する趣旨に対する提出者の見解
・　国や国民の安全に係る研究・ハイリスク研究の具体的な内容

○　**審査結果**
可決（附帯決議）

**⑤　東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律案**（文部科学委員長提出、衆法第23号）

○　**要旨**
東日本大震災に係る原子力損害について賠償請求権の行使に困難を伴う場合があることに鑑み、被害者が早期かつ確実に賠償を受けることができるようにするための体制を国が構築するために必要な措置について定めるとともに、東日本大震災に係る原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例を定めるもの

○　**結果**
成案・提出決定

《議案審査等一覧》

閣　法

| 件名 | 提出日 | 衆議院 | | | | | 参議院 | | 公布日<br>番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣旨説明 | 委員会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提案理由 | 質疑 | 議決日<br>結果 | 議決日<br>結果 | | 議決日<br>結果 | |
| 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第7号） | 25.10.18 | | 10.31<br>11. 1 | 11. 6<br>11. 8<br>11.13 | 11.13<br>可決（多）<br>（賛-自民・維新・公明・みんな）<br>（反-民主・共産・生活・社民）<br>（附） | 11.15<br>可決 | 文教科学<br>11.26<br>可決<br>（附） | 11.27<br>可決 | 12. 4<br>法90号 |

衆　法

| 件名 | 提出日 | 衆議院 | | | | | 参議院 | | 公布日<br>番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣旨説明 | 委員会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提案理由 | 質疑 | 議決日<br>結果 | 議決日<br>結果 | | 議決日<br>結果 | |
| 教育委員会制度を廃止する等のための地方自治法等の一部を改正する法律案（中田宏君外4名提出、第183回国会衆法第25号） | (25. 6. 5) | | 25.10.15 | | | 12. 6<br>閉会中<br>審査 | | | |
| 地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案（笠浩史君外2名提出、第183回国会衆法第45号） | (25. 6.21) | | 10.15 | | | 12. 6<br>閉会中<br>審査 | | | |
| 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律案（塩谷立君外4名提出、衆法第22号） | 11.27 | | 11.28<br>11.29 | 11.29 | 11.29<br>可決（多）<br>（賛-自民・民主・維新・公明・生活）<br>（反-みんな・共産・社民）<br>（附） | 12. 3<br>可決 | 文教科学<br>12. 5<br>可決 | 12. 5<br>可決 | 12.13<br>法99号 |
| 東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律案（文部科学委員長提出、衆法第23号） | 11.27 | | | | 11.27<br>成案・提出決定(全)<br>（賛-自民・民主・維新・公明・みんな・共産・生活・社民） | 11.28<br>可決 | 文教科学<br>12. 3<br>可決 | 12. 4<br>可決 | 12.11<br>法97号 |

### (3) 国政調査

国政調査では、質疑、決議及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

#### ○　主な質疑内容

- 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会においてオリンピックとパラリンピックを一体的に開催することに対する文部科学大臣の見解
- 福島県双葉郡における県立中高一貫校の設置について、同県の取組を国として支援する必要性
- 教員免許制度について、臨時免許状の授与や免許外教科担任の許可に関する都道府県教育委員会への指導等の対応状況
- 夜間中学が果たしている役割に対する文部科学大臣の見解
- 食物アレルギー事故の再発防止策及び学校給食実施のための財政的支援等の中学校給食推進に向けた取組
- 国立大学のミッションの再定義について、教員養成分野の大学組織の在り方などに対してまで文部科学省が細かな指示を行っていることの妥当性
- 文化芸術政策について、2020年には日本が文化交流のハブとなるための方策
- 東京電力福島第一原子力発電所事故に係る損害賠償請求未請求者の問題に対する文部科学省の取組
- 原子力に携わる人材育成の方向性
- 医療用ｉＰＳ細胞ストックの必要性と今後における取組

### (4) 決議

決議は２件で、その内容は次のとおりである。

#### ①　東日本大震災に係る原子力損害の被害者に対する賠償の適切かつ確実な実施に関する件（平成25.11.27）

政府は、「東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律」の施行に当たり、東日本大震災に係る原子力損害の被害者に対する賠償の適切かつ確実な実施を図る観点から、当該原子力損害の状況及び当該原子力損害の賠償の請求その他の賠償の実施の状況について定期的に確認し、その結果等を総合的に勘案して、必要があると認めるときは、当該原子力損害の賠償請求権に係る時効に関する法制上の措置を含め所要の措置を講ずること。

右決議する。

#### ②　2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に関する件（平成25.12.4）

去る９月７日、ブエノスアイレスで開催されたＩＯＣ総会にて、東京が第32回オリンピック競技大会及び第16回パラリンピック競技大会の開催都市に決定した。

1964年の東京大会以来56年ぶりとなる2020年東京大会の開催は、スポーツの更なる振興や国際相互理解の増進、共生社会の実現、国際平和への寄与にとって大変意義深いものであるとともに、昨年のロンドン大会において見られたように、多くの国民に勇気と感動をもたらすものとなる。また、大会開催が、東日本大震災の被災地を含めた日本全体が活力を取り戻し更なる発展に向かう好機となることも大いに期待される。

よって政府は、東京大会の成功に向けて、東京都、ＪＯＣ等関係機関と緊密な連携を図りつつ、次の事項の実現に万全を期すべきである。

1　日本選手が最高のパフォーマンスを披露できるよう、競技力向上を戦略的かつ継続的に支援する環境整備と体制をつくること。

2　途上国等へのスポーツ指導者の派遣や施設整備などの「スポーツ・フォー・トゥモロー」プログラムを通じて、国内外の人々にスポーツの価値とオリンピック精神を広げていくこと。

3　共生社会実現の観点から、オリンピック・パラリンピック両大会の連携に配慮すること。

4　2020年パラリンピックに向け、トップレベル選手の国際競技力の向上を図るため、パラリンピックの選手専用のナショナルトレーニングセンターを早急に新設するとともに、スポーツを科学的に研究支援する施設の地方拠点を設けること。

5　国立競技場の改築をはじめとする競技場など関連諸施設について、環境の保全に留意しつつ、着実に整備すること。また、東日本大震災の被災地の復興事業に悪影響を及ぼさないよう最大の配慮をすること。

6　交通インフラやバリアフリー環境の整備、セキュリティー対策その他大会の円滑な運営に万全を期すこと。

7　各国代表選手の事前合宿の誘致、観光・文化プログラムの実施などを通じて、日本全国に大会開催の効果が波及するよう努め、日本人ならではの「おもてなし」の心をもって日本の素晴らしさを世界に発信していくこと。

8　世界に先がけて少子高齢社会にある日本が、子供から高齢者まで多くの国民がスポーツの持つ力を活用し、健康で生きがいのある暮らしができる環境をつくること。

右決議する。

**(5) 参考人**

| 出頭日 | 職　　業 | 氏　　名 | 審査・調査案件 |
|---|---|---|---|
| 平成<br>25.11. 1 | 東京電力株式会社代表執行役副社長 | 山口　　博君 | 文部科学行政の基本施策に関する件 |
| 11. 8 | 日本私立中学高等学校連合会会長 | 吉田　　晋君 | 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出） |
| | 全国専修学校各種学校総連合会常任理事<br>全国高等専修学校協会会長 | 清水　信一君 | |
| | 京都造形芸術大学芸術学部教授 | 寺脇　　研君 | |
| | 千葉大学名誉教授 | 三輪　定宣君 | |

| 出頭日 | 職　　業 | 氏　　名 | 審査・調査案件 |
|---|---|---|---|
| 12. 4 | 公益財団法人日本水泳連盟会長<br>順天堂大学教授 | 鈴木　大地君 | 文部科学行政の基本施策に関する件（2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に関する諸課題等） |
| | 独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長<br>公益財団法人日本オリンピック委員会理事 | 河野　一郎君 | |
| | 公益財団法人全日本柔道連盟副会長<br>東海大学理事・副学長<br>公益財団法人日本オリンピック委員会理事 | 山下　泰裕君 | |
| | 公益財団法人日本障害者スポーツ協会会長<br>日本パラリンピック委員会委員長 | 鳥原　光憲君 | |
| | 東京都スポーツ振興局長 | 細井　　優君 | |

### （6）視察

| 視察日 | 視察地名 | 視 察 目 的 | 視察委員 |
|---|---|---|---|
| 平成<br>25.11.19 | 東京都（足立区） | 学校教育に関する実情調査 | 10人 |

## 7　厚生労働委員会

### 【第183回国会】

#### (1) 委員名簿（45人）

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 委員長 | 松本 | 純君 | 自民 | | | | |
| 理　事 | 上川 | 陽子君 | 自民 | 理　事 | 髙鳥 | 修一君 | 自民 |
| 理　事 | 棚橋 | 泰文君 | 自民 | 理　事 | 冨岡 | 勉君 | 自民 |
| 理　事 | 西川 | 京子君 | 自民 | 理　事 | 山井 | 和則君 | 民主 |
| 理　事 | 上野 | ひろし君 | 維新 | 理　事 | 古屋 | 範子君 | 公明 |
| | 赤枝 | 恒雄君 | 自民 | | 今枝 | 宗一郎君 | 自民 |
| | 大久保 | 三代君 | 自民 | | 大串 | 正樹君 | 自民 |
| | 金子 | 恵美君 | 自民 | | 小松 | 裕君 | 自民 |
| | 古賀 | 篤君 | 自民 | | 白須賀 | 貴樹君 | 自民 |
| | 新谷 | 正義君 | 自民 | | 田中 | 英之君 | 自民 |
| | 田畑 | 裕明君 | 自民 | | 高橋 | ひなこ君 | 自民 |
| | とかしきなおみ君 | | 自民 | | 豊田 | 真由子君 | 自民 |
| | 中川 | 俊直君 | 自民 | | 永山 | 文雄君 | 自民 |
| | 丹羽 | 雄哉君 | 自民 | | 船橋 | 利実君 | 自民 |
| | 堀内 | 詔子君 | 自民 | | 三ッ林 | 裕巳君 | 自民 |
| | 村井 | 英樹君 | 自民 | | 山下 | 貴司君 | 自民 |
| | 大西 | 健介君 | 民主 | | 中根 | 康浩君 | 民主 |
| | 柚木 | 道義君 | 民主 | | 横路 | 孝弘君 | 民主 |
| | 足立 | 康史君 | 維新 | | 伊東 | 信久君 | 維新 |
| | 新原 | 秀人君 | 維新 | | 宮沢 | 隆仁君 | 維新 |
| | 伊佐 | 進一君 | 公明 | | 輿水 | 恵一君 | 公明 |
| | 柏倉 | 祐司君 | みんな | | 中島 | 克仁君 | みんな |
| | 高橋 | 千鶴子君 | 共産 | | 阿部 | 知子君 | 無 |

#### (2) 議案審査等

付託された議案は、内閣提出法律案11件、議員提出法律案５件及び参議院提出法律案１件、委員会提出法律案は２件で、審査等の概況は、次のとおりである。

##### ①　予防接種法の一部を改正する法律案（内閣提出第10号）

**○　要旨**

予防接種の総合的な推進を図るため、Ｈｉｂ感染症、小児の肺炎球菌感染症及びヒトパピローマウイルス感染症を定期の予防接種の対象に追加するとともに、予防接種基本計画の策定、定期の予防接種等の適正な実施のための措置に関する規定の整備等の措置を講ずるもの

**○　主な質疑内容**

- 本法律案で定期の予防接種の追加対象とされなかったＢ型肝炎、水痘、おたふくかぜ及び成人用肺炎球菌の４ワクチンを追加する必要性
- ワクチン・ギャップの解消に向けた政府の取組方針

・　子宮頸がん予防ワクチン（ヒトパピローマウイルスワクチン）の有効性及び当該ワクチンの接種による副反応の発生状況

**○　審査結果**

可決（附帯決議）

**②　健康保険法等の一部を改正する法律案**（内閣提出第18号）

**○　要旨**

平成25年度及び26年度において、協会けんぽに係る国庫補助率の引上げ及び被用者保険等保険者に係る後期高齢者支援金の額の３分の１を標準報酬総額に応じた負担とすること等の措置を講ずるもの

**○　主な質疑内容**

・　被用者保険を一元化する必要性

・　協会けんぽへの国庫補助率を健康保険法の本則の上限である20％へ引き上げる必要性

・　被用者保険者が負担する後期高齢者支援金について全面総報酬割を導入した場合の影響

**○　審査結果**

修正

**＜修正内容＞**

平成25年４月１日となっている施行期日を公布の日に改めること

**③　戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案**（内閣提出第19号）

**○　要旨**

戦没者の妻及び父母等に継続して支給してきた特別給付金国債が最終償還を終えるため、これらの者に改めて特別給付金を支給しようとするもの

**○　主な質疑内容**

・　戦後68年が経過しようとする中で特別給付金の支給を継続することに関する厚生労働大臣の認識

・　特別給付金の支給漏れを防ぐための政府の取組

・　特別給付金支給対象者の高齢化に伴う特別給付金制度の今後の見通し

**○　審査結果**

修正

**＜修正内容＞**

平成25年４月１日となっている施行期日を公布の日に改めること等

**④　駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案**（内閣提出第20号）

**○　要旨**

駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限（平成25年５月16日）及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の有効期限（平成25年６月30日）をそれぞれ５年間延長するもの

**○　主な質疑内容**

・　駐留軍関係者の離職後の実態調査の必要性

・　両法に基づく離職者対策
・　法律制定当初と比べて多くの漁業離職者が見込まれない中で臨時措置を延長する趣旨

**○　審査結果**

可決

**⑤　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案**（内閣提出第53号）

**○　要旨**

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保を図るため、厚生年金基金について、その新設を行うことができないこととすること、他の企業年金制度等への移行を促進しつつ、解散の特例を導入すること等の措置を講ずるとともに、国民年金について第３号被保険者に関する記録の不整合期間の保険料の納付を可能とする等の措置を講ずるもの

**○　主な質疑内容**

・　一定の要件を満たした厚生年金基金を存続させることとした理由
・　代行割れ基金が解散する際に納付する最低責任準備金の不足分を事業所間の連帯債務としないことにより年金財政に悪影響を及ぼす懸念
・　第３号被保険者の記録不整合期間を有する者の救済措置の必要性

**○　審査結果**

修正

**＜修正内容＞**

政府は、この法律の施行の日から起算して10年を経過する日までに、存続厚生年金基金が解散し又は他の企業年金制度等に移行し、及び存続連合会が解散するよう検討し、速やかに必要な法制上の措置を講ずるものとすること

**⑥　障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案**（内閣提出第64号）（参議院送付）

**○　要旨**

障害者の権利に関する条約の批准に備えるため、雇用分野における障害者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供義務を定めるとともに、障害者の雇用に関する状況に鑑み、精神障害者を含む障害者雇用率を設定する等の措置を講ずるもの

**○　主な質疑内容**

・　事業主の合理的配慮の提供義務が免除される「過重な負担」の判断基準の在り方
・　精神障害者の職場定着率の引上げ等を図るための障害者就業・生活支援センターの体制強化に向けた具体的方策
・　精神障害者の雇用を促進するための医療、福祉及び企業の連携の具体的方策

**○　参考人からの意見の聴取**

**○　審査結果**

可決

**⑦　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案**（内閣提出第65号）（参議院送付）

**○　要旨**

精神障害者の地域における生活への移行を促進する医療を推進するため、保護者の制度の廃止とあわせて、医療保護入院の手続等の整備を行うとともに、厚生労働大臣による精神障害者に対する医療の提供の確保に関する指針の制度を設ける等の措置を講ずるもの

**○　主な質疑内容**

・　保護者の制度を廃止する理由
・　成年後見人や親権者の意に反して本人との関係の薄い家族が医療保護入院の同意をすることができることの妥当性
・　精神障害者の地域生活への移行を促進するために精神病床数を削減する必要性

**○　参考人からの意見の聴取**

**○　審査結果**

可決（附帯決議）

**⑧　生活保護法の一部を改正する法律案**（内閣提出第70号）

**○　要旨**

必要な人には確実に保護を実施するという基本的な考え方を維持しつつ、今後とも生活保護制度が国民の信頼に応えられるよう、就労による自立の促進、不正受給対策の強化、医療扶助の適正化等を行うための所要の措置を講ずるもの

**○　主な質疑内容**

・　生活保護の申請書類の法定化により生活保護の申請が厳格化される懸念
・　扶養義務者への通知・報告を求める規定の新設により生活保護の申請を躊躇する者が増える懸念
・　生活保護の不正受給対策や医療扶助の適正化により一層の取組を行う必要性

**○　参考人からの意見の聴取**

**○　審査結果**

修正

**＜修正内容＞**

保護の開始の申請に当たって、申請書を作成することができない特別の事情があるときは、申請書の提出を要しないこととすること等

（参議院において審査未了）

**⑨　生活困窮者自立支援法案**（内閣提出第71号）

**○　要旨**

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずるもの

**○　主な質疑内容**

・　本法律案に基づく任意事業が全国で実施されるよう自治体に対する支援策を講ずるとともに十分な財源を確保する必要性
・　本法律案に基づく各事業が生活保護を申請させない水際作戦の手段となる懸念
・　現役世代の生活困窮者に対する自立支援策は福祉政策と雇用政策との連携により

実施することの必要性

○　**参考人からの意見の聴取**

○　**審査結果**

可決

（参議院において審査未了）

**⑩　薬事法等の一部を改正する法律案**（内閣提出第73号）

○　**要旨**

医薬品、医療機器等の安全かつ迅速な提供の確保を図るため、添付文書の届出義務の創設、医療機器の登録認証機関による認証範囲の拡大、再生医療等製品の条件及び期限付承認制度の創設等の所要の措置を講ずるもの

○　**審査結果**

継続審査

**⑪　再生医療等の安全性の確保等に関する法律案**（内閣提出第74号）

○　**要旨**

再生医療等の迅速かつ安全な提供等を図るため、再生医療等を提供しようとする者が講ずべき措置を明らかにするとともに、特定細胞加工物の製造の許可等の制度等を定めるもの

○　**審査結果**

継続審査

**⑫　再生医療を国民が迅速かつ安全に受けられるようにするための施策の総合的な推進に関する法律案**（厚生労働委員長提出、衆法第４号）

○　**要旨**

再生医療を国民が迅速かつ安全に受けられるようにするために、その研究開発及び提供並びに普及の促進に関し、基本理念を定め、国、医師等、研究者及び事業者の責務を明らかにするとともに、再生医療の研究開発から実用化までの施策の総合的な推進を図ろうとするもの

○　**結果**

成案・提出決定

**⑬　アレルギー疾患対策基本法案**（江田康幸君外２名提出、衆法第15号）

○　**要旨**

アレルギー疾患対策を総合的に推進するため、アレルギー疾患対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、アレルギー疾患対策の推進に関する指針の策定等について定めるとともに、アレルギー疾患対策の基本となる事項を定めるもの

○　**審査結果**

継続審査

**⑭　子どもの貧困対策法案**（中根康浩君外８名提出、衆法第19号）

○　**要旨**

子ども等の貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、並びに子

どもの貧困率等の調査等、子どもの貧困対策の当面の目標及び子ども等の貧困対策に関する計画の策定について定めるとともに、子ども等の貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子ども等の貧困対策を総合的かつ計画的に推進しようとするもの

○　**主な質疑内容**（⑭及び⑮の２件について）

・　本法律案の成立により期待される効果
・　子どもの貧困対策に具体的な数値目標を設定することの是非
・　子どもの貧困対策に関する大綱の策定に際して貧困の状況にある当事者等から意見を聴取する必要性

○　**参考人からの意見の聴取**

○　**審査結果**

撤回許可

**⑮　子どもの貧困対策の推進に関する法律案**（薗浦健太郎君外１名提出、衆法第20号）

○　**要旨**

子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進しようとするもの

○　**主な質疑内容**

（⑭参照）

○　**参考人からの意見の聴取**

○　**審査結果**

撤回許可

**⑯　国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及の促進に関する法律案**（上川陽子君外６名提出、衆法第21号）

○　**要旨**

有効で安全な医療機器の迅速な実用化等により国民が受ける医療の質の向上を図るため、医療機器の研究開発及び普及に関し、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、医療機器の研究開発及び普及の促進に関する施策の基本となる事項等を定めるもの

○　**審査結果**

継続審査

**⑰　子どもの貧困対策の推進に関する法律案**（厚生労働委員長提出、衆法第24号）

○　**要旨**

子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進しようとするもの

○　**結果**

成案・提出決定

### ⑱　介護従事者等の人材確保に関する特別措置法案（柚木道義君外５名提出、衆法第27号）

**○　要旨**

介護を担う優れた人材を確保し、もって介護サービスの水準の向上を図るため、現在他の業種に従事する労働者と比較して低い水準にある介護従事者等の賃金の向上に資するよう特別の措置を定めるもの

**○　審査結果**

継続審査

### ⑲　麻薬及び向精神薬取締法及び薬事法の一部を改正する法律案（参議院提出、参法第４号）

**○　要旨**

麻薬取締官等に対し、麻薬等以外で幻覚等の作用を有する指定薬物に関する取締権限を付与し、また、麻薬取締官、薬事監視員等が立入検査の際に指定薬物やその疑いがある物品を発見した場合、試験のため必要な最少分量を収去できるようにする等の改正を行うもの

**○　審査結果**

可決

**《議案審査等一覧》**

**閣　法**

| 件名 | 提出日 | 衆議院 | | | | | 参議院 | | 公布日<br>番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣旨<br>説明 | 委員会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提案<br>理由 | 質疑 | 議決日<br>結果 | 議決日<br>結果 | | 議決日<br>結果 | |
| 予防接種法の一部を改正する法律案（内閣提出第10号） | 25. 3. 1 | | 3.14<br>3.15 | 3.19 | 3.19<br>可決（全）<br>（賛-自民・民主・維新・公明・みんな・共産・阿部知子君）<br>（附） | 3.22<br>可決 | 厚生労働<br>3.28<br>可決<br>（附） | 3.29<br>可決 | 3.30<br>法8号 |
| 健康保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出第18号） | 3. 8 | | 4. 2<br>4. 3 | 4. 5<br>4.19 | 4.19<br>修正（多）<br>（賛-自民・民主・公明・みんな）<br>（反-維新・共産・阿部知子君） | 4.23<br>修正 | 厚生労働<br>5.23<br>可決<br>（附） | 5.24<br>可決 | 5.31<br>法26号 |
| 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案（内閣提出第19号） | 3. 8 | | 3.19<br>3.19 | 3.22<br>3.29 | 3.29<br>修正（全）<br>（賛-自民・民主・維新・公明・みんな・共産・阿部知子君） | 4. 4<br>修正 | 厚生労働<br>6. 4<br>可決 | 6. 5<br>可決 | 6.12<br>法40号 |

| 件名 | 提出日 | 衆議院 | | | | | 参議院 | | 公布日<br>番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣旨<br>説明 | 委員会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提案<br>理由 | 質疑 | 議決日<br>結果 | 議決日<br>結果 | | 議決日<br>結果 | |
| 駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第20号） | 3. 8 | | 3.19<br>3.19 | 3.22<br>3.29 | 3.29<br>可決（全）<br>（賛-自民・民主・維新・公明・みんな・共産・阿部知子君） | 4. 4<br>可決 | 厚生労働<br>5. 9<br>可決 | 5.10<br>可決 | 5.16<br>法15号 |
| 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出第53号） | 4.12 | 5.10 | 5.10<br>5.15 | 5.17<br>5.22 | 5.22<br>修正（多）<br>（賛-自民・民主・維新・公明・みんな・阿部知子君）<br>（反-共産） | 5.23<br>修正 | 厚生労働<br>6.18<br>可決<br>（附） | 6.19<br>可決 | 6.26<br>法63号 |
| 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第64号）（参議院送付） | 参<br>4.19 | | 6. 5<br>6. 5 | 6. 7<br>6.11<br>6.12 | 6.12<br>可決（全）<br>（賛-自民・民主・維新・公明・みんな・共産・阿部知子君） | 6.13<br>可決 | 厚生労働<br>5.30<br>可決<br>（附） | 6. 5<br>可決 | 6.19<br>法46号 |
| 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第65号）（参議院送付） | 参<br>4.19 | | 6. 5<br>6. 5 | 6. 7<br>6.11<br>6.12 | 6.12<br>可決（多）<br>（賛-自民・民主・維新・公明・みんな）<br>（反-共産・阿部知子君）<br>（附） | 6.13<br>可決 | 厚生労働<br>5.30<br>修正<br>（附） | 6. 5<br>修正 | 6.19<br>法47号 |
| 生活保護法の一部を改正する法律案（内閣提出第70号） | 5.17 | | 5.23<br>5.24 | 5.29<br>5.31 | 5.31<br>修正（多）<br>（賛-自民・民主・公明・みんな）<br>（反-維新・共産・阿部知子君） | 6. 4<br>修正 | 厚生労働<br>（審査未了） | | |
| 生活困窮者自立支援法案（内閣提出第71号） | 5.17 | | 5.23<br>5.24 | 5.29<br>5.31 | 5.31<br>可決（多）<br>（賛-自民・民主・維新・公明・みんな）<br>（反-共産・阿部知子君） | 6. 4<br>可決 | 厚生労働<br>（審査未了） | | |
| 薬事法等の一部を改正する法律案（内閣提出第73号） | 5.24 | | 6.24 | | | 6.26<br>閉会中<br>審査 | | | |
| 再生医療等の安全性の確保等に関する法律案（内閣提出第74号） | 5.24 | | 6.24 | | | 6.26<br>閉会中<br>審査 | | | |

## 衆　法

| 件　　名 | 提出日 | 衆議院 | | | | | 参議院 | | 公布日<br>番　号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣　旨<br>説　明 | 委員会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結　果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提　案<br>理　由 | 質　疑 | 議決日<br>結　果 | 議決日<br>結　果 | | 議決日<br>結　果 | |
| 再生医療を国民が迅速かつ安全に受けられるようにするための施策の総合的な推進に関する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第4号） | 25. 3.19 | | | | 3.19<br>成案・提出決定(全)<br>(賛-自民・民主・維新・公明・みんな・共産・阿部知子君) | 3.22<br>可決 | 厚生労働<br>4.25<br>可決 | 4.26<br>可決 | 5.10<br>法13号 |
| アレルギー疾患対策基本法案（江田康幸君外2名提出、衆法第15号） | 5.17 | | 6.24 | | | 6.26<br>閉会中<br>審査 | | | |
| 子どもの貧困対策法案（中根康浩君外8名提出、衆法第19号） | 5.23 | | 5.23<br>5.24 | 5.29<br>5.31 | 5.31<br>撤回許可 | | | | |
| 子どもの貧困対策の推進に関する法律案（薗浦健太郎君外1名提出、衆法第20号） | 5.23 | | 5.23<br>5.24 | 5.29<br>5.31 | 5.31<br>撤回許可 | | | | |
| 国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及の促進に関する法律案（上川陽子君外6名提出、衆法第21号） | 5.23 | | 6.24 | | | 6.26<br>閉会中<br>審査 | | | |
| 子どもの貧困対策の推進に関する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第24号） | 5.31 | | | | 5.31<br>成案・提出決定(全)<br>(賛-自民・民主・維新・公明・みんな・共産・阿部知子君) | 6. 4<br>可決 | 厚生労働<br>6.18<br>可決 | 6.19<br>可決 | 6.26<br>法64号 |
| 介護従事者等の人材確保に関する特別措置法案（柚木道義君外5名提出、衆法第27号） | 6. 6 | | 6.21 | | | 6.26<br>閉会中<br>審査 | | | |

## 参　法

| 件　　名 | 提出日 | 衆議院 | | | | | 参議院 | | 公布日<br>番　号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣　旨<br>説　明 | 委員会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結　果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提　案<br>理　由 | 質　疑 | 議決日<br>結　果 | 議決日<br>結　果 | | 議決日<br>結　果 | |
| 麻薬及び向精神薬取締法及び薬事法の一部を改正する法律案（参議院提出、参法第4号） | 参<br>25. 4.23 | | 4.26<br>5.10 | | 5.10<br>可決(全)<br>(賛-自民・民主・維新・公明・みんな・共産・阿部知子君) | 5.10<br>可決 | 厚生労働<br>4.25<br>可決 | 4.26<br>可決 | 5.17<br>法17号 |

### (3) 国政調査

国政調査では、質疑及び決議が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

#### ○ 主な質疑内容

- 消費税引上げ時における医療機関の仕入れに係る控除対象外消費税についての対応方針
- 一般用医薬品のインターネット販売において安全性の観点から懸念される具体的な事項
- 生活扶助基準の引下げにより67制度が影響を受けるとの自治体の指摘に対する厚生労働省の対応策
- 介護療養病床の転換に係る現政権における今後の展望
- 子どもの安全を確保する観点から認可保育所等について安易な規制緩和は行わないことについての厚生労働大臣の見解
- 今なお仕事と家庭の両立が実現できていない女性のために更なる対策が必要との指摘を踏まえた厚生労働大臣の決意
- 規制改革会議の答申に正社員よりも解雇が容易な限定正社員の雇用ルールが盛り込まれる可能性
- 市町村国保を都道府県単位化した場合に解決される課題及びなお残る課題
- 副反応が報告されている子宮頸がん予防ワクチンの接種を一時中止して副反応の状況を確認する必要
- 降圧剤ディオバン（一般名バルサルタン）の臨床研究に製薬会社ノバルティスファーマの社員が関与していた件と研究者が奨学金寄付金を受け取っていた件で利益相反が疑われている問題に対する厚生労働省と文部科学省の見解

### (4) 決議

決議は１件で、その内容は次のとおりである。

**子どもの貧困対策の推進に関する件**（平成25.5.31）

政府は、子どもの貧困対策に関する大綱を作成するに際しては、貧困の状況にある子どもの置かれた状況を十分踏まえることが重要であることに鑑み、子どもの貧困対策に関し優れた見識を有する者や貧困の状況にある世帯に属する者、これらの者を支援する団体等、関係者の意見を会議で把握した上で、これを作成すること。

右決議する。

### (5) 連合審査会

| 連合審査会 | 開会日 | 審査・調査案件 |
|---|---|---|
| 内閣委員会 総務委員会 財務金融委員会 厚生労働委員会連合審査会 | 平成25. 4.11 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案（内閣提出）<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出）<br>内閣法等の一部を改正する法律案（内閣提出）<br>地方公共団体情報システム機構法案（内閣提出） |

（6）参考人

| 出頭日 | 職　　業 | 氏　　名 | 審査・調査案件 |
|---|---|---|---|
| 平成<br>25. 5.31 | 東京大学大学院法学政治学研究科教授 | 岩村　正彦君 | 生活保護法の一部を改正する法律案（内閣提出）<br>生活困窮者自立支援法案（内閣提出）<br>子どもの貧困対策法案（中根康浩君外８名提出）<br>子どもの貧困対策の推進に関する法律案（薗浦健太郎君外１名提出） |
| | ＮＰＯ法人自立生活サポートセンター・もやい理事長 | 稲葉　　剛君 | |
| | 東京大学社会科学研究所教授 | 玄田　有史君 | |
| | 埼玉県福祉部副部長 | 樋口　勝啓君 | |
| | 遺児と母親の全国大会実行委員長 | 緑川　冬樹君 | |
| | ＮＰＯ法人朝日訴訟の会理事 | 朝日　健二君 | |
| 6.11 | 株式会社大協製作所代表取締役社長<br>社団法人全国重度障害者雇用事業所協会会長 | 栗原　敏郎君 | 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）（参議院送付）<br>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）（参議院送付） |
| | 特定非営利活動法人四ツ葉の会統括事業所長 | 中澤　　恵君 | |
| | 地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪府立精神医療センター院長 | 籠本　孝雄君 | |
| | 全国精神保健福祉会連合会（みんなねっと）理事長 | 川﨑　洋子君 | |
| | 社会福祉法人八ヶ岳名水会障がい者就業・生活支援センター陽だまり主任就業支援担当 | 坂本　　誠君 | |
| | 公益社団法人やどかりの里常務理事 | 増田　一世君 | |

## 【第184回国会】

### (1) 委員名簿（45人）

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 委員長 | 松本 | 純君 | 自民 | | | | |
| 理　事 | 上川 | 陽子君 | 自民 | 理　事 | 髙鳥 | 修一君 | 自民 |
| 理　事 | 棚橋 | 泰文君 | 自民 | 理　事 | 冨岡 | 勉君 | 自民 |
| 理　事 | 西川 | 京子君 | 自民 | 理　事 | 山井 | 和則君 | 民主 |
| 理　事 | 上野 | ひろし君 | 維新 | 理　事 | 古屋 | 範子君 | 公明 |
| | 赤枝 | 恒雄君 | 自民 | | 今枝 | 宗一郎君 | 自民 |
| | 大久保 | 三代君 | 自民 | | 大串 | 正樹君 | 自民 |
| | 金子 | 恵美君 | 自民 | | 小松 | 裕君 | 自民 |
| | 古賀 | 篤君 | 自民 | | 白須賀 | 貴樹君 | 自民 |
| | 新谷 | 正義君 | 自民 | | 田中 | 英之君 | 自民 |
| | 田畑 | 裕明君 | 自民 | | 高橋 | ひなこ君 | 自民 |
| | とかしきなおみ君 | | 自民 | | 豊田 | 真由子君 | 自民 |
| | 中川 | 俊直君 | 自民 | | 永山 | 文雄君 | 自民 |
| | 丹羽 | 雄哉君 | 自民 | | 船橋 | 利実君 | 自民 |
| | 堀内 | 詔子君 | 自民 | | 三ッ林 | 裕巳君 | 自民 |
| | 村井 | 英樹君 | 自民 | | 山下 | 貴司君 | 自民 |
| | 大西 | 健介君 | 民主 | | 中根 | 康浩君 | 民主 |
| | 柚木 | 道義君 | 民主 | | 横路 | 孝弘君 | 民主 |
| | 足立 | 康史君 | 維新 | | 伊東 | 信久君 | 維新 |
| | 新原 | 秀人君 | 維新 | | 宮沢 | 隆仁君 | 維新 |
| | 伊佐 | 進一君 | 公明 | | 輿水 | 恵一君 | 公明 |
| | 柏倉 | 祐司君 | みんな | | 中島 | 克仁君 | みんな |
| | 高橋 | 千鶴子君 | 共産 | | 阿部 | 知子君 | 無 |

### (2) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案２件（継続審査）及び議員提出法律案３件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

**①　薬事法等の一部を改正する法律案**（内閣提出、第183回国会閣法第73号）

**○　要旨**

（第183回国会参照）

**○　審査結果**

継続審査

**②　再生医療等の安全性の確保等に関する法律案**（内閣提出、第183回国会閣法第74号）

**○　要旨**

（第183回国会参照）

**○　審査結果**

継続審査

**③　アレルギー疾患対策基本法案**（江田康幸君外２名提出、第183回国会衆法第15号）

**○　要旨**

（第183回国会参照）

**○　審査結果**

継続審査

**④　国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及の促進に関する法律案**（御法川信英君外４名提出、第183回国会衆法第21号）

**○　要旨**

（第183回国会参照）

**○　審査結果**

継続審査

**⑤　介護従事者等の人材確保に関する特別措置法案**（柚木道義君外５名提出、第183回国会衆法第27号）

**○　要旨**

（第183回国会参照）

**○　審査結果**

継続審査

**《議案審査一覧》**

**閣　法**

| 件名 | 提出日 | 衆議院 | | | | | 参議院 | | 公布日<br>番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣旨<br>説明 | 委員会<br>付託日<br>提案<br>理由 | 委員会<br>質疑 | 委員会<br>議決日<br>結果 | 本会議<br>議決日<br>結果 | 委員会名<br>議決日<br>結果 | 本会議<br>議決日<br>結果 | |
| 薬事法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第183回国会閣法第73号） | (25. 5.24) | | 25. 8. 2 | | | 8. 7<br>閉会中<br>審査 | | | |
| 再生医療等の安全性の確保等に関する法律案（内閣提出、第183回国会閣法第74号） | (25. 5.24) | | 8. 2 | | | 8. 7<br>閉会中<br>審査 | | | |

**衆　法**

| 件名 | 提出日 | 衆議院 | | | | | 参議院 | | 公布日<br>番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣旨<br>説明 | 委員会<br>付託日<br>提案<br>理由 | 委員会<br>質疑 | 委員会<br>議決日<br>結果 | 本会議<br>議決日<br>結果 | 委員会名<br>議決日<br>結果 | 本会議<br>議決日<br>結果 | |
| アレルギー疾患対策基本法案（江田康幸君外2名提出、第183回国会衆法第15号） | (25. 5.17) | | 25. 8. 2 | | | 8. 7<br>閉会中<br>審査 | | | |

| 件名 | 提出日 | 衆議院 | | | | | 参議院 | | 公布日<br>番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣旨<br>説明 | 委員会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提案<br>理由 | 質疑 | 議決日<br>結果 | 議決日<br>結果 | | 議決日<br>結果 | |
| 国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及の促進に関する法律案（御法川信英君外4名提出、第183回国会衆法第21号） | (25. 5.23) | | 8. 2 | | | 8. 7<br>閉会中<br>審査 | | | |
| 介護従事者等の人材確保に関する特別措置法案（柚木道義君外5名提出、第183回国会衆法第27号） | (25. 6. 6) | | 8. 2 | | | 8. 7<br>閉会中<br>審査 | | | |

### (3) 議員海外派遣

| 派遣議員団 | 派遣期間 | 派遣国名 | 派遣目的 | 派遣議員 |
|---|---|---|---|---|
| 衆議院欧州各国再生医療及び医薬品インターネット販売問題等調査議員団 | （閉会中）<br>平成25. 8.29<br>～ 9. 7 | デンマーク、英国、フランス | 欧州各国における再生医療に対する取り組み及び医薬品のインターネット販売問題等に関する実情調査 | ７人 |

## 【第185回国会】

### (1) 委員名簿（45人）

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 委員長 | 後藤 | 茂之君 | 自民 | | | |
| 理　事 | あべ | 俊子君 | 自民 | 理　事 | 金子 | 恭之君　自民 |
| 理　事 | 北村 | 茂男君 | 自民 | 理　事 | とかしきなおみ君 | 自民 |
| 理　事 | 丹羽 | 雄哉君 | 自民 | 理　事 | 山井 | 和則君　民主 |
| 理　事 | 上野 | ひろし君 | 維新 | 理　事 | 古屋 | 範子君　公明 |
| | 赤枝 | 恒雄君 | 自民 | | 今枝 | 宗一郎君　自民 |
| | 大久保 | 三代君 | 自民 | | 大串 | 正樹君　自民 |
| | 金子 | 恵美君 | 自民 | | 小松 | 裕君　自民 |
| | 古賀 | 篤君 | 自民 | | 白須賀 | 貴樹君　自民 |
| | 新谷 | 正義君 | 自民 | | 田中 | 英之君　自民 |
| | 田畑 | 裕明君 | 自民 | | 髙鳥 | 修一君　自民 |
| | 高橋 | ひなこ君 | 自民 | | 豊田 | 真由子君　自民 |
| | 中川 | 俊直君 | 自民 | | 永山 | 文雄君　自民 |
| | 船橋 | 利実君 | 自民 | | 堀内 | 詔子君　自民 |
| | 松本 | 純君 | 自民 | | 三ッ林 | 裕巳君　自民 |
| | 村井 | 英樹君 | 自民 | | 山下 | 貴司君　自民 |
| | 大西 | 健介君 | 民主 | | 中根 | 康浩君　民主 |
| | 長妻 | 昭君 | 民主 | | 柚木 | 道義君　民主 |
| | 足立 | 康史君 | 維新 | | 浦野 | 靖人君　維新 |
| | 重徳 | 和彦君 | 維新 | | 新原 | 秀人君　維新 |
| | 輿水 | 恵一君 | 公明 | | 桝屋 | 敬悟君　公明 |
| | 柏倉 | 祐司君 | みんな | | 中島 | 克仁君　みんな |
| | 高橋 | 千鶴子君 | 共産 | | 阿部 | 知子君　無 |

### (2) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案６件（うち継続審査２件）、議員提出法律案５件（うち継続審査３件）及び参議院提出法律案２件で、審査の概況は、次のとおりである。

#### ①　薬事法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第183回国会閣法第73号）

**○　要旨**

（第183回国会参照）

**○　主な質疑内容**

- 再生医療等製品の早期の実用化に向けた本法律案での取組内容
- 医薬品行政を評価・監視する独立性の高い第三者組織の設置に向けた厚生労働大臣の見解
- 医療機器の流通コストを削減すべきとの意見を踏まえた厚生労働省の取組方針及び削減する場合のビジョン

**○　審査結果**

可決（附帯決議）

**② 再生医療等の安全性の確保等に関する法律案**（内閣提出、第183回国会閣法第74号）

**○ 要旨**

（第183回国会参照）

**○ 主な質疑内容**

・ 「再生医療の実現化ハイウェイ構想」における各省庁の連携及び協働の具体的な内容
・ 特定細胞加工物の製造の委託先を許可又は届出事業者に限定することの妥当性
・ 政府全体として再生医療の実現化に取り組む中での厚生労働省としての取組方針

**○ 審査結果**

可決

**③ 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案**（内閣提出第２号）

**○ 要旨**

社会保障制度改革国民会議における審議の結果等を踏まえ、社会保障制度改革について、その全体像及び進め方を明らかにするとともに、その推進に必要な体制を整備するもの

**○ 主な質疑内容**

・ 本法律案を提出する意義及び成立しなかった場合の具体的な影響
・ 介護予防給付の地域支援事業への移行の妥当性
・ 難病・小児慢性特定疾患の医療費助成の自己負担限度額の引上げにより患者の生活が圧迫される懸念

**○ 参考人からの意見の聴取**

**○ 審査結果**

可決

**④ 生活保護法の一部を改正する法律案**（内閣提出第５号）（参議院送付）

**○ 要旨**

必要な人には確実に保護を実施するという基本的な考え方を維持しつつ、今後とも生活保護制度が国民の信頼に応えられるよう、就労による自立の促進、不正受給対策の強化、医療扶助の適正化等を行うための所要の措置を講ずるもの

**○ 主な質疑内容**（④及び⑤の２件について）

・ 生活保護の申請手続に関する第183回通常国会での衆議院における修正を本法律案に組み入れて再提出した意義及びその影響
・ 扶養義務者による扶養は生活保護に優先して行われるが保護の要件ではないことの確認
・ 生活扶助基準の見直しが生活困窮者のための他の制度に悪影響を及ぼす懸念

**○ 審査結果**

可決

**⑤ 生活困窮者自立支援法案**（内閣提出第６号）（参議院送付）

**○ 要旨**

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を

講ずるもの

○　**主な質疑内容**

（④参照）

○　**審査結果**

可決（附帯決議）

**⑥　薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律案**（内閣提出第21号）

○　**要旨**

医薬品の使用に際しての安全性の確保を図るため、医薬品の販売業等に関する規制を見直すとともに、指定薬物による保健衛生上の危害の発生を防止するため、その所持を禁止する等の所要の措置を講ずるもの

○　**主な質疑内容**

・　スイッチ直後品目について一定期間は対面販売としてインターネット販売を認めないこととした根拠

・　技術革新によってインターネットで対面販売と同程度の応対が可能になれば一般用医薬品以外のインターネット販売解禁も視野に入れるべきとの意見に対する厚生労働省の見解

・　脱法ドラッグの摘発状況並びに手口の巧妙化及び業者の潜在化等の課題への対応策

○　**審査結果**

可決（附帯決議）

**⑦　アレルギー疾患対策基本法案**（江田康幸君外２名提出、第183回国会衆法第15号）

○　**要旨**

（第183回国会参照）

○　**審査結果**

継続審査

**⑧　国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及の促進に関する法律案**（御法川信英君外４名提出、第183回国会衆法第21号）

○　**要旨**

（第183回国会参照）

○　**審査結果**

継続審査

**⑨　介護従事者等の人材確保に関する特別措置法案**（柚木道義君外５名提出、第183回国会衆法第27号）

○　**要旨**

（第183回国会参照）

○　**審査結果**

継続審査

**⑩　世代間格差を是正するための公的年金制度及び医療保険制度の改革の推進に関する法律案**（重徳和彦君外３名提出、衆法第27号）

**○　要旨**

負担と受益に係る世代間格差を是正するための公的年金制度及び医療保険制度の改革について、その基本理念及び基本方針その他の基本となる事項を定めるもの

**○　審査結果**

継続審査

**⑪　過労死等防止基本法案**（泉健太君外10名提出、衆法第28号）

**○　要旨**

過労死等を防止するための施策を総合的かつ計画的に推進するため、過労死等の防止に関し、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、過労死等を防止するための施策の基本となる事項等を定めるもの

**○　審査結果**

継続審査

**⑫　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律案**（参議院提出、参法第９号）

**○　要旨**

中国残留邦人等と長年にわたり労苦を共にしてきた特定配偶者の置かれている事情に鑑み、特定配偶者に対し配偶者支援金を支給する等の措置を講ずるもの

**○　審査結果**

可決

**⑬　がん登録等の推進に関する法律案**（参議院提出、参法第11号）

**○　要旨**

がん対策を科学的知見に基づき実施するため、全国がん登録の実施等について定めるとともに、院内がん登録の推進に関する事項等を定めるもの

**○　審査結果**

可決

**《議案審査一覧》**

**閣　法**

| 件名 | 提出日 | 衆議院 | | | | | 参議院 | | 公布日<br>番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣旨<br>説明 | 委員会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提案<br>理由 | 質疑 | 議決日<br>結果 | 議決日<br>結果 | | 議決日<br>結果 | |
| 薬事法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第183回国会閣法第73号） | (25. 5.24) | | 25.10.15<br>10.30 | 11. 1 | 11. 1<br>可決(多)<br>(賛-自民・民主・維新・公明・みんな・阿部知子君)<br>(反-共産)<br>(附) | 11. 5<br>可決 | 厚生労働<br>11.19<br>可決<br>(附) | 11.20<br>可決 | 11.27<br>法84号 |

| 件名 | 提出日 | 衆議院 | | | | | 参議院 | | 公布日<br>番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣旨説明 | 委員会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提案理由 | 質疑 | 議決日<br>結果 | 議決日<br>結果 | | 議決日<br>結果 | |
| 再生医療等の安全性の確保等に関する法律案（内閣提出、第183回国会閣法第74号） | (25. 5.24) | | 10.15<br>10.30 | 11. 1 | 11. 1<br>可決(全)<br>(賛-自民・民主・維新・公明・みんな・共産・阿部知子君) | 11. 5<br>可決 | 厚生労働<br>11.19<br>可決 | 11.20<br>可決 | 11.27<br>法85号 |
| 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案（内閣提出第2号） | 10.15 | 11. 1 | 11. 1<br>11. 1 | 11. 6<br>11. 8<br>11.12<br>11.13<br>11.15 | 11.15<br>可決(多)<br>(賛-自民・公明)<br>(反-民主・維新・みんな・共産)<br>(欠-阿部知子君) | 11.19<br>可決 | 厚生労働<br>12. 5<br>可決 | 12. 5<br>可決 | 12.13<br>法112号 |
| 生活保護法の一部を改正する法律案（内閣提出第5号）（参議院送付） | 参<br>10.17 | | 11.27<br>11.29 | 12. 4 | 12. 4<br>可決(多)<br>(賛-自民・民主・維新・公明・みんな)<br>(反-共産・阿部知子君) | 12. 6<br>可決 | 厚生労働<br>11.12<br>可決<br>(附) | 11.13<br>可決 | 12.13<br>法104号 |
| 生活困窮者自立支援法案（内閣提出第6号）（参議院送付） | 参<br>10.17 | | 11.27<br>11.29 | 12. 4 | 12. 4<br>可決(多)<br>(賛-自民・民主・維新・公明・みんな)<br>(反-共産・阿部知子君)<br>(附) | 12. 6<br>可決 | 厚生労働<br>11.12<br>可決<br>(附) | 11.13<br>可決 | 12.13<br>法105号 |
| 薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律案（内閣提出第21号） | 11.12 | | 11.20<br>11.20 | 11.22<br>11.27 | 11.27<br>可決(多)<br>(賛-自民・民主・維新・公明)<br>(反-みんな・共産)<br>(欠-阿部知子君)<br>(附) | 11.28<br>可決 | 厚生労働<br>12. 5<br>可決 | 12. 5<br>可決 | 12.13<br>法103号 |

## 衆　法

| 件名 | 提出日 | 衆議院 | | | | | 参議院 | | 公布日<br>番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣旨説明 | 委員会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提案理由 | 質疑 | 議決日<br>結果 | 議決日<br>結果 | | 議決日<br>結果 | |
| アレルギー疾患対策基本法案（江田康幸君外2名提出、第183回国会衆法第15号） | (25. 5.17) | | 25.10.15 | | | 12. 6<br>閉会中<br>審査 | | | |

| 件名 | 提出日 | 衆議院 | | | | | 参議院 | | 公布日<br>番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣旨説明 | 委員会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提案理由 | 質疑 | 議決日<br>結果 | 議決日<br>結果 | | 議決日<br>結果 | |
| 国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及の促進に関する法律案（御法川信英君外4名提出、第183回国会衆法第21号） | (25. 5.23) | | 10.15 | | | 12. 6<br>閉会中<br>審査 | | | |
| 介護従事者等の人材確保に関する特別措置法案（柚木道義君外5名提出、第183回国会衆法第27号） | (25. 6. 6) | | 10.15 | | | 12. 6<br>閉会中<br>審査 | | | |
| 世代間格差を是正するための公的年金制度及び医療保険制度の改革の推進に関する法律案（重徳和彦君外3名提出、衆法第27号） | 12. 3 | | 12. 5 | | | 12. 6<br>閉会中<br>審査 | | | |
| 過労死等防止基本法案（泉健太君外10名提出、衆法第28号） | 12. 4 | | 12. 4 | | | 12. 6<br>閉会中<br>審査 | | | |

**参　法**

| 件名 | 提出日 | 衆議院 | | | | | 参議院 | | 公布日<br>番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣旨説明 | 委員会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提案理由 | 質疑 | 議決日<br>結果 | 議決日<br>結果 | | 議決日<br>結果 | |
| 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律案（参議院提出、参法第9号） | 参<br>25.11.27 | | 12. 5<br>12. 6 | | 12. 6<br>可決（全）<br>（賛-自民・維新・公明・みんな・共産）<br>（欠-民主・阿部知子君） | 12. 6<br>可決 | 厚生労働<br>12. 3<br>可決 | 12. 4<br>可決 | 12.13<br>法106号 |
| がん登録等の推進に関する法律案（参議院提出、参法第11号） | 参<br>11.28 | | 12. 5<br>12. 6 | | 12. 6<br>可決（全）<br>（賛-自民・維新・公明・みんな・共産）<br>（欠-民主・阿部知子君） | 12. 6<br>可決 | 厚生労働<br>12. 3<br>可決 | 12. 4<br>可決 | 12.13<br>法111号 |

### (3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

#### ○ 主な質疑内容

- 年金制度等に対する国民の不安を解消するために迅速に現状の負担と給付の関係を見直す必要性
- 医師の地域偏在の抜本的な解決策の検討状況
- 子宮頸がん予防ワクチン接種に関するガイドラインを整備する必要性
- 製薬企業から医療機関等に対する資金提供が行われた際に資金提供額等を報告させる制度の必要性
- 献血時の問診での虚偽申告により生じた輸血によるＨＩＶ感染についての今後の防止策
- 介護予防給付の見直しに当たり介護予防事業の機能強化の観点から市町村等において円滑かつ適切に事業を実施・継続できるような体制を整備する必要性
- いわゆる「追い出し部屋」の実態を厚生労働省が把握しているかどうかの確認
- 解雇紛争時の事後金銭解決を導入する必要性

### (4) 参考人

| 出頭日 | 職　　業 | 氏　　名 | 審査・調査案件 |
|---|---|---|---|
| 平成25.11.12 | 学習院大学経済学部長 | 遠藤　久夫君 | 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案（内閣提出） |
| | 介護保険（要支援）利用者 | 渡邉いつ子君 | |
| | 法政大学経済学部准教授 | 小黒　一正君 | |
| | 神奈川県立保健福祉大学名誉教授 | 山崎　泰彦君 | |
| | 山梨市立牧丘病院院長<br>気仙沼市立本吉病院非常勤医師 | 古屋　　聡君 | |
| | 神戸大学名誉教授 | 二宮　厚美君 | |

## ８　農林水産委員会

### 【第183回国会】

#### (1) 委員名簿（40人）

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 委員長 | 森山 | 裕君 | 自民 | | | | |
| 理　事 | 伊藤 | 忠彦君 | 自民 | 理　事 | 小里 | 泰弘君 | 自民 |
| 理　事 | 北村 | 誠吾君 | 自民 | 理　事 | 葉梨 | 康弘君 | 自民 |
| 理　事 | 宮腰 | 光寛君 | 自民 | 理　事 | 大串 | 博志君 | 民主 |
| 理　事 | 村岡 | 敏英君 | 維新 | 理　事 | 石田 | 祝稔君 | 公明 |
| | 井野 | 俊郎君 | 自民 | | 池田 | 道孝君 | 自民 |
| | 加藤 | 寛治君 | 自民 | | 川田 | 隆君 | 自民 |
| | 菅家 | 一郎君 | 自民 | | 清水 | 誠一君 | 自民 |
| | 末吉 | 光徳君 | 自民 | | 鈴木 | 憲和君 | 自民 |
| | 武井 | 俊輔君 | 自民 | | 武部 | 新君 | 自民 |
| | 津島 | 淳君 | 自民 | | 中川 | 郁子君 | 自民 |
| | 長島 | 忠美君 | 自民 | | 西銘 | 恒三郎君 | 自民 |
| | 橋本 | 英教君 | 自民 | | 福山 | 守君 | 自民 |
| | 堀井 | 学君 | 自民 | | 簗 | 和生君 | 自民 |
| | 山本 | 拓君 | 自民 | | 渡辺 | 孝一君 | 自民 |
| | 後藤 | 斎君 | 民主 | | 寺島 | 義幸君 | 民主 |
| | 福田 | 昭夫君 | 民主 | | 鷲尾 | 英一郎君 | 民主 |
| | 鈴木 | 義弘君 | 維新 | | 高橋 | みほ君 | 維新 |
| | 百瀬 | 智之君 | 維新 | | 稲津 | 久君 | 公明 |
| | 佐藤 | 英道君 | 公明 | | 林 | 宙紀君 | みんな |
| | 畑 | 浩治君 | 生活 | | | | |

#### (2) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案４件及び議員提出法律案３件で、審査の概況は、次のとおりである。

**①　水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案**（内閣提出第11号）

**○　要旨**

近年の水産加工業をめぐる厳しい状況に対応するため、水産加工業施設改良資金融通臨時措置法による長期低利融資措置の適用期限を５年間延長するもの

**○　主な質疑内容**

- 東日本大震災の被災地の復旧・復興の観点からみた水産加工業施設改良資金の利用状況
- 同資金の対象魚種を拡大する必要性
- 融資実績が減少する中での同資金の位置付け

**○　審査結果**

可決

**② 外国政府に対して有する米穀の売渡しに係る債権の免除に関する特別措置法案**（内閣提出第15号）

**○ 要旨**

対外債務を履行することが著しく困難であると認められた国の政府の債務の負担の軽減を国際的協調の下で図るため、当該政府に対して我が国が有する米穀の売渡しに係る債権であってその回収が著しく困難であるものの全部を免除するための措置を講ずるもの

**○ 主な質疑内容**

- 平成11年のケルン・サミットにおける重債務貧困国に対するＯＤＡ債権の完全免除についての合意から本法律案提出に至るまでの経緯
- 米穀の売渡債権に係る利子（144億円）について、食料安定供給特別会計で処理することとした理由
- 本法律案により免除しようとする債権以外の米穀の売渡債権の残高とその回収の見通し

**○ 審査結果**

可決

**③ 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案**（内閣提出第21号）

**○ 要旨**

市町村が作成する特定間伐等促進計画の実施に関し、現行の支援措置を平成32年度まで引き続き講ずるとともに、成長に優れた種苗の母樹の増殖に関する計画の制度を設け、林業・木材産業改善資金の償還期間の延長等の支援措置を講ずるもの

**○ 主な質疑内容**

- 本法律案の施行による今後の森林・林業行政への貢献
- 地球温暖化対策税の使途に森林吸収源対策を位置付ける必要性及び来年度の税制改正に向けた農林水産大臣の決意
- これまで講じられた森林吸収源対策に係る予算額と成果

**○ 審査結果**

可決

**④ 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案**（内閣提出第31号）

**○ 要旨**

食品の製造過程の管理の高度化を引き続き促進するため、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の有効期限を10年間延長するとともに、食品の製造過程の管理の高度化の基盤となる施設及び体制の整備に関する計画の認定制度を設ける等の措置を講ずるもの

**○ 主な質疑内容**

- 法改正後10年間における食品の製造過程の管理の高度化（ＨＡＣＣＰの導入）の数値目標
- 食品産業品質管理高度化促進資金の融資実績が減少した原因及びＨＡＣＣＰの導入目標が達成されていない理由
- 国内でＨＡＣＣＰの導入を促進する必要性

○　**審査結果**
可決

**⑤　国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための特定独立行政法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案**（中川正春君外５名提出、衆法第５号）

○　**要旨**
国有林野事業に従事する職員について、当該職員の労働関係を円滑に調整するため、国家公務員制度改革基本法に基づく自律的労使関係制度が措置されるまでの間、特定独立行政法人の労働関係に関する法律を適用するもの

○　**審査結果**
継続審査

**⑥　国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案**（中川正春君外５名提出、衆法第６号）

○　**要旨**
国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するため、特定独立行政法人の労働関係に関する法律が適用されることに伴い、当該職員の給与等に関し国家公務員法の特例等を定めるもの

○　**審査結果**
継続審査

**⑦　農業者戸別所得補償法案**（大串博志君外６名提出、衆法第26号）

○　**要旨**
農業の有する食料その他の農産物の供給の機能の重要性に鑑み、農業経営の安定及び農業生産力の確保を図るため、米穀、麦その他の重要な農産物の生産を行う農業者に対し、その農業所得を補償するための交付金を交付する等の措置を講ずるもの

○　**審査結果**
継続審査

**《議案審査一覧》**

**閣　法**

| 件名 | 提出日 | 衆議院 | | | | | 参議院 | | 公布日<br>番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣旨<br>説明 | 委員会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提案<br>理由 | 質疑 | 議決日<br>結果 | 議決日<br>結果 | | 議決日<br>結果 | |
| 水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第11号） | 25. 3. 1 | | 3.19<br>3.19 | 3.21 | 3.21<br>可決（全）<br>（賛-自民・民主・維新・公明・みんな・生活） | 3.22<br>可決 | 農林水産<br>3.26<br>可決 | 3.29<br>可決 | 3.30<br>法7号 |

| 件名 | 提出日 | 衆議院 | | | | | 参議院 | | 公布日<br>番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣旨説明 | 委員会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提案理由 | 質疑 | 議決日<br>結果 | 議決日<br>結果 | | 議決日<br>結果 | |
| 外国政府に対して有する米穀の売渡しに係る債権の免除に関する特別措置法案（内閣提出第15号） | 3. 5 | | 4. 3<br>4. 4 | 4.10 | 4.10<br>可決（全）<br>（賛-自民・民主・維新・公明・みんな・生活） | 4.12<br>可決 | 農林水産<br>4.25<br>可決 | 4.26<br>可決 | 5.10<br>法14号 |
| 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第21号） | 3. 8 | | 5.13<br>5.14 | 5.16 | 5.16<br>可決（全）<br>（賛-自民・民主・維新・公明・みんな・生活） | 5.17<br>可決 | 農林水産<br>5.23<br>可決<br>（附） | 5.24<br>可決 | 5.31<br>法24号 |
| 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第31号） | 3.15 | | 5.21<br>5.22 | 5.29 | 5.29<br>可決（多）<br>（賛-自民・民主・維新・公明・生活）<br>（反-みんな） | 5.31<br>可決 | 農林水産<br>6.13<br>可決 | 6.17<br>可決 | 6.21<br>法59号 |

**衆　法**

| 件名 | 提出日 | 衆議院 | | | | | 参議院 | | 公布日<br>番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣旨説明 | 委員会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提案理由 | 質疑 | 議決日<br>結果 | 議決日<br>結果 | | 議決日<br>結果 | |
| 国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための特定独立行政法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案（中川正春君外5名提出、衆法第5号） | 25. 4. 4 | | 6.21 | | | 6.26<br>閉会中<br>審査 | | | |
| 国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案（中川正春君外5名提出、衆法第6号） | 4. 4 | | 6.21 | | | 6.26<br>閉会中<br>審査 | | | |
| 農業者戸別所得補償法案（大串博志君外6名提出、衆法第26号） | 6. 5 | | 6.21 | | | 6.26<br>閉会中<br>審査 | | | |

### (3) 国政調査

国政調査では、質疑、決議及び委員派遣が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

#### ○　主な質疑内容

・　農家の所得増加を重視した政策目標の設定及び施策の推進を行う必要性

・　ＴＰＰ協定交渉の本格化に当たり、重要品目を守るための農林水産大臣の決意
・　国産農林水産物の消費拡大のため、トレーサビリティ活用等により情報提供を推進する必要性
・　輸出解禁要請を行っている農産物をめぐる協議の進展状況を踏まえた今後の輸出拡大戦略の在り方
・　東日本大震災の経験を踏まえた備蓄米の量や備蓄主体の在り方
・　農林水産業への鳥獣被害が深刻化する中、地方財政が厳しい状況を踏まえて、農林水産省が、野生鳥獣の個体数調査のための予算を措置する必要性
・　飼料自給率の向上のために、草地以外から草地への転換に対して支援を行う必要性
・　担い手の農地集積に伴い離農することとなる小規模農家への対応方針
・　平成25年４月以降の低温による農作物被害の現状及び対策
・　中山間地域等直接支払制度を法制化する必要性
・　平成25年12月の諫早湾干拓事業潮受堤防排水門の開門期限に向けて大臣等農林水産省幹部の現地入り等積極的な取組を行う必要性
・　国産材の利用拡大のため、供給側の施策に加えて需要拡大の施策を進める必要性
・　トド、キタオットセイ、ゼニガタアザラシ等の海獣による漁業被害の現状と対策

**(4) 決議**

決議は２件で、その内容は次のとおりである。

**①　環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定交渉参加に関する件**（平成25.4.19）

本年３月15日、安倍内閣総理大臣はＴＰＰ協定交渉への参加を表明し、４月12日、ＴＰＰ協定交渉参加に向けた日米協議に合意した。

そもそも、ＴＰＰは原則として関税を全て撤廃することとされており、我が国の農林水産業や農山漁村に深刻な打撃を与え、食料自給率の低下や地域経済・社会の崩壊を招くとともに、景観を保ち、国土を保全する多面的機能も維持できなくなるおそれがある。また、ＴＰＰにより食の安全・安心が脅かされるなど国民生活にも大きな影響を与えることが懸念される。

これまで本委員会では、平成18年12月に「日豪ＥＰＡの交渉開始に関する件」を、平成23年12月に「環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定交渉参加に向けた関係国との協議に関する件」をそれぞれ決議し、二国間、複数国間の経済連携協定が、我が国の農林水産業や国民生活に悪影響を与えることがないよう、政府に十分な対応を求めてきたところである。

こうした中、本年２月に行われた日米首脳会談における共同声明では、「日本には一定の農産品、米国には一定の工業製品というように、両国ともに二国間貿易上のセンシティビティが存在することを認識」したとしており、政府は、この日米首脳会談において「聖域なき関税撤廃が前提ではない」旨確認したとして、ＴＰＰ協定交渉への参加を決断した。

しかしながら、我が国には一定の農産品以外にも、守り抜くべき国益が存在し、この確認がどのように確保されていくのかについても、その具体的内容はいまだ明らかにされていない。そのため、各界各層の懸念はいまだに払拭されておらず、特に、交渉参加について農林水産業関係者をはじめ、幅広い国民の合意が形成されている状況ではない。

よって政府は、これらを踏まえ、ＴＰＰ協定交渉参加に当たり、左記の事項の実現を図るよう重ねて強く求めるものである。

記

1　米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物などの農林水産物の重要品目について、引き続き再生産可能となるよう除外又は再協議の対象とすること。10年を超える期間をかけた段階的な関税撤廃も含め認めないこと。

2　残留農薬・食品添加物の基準、遺伝子組換え食品の表示義務、遺伝子組換え種子の規制、輸入原材料の原産地表示、ＢＳＥに係る牛肉の輸入措置等において、食の安全・安心及び食料の安定生産を損なわないこと。

3　国内の温暖化対策や木材自給率向上のための森林整備に不可欠な合板、製材の関税に最大限配慮すること。

4　漁業補助金等における国の政策決定権を維持すること。仮に漁業補助金につき規律が設けられるとしても、過剰漁獲を招くものに限定し、漁港整備や所得支援など、持続的漁業の発展や多面的機能の発揮、更には震災復興に必要なものが確保されるようにすること。

5　濫訴防止策等を含まない、国の主権を損なうようなＩＳＤ条項には合意しないこと。

6　交渉に当たっては、二国間交渉等にも留意しつつ、自然的・地理的条件に制約される農林水産分野の重要５品目などの聖域の確保を最優先し、それが確保できないと判断した場合は、脱退も辞さないものとすること。

7　交渉により収集した情報については、国会に速やかに報告するとともに、国民への十分な情報提供を行い、幅広い国民的議論を行うよう措置すること。

8　交渉を進める中においても、国内農林水産業の構造改革の努力を加速するとともに、交渉の帰趨いかんでは、国内農林水産業、関連産業及び地域経済に及ぼす影響が甚大であることを十分に踏まえて、政府を挙げて対応すること。

右決議する。

**②　我が国の農林水産物・食品の輸出拡大に関する件**（平成25.6.19）

我が国では、少子高齢化等により農林水産物・食品市場が縮小傾向にある。一方、世界に目を転じると、我が国の農林水産物・食品は諸外国から高い評価を得ており、アジアを始めとした経済発展に伴う富裕層の増加や人口増加により、今後拡大が予想される有望なマーケットが広がっている。

こうした中、我が国の農林水産業・食品産業を発展させていくためには、世界の経済成長を好機と捉え、日本食文化を広め、農林水産物・食品の輸出拡大に取り組んでいくことが喫緊の課題である。

しかしながら、近年、我が国の農林水産物・食品の輸出額は頭打ちの状況にあることに加えて、一昨年の原発事故を受け、多くの国・地域において、日本産農林水産物・食品の輸入停止や放射性物質の検査証明書等の要求、検査強化といった輸入規制措置が実施されている等、厳しい状況にある。

よって、政府は、農林水産物・食品の輸出拡大に取り組むに当たっては、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

1　関係者の長年の努力により、本年５月に牛海綿状脳症（ＢＳＥ）の清浄性が国際的に認められたところであり、我が国の食肉の安全性を国際的に発信し、輸出解禁に向けた衛生協議を加速化するとともに、相手国の衛生条件に対応した食肉処理施設の整

備に対する支援を充実すること。

２　世界的に需要が増大している、養殖生産物を始めとする水産物の輸出については、日本の魚のブランド化を促進するとともに、対米・対ＥＵ向けＨＡＣＣＰ取得の促進等品質管理体制の確立と迅速な衛生証明書発給体制の構築を図ること。

３　日本産農林水産物・食品の利用拡大を円滑に進めるため、世界人口の４分の１弱を占める旺盛な食の市場であるイスラム圏においてハラール認証を取得しようとする取組のほか、ＧＬＯＢＡＬ　Ｇ.Ａ.Ｐ.等、世界の食市場において通用する認証を取得しようとする取組に対し、十分かつきめ細やかな支援措置を講ずること。

４　野菜・果実等に対する検疫等の制限に対しては戦略的に対応することとし、現在、相手国においてリスク分析を実施中のものについては、科学的根拠に立ったリスク分析の促進を相手国に強く働きかけること。また、野菜・果実等の植物検疫等の輸出に必要な手続を卸売市場で行うことにより、迅速な輸出を実現するとともに、産地間連携による日本の農林水産物を年間を通じて安定的に供給できる体制の構築を実現すること。

５　急成長する新興国等の市場への食品産業の更なる展開を推進するため、情報提供を始め、商談会、海外でのマッチングの場、各種イベントへの支援等総合的なサポート体制を充実・強化すること。また、原材料の国産化による付加価値の向上等国内農林漁業との連携強化を通じた食品産業の成長発展が図られるよう、日本産農林水産物・食品の地理的表示の保護制度を確立すること。

６　原発事故に伴う輸入規制措置の緩和・撤廃に向けて、諸外国・地域に正確な情報を提供した上で、科学的根拠に立った対応を強く要請すること。

右決議する。

### (5) 委員派遣

| 派遣日 | 派遣地名 | 派 遣 目 的 | 派遣委員 |
|---|---|---|---|
| 平成<br>25. 6.10<br>～ 6.11 | 佐賀県 | 中山間地域における農業の取組等の実情調査 | 10人 |

## 【第184回国会】

### (1) 委員名簿（40人）

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 委員長 | 森山 | 裕君 | 自民 | | | | |
| 理　事 | 伊藤 | 忠彦君 | 自民 | 理　事 | 小里 | 泰弘君 | 自民 |
| 理　事 | 北村 | 誠吾君 | 自民 | 理　事 | 葉梨 | 康弘君 | 自民 |
| 理　事 | 宮腰 | 光寛君 | 自民 | 理　事 | 大串 | 博志君 | 民主 |
| 理　事 | 村岡 | 敏英君 | 維新 | 理　事 | 石田 | 祝稔君 | 公明 |
| | 井野 | 俊郎君 | 自民 | | 池田 | 道孝君 | 自民 |
| | 加藤 | 寛治君 | 自民 | | 川田 | 隆君 | 自民 |
| | 菅家 | 一郎君 | 自民 | | 清水 | 誠一君 | 自民 |
| | 末吉 | 光徳君 | 自民 | | 鈴木 | 憲和君 | 自民 |
| | 武井 | 俊輔君 | 自民 | | 武部 | 新君 | 自民 |
| | 津島 | 淳君 | 自民 | | 中川 | 郁子君 | 自民 |
| | 長島 | 忠美君 | 自民 | | 西銘 | 恒三郎君 | 自民 |
| | 橋本 | 英教君 | 自民 | | 福山 | 守君 | 自民 |
| | 堀井 | 学君 | 自民 | | 簗 | 和生君 | 自民 |
| | 山本 | 拓君 | 自民 | | 渡辺 | 孝一君 | 自民 |
| | 後藤 | 斎君 | 民主 | | 寺島 | 義幸君 | 民主 |
| | 福田 | 昭夫君 | 民主 | | 鷲尾 | 英一郎君 | 民主 |
| | 鈴木 | 義弘君 | 維新 | | 高橋 | みほ君 | 維新 |
| | 百瀬 | 智之君 | 維新 | | 稲津 | 久君 | 公明 |
| | 佐藤 | 英道君 | 公明 | | 林 | 宙紀君 | みんな |
| | 畑 | 浩治君 | 生活 | | | | |

### (2) 議案審査

付託された議案は、議員提出法律案３件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

**①　国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための特定独立行政法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案**（中川正春君外５名提出、第183回国会衆法第５号）

**○　要旨**

（第183回国会参照）

**○　審査結果**

継続審査

**②　国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案**（中川正春君外５名提出、第183回国会衆法第６号）

**○　要旨**

（第183回国会参照）

**○　審査結果**

継続審査

### ③　農業者戸別所得補償法案（大串博志君外６名提出、第183回国会衆法第26号）

**○　要旨**

（第183回国会参照）

**○　審査結果**

継続審査

**《議案審査一覧》**

**衆　法**

| 件　　名 | 提出日 | 衆議院 | | | | | 参議院 | | 公布日<br>番　号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣　旨<br>説　明 | 委員会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結　果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提　案<br>理　由 | 質　疑 | 議決日<br>結　果 | 議決日<br>結　果 | | 議決日<br>結　果 | |
| 国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための特定独立行政法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案（中川正春君外5名提出、第183回国会衆法第5号） | (25. 4. 4) | | 25. 8. 2 | | | 8. 7<br>閉会中<br>審査 | | | |
| 国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案（中川正春君外5名提出、第183回国会衆法第6号） | (25. 4. 4) | | 8. 2 | | | 8. 7<br>閉会中<br>審査 | | | |
| 農業者戸別所得補償法案（大串博志君外6名提出、第183回国会衆法第26号） | (25. 6. 5) | | 8. 2 | | | 8. 7<br>閉会中<br>審査 | | | |

### （3）議員海外派遣

| 派遣議員団 | 派遣期間 | 派遣国名 | 派 遣 目 的 | 派遣議員 |
|---|---|---|---|---|
| 衆議院ベトナム・マレーシア・インドネシア農林水産事情等調査議員団 | （閉会中）<br>平成25. 9. 8<br>～ 9.14 | ベトナム、マレーシア、インドネシア | ベトナム、マレーシア及びインドネシアにおける農林水産事情等調査 | ６人 |

## 【第185回国会】

### (1) 委員名簿（40人）

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 委員長 | 坂本 | 哲志君 | 自民 | | | | |
| 理　事 | 北村 | 誠吾君 | 自民 | 理　事 | 齋藤 | 健君 | 自民 |
| 理　事 | 谷川 | 弥一君 | 自民 | 理　事 | 宮腰 | 光寛君 | 自民 |
| 理　事 | 森山 | 裕君 | 自民 | 理　事 | 大串 | 博志君 | 民主 |
| 理　事 | 村岡 | 敏英君 | 維新 | 理　事 | 石田 | 祝稔君 | 公明 |
| | 井野 | 俊郎君 | 自民 | | 池田 | 道孝君 | 自民 |
| | 小里 | 泰弘君 | 自民 | | 加藤 | 寛治君 | 自民 |
| | 川田 | 隆君 | 自民 | | 菅家 | 一郎君 | 自民 |
| | 清水 | 誠一君 | 自民 | | 末吉 | 光徳君 | 自民 |
| | 鈴木 | 憲和君 | 自民 | | 武井 | 俊輔君 | 自民 |
| | 武部 | 新君 | 自民 | | 津島 | 淳君 | 自民 |
| | 中川 | 郁子君 | 自民 | | 橋本 | 英教君 | 自民 |
| | 福山 | 守君 | 自民 | | 堀井 | 学君 | 自民 |
| | 簗 | 和生君 | 自民 | | 山本 | 拓君 | 自民 |
| | 渡辺 | 孝一君 | 自民 | | 後藤 | 斎君 | 民主 |
| | 玉木 | 雄一郎君 | 民主 | | 寺島 | 義幸君 | 民主 |
| | 鷲尾 | 英一郎君 | 民主 | | 岩永 | 裕貴君 | 維新 |
| | 鈴木 | 義弘君 | 維新 | | 村上 | 政俊君 | 維新 |
| | 稲津 | 久君 | 公明 | | 樋口 | 尚也君 | 公明 |
| | 林 | 宙紀君 | みんな | | 畑 | 浩治君 | 生活 |
| | 徳田 | 毅君 | 無 | | | | |

### (2) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案３件及び議員提出法律案３件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

#### ①　農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案（内閣提出第８号）

**○　要旨**

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電を促進することにより農山漁村の活性化を図るため、市町村の認定を受けた設備整備計画に係る農地法等に基づく手続の特例等の措置を講ずるもの

**○　主な質疑内容**

- 農山漁村における再生可能エネルギー発電に資する資源の賦存量
- 「農林漁業の健全な発展に資する取組」の具体的内容
- 事業者が発電事業から撤退する場合のルール及び事業の用に供した農地の原状回復の在り方

**○　審査結果**

可決（附帯決議）

**② 農地中間管理事業の推進に関する法律案**（内閣提出第14号）

**○ 要旨**

農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るため、農地中間管理機構の指定その他これを推進するための措置等を講ずるもの

**○ 主な質疑内容**

・ 農地中間管理事業における農地中間管理機構と農業委員会、ＪＡ及び市町村との関係

・ 農地中間管理事業の実施は、原則「人・農地プラン」に位置付けられた地域で行う必要性

・ 農地の受け手が見つかるまで同機構が農地の借受けに伴う賃料及び管理費用を支払うことのメリット

**○ 参考人からの意見の聴取**

**○ 審査結果**

修正（附帯決議）

**＜修正内容＞**

農業者等による協議の場の設置等に関する規定の追加、検討規定の修正等

**③ 農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律案**（内閣提出第15号）

**○ 要旨**

望ましい農業構造の実現に向けた農業の構造改革を推進するため、新たに農業経営を営もうとする者に対する支援の充実、遊休農地の農業上の利用の増進を図るための措置の強化、投資事業有限責任組合による農業法人に対する投資の円滑化等の措置を講ずるもの

**○ 主な質疑内容**

・ 平成21年改正で農地法に位置付けられた遊休農地対策について、特定利用権の設定に至った事例がない理由及び見直しの方向性

・ 農地台帳の法定化に当たり、その公開のルールについては他の法定台帳と同じ扱いとする必要性

・ 農業法人投資育成事業の事業主体に投資事業有限責任組合を加えることによる農地中間管理事業への効果

**○ 参考人からの意見の聴取**

**○ 審査結果**

修正（附帯決議）

**＜修正内容＞**

農地中間管理事業の推進に関する法律案に対する修正に伴い、必要な技術的な修正

**④ 国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための特定独立行政法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案**（中川正春君外５名提出、第183回国会衆法第５号）

**○ 要旨**

（第183回国会参照）

○　**審査結果**

継続審査

**⑤　国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案**（中川正春君外５名提出、第183回国会衆法第６号）

○　**要旨**

（第183回国会参照）

○　**審査結果**

継続審査

**⑥　農業者戸別所得補償法案**（大串博志君外６名提出、第183回国会衆法第26号）

○　**要旨**

（第183回国会参照）

○　**審査結果**

継続審査

**《議案審査一覧》**

**閣　法**

| 件名 | 提出日 | 衆議院 | | | | | 参議院 | | 公布日<br>番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣旨<br>説明 | 委員会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提案<br>理由 | 質疑 | 議決日<br>結果 | 議決日<br>結果 | | 議決日<br>結果 | |
| 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案（内閣提出第8号） | 25.10.18 | | 10.29<br>10.30 | 11. 6 | 11. 6<br>可決（全）<br>（賛-自民・民主・維新・公明・みんな・生活）<br>（附） | 11. 7<br>可決 | 農林水産<br>11.14<br>可決<br>（附） | 11.15<br>可決 | 11.22<br>法81号 |
| 農地中間管理事業の推進に関する法律案（内閣提出第14号） | 10.25 | | 11.13<br>11.13 | 11.19<br>11.20<br>11.27 | 11.27<br>修正（多）<br>（賛-自民・民主・維新・公明・生活）<br>（反-みんな）<br>（欠-徳田毅君）<br>（附） | 11.28<br>修正 | 農林水産<br>12. 5<br>可決<br>（附） | 12. 5<br>可決 | 12.13<br>法101号 |
| 農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出第15号） | 10.25 | | 11.13<br>11.13 | 11.19<br>11.20<br>11.27 | 11.27<br>修正（多）<br>（賛-自民・民主・維新・公明・生活）<br>（反-みんな）<br>（欠-徳田毅君）<br>（附） | 11.28<br>修正 | 農林水産<br>12. 5<br>可決<br>（附） | 12. 5<br>可決 | 12.13<br>法102号 |

**衆　法**

| 件　　名 | 提出日 | 衆議院 | | | | | 参議院 | | 公布日<br>番　号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣　旨<br>説　明 | 委員会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結　果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提　案<br>理　由 | 質　疑 | 議決日<br>結　果 | 議決日<br>結　果 | | 議決日<br>結　果 | |
| 国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための特定独立行政法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案（中川正春君外5名提出、第183回国会衆法第5号） | (25. 4. 4) | | 25.10.15 | | | 12. 6<br>閉会中<br>審査 | | | |
| 国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案（中川正春君外5名提出、第183回国会衆法第6号） | (25. 4. 4) | | 10.15 | | | 12. 6<br>閉会中<br>審査 | | | |
| 農業者戸別所得補償法案（大串博志君外6名提出、第183回国会衆法第26号） | (25. 6. 5) | | 10.15 | | | 12. 6<br>閉会中<br>審査 | | | |

### (3) 国政調査

国政調査では、質疑、決議及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

**○　主な質疑内容**

・　産業競争力会議農業分科会における農林水産省の対応
・　米国の動向を踏まえたＴＰＰ交渉の年内妥結の見通し及び今後の交渉の進め方
・　食品表示に係るＪＡＳ法違反の実態、これに対する措置及び農林水産省における取締体制
・　６次産業化事業体が新たに農業生産に取り組む場合にも、農林漁業成長産業化ファンドの支援対象とする必要性
・　米の生産調整がこれまでに果たしてきた役割についての農林水産大臣の見解
・　米の直接支払交付金を５年後にゼロにすることについての農林水産大臣の見解
・　農協が設立された当初から時代が大きく変わってきたことを踏まえ、農協の在り方や農業協同組合法を見直す必要性
・　検討中の日本型直接支払制度が「直接支払」に該当するか否かについての農林水産大臣の見解
・　諫早湾干拓事業潮受堤防排水門の開門期限に向けた政府の対応方針
・　森林施業の集約化や搬出間伐の進捗状況及びこれらの取組を進めるに当たっての課題認識
・　日台民間漁業取決めに係る操業ルール作りの進捗状況

**（閉会中審査）**

・　生産基盤が縮小している肉用牛繁殖経営に対し十分な支援を行う必要性
・　平成25年度で終了する酪農ヘルパー事業円滑化対策事業の後継事業を充実させる必要性

・　配合飼料に依存しない自然放牧による畜産の推進に対する農林水産大臣の見解

**(4) 決議**

決議は１件で、その内容は次のとおりである。

**平成26年度畜産物価格等に関する件**（平成25.12.18）

我が国の畜産・酪農は、配合飼料価格の高騰、畜産物消費の低迷等厳しい経営環境にあり、離農の増加により生産基盤が縮小するなど危機的な状況にある。

よって政府は、こうした情勢を踏まえ、平成26年度の畜産物価格及び関連対策の決定に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

１　畜産・酪農経営が将来の展望を持って安定的に発展していけるよう、中長期的な観点から今後の畜産・酪農政策の在り方について検討を行うこと。特に、肉用牛肥育経営安定特別対策（新マルキン）事業をはじめとする畜産・酪農経営安定対策及び配合飼料価格安定制度については、配合飼料価格の高止まりに対処し、必要な財源を確保し、拡充を図るとともに、地方特定品種の扱いを含め現場の意向も踏まえつつ、実効ある安定的な対策・制度の確立に向けた検討を急ぐこと。

２　加工原料乳生産者補給金の単価及び限度数量については、飼料価格の高騰等を踏まえ、酪農家の経営努力が報われ、営農意欲が喚起されるよう、再生産の確保を図ることを旨として適切に決定すること。

また、今後、需要の拡大が期待できる国産チーズの生産拡大のための対策を充実・強化するとともに、効率的な乳牛改良の推進、後継者の確保、酪農ヘルパーへの支援の充実など酪農生産基盤の強化を図ること。

３　牛肉・豚肉の安定価格及び肉用子牛の保証基準価格等については、畜産農家の経営安定に資するよう、需給動向、価格の推移、飼料価格の高騰等に十分配慮し、再生産の確保を図ることを旨として適切に決定すること。

また、肉用牛繁殖経営への新規参入や繁殖雌牛の増頭、受精卵移植の取組等への支援を一層充実・強化することにより、肉用牛繁殖基盤の拡大を図ること。

４　飼料の輸入依存体質を転換し、国産飼料に立脚した畜産・酪農を確立する観点から、飼料用米・稲発酵粗飼料・稲わら・エコフィードの利用拡大等の耕畜連携を強力に推進するとともに、コントラクター・ＴＭＲセンターへの支援を充実・強化すること。

特に、飼料用米の利用拡大には、輸入飼料に対する価格の優位性や安定的な供給が必要であることに鑑み、肉用牛等に対する給与法の普及、低コスト栽培技術や多収性品種の普及、集荷・流通・保管・製造に係る体制整備を支援すること。

５　地産地消や食育の取組を進め、国産畜産物の消費拡大を推進するとともに、国産畜産物の輸出解禁に向けた衛生協議の加速化、相手国の衛生条件に対応した食肉処理施設の整備に対する支援の充実など輸出促進対策を強化すること。

６　原発事故に伴う放射性物質により汚染された牧草地の除染対策と汚染された稲わら、牧草及び堆肥の処理を強力に推進するとともに、原発事故に係る風評被害対策に徹底して取り組むこと。

７　ＴＰＰ交渉及びＥＰＡ交渉については、我が国の畜産・酪農が今後とも安定的に発展できるよう、平成25年４月の本委員会決議「環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定交渉参加に関する件」及び平成18年12月の本委員会決議「日豪ＥＰＡの交渉開始

に関する件」を遵守し、確固たる決意をもって臨むこと。
右決議する。

### (5) 参考人

| 出頭日 | 職　　業 | 氏　　名 | 審査・調査案件 |
|---|---|---|---|
| 平成<br>25.11.20 | 公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構理事長 | 上場　重俊君 | 農地中間管理事業の推進に関する法律案（内閣提出）<br>農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出） |
| | 中央大学大学院法務研究科教授<br>東京大学名誉教授 | 原田　純孝君 | |
| | 有限会社藤岡農産代表取締役 | 藤岡　茂憲君 | |

### (6) 視察

| 視察日 | 視察地名 | 視 察 目 的 | 視察委員 |
|---|---|---|---|
| (閉会中)<br>平成<br>26. 1.23 | 千葉県 | 中山間地域における稲作等農業の実情調査 | 10人 |

## ９　経済産業委員会

### 【第183回国会】

#### (1) 委員名簿（40人）

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 委員長 | 富田 | 茂之君 | 公明 | | | | |
| 理　事 | 石原 | 宏高君 | 自民 | 理　事 | 塩谷 | 立君 | 自民 |
| 理　事 | 鈴木 | 淳司君 | 自民 | 理　事 | 宮下 | 一郎君 | 自民 |
| 理　事 | 渡辺 | 博道君 | 自民 | 理　事 | 近藤 | 洋介君 | 民主 |
| 理　事 | 今井 | 雅人君 | 維新 | 理　事 | 江田 | 康幸君 | 公明 |
| | 秋元 | 司君 | 自民 | | 穴見 | 陽一君 | 自民 |
| | 石﨑 | 徹君 | 自民 | | 越智 | 隆雄君 | 自民 |
| | 大見 | 正君 | 自民 | | 勝俣 | 孝明君 | 自民 |
| | 佐々木 | 紀君 | 自民 | | 白石 | 徹君 | 自民 |
| | 平 | 将明君 | 自民 | | 武村 | 展英君 | 自民 |
| | 辻 | 清人君 | 自民 | | 冨樫 | 博之君 | 自民 |
| | 根本 | 幸典君 | 自民 | | 福田 | 達夫君 | 自民 |
| | 細田 | 健一君 | 自民 | | 宮崎 | 謙介君 | 自民 |
| | 宮﨑 | 政久君 | 自民 | | 八木 | 哲也君 | 自民 |
| | 山田 | 美樹君 | 自民 | | 吉川 | 貴盛君 | 自民 |
| | 枝野 | 幸男君 | 民主 | | 大島 | 敦君 | 民主 |
| | 岸本 | 周平君 | 民主 | | 馬淵 | 澄夫君 | 民主 |
| | 木下 | 智彦君 | 維新 | | 重徳 | 和彦君 | 維新 |
| | 丸山 | 穂高君 | 維新 | | 國重 | 徹君 | 公明 |
| | 井坂 | 信彦君 | みんな | | 三谷 | 英弘君 | みんな |
| | 塩川 | 鉄也君 | 共産 | | | | |

#### (2) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案６件及び承認を求めるの件２件で、審査の概況は、次のとおりである。

**①　エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律案**（内閣提出第16号）

**○　要旨**

民生部門におけるエネルギーの使用の合理化を一層推進するため、建築材料等に係るトップランナー制度を導入するとともに、工場・事業場等における電力ピーク対策を円滑化する措置を導入するほか、「エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法」を廃止する措置を講ずるもの

**○　主な質疑内容**

- 新築の建築物に対する省エネ基準への適合義務化を早期に実現する必要性及び中小工務店への支援措置の必要性に対する政府の見解
- 電力ピーク対策が地球温暖化対策及び省エネ対策に逆行する可能性
- トップランナー制度の対象となる建築材料の普及促進における課題と対策

○　参考人からの意見の聴取
○　審査結果
修正（附帯決議）
＜修正内容＞
「エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法」の廃止に関する規定の施行期日を、平成25年３月31日から公布の日に改めること等

**②　株式会社海外需要開拓支援機構法案**（内閣提出第32号）

○　要旨
我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品又は役務の海外における需要の開拓を行う事業活動及びそれを支援する活動を促進させるため、資金供給その他の支援等を行うことを目的とする株式会社海外需要開拓支援機構の設立、組織、業務の範囲等を定めるもの
○　主な質疑内容
・　過去の官民ファンドの失敗例を踏まえた株式会社海外需要開拓支援機構の運営における留意点
・　同機構の経営陣の人選方法
・　既存の支援スキームがある中での新たな機構設立の必要性及び既存施策との連携の見通し
○　審査結果
可決（附帯決議）

**③　消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法案**（内閣提出第36号）

○　要旨
今次の消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するため、特定の事業者による消費税の転嫁の拒否等の行為及び事業者による消費税の転嫁を阻害する表示を迅速かつ効果的に是正するための制度を創設するとともに、消費税の転嫁及び表示の方法に係る共同行為について私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用を除外する等の所要の措置を講ずるもの
○　主な質疑内容
・　転嫁拒否等を把握するための効果的な書面調査の在り方及び転嫁拒否等に係る相談・取締りの具体的なスキーム
・　消費税の転嫁を阻害する表示として規制される具体例及びガイドラインの早期作成の必要性
・　総額表示義務の解除による内税表示と外税表示の混在が消費者の混乱を招くことへの懸念
・　円滑かつ適正な消費税転嫁のための環境整備に資する国民への広報の必要性
○　内閣委員会、財務金融委員会、消費者問題に関する特別委員会との連合審査会
○　参考人からの意見の聴取
○　審査結果
修正（附帯決議）

＜修正内容＞

事業者が禁止されることとなる表示について、消費税との関連を明示しているものに限られること等その範囲の明確化を図ること

**④　電気事業法の一部を改正する法律案**（内閣提出第54号）

**○　要旨**

東日本大震災の影響による電力需給のひっ迫状況を踏まえ、電力システム改革の三本柱の一つである「広域系統運用の拡大」等を実現することによって、電気の安定供給の確保に万全を期すとともに、2020年までに実施すべき電力システム改革の全体像を法律上明らかにするもの

**○　主な質疑内容**

・　送配電等業務支援機関に代えて広域的運営推進機関を設立することとした背景及び広域的運営推進機関が今後の電力システム改革全体の中で果たす役割

・　発送電分離による送配電部門の中立化の確保を小売全面自由化に先行して実施することの重要性

・　今般の電力システム改革の趣旨と相反すると思われる再生可能エネルギー固定価格買取制度の廃止の必要性に対する政府の見解

**○　参考人からの意見の聴取**

**○　審査結果**

修正（附帯決議）

＜修正内容＞

今後の電力システム改革に関してその目的を明記すること等

（参議院において審査未了）

**⑤　小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律案**（内閣提出第58号）

**○　要旨**

小規模企業の事業活動の活性化を図るため、小規模企業の意義等を明確に規定し、その範囲を弾力的にするとともに、電子記録債権を活用した資金調達の促進や、ＩＴを活用した情報提供機関の整備、下請中小企業が連携する取組の支援等の措置を講ずるもの

**○　主な質疑内容**

・　小規模企業の範囲の弾力化措置の対象となる具体的業種

・　本法律案において日本政策金融公庫の業務に債務の株式化業務（ＤＥＳ）が追加されることによる効果及び金融機関が長期的に株式を保有することへの懸念

・　本法律案において信用保証の対象に電子記録債権の割引等が追加されることによる効果

**○　審査結果**

可決

**⑥　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案**（内閣提出第72号）

**○　要旨**

公正取引委員会が行う審判制度を廃止するとともに、排除措置命令等の行政処分を行おうとする際の意見聴取のための手続を整備する等の措置を講ずるもの

○　審査結果
継続審査

**⑦　外国為替及び外国貿易法第10条第２項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件**（内閣提出、承認第２号）

○　要旨
平成24年４月14日から平成25年４月13日までの間、北朝鮮を対象とする全ての輸出入について経済産業大臣の承認を受ける義務を課す措置を講じたこと、及び北朝鮮と第三国の間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する仲介貿易取引について経済産業大臣の許可を受ける義務を課す措置を講じたことについて、国会の承認を求めるもの

○　主な質疑内容
・　再入国禁止対象者の拡大等により制裁措置全般を強化する必要性
・　北朝鮮による核開発の正当化を許さないために国際社会が核廃絶に真剣に取り組む必要性
・　北朝鮮による核開発問題及び拉致問題等の包括的な解決に向けた経済産業大臣の決意

○　審査結果
承認

**⑧　外国為替及び外国貿易法第10条第２項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件**（内閣提出、承認第５号）

○　要旨
平成25年４月14日から平成27年４月13日までの間、北朝鮮を対象とする全ての輸出入について経済産業大臣の承認を受ける義務を課す措置を講じたこと、及び北朝鮮と第三国の間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する仲介貿易取引について経済産業大臣の許可を受ける義務を課す措置を講じたことについて、国会の承認を求めるもの

○　審査結果
継続審査

《議案審査一覧》

閣　法

| 件　　名 | 提出日 | 衆　議　院 | | | | | 参　議　院 | | 公布日<br>番　号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣　旨<br>説　明 | 委　員　会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結　果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提　案<br>理　由 | 質　疑 | 議決日<br>結　果 | 議決日<br>結　果 | | 議決日<br>結　果 | |
| エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律案（内閣提出第16号） | 25. 3. 5 | | 3.21<br>3.22 | 3.27<br>3.29<br>4. 3 | 4. 3<br>修正（全）<br>（賛-自民・民主・維新・公明・みんな・共産）<br>（附） | 4. 4<br>修正 | 経済産業<br>5.23<br>可決<br>（附） | 5.24<br>可決 | 5.31<br>法25号 |
| 株式会社海外需要開拓支援機構法案（内閣提出第32号） | 3.15 | 5.17 | 5.17<br>5.22 | 5.24 | 5.24<br>可決（多）<br>（賛-自民・民主・公明）<br>（反-維新・みんな・共産）<br>（附） | 5.28<br>可決 | 経済産業<br>6.11<br>可決<br>（附） | 6.12<br>可決 | 6.19<br>法51号 |
| 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法案（内閣提出第36号） | 3.22 | 4.12 | 4.12<br>4.19 | 4.19<br>4.24<br>4.26<br>5.10<br>5.16(連)<br>5.17 | 5.17<br>修正（多）<br>（賛-自民・民主・公明）<br>（反-維新・みんな・共産）<br>（附） | 5.17<br>修正 | 経済産業<br>6. 4<br>可決<br>（附） | 6. 5<br>可決 | 6.12<br>法41号 |
| 電気事業法の一部を改正する法律案（内閣提出第54号） | 4.12 | 5.28 | 5.28<br>5.29 | 5.31<br>6. 4<br>6. 5<br>6.12 | 6.12<br>修正（多）<br>（賛-自民・民主・維新・公明）<br>（反-みんな・共産）<br>（附） | 6.13<br>修正 | 経済産業<br>（審査未了） | | |
| 小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出第58号） | 4.16 | | 5.24<br>5.29 | 5.29 | 5.29<br>可決（多）<br>（賛-自民・民主・維新・公明・みんな）<br>（反-共産） | 5.31<br>可決 | 経済産業<br>6.13<br>可決 | 6.17<br>可決 | 6.21<br>法57号 |
| 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第72号） | 5.24 | | 6.24 | | | 6.26<br>閉会中<br>審査 | | | |

### 承認を求めるの件

| 件名 | 提出日 | 衆議院 | | | | | 参議院 | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣旨説明 | 委員会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提案理由 | 質疑 | 議決日<br>結果 | 議決日<br>結果 | | 議決日<br>結果 | |
| 外国為替及び外国貿易法第10条第2項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（内閣提出、承認第2号） | 25. 2.26 | | 3.14<br>3.15 | 3.22 | 3.22<br>承認(全)<br>(賛-自民・民主・維新・公明・みんな・共産) | 3.22<br>承認 | 経済産業<br>3.26<br>承認 | 3.29<br>承認 | |
| 外国為替及び外国貿易法第10条第2項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（内閣提出、承認第5号） | 4.19 | | 6.24 | | | 6.26<br>閉会中審査 | | | |

### (3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

#### ○ 主な質疑内容

- 原子力発電所の稼働停止により余剰プルトニウムが発生していることに対する経済産業大臣の見解
- 中小企業金融円滑化法の期限到来に伴う事業者への経営改善及び事業再生支援の必要性
- 起業支援や中小企業関係の施策を廃止・統合する必要性及び施策情報に係るポータルサイトを整備する必要性
- 科学技術イノベーション総合戦略の成長戦略への反映の在り方及び具体化の方向性
- 我が国の開業率を高める具体的な施策についての政府の見解
- 我が国のコンテンツ製品等に対する諸外国での権利侵害に対する取組の現状
- 我が国経済の中長期的な見通しを定量的・横断的に議論する場を設ける必要性

### (4) 連合審査会

| 連合審査会 | 開会日 | 審査・調査案件 |
|---|---|---|
| 経済産業委員会 内閣委員会 財務金融委員会 消費者問題に関する特別委員会連合審査会 | 平成<br>25. 5.16 | 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法案（内閣提出） |

(5) 参考人

| 出頭日 | 職　　業 | 氏　　名 | 審査・調査案件 |
|---|---|---|---|
| 平成<br>25. 3.29 | 株式会社三菱総合研究所理事長<br>東京大学総長顧問 | 小宮山　宏君 | エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律案（内閣提出） |
| | 京都大学大学院経済学研究科教授 | 依田　高典君 | |
| | 旭ファイバーグラス株式会社代表取締役社長執行役員 | 狐塚　　章君 | |
| | エナジーコンシャス代表<br>消費生活アドバイザー | 山川　文子君 | |
| 4.24 | 立教大学名誉教授 | 舟田　正之君 | 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法案（内閣提出） |
| | 法政大学大学院イノベーション・マネジメント研究科教授 | 小川　孔輔君 | |
| | 日本税理士会連合会常務理事・調査研究部長 | 上西左大信君 | |
| 4.26 | 石岡商工会議所会頭 | 大和田達郎君 | |
| | 全国中小企業団体中央会副会長 | 岡本　楢雄君 | |
| | 株式会社ライフコーポレーション代表取締役会長兼ＣＥＯ<br>日本チェーンストア協会会長 | 清水　信次君 | |
| 6. 4 | 東京大学社会科学研究所教授 | 松村　敏弘君 | 電気事業法の一部を改正する法律案（内閣提出） |
| | 東京工業大学特命教授 | 柏木　孝夫君 | |
| | 慶應義塾大学経済学部教授 | 金子　　勝君 | |
| | 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会常任顧問 | 辰巳　菊子君 | |
| | 電気事業連合会会長 | 八木　　誠君 | |
| | 全国電力関連産業労働組合総連合会長 | 種岡　成一君 | |
| | 株式会社エネット代表取締役社長 | 池辺　裕昭君 | |
| | 日本商工会議所中小企業政策専門委員 | 清水　宏和君 | |

## 【第184回国会】

### (1) 委員名簿（40人）

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 委員長 | 富田 | 茂之君 | 公明 | | | | |
| 理　事 | 石原 | 宏高君 | 自民 | 理　事 | 塩谷 | 立君 | 自民 |
| 理　事 | 鈴木 | 淳司君 | 自民 | 理　事 | 宮下 | 一郎君 | 自民 |
| 理　事 | 渡辺 | 博道君 | 自民 | 理　事 | 近藤 | 洋介君 | 民主 |
| 理　事 | 今井 | 雅人君 | 維新 | 理　事 | 江田 | 康幸君 | 公明 |
| | 秋元 | 司君 | 自民 | | 穴見 | 陽一君 | 自民 |
| | 石﨑 | 徹君 | 自民 | | 越智 | 隆雄君 | 自民 |
| | 大見 | 正君 | 自民 | | 勝俣 | 孝明君 | 自民 |
| | 佐々木 | 紀君 | 自民 | | 白石 | 徹君 | 自民 |
| | 平 | 将明君 | 自民 | | 武村 | 展英君 | 自民 |
| | 辻 | 清人君 | 自民 | | 冨樫 | 博之君 | 自民 |
| | 根本 | 幸典君 | 自民 | | 福田 | 達夫君 | 自民 |
| | 細田 | 健一君 | 自民 | | 宮崎 | 謙介君 | 自民 |
| | 宮﨑 | 政久君 | 自民 | | 八木 | 哲也君 | 自民 |
| | 山田 | 美樹君 | 自民 | | 吉川 | 貴盛君 | 自民 |
| | 枝野 | 幸男君 | 民主 | | 大島 | 敦君 | 民主 |
| | 岸本 | 周平君 | 民主 | | 馬淵 | 澄夫君 | 民主 |
| | 木下 | 智彦君 | 維新 | | 重徳 | 和彦君 | 維新 |
| | 丸山 | 穂高君 | 維新 | | 國重 | 徹君 | 公明 |
| | 井坂 | 信彦君 | みんな | | 三谷 | 英弘君 | みんな |
| | 塩川 | 鉄也君 | 共産 | | | | |

### (2) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案１件（継続審査）及び承認を求めるの件１件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

**①　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案**（内閣提出、第183回国会閣法第72号）

**○　要旨**

（第183回国会参照）

**○　審査結果**

継続審査

**②　外国為替及び外国貿易法第10条第２項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件**（内閣提出、第183回国会承認第５号）

**○　要旨**

（第183回国会参照）

**○　審査結果**

継続審査

《議案審査一覧》

閣　法

| 件　　名 | 提出日 | 衆　議　院 | | | | | 参　議　院 | | 公布日<br>番　号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣　旨<br>説　明 | 委　員　会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結　果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提　案<br>理　由 | 質　疑 | 議決日<br>結　果 | 議決日<br>結　果 | | 議決日<br>結　果 | |
| 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、第183回国会閣法第72号） | (25. 5.24) | | 25. 8. 2 | | | 8. 7<br>閉会中<br>審査 | | | |

承認を求めるの件

| 件　　名 | 提出日 | 衆　議　院 | | | | | 参　議　院 | | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣　旨<br>説　明 | 委　員　会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結　果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提　案<br>理　由 | 質　疑 | 議決日<br>結　果 | 議決日<br>結　果 | | 議決日<br>結　果 | |
| 外国為替及び外国貿易法第10条第2項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（内閣提出、第183回国会承認第5号） | (25. 4.19) | | 25. 8. 2 | | | 8. 7<br>閉会中<br>審査 | | | |

(3) 国政調査

国政調査では、質疑、委員派遣及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

（閉会中審査）

・　東京電力福島第一原子力発電所事故発生以来放置されていた汚染水対策を今の時点で開始した理由
・　震災直後において汚染水貯水タンクを脆弱性が指摘されていたフランジ型で設置することを決定した理由
・　地下水の流入抑制策として緊急的かつ安価に実施できる鋼矢板の設置等の対策を行うことの意義
・　汚染水が漏えいしている貯水タンクより山側から地下水バイパスを迂回させる必要性
・　福島沿岸での試験操業の大前提であり風評被害の解消に資する放射線量モニタリングの国によるオーソライズ及びデータ公表の必要性についての政府の見解
・　汚染水対策の東京電力の責任・能力に関する認識及び今後の対応の在り方
・　汚染水対策は国民負担でなく経営責任、株主責任やメガバンクの責任で実施すべき

という見解に対する東京電力の認識
・　中長期的な将来においても汚染水対策のため「国が前面に出続ける」ことへの経済産業大臣の決意
・　福島県民が求めている東京電力福島第二原子力発電所の廃炉に関する経済産業大臣の認識

### （4）参考人

| 出頭日 | 職　　業 | 氏　　名 | 審査・調査案件 |
|---|---|---|---|
| (閉会中)<br>平成<br>25. 9.27 | 東京電力株式会社代表執行役社長 | 廣瀬　直己君 | 経済産業の基本施策に関する件（東京電力福島第一原子力発電所汚染水問題） |
| 9.30 | 東京電力株式会社代表執行役副社長 | 相澤　善吾君 | |

### （5）委員派遣・視察

#### ①委員派遣

| 派遣日 | 派遣地名 | 派 遣 目 的 | 派遣委員 |
|---|---|---|---|
| (閉会中)<br>平成<br>25. 9.25<br>～ 9.26 | 大分県、熊本県、鹿児島県 | 経済産業等の実情調査 | 19人 |

#### ②視察

| 視察日 | 視察地名 | 視 察 目 的 | 視察委員 |
|---|---|---|---|
| (閉会中)<br>平成<br>25. 9.12 | 福島県 | 東京電力福島第一原子力発電所における汚染水の状況等調査 | 11人 |

## 【第185回国会】

### (1) 委員名簿（40人）

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 委員長 | 富田 | 茂之君 | 公明 | | | | |
| 理　事 | 塩谷 | 立君 | 自民 | 理　事 | 鈴木 | 淳司君 | 自民 |
| 理　事 | 宮下 | 一郎君 | 自民 | 理　事 | 山際 | 大志郎君 | 自民 |
| 理　事 | 渡辺 | 博道君 | 自民 | 理　事 | 田嶋 | 要君 | 民主 |
| 理　事 | 今井 | 雅人君 | 維新 | 理　事 | 江田 | 康幸君 | 公明 |
| | 秋元 | 司君 | 自民 | | 穴見 | 陽一君 | 自民 |
| | 石﨑 | 徹君 | 自民 | | 越智 | 隆雄君 | 自民 |
| | 大見 | 正君 | 自民 | | 勝俣 | 孝明君 | 自民 |
| | 佐々木 | 紀君 | 自民 | | 白石 | 徹君 | 自民 |
| | 菅原 | 一秀君 | 自民 | | 田中 | 良生君 | 自民 |
| | 武村 | 展英君 | 自民 | | 辻 | 清人君 | 自民 |
| | 冨樫 | 博之君 | 自民 | | 根本 | 幸典君 | 自民 |
| | 福田 | 達夫君 | 自民 | | 細田 | 健一君 | 自民 |
| | 宮崎 | 謙介君 | 自民 | | 宮﨑 | 政久君 | 自民 |
| | 八木 | 哲也君 | 自民 | | 山田 | 美樹君 | 自民 |
| | 枝野 | 幸男君 | 民主 | | 岸本 | 周平君 | 民主 |
| | 近藤 | 洋介君 | 民主 | | 辻元 | 清美君 | 民主 |
| | 伊東 | 信久君 | 維新 | | 木下 | 智彦君 | 維新 |
| | 丸山 | 穂高君 | 維新 | | 國重 | 徹君 | 公明 |
| | 青柳 | 陽一郎君 | みんな | | 三谷 | 英弘君 | みんな |
| | 塩川 | 鉄也君 | 共産 | | | | |

### (2) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案３件（うち継続審査１件）、議員提出法律案１件及び承認を求めるの件１件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

#### ①　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、第183回国会閣法第72号）

**○　要旨**

（第183回国会参照）

**○　主な質疑内容**

- 一般の行政処分に係る聴聞手続と今回の改正によって創設される意見聴取手続との相違点
- 排除措置命令等に係る抗告訴訟の専属管轄を有する東京地方裁判所における専門性の担保の在り方
- 近年の独占禁止法改正による公正取引委員会の権限強化を踏まえた一層の透明性・公平性確保の必要性

**○　審査結果**

可決（附帯決議）

**② 電気事業法の一部を改正する法律案**（内閣提出第１号）

**○ 要旨**

東日本大震災の影響による電力需給のひっ迫状況を踏まえ、電力システム改革の三本柱の一つである「広域系統運用の拡大」等を実現することによって、電気の安定供給の確保に万全を期すとともに、2020年までに実施すべき電力システム改革の全体像を法律上明らかにするもの

**○ 主な質疑内容**

- 原子力エネルギーの基幹性ないし重要性に関する経済産業大臣の見解
- 今後の電力システム改革のスケジュール
- エネルギーのベストミックスの在り方

**○ 審査結果**

可決（附帯決議）

**③ 産業競争力強化法案**（内閣提出第３号）

**○ 要旨**

「成長戦略」を政府一体となって強力に実行するための仕組を創設するとともに、規制の特例措置の整備を通じた規制改革を推進し、併せて、産業活動における新陳代謝の活性化を促進するための措置や、中小企業の活力を再生する措置等を講ずるもの

**○ 主な質疑内容**

- これまでの産業活力再生特別措置法による施策の評価及び本法律案への反映状況
- 産業競争力強化のため規制緩和を迅速に進める必要性
- 事業再編における国の関与の在り方

**○ 参考人からの意見の聴取**

**○ 審査結果**

修正（附帯決議）

**＜修正内容＞**

重点施策の進捗及び実施の状況等に関して、公表及び国会報告を義務付けるもの

**④ 公的資金再生事業者と同種の業務を営む事業者との対等な競争条件の確保に関する法律案**（塩崎恭久君外４名提出、衆法第４号）

**○ 要旨**

公的資金による事業再生支援が公正かつ自由な競争を阻害するおそれがあることに鑑み、公的資金再生事業者と同種の業務を営む事業者との対等な競争条件の確保に関する指針の策定等について定めるもの

**○ 審査結果**

継続審査

**⑤ 外国為替及び外国貿易法第10条第２項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件**（内閣提出、第183回国会承認第５号）

**○ 要旨**

（第183回国会参照）

**○ 審査結果**

継続審査

《議案審査一覧》

閣　法

| 件名 | 提出日 | 衆議院 | | | | | 参議院 | | 公布日<br>番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣旨<br>説明 | 委員会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提案<br>理由 | 質疑 | 議決日<br>結果 | 議決日<br>結果 | | 議決日<br>結果 | |
| 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、第183回国会閣法第72号） | (25. 5.24) | | 25.10.15<br>11.20 | 11.20 | 11.20<br>可決(多)<br>(賛-自民・民主・維新・公明・みんな)<br>(反-共産)<br>(附) | 11.21<br>可決 | 経済産業<br>12. 6<br>可決 | 12. 7<br>可決 | 12.13<br>法100号 |
| 電気事業法の一部を改正する法律案（内閣提出第1号） | 10.15 | | 10.25<br>10.30 | 11. 1 | 11. 1<br>可決(多)<br>(賛-自民・民主・維新・公明)<br>(反-みんな・共産)<br>(附) | 11. 1<br>可決 | 経済産業<br>11.12<br>可決<br>(附) | 11.13<br>可決 | 11.20<br>法74号 |
| 産業競争力強化法案（内閣提出第3号） | 10.15 | 10.29 | 10.29<br>11. 6 | 11. 8<br>11.12<br>11.13<br>11.15 | 11.15<br>修正(多)<br>(賛-自民・民主・公明)<br>(反-維新・みんな・共産)<br>(附) | 11.19<br>修正 | 経済産業<br>12. 3<br>可決<br>(附) | 12. 4<br>可決 | 12.11<br>法98号 |

衆　法

| 件名 | 提出日 | 衆議院 | | | | | 参議院 | | 公布日<br>番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣旨<br>説明 | 委員会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提案<br>理由 | 質疑 | 議決日<br>結果 | 議決日<br>結果 | | 議決日<br>結果 | |
| 公的資金再生事業者と同種の業務を営む事業者との対等な競争条件の確保に関する法律案（塩崎恭久君外4名提出、衆法第4号） | 25.11. 8 | | 12. 5 | | | 12. 6<br>閉会中<br>審査 | | | |

承認を求めるの件

| 件名 | 提出日 | 衆議院 | | | | | 参議院 | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣旨説明 | 委員会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提案理由 | 質疑 | 議決日<br>結果 | 議決日<br>結果 | | 議決日<br>結果 | |
| 外国為替及び外国貿易法第10条第2項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（内閣提出、第183回国会承認第5号） | (25. 4.19) | | 25.10.15 | | | 12. 6<br>閉会中審査 | | | |

(3) 国政調査

国政調査では、質疑及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○ 主な質疑内容

・ ベンチャーエコシステム構築の重要性を踏まえた起業に係る人材及び起業家の育成に向けた経済産業省の施策の在り方
・ 成長戦略の中での水素エネルギー社会の実現の位置付け
・ 産業用燃料電池車両（フォークリフト等）の導入・普及支援策の必要性
・ エネルギー基本計画見直しの検討状況及び同計画における原子力の位置付け
・ 東京電力福島第一原子力発電所における汚染水処理及び廃炉の着実な実行のため東京電力の分社化等の新たな組織体制を構築する必要性
・ 法人税実効税率引下げに伴う課税ベースの拡大についての経済産業大臣の見解
・ ＴＰＰ交渉に当たり聖域５分野を設けたことにより交渉が停滞している現状についての政府見解

(4) 参考人

| 出頭日 | 職業 | 氏名 | 審査・調査案件 |
|---|---|---|---|
| 平成<br>25.10.30 | 東京電力株式会社代表執行役社長 | 廣瀬　直己君 | 経済産業の基本施策に関する件<br>私的独占の禁止及び公正取引に関する件 |
| 11. 1 | 東京電力株式会社代表執行役副社長 | 山口　博君 | 電気事業法の一部を改正する法律案（内閣提出） |
| 11. 6 | 東京電力株式会社代表執行役社長 | 廣瀬　直己君 | 経済産業の基本施策に関する件<br>私的独占の禁止及び公正取引に関する件 |

| 出頭日 | 職　　業 | 氏　　名 | 審査・調査案件 |
|---|---|---|---|
| 11.12 | 一般社団法人日本経済団体連合会副会長・税制委員長 | 佐々木則夫君 | 産業競争力強化法案（内閣提出） |
| | 株式会社ローソン代表取締役ＣＥＯ | 新浪　剛史君 | |
| | 富士市産業支援センターｆ－Ｂｉｚセンター長 | 小出　宗昭君 | |
| | 株式会社政策工房代表取締役社長 | 原　　英史君 | |
| | 日本労働組合総連合会事務局長 | 神津里季生君 | |
| 11.20 | 東京電力株式会社代表執行役副社長 | 石崎　芳行君 | 経済産業の基本施策に関する件<br>私的独占の禁止及び公正取引に関する件 |

### (5) 視察

| 視察日 | 視察地名 | 視 察 目 的 | 視察委員 |
|---|---|---|---|
| 平成<br>25.12. 4 | 東京都（大田区） | 経済産業等の実情調査 | 17人 |

## 10　国土交通委員会

### 【第183回国会】

#### (1) 委員名簿（45人）

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 委員長 | 金子 | 恭之君 | 自民 | | | | |
| 理　事 | 大塚 | 高司君 | 自民 | 理　事 | 土井 | 亨君 | 自民 |
| 理　事 | 西村 | 明宏君 | 自民 | 理　事 | 松本 | 文明君 | 自民 |
| 理　事 | 望月 | 義夫君 | 自民 | 理　事 | 三日月 | 大造君 | 民主 |
| 理　事 | 井上 | 英孝君 | 維新 | 理　事 | 高木 | 陽介君 | 公明 |
| | 赤澤 | 亮正君 | 自民 | | 秋本 | 真利君 | 自民 |
| | 井林 | 辰憲君 | 自民 | | 岩田 | 和親君 | 自民 |
| | 大西 | 英男君 | 自民 | | 門 | 博文君 | 自民 |
| | 後藤田 | 正純君 | 自民 | | 國場 | 幸之助君 | 自民 |
| | 斎藤 | 洋明君 | 自民 | | 坂井 | 学君 | 自民 |
| | 桜井 | 宏君 | 自民 | | 白須賀 | 貴樹君 | 自民 |
| | 中村 | 裕之君 | 自民 | | 長坂 | 康正君 | 自民 |
| | 林 | 幹雄君 | 自民 | | 原田 | 憲治君 | 自民 |
| | 平口 | 洋君 | 自民 | | ふくだ | 峰之君 | 自民 |
| | 前田 | 一男君 | 自民 | | 宮澤 | 博行君 | 自民 |
| | 務台 | 俊介君 | 自民 | | 若宮 | 健嗣君 | 自民 |
| | 泉 | 健太君 | 民主 | | 大畠 | 章宏君 | 民主 |
| | 寺島 | 義幸君 | 民主 | | 若井 | 康彦君 | 民主 |
| | 上野 | ひろし君 | 維新 | | 坂元 | 大輔君 | 維新 |
| | 西岡 | 新君 | 維新 | | 三宅 | 博君 | 維新 |
| | 佐藤 | 茂樹君 | 公明 | | 樋口 | 尚也君 | 公明 |
| | 柿沢 | 未途君 | みんな | | 杉本 | かずみ君 | みんな |
| | 穀田 | 恵二君 | 共産 | | 亀井 | 静香君 | 無 |

#### (2) 議案審査等

付託された議案は、内閣提出法律案８件、議員提出法律案２件及び承認を求めるの件２件、委員会提出法律案は２件で、審査等の概況は、次のとおりである。

**①　建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律案**（内閣提出第22号）

**○　要旨**

大規模な地震の発生に備えて、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、地震に対する安全性が明らかでない建築物の耐震診断の実施の義務付け、耐震改修計画の認定基準の緩和等の所要の措置を講ずるもの

**○　主な質疑内容**

- 耐震診断義務付けの対象となる旅館等に対する一定の配慮の必要性
- 耐震改修マークの表示制度について一部自治体で運用されている表示制度との統一を図る必要性
- 事業者の耐震化への取組姿勢がわかるような耐震診断結果の公表方法等を検討す

る必要性及び地方公共団体への財政支援に対する国土交通大臣の決意

○　**審査結果**

可決（附帯決議）

**②　気象業務法及び国土交通省設置法の一部を改正する法律案**（内閣提出第23号）

○　**要旨**

重大な災害が発生した場合における国民の安全の確保を図るため、気象庁は、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合に特別警報を行うこととするとともに、気象観測、予報等を行う体制強化に資するよう海洋気象台を管区気象台等に統合する等の措置を講ずるもの

○　**主な質疑内容**

・　特別警報の新設により既存の警報が軽視される懸念
・　大雨に関する特別警報が発表される場合に、既存の「記録的短時間大雨情報」との間で住民や市町村長が両者を適切に区別して行動を判断することができない懸念
・　舞鶴海洋気象台を廃止した上で本庁組織として「日本海海洋気象センター」を設置する理由

○　**審査結果**

可決

**③　道路法等の一部を改正する法律案**（内閣提出第33号）

○　**要旨**

大規模な災害の発生の可能性及び道路の老朽化を踏まえた道路の適正な管理を図るため、防災上重要な道路において占用を制限できることとするとともに、道路の劣化の要因となる大型車両の通行を特定の道路に誘導する制度を創設する等の措置を講ずるもの

○　**主な質疑内容**

・　道路の維持管理の技術的基準に係る政令が未制定となっている理由
・　地方自治体管理道路の点検及び点検基準の把握状況
・　総重量制限を超過した違反車両対策の強化の必要性

○　**審査結果**

可決（附帯決議）

**④　港湾法の一部を改正する法律案**（内閣提出第34号）

○　**要旨**

非常災害時における港湾機能の維持に資するよう、国土交通大臣が障害物の除去を行うことにより啓開できる航路を指定できることとするとともに、海上運送の効率化に資するばら積み貨物の輸入拠点を形成するため、国土交通大臣が指定した港湾における港湾施設の整備等に係る協定制度を創設する等の措置を講ずるもの

○　**主な質疑内容**

・　東日本大震災における主要港湾の被災状況及び東日本大震災から得た教訓
・　本法律案を踏まえ今後行われる民間所有の施設を含めた港湾の老朽化対策
・　我が国のばら積み貨物の輸送を取り巻く現状と課題

○　**審査結果**

可決（附帯決議）

### ⑤　不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案（内閣提出第40号）

**○　要旨**

不動産特定共同事業の活用の一層の推進を図るため、一定の要件を満たす者が届出により特定の不動産特定共同事業を営むことを可能とするとともに、その業務の委託を受ける不動産特定共同事業者について必要な規制を行う等の所要の措置を講ずるもの

**○　主な質疑内容**

- 本法律案によって今後10年間で、約５兆円の新たな投資が行われ、８兆円の生産波及効果等があるとされている根拠
- 地方において見込まれる特例事業を活用した不動産再生の事例
- 地域活性化ファンドや地域の金融機関との連携の可能性

**○　審査結果**

可決（附帯決議）

### ⑥　民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律案（内閣提出第46号）

**○　要旨**

地域の実情を踏まえつつ民間の能力を活用した効率的な空港運営を図るため、国が管理する空港等について公共施設等運営権を設定して運営等が行われる場合における関係法律の特例を設ける等の所要の措置を講ずるもの

**○　主な質疑内容**

- 本法律案施行に伴う地域経済へのメリット及びデメリット
- 空港運営権者によるコスト削減で空港の安全・セキュリティが確保されなくなる懸念
- 民間委託になじまない赤字空港の今後の運営の在り方

**○　審査結果**

可決（附帯決議）

### ⑦　水防法及び河川法の一部を改正する法律案（内閣提出第47号）

**○　要旨**

水防活動及び河川管理をより適切なものとするとともに、その連携を強化するほか、再生可能エネルギーの普及の促進を図るため、河川管理者等による水防活動への協力の推進を図るための措置、河川管理施設等の適切な維持及び修繕を促進するための措置、河川協力団体制度の創設、水利使用手続の簡素化のための従属発電に関する登録制度の創設等について定めるもの

**○　主な質疑内容**

- 水防活動の担い手である水防団員の確保のための国土交通省の取組
- 河川協力団体制度の運用開始に向けたスケジュール及び指定のメリット
- 河川法改正により期待される小水力発電の推進の見通し

**○　審査結果**

可決（附帯決議）

### ⑧　海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法案（内閣提出第48号）

**○　要旨**

海賊行為が多発している海域において、国民生活に不可欠な物資であって輸入に依

存せざるを得ないものの輸送に従事する日本船舶の航行の安全を確保するため、国土交通大臣の認定を受けた計画に従って、船舶所有者の依頼を受けて警備を行う事業者であって一定の要件を満たすものが実施する警備について、一定の要件を満たす従事者が海賊の船舶内への侵入を制止するための小銃の使用ができることとする等特別の措置について定めるもの

**○　主な質疑内容**

・　日本船舶の警備方法が「公的ガード」ではなく、「民間ガード」によるものとなった理由

・　確認特定警備従事者が特定警備実施要領に従い特定警備を実施することを確保するために必要な措置

・　ソマリア周辺諸国に対して海賊取締能力の向上のために我が国が行ってきた協力内容と今後の方針

**○　審査結果**

可決

（参議院において審査未了）

**⑨　交通基本法案**（三日月大造君外３名提出、衆法第38号）

**○　要旨**

交通は、国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図るために欠くことのできないものであることに鑑み、交通に関する施策について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項等を定めるもの

**○　審査結果**

継続審査

**⑩　水循環基本法案**（国土交通委員長提出、衆法第39号）

**○　要旨**

水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進するため、水循環に関する施策について、基本理念及び水循環に関する施策の基本となる事項等を定めるとともに、水循環政策本部を設置するもの

**○　結果**

成案・提出決定

（参議院において審査未了）

**⑪　雨水の利用の推進に関する法律案**（国土交通委員長提出、衆法第40号）

**○　要旨**

雨水の利用を推進し、もって水資源の有効な利用を図り、あわせて下水道、河川等への雨水の集中的な流出の抑制に寄与するため、雨水の利用の推進に関し、国等の責務を明らかにするとともに、基本方針等の策定その他の必要な事項を定めるもの

**○　結果**

成案・提出決定

（参議院において審査未了）

**⑫　国等が行う公共工事についての地元建設業者の受注の確保等に関する法律案**（衛藤征士郎君外５名提出、衆法第44号）

**○　要旨**

地域における建設業の健全な発達及び地域経済の活性化に資するため、国等が行う公共工事の契約の締結に際し地元建設業者の受注の機会を確保するための措置等を定めるもの

**○　審査結果**

継続審査

**⑬　特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第５条第１項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件**（内閣提出、承認第１号）

**○　要旨**

特定船舶の入港禁止措置についての平成18年７月５日の閣議決定のうち、北朝鮮船籍の全ての船舶の入港禁止の期間について、平成25年４月13日まで１年延長する変更をしたため、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第５条第１項の規定に基づき、入港禁止の実施について国会の承認を求めるもの

**○　主な質疑内容**

・　北朝鮮に対する特定船舶入港禁止特措法による制裁効果
・　承認案件における１年ごとの承認期間を見直す必要性

**○　審査結果**

承認

**⑭　特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第５条第１項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件**（内閣提出、承認第４号）

**○　要旨**

特定船舶の入港禁止措置についての平成18年７月５日の閣議決定のうち、北朝鮮船籍の全ての船舶の入港禁止の期間について、平成27年４月13日まで２年延長する変更をしたため、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第５条第１項の規定に基づき、入港禁止の実施について国会の承認を求めるもの

**○　審査結果**

継続審査

《議案審査等一覧》

閣　法

| 件　　名 | 提出日 | 衆　議　院 | | | | | 参　議　院 | | 公布日<br>番　号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣　旨<br>説　明 | 委　員　会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結　果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提　案<br>理　由 | 質　疑 | 議決日<br>結　果 | 議決日<br>結　果 | | 議決日<br>結　果 | |
| 建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第22号） | 25. 3. 8 | | 4. 2<br>4. 3 | 4. 19 | 4. 19<br>可決（全）<br>（賛-自民・民主・維新・公明・みんな・共産）<br>（欠-亀井静香君）<br>（附） | 4. 23<br>可決 | 国土交通<br>5. 21<br>可決<br>（附） | 5. 22<br>可決 | 5. 29<br>法20号 |
| 気象業務法及び国土交通省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第23号） | 3. 8 | | 4. 18<br>4. 19 | 4. 24 | 4. 24<br>可決（全）<br>（賛-自民・民主・維新・公明・みんな・共産）<br>（欠-亀井静香君） | 4. 26<br>可決 | 国土交通<br>5. 23<br>可決<br>（附） | 5. 24<br>可決 | 5. 31<br>法23号 |
| 道路法等の一部を改正する法律案（内閣提出第33号） | 3. 15 | | 5. 7<br>5. 8 | 5. 10<br>5. 14 | 5. 14<br>可決（全）<br>（賛-自民・民主・維新・公明・みんな・共産）<br>（欠-亀井静香君）<br>（附） | 5. 15<br>可決 | 国土交通<br>5. 28<br>可決<br>（附） | 5. 29<br>可決 | 6. 5<br>法30号 |
| 港湾法の一部を改正する法律案（内閣提出第34号） | 3. 15 | | 5. 7<br>5. 8 | 5. 10<br>5. 14 | 5. 14<br>可決（多）<br>（賛-自民・民主・維新・公明・みんな）<br>（反-共産）<br>（欠-亀井静香君）<br>（附） | 5. 15<br>可決 | 国土交通<br>5. 28<br>可決<br>（附） | 5. 29<br>可決 | 6. 5<br>法31号 |
| 不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案（内閣提出第40号） | 3. 29 | | 5. 15<br>5. 17 | 5. 22 | 5. 22<br>可決（多）<br>（賛-自民・民主・維新・公明・みんな）<br>（反-共産）<br>（欠-亀井静香君）<br>（附） | 5. 23<br>可決 | 国土交通<br>6. 13<br>可決<br>（附） | 6. 17<br>可決 | 6. 21<br>法56号 |
| 民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律案（内閣提出第46号） | 4. 5 | | 5. 21<br>5. 22 | 5. 24 | 5. 24<br>可決（多）<br>（賛-自民・民主・維新・公明・みんな）<br>（反-共産）<br>（欠-亀井静香君）<br>（附） | 5. 28<br>可決 | 国土交通<br>6. 18<br>可決<br>（附） | 6. 19<br>可決 | 6. 26<br>法67号 |

| 件名 | 提出日 | 衆議院 | | | | | 参議院 | | 公布日<br>番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣旨説明 | 委員会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提案理由 | 質疑 | 議決日<br>結果 | 議決日<br>結果 | | 議決日<br>結果 | |
| 水防法及び河川法の一部を改正する法律案（内閣提出第47号） | 4. 5 | | 5. 7<br>5. 8 | 5.10<br>5.14 | 5.14<br>可決（全）<br>（賛-自民・民主・維新・公明・みんな・共産）<br>（欠-亀井静香君）<br>（附） | 5.15<br>可決 | 国土交通<br>6. 4<br>可決<br>（附） | 6. 5<br>可決 | 6.12<br>法35号 |
| 海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法案（内閣提出第48号） | 4. 5 | 5.16 | 5.16<br>5.24 | 5.29 | 5.29<br>可決（多）<br>（賛-自民・民主・維新・公明・みんな）<br>（反-共産）<br>（欠-亀井静香君） | 5.31<br>可決 | 国土交通<br>（審査未了） | | |

**衆　法**

| 件名 | 提出日 | 衆議院 | | | | | 参議院 | | 公布日<br>番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣旨説明 | 委員会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提案理由 | 質疑 | 議決日<br>結果 | 議決日<br>結果 | | 議決日<br>結果 | |
| 交通基本法案（三日月大造君外3名提出、衆法第38号） | 25. 6.13 | | 6.24 | | | 6.26<br>閉会中<br>審査 | | | |
| 水循環基本法案（国土交通委員長提出、衆法第39号） | 6.18 | | | | 6.18<br>成案・提出決定（全）<br>（賛-自民・民主・維新・公明・みんな・共産）<br>（欠-亀井静香君） | 6.18<br>可決 | 国土交通<br>（審査未了） | | |
| 雨水の利用の推進に関する法律案（国土交通委員長提出、衆法第40号） | 6.18 | | | | 6.18<br>成案・提出決定（全）<br>（賛-自民・民主・維新・公明・みんな・共産）<br>（欠-亀井静香君） | 6.18<br>可決 | 国土交通<br>（審査未了） | | |
| 国等が行う公共工事についての地元建設業者の受注の確保等に関する法律案（衛藤征士郎君外5名提出、衆法第44号） | 6.20 | | 6.24 | | | 6.26<br>閉会中<br>審査 | | | |

**承認を求めるの件**

| 件名 | 提出日 | 衆議院 | | | | | 参議院 | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣旨説明 | 委員会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提案理由 | 質疑 | 議決日<br>結果 | 議決日<br>結果 | | 議決日<br>結果 | |
| 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（内閣提出、承認第1号） | 25. 2.26 | | 3.14<br>3.15 | 3.19 | 3.19<br>承認（全）<br>（賛-自民・民主・維新・公明・みんな・共産・亀井静香君） | 3.22<br>承認 | 国土交通<br>3.26<br>承認 | 3.29<br>承認 | |
| 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（内閣提出、承認第4号） | 4.19 | | 6.24 | | | 6.26<br>閉会中審査 | | | |

### (3) 国政調査

国政調査では、質疑、決議及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

#### ○ 主な質疑内容

- 地域の建設産業の健全な発展を図るため、公共事業のグランドデザインを示す必要性
- インフラの老朽化、防災・減災対策の状況
- 公共工事設計労務単価引上げを建設労働者の賃金引上げにつなげる取組の必要性
- 水循環に関する省庁の横断的な取組
- 中央自動車道笹子トンネル天井板落下事故の原因
- 被災地における防災集団移転促進事業及び災害公営住宅建設の現状
- リニア中央新幹線の早期整備の必要性
- 尖閣諸島周辺海域における我が国領海等への中国船の侵入状況
- ボーイング787型機のバッテリー事案への政府の対応
- 訪日外国人旅行者数増加のための取組

### (4) 決議

決議は１件で、その内容は次のとおりである。

**雨水の利用の推進に関する件**（平成25.6.18）

近年、気候変動等に伴い、局地的豪雨が多発し、特に市街化が進んだ都市部において、雨水が下水道、河川等の対応能力を超えて流れ込み、地表に水があふれて都市機能に重大な影響を与える「都市型水害」が深刻化しており、国の財政制約が厳しくなっている中で治水対策を効果的に実施することが重要な課題となっている。

よって政府は、雨水の利用の推進に関する法律に基づき雨水の利用のための施設の設

置を進めるに当たっては、財政への影響に十分配慮し、治水をはじめ関連する予算の効果的・効率的な使用に努めるべきである。

右決議する。

### (5) 視察

| 視察日 | 視察地名 | 視 察 目 的 | 視察委員 |
|---|---|---|---|
| 平成<br>25. 5.27 | 宮城県 | 国土交通行政に関する実情調査 | 12人 |
| 6.19 | 東京都（千代田区、江戸川区）、<br>茨城県 | 国土交通行政に関する実情調査 | 15人 |

## 【第184回国会】

### (1) 委員名簿（45人）

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 委員長 | 金子 | 恭之君 | 自民 | | | | |
| 理　事 | 大塚 | 高司君 | 自民 | 理　事 | 土井 | 亨君 | 自民 |
| 理　事 | 西村 | 明宏君 | 自民 | 理　事 | 松本 | 文明君 | 自民 |
| 理　事 | 望月 | 義夫君 | 自民 | 理　事 | 三日月 | 大造君 | 民主 |
| 理　事 | 井上 | 英孝君 | 維新 | 理　事 | 高木 | 陽介君 | 公明 |
| | 赤澤 | 亮正君 | 自民 | | 秋本 | 真利君 | 自民 |
| | 井林 | 辰憲君 | 自民 | | 岩田 | 和親君 | 自民 |
| | 大西 | 英男君 | 自民 | | 門 | 博文君 | 自民 |
| | 後藤田 | 正純君 | 自民 | | 國場 | 幸之助君 | 自民 |
| | 斎藤 | 洋明君 | 自民 | | 坂井 | 学君 | 自民 |
| | 桜井 | 宏君 | 自民 | | 白須賀 | 貴樹君 | 自民 |
| | 中村 | 裕之君 | 自民 | | 長坂 | 康正君 | 自民 |
| | 林 | 幹雄君 | 自民 | | 原田 | 憲治君 | 自民 |
| | 平口 | 洋君 | 自民 | | ふくだ | 峰之君 | 自民 |
| | 前田 | 一男君 | 自民 | | 宮澤 | 博行君 | 自民 |
| | 務台 | 俊介君 | 自民 | | 若宮 | 健嗣君 | 自民 |
| | 泉 | 健太君 | 民主 | | 大畠 | 章宏君 | 民主 |
| | 寺島 | 義幸君 | 民主 | | 若井 | 康彦君 | 民主 |
| | 上野 | ひろし君 | 維新 | | 坂元 | 大輔君 | 維新 |
| | 西岡 | 新君 | 維新 | | 三宅 | 博君 | 維新 |
| | 佐藤 | 茂樹君 | 公明 | | 樋口 | 尚也君 | 公明 |
| | 柿沢 | 未途君 | みんな | | 杉本 | かずみ君 | みんな |
| | 穀田 | 恵二君 | 共産 | | 亀井 | 静香君 | 無 |

### (2) 議案審査

付託された議案は、議員提出法律案２件（継続審査）及び承認を求めるの件１件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

**①　交通基本法案**（三日月大造君外３名提出、第183回国会衆法第38号）

**○　要旨**

（第183回国会参照）

**○　審査結果**

継続審査

**②　国等が行う公共工事についての地元建設業者の受注の確保等に関する法律案**（衛藤征士郎君外５名提出、第183回国会衆法第44号）

**○　要旨**

（第183回国会参照）

**○　審査結果**

継続審査

**③　特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第５条第１項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件**（内閣提出、第183回国会承認第４号）

**○　要旨**

（第183回国会参照）

**○　審査結果**

継続審査

**《議案審査一覧》**

**衆　法**

| 件名 | 提出日 | 衆議院 | | | | | 参議院 | | 公布日<br>番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣旨説明 | 委員会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提案理由 | 質疑 | 議決日<br>結果 | 議決日<br>結果 | | 議決日<br>結果 | |
| 交通基本法案（三日月大造君外3名提出、第183回国会衆法第38号） | (25. 6.13) | | 25. 8. 2 | | | 8. 7<br>閉会中審査 | | | |
| 国等が行う公共工事についての地元建設業者の受注の確保等に関する法律案（衛藤征士郎君外5名提出、第183回国会衆法第44号） | (25. 6.20) | | 8. 2 | | | 8. 7<br>閉会中審査 | | | |

**承認を求めるの件**

| 件名 | 提出日 | 衆議院 | | | | | 参議院 | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣旨説明 | 委員会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提案理由 | 質疑 | 議決日<br>結果 | 議決日<br>結果 | | 議決日<br>結果 | |
| 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（内閣提出、第183回国会承認第4号） | (25. 4.19) | | 25. 8. 2 | | | 8. 7<br>閉会中審査 | | | |

**(3) 国政調査**

国政調査では、委員派遣が行われた。

**(4) 委員派遣**

| 派遣日 | 派遣地名 | 派遣目的 | 派遣委員 |
|---|---|---|---|
| (閉会中)<br>平成<br>25. 9. 3<br>～ 9. 5 | 沖縄県 | 国土交通行政に関する実情調査 | 11人 |

## 【第185回国会】

### (1) 委員名簿（45人）

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 委員長 | 梶山 | 弘志君 | 自民 | | | | |
| 理　事 | 赤澤 | 亮正君 | 自民 | 理　事 | 秋元 | 司君 | 自民 |
| 理　事 | 大塚 | 高司君 | 自民 | 理　事 | 西村 | 明宏君 | 自民 |
| 理　事 | 望月 | 義夫君 | 自民 | 理　事 | 若井 | 康彦君 | 民主 |
| 理　事 | 井上 | 英孝君 | 維新 | 理　事 | 伊藤 | 渉君 | 公明 |
| | 秋本 | 真利君 | 自民 | | 井林 | 辰憲君 | 自民 |
| | 泉原 | 保二君 | 自民 | | 岩田 | 和親君 | 自民 |
| | 大西 | 英男君 | 自民 | | 門 | 博文君 | 自民 |
| | 國場 | 幸之助君 | 自民 | | 佐田 | 玄一郎君 | 自民 |
| | 斎藤 | 洋明君 | 自民 | | 坂井 | 学君 | 自民 |
| | 桜井 | 宏君 | 自民 | | 白須賀 | 貴樹君 | 自民 |
| | 谷川 | 弥一君 | 自民 | | 土井 | 亨君 | 自民 |
| | 中村 | 裕之君 | 自民 | | 長坂 | 康正君 | 自民 |
| | 林 | 幹雄君 | 自民 | | 原田 | 憲治君 | 自民 |
| | ふくだ | 峰之君 | 自民 | | 前田 | 一男君 | 自民 |
| | 宮澤 | 博行君 | 自民 | | 務台 | 俊介君 | 自民 |
| | 泉 | 健太君 | 民主 | | 後藤 | 祐一君 | 民主 |
| | 寺島 | 義幸君 | 民主 | | 三日月 | 大造君 | 民主 |
| | 岩永 | 裕貴君 | 維新 | | 坂元 | 大輔君 | 維新 |
| | 西岡 | 新君 | 維新 | | 松田 | 学君 | 維新 |
| | 北側 | 一雄君 | 公明 | | 佐藤 | 英道君 | 公明 |
| | 杉本 | かずみ君 | みんな | | 穀田 | 恵二君 | 共産 |
| | 柿沢 | 未途君 | 無 | | 亀井 | 静香君 | 無 |

### (2) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案２件、議員提出法律案３件（うち継続審査２件）及び承認を求めるの件１件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

#### ①　海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法案（内閣提出第４号）

**○　要旨**

海賊行為が多発している海域において、国民生活に不可欠な物資であって輸入に依存せざるを得ないものの輸送に従事する日本船舶の航行の安全を確保するため、国土交通大臣の認定を受けた計画に従って、船舶所有者の依頼を受けて警備を行う事業者であって一定の要件を満たすものが実施する警備について、一定の要件を満たす従事者が海賊行為を行っている者に対し小銃の使用ができることとする等の所要の措置を講ずるもの

**○　審査結果**

可決

**② 交通政策基本法案**（内閣提出第17号）

**○ 要旨**

交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、交通に関する施策について、基本理念を定め、及び国等の責務等を明らかにするとともに、交通に関する施策の基本となる事項等について定めるもの

**○ 主な質疑内容**

・ 本法制定による日本の交通の具体的変化及び交通政策基本計画の作成スケジュール
・ 本法制定による政策効果、制定後の関係法律の点検及び財政措置の必要性
・ 「移動権」の法定化についての見解

**○ 参考人からの意見の聴取**

**○ 審査結果**

可決（附帯決議）

**③ 交通基本法案**（三日月大造君外３名提出、第183回国会衆法第38号）

**○ 要旨**

（第183回国会参照）

**○ 主な質疑内容**

・ 「移動権の保障」が、本法案や交通政策基本法案に明記されていないことに対する参考人の見解
・ 交通アクセシビリティの社会的コンセンサス形成に係る国土交通省の認識及び具体的な取組

**○ 参考人からの意見の聴取**

**○ 審査結果**

撤回許可

**④ 国等が行う公共工事についての地元建設業者の受注の確保等に関する法律案**（衛藤征士郎君外５名提出、第183回国会衆法第44号）

**○ 要旨**

（第183回国会参照）

**○ 審査結果**

継続審査

**⑤ 特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律案**（金子一義君外６名提出、衆法第２号）

**○ 要旨**

特定の地域における輸送需要及び当該地域の状況に応じた一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化を推進するため、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力の削減等を推進するための特定地域計画制度の創設、特定地域及び準特定地域における道路運送法の特例の拡充等を行うとともに、タクシー事業に係る輸送の安全及び利用者の利便を確保するため、タクシー運転者登録制度の拡充、一般旅客自動車運送事業に係る運転者の過労の防止等について定めるもの

**○ 主な質疑内容**

・ 本法律案が規制緩和の流れに逆行しているのではないかとの疑念に対する考え方

・　特定地域の指定基準
・　減車等を独占禁止法適用除外とする理由及び国土交通省と公正取引委員会との連携協力

**○　審査結果**

可決（附帯決議）

**⑥　特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第５条第１項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件**（内閣提出、第183回国会承認第４号）

**○　要旨**

（第183回国会参照）

**○　審査結果**

承認

**《議案審査一覧》**

**閣　法**

| 件名 | 提出日 | 衆議院 | | | | | 参議院 | | 公布日<br>番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣旨<br>説明 | 委員会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提案<br>理由 | 質疑 | 議決日<br>結果 | 議決日<br>結果 | | 議決日<br>結果 | |
| 海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法案（内閣提出第4号） | 25.10.17 | | 10.30<br>11. 1 | | 11. 5<br>可決(多)<br>(賛-自民・民主・維新・公明・みんな・柿沢未途君)<br>(反-共産)<br>(欠-亀井静香君) | 11. 5<br>可決 | 国土交通<br>11.12<br>可決 | 11.13<br>可決 | 11.20<br>法75号 |
| 交通政策基本法案（内閣提出第17号） | 11. 1 | | 11. 7<br>11. 8 | 11.12<br>11.13 | 11.13<br>可決(多)<br>(賛-自民・民主・維新・公明・みんな・柿沢未途君)<br>(反-共産)<br>(欠-亀井静香君)<br>(附) | 11.15<br>可決 | 国土交通<br>11.26<br>可決<br>(附) | 11.27<br>可決 | 12. 4<br>法92号 |

**衆　法**

| 件名 | 提出日 | 衆議院 | | | | | 参議院 | | 公布日<br>番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣旨<br>説明 | 委員会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提案<br>理由 | 質疑 | 議決日<br>結果 | 議決日<br>結果 | | 議決日<br>結果 | |
| 交通基本法案（三日月大造君外3名提出、第183回国会衆法第38号） | (25. 6.13) | | 25.10.15<br>11. 8 | 11.12 | 11.12<br>撤回許可 | | | | |

| 件名 | 提出日 | 衆議院 | | | | | 参議院 | | 公布日<br>番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣旨説明 | 委員会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提案理由 | 質疑 | 議決日<br>結果 | 議決日<br>結果 | | 議決日<br>結果 | |
| 国等が行う公共工事についての地元建設業者の受注の確保等に関する法律案（衛藤征士郎君外5名提出、第183回国会衆法第44号） | (25. 6.20) | | 10.15 | | | 12. 6<br>閉会中審査 | | | |
| 特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律案（金子一義君外6名提出、衆法第2号） | 10.30 | | 11. 1<br>11. 5 | 11. 6<br>11. 8 | 11. 8<br>可決（多）<br>（賛-自民・民主・維新・公明・共産・亀井静香君）<br>（反-みんな）<br>（欠-柿沢未途君）<br>（附） | 11. 8<br>可決 | 国土交通<br>11.19<br>可決<br>（附） | 11.20<br>可決 | 11.27<br>法83号 |

承認を求めるの件

| 件名 | 提出日 | 衆議院 | | | | 参議院 | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣旨説明 | 委員会 | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提案理由 | 質疑 | 議決日<br>結果 | | 議決日<br>結果 | |
| 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（内閣提出、第183回国会承認第4号） | (25. 4.19) | | 25.10.15<br>11.20 | | 11.20<br>承認（全）<br>（賛-自民・民主・維新・公明・みんな・共産・柿沢未途君）<br>（欠-亀井静香君） | 11.21<br>承認 | 国土交通<br>11.26<br>承認 | 11.27<br>承認 | |

### (3) 国政調査

国政調査では、質疑及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

#### ○ 主な質疑内容

- 老朽化した地方公共団体管理の橋やトンネルのメンテナンスに対して地方へ技術的支援等を行う必要性
- 今後の日本の国土形成における基本的設計思想についての国土交通大臣の考え
- 地方公共団体による建築物の耐震改修補助制度の導入に向けた国土交通省の取組
- ＪＲ北海道に対する特別保安監査で明らかとなった問題点及び改善指示の内容
- ＪＲ北海道においてレール検査のデータ改ざんが起きた理由及び同社における調査状況並びに現在の運行における安全の確保状況
- レール検査のデータ改ざんにＪＲ北海道の上部組織が関与した可能性及びデータ改ざんが常態化していた可能性

### （4）参考人

| 出頭日 | 職　　業 | 氏　　名 | 審査・調査案件 |
|---|---|---|---|
| 平成<br>25.11.12 | 東京大学大学院工学系研究科教授 | 家田　　仁君 | 交通政策基本法案（内閣提出）<br>交通基本法案（三日月大造君外３名提出、第183回国会） |
| | 両備グループ代表兼ＣＥＯ | 小嶋　光信君 | |
| | 日本福祉のまちづくり学会会長 | 秋山　哲男君 | |
| 11.22 | 北海道旅客鉄道株式会社代表取締役社長 | 野島　　誠君 | 国土交通行政の基本施策に関する件（ＪＲ北海道問題等） |
| | 北海道旅客鉄道株式会社常務取締役総合企画本部長 | 小山　俊幸君 | |
| | 北海道旅客鉄道株式会社取締役鉄道事業本部工務部長 | 笠島　雅之君 | |

### （5）視察

| 視察日 | 視察地名 | 視 察 目 的 | 視察委員 |
|---|---|---|---|
| 平成<br>25.12. 4 | 東京都（港区、品川区） | 国土交通行政に関する実情調査 | 10人 |

## 11　環境委員会

### 【第183回国会】

#### (1) 委員名簿（30人）

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 委員長 | 吉野 | 正芳君 | 自民 | | | |
| 理　事 | 泉原 | 保二君 | 自民 | 理　事 | うえの賢一郎君 | 自民 |
| 理　事 | 北川 | 知克君 | 自民 | 理　事 | 土屋　品子君 | 自民 |
| 理　事 | 冨岡 | 勉君 | 自民 | 理　事 | 篠原　孝君 | 民主 |
| 理　事 | 河野 | 正美君 | 維新 | 理　事 | 斉藤　鉄夫君 | 公明 |
| | 赤枝 | 恒雄君 | 自民 | | 穴見　陽一君 | 自民 |
| | 井野 | 俊郎君 | 自民 | | 井林　辰憲君 | 自民 |
| | 井上 | 貴博君 | 自民 | | 石川　昭政君 | 自民 |
| | 岩田 | 和親君 | 自民 | | 小倉　將信君 | 自民 |
| | 大久保 | 三代君 | 自民 | | 小林　史明君 | 自民 |
| | 齋藤 | 健君 | 自民 | | 助田　重義君 | 自民 |
| | 藤原 | 崇君 | 自民 | | 生方　幸夫君 | 民主 |
| | 吉田 | 泉君 | 民主 | | 小沢　鋭仁君 | 維新 |
| | 阪口 | 直人君 | 維新 | | 江田　康幸君 | 公明 |
| | 杉本 | かずみ君 | みんな | | 中島　克仁君 | みんな |
| | 野間 | 健君 | 無 | | | |

#### (2) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案６件で、審査の概況は、次のとおりである。

**①　地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案**（内閣提出第35号）

**○　要旨**

地球温暖化対策の一層の推進を図るため、地球温暖化対策計画を策定することとし、地球温暖化対策推進本部の所掌事務の変更を行うとともに、三ふっ化窒素を温室効果ガスに加える等の措置を講ずるもの

**○　主な質疑内容**

- 地方自治体による地球温暖化対策の継続的かつ安定的な取組を促進させるための環境省としての支援策
- 新たに策定される地球温暖化対策計画の策定時期及び具体的内容
- 温室効果ガス排出量を2050年までに80％削減するという長期目標を本法律案において明示する必要性

**○　審査結果**

修正（附帯決議）

**＜修正内容＞**

国の責務として、温室効果ガスの排出の抑制等のための技術に関する研究開発の推進及びその成果の普及に努めるべきことを追加すること等

### ②　大気汚染防止法の一部を改正する法律案（内閣提出第41号）

**○　要旨**

特定粉じん（石綿）の飛散等による人の健康に係る被害を防止するため、特定粉じん排出等作業を伴う建設工事の実施の届出義務者を、請負契約によらないで自ら施工する者を除き、当該建設工事の発注者に変更する等の措置を講ずるもの

**○　主な質疑内容**

- 石綿排出等作業に対する都道府県等の立入検査権限の対象拡大に伴う石綿に係る専門知識を有する職員の配置等の体制整備の必要性
- 石綿飛散対策についても国民の生命を守るために罰則強化等により規制を厳しくする必要性
- 古い建築物の壁及びエレベーター構造物等の石綿封じ込め部分に傷がつくことで石綿が飛散する事案に対する監視体制

**○　審査結果**

可決

### ③　特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第61号）

**○　要旨**

フロン類の大気中への排出の抑制を一層推進するため、主務大臣等がフロン類又はフロン類使用製品の製造業者等及び業務用冷凍空調機器の管理者の判断の基準となるべき事項等を定めるとともに、フロン類の充塡を業として行う者の登録制度及びフロン類の再生を業として行う者の許可制度を導入する等の措置を講ずるもの

**○　主な質疑内容**

- フロン回収・破壊法施行以降、フロン類の回収率が低迷し続けている要因
- 中小企業等の業務用冷凍空調機器ユーザーに対するフロン類の漏えい防止のための機器の管理に関する情報提供、広報活動の具体的方策
- 我が国におけるノンフロン冷媒製品の普及のための政府一体となった今後の支援方策

**○　審査結果**

修正（附帯決議）

**＜修正内容＞**

政府が新法の規定についての検討を加えるに当たって勘案すべき事項として、新法の施行の状況に加え、フロン類代替物質の研究開発その他のフロン類の使用の合理化に関する技術の研究開発及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する技術の研究開発の状況等を追加すること

### ④　放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第62号）

**○　要旨**

放射性物質による環境の汚染を防止するため、放射性物質による大気の汚染並びに公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を常時監視するとともに、放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染についても環境影響評価を行うこととする等、大気汚染防止法その他の関係法律の規定の整備を行うもの

○　主な質疑内容

・　放射性物質が環境影響評価の評価対象となる事業範囲及びその評価方法並びに事業者に課される義務の内容
・　一般環境中の放射性物質に係る環境基準設定の必要性
・　放射性物質による環境汚染に係る適用除外規定を有する個別環境法の改正見通し

○　審査結果

可決

**⑤　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案**（内閣提出第66号）（参議院送付）

○　要旨

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を推進するため、希少野生動植物種の個体等の譲渡し等に関する罰則を強化するとともに、希少野生動植物種の個体等の販売又は頒布をする目的での広告の禁止、国際希少野生動植物種の個体等の登録に関する変更登録等の手続の新設等の措置を講ずるもの

○　主な質疑内容

・　マイクロチップを装着できる種に対し個体識別の徹底を図る観点から装着を義務付ける必要性
・　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する科学的知見の充実が国の責務とされたことを踏まえた環境省の取組方針
・　希少野生動植物種のインターネット広告規制の実効性確保のための具体的対応策

○　審査結果

可決（附帯決議）

**⑥　特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案**（内閣提出第67号）（参議院送付）

○　要旨

特定外来生物による生態系等に係る被害を防止する対策の強化を図るため、特定外来生物が交雑することにより生じた生物を規制の対象に追加するとともに、特定外来生物が付着し、又は混入しているおそれがある輸入品の検査等の措置を講ずるもの

○　主な質疑内容

・　特定外来生物防除事業実施に係る人員の確保及び予算の充実を図る必要性
・　輸入時の外来生物の侵入防止のため、関係府省間の連携強化を図る必要性
・　外来生物に係るデータの収集及びその精度向上に向けた環境省の取組状況

○　審査結果

可決（附帯決議）

《議案審査一覧》

閣　法

| 件　　名 | 提出日 | 衆　　議　　院 | | | | | 参　議　院 | | 公布日<br>番　号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣　旨<br>説　明 | 委　　員　　会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結　果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提　案<br>理　由 | 質　疑 | 議決日<br>結　果 | 議決日<br>結　果 | | 議決日<br>結　果 | |
| 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第35号） | 25. 3.15 | | 3.19<br>3.19 | 3.22<br>3.26 | 3.29<br>修正（全）<br>（賛-自民・民主・維新・公明・みんな・野間健君）<br>（附） | 4. 4<br>修正 | 環境<br>5.16<br>可決<br>（附） | 5.17<br>可決 | 5.24<br>法18号 |
| 大気汚染防止法の一部を改正する法律案（内閣提出第41号） | 3.29 | | 5.17<br>5.21 | 5.24 | 5.24<br>可決（全）<br>（賛-自民・民主・維新・公明・みんな・野間健君） | 5.28<br>可決 | 環境<br>6.13<br>可決<br>（附） | 6.17<br>可決 | 6.21<br>法58号 |
| 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第61号） | 4.19 | | 4.22<br>4.23 | 4.26 | 5.10<br>修正（全）<br>（賛-自民・民主・維新・公明・みんな・野間健君）<br>（附） | 5.14<br>修正 | 環境<br>5.30<br>可決<br>（附） | 6. 5<br>可決 | 6.12<br>法39号 |
| 放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第62号） | 4.19 | | 5.17<br>5.21 | 5.24 | 5.24<br>可決（全）<br>（賛-自民・民主・維新・公明・みんな・野間健君） | 5.28<br>可決 | 環境<br>6.13<br>可決<br>（附） | 6.17<br>可決 | 6.21<br>法60号 |
| 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第66号）（参議院送付） | 参<br>4.19 | | 5.29<br>5.31 | 6. 4 | 6. 4<br>可決（全）<br>（賛-自民・民主・維新・公明・みんな・野間健君）<br>（附） | 6. 4<br>可決 | 環境<br>5.23<br>修正<br>（附） | 5.24<br>修正 | 6.12<br>法37号 |
| 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第67号）（参議院送付） | 参<br>4.19 | | 5.29<br>5.31 | 6. 4 | 6. 4<br>可決（全）<br>（賛-自民・民主・維新・公明・みんな・野間健君）<br>（附） | 6. 4<br>可決 | 環境<br>5.23<br>可決<br>（附） | 5.24<br>可決 | 6.12<br>法38号 |

### (3) 国政調査

国政調査では、質疑及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

#### ○ 主な質疑内容

- 東日本大震災以降の石炭火力発電の活用に当たっての環境負荷の低減に向けた取組
- 子どもの甲状腺がんの発生増加の懸念に対し国が万全な対応策をとる必要性
- 指定廃棄物最終処分場候補地選定の現状と今後の見通し
- 除染特別地域における除染の進捗状況及び高線量地域における除染の限界についての見解
- 放射性物質によって汚染された廃棄物及び土壌等を保管管理する中間貯蔵施設の建設に当たり、最終処分場の福島県外への設置を法律で明文化する必要性
- 地球温暖化対策に係る新たな国際枠組みの構築には全ての国の参加が重要となる中での、気候変動枠組条約第19回締約国会議（ＣＯＰ19）に向けた環境大臣の対応方針
- 生物多様性の観点からのシカによる環境被害の現状及び環境省の具体的対応策
- 第15回日中韓三カ国環境大臣会合におけるＰM2.5に関する協議の内容及び成果並びに中国の大気汚染防止に向けた我が国の協力方針
- プラスチック製容器包装リサイクルの手法について、循環型社会形成推進基本法の基本原則にのっとり材料リサイクルを優先して推進する必要性
- 使用済太陽光パネルの処分費用の負担方法やリサイクルに関するルール作りを早急に行う必要性

### (4) 視察

| 視察日 | 視察地名 | 視 察 目 的 | 視察委員 |
|---|---|---|---|
| 平成<br>25. 5.20 | 福島県 | 環境の基本施策に関する実情調査 | 18人 |

## 【第184回国会】

### (1) 委員名簿（30人）

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 委員長 | 吉野 | 正芳君 | 自民 | | | |
| 理　事 | 泉原 | 保二君 | 自民 | 理　事 | うえの賢一郎君 | 自民 |
| 理　事 | 北川 | 知克君 | 自民 | 理　事 | 土屋　品子君 | 自民 |
| 理　事 | 冨岡 | 勉君 | 自民 | 理　事 | 篠原　孝君 | 民主 |
| 理　事 | 河野 | 正美君 | 維新 | 理　事 | 斉藤　鉄夫君 | 公明 |
| | 赤枝 | 恒雄君 | 自民 | | 穴見　陽一君 | 自民 |
| | 井野 | 俊郎君 | 自民 | | 井林　辰憲君 | 自民 |
| | 井上 | 貴博君 | 自民 | | 石川　昭政君 | 自民 |
| | 岩田 | 和親君 | 自民 | | 小倉　將信君 | 自民 |
| | 大久保 | 三代君 | 自民 | | 小林　史明君 | 自民 |
| | 齋藤 | 健君 | 自民 | | 助田　重義君 | 自民 |
| | 藤原 | 崇君 | 自民 | | 生方　幸夫君 | 民主 |
| | 吉田 | 泉君 | 民主 | | 小沢　鋭仁君 | 維新 |
| | 阪口 | 直人君 | 維新 | | 江田　康幸君 | 公明 |
| | 杉本 | かずみ君 | みんな | | 中島　克仁君 | みんな |
| | 野間 | 健君 | 無 | | | |

### (2) 議案審査

付託された議案はなかった。

### (3) 国政調査

国政調査では、委員派遣が行われた。

### (4) 委員派遣・議員海外派遣

#### ① 委員派遣

| 派遣日 | 派遣地名 | 派 遣 目 的 | 派遣委員 |
|---|---|---|---|
| (閉会中)<br>平成<br>25. 9.30<br>～ 10. 1 | 長崎県、佐賀県 | 環境の保全状況等に関する実情調査 | 11人 |

#### ② 議員海外派遣

| 派遣議員団 | 派遣期間 | 派遣国名 | 派 遣 目 的 | 派遣議員 |
|---|---|---|---|---|
| 衆議院欧州各国における環境保全状況等調査議員団 | （閉会中）<br>平成25. 9. 1<br>～ 9. 8 | フィンランド、デンマーク、ドイツ | 欧州各国における環境保全状況等の調査 | ５人 |

## 【第185回国会】

### (1) 委員名簿（30人）

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 委員長 | 伊藤　信太郎君 | 自民 | | | | |
| 理　事 | 泉原　　保二君 | 自民 | 理　事 | うえの賢一郎君 | 自民 |
| 理　事 | 田中　　和徳君 | 自民 | 理　事 | 盛山　　正仁君 | 自民 |
| 理　事 | 吉野　　正芳君 | 自民 | 理　事 | 吉田　　泉君 | 民主 |
| 理　事 | 河野　　正美君 | 維新 | 理　事 | 斉藤　　鉄夫君 | 公明 |
| | 赤枝　　恒雄君 | 自民 | | 穴見　　陽一君 | 自民 |
| | 井野　　俊郎君 | 自民 | | 井林　　辰憲君 | 自民 |
| | 井上　　貴博君 | 自民 | | 石川　　昭政君 | 自民 |
| | 岩田　　和親君 | 自民 | | 小倉　　將信君 | 自民 |
| | 大久保　三代君 | 自民 | | 小林　　史明君 | 自民 |
| | 助田　　重義君 | 自民 | | 藤原　　崇君 | 自民 |
| | 牧原　　秀樹君 | 自民 | | 荒井　　聰君 | 民主 |
| | 生方　　幸夫君 | 民主 | | 小沢　　鋭仁君 | 維新 |
| | 百瀬　　智之君 | 維新 | | 浮島　　智子君 | 公明 |
| | 中島　　克仁君 | みんな | | 小宮山　泰子君 | 生活 |
| | 野間　　健君 | 無 | | | |

### (2) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案１件で、審査の概況は、次のとおりである。

**独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律案**（内閣提出第16号）

**○　要旨**

原子力規制委員会設置法の規定に基づき、独立行政法人原子力安全基盤機構が行う業務を原子力規制委員会に移管するため、同機構を解散し、その事務を国が引き継ぐこととする等の措置を講ずるもの

**○　主な質疑内容**

- 独立行政法人原子力安全基盤機構との統合後の原子力規制委員会の能力を強化する必要性
- 機構が有する専門的技術や事務レベルを統合後も維持する必要性
- 統合が東京電力福島第一原子力発電所事故の収束に及ぼす効果

**○　審査結果**

可決（附帯決議）

《議案審査一覧》

閣　法

| 件　　名 | 提出日 | 衆　　議　　院 | | | | | 参　議　院 | | 公布日<br>番　号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣　旨<br>説　明 | 委　　員　　会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結　果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提　案<br>理　由 | 質　疑 | 議決日<br>結　果 | 議決日<br>結　果 | | 議決日<br>結　果 | |
| 独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律案<br>（内閣提出第16号） | 25.10.25 | | 10.30<br>11. 1 | 11. 1<br>11. 5<br>11. 8 | 11. 8<br>可決（多）<br>（賛-自民・民主・維新・公明・生活・野間健君）<br>（反-みんな）<br>（附） | 11. 8<br>可決 | 環境<br>11.14<br>可決<br>（附） | 11.15<br>可決 | 11.22<br>法82号 |

(3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

・　除染の進捗状況についての総点検（平成25年９月）の結果を踏まえた今後の除染の進め方
・　東京電力福島第一原子力発電所周辺地域の中間貯蔵施設用地は買上げではなく期限付借上げとすべきとの意見に対する環境副大臣の見解
・　水俣病認定訴訟の最高裁判決（平成25年４月16日）を受けて認定基準の運用改善や救済制度の見直しを行う必要性
・　気候変動枠組条約第19回締約国会議（ＣＯＰ19）に向けた政府の取組方針
・　ＣＯＰ19に向けて2005年度比3.8％減という我が国の温室効果ガス排出削減目標を決定するまでの具体的議論の内容及び削減目標に対する各国の反応
・　二国間クレジット制度を気候変動に関する2020年以降の新たな国際枠組みに組み込んでいく必要性
・　ＣＯＰ19で表明した途上国に対する我が国の支援額１兆6,000億円の根拠及び支援の具体的内容
・　平成24年改正により新設された「動物の愛護及び管理に関する法律」第22条の５の犬猫等販売業者による出生後56日未満の幼齢の犬猫に係る販売等の制限（８週齢規制）の規定の施行時期
・　富士山の保全管理を推進するために「自然公園法」による富士山及びその周辺地域の規制を精査する必要性
・　浄化槽整備区域内における単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に対する助成拡充の必要性

(4) 参考人

| 出頭日 | 職　　業 | 氏　　名 | 審査・調査案件 |
|---|---|---|---|
| 平成<br>25.11. 5 | 東京電力株式会社代表執行役副社長 | 相澤　善吾君 | 独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律案（内閣提出） |

## 12　安全保障委員会

### 【第183回国会】

#### (1) 委員名簿（30人）

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 委員長 | 武田 | 良太君 | 自民 | | | | |
| 理　事 | 今津 | 寛君 | 自民 | 理　事 | 大塚 | 拓君 | 自民 |
| 理　事 | 薗浦 | 健太郎君 | 自民 | 理　事 | 中山 | 泰秀君 | 自民 |
| 理　事 | 武藤 | 容治君 | 自民 | 理　事 | 長島 | 昭久君 | 民主 |
| 理　事 | 阪口 | 直人君 | 維新 | 理　事 | 遠山 | 清彦君 | 公明 |
| | 岩屋 | 毅君 | 自民 | | 大野 | 敬太郎君 | 自民 |
| | 勝沼 | 栄明君 | 自民 | | 門山 | 宏哲君 | 自民 |
| | 岸 | 信夫君 | 自民 | | 左藤 | 章君 | 自民 |
| | 笹川 | 博義君 | 自民 | | 東郷 | 哲也君 | 自民 |
| | 中谷 | 真一君 | 自民 | | 野中 | 厚君 | 自民 |
| | 浜田 | 靖一君 | 自民 | | 武藤 | 貴也君 | 自民 |
| | 大串 | 博志君 | 民主 | | 篠原 | 孝君 | 民主 |
| | 今村 | 洋史君 | 維新 | | 中丸 | 啓君 | 維新 |
| | 伊佐 | 進一君 | 公明 | | 畠中 | 光成君 | みんな |
| | 赤嶺 | 政賢君 | 共産 | | 玉城 | デニー君 | 生活 |
| | 照屋 | 寛徳君 | 社民 | | | | |

#### (2) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案１件で、審査の概況は、次のとおりである。

**自衛隊法の一部を改正する法律案**（内閣提出第63号）

**○　要旨**

外国における緊急事態に際して防衛大臣が行う在外邦人等の輸送に際して同乗させることができる者の範囲を拡大し、及び当該輸送の手段として車両を加えるとともに、外国の領域において当該輸送の職務に従事する自衛官の武器使用について所要の規定を整備することとする等の措置を講ずるもの

**○　主な質疑内容**

- 陸上輸送を行うに当たって外務省と防衛省とが緊密な情報共有・協力体制を構築する必要性についての両省の見解
- 輸送の安全性を判断する客観的基準についての防衛大臣の見解
- 在外邦人の救出を目的とした自衛隊法改正の必要性に対する防衛大臣の見解
- 輸送の安全の要件が満たされない場合でも在外邦人を輸送・救出する任務を自衛隊に付与することに対する防衛大臣の見解
- 陸上輸送中に国又は国に準ずる者による攻撃を受けた場合の武器使用の可否についての防衛大臣の見解

**○　参考人からの意見の聴取**

**○　審査結果**

継続審査

《議案審査一覧》

閣　法

| 件　　名 | 提出日 | 衆　　議　　院 | | | | | 参　議　院 | | 公布日<br>番　号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣　旨<br>説　明 | 委　　員　　会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結　果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提　案<br>理　由 | 質　疑 | 議決日<br>結　果 | 議決日<br>結　果 | | 議決日<br>結　果 | |
| 自衛隊法の一部を改正する法律案（内閣提出第63号） | 25. 4.19 | 5.23 | 5.23 | 5.28<br>6. 4 | | 6.26<br>閉会中<br>審査 | | | |

(3) 国政調査

国政調査では、質疑及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

・　自衛隊施設及び在日米軍施設・区域に限定されている自衛隊の警護出動の対象を原子力発電所等の他の重要施設へ拡大する必要性に対する防衛大臣の見解
・　防衛計画の大綱の見直しにおいて南西諸島の防衛のために機能を強化すべき分野についての防衛大臣の見解
・　中国の我が国周辺海域における活動の活発化や軍事についての不透明性に対する防衛大臣の見解
・　我が国領域の保全や警備のための包括的な法整備の必要性に対する防衛大臣及び外務大臣の見解
・　我が国の防衛に関わる衛星が攻撃された場合の自衛権行使の可否に関する防衛省の見解
・　辺野古における普天間飛行場代替施設建設の実現可能性についての防衛大臣の見解
・　我が国に対する大規模なサイバー攻撃を武力攻撃事態と認定する必要性に対する防衛省の見解
・　世論調査において自衛隊に「良い印象を持っている」とする者の割合が近年大幅に上昇していることについての防衛省の認識
・　日本人が被害者となった在日米軍人による公務中の犯罪の米側処分結果を被害者・遺族に通報する体制を構築する必要性に対する外務大臣の見解
・　オスプレイの配備に伴い新たな基地騒音問題として指摘されている低周波音への対応についての防衛省の見解

(4) 参考人

| 出頭日 | 職　　業 | 氏　　名 | 審査・調査案件 |
|---|---|---|---|
| 平成<br>25. 5.28 | キヤノングローバル戦略研究所研究主幹<br>立命館大学客員教授 | 宮家　邦彦君 | 自衛隊法の一部を改正する法律案<br>（内閣提出） |
| | 一般財団法人日本エネルギー経済研究所<br>常務理事兼中東研究センター長 | 田中浩一郎君 | |

### (5) 視察

| 視察日 | 視察地名 | 視 察 目 的 | 視察委員 |
|---|---|---|---|
| 平成<br>25. 6. 5 | 沖縄県 | 国の安全保障における防衛等の実情調査 | 13人 |

## 【第184回国会】

### (1) 委員名簿（30人）

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 委員長 | 武田 | 良太君 | 自民 | | | | |
| 理　事 | 今津 | 寛君 | 自民 | 理　事 | 大塚 | 拓君 | 自民 |
| 理　事 | 薗浦 | 健太郎君 | 自民 | 理　事 | 中山 | 泰秀君 | 自民 |
| 理　事 | 武藤 | 容治君 | 自民 | 理　事 | 長島 | 昭久君 | 民主 |
| 理　事 | 阪口 | 直人君 | 維新 | 理　事 | 遠山 | 清彦君 | 公明 |
| | 岩屋 | 毅君 | 自民 | | 大野 | 敬太郎君 | 自民 |
| | 勝沼 | 栄明君 | 自民 | | 門山 | 宏哲君 | 自民 |
| | 岸 | 信夫君 | 自民 | | 左藤 | 章君 | 自民 |
| | 笹川 | 博義君 | 自民 | | 東郷 | 哲也君 | 自民 |
| | 中谷 | 真一君 | 自民 | | 野中 | 厚君 | 自民 |
| | 浜田 | 靖一君 | 自民 | | 武藤 | 貴也君 | 自民 |
| | 大串 | 博志君 | 民主 | | 篠原 | 孝君 | 民主 |
| | 今村 | 洋史君 | 維新 | | 中丸 | 啓君 | 維新 |
| | 伊佐 | 進一君 | 公明 | | 畠中 | 光成君 | みんな |
| | 赤嶺 | 政賢君 | 共産 | | 玉城 | デニー君 | 生活 |
| | 照屋 | 寛徳君 | 社民 | | | | |

### (2) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案１件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

**自衛隊法の一部を改正する法律案**（内閣提出、第183回国会閣法第63号）

**○　要旨**

（第183回国会参照）

**○　審査結果**

継続審査

**《議案審査一覧》**

**閣　法**

| 件名 | 提出日 | 衆議院 | | | | | 参議院 | | 公布日<br>番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣旨<br>説明 | 委員会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提案<br>理由 | 質疑 | 議決日<br>結果 | 議決日<br>結果 | | 議決日<br>結果 | |
| 自衛隊法の一部を改正する法律案（内閣提出、第183回国会閣法第63号） | (25. 4.19) | (25. 5.23) | 25. 8. 2<br>(25. 5.23) | | | 8. 7<br>閉会中<br>審査 | | | |

### (3) 国政調査

国政調査では、委員派遣が行われた。

### (4) 委員派遣

| 派遣日 | 派遣地名 | 派 遣 目 的 | 派遣委員 |
|---|---|---|---|
| (閉会中)<br>平成<br>25. 9. 3<br>～ 9. 4 | 広島県、山口県 | 国の安全保障における防衛等の実情調査 | 12人 |

## 【第185回国会】

### (1) 委員名簿（30人）

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 委員長 | 江渡 | 聡徳君 | 自民 | | | | |
| 理　事 | 今津 | 寛君 | 自民 | 理　事 | 左藤 | 章君 | 自民 |
| 理　事 | 薗浦 | 健太郎君 | 自民 | 理　事 | 中山 | 泰秀君 | 自民 |
| 理　事 | 武藤 | 容治君 | 自民 | 理　事 | 長島 | 昭久君 | 民主 |
| 理　事 | 中丸 | 啓君 | 維新 | 理　事 | 遠山 | 清彦君 | 公明 |
| | 岩屋 | 毅君 | 自民 | | 大野 | 敬太郎君 | 自民 |
| | 勝沼 | 栄明君 | 自民 | | 門山 | 宏哲君 | 自民 |
| | 木原 | 稔君 | 自民 | | 笹川 | 博義君 | 自民 |
| | 東郷 | 哲也君 | 自民 | | 中谷 | 真一君 | 自民 |
| | 野中 | 厚君 | 自民 | | 浜田 | 靖一君 | 自民 |
| | 武藤 | 貴也君 | 自民 | | 若宮 | 健嗣君 | 自民 |
| | 中川 | 正春君 | 民主 | | 渡辺 | 周君 | 民主 |
| | 今村 | 洋史君 | 維新 | | 宮沢 | 隆仁君 | 維新 |
| | 伊佐 | 進一君 | 公明 | | 畠中 | 光成君 | みんな |
| | 赤嶺 | 政賢君 | 共産 | | 玉城 | デニー君 | 生活 |
| | 照屋 | 寛徳君 | 社民 | | | | |

### (2) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案１件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

**自衛隊法の一部を改正する法律案**（内閣提出、第183回国会閣法第63号）

**○　要旨**

（第183回国会参照）

**○　主な質疑内容**

- 自衛隊による在外邦人等の陸上輸送実施に係る武器使用の在り方に関する防衛大臣の問題意識
- 輸送の「安全」の定義及び「安全」と認定する判断基準
- 陸上輸送を行うことが想定される地域に関する防衛省の見解
- 派遣先国の同意を得ることを法律上明記しない理由に関する防衛大臣の見解
- 海外における自衛隊の活動は我が国の国益にかなう形で抑制的に行われるべきとの考えに対する防衛大臣の見解

**○　審査結果**

可決（附帯決議）

《議案審査一覧》

閣　法

| 件　　名 | 提出日 | 衆　議　院 | | | | | 参　議　院 | | 公布日<br>番　号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣　旨<br>説　明 | 委　員　会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結　果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提　案<br>理　由 | 質　疑 | 議決日<br>結　果 | 議決日<br>結　果 | | 議決日<br>結　果 | |
| 自衛隊法の一部を改正する法律案（内閣提出、第183回国会閣法第63号） | (25. 4.19) | (25. 5.23) | 25.10.15<br>(25. 5.23) | 10.31 | 10.31<br>可決(多)<br>(賛-自民・民主・維新・公明・みんな・生活)<br>(反-共産・社民)<br>(附) | 11. 1<br>可決 | 外交防衛<br>11.14<br>可決<br>(附) | 11.15<br>可決 | 11.22<br>法77号 |

(3) 国政調査

国政調査では、質疑及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

- 「平成23年度以降に係る防衛計画の大綱」における「動的防衛力」の考え方を変更する必要性の有無に関する防衛大臣の見解
- 平成25年10月３日の日米安全保障協議委員会において我が国の策源地攻撃能力の保持に関して協議された事実の有無
- 中国の軍事的台頭及び米国のアジア太平洋地域におけるプレゼンス縮小に伴い日米安全保障体制における日本の役割を拡大する必要性に対する防衛大臣の見解
- 政府において「マイナー自衛権」の概念を整理する必要性に対する防衛大臣の見解
- 普天間飛行場代替施設の建設により懸念される辺野古周辺海域の環境への影響に関する防衛省の認識
- 平成25年９月５日の日米合同委員会で合意されたキャンプ・ハンセンの一部土地の返還は沖縄の基地負担の本質的な軽減にはつながらないとの考えに対する防衛大臣の見解
- 自衛隊機が外国軍機にロックオンされた場合の当該自衛隊機が取り得る対応及び現行法の不備に関する防衛省の見解
- 現在防衛省において開発中の機動戦闘車の有効性に関する防衛大臣の認識
- 我が国と中国との間で危機管理メカニズムやホットラインを早急に構築する必要性に対する防衛大臣の見解
- 中国が設定した「東シナ海防衛識別区」において民間航空機を威嚇する目的で中国軍機がスクランブルを実施した場合の対応に関する防衛大臣の見解

(4) 視察

| 視察日 | 視察地名 | 視　察　目　的 | 視察委員 |
|---|---|---|---|
| (閉会中)<br>平成<br>26. 1.21 | 東京都（小笠原村） | 国の安全保障における防衛等の実情調査 | ８人 |

## 13　国家基本政策委員会

### 【第183回国会】

#### (1) 委員名簿（30人）

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 委員長 | 山本 | 公一君 | 自民 | | | | |
| 理　事 | あかま | 二郎君 | 自民 | 理　事 | 江崎 | 鐵磨君 | 自民 |
| 理　事 | 上川 | 陽子君 | 自民 | 理　事 | 佐藤 | 勉君 | 自民 |
| 理　事 | 三原 | 朝彦君 | 自民 | 理　事 | 松原 | 仁君 | 民主 |
| 理　事 | 松野 | 頼久君 | 維新 | 理　事 | 井上 | 義久君 | 公明 |
| | 石破 | 茂君 | 自民 | | 鴨下 | 一郎君 | 自民 |
| | 河村 | 建夫君 | 自民 | | 高村 | 正彦君 | 自民 |
| | 櫻田 | 義孝君 | 自民 | | 塩崎 | 恭久君 | 自民 |
| | 高市 | 早苗君 | 自民 | | 髙木 | 毅君 | 自民 |
| | 棚橋 | 泰文君 | 自民 | | 二階 | 俊博君 | 自民 |
| | 野田 | 聖子君 | 自民 | | 浜田 | 靖一君 | 自民 |
| | 細田 | 博之君 | 自民 | | 海江田 | 万里君 | 民主 |
| | 細野 | 豪志君 | 民主 | | 石原 | 慎太郎君 | 維新 |
| | 藤井 | 孝男君 | 維新 | | 渡辺 | 喜美君 | みんな |
| | 小沢 | 一郎君 | 生活 | | 阿部 | 寿一君 | 無 |
| | 中村 | 喜四郎君 | 無 | | | | |

#### (2) 議案審査

付託された議案はなかった。

#### (3) 合同審査会

参議院国家基本政策委員会との合同審査会において内閣総理大臣と野党党首との討議が行われた。主な討議内容は、次のとおりである。

| 討　議　内　容 | 開会日 | 討　議　者 |
|---|---|---|
| **1　選挙制度関係** | | |
| 一票の格差是正に向けた衆議院小選挙区定数の０増５減及び議員定数削減の進め方 | 平成25. 4.17 | 海江田万里君（民主）<br>安倍晋三内閣総理大臣 |
| **2　経済金融関係** | | |
| ①　日本銀行が決定した金融緩和により想定される副作用の内容 | 4.17 | 海江田万里君（民主）<br>安倍晋三内閣総理大臣 |
| ②　物価上昇時の年金生活者への対応 | | |

| 討　　議　　内　　容 | 開会日 | 討　議　者 |
|---|---|---|
| ③　賃金の上昇を国民が実感できる時期 | 4.17 | 海江田万里君（民主）<br>安倍晋三内閣総理大臣 |
| ④　成長戦略策定のための議論において雇用規制緩和の動きがあることについての見解 | | |
| **３　外交・安保関係** | | |
| **⑴　防衛** | | |
| ①　中国や北朝鮮のミサイルに対する我が国の防衛網を整備するために防衛費を増額する必要性 | 4.17 | 石原慎太郎君（維新）<br>安倍晋三内閣総理大臣 |
| ②　我が国の尖閣諸島における実効支配の具体的内容 | | |
| **⑵　経済連携協定** | | |
| 環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定の交渉において、食品の遺伝子組換え表示を堅持する必要性 | 4.17 | 石原慎太郎君（維新）<br>安倍晋三内閣総理大臣 |
| **４　その他** | | |
| **⑴　憲法改正** | | |
| 役所である会計検査院が国の歳入歳出をチェックするという国の会計制度を合理的なものにするために憲法第90条を見直す必要性 | 4.17 | 石原慎太郎君（維新）<br>安倍晋三内閣総理大臣 |
| **⑵　社会保障と税の一体改革** | | |
| 平成25年の４～６月の経済指標で平成26年４月の消費税率引上げを判断することの是非 | 4.17 | 渡辺　喜美君（みんな）<br>安倍晋三内閣総理大臣 |
| **⑶　公務員制度改革** | | |
| 「国家公務員法等の一部を改正する法律案」（第176回国会衆法第５号）及び「幹部国家公務員法案」（第176回国会衆法第６号）を採用し、公務員制度改革を進める必要性 | 4.17 | 渡辺　喜美君（みんな）<br>安倍晋三内閣総理大臣 |

## 【第184回国会】

### (1) 委員名簿（30人）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 委員長 | 山本 | 公一君 | 自民 |
| 理　事 | あかま | 二郎君 | 自民 |
| 理　事 | 上川 | 陽子君 | 自民 |
| 理　事 | 三原 | 朝彦君 | 自民 |
| 理　事 | 松野 | 頼久君 | 維新 |
| | 石破 | 茂君 | 自民 |
| | 河村 | 建夫君 | 自民 |
| | 櫻田 | 義孝君 | 自民 |
| | 高市 | 早苗君 | 自民 |
| | 二階 | 俊博君 | 自民 |
| | 浜田 | 靖一君 | 自民 |
| | 細田 | 博之君 | 自民 |
| | 細野 | 豪志君 | 民主 |
| | 藤井 | 孝男君 | 維新 |
| | 小沢 | 一郎君 | 生活 |
| | 中村 | 喜四郎君 | 無 |
| 理　事 | 江崎 | 鐵磨君 | 自民 |
| 理　事 | 佐藤 | 勉君 | 自民 |
| 理　事 | 松原 | 仁君 | 民主 |
| 理　事 | 井上 | 義久君 | 公明 |
| | 鴨下 | 一郎君 | 自民 |
| | 高村 | 正彦君 | 自民 |
| | 塩崎 | 恭久君 | 自民 |
| | 棚橋 | 泰文君 | 自民 |
| | 野田 | 聖子君 | 自民 |
| | 古川 | 禎久君 | 自民 |
| | 海江田 | 万里君 | 民主 |
| | 石原 | 慎太郎君 | 維新 |
| | 渡辺 | 喜美君 | みんな |
| | 阿部 | 寿一君 | 無 |

### (2) 議案審査

付託された議案はなかった。

## 【第185回国会】

### (1) 委員名簿（30人）

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 委員長 | 山本 | 公一君 | 自民 | | | | |
| 理　事 | あかま | 二郎君 | 自民 | 理　事 | 石田 | 真敏君 | 自民 |
| 理　事 | 小此木 | 八郎君 | 自民 | 理　事 | 北村 | 茂男君 | 自民 |
| 理　事 | 三原 | 朝彦君 | 自民 | 理　事 | 後藤 | 斎君 | 民主 |
| 理　事 | 松野 | 頼久君 | 維新 | 理　事 | 井上 | 義久君 | 公明 |
| | 石破 | 茂君 | 自民 | | 鴨下 | 一郎君 | 自民 |
| | 河村 | 建夫君 | 自民 | | 高村 | 正彦君 | 自民 |
| | 佐藤 | 勉君 | 自民 | | 塩崎 | 恭久君 | 自民 |
| | 高市 | 早苗君 | 自民 | | 棚橋 | 泰文君 | 自民 |
| | 野田 | 聖子君 | 自民 | | 浜田 | 靖一君 | 自民 |
| | 平沢 | 勝栄君 | 自民 | | 細田 | 博之君 | 自民 |
| | 松本 | 純君 | 自民 | | 大畠 | 章宏君 | 民主 |
| | 海江田 | 万里君 | 民主 | | 石原 | 慎太郎君 | 維新 |
| | 藤井 | 孝男君 | 維新 | | 渡辺 | 喜美君 | みんな |
| | 小沢 | 一郎君 | 生活 | | 阿部 | 寿一君 | 無 |
| | 中村 | 喜四郎君 | 無 | | | | |

### (2) 議案審査

付託された議案はなかった。

### (3) 合同審査会

参議院国家基本政策委員会との合同審査会において内閣総理大臣と野党党首との討議が行われた。主な討議内容は、次のとおりである。

| 討　議　内　容 | 開会日 | 討　議　者 |
|---|---|---|
| **1　経済金融関係** | | |
| **金融政策** | | |
| 景気の減速傾向を踏まえ、日本銀行による追加緩和実施の必要性 | 平成25.12. 4 | 渡辺　喜美君（みんな）<br>安倍晋三内閣総理大臣 |
| **2　外交・安保関係** | | |
| **防衛** | | |
| 日本の個別的自衛権の行使を担保するために交戦規定を整備する必要性 | 12. 4 | 石原慎太郎君（維新）<br>安倍晋三内閣総理大臣 |

| 討　　議　　内　　容 | 開会日 | 討　議　者 |
|---|---|---|
| **3　特定秘密保護法案** | | |
| ①　国民の懸念を踏まえて慎重に議論を行うために、安倍総理がリーダーシップを発揮する必要性 | 12．4 | 海江田万里君（民主）<br>安倍晋三内閣総理大臣 |
| ②　民主党が提出している対案についての評価及び特定秘密保護法施行後の担当大臣 | | |
| ③　秘密指定の統一基準を策定するための有識者会議である「情報保全諮問会議」（仮称）の第三者機関としての適格性の有無 | | |
| ④　特定秘密保護法案の成立を踏まえて、米国の中央情報局やイスラエルのモサドのような情報機関を設立する必要性 | | 石原慎太郎君（維新）<br>安倍晋三内閣総理大臣 |
| ⑤　特定秘密保護法案について、丁寧な審議を行うために会期を延長する必要性 | | 渡辺　喜美君（みんな）<br>安倍晋三内閣総理大臣 |

党首討論（第 185 回国会）

## 14　予算委員会

### 【第183回国会】

#### (1) 委員名簿（50人）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 委員長 | 山本　有二君 | 自民 | |
| 理　事 | 伊藤　達也君 | 自民 | |
| 理　事 | 遠藤　利明君 | 自民 | |
| 理　事 | 西銘　恒三郎君 | 自民 | |
| 理　事 | 長妻　昭君 | 民主 | |
| 理　事 | 石田　祝稔君 | 公明 | |
| | 秋元　司君 | 自民 | |
| | 今村　雅弘君 | 自民 | |
| | 衛藤　征士郎君 | 自民 | |
| | 大塚　拓君 | 自民 | |
| | 金子　一義君 | 自民 | |
| | 塩崎　恭久君 | 自民 | |
| | 渡海　紀三朗君 | 自民 | |
| | 西川　公也君 | 自民 | |
| | 原田　義昭君 | 自民 | |
| | 牧原　秀樹君 | 自民 | |
| | 保岡　興治君 | 自民 | |
| | 若宮　健嗣君 | 自民 | |
| | 玉木　雄一郎君 | 民主 | |
| | 原口　一博君 | 民主 | |
| | 坂本　祐之輔君 | 維新 | |
| | 中田　宏君 | 維新 | |
| | 東国原　英夫君 | 維新 | |
| | 佐藤　英道君 | 公明 | |
| | 佐藤　正夫君 | みんな | |
| | 村上　史好君 | 生活 | |
| 理　事 | 岩屋　毅君 | 自民 | |
| 理　事 | 小此木　八郎君 | 自民 | |
| 理　事 | 萩生田　光一君 | 自民 | |
| 理　事 | 山田　宏君 | 維新 | |
| | あかま　二郎君 | 自民 | |
| | 伊藤　信太郎君 | 自民 | |
| | うえの賢一郎君 | 自民 | |
| | 大塚　高司君 | 自民 | |
| | 奥野　信亮君 | 自民 | |
| | 小池　百合子君 | 自民 | |
| | 関　芳弘君 | 自民 | |
| | 中山　泰秀君 | 自民 | |
| | 野田　毅君 | 自民 | |
| | 船田　元君 | 自民 | |
| | 宮路　和明君 | 自民 | |
| | 山本　幸三君 | 自民 | |
| | 岸本　周平君 | 民主 | |
| | 辻元　清美君 | 民主 | |
| | 前原　誠司君 | 民主 | |
| | 重徳　和彦君 | 維新 | |
| | 中山　成彬君 | 維新 | |
| | 浮島　智子君 | 公明 | |
| | 柿沢　未途君 | みんな | |
| | 志位　和夫君 | 共産 | |

#### (2) 予算審議の概況

**①　平成24年度一般会計補正予算**（第１号）
**平成24年度特別会計補正予算**（特第１号）
**平成24年度政府関係機関補正予算**（機第１号）

**○　補正予算の概要**

本補正予算は、歳出面において、平成25年１月11日に閣議決定された「日本経済再生に向けた緊急経済対策」の実施等のために必要な経費の追加等を行うため、一般会計の歳出については合計12兆2,677億円を計上するとともに、既定経費の減額として合計２兆650億円の修正減少を行う一方、歳入については、租税及印紙収入の増収等、その他収入の増収等を見込むこと等により、合計10兆2,027億

円を計上すること等を内容とするもので、平成25年１月31日、国会に提出され、同日、予算委員会に付託された。

本補正後の平成24年度一般会計予算の総額は、成立予算に対し、歳入歳出とも、10兆2,027億円増加して、100兆5,366億円となっている。

特別会計予算においては、東日本大震災復興特別会計、財政投融資特別会計など12特別会計について、所要の補正を行っている。

政府関係機関予算においては、株式会社日本政策金融公庫について、所要の補正を行っている。

また、財政投融資計画においては、成長による富の創出等に資する分野に重点化して、財政融資と産業投資を行うため、8,087億円を追加している。

**○　審議経過**

衆議院予算委員会においては、２月６日、麻生財務大臣から提案理由の説明を聴取した。

２月７日及び８日には、基本的質疑が行われた。

同月７日には、東日本大震災からの復興対策、従軍慰安婦問題、アベノミクス、教育再生、中国軍艦による火器管制レーダー照射問題、環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）交渉参加、原子力政策、生活保護基準引下げ等について質疑が行われた。

同月８日には、中国軍艦による火器管制レーダー照射問題、憲法第96条改正の在り方、地方公務員給与の削減要請、地方出先機関改革、ＴＰＰ交渉参加、賃金引上げ、消費税率引上げ等について質疑が行われた。

２月12日には、安倍内閣総理大臣も出席して安倍内閣の政治姿勢等について集中審議が行われ、東日本大震災からの復興対策、中国軍艦による火器管制レーダー照射問題、アベノミクス、衆議院議員定数削減、東京電力福島第一原子力発電所事故、北朝鮮による核実験実施、尖閣諸島関係、福島の復興・再生、普天間飛行場移設問題等について質疑が行われた。

２月13日には、一般的質疑が行われ、財政法と平成24年度補正予算との関係、生活保護基準引下げ、ＴＰＰ交渉参加、北朝鮮問題、国家公務員制度改革、オスプレイの運用状況、復興予算の流用問題等について質疑が行われた。

その後、締めくくり質疑が行われ、ハーグ条約、北朝鮮問題、復興庁の権限強化、エネルギー政策、北方領土問題、オスプレイの運用状況、アベノミクス等について質疑を行い、質疑は終局した。

２月14日、民主、みんなからそれぞれ提出された「平成24年度一般会計補正予算、平成24年度特別会計補正予算及び平成24年度政府関係機関補正予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議」について趣旨の説明を聴取し、討論、採決の結果、両動議はいずれも否決され、本補正予算は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと議決された。

同日に開かれた本会議においても、討論、採決の結果、本補正予算は賛成多数で可決され参議院に送付された。

参議院予算委員会においては、２月６日、麻生財務大臣から趣旨説明を聴取し、２月18日、19日、20日、21日及び26日に質疑を行い、26日に質疑を終局した後、討論、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと議決された。同日に開かれた本会議においても、討論、採決の結果、賛成117、反対116で可決され、本補正予算は成立した。

**（予算通過後の主な動き）**

２月28日、安倍内閣総理大臣も出席して訪米報告等について集中審議が行われ、ＴＰＰ交渉参加、普天間飛行場移設問題、東日本大震災からの復興対策、武器輸出三原則の在り方、集団的自衛権、物価安定の目標、北朝鮮問題、日米首脳会談の成果等について、質疑が行われた。

## ②　平成25年度一般会計予算
## 平成25年度特別会計予算
## 平成25年度政府関係機関予算

### ○　予算の概要

我が国経済は、世界経済の減速等も背景に、弱い動きとなり、景気の底割れが懸念されていたが、株価が回復し始めるなど、明るい兆しも見え始めている。

このような中で、平成25年度予算は、「復興・防災対策」、「成長による富の創出」、「暮らしの安心・地域活性化」を重視し、老朽化対策など国民の命と暮らしを守る公共事業予算や国民の安心のための防衛予算を充実させるほか、生活保護や地方公務員給与等について適正化・見直しを行うなど予算の効率化を図り、プライマリーバランスを着実に改善させ、財政健全化目標の達成に向けた第一歩となるものとして編成され、平成25年２月28日、国会に提出され、同日、予算委員会に付託された。

**一般会計予算**の規模は、92兆6,115億円で、平成24年度当初予算額に対して２兆2,776億円（2.5%）の増加となっている。

**歳出**については、国債費を除いた、基礎的財政収支対象経費の規模は70兆3,700億円であり、平成24年度当初予算額に対して１兆9,803億円（2.9%）の増加となっている。

ア　社会保障関係費については、高齢化等に伴って必要となる年金・医療等の経費について、重点化を図りつつ所要額を確保し、また、暮らしの安心を確保するため、生活保護の適正化と同時に生活困窮者の自立・就労支援及び生活保護世帯の子どもに対する学習支援等を推進することとしている。加えて、待機児童解消のための保育所の定員増加等子育て支援の充実や難病・がん対策の充実・強化に取り組むとともに、成長による富の創出の実現のため、医療関連分野におけるイノベーションの一体的推進に取り組むこととしている。年金については、年金特例公債の発行によって年金差額分を確保することにより、基礎年金の２分の１を国庫で負担することとしている。これらの結果、平成24年度当初予算額に対して10.4%増の29兆1,224億円を計上している。

イ　文教及び科学振興費については、学力等の向上に向けた施策やいじめ対応等の施策を充実するほか、奨学金等の就学支援、大学改革、学校耐震化等の施策を推進することとし、また、研究環境を改革して研究支援人材の確保と安定的雇用の実現を図るとともに、研究支援の改革や産学連帯を進めることとし、平成24年度当初予算額に対して0.8%減の５兆3,687億円を計上している。

ウ　防衛関係費については、日本を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増している状況を踏まえ、周辺海空域における警戒監視の強化、安全確保や、島嶼防衛態勢の強化、各種事態への即応性の向上等を図ることとし、平成24年度当初予算額に対して0.8%増の４兆7,538億円を計上している。

エ　公共事業関係費については、東日本大震災からの復興のための施策を着実に推進するほか、引き続き、投資の重点化・効率化を図りつつ、国民の命と暮らしを守るインフラ老朽化対策や防災・減災対策等の課題に対応するため、真に必要な社会資本整備等に取り組むこととし、平成24年度当初予算額に対して15.6%増の５兆2,853億円を計上している。

オ　経済協力費については、日本の成長にもつながる分野等への重点化を進めるなど、経費の見直しを行いつつ、ＯＤＡ全体の事業量の確保を図ることとし、平成24年度当初予算額に対して1.3%減の5,150億円を計上している。

カ　中小企業対策費については、中小企業の活性化を図るため、小規模事業者に係る支援を拡充しつつ、資金調達の円滑化に関する施策、研究開発支援等に重点化を行うほか、最低賃金を引き上げた中小企業支援にも取り組むこととし、平成24年度当初予算額に対して0.5%増の1,811億円を計上して

いる。

キ　エネルギー対策費については、原子力規制・防災対策の推進、再生可能エネルギー導入及び省エネルギー推進に対する支援や海外資源権益の確保等に重点化を図ることとし、平成24年度当初予算額に対して4.3％増の8,496億円を計上している。

ク　国債費については、一般会計の負担に属する公債及び借入金等の償還、公債及び借入金の利子等の支払に必要な経費と、これらの事務取扱に必要な経費を国債整理基金特別会計へ繰り入れるものとして、平成24年度当初予算額に対して1.4％増の22兆2,415億円を計上している。

ケ　地方財政については、震災対応に万全を期すほか、地方歳出について地域の課題に迅速かつ的確に対応するため、地方公務員給与の削減を要請するなどの取組を行いつつ、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の地方の一般財源の総額を適切に確保することとし、地方交付税交付金等として、平成24年度当初予算額に対して1.2％減の16兆3,927億円を計上している。

**歳入**については、租税及印紙収入は、資産課税及び法人課税の税制改正を行うこととしている結果、平成24年度当初予算額に対して1.8％増の43兆960億円になると見込まれている。その他収入については、平成24年度当初予算額に対して8.3％増の４兆535億円が見込まれている。

公債発行額については、平成24年度当初予算額に対して3.1％減の42兆8,510億円を予定しており、公債依存度は46.3％となる。

**特別会計及び政府関係機関予算**については、特別会計の歳出総額は386兆6,300億円であり、このうち、会計間取引額などの重複額等を控除した歳出純計額は185兆3,884億円となっている。特別会計の数は18であり、政府関係機関の数は４である。

**財政投融資計画**については、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（平成25年１月11日閣議決定）を踏まえ、長期リスクマネー等を呼び水として供給し、民間投資の喚起、経営改善に取り組む中小企業等の支援や日本企業の海外展開支援等に積極的に対応することとしている。その規模は、平成24年度計画に対して4.2％増の18兆3,896億円となっている。

## ○　審議経過

平成25年２月28日、衆・参両院の本会議において安倍内閣総理大臣の施政方針演説、麻生財務大臣の財政演説等政府４演説が行われ、これらに対する各党の代表質問は、３月４日、５日及び６日の３日間、衆・参両院の本会議で行われた。

衆議院予算委員会においては、３月６日、麻生財務大臣から提案理由の説明を聴取した。

３月７日、８日、11日及び12日の４日間、基本的質疑が行われた。

同月７日には、ＴＰＰ交渉参加、東日本大震災からの復興対策、社会資本の劣化対策、地方分権改革、中小企業支援、平成25年度税制改正、アベノミクス、東京電力福島第一原子力発電所事故等について質疑が行われた。

同月８日には、北朝鮮問題、従軍慰安婦問題、ＴＰＰ交渉参加、出先機関改革、アベノミクス、農業分野における規制改革、賃金引上げ、消費税率引上げ等について質疑が行われた。

同月11日には、普天間飛行場移設問題、オスプレイの運用状況、待機児童の解消、福島の復興対策、ＴＰＰ交渉参加、憲法改正の在り方、国家公務員制度改革、物価安定の目標等について質疑が行われた。

同月12日には、選挙制度改革、ＴＰＰ交渉参加、医療における規制改革、医師不足の解消、いじめ問題、国家公務員制度改革、オスプレイの運用状況、クールジャパン戦略等について質疑が行われた。

その後、安倍内閣総理大臣も出席して安倍内閣の政治姿勢等について集中審議が行われ、武器輸出三原則の在り方、アベノミクス、生活保護基準引下げ、東京電力福島第一原子力発電所事故、原子力政策、一票の格差是正、普天間飛行場移設問題、待機児童の解消等について質疑が行われた。

３月13日には、安倍内閣総理大臣も出席し

て震災復興等について集中審議が行われ、復興のための用地取得、東京電力福島第一原子力発電所事故、復興に果たす女性の役割、住宅再建と復興まちづくり、原発事故災害における子どもの健康、復興予算の在り方、災害廃棄物の広域処理予算、災害公営住宅、復興交付金の運用等について質疑が行われた。

３月14日には、一般的質疑が行われ、ＴＰＰ交渉参加、官民ファンドの在り方、社会資本の維持・管理、幼児教育の無償化、生活保護制度、地方公務員給与の削減、介護施設の在り方、科学研究費の在り方等について質疑が行われた。

３月18日には、安倍内閣総理大臣も出席して経済対策・経済連携等について集中審議が行われ、ＴＰＰ交渉参加、米国との事前交渉、農業における規制改革、農産品の輸出、在外邦人の安全確保、関税撤廃と例外品目、ＴＰＰ参加による経済効果、電力自由化等について質疑が行われた。

４月１日には、一般的質疑が行われ、アベノミクス、一票の格差是正、解雇の金銭解決制度、物価安定の目標、学校教育改革、取調べの可視化、奨学金制度、エネルギー政策等について質疑が行われた。

４月２日には、安倍内閣総理大臣も出席して金融・経済・財政等について集中審議が行われ、アベノミクス、デフレの要因、物価安定の目標、財政再建、年金記録問題、クールジャパン戦略、外国為替資金特別会計、内需拡大等について質疑が行われた。

４月３日には、国民各層から意見を聴取するため、福島県及び宮城県においていわゆる地方公聴会（委員派遣）が開会された。

４月５日には、安倍内閣総理大臣も出席してエネルギー・原発等について集中審議が行われ、東京電力福島第一原子力発電所事故、原発作業員の労働環境、国会事故調に対する東京電力の虚偽説明問題、原発再稼働、原発の廃炉・新設、北朝鮮問題、発送電分離、原発の新規制基準等について質疑が行われた。

４月８日には、一般的質疑が行われ、解雇の金銭解決制度、生活保護基準引下げ、ＴＰＰ交渉参加、国土強靱化、審議会の在り方、国防の基本的考え方、クールジャパン戦略、エネルギー政策等について質疑が行われた。

４月９日には、安倍内閣総理大臣も出席して統治機構・行政改革・政治改革等について集中審議が行われ、一票の格差是正、国家公務員制度改革、量的・質的金融緩和、財政健全化、憲法改正、国会改革、地方分権改革、政党助成制度等について質疑が行われた。

４月10日には、安倍内閣総理大臣も出席して教育等について集中審議が行われ、グローバル人材育成、文化関係予算の拡充、教科書検定、体罰・暴力への対応、道徳教育の強化、いじめ問題、福島県における教員の確保等について質疑が行われた。

その後、一般的質疑が行われ、行政改革、政府経済見通し、女性の社会進出、教育委員会改革、北朝鮮拉致問題への対応、災害対応、エネルギー政策、原子力政策、公共事業予算、ＴＰＰ交渉参加等について質疑が行われた。

４月11日には、公聴会が開会された。

４月12日及び15日午前には、分科会が開会された。

４月16日には、安倍内閣総理大臣も出席して外交・安保等について集中審議が行われ、ＴＰＰ交渉参加、北朝鮮問題、自衛官の武器使用、アルジェリアにおける邦人に対するテロ事件、国家安全保障会議（日本版ＮＳＣ）、米軍再編、オスプレイの運用状況等について質疑が行われた。

その後、締めくくり質疑が行われ、東日本大震災からの復興対策、ＴＰＰ交渉参加、物価安定の目標、財政再建、年金制度の持続可能性、憲法改正、ミャンマー支援、アベノミクス等について質疑があり、平成25年度予算３案の質疑は終局した。

平成25年度予算審査における質疑・答弁の主なものは次のとおりである。

第１に、**財政政策**について、公共事業費の増大と財政規律についての質疑に対し、安倍内閣総理大臣から「2015年度までに、2010年比、ＧＤＰ比のプライマリーバランスの赤字を半減していく、そして20年には黒字化していくという目標に向かって進んでいきたい。

そのために大切なことは、やはり経済を成長させていくことである。いよいよ今、経済は成長していくな、こういう実感を持ちつつある、そういう状況に至っているのではないかと思っている」旨の答弁があった。

第２に、**経済対策**について、デフレからの脱却についての質疑に対し、安倍内閣総理大臣から「株価と為替から、だんだんと実体経済における企業の投資、もちろんその前に消費が出てくるわけであるが、消費から企業の投資に行って、そして賃金にいい効果が出てくる。このサイクルに入るように、この循環に入るように我々も努力をしていきたい。その中で、やはり日銀だけに背負わせるわけにはいかないので、機動的な財政政策と民間の投資を促す成長戦略によって、なるべく早く、広く、このデフレからの脱却を行き渡らせていきたいと考えている」旨の答弁があった。

第３に、**ＴＰＰ交渉参加**について、国内農業保護についての質疑に対し、安倍内閣総理大臣から「ＧＤＰに占める比率が農業は1.5％であって、その1.5％のために98.5％が犠牲になってもいいのかという議論は間違いである。いわば農業国と言われているフランスやニュージーランドでも３％とかその前後だろうと思うが、どの国も手厚く農業を保護している。なぜ保護をしているかといえば、やはり食料というのは、お金では買えない場合もあるかもしれないし、天候にも大きく左右される。そして、国土を保全し、環境を守っている。日本の場合は特に、我々は農耕民族である。瑞穂の国である。その日本の伝統と文化をしっかりと守ってきた。日本人が日本人であるために、やはり農業は国の礎でなければならない。交渉においては、しっかりとこの農業、食を守っていくために全力を尽くしていきたい。農業はしっかりと守っていく、食はしっかりと守っていくということは、はっきりお約束をしたいと思う」旨の答弁があった。

第４に、**東日本大震災**について、福島の復興についての質疑に対し、安倍内閣総理大臣から「政府としては、福島復興再生総局を中心に、まず現場主義を徹底し、被災地が抱える個別のニーズをお伺いしながら、早期帰還・定住プランなどの工程をお示ししていくことで福島の再生を進めていきたい。福島の復興に当たっては、地震や津波に加えて、原子力災害への対応が求められており、放射能というこれまでにない被害との戦いであるということを念頭に置きながら復興を進めていかなければならない。瓦れき処理なども含めて、住民の理解を得つつ、より丁寧に進めていきたい」旨の答弁があった。

第５に、**教育再生**について、グローバル人材の育成についての質疑に対し、安倍内閣総理大臣から「教育再生は安倍内閣の中心的な課題であり、今まさに日本は人材で勝負をしなければならない。現在要求されているのはグローバルな状況の中で勝ち抜いていくことのできる人材を養成していく。これは国家戦略というよりも、それぞれ個人が人生の選択の幅を広げていくためには極めて重要であろうと思う。同時に、日本人であるということ、このアイデンティティーについてしっかりと教育をしていくことも重要ではないかと思っている」旨の答弁があった。

第６に、**エネルギー政策**について、電源構成のベストミックスについての質疑に対し、安倍内閣総理大臣から「我々は、３年間において、原発について、安全という判断を規制委員会でされたものについて、政府として責任を持って判断して再稼働させていくわけであるが、同時に、再生可能エネルギーを初め、そうした新しいエネルギーについて国家資源を投入しながら新たなイノベーションを目指していく、そういう中において、10年以内にエネルギーのベストミックスを構築していく」旨の答弁があった。

４月16日の質疑終局後、民主、共産、生活からそれぞれ提出された「平成25年度一般会計予算、平成25年度特別会計予算及び平成25年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議」並びに維新及びみんなから共同提出された「平成25年度一般会計予算に対する修正案」、「平成25年度特別会計予算に対する修正案」及び「平成25年度政府関

係機関予算に対する修正案」についてそれぞれ趣旨の説明を聴取し、討論、採決の結果、各動議及び各修正案はいずれも否決され、平成25年度予算３案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと議決された。

同日に開かれた本会議において、民主から提出された「平成25年度一般会計予算、平成25年度特別会計予算及び平成25年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議」並びに維新及びみんなから共同提出された「平成25年度一般会計予算、平成25年度特別会計予算及び平成25年度政府関係機関予算に対する修正案」について趣旨の説明を聴取し、討論、採決の結果、動議及び修正案はいずれも否決され、平成25年度予算３案は記名投票による採決の結果、賛成328、反対148で可決され、参議院に送付された。

参議院の予算委員会は、３月29日に麻生財務大臣から平成25年度予算３案の趣旨説明を聴取し、４月22日から質疑に入り、基本的質疑、一般質疑、集中審議、委員派遣、公聴会、委嘱審査、締めくくり質疑を行い、５月15日に質疑を終局した。その後、討論、採決の結果、平成25年度予算３案は、賛成少数で否決すべきものと議決された。同日に開かれた本会議においても、討論、採決の結果、賛成110、反対124で否決された。

同日、平成25年度予算３案が参議院で否決されたため、衆議院は、参議院から否決の通知及び平成25年度予算３案の返付を受けた後直ちに、両院協議会を開くことを求めた。両院協議会においては、衆議院側が議長を務め、各議院から議決の趣旨について説明を聴取した後、公共事業費の増大、生活保護基準引下げ、財政健全化、成長戦略、地域主権改革、消費税率引上げ等について種々協議が重ねられたが、意見の一致は得られず、憲法第60条第２項の規定により、衆議院の議決が国会の議決となった。

### ③　平成25年度一般会計暫定予算<br>平成25年度特別会計暫定予算<br>平成25年度政府関係機関暫定予算

#### ○　暫定予算の概要

本暫定予算は、平成25年４月１日から５月20日までの期間について編成されたものであり、一般会計の歳出については、人件費、事務費等の経常的経費のほか、既定施策に係る経費について、暫定予算期間中における行政運営上必要最小限の金額として合計13兆1,808億円を計上する一方、歳入については、税収及びその他収入について２兆4,192億円を見込むこと等を内容とするもので、平成25年３月27日、国会に提出され、同日、予算委員会に付託された。

特別会計予算においては、交付税及び譲与税配付金特別会計などの17の特別会計について、一般会計に準じて編成を行っている。

政府関係機関予算においては、沖縄振興開発金融公庫など４の機関について、一般会計に準じて編成を行っている。

#### ○　審議経過

衆議院予算委員会においては、３月28日、麻生財務大臣から提案理由の説明を聴取した。

その後、一票の格差是正、日中関係、アベノミクス、生活保護基準引下げ、物価安定の目標、消費税率引上げ、ＴＰＰ交渉参加、待機児童の解消等について質疑が行われた。

質疑終局後、本暫定予算は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと議決された。

同日に開かれた本会議において、本暫定予算は賛成多数で可決され参議院に送付された。

参議院予算委員会においては、３月29日、麻生財務大臣から趣旨説明を聴取し、質疑を行い、質疑終局の後、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと議決された。同日に開かれた本会議においても、採決の結果、賛成226、反対６で可決され、本暫定予算は成立した。

《議案審査一覧》

予　算

| 件名 | 提出日 | 衆議院 | | | | | 参議院 | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 大臣発言 | 委員会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提案理由 | 質疑 | 議決日<br>結果 | 議決日<br>結果 | | 議決日<br>結果 | |
| 平成24年度一般会計補正予算（第1号）<br>平成24年度特別会計補正予算（特第1号）<br>平成24年度政府関係機関補正予算（機第1号） | 25. 1.31 | | 1.31<br>2. 6 | 2. 7<br>2. 8<br>2.12<br>2.13 | 2.14<br>可決（多）<br>（賛-自民・維新・公明）<br>（反-民主・みんな・共産・生活） | 2.14<br>可決 | 予算<br>2.26<br>可決 | 2.26<br>可決 | |
| 平成25年度一般会計予算<br>平成25年度特別会計予算<br>平成25年度政府関係機関予算 | 2.28 | | 2.28<br>3. 6 | 3. 7<br>3. 8<br>3.11<br>〃<br>3.14<br>3.18<br>4. 1<br>4. 2<br>4. 3(土)<br>4. 5<br>4. 8<br>〃<br>4.10<br>4.11(日)<br>4.12(月)<br>4.15(月)<br>4.16 | 4.16<br>可決（多）<br>（賛-自民・公明）<br>（反-民主・維新・みんな・共産・生活） | 4.16<br>可決 | 予算<br>5.15<br>否決 | 5.15<br>否決<br>（注） | |
| 平成25年度一般会計暫定予算<br>平成25年度特別会計暫定予算<br>平成25年度政府関係機関暫定予算 | 3.27 | | 3.27<br>3.28 | 3.28 | 3.28<br>可決（多）<br>（賛-自民・民主・維新・公明・みんな・生活）<br>（反-共産） | 3.28<br>可決 | 予算<br>3.29<br>可決 | 3.29<br>可決 | |

（注）５月15日、両院協議会を開いたが、両院の意見が一致しないので、憲法第60条第２項の規定により衆議院の議決が国会の議決となった。

### （3）分科会・公聴会

#### ①　分科会

| 分科会 | 所管 | 設置日 | 構成 | 開会日 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 第１分科会 | 皇室費、国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、復興庁及び防衛省所管並びに他の分科会の所管以外の事項 | 平成<br>25. 4. 9 | 分科員５人 | 4.12 | 4.15 |
| 第２分科会 | 総務省所管 | 4. 9 | 分科員６人 | 4.12 | 4.15 |
| 第３分科会 | 法務省、外務省及び財務省所管 | 4. 9 | 分科員６人 | 4.12 | 4.15 |
| 第４分科会 | 文部科学省所管 | 4. 9 | 分科員６人 | 4.12 | 4.15 |

| 分科会 | 所　　管 | 設置日 | 構　成 | 開会日 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 第５分科会 | 厚生労働省所管 | 4. 9 | 分科員６人 | 4.12 | 4.15 |
| 第６分科会 | 農林水産省及び環境省所管 | 4. 9 | 分科員７人 | 4.12 | 4.15 |
| 第７分科会 | 経済産業省所管 | 4. 9 | 分科員７人 | 4.12 | 4.15 |
| 第８分科会 | 国土交通省所管 | 4. 9 | 分科員７人 | 4.12 | 4.15 |

**②　公聴会**

| 開会承認要求日 | 承認日 | 公聴会を開いた議案 | 意見を聞いた問題 | 開会日 |
|---|---|---|---|---|
| 平成<br>25. 4. 5 | 4. 5 | 平成25年度一般会計予算<br>平成25年度特別会計予算<br>平成25年度政府関係機関予算 | 平成25年度総予算について | 4.11 |

**(4) 公述人・参考人・意見陳述者**

**①　公述人**

| 出頭日 | 職　　業 | 氏　　名 | 意見を聞いた問題 |
|---|---|---|---|
| 平成<br>25. 4.11 | みずほ総合研究所株式会社常務執行役員<br>チーフエコノミスト | 高田　　創君 | 平成25年度総予算について |
| | 北海道大学大学院法学研究科教授 | 山口　二郎君 | |
| | 群馬大学理工学研究院教授 | 片田　敏孝君 | |
| | 大阪府教育委員会教育長 | 中原　　徹君 | |
| | 慶應義塾大学経済学部准教授 | 別所俊一郎君 | |
| | 法政大学経済学部准教授 | 小黒　一正君 | |
| | 三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社参与<br>景気循環研究所長 | 嶋中　雄二君 | |
| | 全国労働組合総連合事務局長 | 小田川義和君 | |

② 参考人

| 出頭日 | 職　　業 | 氏　　名 | 審査・調査案件 |
|---|---|---|---|
| 平成<br>25. 2. 7 | 日本銀行総裁 | 白川　方明君 | 平成24年度一般会計補正予算（第１号）<br>平成24年度特別会計補正予算（特第１号）<br>平成24年度政府関係機関補正予算（機第１号） |
| 2. 8 | 日本銀行総裁 | 白川　方明君 | |
| 2.12 | 日本銀行総裁 | 白川　方明君 | |
| | 東京電力株式会社代表執行役社長 | 廣瀬　直己君 | |
| 2.28 | 日本銀行総裁 | 白川　方明君 | 予算の実施状況に関する件（訪米報告等について） |
| 3. 7 | 日本銀行副総裁 | 西村　清彦君 | 平成25年度一般会計予算<br>平成25年度特別会計予算<br>平成25年度政府関係機関予算 |
| | 東京電力株式会社代表執行役社長 | 廣瀬　直己君 | |
| 3.13 | 東京電力株式会社代表執行役社長 | 廣瀬　直己君 | |
| 3.14 | 中日本高速道路株式会社代表取締役社長 | 金子　剛一君 | |
| 4. 1 | 再就職等監視委員会委員長 | 羽柴　　駿君 | |
| 4. 2 | 日本銀行総裁 | 黒田　東彦君 | |
| | 日本銀行副総裁 | 岩田規久男君 | |
| 4. 5 | 元東京電力福島原子力発電所事故調査委員会委員<br>科学ジャーナリスト | 田中　三彦君 | |
| | 東京電力株式会社代表執行役社長 | 廣瀬　直己君 | |
| | 札幌医科大学教授 | 髙田　　純君 | |
| 4.16 | 日本銀行総裁 | 黒田　東彦君 | |

（第２分科会）

| 出頭日 | 職　　業 | 氏　　名 | 審査・調査案件 |
|---|---|---|---|
| 平成<br>25. 4.12 | 日本放送協会理事 | 石田　研一君 | 平成25年度一般会計予算<br>平成25年度特別会計予算<br>平成25年度政府関係機関予算<br>（総務省所管） |
| 4.15 | 日本郵政株式会社専務執行役 | 谷垣　邦夫君 | |
| | 日本郵政株式会社常務執行役 | 南方　敏尚君 | |
| | 日本郵政株式会社常務執行役 | 田中　　進君 | |
| | 日本郵政株式会社常務執行役 | 諫山　　親君 | |

### ③　意見陳述者

| 期日 | 場所 | 職　　業 | 氏　　名 | 意見を聴取した問題 |
|---|---|---|---|---|
| 平成<br>25. 4. 3 | 福島県 | いわき市長 | 渡辺　敬夫君 | 平成25年度一般会計予算、平成25年度特別会計予算及び平成25年度政府関係機関予算について |
| | | 浪江町長 | 馬場　　有君 | |
| | | いわき商工会議所会頭 | 小野　栄重君 | |
| | | 浜通り医療生活協同組合理事長 | 伊東　達也君 | |
| | 宮城県 | 宮城県漁業協同組合経営管理委員会会長 | 菊地　伸悦君 | |
| | | 石巻魚市場株式会社代表取締役社長<br>石巻水産復興会議副代表 | 須能　邦雄君 | |
| | | 仙台経済同友会代表幹事<br>アイリスオーヤマ株式会社代表取締役社長 | 大山健太郎君 | |
| | | 建築家 | 針生　承一君 | |

## (5) 委員派遣・議員海外派遣

### ①　委員派遣

| 派遣日 | 派遣地名 | 派 遣 目 的 | 派遣委員 |
|---|---|---|---|
| 平成<br>25. 4. 3 | 第１班　福島県<br>第２班　宮城県 | 平成25年度一般会計予算、平成25年度特別会計予算及び平成25年度政府関係機関予算の審査 | 第１班<br>15人<br>第２班<br>15人 |

### ②　議員海外派遣

| 派遣議員団 | 派遣期間 | 派遣国名 | 派 遣 目 的 | 派遣議員 |
|---|---|---|---|---|
| 衆議院欧州経済財政事情等調査議員団 | （閉会中）<br>平成25. 7.24<br>～　7.31 | アイルランド、スペイン、ポルトガル、フランス | ＧＩＩＰＳ諸国における経済及び財政状況並びに財政危機への対応等に関する調査 | ７人 |

## 【第184回国会】

### (1) 委員名簿（50人）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 委員長 | 山本　有二君 | 自民 | |
| 理　事 | 伊藤　達也君 | 自民 | |
| 理　事 | 遠藤　利明君 | 自民 | |
| 理　事 | 西銘　恒三郎君 | 自民 | |
| 理　事 | 長妻　昭君 | 民主 | |
| 理　事 | 石田　祝稔君 | 公明 | |
| | 秋元　司君 | 自民 | |
| | 今村　雅弘君 | 自民 | |
| | 衛藤　征士郎君 | 自民 | |
| | 大塚　拓君 | 自民 | |
| | 金子　一義君 | 自民 | |
| | 塩崎　恭久君 | 自民 | |
| | 渡海　紀三朗君 | 自民 | |
| | 西川　公也君 | 自民 | |
| | 原田　義昭君 | 自民 | |
| | 牧原　秀樹君 | 自民 | |
| | 保岡　興治君 | 自民 | |
| | 若宮　健嗣君 | 自民 | |
| | 玉木　雄一郎君 | 民主 | |
| | 原口　一博君 | 民主 | |
| | 坂本　祐之輔君 | 維新 | |
| | 中田　宏君 | 維新 | |
| | 東国原　英夫君 | 維新 | |
| | 佐藤　英道君 | 公明 | |
| | 佐藤　正夫君 | みんな | |
| | 村上　史好君 | 生活 | |
| 理　事 | 岩屋　毅君 | 自民 | |
| 理　事 | 小此木　八郎君 | 自民 | |
| 理　事 | 萩生田　光一君 | 自民 | |
| 理　事 | 山田　宏君 | 維新 | |
| | あかま　二郎君 | 自民 | |
| | 伊藤　信太郎君 | 自民 | |
| | うえの賢一郎君 | 自民 | |
| | 大塚　高司君 | 自民 | |
| | 奥野　信亮君 | 自民 | |
| | 小池　百合子君 | 自民 | |
| | 関　芳弘君 | 自民 | |
| | 中山　泰秀君 | 自民 | |
| | 野田　毅君 | 自民 | |
| | 船田　元君 | 自民 | |
| | 宮路　和明君 | 自民 | |
| | 山本　幸三君 | 自民 | |
| | 岸本　周平君 | 民主 | |
| | 辻元　清美君 | 民主 | |
| | 前原　誠司君 | 民主 | |
| | 重徳　和彦君 | 維新 | |
| | 中山　成彬君 | 維新 | |
| | 浮島　智子君 | 公明 | |
| | 柿沢　未途君 | みんな | |
| | 志位　和夫君 | 共産 | |

### (2) 議案審査

付託された議案はなかった。

## 【第185回国会】

### (1) 委員名簿（50人）

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 委員長 | 二階 | 俊博君 | 自民 | | | | |
| 理　事 | 上杉 | 光弘君 | 自民 | 理　事 | 金田 | 勝年君 | 自民 |
| 理　事 | 塩崎 | 恭久君 | 自民 | 理　事 | 荻生田 | 光一君 | 自民 |
| 理　事 | 林 | 幹雄君 | 自民 | 理　事 | 森山 | 裕君 | 自民 |
| 理　事 | 長妻 | 昭君 | 民主 | 理　事 | 山田 | 宏君 | 維新 |
| 理　事 | 石田 | 祝稔君 | 公明 | | あかま | 二郎君 | 自民 |
| | 秋元 | 司君 | 自民 | | 伊藤 | 達也君 | 自民 |
| | 今村 | 雅弘君 | 自民 | | 岩屋 | 毅君 | 自民 |
| | うえの | 賢一郎君 | 自民 | | 衛藤 | 征士郎君 | 自民 |
| | 越智 | 隆雄君 | 自民 | | 大島 | 理森君 | 自民 |
| | 金子 | 一義君 | 自民 | | 小池 | 百合子君 | 自民 |
| | 佐田 | 玄一郎君 | 自民 | | 菅原 | 一秀君 | 自民 |
| | 関 | 芳弘君 | 自民 | | 薗浦 | 健太郎君 | 自民 |
| | 中山 | 泰秀君 | 自民 | | 西川 | 公也君 | 自民 |
| | 野田 | 毅君 | 自民 | | 原田 | 義昭君 | 自民 |
| | 船田 | 元君 | 自民 | | 宮路 | 和明君 | 自民 |
| | 保岡 | 興治君 | 自民 | | 山本 | 幸三君 | 自民 |
| | 山本 | 有二君 | 自民 | | 大串 | 博志君 | 民主 |
| | 岡田 | 克也君 | 民主 | | 篠原 | 孝君 | 民主 |
| | 玉木 | 雄一郎君 | 民主 | | 古川 | 元久君 | 民主 |
| | 坂本 | 祐之輔君 | 維新 | | 重徳 | 和彦君 | 維新 |
| | 杉田 | 水脈君 | 維新 | | 中山 | 成彬君 | 維新 |
| | 西野 | 弘一君 | 維新 | | 伊佐 | 進一君 | 公明 |
| | 濵地 | 雅一君 | 公明 | | 大熊 | 利昭君 | みんな |
| | 佐藤 | 正夫君 | みんな | | 志位 | 和夫君 | 共産 |
| | 畑 | 浩治君 | 生活 | | | | |

### (2) 議案審査

付託された議案はなかった。

### (3) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

#### ○　主な質疑内容

- 東京電力福島第一原子力発電所事故による汚染水問題
- 平成26年４月からの消費税率引上げと新たな経済対策
- 金融機関による反社会的勢力との取引への対応策
- ＴＰＰ交渉における農産品重要５品目の取扱い方針
- 成長戦略としての医療及び雇用分野における規制改革の在り方

・　集団的自衛権と憲法第９条との関係
・　衆議院議員の選挙制度改革の必要性
・　台風26号による伊豆大島土砂災害等への対応方針
・　復興特別法人税の１年前倒し廃止と賃金上昇との関係

**（4）参考人**

| 出頭日 | 職　　業 | 氏　　名 | 審査・調査案件 |
|---|---|---|---|
| 平成<br>25.10.21 | 日本銀行総裁 | 黒田　東彦君 | 予算の実施状況に関する件 |
| | 東京電力株式会社代表執行役社長 | 廣瀬　直己君 | |
| 10.22 | 東京電力株式会社代表執行役社長 | 廣瀬　直己君 | |

**予算委員会（第185回国会）**

## 15　決算行政監視委員会

### 【第183回国会】

#### (1) 委員名簿（40人）

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 委員長 | 谷畑 | 孝君 | 維新 | | | | |
| 理　事 | 伊藤 | 忠彦君 | 自民 | 理　事 | 今村 | 雅弘君 | 自民 |
| 理　事 | 河野 | 太郎君 | 自民 | 理　事 | 松本 | 文明君 | 自民 |
| 理　事 | 武藤 | 容治君 | 自民 | 理　事 | 柚木 | 道義君 | 民主 |
| 理　事 | 三宅 | 博君 | 維新 | 理　事 | 伊藤 | 渉君 | 公明 |
| | 秋本 | 真利君 | 自民 | | 大岡 | 敏孝君 | 自民 |
| | 勝沼 | 栄明君 | 自民 | | 菅野 | さちこ君 | 自民 |
| | 工藤 | 彰三君 | 自民 | | 熊田 | 裕通君 | 自民 |
| | 小林 | 茂樹君 | 自民 | | 國場 | 幸之助君 | 自民 |
| | 坂本 | 剛二君 | 自民 | | 笹川 | 博義君 | 自民 |
| | 島田 | 佳和君 | 自民 | | 白石 | 徹君 | 自民 |
| | 瀬戸 | 隆一君 | 自民 | | 田畑 | 毅君 | 自民 |
| | 武井 | 俊輔君 | 自民 | | 武村 | 展英君 | 自民 |
| | 辻 | 清人君 | 自民 | | 福田 | 達夫君 | 自民 |
| | 村上 | 誠一郎君 | 自民 | | 辻元 | 清美君 | 民主 |
| | 野田 | 佳彦君 | 民主 | | 古川 | 元久君 | 民主 |
| | 河野 | 正美君 | 維新 | | 田沼 | 隆志君 | 維新 |
| | 西岡 | 新君 | 維新 | | 石井 | 啓一君 | 公明 |
| | 三谷 | 英弘君 | みんな | | 吉川 | 元君 | 社民 |
| | 小泉 | 龍司君 | 無 | | 長崎 | 幸太郎君 | 無 |

欠員１

#### (2) 議案審査

付託された議案は、決算等10件（うち継続審査９件）及び承諾を求めるの件９件で、審査の概況は、次のとおりである。

**①　平成21年度一般会計歳入歳出決算**
**平成21年度特別会計歳入歳出決算**
**平成21年度国税収納金整理資金受払計算書**
**平成21年度政府関係機関決算書**

**○　概要**

平成21年度一般会計決算は、収納済歳入額は107兆1,142億円余、支出済歳出額は100兆9,734億円余であり、差引き６兆1,408億円余の剰余金は、財政法第41条の規定により平成22年度一般会計歳入に繰り入れることとした。

平成21年度特別会計（21会計）決算は、収納済歳入額の合計額は377兆8,931億円余、支出済歳出額の合計額は348兆600億円余である。

平成21年度国税収納金整理資金の収納済額は、50兆4,845億円余である。

平成21年度政府関係機関（３機関）決算は、収入済額の合計額は１兆2,771億円余、

支出済額の合計額は１兆5,300億円余である。

○　**主な質疑内容**（①から⑨までの９件について）

・　国会に提出された決算参照書の計数の誤りを受けての再発防止策

・　国民にとって重要なインフラ資産の把握・整理についての財務省の見解

・　グローバル企業に対する課税の適正化に向けた国税庁の取組とその効果

・　震災復興について、避難者や復興作業員の受入れ自治体（いわき市等）への財政支援拡充の検討状況

・　少子高齢社会で医療ニーズが高まる中、国として医療体制を充実することについての財務大臣の認識

・　核燃料サイクル政策の見直しの必要性

・　独立行政法人制度改革についての行政改革担当大臣の見解

・　日本航空の再生支援に関し、異例の早さで日本航空を再上場させようとした理由及びそれにより航空会社間の著しい競争力の不均衡が生じたことについての政府の見解

・　拉致問題解決に向けた取組

○　**分科会**

○　**審査結果**

継続審査

## ②　平成21年度国有財産増減及び現在額総計算書

○　**概要**

国有財産は、行政財産と普通財産に区分され、不動産（土地、土地の定着物）、動産の一部（船舶、航空機等）及びその他の財産である。

平成21年度中の国有財産の総増加額は12兆6,745億円余、総減少額は７兆6,687億円余であり、年度末の国有財産現在額は107兆3,748億円余である。

○　**主な質疑内容**

（①参照）

○　**分科会**

○　**審査結果**

継続審査

## ③　平成21年度国有財産無償貸付状況総計算書

○　**概要**

国有財産の無償貸付は、公園、緑地等の公共性の強い用途に供するものであり、平成21年度末現在、国から地方公共団体等に無償で貸し付けている国有財産の総額は、１兆834億円余である。

○　**主な質疑内容**

（①参照）

○　**分科会**

○　**審査結果**

継続審査

### ④　平成22年度一般会計歳入歳出決算
### 平成22年度特別会計歳入歳出決算
### 平成22年度国税収納金整理資金受払計算書
### 平成22年度政府関係機関決算書

**○　概要**

平成22年度一般会計決算は、収納済歳入額は100兆5,345億円余、支出済歳出額は95兆3,123億円余であり、差引き５兆2,222億円余の剰余金は、財政法第41条の規定により平成23年度一般会計歳入に繰り入れることとした。

平成22年度特別会計（18会計）決算は、収納済歳入額の合計額は386兆9,849億円余、支出済歳出額の合計額は345兆740億円余である。

平成22年度国税収納金整理資金の収納済額は、51兆3,859億円余である。

平成22年度政府関係機関（３機関）決算は、収入済額の合計額は１兆2,044億円余、支出済額の合計額は１兆4,063億円余である。

**○　主な質疑内容**

（①参照）

**○　分科会**

**○　審査結果**

継続審査

### ⑤　平成22年度国有財産増減及び現在額総計算書

**○　概要**

国有財産は、行政財産と普通財産に区分され、不動産（土地、土地の定着物）、動産の一部（船舶、航空機等）及びその他の財産である。

平成22年度中の国有財産の総増加額は11兆4,195億円余、総減少額は17兆6,004億円余であり、年度末の国有財産現在額は101兆1,939億円余である。

**○　主な質疑内容**

（①参照）

**○　分科会**

**○　審査結果**

継続審査

### ⑥　平成22年度国有財産無償貸付状況総計算書

**○　概要**

国有財産の無償貸付は、公園、緑地等の公共性の強い用途に供するものであり、平成22年度末現在、国から地方公共団体等に無償で貸し付けている国有財産の総額は、１兆598億円余である。

**○　主な質疑内容**

（①参照）

**○　分科会**

**○　審査結果**

継続審査

## ⑦　平成23年度一般会計歳入歳出決算
## 平成23年度特別会計歳入歳出決算
## 平成23年度国税収納金整理資金受払計算書
## 平成23年度政府関係機関決算書

**○　概要**

平成23年度一般会計決算は、収納済歳入額は109兆9,795億円余、支出済歳出額は100兆7,154億円余であり、差引き９兆2,641億円余の剰余金は、財政法第41条の規定により平成24年度一般会計歳入に繰り入れることとした。

平成23年度特別会計（17会計）決算は、収納済歳入額の合計額は409兆9,236億円余、支出済歳出額の合計額は376兆4,631億円余である。

平成23年度国税収納金整理資金の収納済額は、52兆3,357億円余である。

平成23年度政府関係機関（３機関）決算は、収入済額の合計額は１兆1,711億円余、支出済額の合計額は１兆2,736億円余である。

**○　主な質疑内容**

（①参照）

**○　分科会**

**○　審査結果**

継続審査

## ⑧　平成23年度国有財産増減及び現在額総計算書

**○　概要**

国有財産は、行政財産と普通財産に区分され、不動産（土地、土地の定着物）、動産の一部（船舶、航空機等）及びその他の財産である。

平成23年度中の国有財産の総増加額は８兆6,577億円余、総減少額は６兆9,974億円余であり、年度末の国有財産現在額は102兆8,543億円余である。

**○　主な質疑内容**

（①参照）

**○　分科会**

**○　審査結果**

継続審査

## ⑨　平成23年度国有財産無償貸付状況総計算書

**○　概要**

国有財産の無償貸付は、公園、緑地等の公共性の強い用途に供するものであり、平成23年度末現在、国から地方公共団体等に無償で貸し付けている国有財産の総額は、１兆442億円余である。

**○　主な質疑内容**

（①参照）

**○　分科会**

**○　審査結果**

継続審査

### ⑩　平成24年度一般会計国庫債務負担行為総調書（その１）

**○　概要**

財政法第15条第２項の規定による平成24年度一般会計国庫債務負担行為の限度額1,000億円のうち、平成24年10月26日に決定した国庫債務負担行為総額は、「大型巡視船代船建造」等３件、計343億円余である。

**○　審査結果**

継続審査

### ⑪　平成23年度一般会計東日本大震災復旧・復興予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）

**○　概要**

平成23年度一般会計東日本大震災復旧・復興予備費予算額5,656億円余のうち、平成23年８月19日から平成24年２月10日までの間に使用を決定した「東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質の除染事業等に必要な経費」等９件、計4,909億円余について事後に承諾を求めるもの

**○　審査結果**

継続審査

### ⑫　平成23年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）

**○　概要**

平成23年度一般会計予備費予算額3,500億円のうち、平成23年４月19日から平成24年３月27日までの間に使用を決定した「災害救助費等負担金の不足を補うために必要な経費」等９件、計748億円余について事後に承諾を求めるもの

**○　審査結果**

継続審査

### ⑬　平成23年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）

**○　概要**

平成23年度特別会計予備費予算額１兆484億円余のうち、平成24年３月27日に使用を決定した「社会資本整備事業特別会計道路整備勘定における大雪に伴う道路事業に必要な経費」１件、16億円について事後に承諾を求めるもの

**○　審査結果**

継続審査

### ⑭　平成23年度特別会計予算総則第17条第１項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（承諾を求めるの件）

**○　概要**

平成23年度特別会計予算総則第17条第１項の規定により、平成23年４月18日から平成24年３月27日までの間に経費の増額を決定した「地震再保険特別会計における再保険金に必要な経費の増額」等２特別会計12件、計4,938億円余について事後に承諾を求めるもの

○　審査結果

継続審査

### ⑮　平成24年度一般会計経済危機対応・地域活性化予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）

○　概要

平成24年度一般会計経済危機対応・地域活性化予備費予算額は9,099億9,947万9,000円であり、平成24年10月26日から11月30日までの間に使用を決定した「保育所緊急整備事業等に必要な経費」等108件、計9,099億9,947万9,000円について事後に承諾を求めるもの

○　審査結果

継続審査

### ⑯　平成24年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）（承諾を求めるの件）

○　概要

平成24年度一般会計予備費予算額3,500億円のうち、平成24年６月12日から12月20日までの間に使用を決定した「衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に必要な経費」等16件、計1,131億円余について事後に承諾を求めるもの

○　審査結果

継続審査

### ⑰　平成24年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）（承諾を求めるの件）

○　概要

平成24年度特別会計予備費予算額２兆1,649億円余のうち、平成24年10月26日から11月30日までの間に使用を決定した「東日本大震災復興特別会計における東日本大震災により被害を受けた中小企業者の施設等に係る中小企業等グループ施設等復旧整備事業に必要な経費」等１特別会計10件、計3,396億円余について事後に承諾を求めるもの

○　審査結果

継続審査

### ⑱　平成24年度特別会計予算総則第22条第１項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その１）（承諾を求めるの件）

○　概要

平成24年度特別会計予算総則第22条第１項の規定により、平成24年７月６日から11月30日までの間に経費の増額を決定した「社会資本整備事業特別会計治水勘定における防災・減災対策に係る河川事業に必要な経費の増額」等２特別会計20件、計1,059億円余について事後に承諾を求めるもの

○　審査結果

継続審査

### ⑲　平成24年度特別会計予算総則第22条第１項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その２）（承諾を求めるの件）

**○　概要**

平成24年度特別会計予算総則第22条第１項の規定により、平成25年２月26日に経費の増額を決定した「交付税及び譲与税配付金特別会計交付税及び譲与税配付金勘定における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額」１件、145億円余について事後に承諾を求めるもの

**○　審査結果**

継続審査

**《議案審査一覧》**

**決算等**

| 件名 | 提出日 | 衆議院 | | | | | 参議院 | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 大臣発言 | 委員会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提案理由 | 質疑 | 議決日<br>結果 | 議決日<br>結果 | | 議決日<br>結果 | |
| 平成21年度一般会計歳入歳出決算<br>平成21年度特別会計歳入歳出決算<br>平成21年度国税収納金整理資金受払計算書<br>平成21年度政府関係機関決算書（注） | (22.11.19) | | 25. 1.28<br>(23.12. 8)<br>4. 3 | 6. 3<br>6.21(閉) | | 6.26<br>閉会中審査 | | | |
| 平成21年度国有財産増減及び現在額総計算書（注） | (22.11.19) | | 1.28<br>(23.12. 8)<br>4. 3 | 6. 3<br>6.21(閉) | | 6.26<br>閉会中審査 | | | |
| 平成21年度国有財産無償貸付状況総計算書（注） | (22.11.19) | | 1.28<br>(23.12. 8)<br>4. 3 | 6. 3<br>6.21(閉) | | 6.26<br>閉会中審査 | | | |
| 平成22年度一般会計歳入歳出決算<br>平成22年度特別会計歳入歳出決算<br>平成22年度国税収納金整理資金受払計算書<br>平成22年度政府関係機関決算書 | (23.11.22) | | 1.28<br>(23.12. 8)<br>4. 3 | 6. 3<br>6.21(閉) | | 6.26<br>閉会中審査 | 決算<br>5.20<br>是認 | 5.22<br>是認 | |
| 平成22年度国有財産増減及び現在額総計算書 | (23.11.22) | | 1.28<br>(23.12. 8)<br>4. 3 | 6. 3<br>6.21(閉) | | 6.26<br>閉会中審査 | 決算<br>5.20<br>是認 | 5.22<br>是認 | |
| 平成22年度国有財産無償貸付状況総計算書 | (23.11.22) | | 1.28<br>(23.12. 8)<br>4. 3 | 6. 3<br>6.21(閉) | | 6.26<br>閉会中審査 | 決算<br>5.20<br>是認 | 5.22<br>是認 | |

（注）決算は、先例により衆参別々に提出され、各議院で別個に審議、議決される。このため、参議院においては、平成21年度決算等について、既に第179回国会で審議を終了している。

| 件名 | 提出日 | 衆議院 | | | | | 参議院 | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 大臣発言 | 委員会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提案理由 | 質疑 | 議決日<br>結果 | 議決日<br>結果 | | 議決日<br>結果 | |
| 平成23年度一般会計歳入歳出決算<br>平成23年度特別会計歳入歳出決算<br>平成23年度国税収納金整理資金受払計算書<br>平成23年度政府関係機関決算書 | (24.11.16) | | 1.28<br>5.31 | 6.3<br>6.21(決) | | 6.26<br>閉会中審査 | | | |
| 平成23年度国有財産増減及び現在額総計算書 | (24.11.16) | | 1.28<br>5.31 | 6.3<br>6.21(決) | | 6.26<br>閉会中審査 | | | |
| 平成23年度国有財産無償貸付状況総計算書 | (24.11.16) | | 1.28<br>5.31 | 6.3<br>6.21(決) | | 6.26<br>閉会中審査 | | | |
| 平成24年度一般会計国庫債務負担行為総調書（その1） | 3.19 | | 6.24 | | | 6.26<br>閉会中審査 | | | |

## 承諾を求めるの件

| 件名 | 提出日 | 衆議院 | | | | | 参議院 | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 大臣発言 | 委員会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提案理由 | 質疑 | 議決日<br>結果 | 議決日<br>結果 | | 議決日<br>結果 | |
| 平成23年度一般会計東日本大震災復旧・復興予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件） | 25.2.19 | | 6.24 | | | 6.26<br>閉会中審査 | | | |
| 平成23年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件） | 2.19 | | 6.24 | | | 6.26<br>閉会中審査 | | | |
| 平成23年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件） | 2.19 | | 6.24 | | | 6.26<br>閉会中審査 | | | |
| 平成23年度特別会計予算総則第17条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（承諾を求めるの件） | 2.19 | | 6.24 | | | 6.26<br>閉会中審査 | | | |

| 件名 | 提出日 | 衆議院 | | | | | 参議院 | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 大臣発言 | 委員会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提案理由 | 質疑 | 議決日<br>結果 | 議決日<br>結果 | | 議決日<br>結果 | |
| 平成24年度一般会計経済危機対応・地域活性化予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件） | 3.19 | | 6.24 | | | 6.26<br>閉会中審査 | | | |
| 平成24年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件） | 3.19 | | 6.24 | | | 6.26<br>閉会中審査 | | | |
| 平成24年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件） | 3.19 | | 6.24 | | | 6.26<br>閉会中審査 | | | |
| 平成24年度特別会計予算総則第22条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）（承諾を求めるの件） | 3.19 | | 6.24 | | | 6.26<br>閉会中審査 | | | |
| 平成24年度特別会計予算総則第22条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）（承諾を求めるの件） | 5.21 | | 6.24 | | | 6.26<br>閉会中審査 | | | |

### （3）分科会

| 分科会 | 所管 | 設置日 | 構成 | 開会日 |
|---|---|---|---|---|
| 第１分科会 | 皇室費、国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府（本府、警察庁、金融庁、消費者庁）、復興庁、外務省及び環境省所管並びに他の分科会所管以外の国の会計 | 平成<br>25. 6.18 | 分科員10人 | 6.21 |
| 第２分科会 | 総務省、財務省、文部科学省及び防衛省所管 | 6.18 | 分科員10人 | 6.21 |
| 第３分科会 | 厚生労働省、農林水産省及び経済産業省所管 | 6.18 | 分科員10人 | 6.21 |
| 第４分科会 | 法務省及び国土交通省所管 | 6.18 | 分科員 9人 | 6.21 |

（4）参考人

（第１分科会）

| 出頭日 | 職　　業 | 氏　　名 | 審査・調査案件 |
|---|---|---|---|
| 平成<br>25. 6.21 | 日本放送協会理事・技師長 | 久保田啓一君 | 平成21年度一般会計歳入歳出決算<br>平成21年度特別会計歳入歳出決算<br>平成21年度国税収納金整理資金受払計算書<br>平成21年度政府関係機関決算書<br>平成21年度国有財産増減及び現在額総計算書<br>平成21年度国有財産無償貸付状況総計算書<br>平成22年度一般会計歳入歳出決算<br>平成22年度特別会計歳入歳出決算<br>平成22年度国税収納金整理資金受払計算書<br>平成22年度政府関係機関決算書<br>平成22年度国有財産増減及び現在額総計算書<br>平成22年度国有財産無償貸付状況総計算書<br>平成23年度一般会計歳入歳出決算<br>平成23年度特別会計歳入歳出決算<br>平成23年度国税収納金整理資金受払計算書<br>平成23年度政府関係機関決算書<br>平成23年度国有財産増減及び現在額総計算書<br>平成23年度国有財産無償貸付状況総計算書<br>〔皇室費、国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府（本府）所管、沖縄振興開発金融公庫、内閣府（警察庁、金融庁、消費者庁）、復興庁、外務省所管、独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門及び環境省所管〕 |
| | 独立行政法人国際協力機構理事長 | 田中　明彦君 | |

## 【第184回国会】

### (1) 委員名簿（40人）

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 委員長 | 谷畑 | 孝君 | 維新 | | | | |
| 理　事 | 伊藤 | 忠彦君 | 自民 | 理　事 | 今村 | 雅弘君 | 自民 |
| 理　事 | 河野 | 太郎君 | 自民 | 理　事 | 松本 | 文明君 | 自民 |
| 理　事 | 武藤 | 容治君 | 自民 | 理　事 | 柚木 | 道義君 | 民主 |
| 理　事 | 三宅 | 博君 | 維新 | 理　事 | 伊藤 | 渉君 | 公明 |
| | 秋本 | 真利君 | 自民 | | 大岡 | 敏孝君 | 自民 |
| | 勝沼 | 栄明君 | 自民 | | 菅野 | さちこ君 | 自民 |
| | 工藤 | 彰三君 | 自民 | | 熊田 | 裕通君 | 自民 |
| | 小林 | 茂樹君 | 自民 | | 國場 | 幸之助君 | 自民 |
| | 坂本 | 剛二君 | 自民 | | 笹川 | 博義君 | 自民 |
| | 島田 | 佳和君 | 自民 | | 白石 | 徹君 | 自民 |
| | 瀬戸 | 隆一君 | 自民 | | 田畑 | 毅君 | 自民 |
| | 武井 | 俊輔君 | 自民 | | 武村 | 展英君 | 自民 |
| | 辻 | 清人君 | 自民 | | 福田 | 達夫君 | 自民 |
| | 村上 | 誠一郎君 | 自民 | | 辻元 | 清美君 | 民主 |
| | 野田 | 佳彦君 | 民主 | | 古川 | 元久君 | 民主 |
| | 河野 | 正美君 | 維新 | | 田沼 | 隆志君 | 維新 |
| | 西岡 | 新君 | 維新 | | 石井 | 啓一君 | 公明 |
| | 三谷 | 英弘君 | みんな | | 吉川 | 元君 | 社民 |
| | 小泉 | 龍司君 | 無 | | 長崎 | 幸太郎君 | 無 |

欠員１

### (2) 議案審査

付託された議案は、決算等10件（継続審査）及び承諾を求めるの件９件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

**① 平成21年度一般会計歳入歳出決算**
**平成21年度特別会計歳入歳出決算**
**平成21年度国税収納金整理資金受払計算書**
**平成21年度政府関係機関決算書**

**○ 概要**

（第183回国会参照）

**○ 審査結果**

継続審査

**② 平成21年度国有財産増減及び現在額総計算書**

**○ 概要**

（第183回国会参照）

**○ 審査結果**

継続審査

**③　平成21年度国有財産無償貸付状況総計算書**

- **概要**

  （第183回国会参照）

- **審査結果**

  継続審査

**④　平成22年度一般会計歳入歳出決算**
**平成22年度特別会計歳入歳出決算**
**平成22年度国税収納金整理資金受払計算書**
**平成22年度政府関係機関決算書**

- **概要**

  （第183回国会参照）

- **審査結果**

  継続審査

**⑤　平成22年度国有財産増減及び現在額総計算書**

- **概要**

  （第183回国会参照）

- **審査結果**

  継続審査

**⑥　平成22年度国有財産無償貸付状況総計算書**

- **概要**

  （第183回国会参照）

- **審査結果**

  継続審査

**⑦　平成23年度一般会計歳入歳出決算**
**平成23年度特別会計歳入歳出決算**
**平成23年度国税収納金整理資金受払計算書**
**平成23年度政府関係機関決算書**

- **概要**

  （第183回国会参照）

- **審査結果**

  継続審査

**⑧　平成23年度国有財産増減及び現在額総計算書**

- **概要**

  （第183回国会参照）

- **審査結果**

  継続審査

⑨　平成23年度国有財産無償貸付状況総計算書

○　概要

（第183回国会参照）

○　審査結果

継続審査

⑩　平成24年度一般会計国庫債務負担行為総調書（その１）

○　概要

（第183回国会参照）

○　審査結果

継続審査

⑪　平成23年度一般会計東日本大震災復旧・復興予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）（第183回国会、内閣提出）

○　概要

（第183回国会参照）

○　審査結果

継続審査

⑫　平成23年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）（第183回国会、内閣提出）

○　概要

（第183回国会参照）

○　審査結果

継続審査

⑬　平成23年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）（第183回国会、内閣提出）

○　概要

（第183回国会参照）

○　審査結果

継続審査

⑭　平成23年度特別会計予算総則第17条第１項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（承諾を求めるの件）（第183回国会、内閣提出）

○　概要

（第183回国会参照）

○　審査結果

継続審査

⑮　平成24年度一般会計経済危機対応・地域活性化予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）（第183回国会、内閣提出）

○　概要

（第183回国会参照）

○　審査結果

継続審査

⑯　平成24年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）（承諾を求めるの件）（第183回国会、内閣提出）

○　概要

（第183回国会参照）

○　審査結果

継続審査

⑰　平成24年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）（承諾を求めるの件）（第183回国会、内閣提出）

○　概要

（第183回国会参照）

○　審査結果

継続審査

⑱　平成24年度特別会計予算総則第22条第１項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その１）（承諾を求めるの件）（第183回国会、内閣提出）

○　概要

（第183回国会参照）

○　審査結果

継続審査

⑲　平成24年度特別会計予算総則第22条第１項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その２）（承諾を求めるの件）（第183回国会、内閣提出）

○　概要

（第183回国会参照）

○　審査結果

継続審査

《議案審査一覧》

決算等

| 件名 | 提出日 | 衆議院 | | | | | 参議院 | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 大臣発言 | 委員会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提案理由 | 質疑 | 議決日<br>結果 | 議決日<br>結果 | | 議決日<br>結果 | |
| 平成21年度一般会計歳入歳出決算<br>平成21年度特別会計歳入歳出決算<br>平成21年度国税収納金整理資金受払計算書<br>平成21年度政府関係機関決算書 | (22.11.19) | | 25. 8. 2<br>(23.12. 8)<br>(25. 4. 3) | | | 8. 7<br>閉会中審査 | | | |
| 平成21年度国有財産増減及び現在額総計算書 | (22.11.19) | | 8. 2<br>(23.12. 8)<br>(25. 4. 3) | | | 8. 7<br>閉会中審査 | | | |
| 平成21年度国有財産無償貸付状況総計算書 | (22.11.19) | | 8. 2<br>(23.12. 8)<br>(25. 4. 3) | | | 8. 7<br>閉会中審査 | | | |
| 平成22年度一般会計歳入歳出決算<br>平成22年度特別会計歳入歳出決算<br>平成22年度国税収納金整理資金受払計算書<br>平成22年度政府関係機関決算書 | (23.11.22) | | 8. 2<br>(23.12. 8)<br>(25. 4. 3) | | | 8. 7<br>閉会中審査 | | | |
| 平成22年度国有財産増減及び現在額総計算書 | (23.11.22) | | 8. 2<br>(23.12. 8)<br>(25. 4. 3) | | | 8. 7<br>閉会中審査 | | | |
| 平成22年度国有財産無償貸付状況総計算書 | (23.11.22) | | 8. 2<br>(23.12. 8)<br>(25. 4. 3) | | | 8. 7<br>閉会中審査 | | | |
| 平成23年度一般会計歳入歳出決算<br>平成23年度特別会計歳入歳出決算<br>平成23年度国税収納金整理資金受払計算書<br>平成23年度政府関係機関決算書 | (24.11.16) | | 8. 2<br>(25. 5.31) | | | 8. 7<br>閉会中審査 | | | |
| 平成23年度国有財産増減及び現在額総計算書 | (24.11.16) | | 8. 2<br>(25. 5.31) | | | 8. 7<br>閉会中審査 | | | |

| 件名 | 提出日 | 衆議院 | | | | | 参議院 | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 大臣発言 | 委員会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提案理由 | 質疑 | 議決日<br>結果 | 議決日<br>結果 | | 議決日<br>結果 | |
| 平成23年度国有財産無償貸付状況総計算書 | (24.11.16) | | 8.2<br>(25.5.31) | | | 8.7<br>閉会中審査 | | | |
| 平成24年度一般会計国庫債務負担行為総調書（その1） | (25.3.19) | | 8.2 | | | 8.7<br>閉会中審査 | | | |

## 承諾を求めるの件

| 件名 | 提出日 | 衆議院 | | | | | 参議院 | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 大臣発言 | 委員会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提案理由 | 質疑 | 議決日<br>結果 | 議決日<br>結果 | | 議決日<br>結果 | |
| 平成23年度一般会計東日本大震災復旧・復興予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）（第183回国会、内閣提出） | (25.2.19) | | 25.8.2 | | | 8.7<br>閉会中審査 | | | |
| 平成23年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）（第183回国会、内閣提出） | (25.2.19) | | 8.2 | | | 8.7<br>閉会中審査 | | | |
| 平成23年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）（第183回国会、内閣提出） | (25.2.19) | | 8.2 | | | 8.7<br>閉会中審査 | | | |
| 平成23年度特別会計予算総則第17条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（承諾を求めるの件）（第183回国会、内閣提出） | (25.2.19) | | 8.2 | | | 8.7<br>閉会中審査 | | | |
| 平成24年度一般会計経済危機対応・地域活性化予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）（第183回国会、内閣提出） | (25.3.19) | | 8.2 | | | 8.7<br>閉会中審査 | | | |
| 平成24年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）（第183回国会、内閣提出） | (25.3.19) | | 8.2 | | | 8.7<br>閉会中審査 | | | |

| 件名 | 提出日 | 衆議院 | | | | | 参議院 | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 大臣発言 | 委員会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提案理由 | 質疑 | 議決日<br>結果 | 議決日<br>結果 | | 議決日<br>結果 | |
| 平成24年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）（第183回国会、内閣提出） | (25. 3.19) | | 8. 2 | | | 8. 7<br>閉会中審査 | | | |
| 平成24年度特別会計予算総則第22条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）（承諾を求めるの件）（第183回国会、内閣提出） | (25. 3.19) | | 8. 2 | | | 8. 7<br>閉会中審査 | | | |
| 平成24年度特別会計予算総則第22条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）（承諾を求めるの件）（第183回国会、内閣提出） | (25. 5.21) | | 8. 2 | | | 8. 7<br>閉会中審査 | | | |

### (3) 議員海外派遣

| 派遣議員団 | 派遣期間 | 派遣国名 | 派遣目的 | 派遣議員 |
|---|---|---|---|---|
| 衆議院欧州各国等における決算行政監視等実情調査議員団 | (閉会中)<br>平成25. 9. 9<br>～ 9.17 | 英国、ベルギー、ルクセンブルク、フランス | 欧州各国等における決算行政監視等の実情調査 | ６人 |

## 【第185回国会】

### (1) 委員名簿（40人）

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 委員長 | 松浪 | 健太君 | 維新 | | | | |
| 理　事 | 今村 | 雅弘君 | 自民 | 理　事 | 河野 | 太郎君 | 自民 |
| 理　事 | 平 | 将明君 | 自民 | 理　事 | 橘 | 慶一郎君 | 自民 |
| 理　事 | 武藤 | 容治君 | 自民 | 理　事 | 柚木 | 道義君 | 民主 |
| 理　事 | 桜内 | 文城君 | 維新 | 理　事 | 伊藤 | 渉君 | 公明 |
| | 秋本 | 真利君 | 自民 | | 大岡 | 敏孝君 | 自民 |
| | 勝沼 | 栄明君 | 自民 | | 菅野 | さちこ君 | 自民 |
| | 工藤 | 彰三君 | 自民 | | 熊田 | 裕通君 | 自民 |
| | 小林 | 茂樹君 | 自民 | | 國場 | 幸之助君 | 自民 |
| | 坂本 | 剛二君 | 自民 | | 笹川 | 博義君 | 自民 |
| | 島田 | 佳和君 | 自民 | | 白石 | 徹君 | 自民 |
| | 瀬戸 | 隆一君 | 自民 | | 田畑 | 毅君 | 自民 |
| | 武井 | 俊輔君 | 自民 | | 武村 | 展英君 | 自民 |
| | 辻 | 清人君 | 自民 | | 福田 | 達夫君 | 自民 |
| | 村上 | 誠一郎君 | 自民 | | 階 | 猛君 | 民主 |
| | 野田 | 佳彦君 | 民主 | | 馬淵 | 澄夫君 | 民主 |
| | 河野 | 正美君 | 維新 | | 谷畑 | 孝君 | 維新 |
| | 宮沢 | 隆仁君 | 維新 | | 石井 | 啓一君 | 公明 |
| | 井坂 | 信彦君 | みんな | | 吉川 | 元君 | 社民 |
| | 小泉 | 龍司君 | 無 | | 長崎 | 幸太郎君 | 無 |

欠員１

### (2) 議案審査

付託された議案は、決算等13件（うち継続審査10件）及び承諾を求めるの件９件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

**① 平成21年度一般会計歳入歳出決算**
**平成21年度特別会計歳入歳出決算**
**平成21年度国税収納金整理資金受払計算書**
**平成21年度政府関係機関決算書**

**○ 概要**

（第183回国会参照）

**○ 主な質疑内容**（①から⑨までの９件について）

- 消費税増税と診療報酬改定との関係
- 復興予算の執行状況
- 社会福祉法人の会計基準と内部留保
- 総務省の行政評価・監視の現状と今後の課題
- 内閣府において東日本大震災における被害総額を16.9兆円と見積もった積算の根拠
- 東京電力による風評被害の賠償打切り

○　審査結果
継続審査

② 平成21年度国有財産増減及び現在額総計算書

○　概要
（第183回国会参照）

○　主な質疑内容
（①参照）

○　審査結果
継続審査

③ 平成21年度国有財産無償貸付状況総計算書

○　概要
（第183回国会参照）

○　主な質疑内容
（①参照）

○　審査結果
継続審査

④ 平成22年度一般会計歳入歳出決算
平成22年度特別会計歳入歳出決算
平成22年度国税収納金整理資金受払計算書
平成22年度政府関係機関決算書

○　概要
（第183回国会参照）

○　主な質疑内容
（①参照）

○　審査結果
継続審査

⑤ 平成22年度国有財産増減及び現在額総計算書

○　概要
（第183回国会参照）

○　主な質疑内容
（①参照）

○　審査結果
継続審査

⑥ 平成22年度国有財産無償貸付状況総計算書

○　概要
（第183回国会参照）

○　主な質疑内容
（①参照）

○　**審査結果**

継続審査

**⑦　平成23年度一般会計歳入歳出決算**
**平成23年度特別会計歳入歳出決算**
**平成23年度国税収納金整理資金受払計算書**
**平成23年度政府関係機関決算書**

○　**概要**

（第183回国会参照）

○　**主な質疑内容**

（①参照）

○　**審査結果**

継続審査

**⑧　平成23年度国有財産増減及び現在額総計算書**

○　**概要**

（第183回国会参照）

○　**主な質疑内容**

（①参照）

○　**審査結果**

継続審査

**⑨　平成23年度国有財産無償貸付状況総計算書**

○　**概要**

（第183回国会参照）

○　**主な質疑内容**

（①参照）

○　**審査結果**

継続審査

**⑩　平成24年度一般会計歳入歳出決算**
**平成24年度特別会計歳入歳出決算**
**平成24年度国税収納金整理資金受払計算書**
**平成24年度政府関係機関決算書**

○　**概要**

平成24年度一般会計決算は、収納済歳入額は107兆7,620億円余、支出済歳出額は97兆871億円余であり、差引き10兆6,748億円余の剰余金は、財政法第41条の規定により平成25年度一般会計歳入に繰り入れることとした。

平成24年度特別会計（18会計）決算は、収納済歳入額の合計額は412兆5,334億円余、支出済歳出額の合計額は377兆117億円余である。

平成24年度国税収納金整理資金の収納済額は、54兆1,067億円余である。

平成24年度政府関係機関（４機関）決算は、収入済額の合計額は１兆1,828億円余、支出済額の合計額は１兆2,158億円余である。

○　審査結果
継続審査

⑪　平成24年度国有財産増減及び現在額総計算書

○　概要
国有財産は、行政財産と普通財産に区分され、不動産（土地、土地の定着物）、動産の一部（船舶、航空機等）及びその他の財産である。
平成24年度中の国有財産の総増加額は10兆2,045億円余、総減少額は７兆8,041億円余であり、年度末の国有財産現在額は105兆2,547億円余である。

○　審査結果
継続審査

⑫　平成24年度国有財産無償貸付状況総計算書

○　概要
国有財産の無償貸付は、公園、緑地等の公共性の強い用途に供するものであり、平成24年度末現在、国から地方公共団体等に無償で貸し付けている国有財産の総額は、１兆169億円余である。

○　審査結果
継続審査

⑬　平成24年度一般会計国庫債務負担行為総調書（その１）

○　概要
（第183回国会参照）

○　審査結果
継続審査

⑭　平成23年度一般会計東日本大震災復旧・復興予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）（第183回国会、内閣提出）

○　概要
（第183回国会参照）

○　審査結果
継続審査

⑮　平成23年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）（第183回国会、内閣提出）

○　概要
（第183回国会参照）

○　審査結果
継続審査

⑯　平成23年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）（第183回国会、内閣提出）

○　概要
（第183回国会参照）

○　**審査結果**

継続審査

**⑰　平成23年度特別会計予算総則第17条第１項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（承諾を求めるの件）**（第183回国会、内閣提出）

○　**概要**

（第183回国会参照）

○　**審査結果**

継続審査

**⑱　平成24年度一般会計経済危機対応・地域活性化予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）**（第183回国会、内閣提出）

○　**概要**

（第183回国会参照）

○　**審査結果**

継続審査

**⑲　平成24年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）（承諾を求めるの件）**（第183回国会、内閣提出）

○　**概要**

（第183回国会参照）

○　**審査結果**

継続審査

**⑳　平成24年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）（承諾を求めるの件）**（第183回国会、内閣提出）

○　**概要**

（第183回国会参照）

○　**審査結果**

継続審査

**㉑　平成24年度特別会計予算総則第22条第１項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その１）（承諾を求めるの件）**（第183回国会、内閣提出）

○　**概要**

（第183回国会参照）

○　**審査結果**

継続審査

**㉒　平成24年度特別会計予算総則第22条第１項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その２）（承諾を求めるの件）**（第183回国会、内閣提出）

○　**概要**

（第183回国会参照）

○　**審査結果**

継続審査

《議案審査一覧》

決算等

| 件名 | 提出日 | 衆議院 | | | | | 参議院 | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 大臣発言 | 委員会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提案理由 | 質疑 | 議決日<br>結果 | 議決日<br>結果 | | 議決日<br>結果 | |
| 平成21年度一般会計歳入歳出決算<br>平成21年度特別会計歳入歳出決算<br>平成21年度国税収納金整理資金受払計算書<br>平成21年度政府関係機関決算書 | (22.11.19) | | 25.10.15<br>(23.12.8)<br>(25.4.3) | 11.20 | | 12.6<br>閉会中審査 | | | |
| 平成21年度国有財産増減及び現在額総計算書 | (22.11.19) | | 10.15<br>(23.12.8)<br>(25.4.3) | 11.20 | | 12.6<br>閉会中審査 | | | |
| 平成21年度国有財産無償貸付状況総計算書 | (22.11.19) | | 10.15<br>(23.12.8)<br>(25.4.3) | 11.20 | | 12.6<br>閉会中審査 | | | |
| 平成22年度一般会計歳入歳出決算<br>平成22年度特別会計歳入歳出決算<br>平成22年度国税収納金整理資金受払計算書<br>平成22年度政府関係機関決算書 | (23.11.22) | | 10.15<br>(23.12.8)<br>(25.4.3) | 11.20 | | 12.6<br>閉会中審査 | | | |
| 平成22年度国有財産増減及び現在額総計算書 | (23.11.22) | | 10.15<br>(23.12.8)<br>(25.4.3) | 11.20 | | 12.6<br>閉会中審査 | | | |
| 平成22年度国有財産無償貸付状況総計算書 | (23.11.22) | | 10.15<br>(23.12.8)<br>(25.4.3) | 11.20 | | 12.6<br>閉会中審査 | | | |
| 平成23年度一般会計歳入歳出決算<br>平成23年度特別会計歳入歳出決算<br>平成23年度国税収納金整理資金受払計算書<br>平成23年度政府関係機関決算書 | (24.11.16) | | 10.15<br>(25.5.31) | 11.20 | | 12.6<br>閉会中審査 | | | |
| 平成23年度国有財産増減及び現在額総計算書 | (24.11.16) | | 10.15<br>(25.5.31) | 11.20 | | 12.6<br>閉会中審査 | | | |

| 件名 | 提出日 | 衆議院 | | | | | 参議院 | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 大臣発言 | 委員会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提案理由 | 質疑 | 議決日<br>結果 | 議決日<br>結果 | | 議決日<br>結果 | |
| 平成23年度国有財産無償貸付状況総計算書 | (24.11.16) | | 10.15<br>(25. 5.31) | 11.20 | | 12. 6<br>閉会中審査 | | | |
| 平成24年度一般会計歳入歳出決算<br>平成24年度特別会計歳入歳出決算<br>平成24年度国税収納金整理資金受払計算書<br>平成24年度政府関係機関決算書 | 11.19 | | 12. 5 | | | 12. 6<br>閉会中審査 | | | |
| 平成24年度国有財産増減及び現在額総計算書 | 11.19 | | 12. 5 | | | 12. 6<br>閉会中審査 | | | |
| 平成24年度国有財産無償貸付状況総計算書 | 11.19 | | 12. 5 | | | 12. 6<br>閉会中審査 | | | |
| 平成24年度一般会計国庫債務負担行為総調書（その1） | (25. 3.19) | | 10.15 | | | 12. 6<br>閉会中審査 | | | |

## 承諾を求めるの件

| 件名 | 提出日 | 衆議院 | | | | | 参議院 | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 大臣発言 | 委員会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提案理由 | 質疑 | 議決日<br>結果 | 議決日<br>結果 | | 議決日<br>結果 | |
| 平成23年度一般会計東日本大震災復旧・復興予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）（第183回国会、内閣提出） | (25. 2.19) | | 25.10.15 | | | 12. 6<br>閉会中審査 | | | |
| 平成23年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）（第183回国会、内閣提出） | (25. 2.19) | | 10.15 | | | 12. 6<br>閉会中審査 | | | |
| 平成23年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）（第183回国会、内閣提出） | (25. 2.19) | | 10.15 | | | 12. 6<br>閉会中審査 | | | |

| 件名 | 提出日 | 衆議院 | | | | | 参議院 | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 大臣発言 | 委員会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提案理由 | 質疑 | 議決日<br>結果 | 議決日<br>結果 | | 議決日<br>結果 | |
| 平成23年度特別会計予算総則第17条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（承諾を求めるの件）（第183回国会、内閣提出） | (25. 2.19) | | 10.15 | | | 12. 6<br>閉会中審査 | | | |
| 平成24年度一般会計経済危機対応・地域活性化予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）（第183回国会、内閣提出） | (25. 3.19) | | 10.15 | | | 12. 6<br>閉会中審査 | | | |
| 平成24年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）（第183回国会、内閣提出） | (25. 3.19) | | 10.15 | | | 12. 6<br>閉会中審査 | | | |
| 平成24年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）（第183回国会、内閣提出） | (25. 3.19) | | 10.15 | | | 12. 6<br>閉会中審査 | | | |
| 平成24年度特別会計予算総則第22条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）（承諾を求めるの件）（第183回国会、内閣提出） | (25. 3.19) | | 10.15 | | | 12. 6<br>閉会中審査 | | | |
| 平成24年度特別会計予算総則第22条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）（承諾を求めるの件）（第183回国会、内閣提出） | (25. 5.21) | | 10.15 | | | 12. 6<br>閉会中審査 | | | |

## 16　議院運営委員会

### 【第183回国会】

#### (1) 委員名簿（25人）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 委員長 | 佐田　玄一郎君 | 自民 | | | |
| 理　事 | 髙木　　毅君 | 自民 | 理　事 | 古川　　禎久君 | 自民 |
| 理　事 | 御法川　信英君 | 自民 | 理　事 | 秋元　　司君 | 自民 |
| 理　事 | 平沢　　勝栄君 | 自民 | 理　事 | 櫻田　　義孝君 | 自民 |
| 理　事 | 渡辺　　周君 | 民主 | 理　事 | 石関　　貴史君 | 維新 |
| 理　事 | 大口　　善徳君 | 公明 | | 越智　　隆雄君 | 自民 |
| | 鈴木　　憲和君 | 自民 | | 田野瀬　太道君 | 自民 |
| | 根本　　幸典君 | 自民 | | 藤丸　　敏君 | 自民 |
| | 星野　　剛士君 | 自民 | | 牧島　かれん君 | 自民 |
| | 菊田　真紀子君 | 民主 | | 玉木　雄一郎君 | 民主 |
| | 今村　　洋史君 | 維新 | | 木下　　智彦君 | 維新 |
| | 中野　　洋昌君 | 公明 | | 山内　　康一君 | みんな |
| | 佐々木　憲昭君 | 共産 | | 小宮山　泰子君 | 生活 |

#### (2) 特別委員会の設置

特別委員会の設置については、従前の災害対策特別委員会外８特別委員会のほか、次の特別委員会を設置することに協議決定した。

| 特別委員会 | 設置議決日 | 構　　成 | 設　置　目　的 |
|---|---|---|---|
| 原子力問題調査特別委員会 | 平成<br>25. 1.28 | 委員40人 | 原子力に関する諸問題を調査するため |

#### (3) 本会議における議案の趣旨説明聴取

所得税法等の一部を改正する法律案外18案件について、本会議において趣旨説明聴取及び質疑を行うことに協議決定した。

#### (4) 議案審査等

付託された議案は、議員提出法律案２件、本会議の議題とすることに協議決定した決議案は２件で、審査等の概況は、次のとおりである。

**①　地方自治法及び国会法の一部を改正する法律案**（浦野靖人君外４名提出、衆法第23号）

**○　要旨**

参議院議員と地方公共団体の長の兼職を解禁するもの

○　**審査結果**
継続審査

**②　任命に当たり両議院の同意を要する国家公務員等の範囲の適正化等のための関係法律の整備に関する法律案**（馬場伸幸君外４名提出、衆法第35号）

○　**要旨**
任命に当たり両議院の同意を要する国家公務員等の範囲を、必要最小限に限定するとともに、任期満了時における職務継続規定の整備等を行うもの

○　**審査結果**
継続審査

**③　北朝鮮による３度目の核実験に対する抗議決議案**（佐田玄一郎君外13名提出、決議第１号）

○　**結果**
本会議の議題とすることに協議決定（本会議において可決）

**④　第32回オリンピック競技大会及び第16回パラリンピック競技大会に関する決議案**（遠藤利明君外12名提出、決議第２号）

○　**結果**
本会議の議題とすることに協議決定（本会議において可決）

**《議案審査等一覧》**

**衆　法**

| 件　名 | 提出日 | 衆議院 | | | | | 参議院 | | 公布日<br>番　号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣旨<br>説明 | 委員会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結　果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提案<br>理由 | 質　疑 | 議決日<br>結　果 | 議決日<br>結　果 | | 議決日<br>結　果 | |
| 地方自治法及び国会法の一部を改正する法律案（浦野靖人君外4名提出、衆法第23号） | 25. 5.29 | | 6.24 | | | 6.26<br>閉会中<br>審査 | | | |
| 任命に当たり両議院の同意を要する国家公務員等の範囲の適正化等のための関係法律の整備に関する法律案（馬場伸幸君外4名提出、衆法第35号） | 6.11 | | 6.24 | | | 6.26<br>閉会中<br>審査 | | | |

**決議案**

| 件名 | 提出日 | 衆議院 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣旨説明 | 委員会 | | | 本会議 |
| | | | 付託日<br>提案理由 | 質疑 | 議決日<br>結果 | 議決日<br>結果 |
| 北朝鮮による3度目の核実験に対する抗議決議案（佐田玄一郎君外13名提出、決議第1号） | 25. 2.14 | | | | 審査省略 | 2.14<br>可決 |
| 第32回オリンピック競技大会及び第16回パラリンピック競技大会に関する決議案（遠藤利明君外12名提出、決議第2号） | 3. 1 | | | | 審査省略 | 3. 4<br>可決 |

また、国会議員の秘書の退職手当支給規程等の一部改正の件について２月26日、国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程制定の件、国立国会図書館組織規程の一部改正の件及び衆議院事務局職員の定員に関する件の一部改正の件について５月16日、国会職員の給与等に関する規程の一部改正の件について５月31日、それぞれ協議決定した。

**(5) 小委員会**

| 小委員会 | 設置日 | 構成 | 開会日 | 審査・調査案件 |
|---|---|---|---|---|
| 国会法改正等及び国会改革に関する小委員会 | 平成<br>25. 1.28 | 小委員10人 | (開会するに至らず) | |
| 図書館運営小委員会 | 1.28 | 小委員９人 | 2.27 | 平成25年度国立国会図書館歳出予算要求の件 |
| | | | 5. 9 | 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の調査資料の開示に関する件 |
| 院内の警察及び秩序に関する小委員会 | 1.28 | 小委員９人 | (開会するに至らず) | |
| 庶務小委員会 | 1.28 | 小委員９人 | 2.27 | 平成25年度本院歳出予算要求の件 |

**(6) 参考人**

| 出頭日 | 職業 | 氏名 | 審査・調査案件 |
|---|---|---|---|
| 平成<br>25. 2.15 | 検査官候補者（会計検査院事務総長） | 河戸　光彦君 | 検査官及び公正取引委員会委員長任命につき同意を求めるの件 |
| | 公正取引委員会委員長候補者（みずほ総合研究所株式会社理事長） | 杉本　和行君 | |
| 3. 4 | 日本銀行総裁候補者（アジア開発銀行総裁） | 黒田　東彦君 | 日本銀行総裁任命につき同意を求めるの件 |

| 出頭日 | 職　　業 | 氏　　名 | 審査・調査案件 |
|---|---|---|---|
| 3. 5 | 日本銀行副総裁候補者（学習院大学経済学部教授） | 岩田規久男君 | 日本銀行副総裁任命につき同意を求めるの件 |
| | 日本銀行副総裁候補者（日本銀行理事） | 中曽　　宏君 | |
| 3.19 | 人事官候補者（法政大学社会学部教授） | 上林千恵子君 | 人事官及び検査官任命につき同意を求めるの件 |
| | 検査官候補者（立教大学法学部教授） | 武田紀代恵君 | |
| 4. 5 | 日本銀行総裁候補者（日本銀行総裁） | 黒田　東彦君 | 日本銀行総裁任命につき同意を求めるの件 |
| 5.28 | 人事官候補者（仙台高等裁判所長官） | 一宮なほみ君 | 人事官及び検査官任命につき同意を求めるの件 |
| | 検査官候補者（早稲田大学大学院政治学研究科教授） | 柳　　麻理君 | |

## 【第184回国会】

### (1) 委員名簿（25人）

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 委員長 | 髙木 | 毅君 | 自民 | | | | |
| 理　事 | 平沢 | 勝栄君 | 自民 | 理　事 | 古川 | 禎久君 | 自民 |
| 理　事 | 御法川 | 信英君 | 自民 | 理　事 | 秋元 | 司君 | 自民 |
| 理　事 | 櫻田 | 義孝君 | 自民 | 理　事 | 永岡 | 桂子君 | 自民 |
| 理　事 | 渡辺 | 周君 | 民主 | 理　事 | 石関 | 貴史君 | 維新 |
| 理　事 | 大口 | 善徳君 | 公明 | | 越智 | 隆雄君 | 自民 |
| | 鈴木 | 憲和君 | 自民 | | 田野瀬 | 太道君 | 自民 |
| | 根本 | 幸典君 | 自民 | | 藤丸 | 敏君 | 自民 |
| | 星野 | 剛士君 | 自民 | | 牧島 | かれん君 | 自民 |
| | 菊田 | 真紀子君 | 民主 | | 玉木 | 雄一郎君 | 民主 |
| | 今村 | 洋史君 | 維新 | | 木下 | 智彦君 | 維新 |
| | 中野 | 洋昌君 | 公明 | | 山内 | 康一君 | みんな |
| | 佐々木 | 憲昭君 | 共産 | | 小宮山 | 泰子君 | 生活 |

### (2) 特別委員会の設置

特別委員会の設置については、従前の災害対策特別委員会外９特別委員会を設置することに協議決定した。

### (3) 議案審査

付託された議案は、議員提出法律案２件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

**①　地方自治法及び国会法の一部を改正する法律案**（浦野靖人君外４名提出、第183回国会衆法第23号）

**○　要旨**

（第 183 回国会参照）

**○　審査結果**

継続審査

**②　任命に当たり両議院の同意を要する国家公務員等の範囲の適正化等のための関係法律の整備に関する法律案**（馬場伸幸君外４名提出、第183回国会衆法第35号）

**○　要旨**

（第 183 回国会参照）

**○　審査結果**

継続審査

《議案審査一覧》

衆　法

| 件名 | 提出日 | 衆議院 | | | | | 参議院 | | 公布日<br>番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣旨<br>説明 | 委員会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提案<br>理由 | 質疑 | 議決日<br>結果 | 議決日<br>結果 | | 議決日<br>結果 | |
| 地方自治法及び国会法の一部を改正する法律案（浦野靖人君外4名提出、第183回国会衆法第23号） | (25. 5.29) | | 25. 8. 2 | | | 8. 7<br>閉会中<br>審査 | | | |
| 任命に当たり両議院の同意を要する国家公務員等の範囲の適正化等のための関係法律の整備に関する法律案（馬場伸幸君外4名提出、第183回国会衆法第35号） | (25. 6.11) | | 8. 2 | | | 8. 7<br>閉会中<br>審査 | | | |

（4）小委員会

| 小委員会 | 設置日 | 構成 | 開会日 | 審査・調査案件 |
|---|---|---|---|---|
| 国会法改正等及び国会改革に関する小委員会 | 平成<br>25. 8. 2 | 小委員10人 | (開会するに至らず) | |
| 図書館運営小委員会 | 8. 2 | 小委員９人 | 8. 7 | 平成26年度国立国会図書館予算概算要求の件 |
| 院内の警察及び秩序に関する小委員会 | 8. 2 | 小委員９人 | (開会するに至らず) | |
| 庶務小委員会 | 8. 2 | 小委員９人 | 8. 7 | 平成26年度本院予算概算要求の件 |

（5）議員海外派遣

| 派遣議員団 | 派遣期間 | 派遣国名 | 派遣目的 | 派遣議員 |
|---|---|---|---|---|
| 衆議院欧州各国議会制度等調査議員団 | （閉会中）<br>平成25. 8.19<br>～ 8.29 | ギリシャ、キプロス、イタリア、スペイン | 欧州各国における議会制度及び政治経済事情調査 | ９人 |

## 【第185回国会】

### (1) 委員名簿（25人）

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 委員長 | 逢沢 | 一郎君 | 自民 | | | | |
| 理　事 | 平沢 | 勝栄君 | 自民 | 理　事 | 松野 | 博一君 | 自民 |
| 理　事 | 長島 | 忠美君 | 自民 | 理　事 | 永岡 | 桂子君 | 自民 |
| 理　事 | 御法川 | 信英君 | 自民 | 理　事 | 大塚 | 高司君 | 自民 |
| 理　事 | 渡辺 | 周君 | 民主 | 理　事 | 石関 | 貴史君 | 維新 |
| 理　事 | 大口 | 善徳君 | 公明 | | あべ | 俊子君 | 自民 |
| | 鈴木 | 憲和君 | 自民 | | 田野瀬 | 太道君 | 自民 |
| | 根本 | 幸典君 | 自民 | | 藤丸 | 敏君 | 自民 |
| | 星野 | 剛士君 | 自民 | | 牧島 | かれん君 | 自民 |
| | 泉 | 健太君 | 民主 | | 篠原 | 孝君 | 民主 |
| | 木下 | 智彦君 | 維新 | | 椎木 | 保君 | 維新 |
| | 樋口 | 尚也君 | 公明 | | 山内 | 康一君 | みんな |
| | 佐々木 | 憲昭君 | 共産 | | 小宮山 | 泰子君 | 生活 |

### (2) 特別委員会の設置

特別委員会の設置については、従前の災害対策特別委員会外９特別委員会のほか、次の特別委員会を設置することに協議決定した。

| 特別委員会 | 設置議決日 | 構　　成 | 設　置　目　的 |
|---|---|---|---|
| 国家安全保障に関する特別委員会 | 平成25.10.17 | 委員40人 | 国家安全保障に関連する諸法案を審査するため |

### (3) 本会議における議案の趣旨説明聴取

安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案外６案件について、本会議において趣旨説明聴取及び質疑を行うことに協議決定した。

### (4) 議案審査等

付託された議案は、議員提出法律案３件（うち継続審査２件)、委員会提出法律案は１件、委員会提出規則案は１件、委員会提出規程案は１件、本会議の議題とすることに協議決定した決議案は４件で、審査等の概況は、次のとおりである。

**①　地方自治法及び国会法の一部を改正する法律案**（浦野靖人君外４名提出、第183回国会衆法第23号）

**○　要旨**

（第 183 回国会参照）

**○　審査結果**

継続審査

**② 任命に当たり両議院の同意を要する国家公務員等の範囲の適正化等のための関係法律の整備に関する法律案**（馬場伸幸君外４名提出、第183回国会衆法第35号）

○ **要旨**

（第 183 回国会参照）

○ **審査結果**

継続審査

**③ 国会職員の配偶者同行休業に関する法律案**（議院運営委員長提出、衆法第６号）

○ **要旨**

外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを希望する有為な国会職員の継続的な勤務を促進するため、国会職員について配偶者同行休業の制度を設けるもの

○ **結果**

成案・提出決定

**④ 国会法の一部を改正する法律案**（渡辺周君外２名提出、衆法第14号）

○ **要旨**

各議院又は各議院の委員会から、審査又は調査のため、各議院の議決により定める情報の保護措置を講じた上で、内閣又は官公署に対し、必要な報告又は記録の提出を求めたときは、内閣又は官公署は、原則としてその求めに応じなければならないとするもの

○ **審査結果**

継続審査

**⑤ 衆議院規則の一部を改正する規則案**（議院運営委員長提出、規則第１号）

○ **要旨**

召集の当日の集会の時刻を議長が定めることとするとともに、安全保障委員会の所管事項中「安全保障会議」を「国家安全保障会議」に改めるもの

○ **結果**

成案・提出決定

**⑥ 衆議院の事務局及び法制局の職員の定員に関する規程の一部を改正する規程案**（議院運営委員長提出、規程第１号）

○ **要旨**

配偶者同行休業をしている職員を本規程に定める衆議院の事務局及び法制局の職員から除くもの

○ **結果**

成案・提出決定

**⑦ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に関する決議案**（遠藤利明君外13名提出、決議第１号）

○ **結果**

本会議の議題とすることに協議決定（本会議において可決）

**⑧　中国による防空識別圏設定に抗議し撤回を求める決議案**（逢沢一郎君外12名提出、決議第２号）

**○　結果**

本会議の議題とすることに協議決定（本会議において可決）

**⑨　国務大臣森まさこ君不信任決議案**（郡和子君外１名提出、決議第３号）

**○　結果**

本会議の議題とすることに協議決定（安倍内閣不信任決議案が提出されたため、本会議中の議場内交渉により議題としないことを決定し、未了となった）

**⑩　安倍内閣不信任決議案**（海江田万里君外２名提出、決議第４号）

**○　結果**

本会議の議題とすることに協議決定（本会議において否決）

**《議案審査等一覧》**

**衆　法**

| 件　　名 | 提出日 | 衆議院 | | | | | 参議院 | | 公布日<br>番　号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣旨<br>説明 | 委員会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結　果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提案<br>理由 | 質　疑 | 議決日<br>結　果 | 議決日<br>結　果 | | 議決日<br>結　果 | |
| 地方自治法及び国会法の一部を改正する法律案（浦野靖人君外4名提出、第183回国会衆法第23号） | (25. 5.29) | | 25.10.15 | | | 12. 6<br>閉会中<br>審査 | | | |
| 任命に当たり両議院の同意を要する国家公務員等の範囲の適正化等のための関係法律の整備に関する法律案（馬場伸幸君外4名提出、第183回国会衆法第35号） | (25. 6.11) | | 10.15 | | | 12. 6<br>閉会中<br>審査 | | | |
| 国会職員の配偶者同行休業に関する法律案（議院運営委員長提出、衆法第6号） | 11. 8 | | | | 11. 8<br>成案・提出決定(全)<br>（賛-自民・民主・維新・公明・みんな・共産・生活） | 11. 8<br>可決 | 議院運営<br>11.15<br>可決 | 11.15<br>可決 | 11.22<br>法80号 |
| 国会法の一部を改正する法律案（渡辺周君外2名提出、衆法第14号） | 11.19 | | 12. 4 | | | 12. 6<br>閉会中<br>審査 | | | |

## 規則案

| 件名 | 提出日 | 衆議院 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 委員会 | | | | 本会議 |
| | | 趣旨説明 | 付託日<br>提案理由 | 質疑 | 議決日<br>結果 | 議決日<br>結果 |
| 衆議院規則の一部を改正する規則案（議院運営委員長提出、規則第1号） | 25.12. 6 | | | | 12. 6<br>成案・提出決定(全)<br>(賛-自民・民主・維新・公明・みんな・共産・生活) | 12. 6<br>可決 |

## 規程案

| 件名 | 提出日 | 衆議院 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 委員会 | | | | 本会議 |
| | | 趣旨説明 | 付託日<br>提案理由 | 質疑 | 議決日<br>結果 | 議決日<br>結果 |
| 衆議院の事務局及び法制局の職員の定員に関する規程の一部を改正する規程案（議院運営委員長提出、規程第1号） | 25.11. 8 | | | | 11. 8<br>成案・提出決定(全)<br>(賛-自民・民主・維新・公明・みんな・共産・生活) | 11. 8<br>可決 |

## 決議案

| 件名 | 提出日 | 衆議院 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 委員会 | | | | 本会議 |
| | | 趣旨説明 | 付託日<br>提案理由 | 質疑 | 議決日<br>結果 | 議決日<br>結果 |
| 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に関する決議案（遠藤利明君外13名提出、決議第1号） | 25.10.15 | | | | 審査省略 | 10.15<br>可決 |
| 中国による防空識別圏設定に抗議し撤回を求める決議案（逢沢一郎君外12名提出、決議第2号） | 12. 6 | | | | 審査省略 | 12. 6<br>可決 |
| 国務大臣森まさこ君不信任決議案（郡和子君外1名提出、決議第3号） | 12. 6 | | | | 審査省略 | 未決<br>(注) |
| 安倍内閣不信任決議案（海江田万里君外2名提出、決議第4号） | 12. 6 | | | | 審査省略 | 12. 6<br>否決 |

(注)安倍内閣不信任決議案が提出されたため、本会議中の議場内交渉により議題としないことを決定

また、衆議院事務局職員の定員に関する件の一部改正の件、衆議院法制局職員の定員に関する件の一部改正の件、裁判官弾劾裁判所事務局職員定員規程の一部改正の件、裁判官訴追委員会事務局職員定員規程の一部改正の件及び国立国会図書館職員定員規程の一部改正の件について11月８日、協議決定した。

### (5) 小委員会

| 小委員会 | 設置日 | 構成 | 開会日 | 審査・調査案件 |
|---|---|---|---|---|
| 国会法改正等及び国会改革に関する小委員会 | 平成25.10.15 | 小委員10人 | (開会するに至らず) | |
| 図書館運営小委員会 | 10.15 | 小委員９人 | (閉会中)26. 1.23 | 平成26年度国立国会図書館歳出予算要求の件 |
| 院内の警察及び秩序に関する小委員会 | 10.15 | 小委員９人 | 25.11.29 | 特別通行記章の取扱いの件<br>傍聴券の取扱いの件 |
| 庶務小委員会 | 10.15 | 小委員９人 | 12. 5 | 議会雑費、赤坂議員宿舎における医療体制及び衆栄会の問題について |
| | | | (閉会中)26. 1.23 | 平成26年度本院歳出予算要求の件 |

### (6) 参考人

| 出頭日 | 職業 | 氏名 | 審査・調査案件 |
|---|---|---|---|
| 平成25.11. 1 | 検査官候補者（会計検査院長） | 河戸　光彦君 | 検査官任命につき同意を求めるの件 |

## 17　懲罰委員会

### 【第183回国会】

#### (1) 委員名簿（20人）

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 委員長 | 近藤 | 昭一君 | 民主 | | | | |
| 理　事 | 遠藤 | 利明君 | 自民 | 理　事 | 金子 | 一義君 | 自民 |
| 理　事 | 小池 | 百合子君 | 自民 | 理　事 | 髙木 | 義明君 | 民主 |
| 理　事 | 園田 | 博之君 | 維新 | | 大島 | 理森君 | 自民 |
| | 川崎 | 二郎君 | 自民 | | 髙木 | 毅君 | 自民 |
| | 額賀 | 福志郎君 | 自民 | | 保利 | 耕輔君 | 自民 |
| | 細田 | 博之君 | 自民 | | 町村 | 信孝君 | 自民 |
| | 森 | 英介君 | 自民 | | 菅 | 直人君 | 民主 |
| | 平沼 | 赳夫君 | 維新 | | 漆原 | 良夫君 | 公明 |
| | 浅尾 | 慶一郎君 | みんな | | 江田 | 憲司君 | みんな |

欠員１

#### (2) 懲罰事犯の件

付託された懲罰事犯の件はなかった。

## 【第184回国会】

### (1) 委員名簿（20人）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 委員長 | 近藤　昭一君 | 民主 | |
| 理　事 | 遠藤　利明君 | 自民 | |
| 理　事 | 小池　百合子君 | 自民 | |
| 理　事 | 園田　博之君 | 維新 | |
| | 川崎　二郎君 | 自民 | |
| | 額賀　福志郎君 | 自民 | |
| | 細田　博之君 | 自民 | |
| | 森　英介君 | 自民 | |
| | 平沼　赳夫君 | 維新 | |
| | 浅尾　慶一郎君 | みんな | |
| 理　事 | 金子　一義君 | 自民 | |
| 理　事 | 髙木　義明君 | 民主 | |
| | 大島　理森君 | 自民 | |
| | 佐田　玄一郎君 | 自民 | |
| | 保利　耕輔君 | 自民 | |
| | 町村　信孝君 | 自民 | |
| | 菅　直人君 | 民主 | |
| | 漆原　良夫君 | 公明 | |
| | 江田　憲司君 | みんな | |

欠員１

### (2) 懲罰事犯の件

付託された懲罰事犯の件はなかった。

## 【第185回国会】

### (1) 委員名簿（20人）

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 委員長 | 髙木 | 義明君 | 民主 | | | | |
| 理　事 | 金子 | 一義君 | 自民 | 理　事 | 小池 | 百合子君 | 自民 |
| 理　事 | 佐田 | 玄一郎君 | 自民 | 理　事 | 松原 | 仁君 | 民主 |
| 理　事 | 園田 | 博之君 | 維新 | | 遠藤 | 利明君 | 自民 |
| | 大島 | 理森君 | 自民 | | 川崎 | 二郎君 | 自民 |
| | 額賀 | 福志郎君 | 自民 | | 保利 | 耕輔君 | 自民 |
| | 細田 | 博之君 | 自民 | | 町村 | 信孝君 | 自民 |
| | 森 | 英介君 | 自民 | | 菅 | 直人君 | 民主 |
| | 平沼 | 赳夫君 | 維新 | | 漆原 | 良夫君 | 公明 |
| | 浅尾 | 慶一郎君 | みんな | | 江田 | 憲司君 | みんな |

欠員１

### (2) 懲罰事犯の件

付託された懲罰事犯の件はなかった。

## 18　災害対策特別委員会

### 【第183回国会】

#### (1) 委員名簿（40人）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 委員長 | 坂本　剛二君 | 自民 | | | |
| 理　事 | うえの賢一郎君 | 自民 | 理　事 | 小里　泰弘君 | 自民 |
| 理　事 | 林田　彪君 | 自民 | 理　事 | 原田　憲治君 | 自民 |
| 理　事 | 平口　洋君 | 自民 | 理　事 | 吉田　泉君 | 民主 |
| 理　事 | 山之内　毅君 | 維新 | 理　事 | 石田　祝稔君 | 公明 |
| | 井上　貴博君 | 自民 | | 伊藤　忠彦君 | 自民 |
| | 泉原　保二君 | 自民 | | 大見　正君 | 自民 |
| | 神山　佐市君 | 自民 | | 北村　誠吾君 | 自民 |
| | 工藤　彰三君 | 自民 | | 笹川　博義君 | 自民 |
| | 髙鳥　修一君 | 自民 | | 竹下　亘君 | 自民 |
| | 二階　俊博君 | 自民 | | 林　幹雄君 | 自民 |
| | 藤丸　敏君 | 自民 | | 古川　禎久君 | 自民 |
| | 松本　文明君 | 自民 | | 務台　俊介君 | 自民 |
| | 湯川　一行君 | 自民 | | 吉川　赳君 | 自民 |
| | 黄川田　徹君 | 民主 | | 近藤　洋介君 | 民主 |
| | 中川　正春君 | 民主 | | 三日月　大造君 | 民主 |
| | 上野　ひろし君 | 維新 | | 高橋　みほ君 | 維新 |
| | 宮沢　隆仁君 | 維新 | | 濱村　進君 | 公明 |
| | 樋口　尚也君 | 公明 | | 佐藤　正夫君 | みんな |
| | 椎名　毅君 | みんな | | 高橋　千鶴子君 | 共産 |
| | 小宮山　泰子君 | 生活 | | | |

#### (2) 設置の目的

災害対策を樹立するため

#### (3) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案２件及び議員提出法律案３件で、審査の概況は、次のとおりである。

**①　災害対策基本法等の一部を改正する法律案**（内閣提出第56号）

**○　要旨**

東日本大震災から得られた教訓を今後に生かし、災害対策の強化を図るため、災害発生時に避難の支援が特に必要となる者についての名簿の作成その他の住民等の円滑かつ安全な避難を確保するための措置を拡充するとともに、あわせて国による応急措置の代行等について定めるもの

**○　主な質疑内容**

・　災害救助法を厚生労働省から内閣府に移管した経緯及び理由

・　過疎化・高齢化が進み避難支援等関係者の不足する地域において避難体制を整備するための政府の取組
・　中小規模の災害についても大規模災害と同様に、住民の生活再建を図りつつ復興を目指すことを災害対策基本法に規定する必要性

**○　参考人からの意見の聴取**

**○　審査結果**

可決（附帯決議）

**②　大規模災害からの復興に関する法律案**（内閣提出第57号）

**○　要旨**

大規模な災害からの円滑かつ迅速な復興を図るため、政府による復興対策本部の設置及び復興基本方針の策定、市町村による復興計画の作成及びこれに基づく特別の措置等について定めるもの

**○　主な質疑内容**

・　復興計画の作成に当たり住民の視点を反映する必要性
・　復興整備事業に産業、医療及び雇用等の施策も加える必要性
・　復興特別交付税等による被災自治体の負担軽減措置の想定の有無

**○　参考人からの意見の聴取**

**○　審査結果**

可決（附帯決議）

**③　防災・減災等に資する国土強靱化基本法案**（二階俊博君外11名提出、衆法第18号）

**○　要旨**

国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、国土強靱化の推進に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び国土強靱化基本計画の策定その他国土強靱化に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、国土強靱化推進本部の設置等をするもの

**○　審査結果**

継続審査

**④　東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案**（二階俊博君外16名提出、衆法第28号）

**○　要旨**

南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護し、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図るため、南海トラフ地震防災対策推進地域の指定、南海トラフ地震防災対策推進基本計画等の作成、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定、津波避難対策緊急事業計画の作成及びこれに基づく事業に係る財政上の特別の措置等について定めるもの

**○　審査結果**

継続審査

**⑤　首都直下地震対策特別措置法案**（二階俊博君外15名提出、衆法第43号）

**○　要旨**

首都直下地震に係る地震防災対策の推進をもって首都中枢機能の維持を図るととも

に、首都直下地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、首都直下地震緊急対策区域の指定、緊急対策推進基本計画の作成、行政中枢機能の維持に係る緊急対策実施計画の作成、首都中枢機能維持基盤整備等地区の指定並びに首都中枢機能維持基盤整備等計画の認定及び認定基盤整備等計画に係る特別の措置、地方緊急対策実施計画の作成並びに特定緊急対策事業推進計画の認定及び認定推進計画に基づく事業に対する特別の措置等について定めるもの

**○　審査結果**

継続審査

**《議案審査一覧》**

**閣　法**

| 件名 | 提出日 | 衆議院 | | | | | 参議院 | | 公布日<br>番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣旨説明 | 委員会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提案理由 | 質疑 | 議決日<br>結果 | 議決日<br>結果 | | 議決日<br>結果 | |
| 災害対策基本法等の一部を改正する法律案（内閣提出第56号） | 25. 4.15 | 5. 9 | 5. 9<br>5. 9 | 5.10<br>5.17<br>5.21<br>5.23 | 5.23<br>可決（全）<br>（賛-自民・民主・維新・公明・みんな・共産・生活）<br>（附） | 5.28<br>可決 | 災害対策特<br>6.12<br>可決<br>（附） | 6.17<br>可決 | 6.21<br>法54号 |
| 大規模災害からの復興に関する法律案（内閣提出第57号） | 4.15 | | 5. 9<br>5. 9 | 5.10<br>5.17<br>5.21<br>5.23 | 5.23<br>可決（全）<br>（賛-自民・民主・維新・公明・みんな・共産・生活）<br>（附） | 5.28<br>可決 | 災害対策特<br>6.12<br>可決<br>（附） | 6.17<br>可決 | 6.21<br>法55号 |

**衆　法**

| 件名 | 提出日 | 衆議院 | | | | | 参議院 | | 公布日<br>番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣旨説明 | 委員会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提案理由 | 質疑 | 議決日<br>結果 | 議決日<br>結果 | | 議決日<br>結果 | |
| 防災・減災等に資する国土強靱化基本法案（二階俊博君外11名提出、衆法第18号） | 25. 5.20 | | 6.24<br>6.25 | | | 6.26<br>閉会中<br>審査 | | | |
| 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（二階俊博君外16名提出、衆法第28号） | 6. 6 | | 6.24<br>6.25 | | | 6.26<br>閉会中<br>審査 | | | |
| 首都直下地震対策特別措置法案（二階俊博君外15名提出、衆法第43号） | 6.19 | | 6.24<br>6.25 | | | 6.26<br>閉会中<br>審査 | | | |

### (4) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

#### ○ 主な質疑内容

- 障害者等の災害時要援護者に災害情報を伝達する手段を多様化する必要性
- 近く大規模災害が発生するという予測及び切迫感の下に政府が国土強靱化を推進しているか否かの確認
- レジリエンス（強靱化）に関する長期計画及び予算確保の必要性
- 特定建築物（病院等不特定多数の者が利用する建物）の耐震診断の義務化の周知状況
- 災害時における警察、防衛省、海上保安庁間のシームレスな情報連携の必要性
- 大規模地震に備えたライフラインの耐震化・老朽化対策の重要性
- 東日本大震災を踏まえて行われている首都直下地震の被害想定の見直しの内容
- 防災対策として電線類の地中化等の無電柱化を推進する必要性

### (5) 参考人

| 出頭日 | 職　　業 | 氏　　名 | 審査・調査案件 |
|---|---|---|---|
| 平成<br>25. 5.21 | 関西大学社会安全学部・社会安全研究センター長・教授 | 河田　惠昭君 | 災害対策基本法等の一部を改正する法律案（内閣提出）<br>大規模災害からの復興に関する法律案（内閣提出） |
| | 新潟県知事 | 泉田　裕彦君 | |
| | 釜石市長 | 野田　武則君 | |

## 【第184回国会】

### (1) 委員名簿（40人）

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 委員長 | 坂本 | 剛二君 | 自民 | | | |
| 理　事 | うえの賢一郎君 | | 自民 | 理　事 | 小里 | 泰弘君　自民 |
| 理　事 | 林田 | 彪君 | 自民 | 理　事 | 原田 | 憲治君　自民 |
| 理　事 | 平口 | 洋君 | 自民 | 理　事 | 吉田 | 泉君　民主 |
| 理　事 | 山之内 | 毅君 | 維新 | 理　事 | 石田 | 祝稔君　公明 |
| | 井上 | 貴博君 | 自民 | | 伊藤 | 忠彦君　自民 |
| | 泉原 | 保二君 | 自民 | | 大見 | 正君　自民 |
| | 神山 | 佐市君 | 自民 | | 北村 | 誠吾君　自民 |
| | 工藤 | 彰三君 | 自民 | | 笹川 | 博義君　自民 |
| | 髙鳥 | 修一君 | 自民 | | 竹下 | 亘君　自民 |
| | 二階 | 俊博君 | 自民 | | 林 | 幹雄君　自民 |
| | 藤丸 | 敏君 | 自民 | | 古川 | 禎久君　自民 |
| | 松本 | 文明君 | 自民 | | 務台 | 俊介君　自民 |
| | 湯川 | 一行君 | 自民 | | 吉川 | 赳君　自民 |
| | 黄川田 | 徹君 | 民主 | | 近藤 | 洋介君　民主 |
| | 中川 | 正春君 | 民主 | | 三日月 | 大造君　民主 |
| | 上野 | ひろし君 | 維新 | | 高橋 | みほ君　維新 |
| | 宮沢 | 隆仁君 | 維新 | | 濱村 | 進君　公明 |
| | 樋口 | 尚也君 | 公明 | | 佐藤 | 正夫君　みんな |
| | 椎名 | 毅君 | みんな | | 高橋 | 千鶴子君　共産 |
| | 小宮山 | 泰子君 | 生活 | | | |

### (2) 設置の目的

災害対策を樹立するため

### (3) 議案審査

付託された議案は、議員提出法律案３件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

**①　防災・減災等に資する国土強靱化基本法案**（二階俊博君外10名提出、第183回国会衆法第18号）

**○　要旨**

（第183回国会参照）

**○　審査結果**

継続審査

**② 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案**（二階俊博君外15名提出、第183回国会衆法第28号）

**○ 要旨**

（第183回国会参照）

**○ 審査結果**

継続審査

**③ 首都直下地震対策特別措置法案**（二階俊博君外14名提出、第183回国会衆法第43号）

**○ 要旨**

（第183回国会参照）

**○ 審査結果**

継続審査

**《議案審査一覧》**

**衆 法**

| 件名 | 提出日 | 衆議院 | | | | | 参議院 | | 公布日<br>番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣旨<br>説明 | 委員会<br>付託日<br>提案<br>理由 | 委員会<br>質疑 | 委員会<br>議決日<br>結果 | 本会議<br>議決日<br>結果 | 委員会名<br>議決日<br>結果 | 本会議<br>議決日<br>結果 | |
| 防災・減災等に資する国土強靱化基本法案（二階俊博君外10名提出、第183回国会衆法第18号） | (25. 5.20) | | 25. 8. 2<br>(25. 6.25) | | | 8. 7<br>閉会中<br>審査 | | | |
| 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（二階俊博君外15名提出、第183回国会衆法第28号） | (25. 6. 6) | | 8. 2<br>(25. 6.25) | | | 8. 7<br>閉会中<br>審査 | | | |
| 首都直下地震対策特別措置法案（二階俊博君外14名提出、第183回国会衆法第43号） | (25. 6.19) | | 8. 2<br>(25. 6.25) | | | 8. 7<br>閉会中<br>審査 | | | |

**(4) 国政調査**

国政調査では、視察が行われた。

**(5) 視察**

| 視察日 | 視察地名 | 視察目的 | 視察委員 |
|---|---|---|---|
| (閉会中)<br>平成<br>25. 9.19 | 埼玉県、茨城県 | 竜巻による被害状況等調査（平成24年５月６日及び平成25年９月２日発生） | ９人 |

## 【第185回国会】

### (1) 委員名簿（40人）

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 委員長 | 坂本　剛二君 | 自民 | | | | |
| 理　事 | うえの賢一郎君 | 自民 | 理　事 | 北村　茂男君 | 自民 |
| 理　事 | 原田　憲治君 | 自民 | 理　事 | 福井　照君 | 自民 |
| 理　事 | 盛山　正仁君 | 自民 | 理　事 | 三日月　大造君 | 民主 |
| 理　事 | 山之内　毅君 | 維新 | 理　事 | 石田　祝稔君 | 公明 |
| | 井林　辰憲君 | 自民 | | 井上　貴博君 | 自民 |
| | 伊東　良孝君 | 自民 | | 泉原　保二君 | 自民 |
| | 大見　正君 | 自民 | | 神山　佐市君 | 自民 |
| | 木内　均君 | 自民 | | 北村　誠吾君 | 自民 |
| | 工藤　彰三君 | 自民 | | 笹川　博義君 | 自民 |
| | 清水　誠一君 | 自民 | | 竹下　亘君 | 自民 |
| | 長島　忠美君 | 自民 | | 林　幹雄君 | 自民 |
| | 藤丸　敏君 | 自民 | | 松野　博一君 | 自民 |
| | 務台　俊介君 | 自民 | | 湯川　一行君 | 自民 |
| | 吉川　赳君 | 自民 | | 黄川田　徹君 | 民主 |
| | 寺島　義幸君 | 民主 | | 中川　正春君 | 民主 |
| | 吉田　泉君 | 民主 | | 今井　雅人君 | 維新 |
| | 上野　ひろし君 | 維新 | | 宮沢　隆仁君 | 維新 |
| | 濱村　進君 | 公明 | | 樋口　尚也君 | 公明 |
| | 佐藤　正夫君 | みんな | | 高橋　千鶴子君 | 共産 |
| | 小宮山　泰子君 | 生活 | | | |

### (2) 設置の目的

災害対策を樹立するため

### (3) 議案審査等

付託された議案は、議員提出法律案４件（うち継続審査３件）、委員会提出法律案は２件で、審査等の概況は、次のとおりである。

**① 防災・減災等に資する国土強靱化基本法案**（二階俊博君外11名提出、第183回国会衆法第18号）

**○ 要旨**

（第183回国会参照）

**○ 主な質疑内容**

- 本法案の目的に「国際競争力の向上に資する」という文言を入れた意図及びこのための具体的な施策
- 財政規律の維持と防災・減災対策の実施とを両立させることに対する本法案提出者の認識
- 強靱化の施策の対象範囲

○　**審査結果**

修正（附帯決議）

**＜修正内容＞**

法律の題名を「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に改めるとともに、法律を制定する目的を前文として加え、基本方針に新たな項目を追加すること等

**②　東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案**（二階俊博君外16名提出、第183回国会衆法第28号）

○　**要旨**

（第183回国会参照）

○　**主な質疑内容**

・　津波避難対策緊急事業に基づく要配慮者施設の高台移転に係る特例について、施設設置主体の公私の別による適用可否の有無及び財政上・金融上の配慮の具体的内容

・　津波避難対策緊急事業として、優先度の高くない事業や関連性の低い事業が行われてしまうこと及び談合等で事業が不適切に進められることへの危惧に対する提出者の見解

○　**審査結果**

撤回許可

**③　首都直下地震対策特別措置法案**（二階俊博君外16名提出、第183回国会衆法第43号）

○　**要旨**

（第183回国会参照）

○　**主な質疑内容**

・　特定緊急対策事業推進計画に基づく事業に対する特別の措置として定める、建築基準法における用途制限の特例の内容

・　首都直下地震発生時における金融決済機能等経済中枢機能の継続性を維持するための対策の現状及び今後の対策

・　地方緊急対策実施計画の作成が関係都県知事に対する義務となっていない理由

○　**審査結果**

撤回許可

**④　東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案**（災害対策特別委員長提出、衆法第５号）

○　**要旨**

南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護し、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図るため、南海トラフ地震防災対策推進地域の指定、南海トラフ地震防災対策推進基本計画等の作成、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定、津波避難対策緊急事業計画の作成及びこれに基づく事業に係る財政上の特別の措置等について定めるもの

○　**内閣の意見の聴取**

○　**結果**

成案・提出決定

### ⑤　首都直下地震対策特別措置法案（災害対策特別委員長提出、衆法第７号）

**○　要旨**

首都直下地震に係る地震防災対策推進をもって首都中枢機能の維持を図るとともに、首都直下地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、首都直下地震緊急対策区域の指定、緊急対策推進基本計画の作成、行政中枢機能の維持に係る緊急対策実施計画の作成、首都中枢機能維持基盤整備等地区の指定並びに首都中枢機能維持基盤整備等計画の認定及び認定基盤整備等計画に係る特別の措置、地方緊急対策実施計画の作成並びに特定緊急対策事業推進計画の認定及び認定推進計画に基づく事業に対する特別の措置等について定めるもの

**○　結果**

成案・提出決定

### ⑥　国民生活強靱化のための防災・減災対策基本法案（中川正春君外４名提出、衆法第９号）

**○　要旨**

国民生活を強靱化するための大規模自然災害に備えた事前の防災及び減災に係る対策（以下「国民生活強靱化対策」という。）を総合的かつ計画的に推進するため、国等の責務を明らかにし、国民生活強靱化基本計画の策定その他国民生活強靱化対策の基本となる事項を定めるとともに、国民生活強靱化推進本部の設置等について定めるもの

**○　主な質疑内容**

・　本法案と防災・減災等に資する国土強靱化基本法案における脆弱性評価の相違点
・　発災後72時間における迅速・適切な救助活動への集中的な措置を定めた本法案提出者の認識
・　国民生活強靱化対策の対象を「大規模自然災害」に限定する理由

**○　審査結果**

（審査未了）

**《議案審査等一覧》**

**衆　法**

| 件　名 | 提出日 | 衆議院 | | | | | 参議院 | | 公布日<br>番　号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣　旨<br>説　明 | 委員会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結　果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提　案<br>理　由 | 質　疑 | 議決日<br>結　果 | 議決日<br>結　果 | | 議決日<br>結　果 | |
| 防災・減災等に資する国土強靱化基本法案（二階俊博君外11名提出、第183回国会衆法第18号） | (25. 5.20) | | 25.10.15<br>(25. 6.25) | 11.19<br>11.21 | 11.22<br>修正（多）<br>（賛-自民・公明・生活）<br>（反-民主・維新・みんな・共産）<br>（附） | 11.26<br>修正 | 災害対策特<br>12. 3<br>可決<br>（附） | 12. 4<br>可決 | 12.11<br>法95号 |

| 件名 | 提出日 | 衆議院 | | | | | 参議院 | | 公布日<br>番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣旨<br>説明 | 委員会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提案<br>理由 | 質疑 | 議決日<br>結果 | 議決日<br>結果 | | 議決日<br>結果 | |
| 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（二階俊博君外16名提出、第183回国会衆法第28号） | (25. 6. 6) | | 10.15<br>(25. 6.25) | 11. 8 | 11. 8<br>撤回許可 | | | | |
| 首都直下地震対策特別措置法案（二階俊博君外16名提出、第183回国会衆法第43号） | (25. 6.19) | | 10.15<br>(25. 6.25) | 11.12 | 11.12<br>撤回許可 | | | | |
| 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（災害対策特別委員長提出、衆法第5号） | 11. 8 | | | | 11. 8<br>成案・提出決定(全)<br>(賛-自民・民主・維新・公明・みんな・共産・生活) | 11. 8<br>可決 | 災害対策特<br>11.20<br>可決 | 11.22<br>可決 | 11.29<br>法87号 |
| 首都直下地震対策特別措置法案（災害対策特別委員長提出、衆法第7号） | 11.12 | | | | 11.12<br>成案・提出決定(多)<br>(賛-自民・民主・維新・公明・みんな・生活)<br>(反-共産) | 11.15<br>可決 | 災害対策特<br>11.20<br>可決 | 11.22<br>可決 | 11.29<br>法88号 |
| 国民生活強靱化のための防災・減災対策基本法案（中川正春君外4名提出、衆法第9号） | 11.13 | | 11.14<br>11.14 | 11.19<br>11.21 | （審査未了） | | | | |

### (4) 国政調査

国政調査では、質疑及び委員派遣が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

#### ○ 主な質疑内容

- 平成25年台風第26号による伊豆大島の被害状況と気象情報伝達時の対応
- 離島等への特別警報の発令基準を見直す必要性
- 首長の避難勧告・避難指示の判断に対する国の支援の必要性
- 被災者生活再建支援法の適用要件を拡大する必要性
- 土砂災害警戒区域等の指定率を高めるための取組の現状及び支援の必要性
- 地震予知の精度を高めるために行う政府の支援の在り方
- 民間の石油コンビナートが立地する埋立地の護岸等に対する公的資金の投入の必要性
- 木造密集市街地の解消に向けた方策
- 自主防災組織及び消防団の活動を活性化させるための取組

### (5) 参考人

| 出頭日 | 職　　業 | 氏　　名 | 審査・調査案件 |
|---|---|---|---|
| 平成<br>25.11. 7 | 京都大学防災研究所巨大災害研究センター　センター長・教授 | 林　　春男君 | 災害対策に関する件（南海トラフ地震及び首都直下地震に係る地震防災対策） |
| | 特別区長会会長・荒川区長 | 西川太一郎君 | |
| | 黒潮町長 | 大西　勝也君 | |
| 11.14 | 東京大学地震研究所地震予知研究センター長・教授 | 平田　　直君 | 災害対策に関する件 |
| | 早稲田大学理工学術院教授 | 濱田　政則君 | |
| | 初代内閣安全保障室長 | 佐々　淳行君 | |
| | 京都大学大学院教授 | 藤井　　聡君 | |

### (6) 委員派遣

| 派遣日 | 派遣地名 | 派　遣　目　的 | 派遣委員 |
|---|---|---|---|
| 平成<br>25.10.30 | 東京都（伊豆大島） | 平成25年台風第26号による被害状況等調査 | 10人 |

## 19　政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会

### 【第183回国会】

#### (1) 委員名簿（40人）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 委員長 | 保岡　興治君 | 自民 | | | |
| 理　事 | 石原　宏高君 | 自民 | 理　事 | 奥野　信亮君 | 自民 |
| 理　事 | 原田　義昭君 | 自民 | 理　事 | 平沢　勝栄君 | 自民 |
| 理　事 | ふくだ　峰之君 | 自民 | 理　事 | 泉　健太君 | 民主 |
| 理　事 | 浦野　靖人君 | 維新 | 理　事 | 佐藤　茂樹君 | 公明 |
| | 安藤　裕君 | 自民 | | 井野　俊郎君 | 自民 |
| | 石川　昭政君 | 自民 | | 大串　正樹君 | 自民 |
| | 大塚　拓君 | 自民 | | 今野　智博君 | 自民 |
| | 白須賀　貴樹君 | 自民 | | 助田　重義君 | 自民 |
| | 田所　嘉徳君 | 自民 | | 高橋　ひなこ君 | 自民 |
| | 中村　裕之君 | 自民 | | 長坂　康正君 | 自民 |
| | 鳩山　邦夫君 | 自民 | | 藤井　比早之君 | 自民 |
| | 宮内　秀樹君 | 自民 | | 宮川　典子君 | 自民 |
| | 務台　俊介君 | 自民 | | 吉川　赳君 | 自民 |
| | 岡田　克也君 | 民主 | | 奥野　総一郎君 | 民主 |
| | 後藤　祐一君 | 民主 | | 山井　和則君 | 民主 |
| | 井上　英孝君 | 維新 | | 坂元　大輔君 | 維新 |
| | 丸山　穂高君 | 維新 | | 村上　政俊君 | 維新 |
| | 井上　義久君 | 公明 | | 國重　徹君 | 公明 |
| | 井出　庸生君 | みんな | | 佐々木　憲昭君 | 共産 |
| | 玉城　デニー君 | 生活 | | | |

#### (2) 設置の目的

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する調査を行うため

#### (3) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案２件及び議員提出法律案６件で、審査の概況は、次のとおりである。

**①　国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案**（内閣提出第14号）

**○　要旨**

最近における公務員給与の改定、物価の変動等の実情を考慮し、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定するもの

**○　主な質疑内容**

・　平成22年参議院議員通常選挙における選挙執行経費が、選挙執行経費基準法改正

案が成立しなかったにもかかわらず平成19年参議院議員通常選挙に比較して約２割削減できた理由

・　選挙執行経費の予算の削減が、各地方公共団体に負担を与え、実際に事務を行う地方公共団体のモチベーションに影響を与える懸念

・　経費の削減が、投票時間の短縮につながらないよう徹底する必要性

・　本法律案による算定額が平成22年の参議院議員通常選挙の実績額を下回る都道府県数及びその都道府県がしわ寄せを受ける懸念

**○　審査結果**

可決

**②　衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案**（内閣提出第51号）

**○　要旨**

一票の較差を是正する「衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律」（以下「緊急是正法」という。）（０増５減）に基づき衆議院議員選挙区画定審議会（以下「審議会」という。）が行った衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告に基づき、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定を行う等のもの

**○　主な質疑内容**

・　平成23年３月23日最高裁大法廷判決がいわゆる一人別枠方式及び選挙区割りを違憲状態と判断した論拠

・　平成25年３月の区割り改定案の勧告に係る審議会の開催状況とその概要

・　審議会が勧告期限まで２か月を残して区割り改定案の勧告を行った経緯

・　０増５減を内容とする緊急是正法では違憲状態の解消には不十分であるとの意見に対する総務大臣の見解

・　小選挙区の区割りを10年ごとに行われる国勢調査人口を基準とする根拠及び直近の住民基本台帳の人口を基準としない理由

**○　審査結果**

可決

**③　公職選挙法の一部を改正する法律案**（田嶋要君外５名提出、衆法第１号）

**○　要旨**

近年におけるインターネット等の普及に鑑み、選挙運動期間における候補者に関する情報の充実、有権者の政治参加の促進等を図るため、インターネット等を利用する方法による選挙運動を解禁するもの

**○　主な質疑内容**（③及び④の２件について）

・　インターネット選挙運動解禁による若年層の投票率・政治意識向上への効果

・　インターネット選挙運動解禁後の誹謗中傷・なりすましへの対策

・　選挙運動用電子メールと政治活動用電子メールとの差異を国民に対して分かりやすく周知する必要性

・　現行の選挙運動に係る規定とインターネットを利用した選挙運動を自由化することとの整合性

・　④（自民・維新・公明案）では電子メールの送信主体に関して公職の候補者及び政党等のみができるとしているのに対し、③（民主・みんな案）では何人も電子メールの送信ができることとしている理由
・　インターネットを利用する投票の検討の可能性及び実行するに当たっての課題

**○　参考人からの意見の聴取**

**○　審査結果**

否決

**④　公職選挙法の一部を改正する法律案**（逢沢一郎君外５名提出、衆法第３号）

**○　要旨**

近年におけるインターネット等の普及に鑑み、選挙運動期間における候補者に関する情報の充実、有権者の政治参加の促進等を図るため、インターネット等を利用する方法による選挙運動を解禁するもの

**○　主な質疑内容**

（③参照）

**○　参考人からの意見の聴取**

**○　審査結果**

修正（附帯決議）

**＜修正内容＞**

衆議院比例代表選出議員の選挙において、重複立候補者を除く衆議院名簿登載者の選挙運動用電子メールの送信は、当該衆議院名簿登載者に係る衆議院名簿届出政党等が行うものとみなすこと等

**⑤　公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案**（海江田万里君外６名提出、衆法第８号）

**○　要旨**

平成22年の国勢調査の結果に基づく衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案について、人口に比例して都道府県に配分した選挙区の数を基にその改定案を改めて作成することとし、あわせて、衆議院議員の定数を80人削減して400人とし、そのうち小選挙区選出議員の定数を270人、比例代表選出議員の定数を130人とするもの

**○　審査結果**

継続審査

**⑥　公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案**（園田博之君外11名提出、衆法第13号）

**○　要旨**

衆議院議員の定数を３割削減して336人とし、そのうち小選挙区選出議員の定数を240人、比例代表選出議員の定数を96人とし、これに伴い衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定を行う等のもの

**○　審査結果**

継続審査

### ⑦　成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律案（逢沢一郎君外10名提出、衆法第16号）

**○　要旨**

成年被後見人の選挙権等を回復するとともに、あわせて、選挙等の公正な実施を確保するため、代理投票における補助者の要件の適正化等の措置を講ずるもの

**○　主な質疑内容**

- 諸外国における心身の故障等がある者への選挙権付与の状況
- 本法律案において不在者投票における市町村の選挙管理委員会が選定した者の立会いを努力義務とした理由
- 本法律案において代理投票における補助者を「投票所の事務に従事する者」に限定した理由
- 成年被後見人の多様な意思表示の酌み取りに対する対策についての総務省の見解
- 投票管理者等が各種障害、特に知的障害・発達障害に対する理解を深めることの重要性
- 成年被後見人やその家族、介護施設等の関係者への今回の制度改正の周知方法についての総務省の見解

**○　内閣の意見の聴取**

**○　審査結果**

可決

### ⑧　公職選挙法の一部を改正する法律案（逢沢一郎君外５名提出、衆法第41号）

**○　要旨**

都道府県の議会の議員の選挙区について、郡の存在意義が大きく変質している現状等に鑑み、一定の要件の下で、市町村を単位として条例で選挙区を定めることができるようにするとともに、指定都市の区域においては、２以上の区域に分けた区域を選挙区の単位とするもの

**○　審査結果**

継続審査

**《議案審査一覧》**

**閣　法**

| 件名 | 提出日 | 衆議院 | | | | | 参議院 | | 公布日<br>番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣旨<br>説明 | 委員会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提案<br>理由 | 質疑 | 議決日<br>結果 | 議決日<br>結果 | | 議決日<br>結果 | |
| 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第14号） | 25. 3. 5 | | 3.19<br>3.21 | 3.22 | 3.22<br>可決（多）<br>（賛-自民・民主・維新・公明・みんな）<br>（反-共産・生活） | 3.28<br>可決 | 倫理選挙特<br>4. 4<br>可決 | 4. 5<br>可決 | 4.10<br>法9号 |

| 件名 | 提出日 | 衆議院 | | | | | 参議院 | | 公布日<br>番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣旨説明 | 委員会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提案理由 | 質疑 | 議決日<br>結果 | 議決日<br>結果 | | 議決日<br>結果 | |
| 衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第51号） | 4.12 | | 4.16<br>4.18 | 4.18<br>4.19 | 4.19<br>可決（多）<br>（賛-自民・公明）<br>（反-みんな・共産）<br>（欠-民主・維新・生活） | 4.23<br>可決<br>6.24<br>可決<br>（注） | 倫理選挙特 | | 6.28<br>法68号 |

（注）憲法第59条第４項により参議院が否決したものとみなし、同条第２項に基づき、本院議決案を再議決したものである。

## 衆　法

| 件名 | 提出日 | 衆議院 | | | | | 参議院 | | 公布日<br>番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣旨説明 | 委員会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提案理由 | 質疑 | 議決日<br>結果 | 議決日<br>結果 | | 議決日<br>結果 | |
| 公職選挙法の一部を改正する法律案（田嶋要君外5名提出、衆法第1号） | 25. 3. 1 | | 3.21<br>3.22 | 4. 2<br>4. 4<br>4. 5<br>4.11 | 4.11<br>否決（少）<br>（賛-民主・みんな）<br>（反-自民・維新・公明・共産・生活） | 4.12<br>否決 | | | |
| 公職選挙法の一部を改正する法律案（逢沢一郎君外5名提出、衆法第3号） | 3.13 | | 3.21<br>3.22 | 4. 2<br>4. 4<br>4. 5<br>4.11 | 4.11<br>修正（全）<br>（賛-自民・民主・維新・公明・みんな・共産・生活）<br>（附） | 4.12<br>修正 | 倫理選挙特<br>4.18<br>可決<br>（附） | 4.19<br>可決 | 4.26<br>法10号 |
| 公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案（海江田万里君外6名提出、衆法第8号） | 4.16 | | 6.24 | | | 6.26<br>閉会中<br>審査 | | | |
| 公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案（園田博之君外11名提出、衆法第13号） | 5.16 | | 6.24 | | | 6.26<br>閉会中<br>審査 | | | |
| 成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律案（逢沢一郎君外10名提出、衆法第16号） | 5.17 | | 5.17<br>5.21 | 5.21 | 5.21<br>可決（全）<br>（賛-自民・民主・維新・公明・みんな・共産・生活） | 5.21<br>可決 | 倫理選挙特<br>5.27<br>可決<br>（附） | 5.27<br>可決 | 5.31<br>法21号 |

| 件　　名 | 提出日 | 衆　　議　　院 | | | | | 参　議　院 | | 公布日<br>番　号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣　旨<br>説　明 | 委　　員　　会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結　果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提　案<br>理　由 | 質　疑 | 議決日<br>結　果 | 議決日<br>結　果 | | 議決日<br>結　果 | |
| 公職選挙法の一部を改正する法律案（逢沢一郎君外5名提出、衆法第41号） | 6.18 | | 6.24 | | | 6.26<br>閉会中<br>審査 | | | |

### (4) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

#### ○　主な質疑内容

- 衆議院議員選挙区画定審議会（以下「審議会」という。）の今回の区割り改定案の勧告については、緊急是正法において改定案作成の具体的な基準が定められ、見直しの対象となる選挙区も限られていたところであるが、審議会における改定作業の手順及び議論についての参考人の所見
- 平成25年３月の審議会の勧告によると、選挙区間の最大人口較差は、現在の2.524倍から1.998倍に縮小するが、地方における顕著な人口減少等を考えると、今後、２倍を超える選挙区が増えることが予想されるとすることを踏まえ、今回の区割り改定に係る審議会としての自己評価についての参考人の所見
- 小選挙区間の較差是正に当たっては、人口の小さい選挙区間で調整するよりも、近接する人口の大きな選挙区との調整を行った方が、今後人口較差が２倍を超える選挙区が生じる可能性を抑制することができたと考えられるとすることについての参考人の所見

### (5) 参考人

| 出頭日 | 職　　業 | 氏　　名 | 審査・調査案件 |
|---|---|---|---|
| 平成<br>25. 3.22 | 都道府県選挙管理委員会連合会事務局長 | 神宮司正巳君 | 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出） |
| | 全国市区選挙管理委員会連合会事務局長 | 秋野　　諭君 | |
| 4. 4 | 選挙プランナー・一般社団法人日本選挙キャンペーン協会専務理事 | 三浦　博史君 | 公職選挙法の一部を改正する法律案（逢沢一郎君外５名提出）<br>公職選挙法の一部を改正する法律案（田嶋要君外５名提出） |
| | 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科客員教授 | 夏野　　剛君 | |
| 4.11 | 衆議院議員選挙区画定審議会会長 | 村松　岐夫君 | 政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する件（衆議院議員選挙区画定審議会の「衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告」） |
| | 衆議院議員選挙区画定審議会会長代理 | 吉田　弘正君 | |

## 【第184回国会】

### (1) 委員名簿（40人）

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 委員長 | 保岡 | 興治君 | 自民 | | | | |
| 理　事 | 石原 | 宏高君 | 自民 | 理　事 | 奥野 | 信亮君 | 自民 |
| 理　事 | 原田 | 義昭君 | 自民 | 理　事 | 平沢 | 勝栄君 | 自民 |
| 理　事 | ふくだ | 峰之君 | 自民 | 理　事 | 泉 | 健太君 | 民主 |
| 理　事 | 浦野 | 靖人君 | 維新 | 理　事 | 佐藤 | 茂樹君 | 公明 |
| | 安藤 | 裕君 | 自民 | | 井野 | 俊郎君 | 自民 |
| | 石川 | 昭政君 | 自民 | | 石﨑 | 徹君 | 自民 |
| | 大串 | 正樹君 | 自民 | | 大塚 | 拓君 | 自民 |
| | 今野 | 智博君 | 自民 | | 白須賀 | 貴樹君 | 自民 |
| | 助田 | 重義君 | 自民 | | 田所 | 嘉徳君 | 自民 |
| | 高橋 | ひなこ君 | 自民 | | 中村 | 裕之君 | 自民 |
| | 長坂 | 康正君 | 自民 | | 鳩山 | 邦夫君 | 自民 |
| | 藤井 | 比早之君 | 自民 | | 宮内 | 秀樹君 | 自民 |
| | 宮川 | 典子君 | 自民 | | 務台 | 俊介君 | 自民 |
| | 吉川 | 赳君 | 自民 | | 岡田 | 克也君 | 民主 |
| | 奥野 | 総一郎君 | 民主 | | 後藤 | 祐一君 | 民主 |
| | 山井 | 和則君 | 民主 | | 坂元 | 大輔君 | 維新 |
| | 丸山 | 穂高君 | 維新 | | 村上 | 政俊君 | 維新 |
| | 井上 | 義久君 | 公明 | | 國重 | 徹君 | 公明 |
| | 井出 | 庸生君 | みんな | | 佐々木 | 憲昭君 | 共産 |
| | 玉城 | デニー君 | 生活 | | | | |

### (2) 設置の目的

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する調査を行うため

### (3) 議案審査

付託された議案は、議員提出法律案３件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

**① 公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案**（海江田万里君外６名提出、第183回国会衆法第８号）

**○ 要旨**

（第183回国会参照）

**○ 審査結果**

継続審査

**② 公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案**（園田博之君外11名提出、第183回国会衆法第13号）

**○ 要旨**

（第183回国会参照）

**○ 審査結果**

継続審査

**③ 公職選挙法の一部を改正する法律案**（逢沢一郎君外５名提出、第183回国会衆法第41号）

**○ 要旨**

（第183回国会参照）

**○ 審査結果**

継続審査

**《議案審査一覧》**

**衆 法**

| 件名 | 提出日 | 衆議院 | | | | | 参議院 | | 公布日<br>番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣旨<br>説明 | 委員会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提案<br>理由 | 質疑 | 議決日<br>結果 | 議決日<br>結果 | | 議決日<br>結果 | |
| 公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案（海江田万里君外6名提出、第183回国会衆法第8号） | (25. 4.16) | | 25. 8. 2 | | | 8. 7<br>閉会中<br>審査 | | | |
| 公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案（園田博之君外11名提出、第183回国会衆法第13号） | (25. 5.16) | | 8. 2 | | | 8. 7<br>閉会中<br>審査 | | | |
| 公職選挙法の一部を改正する法律案（逢沢一郎君外5名提出、第183回国会衆法第41号） | (25. 6.18) | | 8. 2 | | | 8. 7<br>閉会中<br>審査 | | | |

## 【第185回国会】

### (1) 委員名簿（40人）

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 委員長 | 保岡 | 興治君 | 自民 | | | | |
| 理　事 | 赤澤 | 亮正君 | 自民 | 理　事 | 大塚 | 拓君 | 自民 |
| 理　事 | 原田 | 義昭君 | 自民 | 理　事 | ふくだ | 峰之君 | 自民 |
| 理　事 | 山口 | 俊一君 | 自民 | 理　事 | 篠原 | 孝君 | 民主 |
| 理　事 | 浦野 | 靖人君 | 維新 | 理　事 | 大口 | 善徳君 | 公明 |
| | あべ | 俊子君 | 自民 | | 安藤 | 裕君 | 自民 |
| | 井野 | 俊郎君 | 自民 | | 石川 | 昭政君 | 自民 |
| | 石﨑 | 徹君 | 自民 | | 大串 | 正樹君 | 自民 |
| | 今野 | 智博君 | 自民 | | 白須賀 | 貴樹君 | 自民 |
| | 助田 | 重義君 | 自民 | | 田所 | 嘉徳君 | 自民 |
| | 高橋 | ひなこ君 | 自民 | | 中村 | 裕之君 | 自民 |
| | 長坂 | 康正君 | 自民 | | 鳩山 | 邦夫君 | 自民 |
| | 藤井 | 比早之君 | 自民 | | 宮内 | 秀樹君 | 自民 |
| | 宮川 | 典子君 | 自民 | | 務台 | 俊介君 | 自民 |
| | 吉川 | 赳君 | 自民 | | 小川 | 淳也君 | 民主 |
| | 岡田 | 克也君 | 民主 | | 奥野 | 総一郎君 | 民主 |
| | 後藤 | 祐一君 | 民主 | | 上西 | 小百合君 | 維新 |
| | 坂元 | 大輔君 | 維新 | | 西野 | 弘一君 | 維新 |
| | 井上 | 義久君 | 公明 | | 國重 | 徹君 | 公明 |
| | 井出 | 庸生君 | みんな | | 佐々木 | 憲昭君 | 共産 |
| | 玉城 | デニー君 | 生活 | | | | |

### (2) 設置の目的

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する調査を行うため

### (3) 議案審査

付託された議案は、議員提出法律案３件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

**①　公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案**（海江田万里君外６名提出、第183回国会衆法第８号）

**○　要旨**

（第183回国会参照）

**○　審査結果**

継続審査

**② 公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案**（園田博之君外11名提出、第183回国会衆法第13号）

**○ 要旨**

（第183回国会参照）

**○ 審査結果**

継続審査

**③ 公職選挙法の一部を改正する法律案**（逢沢一郎君外５名提出、第183回国会衆法第41号）

**○ 要旨**

（第183回国会参照）

**○ 主な質疑内容**

- 政令指定都市が区で道府県議会議員の選挙区を分割しているように、大規模な市についても選挙区を分割できるようにしない理由
- 町村は議員１人当たり人口に達しているか否かにかかわらず合区できるとする根拠
- 本法律案成立によるメリット及び都道府県議会議員の選挙区割を定めるに当たって想定される課題

**○ 審査結果**

可決

**《議案審査一覧》**

**衆　法**

| 件名 | 提出日 | 衆議院 | | | | | 参議院 | | 公布日<br>番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣旨<br>説明 | 委員会<br>付託日<br>提案<br>理由 | 委員会<br>質疑 | 委員会<br>議決日<br>結果 | 本会議<br>議決日<br>結果 | 委員会名<br>議決日<br>結果 | 本会議<br>議決日<br>結果 | |
| 公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案（海江田万里君外6名提出、第183回国会衆法第8号） | (25. 4.16) | | 25.10.15 | | | 12. 6<br>閉会中<br>審査 | | | |
| 公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案（園田博之君外11名提出、第183回国会衆法第13号） | (25. 5.16) | | 10.15 | | | 12. 6<br>閉会中<br>審査 | | | |
| 公職選挙法の一部を改正する法律案（逢沢一郎君外5名提出、第183回国会衆法第41号） | (25. 6.18) | | 10.15<br>11.14 | 11.14 | 11.14<br>可決(多)<br>(賛-自民・民主・維新・公明・みんな・生活)<br>(反-共産) | 11.15<br>可決 | 倫理選挙特<br>11.27<br>可決 | 12. 4<br>可決 | 12.11<br>法93号 |

## 20　沖縄及び北方問題に関する特別委員会

### 【第183回国会】

#### (1) 委員名簿（25人）

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 委員長 | 荒井 | 聰君 | 民主 | | | | |
| 理　事 | 今津 | 寛君 | 自民 | 理　事 | 関 | 芳弘君 | 自民 |
| 理　事 | 西銘 | 恒三郎君 | 自民 | 理　事 | 宮腰 | 光寛君 | 自民 |
| 理　事 | 宮路 | 和明君 | 自民 | 理　事 | 生方 | 幸夫君 | 民主 |
| 理　事 | 百瀬 | 智之君 | 維新 | 理　事 | 遠山 | 清彦君 | 公明 |
| | 秋元 | 司君 | 自民 | | 國場 | 幸之助君 | 自民 |
| | 武部 | 新君 | 自民 | | 永山 | 文雄君 | 自民 |
| | 橋本 | 岳君 | 自民 | | 比嘉 | 奈津美君 | 自民 |
| | 堀井 | 学君 | 自民 | | 宮崎 | 政久君 | 自民 |
| | 若宮 | 健嗣君 | 自民 | | 渡辺 | 孝一君 | 自民 |
| | 大西 | 健介君 | 民主 | | 石関 | 貴史君 | 維新 |
| | 阪口 | 直人君 | 維新 | | 佐藤 | 英道君 | 公明 |
| | 杉本 | かずみ君 | みんな | | 赤嶺 | 政賢君 | 共産 |

#### (2) 設置の目的

沖縄及び北方問題に関する対策樹立のため

#### (3) 議案審査

付託された議案はなかった。

#### (4) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

**○　主な質疑内容**

- 現在使用されていない米軍施設・区域の返還交渉を政府が積極的に行う必要性
- 沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画で示されたキャンプ桑江の返還時期がＳＡＣＯ合意を反故にしているとの批判に対する外務大臣の見解
- 米軍基地の存在が沖縄経済の発展を阻害している状況に対する沖縄及び北方対策担当大臣の見解
- 沖縄県における鉄軌道整備に関する政府の見解
- 沖縄県の離島・へき地における医療確保のための施策
- 平成25年４月の日露首脳会談の成果及び次官級協議に向けた内閣総理大臣からの具体的指示内容
- ロシア政府によるクリル諸島社会経済発展計画の内容及びこれまでに計上された予算額

## 【第184回国会】

### (1) 委員名簿（25人）

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 委員長 | 荒井 | 聰君 | 民主 | | | | |
| 理　事 | 今津 | 寛君 | 自民 | 理　事 | 関 | 芳弘君 | 自民 |
| 理　事 | 西銘 | 恒三郎君 | 自民 | 理　事 | 宮腰 | 光寛君 | 自民 |
| 理　事 | 宮路 | 和明君 | 自民 | 理　事 | 生方 | 幸夫君 | 民主 |
| 理　事 | 百瀬 | 智之君 | 維新 | 理　事 | 遠山 | 清彦君 | 公明 |
| | 秋元 | 司君 | 自民 | | 國場 | 幸之助君 | 自民 |
| | 武部 | 新君 | 自民 | | 永山 | 文雄君 | 自民 |
| | 橋本 | 岳君 | 自民 | | 比嘉 | 奈津美君 | 自民 |
| | 堀井 | 学君 | 自民 | | 宮﨑 | 政久君 | 自民 |
| | 若宮 | 健嗣君 | 自民 | | 渡辺 | 孝一君 | 自民 |
| | 大西 | 健介君 | 民主 | | 石関 | 貴史君 | 維新 |
| | 阪口 | 直人君 | 維新 | | 佐藤 | 英道君 | 公明 |
| | 杉本 | かずみ君 | みんな | | 赤嶺 | 政賢君 | 共産 |

### (2) 設置の目的

沖縄及び北方問題に関する対策樹立のため

### (3) 議案審査

付託された議案はなかった。

### (4) 国政調査

国政調査では、委員派遣が行われた。

### (5) 委員派遣

| 派遣日 | 派遣地名 | 派 遣 目 的 | 派遣委員 |
|---|---|---|---|
| (閉会中)<br>平成<br>25. 9.24<br>～ 9.25 | 北海道 | 北方問題に関する実情調査 | 10人 |

## 【第185回国会】

### (1) 委員名簿（25人）

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 委員長 | 安住 | 淳君 | 民主 | | | | |
| 理　事 | 今津 | 寛君 | 自民 | 理　事 | 関 | 芳弘君 | 自民 |
| 理　事 | 西銘 | 恒三郎君 | 自民 | 理　事 | 宮腰 | 光寛君 | 自民 |
| 理　事 | 宮路 | 和明君 | 自民 | 理　事 | 菊田 | 真紀子君 | 民主 |
| 理　事 | 阪口 | 直人君 | 維新 | 理　事 | 佐藤 | 英道君 | 公明 |
| | 秋元 | 司君 | 自民 | | 伊東 | 良孝君 | 自民 |
| | 國場 | 幸之助君 | 自民 | | 武部 | 新君 | 自民 |
| | 永山 | 文雄君 | 自民 | | 橋本 | 岳君 | 自民 |
| | 比嘉 | 奈津美君 | 自民 | | 堀井 | 学君 | 自民 |
| | 宮﨑 | 政久君 | 自民 | | 渡辺 | 孝一君 | 自民 |
| | 前原 | 誠司君 | 民主 | | 石関 | 貴史君 | 維新 |
| | 西岡 | 新君 | 維新 | | 遠山 | 清彦君 | 公明 |
| | 杉本 | かずみ君 | みんな | | 赤嶺 | 政賢君 | 共産 |

### (2) 設置の目的

沖縄及び北方問題に関する対策樹立のため

### (3) 議案審査

付託された議案はなかった。

### (4) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

#### ○　主な質疑内容

- 北方四島返還後を見据えた北方領土隣接地域の振興を国策として進め、その発展ぶりをロシア側に示す必要性に関する長谷川参考人の見解
- ロシアの政治情勢を考慮しつつ戦略的に北方領土返還交渉を行う必要性に対する木村参考人の見解
- 返還要求運動における国民の反応及び政府の広報の在り方についての改善点に関する萬屋参考人の見解
- 千島歯舞諸島居住者連盟が国に要望している返還運動後継者の育成強化に関する萬屋参考人の見解
- 根室市の行っている産業振興、経済振興の現状に関する長谷川参考人の認識
- 地域経済を支える漁業の問題への取組及び領土問題を抱える中での懸念事項に関する長谷川参考人の見解

(5) 参考人

| 出頭日 | 職　　業 | 氏　　名 | 審査・調査案件 |
|---|---|---|---|
| 平成<br>25.12. 4 | 根室市長 | 長谷川俊輔君 | 北方問題に関する件 |
| | 北海道大学名誉教授 | 木村　　汎君 | |
| | 公益社団法人千島歯舞諸島居住者連盟副理事長 | 萬屋　　努君 | |

## 21　青少年問題に関する特別委員会

### 【第183回国会】

#### (1) 委員名簿（25人）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 委員長 | 松島　みどり君 | 自民 | | | |
| 理　事 | 北川　　知克君 | 自民 | 理　事 | 鈴木　　淳司君 | 自民 |
| 理　事 | 中根　　一幸君 | 自民 | 理　事 | 永岡　　桂子君 | 自民 |
| 理　事 | 山本ともひろ君 | 自民 | 理　事 | 菊田　真紀子君 | 民主 |
| 理　事 | 坂本　祐之輔君 | 維新 | 理　事 | 浮島　　智子君 | 公明 |
| | 赤枝　　恒雄君 | 自民 | | 秋元　　司君 | 自民 |
| | 岩田　　和親君 | 自民 | | 熊田　　裕通君 | 自民 |
| | 小林　　茂樹君 | 自民 | | 新開　　裕司君 | 自民 |
| | 田畑　　裕明君 | 自民 | | 堀内　　詔子君 | 自民 |
| | 宮川　　典子君 | 自民 | | 武正　　公一君 | 民主 |
| | 柚木　　道義君 | 民主 | | 遠藤　　敬君 | 維新 |
| | 西野　　弘一君 | 維新 | | 輿水　　恵一君 | 公明 |
| | 畠中　　光成君 | みんな | | 宮本　　岳志君 | 共産 |

#### (2) 設置の目的

青少年問題の総合的な対策を確立するため

#### (3) 議案審査

付託された議案はなかった。

#### (4) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

**○　主な質疑内容**

- 男性の育児休業取得率を引き上げるための制度を拡充する必要性
- 子どもを性犯罪から守るための法律を制定する必要性
- １歳６か月児及び３歳児健診を充実させて発達障害の早期発見に努める必要性
- 議員立法で検討中の子どもの貧困対策法案において、法の実効性を担保するため貧困率等に関する数値目標を設定する必要性
- 学校でのいじめ問題に関する法務省の人権擁護機関の活動状況
- 社会の反映である様々な青少年問題を対症療法でなく根本的に解決するために必要な環境整備についての担当大臣の見解

(5) 参考人

| 出頭日 | 職　　業 | 氏　　名 | 審査・調査案件 |
|---|---|---|---|
| 平成<br>25. 6.20 | 公益財団法人日本オリンピック委員会理事 | 山口　　香君 | 青少年問題に関する件（いじめ・体罰問題） |
| | 宮川医療少年院児童精神科医 | 宮口　幸治君 | |
| | 静岡文化芸術大学文化政策学部准教授 | 溝口　紀子君 | |
| | 開善塾教育相談研究所相談部長 | 藤崎　育子君 | |

## 【第184回国会】

### (1) 委員名簿（25人）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 委員長 | 松島　みどり君 | 自民 | | | |
| 理　事 | 北川　　知克君 | 自民 | 理　事 | 鈴木　　淳司君 | 自民 |
| 理　事 | 中根　　一幸君 | 自民 | 理　事 | 永岡　　桂子君 | 自民 |
| 理　事 | 山本ともひろ君 | 自民 | 理　事 | 菊田　真紀子君 | 民主 |
| 理　事 | 坂本　祐之輔君 | 維新 | 理　事 | 浮島　　智子君 | 公明 |
| | 赤枝　　恒雄君 | 自民 | | 秋元　　司君 | 自民 |
| | 岩田　　和親君 | 自民 | | 熊田　　裕通君 | 自民 |
| | 小林　　茂樹君 | 自民 | | 新開　　裕司君 | 自民 |
| | 田畑　　裕明君 | 自民 | | 堀内　　詔子君 | 自民 |
| | 宮川　　典子君 | 自民 | | 武正　　公一君 | 民主 |
| | 柚木　　道義君 | 民主 | | 遠藤　　敬君 | 維新 |
| | 西野　　弘一君 | 維新 | | 輿水　　恵一君 | 公明 |
| | 畠中　　光成君 | みんな | | 宮本　　岳志君 | 共産 |

### (2) 設置の目的

青少年問題の総合的な対策を確立するため

### (3) 議案審査

付託された議案はなかった。

### (4) 国政調査

国政調査では、視察が行われた。

### (5) 視察

| 視察日 | 視察地名 | 視 察 目 的 | 視察委員 |
|---|---|---|---|
| (閉会中)<br>平成<br>25. 8.27 | 東京都（江東区、渋谷区） | 青少年問題（児童虐待問題、若年者雇用関係）に関する実情調査 | 16人 |

## 【第185回国会】

### (1) 委員名簿（25人）

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 委員長 | 遠藤　　利明君 | 自民 | | | | |
| 理　事 | 鈴木　　淳司君 | 自民 | 理　事 | とかしきなおみ君 | 自民 |
| 理　事 | 中根　　一幸君 | 自民 | 理　事 | 永岡　　桂子君 | 自民 |
| 理　事 | 山本ともひろ君 | 自民 | 理　事 | 中根　　康浩君 | 民主 |
| 理　事 | 坂本　祐之輔君 | 維新 | 理　事 | 稲津　　久君 | 公明 |
| | 赤枝　　恒雄君 | 自民 | | 秋元　　司君 | 自民 |
| | 岩田　　和親君 | 自民 | | 熊田　　裕通君 | 自民 |
| | 小林　　茂樹君 | 自民 | | 新開　　裕司君 | 自民 |
| | 田畑　　裕明君 | 自民 | | 堀内　　詔子君 | 自民 |
| | 宮川　　典子君 | 自民 | | 菊田　真紀子君 | 民主 |
| | 柚木　　道義君 | 民主 | | 遠藤　　敬君 | 維新 |
| | 鈴木　　望君 | 維新 | | 佐藤　　英道君 | 公明 |
| | 畠中　　光成君 | みんな | | 宮本　　岳志君 | 共産 |

### (2) 設置の目的

青少年問題の総合的な対策を確立するため

### (3) 議案審査

付託された議案はなかった。

## 22　海賊行為への対処並びに国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員会

【第183回国会】

### (1) 委員名簿（45人）

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 委員長 | 山田 | 宏君 | 維新 | | | | |
| 理　事 | 岩屋 | 毅君 | 自民 | 理　事 | 鈴木 | 馨祐君 | 自民 |
| 理　事 | 橋本 | 岳君 | 自民 | 理　事 | 松本 | 洋平君 | 自民 |
| 理　事 | 望月 | 義夫君 | 自民 | 理　事 | 中根 | 康浩君 | 民主 |
| 理　事 | 今村 | 洋史君 | 維新 | 理　事 | 江田 | 康幸君 | 公明 |
| | 池田 | 道孝君 | 自民 | | 池田 | 佳隆君 | 自民 |
| | 大野 | 敬太郎君 | 自民 | | 神田 | 憲次君 | 自民 |
| | 助田 | 重義君 | 自民 | | 高木 | 宏壽君 | 自民 |
| | 武部 | 新君 | 自民 | | 津島 | 淳君 | 自民 |
| | 辻 | 清人君 | 自民 | | 冨樫 | 博之君 | 自民 |
| | 中川 | 俊直君 | 自民 | | 中谷 | 元君 | 自民 |
| | 中谷 | 真一君 | 自民 | | 永山 | 文雄君 | 自民 |
| | 西銘 | 恒三郎君 | 自民 | | 野中 | 厚君 | 自民 |
| | 橋本 | 英教君 | 自民 | | 藤井 | 比早之君 | 自民 |
| | 船橋 | 利実君 | 自民 | | 前田 | 一男君 | 自民 |
| | 牧島 | かれん君 | 自民 | | 宮内 | 秀樹君 | 自民 |
| | 湯川 | 一行君 | 自民 | | 奥野 | 総一郎君 | 民主 |
| | 岸本 | 周平君 | 民主 | | 後藤 | 祐一君 | 民主 |
| | 玉木 | 雄一郎君 | 民主 | | 中丸 | 啓君 | 維新 |
| | 馬場 | 伸幸君 | 維新 | | 三宅 | 博君 | 維新 |
| | 石井 | 啓一君 | 公明 | | 樋口 | 尚也君 | 公明 |
| | 大熊 | 利昭君 | みんな | | 林 | 宙紀君 | みんな |
| | 赤嶺 | 政賢君 | 共産 | | 村上 | 史好君 | 生活 |

### (2) 設置の目的

海賊行為への対処並びに国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等の諸問題を調査するため

### (3) 議案審査

付託された議案はなかった。

### (4) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

・　2001年以降におけるアルカイダの資金源を断つための我が国の施策及び国際社会の取組についての外務大臣の見解
・　在アルジェリア邦人に対するテロ事件発生当時におけるアフリカ地域、特にアルジェリアの治安状況等についての外務省の把握状況
・　警察庁、海上保安庁及び自衛隊による国内原子力発電所のテロ対策の現状
・　国内におけるダーティーボムを含む核テロ対処についての防衛省の見解
・　レアアース及びレアメタル確保の観点から我が国にとって重要なアフリカの国・地域についての経済産業省及び外務大臣の認識
・　米国がアルカイダやタリバンへの無人航空機による攻撃を自衛権で説明していることに対する外務大臣の見解
・　日本船籍船への民間武装警備員の乗船を可能とする法案についての国土交通省の検討状況

## 【第184回国会】

### (1) 委員名簿（45人）

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 委員長 | 山田 | 宏君 | 維新 | | | | |
| 理　事 | 岩屋 | 毅君 | 自民 | 理　事 | 鈴木 | 馨祐君 | 自民 |
| 理　事 | 橋本 | 岳君 | 自民 | 理　事 | 松本 | 洋平君 | 自民 |
| 理　事 | 望月 | 義夫君 | 自民 | 理　事 | 中根 | 康浩君 | 民主 |
| 理　事 | 今村 | 洋史君 | 維新 | 理　事 | 江田 | 康幸君 | 公明 |
| | 池田 | 道孝君 | 自民 | | 池田 | 佳隆君 | 自民 |
| | 大野 | 敬太郎君 | 自民 | | 神田 | 憲次君 | 自民 |
| | 助田 | 重義君 | 自民 | | 高木 | 宏壽君 | 自民 |
| | 武部 | 新君 | 自民 | | 津島 | 淳君 | 自民 |
| | 辻 | 清人君 | 自民 | | 冨樫 | 博之君 | 自民 |
| | 中川 | 俊直君 | 自民 | | 中谷 | 元君 | 自民 |
| | 中谷 | 真一君 | 自民 | | 永山 | 文雄君 | 自民 |
| | 西銘 | 恒三郎君 | 自民 | | 野中 | 厚君 | 自民 |
| | 橋本 | 英教君 | 自民 | | 藤井 | 比早之君 | 自民 |
| | 船橋 | 利実君 | 自民 | | 前田 | 一男君 | 自民 |
| | 牧島 | かれん君 | 自民 | | 宮内 | 秀樹君 | 自民 |
| | 湯川 | 一行君 | 自民 | | 奥野 | 総一郎君 | 民主 |
| | 岸本 | 周平君 | 民主 | | 後藤 | 祐一君 | 民主 |
| | 玉木 | 雄一郎君 | 民主 | | 中丸 | 啓君 | 維新 |
| | 馬場 | 伸幸君 | 維新 | | 三宅 | 博君 | 維新 |
| | 石井 | 啓一君 | 公明 | | 樋口 | 尚也君 | 公明 |
| | 大熊 | 利昭君 | みんな | | 林 | 宙紀君 | みんな |
| | 赤嶺 | 政賢君 | 共産 | | 村上 | 史好君 | 生活 |

### (2) 設置の目的

海賊行為への対処並びに国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等の諸問題を調査するため

### (3) 議案審査

付託された議案はなかった。

## 【第185回国会】

### (1) 委員名簿（45人）

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 委員長 | 谷畑 | 孝君 | 維新 | | | | |
| 理　事 | 岩屋 | 毅君 | 自民 | 理　事 | 鈴木 | 馨祐君 | 自民 |
| 理　事 | 橋本 | 岳君 | 自民 | 理　事 | 松本 | 洋平君 | 自民 |
| 理　事 | 望月 | 義夫君 | 自民 | 理　事 | 辻元 | 清美君 | 民主 |
| 理　事 | 今村 | 洋史君 | 維新 | 理　事 | 遠山 | 清彦君 | 公明 |
| | 池田 | 道孝君 | 自民 | | 池田 | 佳隆君 | 自民 |
| | 大野 | 敬太郎君 | 自民 | | 神田 | 憲次君 | 自民 |
| | 助田 | 重義君 | 自民 | | 高木 | 宏壽君 | 自民 |
| | 武部 | 新君 | 自民 | | 津島 | 淳君 | 自民 |
| | 辻 | 清人君 | 自民 | | 冨樫 | 博之君 | 自民 |
| | 中川 | 俊直君 | 自民 | | 中谷 | 元君 | 自民 |
| | 中谷 | 真一君 | 自民 | | 永山 | 文雄君 | 自民 |
| | 西銘 | 恒三郎君 | 自民 | | 野中 | 厚君 | 自民 |
| | 橋本 | 英教君 | 自民 | | 藤井 | 比早之君 | 自民 |
| | 船橋 | 利実君 | 自民 | | 前田 | 一男君 | 自民 |
| | 牧島 | かれん君 | 自民 | | 宮内 | 秀樹君 | 自民 |
| | 湯川 | 一行君 | 自民 | | 枝野 | 幸男君 | 民主 |
| | 奥野 | 総一郎君 | 民主 | | 岸本 | 周平君 | 民主 |
| | 玉木 | 雄一郎君 | 民主 | | 井上 | 英孝君 | 維新 |
| | 中丸 | 啓君 | 維新 | | 馬場 | 伸幸君 | 維新 |
| | 石井 | 啓一君 | 公明 | | 岡本 | 三成君 | 公明 |
| | 大熊 | 利昭君 | みんな | | 林 | 宙紀君 | みんな |
| | 赤嶺 | 政賢君 | 共産 | | 村上 | 史好君 | 生活 |

### (2) 設置の目的

海賊行為への対処並びに国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等の諸問題を調査するため

### (3) 議案審査

付託された議案はなかった。

## 23　北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

### 【第183回国会】

#### (1) 委員名簿（25人）

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 委員長 | 山本 | 拓君 | 自民 | | | | |
| 理　事 | 木原 | 稔君 | 自民 | 理　事 | 薗浦 | 健太郎君 | 自民 |
| 理　事 | 竹本 | 直一君 | 自民 | 理　事 | 中山 | 泰秀君 | 自民 |
| 理　事 | 山口 | 泰明君 | 自民 | 理　事 | 鷲尾 | 英一郎君 | 民主 |
| 理　事 | 田沼 | 隆志君 | 維新 | 理　事 | 上田 | 勇君 | 公明 |
| | 池田 | 佳隆君 | 自民 | | 石﨑 | 徹君 | 自民 |
| | 金子 | 恵美君 | 自民 | | 斎藤 | 洋明君 | 自民 |
| | 髙木 | 毅君 | 自民 | | 高木 | 宏壽君 | 自民 |
| | 東郷 | 哲也君 | 自民 | | 中川 | 郁子君 | 自民 |
| | 細田 | 健一君 | 自民 | | 寺島 | 義幸君 | 民主 |
| | 笠 | 浩史君 | 民主 | | 桜内 | 文城君 | 維新 |
| | 鈴木 | 望君 | 維新 | | 濱村 | 進君 | 公明 |
| | 青柳 | 陽一郎君 | みんな | | 笠井 | 亮君 | 共産 |

#### (2) 設置の目的

北朝鮮による拉致等に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため

#### (3) 議案審査

付託された議案はなかった。

#### (4) 国政調査

国政調査では、質疑及び決議が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

**○　主な質疑内容**

**（閉会中審査）**

- 拉致問題の解決について、国内外で世論を喚起していくために横田滋参考人が考える具体的方策
- 拉致認定被害者と拉致被害者と認定されない特定失踪者との間の取り扱われ方の違いについての大澤参考人、藤田参考人及び澤参考人の感想
- 拉致被害者とその家族の帰国後、拉致問題が何も進展していないことについての横田早紀江参考人及び荒木参考人の考え
- 北朝鮮に対する制裁についての西岡参考人の評価及び更なる圧力となり得る次の有効な手段についての同参考人の見解
- 北朝鮮による拉致の目的についての横田滋参考人、西岡参考人及び荒木参考人の見解
- 日朝交渉が膠着状態にあることについての各参考人の感想

### (5) 決議

決議は１件で、その内容は次のとおりである。

**全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国のための具体的な施策の拡充を求める件**（平成25.7.26）

北朝鮮による拉致は、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる国家的犯罪行為であり、拉致問題は国の責任において解決すべき喫緊の重要課題である。

帰国を待ちわびる拉致被害者家族等の高齢化が進んでおり、拉致被害者としての認定の有無にかかわらず、全ての拉致被害者の帰国の実現は一刻の猶予も許されない。改めて、政府に対し、この際、次の諸点に留意し、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国のための具体的な施策の拡充に一丸となって取り組むよう求める。

１　本年３月に国連において、拉致問題を含む北朝鮮の人権状況全般に係る人権侵害を調査する調査委員会が設置された。今後、当該調査委員会の活動を通じて北朝鮮に対して拉致問題を解決するよう働きかけるなど、国際的な協調を一層強化すること。

２　本年２月に政府の指示により各都道府県警察が行っている北朝鮮による拉致の可能性を排除できない者に係るＤＮＡ型鑑定の資料の採取について、可能な限り速やかに完了するとともに、当該ＤＮＡ型鑑定の照合体制の整備を進めること。

３　特定失踪者をはじめとする拉致の可能性を排除できない事案に係る捜査・調査の徹底と拉致実行犯に係る国際捜査を含む捜査等の継続・更なる拡充を図ること。

４　拉致被害者家族等へのきめ細やかな対応、既帰国拉致被害者に対する支援の継続及び今後の拉致被害者帰国に向けた準備に万全を期すこと。

右決議する。

### (6) 参考人

| 出頭日 | 職　　業 | 氏　　名 | 審査・調査案件 |
|---|---|---|---|
| (閉会中)<br>平成<br>25. 7.26 | 北朝鮮による拉致被害者家族連絡会前代表 | 横田　　滋君 | 北朝鮮による拉致問題等に関する件 |
| | | 横田早紀江君 | |
| | 北朝鮮に拉致された日本人を救出する福井の会会長 | 池田　欣一君 | |
| | 特定失踪者家族 | 大澤　昭一君 | |
| | 福井県特定失踪者家族会代表 | 澤　　香苗君 | |
| | 特定失踪者家族 | 藤田　隆司君 | |
| | 北朝鮮に拉致された日本人を救出するための全国協議会会長 | 西岡　　力君 | |
| | 特定失踪者問題調査会代表 | 荒木　和博君 | |

## 【第184回国会】

### (1) 委員名簿（25人）

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 委員長 | 山本 | 拓君 | 自民 | | | | |
| 理　事 | 木原 | 稔君 | 自民 | 理　事 | 薗浦 | 健太郎君 | 自民 |
| 理　事 | 竹本 | 直一君 | 自民 | 理　事 | 中山 | 泰秀君 | 自民 |
| 理　事 | 山口 | 泰明君 | 自民 | 理　事 | 鷲尾 | 英一郎君 | 民主 |
| 理　事 | 田沼 | 隆志君 | 維新 | 理　事 | 上田 | 勇君 | 公明 |
| | 池田 | 佳隆君 | 自民 | | 石﨑 | 徹君 | 自民 |
| | 金子 | 恵美君 | 自民 | | 斎藤 | 洋明君 | 自民 |
| | 新開 | 裕司君 | 自民 | | 高木 | 宏壽君 | 自民 |
| | 東郷 | 哲也君 | 自民 | | 中川 | 郁子君 | 自民 |
| | 細田 | 健一君 | 自民 | | 寺島 | 義幸君 | 民主 |
| | 笠 | 浩史君 | 民主 | | 桜内 | 文城君 | 維新 |
| | 鈴木 | 望君 | 維新 | | 濱村 | 進君 | 公明 |
| | 青柳 | 陽一郎君 | みんな | | 笠井 | 亮君 | 共産 |

### (2) 設置の目的

北朝鮮による拉致等に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため

### (3) 議案審査

付託された議案はなかった。

## 【第185回国会】

### (1) 委員名簿（25人）

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 委員長 | 山本 | 拓君 | 自民 | | | | |
| 理　事 | 薗浦 | 健太郎君 | 自民 | 理　事 | 中山 | 泰秀君 | 自民 |
| 理　事 | 御法川 | 信英君 | 自民 | 理　事 | 山口 | 泰明君 | 自民 |
| 理　事 | 義家 | 弘介君 | 自民 | 理　事 | 鷲尾 | 英一郎君 | 民主 |
| 理　事 | 田沼 | 隆志君 | 維新 | 理　事 | 上田 | 勇君 | 公明 |
| | 池田 | 佳隆君 | 自民 | | 石﨑 | 徹君 | 自民 |
| | 金子 | 恵美君 | 自民 | | 斎藤 | 洋明君 | 自民 |
| | 新開 | 裕司君 | 自民 | | 高木 | 宏壽君 | 自民 |
| | 東郷 | 哲也君 | 自民 | | 中川 | 郁子君 | 自民 |
| | 細田 | 健一君 | 自民 | | 原口 | 一博君 | 民主 |
| | 笠 | 浩史君 | 民主 | | 平沼 | 赳夫君 | 維新 |
| | 三宅 | 博君 | 維新 | | 竹内 | 譲君 | 公明 |
| | 青柳 | 陽一郎君 | みんな | | 笠井 | 亮君 | 共産 |

### (2) 設置の目的

北朝鮮による拉致等に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため

### (3) 議案審査

付託された議案はなかった。

## 24　消費者問題に関する特別委員会

### 【第183回国会】

#### (1) 委員名簿（40人）

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 委員長 | 吉川 | 貴盛君 | 自民 | | | | |
| 理　事 | 泉原 | 保二君 | 自民 | 理　事 | 大塚 | 高司君 | 自民 |
| 理　事 | 永岡 | 桂子君 | 自民 | 理　事 | 西川 | 京子君 | 自民 |
| 理　事 | 原田 | 憲治君 | 自民 | 理　事 | 郡 | 和子君 | 民主 |
| 理　事 | 重徳 | 和彦君 | 維新 | 理　事 | 古屋 | 範子君 | 公明 |
| | 秋本 | 真利君 | 自民 | | 穴見 | 陽一君 | 自民 |
| | 小倉 | 將信君 | 自民 | | 鬼木 | 誠君 | 自民 |
| | 金子 | 恵美君 | 自民 | | 小島 | 敏文君 | 自民 |
| | 田畑 | 毅君 | 自民 | | 田畑 | 裕明君 | 自民 |
| | 武井 | 俊輔君 | 自民 | | 豊田 | 真由子君 | 自民 |
| | 比嘉 | 奈津美君 | 自民 | | 藤丸 | 敏君 | 自民 |
| | 藤原 | 崇君 | 自民 | | 堀井 | 学君 | 自民 |
| | 堀内 | 詔子君 | 自民 | | 宮崎 | 謙介君 | 自民 |
| | 宮﨑 | 政久君 | 自民 | | 務台 | 俊介君 | 自民 |
| | 生方 | 幸夫君 | 民主 | | 大西 | 健介君 | 民主 |
| | 篠原 | 孝君 | 民主 | | 若井 | 康彦君 | 民主 |
| | 岩永 | 裕貴君 | 維新 | | 上西 | 小百合君 | 維新 |
| | 浦野 | 靖人君 | 維新 | | 東国原 | 英夫君 | 維新 |
| | 伊佐 | 進一君 | 公明 | | 濵地 | 雅一君 | 公明 |
| | 三谷 | 英弘君 | みんな | | 穀田 | 恵二君 | 共産 |
| | 小宮山 | 泰子君 | 生活 | | | | |

#### (2) 設置の目的

消費者の利益の擁護及び増進等に関する総合的な対策を樹立するため

#### (3) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案２件で、審査の概況は、次のとおりである。

##### ①　食品表示法案（内閣提出第44号）

**○　要旨**

食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（ＪＡＳ法）及び健康増進法の食品の表示に関する規定を統合して、食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度を創設するもの

**○　主な質疑内容**

- 外食や中食のアレルギー表示についての今後の具体的な取組
- 食品表示の一元化による現行の食品安全制度への影響
- ＴＰＰ交渉において遺伝子組換え表示が緩和されるなど、規制が後退する可能性

・　栄養表示の義務化による食品関連事業者等のコスト負担への対応

**○　参考人からの意見の聴取**

**○　審査結果**

修正（附帯決議）

**＜修正内容＞**

食品表示基準の表示事項に「アレルゲン」を加えること、この法律の施行の状況についての検討の年限を「施行後５年」から「施行後３年」に改めること等

**②　消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案**（内閣提出第60号）

**○　要旨**

消費者契約に関して相当多数の消費者に生じた財産的被害を集団的に回復するため、特定適格消費者団体が被害回復裁判手続を追行することができるよう民事の裁判手続の特例を定めるとともに、特定適格消費者団体の認定、監督等について所要の規定を整備するもの

**○　主な質疑内容**

・　共通義務確認の訴えが却下される場合の要件及び具体的な事案

・　本制度の施行が日本経済に与える影響

・　特定適格消費者団体に対する国からの財政支援等の必要性

**○　審査結果**

継続審査

**《議案審査一覧》**

**閣　法**

| 件　名 | 提出日 | 衆議院 | | | | | 参議院 | | 公布日<br>番　号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣　旨<br>説　明 | 委員会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結　果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提　案<br>理　由 | 質　疑 | 議決日<br>結　果 | 議決日<br>結　果 | | 議決日<br>結　果 | |
| 食品表示法案（内閣提出第44号） | 25. 4. 5 | 5.14 | 5.14<br>5.16 | 5.21<br>5.23<br>5.28 | 5.28<br>修正（全）<br>（賛-自民・民主・維新・公明・みんな・共産・生活）<br>（附） | 5.31<br>修正 | 消費者特<br>6.19<br>可決<br>（附） | 6.21<br>可決 | 6.28<br>法70号 |
| 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案（内閣提出第60号） | 4.19 | 6. 4 | 6. 4<br>6. 7 | 6.13<br>6.20 | | 6.26<br>閉会中<br>審査 | | | |

### (4) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

#### ○ 主な質疑内容

- 消費者安全調査委員会に課せられた使命及び発足後の事故調査取組状況
- 地方消費者行政への支援としての恒常的な財政措置の必要性
- 原発事故に伴う食品の風評被害対策
- 悪質商法の実態及び対応状況
- 消費者教育推進会議の開催予定、今後のテーマ及び目的等

### (5) 連合審査会

| 連合審査会 | 開会日 | 審査・調査案件 |
|---|---|---|
| 経済産業委員会 内閣委員会 財務金融委員会 消費者問題に関する特別委員会連合審査会 | 平成 25. 5.16 | 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法案（内閣提出） |

### (6) 参考人

| 出頭日 | 職　　業 | 氏　　名 | 審査・調査案件 |
|---|---|---|---|
| 平成 25. 5.23 | 一般財団法人食品産業センター理事長 | 西藤　久三君 | 食品表示法案（内閣提出） |
| | 主婦連合会会長 | 山根　香織君 | |
| | 日本生活協同組合連合会品質保証本部安全政策推進室室長 | 鬼武　一夫君 | |
| | 宮城県産業技術総合センター副所長 | 池戸　重信君 | |
| 6.20 | 独立行政法人国民生活センター理事長 | 野々山　宏君 | 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案（内閣提出） |

## 【第184回国会】

### (1) 委員名簿（40人）

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 委員長 | 吉川 | 貴盛君 | 自民 | | | | |
| 理　事 | 泉原 | 保二君 | 自民 | 理　事 | 大塚 | 高司君 | 自民 |
| 理　事 | 永岡 | 桂子君 | 自民 | 理　事 | 西川 | 京子君 | 自民 |
| 理　事 | 原田 | 憲治君 | 自民 | 理　事 | 郡 | 和子君 | 民主 |
| 理　事 | 重徳 | 和彦君 | 維新 | 理　事 | 古屋 | 範子君 | 公明 |
| | 秋本 | 真利君 | 自民 | | 穴見 | 陽一君 | 自民 |
| | 小倉 | 將信君 | 自民 | | 鬼木 | 誠君 | 自民 |
| | 金子 | 恵美君 | 自民 | | 小島 | 敏文君 | 自民 |
| | 田畑 | 毅君 | 自民 | | 田畑 | 裕明君 | 自民 |
| | 武井 | 俊輔君 | 自民 | | 豊田 | 真由子君 | 自民 |
| | 比嘉 | 奈津美君 | 自民 | | 藤丸 | 敏君 | 自民 |
| | 藤原 | 崇君 | 自民 | | 堀井 | 学君 | 自民 |
| | 堀内 | 詔子君 | 自民 | | 宮崎 | 謙介君 | 自民 |
| | 宮﨑 | 政久君 | 自民 | | 務台 | 俊介君 | 自民 |
| | 生方 | 幸夫君 | 民主 | | 大西 | 健介君 | 民主 |
| | 篠原 | 孝君 | 民主 | | 若井 | 康彦君 | 民主 |
| | 岩永 | 裕貴君 | 維新 | | 上西 | 小百合君 | 維新 |
| | 東国原 | 英夫君 | 維新 | | 伊佐 | 進一君 | 公明 |
| | 濵地 | 雅一君 | 公明 | | 井坂 | 信彦君 | みんな |
| | 三谷 | 英弘君 | みんな | | 穀田 | 恵二君 | 共産 |
| | 小宮山 | 泰子君 | 生活 | | | | |

### (2) 設置の目的

消費者の利益の擁護及び増進等に関する総合的な対策を樹立するため

### (3) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案１件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

**消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案**
（内閣提出、第183回国会閣法第60号）

**○　要旨**

（第183回国会参照）

**○　審査結果**

継続審査

《議案審査一覧》

閣　法

| 件　　名 | 提出日 | 衆　　議　　院 | | | | | 参　議　院 | | 公布日<br>番　号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣　旨<br>説　明 | 委　員　会<br>付託日<br>提　案<br>理　由 | 委　員　会<br>質　疑 | 委　員　会<br>議決日<br>結　果 | 本会議<br>議決日<br>結　果 | 委員会名<br>議決日<br>結　果 | 本会議<br>議決日<br>結　果 | |
| 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案（内閣提出、第183回国会閣法第60号） | (25. 4.19) | (25. 6. 4) | 25. 8. 2<br>(25. 6. 7) | | | 8. 7<br>閉会中<br>審査 | | | |

## (4) 国政調査

国政調査では、視察が行われた。

## (5) 視察

| 視察日 | 視察地名 | 視　察　目　的 | 視察委員 |
|---|---|---|---|
| (閉会中)<br>平成<br>25. 9.27 | 東京都（港区、品川区）、<br>神奈川県 | 消費者問題に関する実情調査（消費生活相談業務及び食品の安全・表示等に関する調査） | 15人 |

## 【第185回国会】

### (1) 委員名簿（40人）

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 委員長 | 山本 | 幸三君 | 自民 | | | | |
| 理　事 | 泉原 | 保二君 | 自民 | 理　事 | 大塚 | 高司君 | 自民 |
| 理　事 | 北村 | 誠吾君 | 自民 | 理　事 | 永岡 | 桂子君 | 自民 |
| 理　事 | 原田 | 憲治君 | 自民 | 理　事 | 郡 | 和子君 | 民主 |
| 理　事 | 重徳 | 和彦君 | 維新 | 理　事 | 古屋 | 範子君 | 公明 |
| | 秋本 | 真利君 | 自民 | | 穴見 | 陽一君 | 自民 |
| | 小倉 | 將信君 | 自民 | | 鬼木 | 誠君 | 自民 |
| | 金子 | 恵美君 | 自民 | | 小島 | 敏文君 | 自民 |
| | 田畑 | 毅君 | 自民 | | 田畑 | 裕明君 | 自民 |
| | 武井 | 俊輔君 | 自民 | | 豊田 | 真由子君 | 自民 |
| | 比嘉 | 奈津美君 | 自民 | | 藤丸 | 敏君 | 自民 |
| | 藤原 | 崇君 | 自民 | | 堀井 | 学君 | 自民 |
| | 堀内 | 詔子君 | 自民 | | 宮崎 | 謙介君 | 自民 |
| | 宮﨑 | 政久君 | 自民 | | 務台 | 俊介君 | 自民 |
| | 山田 | 美樹君 | 自民 | | 泉 | 健太君 | 民主 |
| | 大西 | 健介君 | 民主 | | 武正 | 公一君 | 民主 |
| | 中根 | 康浩君 | 民主 | | 上西 | 小百合君 | 維新 |
| | 河野 | 正美君 | 維新 | | 東国原 | 英夫君 | 維新 |
| | 國重 | 徹君 | 公明 | | 濵地 | 雅一君 | 公明 |
| | 三谷 | 英弘君 | みんな | | 穀田 | 恵二君 | 共産 |
| | 青木 | 愛君 | 生活 | | | | |

### (2) 設置の目的

消費者の利益の擁護及び増進等に関する総合的な対策を樹立するため

### (3) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案１件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

**消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案**
（内閣提出、第183回国会閣法第60号）

**○　要旨**

（第183回国会参照）

**○　主な質疑内容**

- 特定適格消費者団体による濫訴の懸念
- 特定適格消費者団体への支援の在り方
- 本制度の適用除外となる施行前事案への対応
- 適用対象となる請求の拡大について検討する必要性

**○　参考人からの意見の聴取**

○　審査結果

修正

＜修正内容＞

政府は、特定適格消費者団体による権限の濫用防止及び同団体への支援のため必要な措置を講ずること、この法律の施行の状況についての検討の年限を「施行後５年」から「施行後３年」に改めるとともに、被害回復関係業務の適正な遂行に係る措置並びに訴えを提起することができる金銭の支払義務に係る請求及び損害の範囲を含め、この法律の規定について検討を加え必要な措置を講ずること等

《議案審査一覧》

閣　法

| 件　名 | 提出日 | 衆議院 | | | | | 参議院 | | 公布日<br>番　号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣旨<br>説明 | 委員会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結　果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提案<br>理由 | 質　疑 | 議決日<br>結　果 | 議決日<br>結　果 | | 議決日<br>結　果 | |
| 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案（内閣提出、第183回国会閣法第60号） | (25. 4.19) | (25. 6. 4) | 25.10.15<br>(25. 6. 7) | 10.30<br>10.31 | 10.31<br>修正（全）<br>（賛-自民・民主・維新・公明・みんな・共産・生活） | 11. 1<br>修正 | 消費者特<br>12. 3<br>可決 | 12. 4<br>可決 | 12.11<br>法96号 |

(4) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

○　主な質疑内容

・　食品偽装表示問題が発生した根本的な原因
・　外食のメニュー表示等が現行法規制の適用外である理由
・　食品偽装表示問題に対し、実効性のある再発防止策を講ずる必要性
・　中食・外食に対しアレルギー表示を義務化する必要性
・　全食品に係るトレーサビリティ法を制定する必要性
・　消費者庁における不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）の監視指導体制の脆弱性
・　消費者庁が関係省庁等と緊密に連携し、食品表示等問題に対処する必要性
・　景品表示法改正の方向性
・　消費者教育の重要性及びその在り方

(5) 参考人

| 出頭日 | 職　　業 | 氏　　名 | 審査・調査案件 |
|---|---|---|---|
| 平成<br>25.10.30 | 一般社団法人全国消費者団体連絡会事務局長（共同代表） | 河野　康子君 | 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案（内閣提出、第183回国会） |
| | 弁護士<br>前独立行政法人国民生活センター理事長 | 野々山　宏君 | |
| | 一般社団法人日本経済団体連合会経済基盤本部長 | 阿部　泰久君 | |
| | 適格消費者団体消費者支援機構関西理事・事務局長 | 西島　秀向君 | |
| 11.29 | 社団法人日本ホテル協会会長 | 小林　哲也君 | 消費者の利益の擁護及び増進等に関する総合的な対策に関する件（食品表示等問題） |
| | 全国農業協同組合連合会食品品質・表示管理部長<br>内閣府消費者委員会食品表示部会委員 | 立石　幸一君 | |
| | 特定非営利活動法人消費者支援機構関西理事長 | 榎　　彰徳君 | |
| | 甲南大学法科大学院教授<br>神戸大学名誉教授 | 根岸　　哲君 | |

## 25　科学技術・イノベーション推進特別委員会

### 【第183回国会】

#### (1) 委員名簿（40人）

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 委員長 | 渡海 | 紀三朗君 | 自民 | | | | |
| 理　事 | 馳 | 浩君 | 自民 | 理　事 | 牧原 | 秀樹君 | 自民 |
| 理　事 | 三原 | 朝彦君 | 自民 | 理　事 | 宮下 | 一郎君 | 自民 |
| 理　事 | 渡辺 | 博道君 | 自民 | 理　事 | 福田 | 昭夫君 | 民主 |
| 理　事 | 伊東 | 信久君 | 維新 | 理　事 | 伊藤 | 渉君 | 公明 |
| | 大串 | 正樹君 | 自民 | | 大塚 | 高司君 | 自民 |
| | 大野 | 敬太郎君 | 自民 | | 加藤 | 寛治君 | 自民 |
| | 神田 | 憲次君 | 自民 | | 小林 | 史明君 | 自民 |
| | 関 | 芳弘君 | 自民 | | 武村 | 展英君 | 自民 |
| | 福田 | 達夫君 | 自民 | | 船橋 | 利実君 | 自民 |
| | 前田 | 一男君 | 自民 | | 宮崎 | 謙介君 | 自民 |
| | 武藤 | 容治君 | 自民 | | 村井 | 英樹君 | 自民 |
| | 八木 | 哲也君 | 自民 | | 簗 | 和生君 | 自民 |
| | 山下 | 貴司君 | 自民 | | 山田 | 賢司君 | 自民 |
| | 大島 | 敦君 | 民主 | | 津村 | 啓介君 | 民主 |
| | 古川 | 元久君 | 民主 | | 前原 | 誠司君 | 民主 |
| | 杉田 | 水脈君 | 維新 | | 鈴木 | 義弘君 | 維新 |
| | 西根 | 由佳君 | 維新 | | 伊佐 | 進一君 | 公明 |
| | 岡本 | 三成君 | 公明 | | 井坂 | 信彦君 | みんな |
| | 柏倉 | 祐司君 | みんな | | 宮本 | 岳志君 | 共産 |
| | 青木 | 愛君 | 生活 | | | | |

#### (2) 設置の目的

科学技術、イノベーション推進の総合的な対策を樹立するため

#### (3) 議案審査

付託された議案はなかった。

#### (4) 国政調査

国政調査では、質疑、委員派遣及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

**○　主な質疑内容**

- 内閣府に設置され司令塔としての機能を持つ、総合科学技術会議を始めとする各会議の組織を見直す必要性
- 総合科学技術会議の司令塔機能の強化方策

・　総合科学技術会議の司令塔機能強化のために、独自に配分できる予算の必要性
・　平成23年８月に閣議決定された、第４期科学技術基本計画を第２次安倍内閣が踏襲することの確認
・　宇宙開発利用への政府の支援策及び経済成長との関係
・　ロケット打上げ事業等における欧州等の成功例を踏まえた政府の支援の方向性及び民間事業者への支援策
・　国際リニアコライダー（ＩＬＣ）計画の進捗状況
・　厚生労働省で検討中のｉＰＳ細胞と再生医療に関する法律案の内容
・　国際熱核融合実験炉（ＩＴＥＲ）計画の進捗状況と今後の見通し
・　米国国防高等研究計画局（ＤＡＲＰＡ）のような研究組織の我が国への導入の可能性

**(5) 参考人**

| 出頭日 | 職　　業 | 氏　　名 | 審査・調査案件 |
|---|---|---|---|
| 平成<br>25. 5.16 | 日本学術会議会長 | 大西　　隆君 | 科学技術、イノベーション推進の総合的な対策に関する件 |
| | 独立行政法人科学技術振興機構理事長 | 中村　道治君 | |
| 6.21 | 独立行政法人理化学研究所理事長 | 野依　良治君 | 科学技術、イノベーション推進の総合的な対策に関する件（我が国の科学技術、イノベーション推進の今後の在り方について） |
| | 政策研究大学院大学長 | 白石　　隆君 | |

**(6) 委員派遣・視察**

**①委員派遣**

| 派遣日 | 派遣地名 | 派 遣 目 的 | 派遣委員 |
|---|---|---|---|
| (閉会中)<br>平成<br>25. 7.24<br>～ 7.25 | 京都府、兵庫県、沖縄県 | 科学技術、イノベーション推進の総合的な対策に関する実情調査 | 11人 |

**②視察**

| 視察日 | 視察地名 | 視 察 目 的 | 視察委員 |
|---|---|---|---|
| 平成<br>25. 6.17 | 茨城県 | 科学技術、イノベーション推進の総合的な対策に関する実情調査 | 20人 |

## 【第184回国会】

### (1) 委員名簿（40人）

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 委員長 | 渡海　紀三朗君 | 自民 | | | | | |
| 理　事 | 馳　　浩君 | 自民 | | 理　事 | 牧原　　秀樹君 | 自民 |
| 理　事 | 三原　　朝彦君 | 自民 | | 理　事 | 宮下　　一郎君 | 自民 |
| 理　事 | 渡辺　　博道君 | 自民 | | 理　事 | 福田　　昭夫君 | 民主 |
| 理　事 | 伊東　　信久君 | 維新 | | 理　事 | 伊藤　　渉君 | 公明 |
| | 大串　　正樹君 | 自民 | | | 大塚　　高司君 | 自民 |
| | 大野　敬太郎君 | 自民 | | | 加藤　　寛治君 | 自民 |
| | 神田　　憲次君 | 自民 | | | 小林　　史明君 | 自民 |
| | 関　　芳弘君 | 自民 | | | 武村　　展英君 | 自民 |
| | 福田　　達夫君 | 自民 | | | 船橋　　利実君 | 自民 |
| | 前田　　一男君 | 自民 | | | 宮崎　　謙介君 | 自民 |
| | 武藤　　容治君 | 自民 | | | 村井　　英樹君 | 自民 |
| | 八木　　哲也君 | 自民 | | | 簗　　和生君 | 自民 |
| | 山下　　貴司君 | 自民 | | | 山田　　賢司君 | 自民 |
| | 大島　　敦君 | 民主 | | | 津村　　啓介君 | 民主 |
| | 古川　　元久君 | 民主 | | | 前原　　誠司君 | 民主 |
| | 杉田　　水脈君 | 維新 | | | 鈴木　　義弘君 | 維新 |
| | 林原　　由佳君 | 維新 | | | 伊佐　　進一君 | 公明 |
| | 岡本　　三成君 | 公明 | | | 井坂　　信彦君 | みんな |
| | 柏倉　　祐司君 | みんな | | | 宮本　　岳志君 | 共産 |
| | 青木　　愛君 | 生活 | | | | |

### (2) 設置の目的

科学技術、イノベーション推進の総合的な対策を樹立するため

### (3) 議案審査

付託された議案はなかった。

## 【第185回国会】

### (1) 委員名簿（40人）

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 委員長 | 竹本 | 直一君 | 自民 | | | | |
| 理　事 | 丹羽 | 秀樹君 | 自民 | 理　事 | 馳 | 浩君 | 自民 |
| 理　事 | 三原 | 朝彦君 | 自民 | 理　事 | 宮下 | 一郎君 | 自民 |
| 理　事 | 渡辺 | 博道君 | 自民 | 理　事 | 福田 | 昭夫君 | 民主 |
| 理　事 | 伊東 | 信久君 | 維新 | 理　事 | 伊藤 | 渉君 | 公明 |
| | 越智 | 隆雄君 | 自民 | | 大串 | 正樹君 | 自民 |
| | 大野 | 敬太郎君 | 自民 | | 加藤 | 寛治君 | 自民 |
| | 神田 | 憲次君 | 自民 | | 小林 | 史明君 | 自民 |
| | 関 | 芳弘君 | 自民 | | 武村 | 展英君 | 自民 |
| | 渡海 | 紀三朗君 | 自民 | | 福田 | 達夫君 | 自民 |
| | 船橋 | 利実君 | 自民 | | 前田 | 一男君 | 自民 |
| | 宮崎 | 謙介君 | 自民 | | 武藤 | 容治君 | 自民 |
| | 村井 | 英樹君 | 自民 | | 八木 | 哲也君 | 自民 |
| | 簗 | 和生君 | 自民 | | 山下 | 貴司君 | 自民 |
| | 山田 | 賢司君 | 自民 | | 大島 | 敦君 | 民主 |
| | 津村 | 啓介君 | 民主 | | 古川 | 元久君 | 民主 |
| | 細野 | 豪志君 | 民主 | | 鈴木 | 義弘君 | 維新 |
| | 高橋 | みほ君 | 維新 | | 林原 | 由佳君 | 維新 |
| | 伊佐 | 進一君 | 公明 | | 輿水 | 恵一君 | 公明 |
| | 柏倉 | 祐司君 | みんな | | 宮本 | 岳志君 | 共産 |
| | 青木 | 愛君 | 生活 | | | | |

### (2) 設置の目的

科学技術、イノベーション推進の総合的な対策を樹立するため

### (3) 議案審査

付託された議案はなかった。

### (4) 国政調査

国政調査では、視察が行われた。

### (5) 視察

| 視察日 | 視察地名 | 視 察 目 的 | 視察委員 |
|---|---|---|---|
| 平成<br>25.12. 2 | 神奈川県 | 科学技術、イノベーション推進の総合的な対策に関する実情調査 | 10人 |

## 26　東日本大震災復興特別委員会

### 【第183回国会】

#### (1) 委員名簿（45人）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 委員長 | 後藤田　正純君 | 自民 | | | |
| 理　事 | あかま　二郎君 | 自民 | 理　事 | 伊藤　信太郎君 | 自民 |
| 理　事 | 小里　泰弘君 | 自民 | 理　事 | 土井　亨君 | 自民 |
| 理　事 | 西村　明宏君 | 自民 | 理　事 | 黄川田　徹君 | 民主 |
| 理　事 | 椎木　保君 | 維新 | 理　事 | 高木　美智代君 | 公明 |
| | 石川　昭政君 | 自民 | | 小田原　潔君 | 自民 |
| | 大久保　三代君 | 自民 | | 勝沼　栄明君 | 自民 |
| | 門　博文君 | 自民 | | 菅家　一郎君 | 自民 |
| | 菅野　さちこ君 | 自民 | | 黄川田　仁志君 | 自民 |
| | 小泉　進次郎君 | 自民 | | 小林　鷹之君 | 自民 |
| | 今野　智博君 | 自民 | | 佐々木　紀君 | 自民 |
| | 桜井　宏君 | 自民 | | 島田　佳和君 | 自民 |
| | 鈴木　憲和君 | 自民 | | 瀬戸　隆一君 | 自民 |
| | 高橋　ひなこ君 | 自民 | | 津島　淳君 | 自民 |
| | 冨樫　博之君 | 自民 | | 中川　俊直君 | 自民 |
| | 橋本　英教君 | 自民 | | 藤原　崇君 | 自民 |
| | 安住　淳君 | 民主 | | 郡　和子君 | 民主 |
| | 階　猛君 | 民主 | | 吉田　泉君 | 民主 |
| | 足立　康史君 | 維新 | | 小熊　慎司君 | 維新 |
| | 三木　圭恵君 | 維新 | | 村岡　敏英君 | 維新 |
| | 石田　祝稔君 | 公明 | | 中野　洋昌君 | 公明 |
| | 柿沢　未途君 | みんな | | 林　宙紀君 | みんな |
| | 高橋　千鶴子君 | 共産 | | 畑　浩治君 | 生活 |

#### (2) 設置の目的

東日本大震災からの復興に当たり、その総合的対策を樹立するため

#### (3) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案１件及び議員提出法律案１件で、審査の概況は、次のとおりである。

##### ①　福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第17号）

**○　要旨**

福島の復興及び再生を一層推進するため、避難を余儀なくされている者の生活の拠点を形成する事業を行う地方公共団体に交付金を交付する制度を創設するとともに、住民の居住及び事業活動が制限されている区域等においても国が生活環境整備事業を実施することを可能とする等の措置について定めるもの

○　主な質疑内容

・　長期避難者のための町外コミュニティの関連基盤整備事業に介護、子育て及び医療の設備の整備を対象に含める必要性

・　除染の進捗状況及び除染に係る費用の見込み総額

・　国による公共事業の代行や生活環境整備事業の対象区域を居住制限区域及び帰還困難区域にまで拡大する背景

○　審査結果

可決（附帯決議）

**②　東日本大震災からの復興の推進のための復興整備事業の実施に必要な権利者による土地等の処分の迅速化に関する法律案**（黄川田徹君外７名提出、衆法第49号）

○　要旨

東日本大震災からの復興の推進に寄与するため、復興整備事業の実施主体による権利者又は権利者の所在が明らかでない土地及び遺産の分割がされていない土地等の権利者及び権利者の所在の調査の迅速化、不在者財産管理人等の活用を促進するための措置、家庭裁判所の人的体制の充実等について定めることにより、復興整備事業の実施に必要な権利者による土地等の処分の迅速化を図るもの

○　審査結果

継続審査

《議案審査一覧》

閣　法

| 件名 | 提出日 | 衆議院 | | | | | 参議院 | | 公布日<br>番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣旨<br>説明 | 委員会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提案<br>理由 | 質疑 | 議決日<br>結果 | 議決日<br>結果 | | 議決日<br>結果 | |
| 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第17号） | 25. 3. 8 | | 4. 1<br>4. 2 | 4. 3 | 4. 3<br>可決（全）<br>（賛-自民・民主・維新・公明・みんな・共産・生活）<br>（附） | 4. 4<br>可決 | 東日本大震災復興特<br>4.25<br>可決<br>（附） | 4.26<br>可決 | 5.10<br>法12号 |

衆　法

| 件名 | 提出日 | 衆議院 | | | | | 参議院 | | 公布日<br>番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣旨<br>説明 | 委員会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提案<br>理由 | 質疑 | 議決日<br>結果 | 議決日<br>結果 | | 議決日<br>結果 | |
| 東日本大震災からの復興の推進のための復興整備事業の実施に必要な権利者による土地等の処分の迅速化に関する法律案（黄川田徹君外7名提出、衆法第49号） | 25. 6.24 | | 6.24 | | | 6.26<br>閉会中<br>審査 | | | |

### (4) 国政調査

国政調査では、質疑及び委員派遣が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

#### ○ 主な質疑内容

- 東京電力福島第一原子力発電所事故の収束及び廃炉に向けた取組
- 放射性物質の汚染被害にあった不動産、田畑、山林、家畜に対する損害賠償基準の策定の進捗状況
- 宮城県における水産業復興特区の認定の経緯
- 復興まちづくりに不可欠なＪＲ山田線及びＪＲ大船渡線の復旧・復興に対する政府の取組
- 自治体等の基金に配分された復興予算の流用に係る政府の対応
- 福島県におけるサテライト校の現状及び寄宿生徒への支援の必要性
- 復興のための用地取得の迅速化に向けた土地収用手続の改善状況
- 東京電力福島第一原子力発電所事故により発生した指定廃棄物の最終処分場の選定の現状と見通し
- 子ども・被災者支援法の基本方針の策定時期の目途
- 被災自治体への経験と専門性を有する人材の供給など、更なる人的支援の必要性

### (5) 参考人

| 出頭日 | 職　　業 | 氏　　名 | 審査・調査案件 |
|---|---|---|---|
| 平成<br>25. 5. 8 | 大熊町商工会会長 | 蜂須賀禮子君 | 東日本大震災復興の総合的対策に関する件 |
| | 双葉地方農業共済組合組合長理事 | 山田　四郎君 | |
| | 福島県川内村長 | 遠藤　雄幸君 | |
| | 南相馬市立総合病院副院長<br>広島大学客員教授 | 及川　友好君 | |
| | 塩釜商工会議所会頭 | 桑原　　茂君 | |
| | 名取岩沼農業協同組合青年部委員長 | 今野　裕章君 | |
| | 石巻魚市場株式会社代表取締役社長<br>石巻市水産復興会議副代表 | 須能　邦雄君 | |
| | 宮城県女川町長 | 須田　善明君 | |
| | 東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センター代表世話人 | 綱島不二雄君 | |
| | 有限会社かくりき商店専務取締役 | 小堀内将文君 | |

### （6）委員派遣

| 派遣日 | 派遣地名 | 派 遣 目 的 | 派遣委員 |
|---|---|---|---|
| 平成<br>25. 5.27 | 福島県 | 東日本大震災の復旧・復興状況等調査 | 15人 |
| 6. 3 | 第１班　岩手県<br>第２班　宮城県 | 東日本大震災の復旧・復興状況等調査 | 第１班<br>11人<br>第２班<br>11人 |

## 【第184回国会】

### (1) 委員名簿（45人）

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 委員長 | 後藤田 | 正純君 | 自民 | | | | |
| 理　事 | あかま | 二郎君 | 自民 | 理　事 | 伊藤 | 信太郎君 | 自民 |
| 理　事 | 小里 | 泰弘君 | 自民 | 理　事 | 土井 | 亨君 | 自民 |
| 理　事 | 西村 | 明宏君 | 自民 | 理　事 | 黄川田 | 徹君 | 民主 |
| 理　事 | 椎木 | 保君 | 維新 | 理　事 | 高木 | 美智代君 | 公明 |
| | 石川 | 昭政君 | 自民 | | 小田原 | 潔君 | 自民 |
| | 大久保 | 三代君 | 自民 | | 勝沼 | 栄明君 | 自民 |
| | 門 | 博文君 | 自民 | | 菅家 | 一郎君 | 自民 |
| | 菅野 | さちこ君 | 自民 | | 黄川田 | 仁志君 | 自民 |
| | 小泉 | 進次郎君 | 自民 | | 小林 | 鷹之君 | 自民 |
| | 今野 | 智博君 | 自民 | | 佐々木 | 紀君 | 自民 |
| | 桜井 | 宏君 | 自民 | | 島田 | 佳和君 | 自民 |
| | 鈴木 | 憲和君 | 自民 | | 瀬戸 | 隆一君 | 自民 |
| | 高橋 | ひなこ君 | 自民 | | 津島 | 淳君 | 自民 |
| | 冨樫 | 博之君 | 自民 | | 中川 | 俊直君 | 自民 |
| | 橋本 | 英教君 | 自民 | | 藤原 | 崇君 | 自民 |
| | 安住 | 淳君 | 民主 | | 郡 | 和子君 | 民主 |
| | 階 | 猛君 | 民主 | | 吉田 | 泉君 | 民主 |
| | 足立 | 康史君 | 維新 | | 小熊 | 慎司君 | 維新 |
| | 三木 | 圭恵君 | 維新 | | 村岡 | 敏英君 | 維新 |
| | 石田 | 祝稔君 | 公明 | | 中野 | 洋昌君 | 公明 |
| | 柿沢 | 未途君 | みんな | | 林 | 宙紀君 | みんな |
| | 高橋 | 千鶴子君 | 共産 | | 畑 | 浩治君 | 生活 |

### (2) 設置の目的

東日本大震災からの復興に当たり、その総合的対策を樹立するため

### (3) 議案審査

付託された議案は、議員提出法律案１件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

**東日本大震災からの復興の推進のための復興整備事業の実施に必要な権利者による土地等の処分の迅速化に関する法律案**（黄川田徹君外７名提出、第183回国会衆法第49号）

**○　要旨**

（第183回国会参照）

**○　審査結果**

継続審査

《議案審査一覧》

衆　法

| 件　　名 | 提出日 | 衆　　議　　院 | | | | | 参　議　院 | | 公布日<br>番　号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣　旨<br>説　明 | 委　　員　　会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結　果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提　案<br>理　由 | 質　疑 | 議決日<br>結　果 | 議決日<br>結　果 | | 議決日<br>結　果 | |
| 東日本大震災からの復興の推進のための復興整備事業の実施に必要な権利者による土地等の処分の迅速化に関する法律案（黄川田徹君外7名提出、第183回国会衆法第49号） | (25. 6.24) | | 25. 8. 2 | | | 8. 7<br>閉会中<br>審査 | | | |

## 【第185回国会】

### (1) 委員名簿（45人）

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 委員長 | 秋葉 | 賢也君 | 自民 | | | | |
| 理　事 | あかま | 二郎君 | 自民 | 理　事 | 橘 | 慶一郎君 | 自民 |
| 理　事 | 寺田 | 稔君 | 自民 | 理　事 | 長島 | 忠美君 | 自民 |
| 理　事 | 西村 | 明宏君 | 自民 | 理　事 | 黄川田 | 徹君 | 民主 |
| 理　事 | 椎木 | 保君 | 維新 | 理　事 | 高木 | 美智代君 | 公明 |
| | 石川 | 昭政君 | 自民 | | 小田原 | 潔君 | 自民 |
| | 大久保 | 三代君 | 自民 | | 勝沼 | 栄明君 | 自民 |
| | 門 | 博文君 | 自民 | | 菅家 | 一郎君 | 自民 |
| | 菅野 | さちこ君 | 自民 | | 黄川田 | 仁志君 | 自民 |
| | 小泉 | 進次郎君 | 自民 | | 小林 | 鷹之君 | 自民 |
| | 今野 | 智博君 | 自民 | | 佐々木 | 紀君 | 自民 |
| | 桜井 | 宏君 | 自民 | | 島田 | 佳和君 | 自民 |
| | 鈴木 | 憲和君 | 自民 | | 瀬戸 | 隆一君 | 自民 |
| | 高橋 | ひなこ君 | 自民 | | 津島 | 淳君 | 自民 |
| | 冨樫 | 博之君 | 自民 | | 中川 | 俊直君 | 自民 |
| | 橋本 | 英教君 | 自民 | | 藤原 | 崇君 | 自民 |
| | 玄葉 | 光一郎君 | 民主 | | 郡 | 和子君 | 民主 |
| | 階 | 猛君 | 民主 | | 福田 | 昭夫君 | 民主 |
| | 足立 | 康史君 | 維新 | | 小熊 | 慎司君 | 維新 |
| | 三木 | 圭恵君 | 維新 | | 村岡 | 敏英君 | 維新 |
| | 石田 | 祝稔君 | 公明 | | 中野 | 洋昌君 | 公明 |
| | 椎名 | 毅君 | みんな | | 林 | 宙紀君 | みんな |
| | 高橋 | 千鶴子君 | 共産 | | 畑 | 浩治君 | 生活 |

### (2) 設置の目的

東日本大震災からの復興に当たり、その総合的対策を樹立するため

### (3) 議案審査

付託された議案は、議員提出法律案１件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

**東日本大震災からの復興の推進のための復興整備事業の実施に必要な権利者による土地等の処分の迅速化に関する法律案**（黄川田徹君外７名提出、第183回国会衆法第49号）

○　**要旨**

（第183回国会参照）

○　**審査結果**

継続審査

《議案審査一覧》

衆　法

| 件　　名 | 提出日 | 衆　議　院 | | | | | 参　議　院 | | 公布日<br>番　号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣　旨<br>説　明 | 委　員　会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結　果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提　案<br>理　由 | 質　疑 | 議決日<br>結　果 | 議決日<br>結　果 | | 議決日<br>結　果 | |
| 東日本大震災からの復興の推進のための復興整備事業の実施に必要な権利者による土地等の処分の迅速化に関する法律案（黄川田徹君外7名提出、第183回国会衆法第49号） | (25. 6.24) | | 25.10.15 | | | 12. 6<br>閉会中<br>審査 | | | |

## (4) 国政調査

国政調査では、質疑及び委員派遣が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

### ○　主な質疑内容

- 岩手県が立地候補地となっている国際リニアコライダー計画に対する文部科学省の取組
- 避難指示解除区域への帰還の際の個人による線量管理の体制
- 福島県内の医師不足に対する具体的改善策
- 中間貯蔵施設の建設用地を国有化し、その建設を進める必要性についての復興大臣の考え方
- 健康管理調査の対象となっていない関東地方の子供たちへの調査の必要性
- 現在計画されている除染の実施後の更なる取組として、国費を投入し除染を行う必要性
- 東京電力福島第一原子力発電所事故により事業を休止している病院の負担を解消するため、法人税の特例措置の適用を検討する必要性
- みなし仮設住宅の入居者から賃貸料を徴取するのではなく復興公営住宅として取り扱い、家賃を低減することを検討する必要性
- 復興事業に係る用地取得の加速化のため、特例を認める立法措置の検討についての復興大臣の見解

## (5) 委員派遣

| 派遣日 | 派遣地名 | 派　遣　目　的 | 派遣委員 |
|---|---|---|---|
| (閉会中)<br>平成<br>25.12.18<br>～ 12.19 | 福島県、岩手県、宮城県 | 東日本大震災の復旧・復興状況等調査 | 11人 |

## 27　原子力問題調査特別委員会

### 【第183回国会】

#### (1) 委員名簿（40人）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 委員長 | 森 | 英介君 | 自民 | | |
| 理　事 | 伊藤 | 信太郎君 | 自民 | 理　事 | 塩崎 | 恭久君 | 自民 |
| 理　事 | 鈴木 | 馨祐君 | 自民 | 理　事 | 髙鳥 | 修一君 | 自民 |
| 理　事 | 牧原 | 秀樹君 | 自民 | 理　事 | 古川 | 元久君 | 民主 |
| 理　事 | 足立 | 康史君 | 維新 | 理　事 | 江田 | 康幸君 | 公明 |
| | 大久保 | 三代君 | 自民 | | 大島 | 理森君 | 自民 |
| | 川田 | 隆君 | 自民 | | 菅家 | 一郎君 | 自民 |
| | 菅野 | さちこ君 | 自民 | | 北川 | 知克君 | 自民 |
| | 佐々木 | 紀君 | 自民 | | 佐藤 | 勉君 | 自民 |
| | 白石 | 徹君 | 自民 | | 田中 | 良生君 | 自民 |
| | 髙木 | 毅君 | 自民 | | 中村 | 裕之君 | 自民 |
| | 額賀 | 福志郎君 | 自民 | | 細田 | 健一君 | 自民 |
| | 細田 | 博之君 | 自民 | | 宮澤 | 博行君 | 自民 |
| | 宮下 | 一郎君 | 自民 | | 簗 | 和生君 | 自民 |
| | 玄葉 | 光一郎君 | 民主 | | 近藤 | 洋介君 | 民主 |
| | 篠原 | 孝君 | 民主 | | 馬淵 | 澄夫君 | 民主 |
| | 小熊 | 慎司君 | 維新 | | 木下 | 智彦君 | 維新 |
| | 西田 | 譲君 | 維新 | | 伊佐 | 進一君 | 公明 |
| | 斉藤 | 鉄夫君 | 公明 | | 柿沢 | 未途君 | みんな |
| | 椎名 | 毅君 | みんな | | 笠井 | 亮君 | 共産 |
| | 玉城 | デニー君 | 生活 | | | | |

#### (2) 設置の目的

原子力に関する諸問題を調査するため

#### (3) 議案審査

本委員会は「『原子力問題調査特別委員会』の設置に関する申合せ」（平成25年１月24日議院運営委員会理事会）により、法律案を付託しての審査は行わないこととされている。

#### (4) 国政調査

国政調査では、質疑が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

**○　主な質疑内容**

・　東京電力福島原子力発電所事故調査委員会（以下「国会事故調」という。）の調査内容及び活動並びに東京電力福島第一原子力発電所事故の原因分析に対する海外の評価

・　東京電力福島第一原子力発電所事故の原因の全容が解明されていない状況下で導入される、原子力発電所に関する新規制基準の実効性
・　国会事故調報告書作成の基礎資料となった関係者からの聴取資料、提出資料の公開の是非
・　独立行政法人原子力安全基盤機構（ＪＮＥＳ）の原子力規制庁への統合の早期実現に向けた取組の必要性
・　東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた中長期ロードマップに係る取組状況
・　我が国の使用済核燃料の最終処分の在り方
・　新規制基準におけるシビアアクシデント対策について、旧基準と比較した安全に係る哲学の違い
・　新規制基準の施行後に再稼働の決定を行う際、立地自治体等関係者の再稼働に向けた理解を得るための方策
・　原子力災害対策指針に基づく地域防災計画が策定されない限り原発の再稼働は認めるべきでないとの考えに対する原子力規制委員会委員長の見解
・　日本原子力発電株式会社敦賀発電所の敷地内破砕帯について、原子力規制委員会の下に置かれた「敦賀発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合」の評価結果に対する同委員会における審議状況
・　高速増殖原型炉「もんじゅ」の機器の保守点検漏れが１万件近く発覚した問題及び発電事業からの撤退を含めた「もんじゅ」に係る見直しの方向性

(5) 参考人

| 出頭日 | 職　　業 | 氏　　名 | 審査・調査案件 |
|---|---|---|---|
| 平成<br>25. 4. 8 | 元東京電力福島原子力発電所事故調査委員会委員長<br>政策研究大学院大学アカデミックフェロー | 黒川　　清君 | 原子力問題に関する件 |
| | 元東京電力福島原子力発電所事故調査委員会委員<br>神戸大学名誉教授 | 石橋　克彦君 | |
| | 元東京電力福島原子力発電所事故調査委員会委員<br>元放射線医学総合研究所主任研究官 | 崎山比早子君 | |
| | 元東京電力福島原子力発電所事故調査委員会委員<br>預金保険機構理事 | 櫻井　正史君 | |
| | 元東京電力福島原子力発電所事故調査委員会委員<br>株式会社島津製作所シニアフェロー | 田中　耕一君 | |
| | 元東京電力福島原子力発電所事故調査委員会委員<br>科学ジャーナリスト | 田中　三彦君 | |
| | 元東京電力福島原子力発電所事故調査委員会委員<br>中央大学法科大学院教授<br>弁護士 | 野村　修也君 | |
| | 元東京電力福島原子力発電所事故調査委員会委員<br>大熊町商工会会長 | 蜂須賀禮子君 | |
| | 元東京電力福島原子力発電所事故調査委員会委員<br>社会システム・デザイナー | 横山　禎徳君 | |
| 4.19 | 東京電力株式会社代表執行役社長 | 廣瀬　直己君 | |
| 5.16 | 独立行政法人日本原子力研究開発機構理事長 | 鈴木　篤之君 | |
| | 東京電力株式会社代表執行役社長 | 廣瀬　直己君 | |
| | 東京電力株式会社代表執行役副社長 | 相澤　善吾君 | |
| 5.28 | 東京電力株式会社代表執行役社長 | 廣瀬　直己君 | |
| 6.21 | 東京電力株式会社代表執行役副社長 | 相澤　善吾君 | |

## 【第184回国会】

### (1) 委員名簿（40人）

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 委員長 | 森 | 英介君 | 自民 | | | |
| 理　事 | 伊藤 | 信太郎君 | 自民 | 理　事 | 塩崎 | 恭久君　自民 |
| 理　事 | 鈴木 | 馨祐君 | 自民 | 理　事 | 髙鳥 | 修一君　自民 |
| 理　事 | 牧原 | 秀樹君 | 自民 | 理　事 | 古川 | 元久君　民主 |
| 理　事 | 足立 | 康史君 | 維新 | 理　事 | 江田 | 康幸君　公明 |
| | 大久保 | 三代君 | 自民 | | 大島 | 理森君　自民 |
| | 川田 | 隆君 | 自民 | | 菅家 | 一郎君　自民 |
| | 菅野 | さちこ君 | 自民 | | 岸 | 信夫君　自民 |
| | 北川 | 知克君 | 自民 | | 佐々木 | 紀君　自民 |
| | 佐藤 | 勉君 | 自民 | | 白石 | 徹君　自民 |
| | 田中 | 良生君 | 自民 | | 中村 | 裕之君　自民 |
| | 額賀 | 福志郎君 | 自民 | | 細田 | 健一君　自民 |
| | 細田 | 博之君 | 自民 | | 宮澤 | 博行君　自民 |
| | 宮下 | 一郎君 | 自民 | | 簗 | 和生君　自民 |
| | 玄葉 | 光一郎君 | 民主 | | 近藤 | 洋介君　民主 |
| | 篠原 | 孝君 | 民主 | | 馬淵 | 澄夫君　民主 |
| | 小熊 | 慎司君 | 維新 | | 木下 | 智彦君　維新 |
| | 西田 | 譲君 | 維新 | | 伊佐 | 進一君　公明 |
| | 斉藤 | 鉄夫君 | 公明 | | 柿沢 | 未途君　みんな |
| | 椎名 | 毅君 | みんな | | 笠井 | 亮君　共産 |
| | 玉城 | デニー君 | 生活 | | | |

### (2) 設置の目的

原子力に関する諸問題を調査するため

### (3) 議案審査

本委員会は「『原子力問題調査特別委員会』の設置に関する申合せ」（平成25年１月24日議院運営委員会理事会）により、法律案を付託しての審査は行わないこととされている。

## 【第185回国会】

### (1) 委員名簿（40人）

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 委員長 | 森 | 英介君 | 自民 | | | | |
| 理　事 | 塩崎 | 恭久君 | 自民 | 理　事 | 鈴木 | 馨祐君 | 自民 |
| 理　事 | 鈴木 | 淳司君 | 自民 | 理　事 | 宮下 | 一郎君 | 自民 |
| 理　事 | 山際 | 大志郎君 | 自民 | 理　事 | 中川 | 正春君 | 民主 |
| 理　事 | 足立 | 康史君 | 維新 | 理　事 | 江田 | 康幸君 | 公明 |
| | うえの賢一郎君 | | 自民 | | 大久保 | 三代君 | 自民 |
| | 大島 | 理森君 | 自民 | | 川田 | 隆君 | 自民 |
| | 菅家 | 一郎君 | 自民 | | 菅野 | さちこ君 | 自民 |
| | 北村 | 茂男君 | 自民 | | 佐々木 | 紀君 | 自民 |
| | 齋藤 | 健君 | 自民 | | 白石 | 徹君 | 自民 |
| | 新谷 | 正義君 | 自民 | | 中村 | 裕之君 | 自民 |
| | 丹羽 | 秀樹君 | 自民 | | 額賀 | 福志郎君 | 自民 |
| | 細田 | 健一君 | 自民 | | 細田 | 博之君 | 自民 |
| | 宮澤 | 博行君 | 自民 | | 簗 | 和生君 | 自民 |
| | 渡辺 | 孝一君 | 自民 | | 荒井 | 聰君 | 民主 |
| | 生方 | 幸夫君 | 民主 | | 辻元 | 清美君 | 民主 |
| | 馬淵 | 澄夫君 | 民主 | | 小熊 | 慎司君 | 維新 |
| | 木下 | 智彦君 | 維新 | | 西田 | 譲君 | 維新 |
| | 斉藤 | 鉄夫君 | 公明 | | 中野 | 洋昌君 | 公明 |
| | 椎名 | 毅君 | みんな | | 笠井 | 亮君 | 共産 |
| | 村上 | 史好君 | 生活 | | | | |

### (2) 設置の目的

原子力に関する諸問題を調査するため

### (3) 議案審査

本委員会は「『原子力問題調査特別委員会』の設置に関する申合せ」（平成25年１月24日議院運営委員会理事会）により、法律案を付託しての審査は行わないこととされている。

### (4) 国政調査

国政調査では、質疑及び視察が行われた。主な質疑内容は、次のとおりである。

#### ○　主な質疑内容

- 原子力発電について新規制基準にとどまらない安全文化を創る必要性及び新規制基準に適合さえすれば良いという新たな安全神話が生まれるおそれ
- 東京電力福島第一原子力発電所周辺地域への避難住民の帰還について、帰還する住民の具体的な線量管理の方法及び子供や妊婦などの帰還者への特別な配慮の必要性
- 多核種除去設備（ＡＬＰＳ）で処理した汚染水の海洋放出に対する見解

・　東京電力福島第一原子力発電所事故の収束作業の現状
・　原子力政策を担う人材の確保及び育成の在り方
・　東京電力福島第一原子力発電所４号機の使用済燃料プールからの燃料取出しの実施状況及び今後の具体的スケジュール並びに取出しに伴う作業員の安全確保対策
・　国際放射線防護委員会（ＩＣＲＰ）勧告が示している放射線防護基準値の根拠
・　全ての貯蔵タンク内汚染水のＡＬＰＳによる処理を平成26年度中に終了させる計画の達成見込み
・　保留していた柏崎刈羽原発の新規制基準への適合性審査を原子力規制委員会が開始することとした理由
・　原子力規制委員会設置法により設置が規定されている原子炉安全専門審査会、核燃料安全専門審査会及び放射線審議会がいまだに設置されていない理由及びこれらの設置見込み時期

**（5）参考人**

| 出頭日 | 職　　業 | 氏　　名 | 審査・調査案件 |
|---|---|---|---|
| 平成<br>25.11.14 | 東京電力株式会社代表執行役社長 | 廣瀬　直己君 | 原子力問題に関する件 |
| 11.21 | 東京電力株式会社代表執行役社長 | 廣瀬　直己君 | |

**（6）視察**

| 視察日 | 視察地名 | 視　察　目　的 | 視察委員 |
|---|---|---|---|
| 平成<br>25.11.25 | 福島県 | 原子力問題に関する実情調査 | 11人 |

**原子力問題調査特別委員会（第185回国会）**

## 28　国家安全保障に関する特別委員会

### 【第185回国会】

#### (1) 委員名簿（40人）

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 委員長 | 額賀　福志郎君 | 自民 | | | | |
| 理　事 | 今津　　寛君 | 自民 | 理　事 | 岩屋　　毅君 | 自民 |
| 理　事 | 城内　　実君 | 自民 | 理　事 | 左藤　　章君 | 自民 |
| 理　事 | 中谷　　元君 | 自民 | 理　事 | 大島　　敦君 | 民主 |
| 理　事 | 藤井　　孝男君 | 維新 | 理　事 | 上田　　勇君 | 公明 |
| | 池田　　道孝君 | 自民 | | 大塚　　拓君 | 自民 |
| | 大野　敬太郎君 | 自民 | | 小池　百合子君 | 自民 |
| | 鈴木　　馨祐君 | 自民 | | 薗浦　健太郎君 | 自民 |
| | 津島　　淳君 | 自民 | | 辻　　清人君 | 自民 |
| | 寺田　　稔君 | 自民 | | 中谷　　真一君 | 自民 |
| | 中山　　泰秀君 | 自民 | | 西銘　恒三郎君 | 自民 |
| | 野中　　厚君 | 自民 | | 橋本　　岳君 | 自民 |
| | 星野　　剛士君 | 自民 | | 牧島　かれん君 | 自民 |
| | 町村　　信孝君 | 自民 | | 松本　　洋平君 | 自民 |
| | 山際　大志郎君 | 自民 | | 後藤　　祐一君 | 民主 |
| | 近藤　　昭一君 | 民主 | | 長島　　昭久君 | 民主 |
| | 渡辺　　周君 | 民主 | | 桜内　　文城君 | 維新 |
| | 丸山　　穂高君 | 維新 | | 山田　　宏君 | 維新 |
| | 大口　　善徳君 | 公明 | | 遠山　　清彦君 | 公明 |
| | 畠中　　光成君 | みんな | | 赤嶺　　政賢君 | 共産 |
| | 玉城　デニー君 | 生活 | | | |

#### (2) 設置の目的

国家安全保障に関連する諸法案を審査するため

#### (3) 議案審査

付託された議案は、内閣提出法律案２件（うち継続審査１件）及び議員提出法律案３件で、審査の概況は、次のとおりである。

**①　安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案**（内閣提出、第183回国会閣法第75号）

**○　要旨**

安全保障会議の名称を国家安全保障会議に改め、その審議事項を国家安全保障に関する重要事項に拡充し、国家安全保障に関する外交政策及び防衛政策の基本方針等の一定の事項について内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣及び内閣官房長官により同会議の審議を行うことができることとするほか、内閣官房に国家安全保障局を設置すること等により、同会議の審議体制を強化するもの

○　**主な質疑内容**

・　現行の安全保障会議を改組し国家安全保障会議を創設する理由

・　関係行政機関から同会議への資料等の提供規定を義務規定とする必要性

・　国家安全保障担当内閣総理大臣補佐官と内閣官房長官、国家安全保障局長、内閣危機管理監との役割分担

○　**参考人からの意見の聴取**

○　**審査結果**

修正（附帯決議）

**＜修正内容＞**

国家安全保障会議に諮ることとされている事項のうち、武力攻撃事態等及び周辺事態への対処、自衛隊の活動、国防並びに重大緊急事態への対処に関する重要事項は、内閣総理大臣が必要と認めるものについて同会議に諮らなければならないこととすること等

**②　特定秘密の保護に関する法律案**（内閣提出第９号）

○　**要旨**

我が国の安全保障に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるものについて、当該情報の保護に関し、特定秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定めるもの

○　**主な質疑内容**

・　特定秘密の指定等に関する妥当性をチェックする第三者機関の設置の意向の有無

・　外交上の密約や東日本大震災、原発事故への対応等が特定秘密に該当する可能性

・　国会の国政調査権との関係

○　**参考人からの意見の聴取**

○　**委員派遣及び意見陳述者からの意見の聴取**

○　**審査結果**

修正

**＜修正内容＞**

「安全保障」を「国の存立に関わる外部からの侵略等に対して国家及び国民の安全を保障すること」と定義すること、特定秘密を指定することができる行政機関を限定すること等

**③　行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案**（枝野幸男君外２名提出、衆法第１号）

○　**要旨**

国の行政機関及び独立行政法人等に関する情報公開制度を充実した内容のものとするため、開示情報の拡大、開示決定等の期限の短縮、内閣総理大臣の勧告制度の導入、事後救済制度の強化等を行うもの

○　**主な質疑内容**

・　特定秘密保護法案との同時成立の必要性

・　本法律案に規定されている「知る権利」の法的性質

・　開示を要求されている情報等が特定秘密に指定されている場合にインカメラ審理を実施する可能性

○　**参考人からの意見の聴取**

○　**委員派遣及び意見陳述者からの意見の聴取**
○　**審査結果**
継続審査

**④　特別安全保障秘密の適正な管理に関する法律案**（渡辺周君外２名提出、衆法第11号）

○　**要旨**
外国の政府又は国際機関と情報を共有する観点から外交又は国際的なテロリズムの防止に関する情報のうち秘匿することが必要かつ不可欠である情報について、当該情報の適正な管理に関し、特別安全保障秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定めるもの

○　**主な質疑内容**（④及び⑤の２件について）
・　報道機関の取材の自由に対する配慮についての特定秘密保護法案との違い
・　特定秘密保護法案の別表記載の「特定有害活動の防止に関する事項」が、特別安全保障秘密適正管理法案には規定されていない理由
・　情報適正管理委員会の構成員や在り方

○　**委員派遣及び意見陳述者からの意見の聴取**
○　**審査結果**
継続審査

**⑤　情報適正管理委員会設置法案**（渡辺周君外２名提出、衆法第12号）

○　**要旨**
特別安全保障秘密の適正な管理を行うため、情報適正管理委員会の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めるもの

○　**主な質疑内容**
（④参照）

○　**委員派遣及び意見陳述者からの意見の聴取**
○　**審査結果**
継続審査

《議案審査一覧》

閣　法

| 件名 | 提出日 | 衆議院 | | | | | 参議院 | | 公布日<br>番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣旨説明 | 委員会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提案理由 | 質疑 | 議決日<br>結果 | 議決日<br>結果 | | 議決日<br>結果 | |
| 安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第183回国会閣法第75号） | (25. 6. 7) | 25.10.25 | 10.22<br>(注)<br>10.28 | 10.28<br>10.30<br>〜<br>11. 1<br>11. 5<br>11. 6 | 11. 6<br>修正(多)<br>(賛-自民・民主・維新・公明・みんな)<br>(反-共産・生活)<br>(附) | 11. 7<br>修正 | 国家安保特<br>11.25<br>可決<br>(附) | 11.27<br>可決 | 12. 4<br>法89号 |
| 特定秘密の保護に関する法律案（内閣提出第9号） | 10.25 | 11. 7 | 11. 7<br>11. 7 | 11. 8<br>11.11<br>〜<br>11.15<br>11.19<br>〜<br>11.21<br>11.25(㊍)<br>11.26 | 11.26<br>修正(多)<br>(賛-自民・公明・みんな)<br>(反-共産)<br>(欠-民主・維新・生活) | 11.26<br>修正 | 国家安保特<br>12. 5<br>可決 | 12. 6<br>可決 | 12.13<br>法108号 |

（注）同日、内閣委員会から付託替え

衆　法

| 件名 | 提出日 | 衆議院 | | | | | 参議院 | | 公布日<br>番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣旨説明 | 委員会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提案理由 | 質疑 | 議決日<br>結果 | 議決日<br>結果 | | 議決日<br>結果 | |
| 行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案（枝野幸男君外2名提出、衆法第1号） | 25.10.25 | 11. 7 | 11. 7<br>11. 7 | 11. 8<br>11.11<br>〜<br>11.15<br>11.19<br>〜<br>11.21<br>11.25(㊍)<br>11.26 | | 12. 6<br>閉会中<br>審査 | | | |
| 特別安全保障秘密の適正な管理に関する法律案（渡辺周君外2名提出、衆法第11号） | 11.19 | | 11.20<br>11.20 | 11.21<br>11.25(㊍)<br>11.26 | | 12. 6<br>閉会中<br>審査 | | | |
| 情報適正管理委員会設置法案（渡辺周君外2名提出、衆法第12号） | 11.19 | | 11.20<br>11.20 | 11.21<br>11.25(㊍)<br>11.26 | | 12. 6<br>閉会中<br>審査 | | | |

### （4）参考人・意見陳述者

#### ①　参考人

| 出頭日 | 職　　業 | 氏　　名 | 審査・調査案件 |
|---|---|---|---|
| 平成25.10.31 | 立命館大学客員教授 | 宮家　邦彦君 | 安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第183回国会） |
| | ＮＰＯ国際地政学研究所理事長 | 柳澤　協二君 | |
| | 双日総合研究所上席客員研究員 | 永岩　俊道君 | |
| | 慶應義塾大学法学部教授 | 細谷　雄一君 | |
| 11.13 | 東京大学大学院法学政治学研究科教授 | 長谷部恭男君 | 特定秘密の保護に関する法律案（内閣提出）<br>行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案（枝野幸男君外２名提出） |
| | 上智大学文学部新聞学科教授 | 田島　泰彦君 | |
| | 早稲田大学客員教授 | 春名　幹男君 | |
| | 法政大学人間環境学部教授 | 永野　秀雄君 | |
| 11.19 | 独立総合研究所代表取締役社長 | 青山　繁晴君 | |
| | 特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス理事長 | 三木由希子君 | |
| | 評論家・ジャーナリスト<br>一般社団法人アジア自由民主連帯協議会副会長 | 西村　幸祐君 | |
| | 首都大学東京法科大学院教授 | 前田　雅英君 | |

#### ②　意見陳述者

| 期日 | 場所 | 職　　業 | 氏　　名 | 意見を聴取した問題 |
|---|---|---|---|---|
| 平成25.11.25 | 福島県 | 浪江町長 | 馬場　　有君 | 特定秘密の保護に関する法律案（内閣提出）、行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案（枝野幸男君外２名提出）、特別安全保障秘密の適正な管理に関する法律案（渡辺周君外２名提出）及び情報適正管理委員会設置法案（渡辺周君外２名提出）について |
| | | 福島県弁護士会副会長 | 槇　　裕康君 | |
| | | 桜の聖母短期大学キャリア教養学科教授 | 二瓶由美子君 | |
| | | 株式会社東北エンタープライズ会長 | 名嘉　幸照君 | |
| | | いわき短期大学特任教授 | 畠中　信義君 | |
| | | 弁護士 | 荒木　　貢君 | |
| | | いわき市議会議員 | 佐藤　和良君 | |

### （5）委員派遣

| 派遣日 | 派遣地名 | 派 遣 目 的 | 派遣委員 |
|---|---|---|---|
| 平成<br>25.11.25 | 福島県 | 特定秘密の保護に関する法律案（内閣提出）、行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案（枝野幸男君外２名提出）、特別安全保障秘密の適正な管理に関する法律案（渡辺周君外２名提出）及び情報適正管理委員会設置法案（渡辺周君外２名提出）の審査 | 16人 |

国家安全保障に関する特別委員会（第185回国会）

## 29　政治倫理審査会

### 【第183回国会】

#### (1) 委員名簿（25人）

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 会　長 | 村上　誠一郎君 | 自民 | | | | |
| 幹　事 | 髙木　　毅君 | 自民 | 幹　事 | 大口　　善徳君 | 公明 |
| | 秋元　　司君 | 自民 | | 越智　　隆雄君 | 自民 |
| | 大塚　　高司君 | 自民 | | 櫻田　　義孝君 | 自民 |
| | 鈴木　　憲和君 | 自民 | | 田野瀬　太道君 | 自民 |
| | 根本　　幸典君 | 自民 | | 平沢　　勝栄君 | 自民 |
| | 藤丸　　敏君 | 自民 | | 古川　　禎久君 | 自民 |
| | 星野　　剛士君 | 自民 | | 牧島　かれん君 | 自民 |
| | 三ッ林　裕巳君 | 自民 | | 御法川　信英君 | 自民 |
| | 後藤　　斎君 | 民主 | | 長島　　昭久君 | 民主 |
| | 古本　伸一郎君 | 民主 | | 上西　小百合君 | 維新 |
| | 高橋　　みほ君 | 維新 | | 松浪　　健太君 | 維新 |
| | 國重　　徹君 | 公明 | | 小池　　政就君 | みんな |

#### (2) 事案審査

事案の審査は行われなかった。

## 【第184回国会】

### (1) 委員名簿（25人）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 会　長 | 村上　誠一郎君 | 自民 | | | |
| 幹　事 | 大口　　善徳君 | 公明 | 秋元　　司君 | 自民 |
| | 越智　　隆雄君 | 自民 | 大塚　　高司君 | 自民 |
| | 櫻田　　義孝君 | 自民 | 鈴木　　憲和君 | 自民 |
| | 田野瀬　太道君 | 自民 | 永岡　　桂子君 | 自民 |
| | 根本　　幸典君 | 自民 | 平沢　　勝栄君 | 自民 |
| | 藤丸　　敏君 | 自民 | 古川　　禎久君 | 自民 |
| | 星野　　剛士君 | 自民 | 牧島　かれん君 | 自民 |
| | 三ッ林　裕巳君 | 自民 | 御法川　信英君 | 自民 |
| | 後藤　　斎君 | 民主 | 長島　　昭久君 | 民主 |
| | 古本　伸一郎君 | 民主 | 上西　小百合君 | 維新 |
| | 高橋　　みほ君 | 維新 | 松浪　　健太君 | 維新 |
| | 國重　　徹君 | 公明 | 小池　　政就君 | みんな |

### (2) 事案審査

事案の審査は行われなかった。

## 【第185回国会】

### (1) 委員名簿（25人）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 会　長 | 村上　誠一郎君 | 自民 | | | |
| | あべ　　俊子君 | 自民 | 大塚　　高司君 | 自民 |
| | 鈴木　　憲和君 | 自民 | 田野瀬　太道君 | 自民 |
| | 永岡　　桂子君 | 自民 | 長島　　忠美君 | 自民 |
| | 根本　　幸典君 | 自民 | 平沢　　勝栄君 | 自民 |
| | 藤丸　　敏君 | 自民 | 星野　　剛士君 | 自民 |
| | 牧島　かれん君 | 自民 | 松野　　博一君 | 自民 |
| | 松本　　純君 | 自民 | 三ッ林　裕巳君 | 自民 |
| | 御法川　信英君 | 自民 | 古川　　元久君 | 民主 |
| | 山口　　壯君 | 民主 | 山井　　和則君 | 民主 |
| | 高橋　　みほ君 | 維新 | 中田　　宏君 | 維新 |
| | 西田　　譲君 | 維新 | 漆原　　良夫君 | 公明 |
| | 濱村　　進君 | 公明 | 井坂　　信彦君 | みんな |

### (2) 事案審査

事案の審査は行われなかった。

# 第4

# 憲法審査会

# 第４　憲法審査会

憲法審査会は、日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制について広範かつ総合的に調査を行い、憲法改正原案、日本国憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案等を審査する機関である。

## 【第183回国会】

### １　委員名簿（50人）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 会　長 | 保利　耕輔君 | 自民 | |
| 幹　事 | 伊藤　達也君 | 自民 | |
| 幹　事 | 中谷　　元君 | 自民 | |
| 幹　事 | 平沢　勝栄君 | 自民 | |
| ※幹　事 | 武正　公一君 | 民主 | |
| 幹　事 | 斉藤　鉄夫君 | 公明 | |
| | 上杉　光弘君 | 自民 | |
| | 大塚　　拓君 | 自民 | |
| | 鈴木　馨祐君 | 自民 | |
| | 髙鳥　修一君 | 自民 | |
| | 土屋　品子君 | 自民 | |
| | 土井　　亨君 | 自民 | |
| | 西川　京子君 | 自民 | |
| | 野田　　毅君 | 自民 | |
| | 鳩山　邦夫君 | 自民 | |
| | 松本　洋平君 | 自民 | |
| | 保岡　興治君 | 自民 | |
| | 山本ともひろ君 | 自民 | |
| | 篠原　　孝君 | 民主 | |
| | 三日月　大造君 | 民主 | |
| | 伊東　信久君 | 維新 | |
| | 新原　秀人君 | 維新 | |
| | 三木　圭恵君 | 維新 | |
| | 濵地　雅一君 | 公明 | |
| | 畠中　光成君 | みんな | |
| | 鈴木　克昌君 | 生活 | |
| 幹　事 | 岸　　信夫君 | 自民 | |
| 幹　事 | 葉梨　康弘君 | 自民 | |
| 幹　事 | 船田　　元君 | 自民 | |
| 幹　事 | 馬場　伸幸君 | 維新 | |
| | 泉原　保二君 | 自民 | |
| | 衛藤　征士郎君 | 自民 | |
| | 河野　太郎君 | 自民 | |
| | 高木　宏壽君 | 自民 | |
| | 棚橋　泰文君 | 自民 | |
| | 土屋　正忠君 | 自民 | |
| | 徳田　　毅君 | 自民 | |
| | 西村　明宏君 | 自民 | |
| | 馳　　浩君 | 自民 | |
| | 原田　憲治君 | 自民 | |
| | 武藤　容治君 | 自民 | |
| | 山下　貴司君 | 自民 | |
| | 大島　　敦君 | 民主 | |
| | 古川　元久君 | 民主 | |
| | 山口　　壯君 | 民主 | |
| | 坂本　祐之輔君 | 維新 | |
| | 西野　弘一君 | 維新 | |
| | 大口　善徳君 | 公明 | |
| | 小池　政就君 | みんな | |
| | 笠井　　亮君 | 共産 | |

※は、会長代理（平成23年11月17日の憲法審査会幹事会における申合せにより、会長が野党第一党の幹事の中から指名）

### ２　議案審査

付託された議案は、議員提出法律案１件で、審査の概況は、次のとおりである。

**日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案**（馬場伸幸君外３名提出、衆法第14号）

**○　要旨**

憲法改正案に係る国民投票の投票権年齢を選挙権年齢等に先行して18歳に引き下げるとともに、専ら憲法改正案に対する賛成若しくは反対の投票等の勧誘又は憲法改正に関する意見の表明等としてなされる公務員の行為について国家公務員法等の規定の適用除外を定めるもの

**○　審査結果**

継続審査

**《議案審査一覧》**

**衆　法**

| 件　　名 | 提出日 | 衆議院 | | | | | 参議院 | | 公布日<br>番　号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣　旨<br>説　明 | 委員会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結　果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提　案<br>理　由 | 質　疑 | 議決日<br>結　果 | 議決日<br>結　果 | | 議決日<br>結　果 | |
| 日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案（馬場伸幸君外3名提出、衆法第14号） | 25. 5.16 | | 6.24 | | | 6.26<br>閉会中<br>審査 | | | |

## ３　国政調査

国政調査では、自由討議が行われた。主な発言内容は、次のとおりである。

**○　主な発言内容**

〈日本国憲法第１章～第11章及び前文並びに緊急事態等の論点について〉

・　天皇の元首性並びに国旗・国歌及び元号を憲法に明記することの是非
・　集団的自衛権行使の容認の是非及び憲法における自衛隊の位置付け
・　環境権など新しい人権を追加することの是非及び「公共の福祉」の規定の在り方
・　二院制の是非及び国会議員の選出方法（一票の格差の問題を含む）
・　首相のリーダーシップ強化の方策と首相公選制の是非及び国会の行政監視機能の強化並びに公務員制度改革の必要性
・　憲法裁判所の設置の是非並びに裁判官の身分保障及び最高裁判所裁判官の国民審査制度の在り方
・　国会による財政統制の在り方及び第89条と習俗的行事や私学への公費支出との関係
・　「地方自治の本旨」の明文化、道州制の導入及び定住外国人の地方参政権の是非
・　憲法改正の発議要件の緩和及び第96条を先行して改正することの是非
・　第97条や憲法尊重擁護義務規定の意義及び憲法前文の在り方
・　緊急事態条項を設けることの是非及び裁判官弾劾制度の在り方

〈憲法改正国民投票法の附則に定められた検討課題（いわゆる「３つの宿題」）について〉

・　選挙権年齢・成年年齢の18歳への引下げ時期及び若年者に対する憲法教育・消費者教育の在り方
・　国民投票運動時における公務員の政治的行為の範囲及び一般的国民投票制度の導入の是非

## 【第184回国会】

### 1　委員名簿（50人）

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 会　長 | 保利　耕輔君 | 自民 | | | | | |
| 幹　事 | 伊藤　達也君 | 自民 | 幹　事 | 岸　信夫君 | 自民 | | |
| 幹　事 | 中谷　元君 | 自民 | 幹　事 | 葉梨　康弘君 | 自民 | | |
| 幹　事 | 平沢　勝栄君 | 自民 | 幹　事 | 船田　元君 | 自民 | | |
| ※幹　事 | 武正　公一君 | 民主 | 幹　事 | 馬場　伸幸君 | 維新 | | |
| 幹　事 | 斉藤　鉄夫君 | 公明 | | 泉原　保二君 | 自民 | | |
| | 上杉　光弘君 | 自民 | | 衛藤　征士郎君 | 自民 | | |
| | 大塚　拓君 | 自民 | | 河野　太郎君 | 自民 | | |
| | 鈴木　馨祐君 | 自民 | | 高木　宏壽君 | 自民 | | |
| | 髙鳥　修一君 | 自民 | | 棚橋　泰文君 | 自民 | | |
| | 土屋　品子君 | 自民 | | 土屋　正忠君 | 自民 | | |
| | 土井　亨君 | 自民 | | 徳田　毅君 | 自民 | | |
| | 西川　京子君 | 自民 | | 西村　明宏君 | 自民 | | |
| | 野田　毅君 | 自民 | | 馳　浩君 | 自民 | | |
| | 鳩山　邦夫君 | 自民 | | 原田　憲治君 | 自民 | | |
| | 松本　洋平君 | 自民 | | 武藤　容治君 | 自民 | | |
| | 保岡　興治君 | 自民 | | 山下　貴司君 | 自民 | | |
| | 山本ともひろ君 | 自民 | | 大島　敦君 | 民主 | | |
| | 篠原　孝君 | 民主 | | 古川　元久君 | 民主 | | |
| | 三日月　大造君 | 民主 | | 山口　壯君 | 民主 | | |
| | 伊東　信久君 | 維新 | | 坂本　祐之輔君 | 維新 | | |
| | 新原　秀人君 | 維新 | | 西野　弘一君 | 維新 | | |
| | 三木　圭恵君 | 維新 | | 大口　善徳君 | 公明 | | |
| | 濵地　雅一君 | 公明 | | 小池　政就君 | みんな | | |
| | 畠中　光成君 | みんな | | 笠井　亮君 | 共産 | | |
| | 鈴木　克昌君 | 生活 | | | | | |

※は、会長代理（平成23年11月17日の憲法審査会幹事会における申合せにより、会長が野党第一党の幹事の中から指名）

### 2　議案審査

付託された議案は、議員提出法律案１件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

**日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案**（馬場伸幸君外３名提出、第183回国会衆法第14号）

**○　要旨**

（第183回国会参照）

**○　審査結果**

継続審査

《議案審査一覧》

衆　法

| 件　　名 | 提出日 | 衆　　議　　院 | | | | | 参　議　院 | | 公布日<br>番　号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣　旨<br>説　明 | 委　　員　　会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結　果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提　案<br>理　由 | 質　疑 | 議決日<br>結　果 | 議決日<br>結　果 | | 議決日<br>結　果 | |
| 日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案（馬場伸幸君外3名提出、第183回国会衆法第14号） | (25. 5.16) | | 25. 8. 2 | | | 8. 7<br>閉会中<br>審査 | | | |

## ３　議員海外派遣

| 派遣議員団 | 派遣期間 | 派遣国名 | 派　遣　目　的 | 派遣議員 |
|---|---|---|---|---|
| 衆議院欧州各国憲法及び国民投票制度調査議員団 | （閉会中）<br>平成25. 9.12<br>～　9.22 | ドイツ、チェコ、イタリア | 欧州各国の憲法及び国民投票制度に関する実情調査 | ９人 |

## 【第185回国会】

### 1　委員名簿（50人）

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 会　長 | 保利　　耕輔君 | 自民 | | | | | |
| 幹　事 | 伊藤　　達也君 | 自民 | 幹　事 | 齋藤　　健君 | 自民 |
| 幹　事 | 中谷　　元君 | 自民 | 幹　事 | 平井　たくや君 | 自民 |
| 幹　事 | 平沢　　勝栄君 | 自民 | 幹　事 | 船田　　元君 | 自民 |
| ※幹　事 | 武正　　公一君 | 民主 | 幹　事 | 馬場　　伸幸君 | 維新 |
| 幹　事 | 北側　　一雄君 | 公明 | | 泉原　　保二君 | 自民 |
| | 上杉　　光弘君 | 自民 | | 衛藤　征士郎君 | 自民 |
| | 大塚　　高司君 | 自民 | | 大塚　　拓君 | 自民 |
| | 城内　　実君 | 自民 | | 河野　　太郎君 | 自民 |
| | 佐藤　　勉君 | 自民 | | 鈴木　　馨祐君 | 自民 |
| | 田中　　和徳君 | 自民 | | 高木　　宏壽君 | 自民 |
| | 棚橋　　泰文君 | 自民 | | 土屋　　正忠君 | 自民 |
| | 西村　　明宏君 | 自民 | | 野田　　毅君 | 自民 |
| | 馳　　浩君 | 自民 | | 鳩山　　邦夫君 | 自民 |
| | 原田　　憲治君 | 自民 | | 福井　　照君 | 自民 |
| | 松本　　洋平君 | 自民 | | 武藤　　容治君 | 自民 |
| | 保岡　　興治君 | 自民 | | 山下　　貴司君 | 自民 |
| | 山本ともひろ君 | 自民 | | 枝野　　幸男君 | 民主 |
| | 長島　　昭久君 | 民主 | | 長妻　　昭君 | 民主 |
| | 古本　伸一郎君 | 民主 | | 細野　　豪志君 | 民主 |
| | 伊東　　信久君 | 維新 | | 坂本　祐之輔君 | 維新 |
| | 新原　　秀人君 | 維新 | | 西野　　弘一君 | 維新 |
| | 三木　　圭恵君 | 維新 | | 大口　　善徳君 | 公明 |
| | 斉藤　　鉄夫君 | 公明 | | 小池　　政就君 | みんな |
| | 畠中　　光成君 | みんな | | 笠井　　亮君 | 共産 |
| | 鈴木　　克昌君 | 生活 | | | |

※は、会長代理（平成23年11月17日の憲法審査会幹事会における申合せにより、会長が野党第一党の幹事の中から指名）

### 2　議案審査

付託された議案は、議員提出法律案１件（継続審査）で、審査の概況は、次のとおりである。

**日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案**（馬場伸幸君外３名提出、第183回国会衆法第14号）

**○　要旨**

（第183回国会参照）

**○　審査結果**

継続審査

《議案審査一覧》

衆　法

| 件　　名 | 提出日 | 衆　議　院 | | | | | 参　議　院 | | 公布日<br>番　号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 趣　旨<br>説　明 | 委　員　会 | | | 本会議 | 委員会名<br>議決日<br>結　果 | 本会議 | |
| | | | 付託日<br>提　案<br>理　由 | 質　疑 | 議決日<br>結　果 | 議決日<br>結　果 | | 議決日<br>結　果 | |
| 日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案（馬場伸幸君外3名提出、第183回国会衆法第14号） | (25. 5.16) | | 25.10.15 | | | 12. 6<br>閉会中<br>審査 | | | |

３　国政調査

国政調査では、海外派遣報告及びこれに関連して参加委員からの発言があったほか、委員間の自由討議が行われた。その主な内容は、次のとおりである。

○　海外派遣参加委員の発言の主な内容

・　ドイツにおける連邦憲法裁判所の民主的正統性の在り方及びワイマール憲法の教訓と基本法の永久禁止条項
・　チェコ憲法での憲法改正要件と公務員の投票運動の状況
・　イタリアにおける国民投票の在り方及び二院制改革等のための憲法改正の動向

○　自由討議の主な内容

・　訪問国の憲法改正の実情を踏まえ、我が国においても憲法改正国民投票法のいわゆる「３つの宿題」を早急に解決し、憲法改正の議論を進める必要性
・　憲法に対する国民の愛着心についての議論

# 第5

# 請願等

# 第５　請願等

## １　請願審議の概況等

### 【第183回国会】

第183回国会に提出された請願は、1,859件（200種類）であり、このうち件数の多かったものは、「腎疾患総合対策の早期確立に関する請願」172件、「障害者福祉についての新たな法制に関する請願」151件、「難病、小児慢性疾患、長期慢性疾患の総合対策を求めることに関する請願」117件、「教育費負担の公私間格差をなくし、子供たちに行き届いた教育を求める私学助成に関する請願」72件、「てんかんのある人とその家族の生活を支えることに関する請願」43件などであった。

請願者の総数は、1,205万1,130人であった。

６月25日及び26日、各委員会及び憲法審査会において請願の審査が行われ、委員会において348件（５種類）の請願が採択の上内閣に送付すべきものと議決された。次いで、同日の本会議において「法務局・更生保護官署・入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願」外347件が採択され、即日これを内閣に送付した。

また、第183回国会に受領し、各委員会及び憲法審査会に参考送付した陳情書は182件、意見書は2,227件であった。

| 委員会名 | 請願 | | | | | | 陳情書参考送付 | 意見書参考送付 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 委員会 | | | | | 本会議 | | |
| | 付託 | 採択 | 議決不要 | 審査未了 | 取下 | 採択 | | |
| 内閣 | 97 | 0 | 0 | 97 | 0 | 0 | 17 | 219 |
| 総務 | 10 | 0 | 0 | 10 | 0 | 0 | 11 | 247 |
| 法務 | 125 | 35 | 0 | 90 | 0 | 35 | 34 | 40 |
| 外務 | 51 | 0 | 0 | 51 | 0 | 0 | 9 | 97 |
| 財務金融 | 136 | 0 | 0 | 136 | 0 | 0 | 5 | 52 |
| 文部科学 | 224 | 0 | 0 | 224 | 0 | 0 | 12 | 147 |
| 厚生労働 | 918 | 313 | 0 | 605 | 0 | 313 | 22 | 649 |
| 農林水産 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 10 | 237 |
| 経済産業 | 83 | 0 | 0 | 83 | 0 | 0 | 6 | 160 |
| 国土交通 | 79 | 0 | 0 | 79 | 0 | 0 | 16 | 119 |
| 環境 | 24 | 0 | 0 | 24 | 0 | 0 | 11 | 78 |
| 安全保障 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 10 |
| 予算 | 10 | 0 | 0 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 議院運営 | 2 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 災害対策特 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 35 |
| 倫理選挙特 | 23 | 0 | 0 | 23 | 0 | 0 | 6 | 29 |
| 沖縄北方特 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 4 |
| 青少年特 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 拉致問題特 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 32 |
| 消費者問題特 | 16 | 0 | 0 | 16 | 0 | 0 | 2 | 5 |
| 震災復興特 | 21 | 0 | 0 | 21 | 0 | 0 | 8 | 62 |
| 憲法審査会 | 39 | 0 | 0 | 39 | 0 | 0 | 6 | 3 |
| 計 | 1,859 | 348 | 0 | 1,511 | 0 | 348 | 182 | 2,227 |

※１　「採択」は「採択の上内閣に送付」を示す。

２　付託された請願、参考送付された陳情書・意見書がない委員会は掲載していない。

## 【第184回国会】

請願及び陳情書は会期が短いため受理されなかった。

また、各委員会及び憲法審査会に参考送付された意見書は1,001件であった。

## 【第185回国会】

第185回国会に提出された請願は、739件（127種類）であり、このうち件数の多かったものは、「過労死防止基本法の制定に関する請願」38件、「保険でよい歯科医療の実現を求めることに関する請願」30件、「所得税法第五十六条の廃止に関する請願」26件、「子ども・被災者支援法の幅広い適用と具体的な施策の実施に関する請願」24件、「秘密保護法制定反対に関する請願」24件などであった。

請願者の総数は、335万435人であった。

12月６日、各委員会及び憲法審査会において請願の審査が行われ、委員会において10件（３種類）の請願が採択の上内閣に送付すべきものと議決された。次いで、同日の本会議において「法務局・更生保護官署・入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願」外９件が採択され、即日これを内閣に送付した。

また、第185回国会に受領し、各委員会及び憲法審査会に参考送付した陳情書は157件、意見書は2,550件であった。

| 委員会名 | 請願 | | | | | | 陳情書参考送付 | 意見書参考送付 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 委員会 | | | | | 本会議 | | |
| | 付託 | 採択 | 議決不要 | 審査未了 | 取下 | 採択 | | |
| 内閣 | 66 | 0 | 0 | 66 | 0 | 0 | 10 | 742 |
| 総務 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 14 | 239 |
| 法務 | 38 | 8 | 0 | 30 | 0 | 8 | 19 | 22 |
| 外務 | 24 | 0 | 0 | 24 | 0 | 0 | 5 | 14 |
| 財務金融 | 111 | 0 | 0 | 111 | 0 | 0 | 10 | 75 |
| 文部科学 | 69 | 0 | 0 | 69 | 0 | 0 | 12 | 258 |
| 厚生労働 | 241 | 1 | 0 | 240 | 0 | 1 | 24 | 235 |
| 農林水産 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 6 | 57 |
| 経済産業 | 35 | 0 | 0 | 35 | 0 | 0 | 12 | 38 |
| 国土交通 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 13 | 134 |
| 環境 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 596 |
| 安全保障 | 2 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 3 | 12 |
| 災害対策特 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 36 |
| 倫理選挙特 | 2 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 1 | 2 |
| 沖縄北方特 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |
| 青少年特 | 17 | 0 | 0 | 17 | 0 | 0 | 0 | 6 |
| 拉致問題特 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| 消費者問題特 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 7 |
| 震災復興特 | 37 | 0 | 0 | 37 | 0 | 0 | 6 | 52 |
| 国家安全 | 47 | 0 | 0 | 47 | 0 | 0 | 5 | 5 |
| 憲法審査会 | 46 | 0 | 0 | 46 | 0 | 0 | 8 | 16 |
| 計 | 738 | 10 | 0 | 728 | 0 | 10 | 157 | 2,550 |

※１　「採択」は「採択の上内閣に送付」を示す。

２　請願には、上記以外に付託前の取下げが１件ある。

３　付託された請願、参考送付された陳情書・意見書がない委員会は掲載していない。

## 2　採択された請願の概要

### 【第183回国会】

#### ◇法務委員会

**○法務局・更生保護官署・入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願（21件）**

法務局、更生保護官署、入国管理官署、少年院施設の定員を増員されたい。

**○裁判所の人的・物的充実に関する請願（14件）**

1　裁判所職員の人的体制を整備すること。
2　裁判所施設を充実させること。

#### ◇厚生労働委員会

**○腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（172件）**

1　腎疾患の発症と重症化予防に向けた総合的な対策が進むように努めること。
2　介護が必要な腎臓病患者が介護保険を利用できるように検討すること。とりわけ通院困難な透析患者の通院を保障する体制の公的な整備を検討すること。
3　どこで大災害が発生しても人工透析治療を受けることができるように努めること。
4　腎臓に対する再生医療の研究が進むように努めること。

**○難病、小児慢性疾患、長期慢性疾患の総合対策を求めることに関する請願（117件）**

1　医療、福祉、年金、介護、就労支援などを含めた総合的な難病対策の実現を急ぐこと。
2　高額療養費制度の見直しを行い、患者負担を軽減すること。生涯にわたって治療を必要とする難病や長期慢性疾患の医療費助成施策の充実を図ること。
3　難病・慢性疾患の子供たちの医療費助成制度の拡充、特別支援教育の充実を進めること。特に小児慢性特定疾患治療研究事業対象者の大人への移行期支援の充実を図ること。
4　全国どこに住んでいても我が国の進んだ医療が安心して受けられるよう、専門医療の充実を図るとともに、医師、看護師、医療スタッフの不足による医療の地域不平等の解消を急ぐこと。
5　都道府県難病相談・支援センターの活動の充実と患者・家族団体の活動を支援し、難病問題についての国民的な理解を促進するため、全国難病相談・支援センターの設置を検討すること。

**○Ｂ型・Ｃ型肝炎への対策に関する請願（24件）**

1　Ｂ型・Ｃ型肝炎患者が適切な治療を受けられるよう、定期検査の促進など環境を整備すること。
2　集団予防接種が原因とされるＢ型肝炎感染被害者の和解を着実に進めること。

## 【第184回国会】

採択された請願はなかった。

## 【第185回国会】

### ◇法務委員会

**○法務局・更生保護官署・入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願（８件）**

法務局、更生保護官署、入国管理官署、少年院施設の定員を増員されたい。

### ◇厚生労働委員会

**○難病、小児慢性疾患、長期慢性疾患の総合対策を求めることに関する請願（１件）**

１　医療、福祉、年金、介護、就労支援などを含めた総合的な難病対策の実現を急ぐこと。

２　高額療養費制度の見直しを行い、患者負担を軽減すること。生涯にわたって治療を必要とする難病や長期慢性疾患の医療費助成施策の充実を図ること。

３　難病・慢性疾患の子供たちの医療費助成制度の拡充、特別支援教育の充実を進めること。特に小児慢性特定疾患治療研究事業対象者の大人への移行期支援の充実を図ること。

４　全国どこに住んでいても我が国の進んだ医療が安心して受けられるよう、専門医療の充実を図るとともに、医師、看護師、医療スタッフの不足による医療の地域不平等の解消を急ぐこと。

５　都道府県難病相談・支援センターの活動の充実と患者・家族団体の活動を支援し、難病問題についての国民的な理解を促進するため、全国難病相談・支援センターの設置を検討すること。

### ◇沖縄及び北方問題に関する特別委員会

**○北方領土返還促進に関する請願（１件）**

１　国民運動を支えるのは、「絶対に北方四島の返還を実現する」という日本政府の毅然とした態度である。改めて国会において、北方四島の返還を求める決議をすること。

２　ロシア政府との返還交渉を加速させること。交渉に当たっては国民の要望を受けとめ、「北方四島の返還なくして日ロ平和条約の締結はあり得ない」との原点に立ち、毅然たる姿勢で敏速かつ誠意を持って取り組むこと。

# 第6

# 予備的調査

# 第６　予備的調査

## １　予備的調査制度の概要

「予備的調査」とは、衆議院の委員会が行う審査又は調査のために、委員会がいわゆる下調査として衆議院調査局長又は衆議院法制局長に命じて行わせるものであり、平成10年から実施されている。

## ２　平成25年における予備的調査の概要等

平成25年における予備的調査の命令はなかった。

# 第7

# 衆議院改革の動き

# 第７　衆議院改革の動き

## 議会制度協議会

衆議院改革に係る諸問題については、衆議院議会制度に関する協議会（以下「議会制度協議会」という。）を中心に検討が進められている。

議会制度協議会は、第51回国会昭和41年３月10日の議院運営委員会の決定により設置された。同協議会は、議長の諮問機関として、議院運営委員会の委員長、理事等で構成され、議長及び副議長出席のもと、構成員相互の間で、その時の当面の問題ばかりでなく、議会制度全般の問題について、時には党派の立場を離れて大所高所の観点から率直な意見の交換を行っている。

議会制度協議会においては、これまでに、「国会法の改正問題」「議院の運営上の問題」「政治倫理の問題」「国会の制度改革の問題」等議会制度に関わる各般の問題について幅広く協議されている。

# 第8

# 国際交流

# 第８　国際交流

## １　議員海外派遣

平成25年の議員海外派遣は以下のとおりである。

### 【第183回国会閉会中】

| 渡航(派遣)期間 | 国名 | 派遣の目的 | 派遣議員名 |
|---|---|---|---|
| 平成<br>25. 7.24<br>～ 7.31 | アイルランド<br>スペイン<br>ポルトガル<br>フランス | ＧＩＩＰＳ諸国における経済及び財政状況並びに財政危機への対応等に関する調査 | 山本　有二君、伊藤　達也君、<br>岩屋　　毅君、遠藤　利明君、<br>西銘恒三郎君、坂本祐之輔君、<br>石田　祝稔君 |

### 【第184回国会閉会中】

| 渡航(派遣)期間 | 国名 | 派遣の目的 | 派遣議員名 |
|---|---|---|---|
| 平成<br>25. 8.19<br>～ 8.29 | ギリシャ<br>キプロス<br>イタリア<br>スペイン | 欧州各国における議会制度及び政治経済事情調査 | 髙木　　毅君、平沢　勝栄君、<br>古川　禎久君、秋元　　司君、<br>櫻田　義孝君、渡辺　　周君、<br>石関　貴史君、大口　善徳君、<br>越智　隆雄君 |
| 8.19<br>～ 8.27 | タイ<br>ブータン<br>インド<br>ミャンマー | 南部アジア地域各国の外交・安全保障・政治経済事情調査及び友好親善促進 | 河井　克行君、原田　義昭君、<br>岸　　信夫君、小熊　慎司君、<br>佐藤　茂樹君 |
| 8.21<br>～ 8.30 | スウェーデン<br>エストニア<br>デンマーク<br>ドイツ | 欧州各国における番号制度の運用及び警察制度等調査 | 平井たくや君、田中　良生君、<br>若井　康彦君、松田　　学君、<br>高木美智代君、大熊　利昭君 |
| 8.24<br>～ 9. 4 | ブラジル<br>アルゼンチン<br>ペルー | ペルー共和国親善訪問並びにアルゼンチン共和国及びブラジル連邦共和国における政治経済事情等調査 | 赤松　広隆副議長、<br>松原　　仁君 |
| 8.26<br>～ 8.31 | フィリピン<br>シンガポール<br>インドネシア | 東南アジア各国における財政金融経済事情等調査 | 金田　勝年君、逢沢　一郎君、<br>竹本　直一君、安住　　淳君、<br>上田　　勇君、山之内　毅君 |
| 8.26<br>～ 9. 2 | 米国 | 米国における司法・法務事情等の調査 | 石田　真敏君、奥野　信亮君、<br>若宮　健嗣君、田嶋　　要君、<br>西田　　譲君、遠山　清彦君、<br>椎名　　毅君 |

| 渡航(派遣)期間 | 国名 | 派遣の目的 | 派遣議員名 |
|---|---|---|---|
| 平成<br>25. 8.29<br>～ 9. 7 | デンマーク<br>英国<br>フランス | 欧州各国における再生医療に対する取り組み及び医薬品のインターネット販売問題等に関する実情調査 | 松本　純君、上川　陽子君、<br>西川　京子君、髙鳥　修一君、<br>古屋　範子君、中根　康浩君、<br>高橋千鶴子君 |
| 9. 1<br>～ 9. 8 | フィンランド<br>デンマーク<br>ドイツ | 欧州各国における環境保全状況等の調査 | 土屋　品子君、北川　知克君、<br>冨岡　勉君、篠原　孝君、<br>河野　正美君 |
| 9. 3<br>～ 9.10 | フランス<br>スペイン<br>スイス | 欧州各国における地方行財政制度及び情報通信等調査 | 山口　泰明君、橋本　岳君、<br>黄川田　徹君、佐藤　正夫君 |
| 9. 5<br>～ 9.11 | 米国<br>アルゼンチン<br>ペルー | 米国、アルゼンチン及びペルーにおける教育、文化芸術及びスポーツ振興に関する調査 | 松野　博一君、萩生田光一君、<br>永岡　桂子君、笠　浩史君、<br>鈴木　望君、浮島　智子君 |
| 9. 7<br>～ 9.15 | ポーランド<br>ドイツ<br>スペイン<br>イタリア | 欧州各国における議会制度、公文書管理及び政治経済事情調査 | 佐藤　勉君、徳田　毅君、<br>大塚　高司君、大塚　拓君、<br>後藤　斎君、松浪　健太君 |
| 9. 8<br>～ 9.14 | ベトナム<br>マレーシア<br>インドネシア | ベトナム、マレーシア及びインドネシアにおける農林水産事情等調査 | 森山　裕君、宮腰　光寛君、<br>小里　泰弘君、伊藤　忠彦君、<br>村岡　敏英君、福田　昭夫君 |
| 9. 9<br>～ 9.17 | 英国<br>ベルギー<br>ルクセンブルク<br>フランス | 欧州各国等における決算行政監視等の実情調査 | 谷畑　孝君、今村　雅弘君、<br>松本　文明君、武藤　容治君、<br>柚木　道義君、吉川　元君 |
| 9.12<br>～ 9.22 | ドイツ<br>チェコ<br>イタリア | 欧州各国の憲法及び国民投票制度に関する実情調査 | 保利　耕輔君、武正　公一君、<br>船田　元君、中谷　元君、<br>伊東　信久君、斉藤　鉄夫君、<br>畠中　光成君、笠井　亮君、<br>鈴木　克昌君 |
| 9.19<br>～ 9.26 | フランス<br>英国<br>ギリシャ<br>モナコ<br>ドイツ | 欧州各国における政治経済事情調査 | 佐藤　勉君、御法川信英君、<br>薗浦健太郎君、郡　和子君、<br>小沢　鋭仁君、山内　康一君 |

## 2　国際会議及び出席議員

平成25年の国際会議及び出席議員は以下のとおりである。

### 【第182回国会閉会中】

| 会議期間 | 開　催　地 | 会　議　名 | 出　席　議　員　名 |
|---|---|---|---|
| 平成<br>25. 1.27<br>～ 1.31 | ロシア<br>（ウラジオストク） | 第21回アジア・太平洋議員フォーラム（ＡＰＰＦ）総会 | 今村　雅弘君、後藤　　斎君、<br>今井　雅人君、伊藤　　渉君 |

### 【第183回国会開会中】

| 会議期間 | 開　催　地 | 会　議　名 | 出　席　議　員　名 |
|---|---|---|---|
| 平成<br>25. 2.13 | 日本<br>（東京） | 第34回日本・ＥＵ議員会議 | 保利　耕輔君、中川　正春君、<br>秋元　　司君、伊藤信太郎君、<br>うえの賢一郎君、衛藤征士郎君、<br>大塚　　拓君、鴨下　一郎君、<br>北村　誠吾君、後藤田正純君、<br>島田　佳和君、竹本　直一君、<br>橘　慶一郎君、平井たくや君、<br>星野　剛士君、保岡　興治君、<br>玄葉光一郎君、渡辺　　周君、<br>浦野　靖人君、小熊　慎司君、<br>村上　政俊君、伊藤　　渉君、<br>輿水　恵一君、柿沢　未途君 |
| 3.22<br>～ 3.27 | エクアドル<br>（キト） | 第128回ＩＰＵ会議 | 上杉　光弘君、津村　啓介君、<br>伊藤信太郎君、浮島　智子君、<br>阪口　直人君 |
| 5.28<br>～ 5.29 | ベルギー<br>（ブリュッセル） | ＷＴＯに関する議員会議・第28回運営委員会 | 御法川信英君 |

### 【第184回国会閉会中】

| 会議期間 | 開　催　地 | 会　議　名 | 出　席　議　員　名 |
|---|---|---|---|
| 平成<br>25. 9. 6<br>～ 9. 8 | 英国<br>（ロンドン） | 第12回Ｇ８下院議長会議 | 伊吹　文明議長 |
| 10. 7<br>～10. 9 | スイス<br>（ジュネーブ） | 第129回ＩＰＵ会議 | 上杉　光弘君、長妻　　昭君、<br>赤枝　恒雄君、菅家　一郎君 |

【第185回国会開会中】

| 会議期間 | 開　催　地 | 会　議　名 | 出　席　議　員　名 |
|---|---|---|---|
| 平成<br>25.11.14<br>～11.15 | 米国<br>（ニューヨーク） | 第68回国連総会の際のＩＰＵ議会人会合 | 河井　克行君 |

【第185回国会閉会中】

| 会議期間 | 開　催　地 | 会　議　名 | 出　席　議　員　名 |
|---|---|---|---|
| 平成<br>25.12.10<br>～12.11 | フランス<br>（ストラスブール） | 第35回日本・ＥＵ議員会議・準備会合 | 保利　耕輔君、小池百合子君 |

欧州議会対日交流議員団の衆議院議長表敬（衆議院議長応接室）

第34回日本・ＥＵ議員会議（衆議院国際会議室）

## 3　国賓・公賓等の国会訪問及び行事

平成25年の国賓・公賓等の国会訪問及び行事は以下のとおりである。

**【第183回国会開会中】**

| 来訪日 | 国公賓等別 | 賓　　客 | 行　　事 |
|---|---|---|---|
| 平成<br>25. 2.25 | 参議院招待 | ピオ・ガルシア＝エスクデロ・マルケス<br>スペイン上院議長 | 衆議院議長表敬<br>参議院議長表敬 |
| 2.27 | 実務訪問賓客 | アルマズベク・アタムバエフ<br>キルギス共和国大統領 | 衆議院議長表敬 |
| 4. 9 | 公式実務訪問<br>賓　　客 | エンリケ・ペニャ・ニエト<br>メキシコ合衆国大統領 | 衆議院議長表敬<br>参議院議長表敬 |
| 6. 7 | 国　　賓 | フランソワ・オランド<br>フランス共和国大統領 | 参議院議場演説 |

**【第184回国会閉会中】**

| 来訪日 | 国公賓等別 | 賓　　客 | 行　　事 |
|---|---|---|---|
| 平成<br>25. 9.13 | 公式実務訪問<br>賓　　客 | ノロブ・アルタンホヤグ<br>モンゴル国首相 | 衆議院議長表敬<br>参議院議長表敬 |
| 9.19 | 参議院招待 | ターヘル・マスリー<br>ヨルダン・ハシェミット王国上院議長 | 衆議院議長表敬<br>参議院議長表敬 |

**【第185回国会開会中】**

| 来訪日 | 国公賓等別 | 賓　　客 | 行　　事 |
|---|---|---|---|
| 平成<br>25.10.24 | 参議院招待 | レベッカ・アリトゥワラ・カダガ<br>ウガンダ共和国国民議会議長 | 衆議院議長表敬<br>参議院議長表敬 |
| 11.27 | 参議院招待 | パーニー・ヤートートゥ<br>ＡＳＥＡＮ議員会議（ＡＩＰＡ）議長 | 衆議院議長表敬<br>参議院議長表敬 |

## ４　正式招待による訪日外国国会議員団

平成25年の正式招待による訪日外国国会議員団は以下のとおりである。

**【第183回国会開会中】**

| 議 員 団 名 | 団長名及び招待人数 | 滞在期間 | 招 待 者 |
|---|---|---|---|
| コートジボワール共和国国民議会議長一行 | キバフォリ・ギヨーム・ソロ<br>国民議会議長<br>外９名 | 平成<br>25. 3.22～ 3.27 | 衆議院議長 |
| カナダ下院議長一行 | アンドリュー・シーア<br>下院議長<br>外６名 | 5.12～ 5.18 | 衆議院議長 |

**【第184回国会閉会中】**

| 議 員 団 名 | 団長名及び招待人数 | 滞在期間 | 招 待 者 |
|---|---|---|---|
| ニュージーランド国会議長一行 | デービッド・カーター<br>国会議長<br>外７名 | 平成<br>25.10. 6～10.12 | 衆議院議長 |

**【第185回国会開会中】**

| 議 員 団 名 | 団長名及び招待人数 | 滞在期間 | 招 待 者 |
|---|---|---|---|
| ミャンマー連邦共和国下院（国民代表院）議長一行 | トゥラ・シュエ・マン<br>下院（国民代表院）議長<br>外９名 | 平成<br>25.11.28～12. 3 | 衆議院議長 |

## ５　各委員会の委員長又は委員と訪日外国国会議員団等との懇談

平成25年の各委員会の委員長又は委員と訪日外国国会議員団等との懇談は以下のとおりである。

**【第183回国会開会中】**

| 来訪日 | 来　　訪　　者 | 懇　談　者 |
|---|---|---|
| 平成<br>25. 2. 6 | 国連難民高等弁務官 | 外務委員会 |
| 2.19 | 欧州議会外務委員会副委員長 | 外務委員長 |
| 2.26 | ルーマニア外務大臣 | 外務委員長 |
| 3. 5 | デンマーク王国国会法務委員会一行 | 法務委員会 |
| 3. 7 | デンマーク王国国会外交政策委員会一行 | 外務委員会 |
| 3. 7 | エストニア共和国国防軍司令官 | 安全保障委員長 |
| 3.19 | パレスチナ自治政府ガザ地区行政官（ＪＩＣＡ研修員）一行 | 外務委員長 |
| 3.26 | 米国上院外交委員会筆頭委員 | 外務委員会 |
| 3.27 | 欧州議会外務委員会委員長 | 外務委員長 |
| 4. 1 | ロシア連邦国家院エネルギー委員会一行 | 経済産業委員会 |
| 4.25 | インドネシア共和国国会第六委員会一行 | 経済産業委員会 |
| 5. 7 | イラク共和国首相府顧問会議議長 | 外務委員長 |
| 5. 9 | ドイツ連邦議会経済技術委員会一行 | 経済産業委員会 |
| 5.16 | スペイン下院外交委員会一行 | 外務委員会 |
| 5.17 | 米国北朝鮮政策特別代表一行 | 外務委員長 |
| 5.23 | リビア制憲議会教育委員会一行 | 文部科学委員会 |
| 5.27 | 大韓民国国会女性家族委員会一行 | 青少年問題に関する特別委員会 |
| 6. 7 | フランス共和国農業・食品産業・森林大臣付食品産業担当大臣一行 | 農林水産委員会 |
| 6.13 | 米国国務次官補代理（日本・韓国問題担当） | 外務委員長 |

**【第183回国会閉会中】**

| 来訪日 | 来　　訪　　者 | 懇　談　者 |
|---|---|---|
| 平成<br>25. 7.30 | 台湾衛生福利部政務次長 | 厚生労働委員長 |

【第184回国会開会中】

| 来訪日 | 来　　訪　　者 | 懇　談　者 |
|---|---|---|
| 平成<br>25. 8. 7 | イラン・イスラム共和国国会議員（産業委員会委員） | 経済産業委員長 |

【第184回国会閉会中】

| 来訪日 | 来　　訪　　者 | 懇　談　者 |
|---|---|---|
| 平成<br>25. 8.26 | 香港特別行政区立法会・貧困問題小委員会一行 | 厚生労働委員長代理<br>理事 |
| 9. 4 | スウェーデン王国国会議員一行 | 憲法審査会会長 |
| 9.13 | イラク共和国国会財務委員会委員長 | 予算委員長 |

【第185回国会開会中】

| 来訪日 | 来　　訪　　者 | 懇　談　者 |
|---|---|---|
| 平成<br>25.10.28 | 欧州連合外務・安全保障政策上級代表兼欧州委員会副委員長一行 | 外務委員長 |
| 10.30 | スウェーデン王国社会民主労働党党首 | 厚生労働委員長 |
| 11. 7 | 国際連合大学学長（国際連合事務次長） | 外務委員長 |
| 11.11 | 欧州委員会農業・農村開発担当委員一行 | 農林水産委員長 |
| 11.14 | リビア制憲議会憲法審査委員会一行 | 憲法審査会会長 |
| 11.27 | 欧州委員会環境総局国際関係局長 | 環境委員長 |

【第185回国会閉会中】

| 来訪日 | 来　　訪　　者 | 懇　談　者 |
|---|---|---|
| 平成<br>25.12.16 | ポルトガル共和国国会議員 | 厚生労働委員長 |

※　懇談者欄の「○○委員会」は、委員長、理事及び委員、「○○委員長」は委員長のみの懇談を表すものである。

# 国会関係資料

## 1　各会派所属議員数及び役員一覧

### (1) 各会派所属議員数及び会派の動き（召集日現在）

第183回国会
召集日
平成25. 1.28

| 会派名 | 議員数 |
|---|---|
| 自由民主党 | 294 |
| 民主党・無所属クラブ | 56 |
| 日本維新の会 | 54 |
| 公明党 | 31 |
| みんなの党 | 18 |
| 日本共産党 | 8 |
| 生活の党 | 7 |
| 社会民主党・市民連合 | 2 |
| 無所属 | 10 |
| 欠員 | 0 |
| 計 | 480 |

第184回国会
召集日
平成25. 8. 2

| 会派名 | 議員数 |
|---|---|
| 自由民主党 | 294 |
| 民主党・無所属クラブ | 56 |
| 日本維新の会 | 53 |
| 公明党 | 31 |
| みんなの党 | 18 |
| 日本共産党 | 8 |
| 生活の党 | 7 |
| 社会民主党・市民連合 | 2 |
| 無所属 | 11 |
| 欠員 | 0 |
| 計 | 480 |

第185回国会
召集日
平成25.10.15

| 会派名 | 議員数 |
|---|---|
| 自由民主党 | 294 |
| 民主党・無所属クラブ | 56 |
| 日本維新の会 | 53 |
| 公明党 | 31 |
| みんなの党 | 17 |
| 日本共産党 | 8 |
| 生活の党 | 7 |
| 社会民主党・市民連合 | 2 |
| 無所属 | 12 |
| 欠員 | 0 |
| 計 | 480 |

## (2) 衆議院役員等一覧

【第183回国会】

| 役職名 | | 氏名（会派） | 備考 |
|---|---|---|---|
| 議長 | | 伊吹文明君 | |
| 副議長 | | 赤松広隆君 | |
| 常任委員長 | 内閣委員長 | 平井たくや君（自民） | |
| | 総務委員長 | 北側一雄君（公明） | |
| | 法務委員長 | 石田真敏君（自民） | |
| | 外務委員長 | 河井克行君（自民） | |
| | 財務金融委員長 | 金田勝年君（自民） | |
| | 文部科学委員長 | 松野博一君（自民） | |
| | 厚生労働委員長 | 松本純君（自民） | |
| | 農林水産委員長 | 森山裕君（自民） | |
| | 経済産業委員長 | 富田茂之君（公明） | |
| | 国土交通委員長 | 金子恭之君（自民） | |
| | 環境委員長 | 吉野正芳君（自民） | |
| | 安全保障委員長 | 武田良太君（自民） | |
| | 国家基本政策委員長 | 山本公一君（自民） | |
| | 予算委員長 | 山本有二君（自民） | |
| | 決算行政監視委員長 | 谷畑孝君（維新） | |
| | 議院運営委員長 | 佐田玄一郎君（自民） | 平成25. 7. 1 辞任 |
| | 懲罰委員長 | 近藤昭一君（民主） | |
| 特別委員長 | 災害対策特別委員長 | 坂本剛二君（自民） | 平成25. 1.28 設置、就任 |
| | 政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長 | 保岡興治君（自民） | 同上 |
| | 沖縄及び北方問題に関する特別委員長 | 荒井聰君（民主） | 同上 |
| | 青少年問題に関する特別委員長 | 松島みどり君（自民） | 同上 |
| | 海賊行為への対処並びに国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員長 | 西村眞悟君（維新※）<br>山田宏君（維新） | 平成25. 1.28 設置、就任<br>※平成25. 5.17から無所属<br>平成25. 5.23 辞任<br>同日 就任 |
| | 北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長 | 山本拓君（自民） | 平成25. 1.28 設置、就任 |
| | 消費者問題に関する特別委員長 | 吉川貴盛君（自民） | 同上 |
| | 科学技術・イノベーション推進特別委員長 | 渡海紀三朗君（自民） | 同上 |
| | 東日本大震災復興特別委員長 | 後藤田正純君（自民） | 同上 |
| | 原子力問題調査特別委員長 | 森英介君（自民） | 同上 |
| 憲法審査会会長 | | 保利耕輔君（自民） | |
| 政治倫理審査会会長 | | 村上誠一郎君（自民） | |
| 事務総長 | | 鬼塚誠君 | |

【第184回国会】

| 役職名 | | 氏名（会派） | 備考 |
|---|---|---|---|
| 議長 | | 伊吹文明君 | |
| 副議長 | | 赤松広隆君 | |
| 常任委員長 | 内閣委員長 | 平井たくや君（自民） | |
| | 総務委員長 | 北側一雄君（公明） | |
| | 法務委員長 | 石田真敏君（自民） | |
| | 外務委員長 | 河井克行君（自民） | |
| | 財務金融委員長 | 金田勝年君（自民） | |
| | 文部科学委員長 | 松野博一君（自民） | |
| | 厚生労働委員長 | 松本純君（自民） | |
| | 農林水産委員長 | 森山裕君（自民） | |
| | 経済産業委員長 | 富田茂之君（公明） | |
| | 国土交通委員長 | 金子恭之君（自民） | |
| | 環境委員長 | 吉野正芳君（自民） | |
| | 安全保障委員長 | 武田良太君（自民） | 平成25．9.30　辞任 |
| | 国家基本政策委員長 | 山本公一君（自民） | |
| | 予算委員長 | 山本有二君（自民） | |
| | 決算行政監視委員長 | 谷畑孝君（維新） | |
| | 議院運営委員長 | 髙木毅君（自民） | 平成25．8．2　就任<br>平成25．9.30　辞任 |
| | 懲罰委員長 | 近藤昭一君（民主） | |
| 特別委員長 | 災害対策特別委員長 | 坂本剛二君（自民） | 平成25．8．2　設置、就任 |
| | 政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長 | 保岡興治君（自民） | 同上 |
| | 沖縄及び北方問題に関する特別委員長 | 荒井聰君（民主） | 同上 |
| | 青少年問題に関する特別委員長 | 松島みどり君（自民） | 同上 |
| | 海賊行為への対処並びに国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員長 | 山田宏君（維新） | 同上 |
| | 北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長 | 山本拓君（自民） | 同上 |
| | 消費者問題に関する特別委員長 | 吉川貴盛君（自民） | 同上 |
| | 科学技術・イノベーション推進特別委員長 | 渡海紀三朗君（自民） | 同上 |
| | 東日本大震災復興特別委員長 | 後藤田正純君（自民） | 同上 |
| | 原子力問題調査特別委員長 | 森英介君（自民） | 同上 |
| 憲法審査会会長 | | 保利耕輔君（自民） | |
| 政治倫理審査会会長 | | 村上誠一郎君（自民） | |
| 事務総長 | | 鬼塚誠君 | |

【第185回国会】

| 役職名 | | 氏名（会派） | 備考 |
|---|---|---|---|
| 議長 | | 伊吹文明君 | |
| 副議長 | | 赤松広隆君 | |
| 常任委員長 | 内閣委員長 | 柴山昌彦君（自民） | |
| | 総務委員長 | 高木陽介君（公明） | |
| | 法務委員長 | 江﨑鐵磨君（自民） | |
| | 外務委員長 | 鈴木俊一君（自民） | |
| | 財務金融委員長 | 林田彪君（自民） | |
| | 文部科学委員長 | 小渕優子君（自民） | |
| | 厚生労働委員長 | 後藤茂之君（自民） | |
| | 農林水産委員長 | 坂本哲志君（自民） | |
| | 経済産業委員長 | 富田茂之君（公明） | |
| | 国土交通委員長 | 梶山弘志君（自民） | |
| | 環境委員長 | 伊藤信太郎君（自民） | |
| | 安全保障委員長 | 江渡聡徳君（自民） | |
| | 国家基本政策委員長 | 山本公一君（自民） | |
| | 予算委員長 | 二階俊博君（自民） | |
| | 決算行政監視委員長 | 松浪健太君（維新） | |
| | 議院運営委員長 | 逢沢一郎君（自民） | |
| | 懲罰委員長 | 髙木義明君（民主） | |
| 特別委員長 | 災害対策特別委員長 | 坂本剛二君（自民） | 平成25.10.15　設置、就任 |
| | 政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長 | 保岡興治君（自民） | 同上 |
| | 沖縄及び北方問題に関する特別委員長 | 安住淳君（民主） | 同上 |
| | 青少年問題に関する特別委員長 | 遠藤利明君（自民） | 同上 |
| | 海賊行為への対処並びに国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員長 | 谷畑孝君（維新） | 同上 |
| | 北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長 | 山本拓君（自民） | 同上 |
| | 消費者問題に関する特別委員長 | 山本幸三君（自民） | 同上 |
| | 科学技術・イノベーション推進特別委員長 | 竹本直一君（自民） | 同上 |
| | 東日本大震災復興特別委員長 | 秋葉賢也君（自民） | 同上 |
| | 原子力問題調査特別委員長 | 森英介君（自民） | 同上 |
| | 国家安全保障に関する特別委員長 | 額賀福志郎君（自民） | 平成25.10.17　設置<br>平成25.10.22　就任 |
| 憲法審査会会長 | | 保利耕輔君（自民） | |
| 政治倫理審査会会長 | | 村上誠一郎君（自民） | |
| 事務総長 | | 鬼塚誠君 | |

## ２　閣僚一覧

| 第　２　次　安　倍　内　閣 | （平成24.12.26～） | 備　　考 |
|---|---|---|
| 内　閣　総　理　大　臣 | 安　倍　晋　三　君（自民） | |
| 内閣法第９条の第１順位指定大臣（副総理）<br>財　務　大　臣<br>内　閣　府　特　命　担　当　大　臣<br>（金融）<br>デフレ脱却・円高対策担当 | 麻　生　太　郎　君（自民） | |
| 総　務　大　臣<br>内　閣　府　特　命　担　当　大　臣<br>（国家戦略特別区域※<br>地方分権改革）<br>地域活性化担当<br>道州制担当 | 新　藤　義　孝　君（自民） | ※平成25.12.13　就任 |
| 法　務　大　臣 | 谷　垣　禎　一　君（自民） | |
| 外　務　大　臣 | 岸　田　文　雄　君（自民） | |
| 文　部　科　学　大　臣<br>教育再生担当<br>東京オリンピック・パラリンピック担当※ | 下　村　博　文　君（自民） | ※平成25. 9.13　就任 |
| 厚　生　労　働　大　臣 | 田　村　憲　久　君（自民） | |
| 農　林　水　産　大　臣 | 林　　芳　正　君（自民） | |
| 経　済　産　業　大　臣<br>内　閣　府　特　命　担　当　大　臣<br>（原子力損害賠償支援機構）<br>原子力経済被害担当<br>産業競争力担当 | 茂　木　敏　充　君（自民） | |
| 国　土　交　通　大　臣 | 太　田　昭　宏　君（公明） | |
| 環　境　大　臣<br>内　閣　府　特　命　担　当　大　臣<br>（原子力防災） | 石　原　伸　晃　君（自民） | |
| 防　衛　大　臣 | 小野寺　五　典　君（自民） | |
| 内　閣　官　房　長　官<br>国家安全保障強化担当 | 菅　　義　偉　君（自民） | |
| 復　興　大　臣<br>福島原発事故再生総括担当 | 根　本　　匠　君（自民） | |
| 国　家　公　安　委　員　会　委　員　長<br>拉致問題担当<br>国土強靭化担当<br>内　閣　府　特　命　担　当　大　臣<br>（防災） | 古　屋　圭　司　君（自民） | |
| 内　閣　府　特　命　担　当　大　臣<br>（沖縄及び北方対策<br>科学技術政策　宇宙政策）<br>情報通信技術（ＩＴ）政策担当<br>海洋政策・領土問題担当 | 山　本　一　太　君（自民） | |
| 女性活力・子育て支援担当<br>内　閣　府　特　命　担　当　大　臣<br>（消費者及び食品安全<br>少子化対策　男女共同参画） | 森　　まさこ　君（自民） | |
| 経済再生担当<br>社会保障・税一体改革担当<br>内　閣　府　特　命　担　当　大　臣<br>（経済財政政策） | 甘　利　　明　君（自民） | |
| 行政改革担当<br>公務員制度改革担当<br>クールジャパン戦略担当<br>再チャレンジ担当<br>内　閣　府　特　命　担　当　大　臣<br>（規制改革） | 稲　田　朋　美　君（自民） | |

## ３　議案経過一覧

### 【第183回国会】

衆議院における議案件数は、

○　予算９件（両院通過６件、日本国憲法第60条第２項の規定により本院の議決が国会の議決となったもの３件）

○　条約18件（両院通過９件、参議院未了９件（うち未付託未了３件））

○　内閣提出法律案75件（成立63件、衆議院継続８件、参議院未了４件）

○　衆議院議員提出法律案49件（成立７件、否決３件、衆議院継続27件、衆議院未了７件、参議院未了２件、撤回３件）

○　参議院議員提出法律案32件（成立３件、衆議院継続１件、参議院未了27件（うち未付託未了24件）、撤回１件）

○　承諾９件（衆議院継続９件）

○　承認５件（両院通過３件、衆議院継続２件）

○　決算等13件（衆議院継続10件、衆議院未了３件）

○　決議案２件（可決２件）

であった。

| | 提出件数 | 両院通過 | 継続審査 | | 可決 | 否決 | 撤回 | 未了 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 衆議院 | 参議院 | | | | 衆議院 | 参議院 |
| 予算 | 9 | 9 | | | | | | | |
| 条約 | 18 | 9 | | | | | | | 9 |
| 閣法 | 75 | 63 | 8 | | | | | | 4 |
| 衆法 | 49 | 7 | 27 | | | 3 | 3 | 7 | 2 |
| 参法 | 32 | 3 | 1 | | | | 1 | | 27 |
| 承諾 | 9 | | 9 | | | | | | |
| 承認 | 5 | 3 | 2 | | | | | | |
| 決算等 | 2<br>継続 11 | | 1<br>継続 9 | | | | | 1<br>継続 2 | |
| 決議案 | 2 | | | | 2 | | | | |
| 計 | 212 | 94 | 57 | | 2 | 3 | 4 | 10 | 42 |

**【第184回国会】**

衆議院における議案件数は、

○　内閣提出法律案８件（衆議院継続８件）
○　衆議院議員提出法律案27件（衆議院継続27件）
○　参議院議員提出法律案１件（衆議院継続１件）
○　承諾９件（衆議院継続９件）
○　承認２件（衆議院継続２件）
○　決算等13件（衆議院継続10件、衆議院未了３件）

であった。

| | 提出件数 | 両院通過 | 継続審査 | | 可決 | 否決 | 撤回 | 未了 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 衆議院 | 参議院 | | | | 衆議院 | 参議院 |
| 閣法 | 継続　8 | | 継続　8 | | | | | | |
| 衆法 | 継続 27 | | 継続 27 | | | | | | |
| 参法 | 継続　1 | | 継続　1 | | | | | | |
| 承諾 | 継続　9 | | 継続　9 | | | | | | |
| 承認 | 継続　2 | | 継続　2 | | | | | | |
| 決算等 | 継続 13 | | 継続 10 | | | | | 継続　3 | |
| 計 | 60 | | 57 | | | | | 3 | |

**【第185回国会】**

衆議院における議案件数は、

○　条約13件（両院通過11件、衆議院継続２件）
○　内閣提出法律案31件（成立27件、衆議院継続４件）
○　衆議院議員提出法律案56件（成立10件、衆議院継続42件、衆議院未了１件、撤回３件）
○　参議院議員提出法律案17件（成立２件、衆議院未了１件、参議院未了12件（未付託未了）、参議院否決１件、撤回１件）
○　承諾９件（衆議院継続９件）
○　承認２件（両院通過１件、衆議院継続１件）
○　決算等17件（委員長報告のとおり議決したもの３件、衆議院継続13件、衆議院未了１件）
○　決議案４件（可決２件、否決１件、衆議院未了１件）

であった。

| | 提出件数 | 両院通過 | 継続審査 | | 可決 | 否決 | 撤回 | 未了 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 衆議院 | 参議院 | | | | 衆議院 | 参議院 |
| 条約 | 13 | 11 | 2 | | | | | | |
| 閣法 | 23<br>継続　8 | 20<br>継続　7 | 3<br>継続　1 | | | | | | |
| 衆法 | 29<br>継続 27 | 8<br>継続　2 | 20<br>継続 22 | | | | 継続　3 | 1 | |
| 参法 | 16<br>継続　1 | 2 | | | | (参議院否決)<br>1 | 1 | 継続　1 | 12 |
| 承諾 | 継続　9 | | 継続　9 | | | | | | |
| 承認 | 継続　2 | 継続　1 | 継続　1 | | | | | | |
| 決算等 | 4<br>継続 13 | (本院議了)<br>継続　3 | 3<br>継続 10 | | | | | 1 | |
| 決議案 | 4 | | | | 2 | 1 | | 1 | |
| 計 | 149 | 51<br>(本院議了)<br>3 | 71 | | 2 | 2 | 4 | 4 | 12 |

## ４　委員会に付託されるに至らなかった議案一覧

※　本議案一覧は、衆議院又は参議院に提出された議案のうち、各会期中、本院の委員会に付託されるに至らなかった議案である。

### 【第183回国会】

**条　約**

| 提出日 | 議　　案　　名 | 備　考 |
|---|---|---|
| 平成<br>25. 4. 2 | 万国郵便連合一般規則（2012年のドーハ大会議において改正され、及び採択されたもの）及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件（条約第14号）（予備審査） | 参議院<br>未　了 |
| 4. 2 | 郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件（条約第15号）（予備審査） | 参議院<br>未　了 |
| 4. 2 | 政府調達に関する協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第16号）（予備審査） | 参議院<br>未　了 |

**衆　法**

| 提出日 | 議　　案　　名 | 備　考 |
|---|---|---|
| 平成<br>25. 5.16 | いじめの防止等のための対策の推進に関する法律案（馳浩君外５名提出、衆法第12号） | 衆議院<br>撤　回 |

**参　法**

| 提出日 | 議　　案　　名 | 備　考 |
|---|---|---|
| 平成<br>25. 3.11 | 脱原発基本法案（森ゆうこ君外３名提出、参法第１号）（予備審査） | 参議院<br>未　了 |
| 4.11 | いじめ対策推進基本法案（高橋千秋君外８名提出、参法第２号）（予備審査） | 参議院<br>撤　回 |
| 4.16 | 歳入庁の設置による内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収に関する業務の効率化等の推進に関する法律案（中西健治君外７名提出、参法第３号）（予備審査） | 参議院<br>未　了 |
| 4.26 | 民法の一部を改正する法律案（前川清成君外６名提出、参法第５号）（予備審査） | 参議院<br>未　了 |
| 5.17 | 衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法の一部を改正する等の法律案（中西健治君外１名提出、参法第７号）（予備審査） | 参議院<br>未　了 |
| 5.27 | 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律案（小野次郎君外７名提出、参法第８号）（予備審査） | 参議院<br>未　了 |
| 5.28 | 地方自治法の一部を改正する法律案（江崎孝君外７名提出、参法第９号）（予備審査） | 参議院<br>未　了 |
| 6. 6 | 国の財務書類等の作成及び財務情報の開示等に関する法律案（尾立源幸君外１名提出、参法第10号）（予備審査） | 参議院<br>未　了 |

| 提出日 | 議　　案　　名 | 備　考 |
|---|---|---|
| 平成<br>25. 6. 7 | 国家公務員制度改革基本法の一部を改正する法律案（小野次郎君外７名提出、参法第11号）（予備審査） | 参議院<br>未　了 |
| 6. 7 | 違法な国庫金の支出等に関する監査及び訴訟に関する法律案（小野次郎君外７名提出、参法第12号）（予備審査） | 参議院<br>未　了 |
| 6. 7 | 特定原子力被災地域の土地等の利用に関する施策及びこれに関連して必要となる地域住民等の生活再建等の促進に資する施策の国の取組による推進に関する法律案（小野次郎君外４名提出、参法第13号）（予備審査） | 参議院<br>未　了 |
| 6. 7 | 国家賠償法の一部を改正する法律案（小野次郎君外２名提出、参法第14号）（予備審査） | 参議院<br>未　了 |
| 6. 7 | 幹部国家公務員法案（小野次郎君外４名提出、参法第15号）（予備審査） | 参議院<br>未　了 |
| 6. 7 | 会計検査院法の一部を改正する法律案（蓮舫君外３名提出、参法第16号）（予備審査） | 参議院<br>未　了 |
| 6. 7 | 予算執行職員等の責任に関する法律の一部を改正する法律案（蓮舫君外２名提出、参法第17号）（予備審査） | 参議院<br>未　了 |
| 6.11 | 地方公務員法等の一部を改正する法律案（蓮舫君外４名提出、参法第18号）（予備審査） | 参議院<br>未　了 |
| 6.11 | 地方公務員の労働関係に関する法律案（蓮舫君外４名提出、参法第19号）（予備審査） | 参議院<br>未　了 |
| 6.11 | 国家公務員法等の一部を改正する法律案（蓮舫君外３名提出、参法第20号）（予備審査） | 参議院<br>未　了 |
| 6.11 | 国家公務員の労働関係に関する法律案（蓮舫君外３名提出、参法第21号）（予備審査） | 参議院<br>未　了 |
| 6.11 | 公務員庁設置法案（蓮舫君外３名提出、参法第22号）（予備審査） | 参議院<br>未　了 |
| 6.11 | 電力自由化推進法案（松田公太君提出、参法第23号）（予備審査） | 参議院<br>未　了 |
| 6.12 | 検察審査会法の一部を改正する法律案（森ゆうこ君外２名提出、参法第24号）（予備審査） | 参議院<br>未　了 |
| 6.13 | 原子力規制委員会設置法の一部を改正する法律案（西村まさみ君外８名提出、参法第25号）（予備審査） | 参議院<br>未　了 |
| 6.13 | 児童の通学安全の確保に関する施策の推進に関する法律案（林久美子君外８名提出、参法第26号）（予備審査） | 参議院<br>未　了 |
| 6.19 | 体罰等の防止に関する対策の推進に関する法律案（林久美子君外５名提出、参法第27号）（予備審査） | 参議院<br>未　了 |
| 6.21 | 国家公務員法等の一部を改正する法律案（小野次郎君外１名提出、参法第30号）（予備審査） | 参議院<br>未　了 |
| 6.21 | 国家公務員の給与の減額措置等による国家公務員の人件費の総額の削減に関する法律案（小野次郎君提出、参法第31号）（予備審査） | 参議院<br>未　了 |
| 6.25 | 受動喫煙防止対策の推進に関する法律案（中西健治君提出、参法第32号）（予備審査） | 参議院<br>未　了 |

## 【第185回国会】

### 参　法

| 提出日 | 議　　案　　名 | 備　考 |
|---|---|---|
| 平成<br>25.10.15 | 労働基準法等の一部を改正する法律案（小池晃君提出、参法第１号）（予備審査） | 参議院<br>未　了 |
| 10.31 | 電力自由化推進法案（松田公太君外１名提出、参法第２号）（予備審査） | 参議院<br>未　了 |
| 11. 5 | 民法の一部を改正する法律案（小川敏夫君外４名提出、参法第３号）（予備審査） | 参議院<br>撤　回 |
| 11. 5 | 原子力規制委員会設置法の一部を改正する法律案（増子輝彦君外５名提出、参法第４号）（予備審査） | 参議院<br>未　了 |
| 11. 7 | 国の財務書類等の作成及び財務情報の開示等に関する法律案（尾立源幸君外１名提出、参法第５号）（予備審査） | 参議院<br>未　了 |
| 11.21 | 戸籍法の一部を改正する法律案（小川敏夫君外７名提出、参法第６号）（予備審査） | 参議院<br>議　了 |
| 11.27 | 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律案（小野次郎君外８名提出、参法第７号）（予備審査） | 参議院<br>未　了 |
| 11.27 | 会社法の一部を改正する法律案（小川敏夫君外６名提出、参法第８号）（予備審査） | 参議院<br>未　了 |
| 11.28 | 歳入庁の設置による内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収に関する業務の効率化等の推進に関する法律案（中西健治君外３名提出、参法第10号）（予備審査） | 参議院<br>未　了 |
| 11.29 | 児童の通学安全の確保に関する施策の推進に関する法律案（大島九州男君外８名提出、参法第12号）（予備審査） | 参議院<br>未　了 |
| 11.29 | 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（松田公太君提出、参法第13号）（予備審査） | 参議院<br>未　了 |
| 11.29 | 国家公務員の給与の減額措置等による国家公務員の人件費の総額の削減に関する法律案（小野次郎君提出、参法第14号）（予備審査） | 参議院<br>未　了 |
| 12. 4 | 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案（行田邦子君外３名提出、参法第15号）（予備審査） | 参議院<br>未　了 |
| 12. 4 | 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律及び食品表示法の一部を改正する法律案（安井美沙子君外１名提出、参法第16号）（予備審査） | 参議院<br>未　了 |

### 決議案

| 提出日 | 議　　案　　名 | 備　考 |
|---|---|---|
| 平成<br>25.12. 6 | 国務大臣森まさこ君不信任決議案（郡和子君外１名提出、決議第３号） | 未　決 |

## ５　質問主意書一覧

### 【第183回国会】

衆議院に提出された質問主意書件数は、133件である（経過、質問本文及び答弁本文については、衆議院ホームページ参照）。

| 番号 | 提出日 | 件名 |
|---|---|---|
| 1 | 平成25. 1.28 | 生活保護、年金記録問題等に関する質問主意書（長妻昭君提出） |
| 2 | 1.29 | 竹島問題解決に向けた安倍晋三内閣の取り組みに関する質問主意書（石川知裕君提出） |
| 3 | 1.29 | いわゆる一票の格差問題をはじめとする選挙制度改革等に対する安倍晋三内閣の認識に関する質問主意書（石川知裕君提出） |
| 4 | 1.29 | 北方領土問題解決に向けた安倍晋三内閣の基本的認識に関する質問主意書（石川知裕君提出） |
| 5 | 1.30 | 高齢者介護実態調査の偏りに関する質問主意書（阿部知子君提出） |
| 6 | 1.30 | いわゆる「屋良覚書」に関する質問主意書（照屋寛徳君提出） |
| 7 | 1.31 | 内閣府の消費税と経済成長との関係等の分析に関わるマクロ経済モデルおよび「日本経済再生に向けた緊急経済対策」等に関する質問主意書（大熊利昭君提出） |
| 8 | 2. 1 | 矯正施設収容者に対する年金制度等の周知徹底に関する質問主意書（長妻昭君提出） |
| 9 | 2. 1 | 仁徳天皇百舌鳥耳原中陵内の宮内庁による「開発工事」の即時中止を求める質問主意書（西村眞悟君提出） |
| 10 | 2. 1 | アルジェリアで発生した人質事件に対する駐アルジェリア日本国大使の対応に関する質問主意書（石川知裕君提出） |
| 11 | 2. 1 | 不祥事を働いた警察官への処分等に関する質問主意書（石川知裕君提出） |
| 12 | 2. 4 | 緊急経済対策における経済状況の認識等に関する質問主意書（長妻昭君提出） |
| 13 | 2. 4 | 平成25年１月31日衆議院本会議においてのみんなの党渡辺喜美代表よりの質問に対する、日本郵政株式会社執行役社長等人事に関わる安倍晋三内閣総理大臣答弁に関する質問主意書（大熊利昭君提出） |
| 14 | 2. 5 | 一人一票裁判に基づく衆議院議員総選挙無効判決に関する質問主意書（三谷英弘君提出） |
| 15 | 2. 5 | 刑事施設と勤務医に関する質問主意書（照屋寛徳君提出） |
| 16 | 2. 5 | 矯正施設における医療体制等に関する質問主意書（石川知裕君提出） |
| 17 | 2. 6 | バイオディーゼル混合燃料への軽油引取税課税に関する質問主意書（小池政就君提出） |
| 18 | 2. 6 | 汚泥処理の能力制限の見直しに関する質問主意書（小池政就君提出） |
| 19 | 2. 7 | 大阪朝鮮学園に関する質問主意書（西野弘一君提出） |
| 20 | 2. 7 | 平成25年１月31日衆議院本会議においてのみんなの党渡辺喜美代表よりの質問に対する、ＴＰＰ交渉参加に関わる安倍晋三内閣総理大臣答弁に関する質問主意書（大熊利昭君提出） |
| 21 | 2.14 | 消防法第17条に関する質問主意書（中島克仁君提出） |
| 22 | 2.15 | 特定失踪者・拉致被害者家族への情報開示に関する質問主意書（三宅博君提出） |
| 23 | 2.15 | 中国艦船による我が国の海上自衛隊護衛艦への射撃用レーダー照射を巡る一連の政府の対応に関する質問主意書（石川知裕君提出） |
| 24 | 2.18 | 安倍内閣の格差・貧困対策等に関する質問主意書（長妻昭君提出） |
| 25 | 2.20 | 石油製品の価格上昇対策に関する質問主意書（石川知裕君提出） |
| 26 | 2.20 | 取調べ可視化基準に関する質問主意書（石川知裕君提出） |
| 27 | 2.20 | 私立大学等への補助金に関する質問主意書（大熊利昭君提出） |
| 28 | 2.25 | 死刑囚への死刑執行告知時期等に関する質問主意書（石川知裕君提出） |
| 29 | 3. 1 | 環太平洋経済連携協定交渉参加についての安倍総理の対応に関する質問主意書（石川知裕君提出） |
| 30 | 3. 1 | 仁徳天皇陵内の事務所新築工事と飯場設置の可否に関する質問主意書（西村眞悟君提出） |
| 31 | 3. 4 | 特別管理秘密及び秘密取扱者適格性確認制度に関する質問主意書（赤嶺政賢君提出） |

| 番号 | 提出日 | 件　　名 |
|---|---|---|
| 32 | 3. 5 | 暴風雪災害対応に関する質問主意書（石川知裕君提出） |
| 33 | 3. 6 | 救急搬送受け入れ不能事態に関する質問主意書（石川知裕君提出） |
| 34 | 3. 7 | 尖閣諸島における環境資源に関する質問主意書（西野弘一君提出） |
| 35 | 3. 7 | 特別養子縁組に関する質問主意書（石川知裕君提出） |
| 36 | 3.11 | 矯正施設における受刑者への暴行事件に関する質問主意書（石川知裕君提出） |
| 37 | 3.22 | 辺野古公有水面埋め立てと地方自治法に関する質問主意書（照屋寛徳君提出） |
| 38 | 3.22 | 農業者政治連盟との政策協定に関する質問主意書（村岡敏英君提出） |
| 39 | 3.26 | いわゆる4.28「主権回復の日」政府式典に関する質問主意書（照屋寛徳君提出） |
| 40 | 3.26 | 在デンバー総領事館における機密漏えい等に関する質問主意書（石川知裕君提出） |
| 41 | 3.26 | 特別養子縁組に関する再質問主意書（石川知裕君提出） |
| 42 | 3.28 | 在日外国大使館員による賭博等の犯罪行為に関する質問主意書（石川知裕君提出） |
| 43 | 3.28 | 中央省庁内の各店舗の賃料に関する質問主意書（石川知裕君提出） |
| 44 | 4. 1 | 共通番号制度により国民の利便性が向上する等とされている事務に関する質問主意書（赤嶺政賢君提出） |
| 45 | 4. 4 | 共通番号制度により効率化が進むとされる事務等に関する質問主意書（赤嶺政賢君提出） |
| 46 | 4. 5 | 禁煙タクシーとハイヤーに関する質問主意書（阿部知子君提出） |
| 47 | 4.11 | いわゆる4.28「主権回復の日」政府式典に関する再質問主意書（照屋寛徳君提出） |
| 48 | 4.15 | 過疎地域における郵便貯金の預入限度額の適用除外に関する質問主意書（小池政就君提出） |
| 49 | 4.15 | 公募増資インサイダー取引事案等を踏まえた規制の在り方に関する質問主意書（小池政就君提出） |
| 50 | 4.15 | 炭酸飲料に関する特定保健用食品の認定基準に関する質問主意書（小池政就君提出） |
| 51 | 4.15 | ＴＰＰに関する米国政府との交渉におけるかんぽ生命の位置付けに関する質問主意書（小池政就君提出） |
| 52 | 4.17 | 特定不妊治療費助成事業における助成対象者の制限に関する質問主意書（小池政就君提出） |
| 53 | 4.17 | 国を被告とする自衛官人権裁判等に関する質問主意書（照屋寛徳君提出） |
| 54 | 4.18 | 我が国のＴＰＰ交渉参加に係る日米合意に関する質問主意書（大串博志君提出） |
| 55 | 4.18 | 生活保護基準切り下げと、それに伴う低所得者対策への影響に関する質問主意書（長妻昭君提出） |
| 56 | 4.18 | 安倍晋三内閣総理大臣の憲法観に関する質問主意書（長妻昭君提出） |
| 57 | 4.22 | 原発の事故原因に関する質問主意書（長妻昭君提出） |
| 58 | 4.22 | スマートメーター導入を促進するための措置に関する質問主意書（小池政就君提出） |
| 59 | 4.22 | 今後の離島における電力の安定供給に関する質問主意書（小池政就君提出） |
| 60 | 4.22 | 電力システム改革に伴う新規事業参画者と既存の電力事業者に関する質問主意書（小池政就君提出） |
| 61 | 4.22 | 電力卸売市場の活用と電力料金に関する質問主意書（小池政就君提出） |
| 62 | 4.22 | 電力自由化と原子力発電の在り方に関する質問主意書（小池政就君提出） |
| 63 | 4.22 | 電力事業への外国資本の参入に関する質問主意書（小池政就君提出） |
| 64 | 4.24 | 東京電力福島第一原子力発電所事故による損害賠償請求権の消滅時効に係る立法措置に関する質問主意書（小池政就君提出） |
| 65 | 4.26 | てんかんに関する総合的な支援の在り方に関する質問主意書（青柳陽一郎君提出） |
| 66 | 4.26 | 憲法と超法規的措置等に関する質問主意書（長妻昭君提出） |
| 67 | 5. 8 | 国を被告とする自衛官人権裁判等に関する再質問主意書（照屋寛徳君提出） |
| 68 | 5. 8 | 慰安婦問題についての安倍首相とブッシュ前大統領との会談に関する質問主意書（辻元清美君提出） |
| 69 | 5.13 | 主要農産物に対する農業対策に関する質問主意書（長妻昭君提出） |

| 番号 | 提出日 | 件　　名 |
|---|---|---|
| 70 | 5.14 | いわゆる4.28「主権回復の日」政府式典の挙行結果と今後の開催に関する質問主意書（照屋寛徳君提出） |
| 71 | 5.15 | 安倍総理のトップセールスによる原子力発電技術の諸外国への売り込みに関する質問主意書（青木愛君提出） |
| 72 | 5.15 | 軍隊の女性に対する人権侵害や性暴力に係る安倍首相の認識に関する質問主意書（辻元清美君提出） |
| 73 | 5.15 | 医薬品のインターネット販売に関する質問主意書（浅尾慶一郎君提出） |
| 74 | 5.16 | 障害者総合支援法における就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者が負担する利用料に関する質問主意書（青柳陽一郎君提出） |
| 75 | 5.16 | 予算委員会における辻元清美の慰安婦問題についての質疑に係る安倍首相の答弁に対する質問主意書（辻元清美君提出） |
| 76 | 5.16 | 「侵略の定義」など安倍首相の歴史認識に関する質問主意書（辻元清美君提出） |
| 77 | 5.16 | 安倍首相の強制連行の定義に関する質問主意書（辻元清美君提出） |
| 78 | 5.16 | 「極東国際軍事裁判」及び「旧オランダ領東インドにおけるオランダ人女性に対する強制売春」についての安倍首相の認識に関する質問主意書（辻元清美君提出） |
| 79 | 5.16 | 「バタビア臨時軍法会議の証拠資料」についての安倍首相の認識に関する質問主意書（辻元清美君提出） |
| 80 | 5.16 | 「極東国際軍事裁判の証拠資料」についての安倍首相の認識に関する質問主意書（辻元清美君提出） |
| 81 | 5.16 | 「海軍航空基地第二設営班資料」と慰安所開設における中曽根元総理の「取計」に関する質問主意書（辻元清美君提出） |
| 82 | 5.16 | 安倍首相の「憲法96条改正をめざす議員連盟」顧問就任に関する質問主意書（辻元清美君提出） |
| 83 | 5.16 | ＴＰＰ日米事前協議に関する質問主意書（篠原孝君提出） |
| 84 | 5.22 | 地方自治体による病院等医療施設前の薬局用地売却に関する質問主意書（柚木道義君提出） |
| 85 | 5.23 | 安倍首相の慰安婦問題に関する「いわばその重たい閣議決定をしたのは初めてであります」という発言に関する質問主意書（辻元清美君提出） |
| 86 | 5.23 | 社会保障制度改革推進法に関する質問主意書（長妻昭君提出） |
| 87 | 5.30 | ＭＭＲワクチン薬害事件における因果関係の判断と安全対策に関する質問主意書（阿部知子君提出） |
| 88 | 5.30 | 禁煙タクシーとハイヤーに関する再質問主意書（阿部知子君提出） |
| 89 | 5.31 | 亜炭廃坑の陥没防止等に関する質問主意書（佐々木憲昭君提出） |
| 90 | 5.31 | 民間病院等が移転及び新設等に伴い近隣の薬局用地等利害関係のある法人等に売却するビジネスモデルに関する質問主意書（柚木道義君提出） |
| 91 | 5.31 | 抗インフルエンザ薬の備蓄に関する質問主意書（柏倉祐司君提出） |
| 92 | 6. 3 | 薬学系人材養成の在り方とその検討会の人選に関する質問主意書（柚木道義君提出） |
| 93 | 6. 4 | デジタル映画作品の保存に関する質問主意書（宮本岳志君提出） |
| 94 | 6. 5 | 東日本大震災復興予算流用問題に関する質問主意書（鈴木貴子君提出） |
| 95 | 6. 5 | 国会議員の定数削減に係る安倍晋三内閣総理大臣の見解に関する質問主意書（鈴木貴子君提出） |
| 96 | 6. 5 | 投票価値の平等及び区割り改定法案に関する質問主意書（岡田克也君提出） |
| 97 | 6. 6 | 生活扶助相当ＣＰＩに関する質問主意書（長妻昭君提出） |
| 98 | 6. 7 | 産業競争力会議の示す成長戦略素案における医薬品にかかる審査ラグ解消に向けた政府戦略に関する質問主意書（柚木道義君提出） |
| 99 | 6. 7 | 電力システム改革と再生可能エネルギー電気の接続に関する質問主意書（小池政就君提出） |
| 100 | 6.10 | 一般市街化区域への生産緑地地区指定に関する質問主意書（吉川元君提出） |
| 101 | 6.10 | 安倍内閣の内閣官房報償費（官房機密費）の使用と透明化方策に関する質問主意書（赤嶺政賢君、塩川鉄也君提出） |
| 102 | 6.10 | 強制連行の裏付けがなかったとする2007年答弁書に関する質問主意書（赤嶺政賢君提出） |
| 103 | 6.12 | 日本放送協会の受信料過払い返還に関する質問主意書（中田宏君提出） |

| 番号 | 提出日 | 件　　名 |
|---|---|---|
| 104 | 6.14 | 電力自由化と再生可能エネルギー電気の導入促進に関する質問主意書（小池政就君提出） |
| 105 | 6.14 | 電源開発促進税のあり方に関する質問主意書（小池政就君提出） |
| 106 | 6.17 | 原発広報に関する質問主意書（長妻昭君提出） |
| 107 | 6.17 | 憲法の投票価値の平等の要求に係る政府見解に関する質問主意書（岡田克也君提出） |
| 108 | 6.19 | 各大臣等の海外出張時に同行する企業等の情報公開等に関する質問主意書（小宮山泰子君提出） |
| 109 | 6.19 | 各大臣等の海外出張時に同行する企業等による契約受注案件の情報公開等に関する質問主意書（小宮山泰子君提出） |
| 110 | 6.19 | 日本海沿岸東北自動車道の早期整備に関する質問主意書（村岡敏英君提出） |
| 111 | 6.19 | 鳥海ダムの早期着手に関する質問主意書（村岡敏英君提出） |
| 112 | 6.20 | 八ッ場ダム本体工事と工期に関する質問主意書（塩川鉄也君提出） |
| 113 | 6.20 | プラスチック製容器包装リサイクルの入札制度に関する質問主意書（中田宏君提出） |
| 114 | 6.20 | 生活保護の制度と水準に関する質問主意書（長妻昭君提出） |
| 115 | 6.21 | 我が国の国土を保全するための土地取得の規制強化に関する質問主意書（河野正美君提出） |
| 116 | 6.21 | 子宮頸がんワクチン予防接種に関する質問主意書（宮沢隆仁君提出） |
| 117 | 6.21 | ＩＴ企業の国内サービスへの課税に関する質問主意書（小池政就君提出） |
| 118 | 6.21 | 司法試験受験回数制限の緩和に伴う経過措置に関する質問主意書（小池政就君提出） |
| 119 | 6.24 | 仮放免許可を受けた者の現状と政策に関する質問主意書（辻元清美君提出） |
| 120 | 6.24 | 年金積立金運用や限定正社員に関する質問主意書（山井和則君提出） |
| 121 | 6.24 | 最高指揮官たる安倍総理の覚悟と自衛官の身分保障に関する質問主意書（柚木道義君提出） |
| 122 | 6.24 | 政府等に対するサイバー攻撃に関する質問主意書（長妻昭君提出） |
| 123 | 6.24 | 電力自由化と外資規制の在り方についての質問主意書（小池政就君提出） |
| 124 | 6.24 | ドメスティック・バイオレンス被害者の保護に関する質問主意書（小池政就君提出） |
| 125 | 6.24 | 閣議決定の有効性に関する質問主意書（武正公一君提出） |
| 126 | 6.24 | 平成21年６月18日前川清成参議院議員提出の「『個別事件』に関する国会答弁についての質問主意書」に係る質問主意書（鈴木貴子君提出） |
| 127 | 6.24 | 平成22年11月19日浅野貴博君提出の「法務大臣の答弁のあり方に関する質問主意書」に係る質問主意書（鈴木貴子君提出） |
| 128 | 6.24 | 受刑者に対する投薬ミスに関する質問主意書（鈴木貴子君提出） |
| 129 | 6.24 | 裁判員制度見直しに関する質問主意書（鈴木貴子君提出） |
| 130 | 6.24 | いわゆる取り調べの可視化に関する質問主意書（鈴木貴子君提出） |
| 131 | 6.24 | 刑事訴訟法479条に関する質問主意書（鈴木貴子君提出） |
| 132 | 6.24 | 検察の信頼回復に関する質問主意書（鈴木貴子君提出） |
| 133 | 6.24 | 成年後見制度に関する質問主意書（鈴木貴子君提出） |

## 【第184回国会】

衆議院に提出された質問主意書件数は、16件である（経過、質問本文及び答弁本文については、衆議院ホームページ参照）。

| 番号 | 提出日 | 件　　名 |
|---|---|---|
| 1 | 平成<br>25．8．2 | 沖縄市サッカー場改修工事現場で発見された在沖米軍遺棄・埋設ドラム缶からのダイオキシン類検出及び枯れ葉剤問題に関する質問主意書（照屋寛徳君提出） |
| 2 | 8．5 | 津波避難ビルの津波に対する安全性の問題に関する質問主意書（大口善徳君提出） |
| 3 | 8．5 | 陸上自衛隊化学学校と特定物質に関する質問主意書（塩川鉄也君提出） |
| 4 | 8．5 | 軽度外傷性脳損傷（ＭＴＢＩ）の救済促進に関する質問主意書（塩川鉄也君提出） |
| 5 | 8．5 | 集団的自衛権の行使に関する質問主意書（辻元清美君提出） |
| 6 | 8．5 | 麻生副首相のいわゆる「ナチス発言」「一部撤回発言」に関する質問主意書（辻元清美君提出） |
| 7 | 8．5 | 生活扶助ＣＰＩ等に関する質問主意書（長妻昭君提出） |
| 8 | 8．5 | 障害年金に関する質問主意書（長妻昭君提出） |
| 9 | 8．5 | 製薬会社による臨床試験ねつ造疑惑等に関する質問主意書（長妻昭君提出） |
| 10 | 8．5 | 日本の格差対策に関する質問主意書（長妻昭君提出） |
| 11 | 8．5 | 年金制度に関する質問主意書（長妻昭君提出） |
| 12 | 8．5 | 成年後見制度に関する質問主意書（鈴木貴子君提出） |
| 13 | 8．5 | 刑事再審請求事件における証拠開示に関する質問主意書（鈴木貴子君提出） |
| 14 | 8．5 | 刑事事件の被疑者及び被告人に対する精神鑑定に関する質問主意書（鈴木貴子君提出） |
| 15 | 8．5 | 刑事施設における精神医療に関する質問主意書（鈴木貴子君提出） |
| 16 | 8．5 | 東京電力(株)福島第一原子力発電所等の安全対策の徹底と着実な廃炉に関する質問主意書（小熊慎司君提出） |

## 【第185回国会】

衆議院に提出された質問主意書件数は、127件である（経過、質問本文及び答弁本文については、衆議院ホームページ参照）。

| 番号 | 提出日 | 件名 |
|---|---|---|
| 1 | 平成25.10.15 | 在コンゴ民主共和国日本国大使館における放火騒動に関する質問主意書（鈴木貴子君提出） |
| 2 | 10.15 | 福島第一原発における汚染水問題に関する質問主意書（鈴木貴子君提出） |
| 3 | 10.15 | 富山県における冤罪事件に関する質問主意書（鈴木貴子君提出） |
| 4 | 10.16 | 国会のあり方に対する政府の見解に関する質問主意書（鈴木貴子君提出） |
| 5 | 10.16 | アイヌ民族政策の今後のあり方等に関する質問主意書（鈴木貴子君提出） |
| 6 | 10.16 | 私立大学等改革総合支援事業等に関する質問主意書（大熊利昭君提出） |
| 7 | 10.17 | 強制連行を示す証拠はなかったとする2007年答弁書に関する質問主意書（赤嶺政賢君提出） |
| 8 | 10.17 | ＭＶ22オスプレイを使用した日米共同訓練と日米地位協定に関する質問主意書（照屋寛徳君提出） |
| 9 | 10.17 | 介護保険等に関する質問主意書（中根康浩君提出） |
| 10 | 10.17 | 子宮頸がん予防ワクチンに関する質問主意書（中根康浩君提出） |
| 11 | 10.17 | 「ベースアップ」という言葉についての安倍総理の理解に関する質問主意書（山井和則君提出） |
| 12 | 10.17 | 介護保険における利用者の負担増や給付カットを招く制度改正に関する質問主意書（山井和則君提出） |
| 13 | 10.17 | 年金制度改正に関する質問主意書（山井和則君提出） |
| 14 | 10.17 | 雇用分野の国家戦略特区に関する質問主意書（山井和則君提出） |
| 15 | 10.18 | 北方四島への邦人の入域に係る閣議了解に関する質問主意書（鈴木貴子君提出） |
| 16 | 10.18 | 北方領土における日ロ共同経済活動に対する安倍晋三内閣の見解に関する質問主意書（鈴木貴子君提出） |
| 17 | 10.22 | 賭博罪及び富くじ罪に関する質問主意書（階猛君提出） |
| 18 | 10.22 | いわゆる「混合診療」に関する質問主意書（中根康浩君提出） |
| 19 | 10.22 | 待機児童解消に関する質問主意書（中根康浩君提出） |
| 20 | 10.23 | 外国資本及び外国人による日本国内土地買収への対応に関する質問主意書（小池政就君提出） |
| 21 | 10.24 | 外務省報償費がかつて官邸へ上納されていたことに対する安倍晋三内閣の認識等に関する質問主意書（鈴木貴子君提出） |
| 22 | 10.24 | 東京都三鷹市で起きたストーカー女子高生殺害事件に係る警視庁の対応等に関する質問主意書（鈴木貴子君提出） |
| 23 | 10.24 | 燃料高騰に対する政府の対策に関する質問主意書（鈴木貴子君提出） |
| 24 | 10.24 | ＪＲ北海道の度重なる不祥事に対する政府の認識に関する質問主意書（鈴木貴子君提出） |
| 25 | 10.24 | 国際的な原子力損害賠償関連条約への政府の取り組みに関する質問主意書（小池政就君提出） |
| 26 | 10.24 | 厚生年金加入漏れ350万人～400万人との試算に関する質問主意書（長妻昭君提出） |
| 27 | 10.24 | 高血圧治療薬の臨床研究データ不正疑惑に関する質問主意書（長妻昭君提出） |
| 28 | 10.24 | 介護保険利用者の認知症に関する質問主意書（長妻昭君提出） |
| 29 | 10.24 | 社会保障制度改革プログラム法案と消費税10％への増税との関係に関する質問主意書（山井和則君提出） |
| 30 | 10.24 | 国民全体に重大な影響を及ぼす厚生労働分野における国家戦略特区に関する質問主意書（山井和則君提出） |
| 31 | 10.24 | 介護保険制度改正の問題点に関する質問主意書（山井和則君提出） |
| 32 | 10.24 | 消費税増税分の社会保障充実への配分に関する質問主意書（山井和則君提出） |
| 33 | 10.25 | 1960年の日米安全保障条約改定時における核持ち込みに係るものをはじめとするいわゆる密約に対する安倍晋三内閣の認識等に関する質問主意書（鈴木貴子君提出） |

| 番号 | 提出日 | 件　　名 |
|---|---|---|
| 34 | 10.25 | 1960年の日米安全保障条約改定時における核持ち込みに係る密約に対する安倍晋三内閣の認識に関する質問主意書（鈴木貴子君提出） |
| 35 | 10.25 | 1960年の日米安全保障条約改定時における朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動に係る密約に対する安倍晋三内閣の認識に関する質問主意書（鈴木貴子君提出） |
| 36 | 10.25 | 1972年の沖縄返還時における有事の際の核持ち込みに係る密約に対する安倍晋三内閣の認識に関する質問主意書（鈴木貴子君提出） |
| 37 | 10.25 | 1972年の沖縄返還時の原状回復補償費の肩代わりに係る密約に対する安倍晋三内閣の認識に関する質問主意書（鈴木貴子君提出） |
| 38 | 10.30 | 2010年９月に尖閣諸島沖で発生した衝突事件に係る元内閣官房長官の発言等に関する質問主意書（鈴木貴子君提出） |
| 39 | 10.30 | 外国の情報機関による盗聴に対する安倍晋三内閣の認識等に関する質問主意書（鈴木貴子君提出） |
| 40 | 10.30 | 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の競技会場等に木材を使用する事に関する質問主意書（柿沢未途君提出） |
| 41 | 10.31 | 労働者性が認められる者の労働基準法等による保護および企業の社会保険の加入・保険料納付義務に関する質問主意書（青柳陽一郎君提出） |
| 42 | 10.31 | 雇用保険給付およびハローワークの役割に関する質問主意書（青柳陽一郎君提出） |
| 43 | 10.31 | 訪問診療の推進における適正な診療報酬および往療費の支払いに関する質問主意書（青柳陽一郎君提出） |
| 44 | 10.31 | 1993年に明治神宮外苑競技場（現国立競技場）に建立された「出陣学徒壮行の地」記念碑に関する質問主意書（鈴木貴子君提出） |
| 45 | 11. 1 | 外務省による竹島と尖閣諸島に係る動画配信の是非等に関する質問主意書（鈴木貴子君提出） |
| 46 | 11. 1 | 診療報酬プラス改定等による医療、介護従事者の賃上げの必要性に関する質問主意書（山井和則君提出） |
| 47 | 11. 1 | 年金の実質価値の目減りに関する質問主意書（山井和則君提出） |
| 48 | 11. 1 | 「ベースアップ」という言葉についての安倍総理の理解に関する再質問主意書（山井和則君提出） |
| 49 | 11. 1 | 介護保険における要支援者への予防給付を廃止する案に関する質問主意書（山井和則君提出） |
| 50 | 11. 5 | 我が国の国会議員の海外視察の是非に関する質問主意書（鈴木貴子君提出） |
| 51 | 11. 5 | 韓国外務省によるＮＨＫドラマの無断使用に関する質問主意書（鈴木貴子君提出） |
| 52 | 11. 5 | 警視庁が作成した国際テロの捜査情報が流出した件に関する質問主意書（鈴木貴子君提出） |
| 53 | 11. 5 | 本年、秋の園遊会で、山本太郎参議院議員が天皇陛下に手紙を手渡した件に関する質問主意書（鈴木貴子君提出） |
| 54 | 11. 7 | 業務改善の指示を行う場合の企業名の公表に関する質問主意書（今井雅人君提出） |
| 55 | 11. 7 | パートタイム労働法の早期改正に関する質問主意書（山井和則君提出） |
| 56 | 11. 7 | 復興予算の執行に関する質問主意書（鈴木貴子君提出） |
| 57 | 11. 7 | 1960年の日米安全保障条約改定時における核持ち込みに係る密約に対する安倍晋三内閣の認識に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出） |
| 58 | 11. 7 | 1960年の日米安全保障条約改定時における朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動に係る密約に対する安倍晋三内閣の認識に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出） |
| 59 | 11. 7 | 1972年の沖縄返還時における有事の際の核持ち込みに係る密約に対する安倍晋三内閣の認識に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出） |
| 60 | 11. 7 | 1972年の沖縄返還時の原状回復補償費の肩代わりに係る密約に対する安倍晋三内閣の認識に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出） |
| 61 | 11.11 | 北方四島への邦人の入域に係る閣議了解に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出） |
| 62 | 11.11 | 北方領土における日ロ共同経済活動に対する安倍晋三内閣の見解に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出） |
| 63 | 11.11 | 「竹島の日」に対する安倍晋三内閣の認識等に関する質問主意書（鈴木貴子君提出） |
| 64 | 11.11 | 竹島問題解決に向けた政府部内の整備に対する安倍晋三内閣の取り組み等に関する質問主意書（鈴木貴子君提出） |
| 65 | 11.11 | 医師による長期処方の是非にかかる厚生労働大臣答弁に関する質問主意書（柚木道義君提出） |

| 番号 | 提出日 | 件　　名 |
|---|---|---|
| 66 | 11.13 | 2010年９月に尖閣諸島沖で発生した衝突事件に係る元内閣官房長官の発言等に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出） |
| 67 | 11.13 | 外国の情報機関による盗聴に対する安倍晋三内閣の認識等に関する再質問主意書(鈴木貴子君提出) |
| 68 | 11.13 | 外務省による竹島と尖閣諸島に係る動画配信の是非等に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出） |
| 69 | 11.15 | 通学路における交通安全確保のための緊急合同点検および合同点検に関する質問主意書(杉本かずみ君提出) |
| 70 | 11.15 | 1972年の沖縄返還時の原状回復補償費の肩代わりに係る密約の存在を裏付ける米政府公文書に係る安倍晋三内閣の認識等に関する質問主意書（鈴木貴子君提出） |
| 71 | 11.18 | 「袴田事件」の報道に関する質問主意書（鈴木貴子君提出） |
| 72 | 11.18 | 1972年の沖縄返還時の原状回復補償費の肩代わりに係る密約に関連した内閣官房長官の答弁等に関する質問主意書（鈴木貴子君提出） |
| 73 | 11.18 | 我が国の国会議員の海外視察の是非に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出） |
| 74 | 11.18 | 防衛省の秘密解除後の文書公開と破棄に関する質問主意書（長妻昭君提出） |
| 75 | 11.20 | 「振り込め詐欺」に関する質問主意書（照屋寛徳君提出） |
| 76 | 11.21 | 1960年の日米安全保障条約改定時における核持ち込みに係る密約に対する安倍晋三内閣の認識に関する第３回質問主意書（鈴木貴子君提出） |
| 77 | 11.21 | 1960年の日米安全保障条約改定時における朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動に係る密約に対する安倍晋三内閣の認識に関する第３回質問主意書（鈴木貴子君提出） |
| 78 | 11.21 | 1972年の沖縄返還時における有事の際の核持ち込みに係る密約に対する安倍晋三内閣の認識に関する第３回質問主意書（鈴木貴子君提出） |
| 79 | 11.21 | 1972年の沖縄返還時の原状回復補償費の肩代わりに係る密約に対する安倍晋三内閣の認識に関する第３回質問主意書（鈴木貴子君提出） |
| 80 | 11.22 | 平成26年度税制改正要望における公害防止用設備に係る特例措置の適用期限の延長に関する質問主意書（高橋千鶴子君提出） |
| 81 | 11.22 | 身体障害者補助犬法に関する質問主意書（阿部知子君提出） |
| 82 | 11.22 | 北方四島への邦人の入域に係る閣議了解に関する第３回質問主意書（鈴木貴子君提出） |
| 83 | 11.22 | 北方領土における日ロ共同経済活動に対する安倍晋三内閣の見解に関する第３回質問主意書(鈴木貴子君提出) |
| 84 | 11.22 | 「竹島の日」に対する安倍晋三内閣の認識等に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出） |
| 85 | 11.22 | 竹島問題解決に向けた政府部内の整備に対する安倍晋三内閣の取り組み等に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出） |
| 86 | 11.26 | 行政書士の行政書士証票の携行に関する質問主意書（田沼隆志君提出） |
| 87 | 11.26 | 外国の情報機関による盗聴に対する安倍晋三内閣の認識等に関する第３回質問主意書(鈴木貴子君提出) |
| 88 | 11.27 | 外務省による竹島と尖閣諸島に係る動画配信の是非等に関する第３回質問主意書(鈴木貴子君提出) |
| 89 | 11.27 | 2010年９月に尖閣諸島沖で発生した衝突事件に係る現安倍内閣における防衛大臣の当時の発言等に関する質問主意書（鈴木貴子君提出） |
| 90 | 11.27 | 2010年９月に尖閣諸島沖で発生した衝突事件に係る現安倍内閣における行政改革・公務員制度改革担当大臣の当時の発言等に関する質問主意書（鈴木貴子君提出） |
| 91 | 11.27 | 2010年９月に尖閣諸島沖で発生した衝突事件に係る現安倍内閣における女性活力・子育て支援担当大臣の当時の発言等に関する質問主意書（鈴木貴子君提出） |
| 92 | 11.27 | 2010年９月に尖閣諸島沖で発生した衝突事件に係る現安倍内閣における総務大臣の当時の発言等に関する質問主意書（鈴木貴子君提出） |
| 93 | 11.27 | 2010年９月に尖閣諸島沖で発生した衝突事件に係る現安倍内閣における法務大臣の当時の発言等に関する質問主意書（鈴木貴子君提出） |
| 94 | 11.27 | 2010年９月に尖閣諸島沖で発生した衝突事件に係る現安倍内閣における文部科学大臣の当時の発言等に関する質問主意書（鈴木貴子君提出） |
| 95 | 11.27 | 2010年９月に尖閣諸島沖で発生した衝突事件に係る現安倍内閣における環境大臣の当時の発言等に関する質問主意書（鈴木貴子君提出） |
| 96 | 11.28 | Ｆ35－Ａの配備に関する質問主意書（古本伸一郎君提出） |

| 番号 | 提出日 | 件　　名 |
|---|---|---|
| 97 | 11.28 | いわゆる特定秘密保護法案に関する質問主意書（鈴木貴子君提出） |
| 98 | 11.28 | 特定秘密保護法案及び防衛省の秘密解除後の文書公開と破棄に関する質問主意書（長妻昭君提出） |
| 99 | 11.29 | 私立大学等改革総合支援事業、私立大学の公共性、内部統制ならびに補助金に関する質問主意書（大熊利昭君提出） |
| 100 | 11.29 | 安倍晋三内閣における在勤基本手当に係る改革に関する質問主意書（鈴木貴子君提出） |
| 101 | 11.29 | 安倍晋三内閣における外務省在外職員の健康管理休暇制度に係る改革に関する質問主意書(鈴木貴子君提出) |
| 102 | 11.29 | 安倍晋三内閣における外務省在外職員の子女教育手当に係る改革に関する質問主意書(鈴木貴子君提出) |
| 103 | 11.29 | 安倍晋三内閣における外務省在外職員の住居手当に係る改革に関する質問主意書(鈴木貴子君提出) |
| 104 | 11.29 | 安倍晋三内閣における外務省在外職員の配偶者手当に係る改革に関する質問主意書(鈴木貴子君提出) |
| 105 | 12. 2 | 被災地の道路損傷に関する質問主意書（林宙紀君提出） |
| 106 | 12. 2 | 陸上幕僚監部運用支援・情報部別班（別班）に関する質問主意書（鈴木貴子君提出） |
| 107 | 12. 3 | 診療報酬の不正受給への地方厚生局の対応に関する質問主意書（長妻昭君提出） |
| 108 | 12. 3 | 与党幹事長のいわゆる「テロ発言」に対する安倍晋三内閣の見解等に関する質問主意書（鈴木貴子君提出） |
| 109 | 12. 3 | 在コンゴ民主共和国日本国大使館における放火騒動に関する再質問主意書（鈴木貴子君提出） |
| 110 | 12. 3 | 東京都知事が5,000万円を無利子無担保で借り入れたことに関する質問主意書(鈴木貴子君提出) |
| 111 | 12. 3 | 1960年の日米安全保障条約改定時における核持ち込みに係る密約についての質問主意書に対する安倍晋三内閣の答弁ぶりに関する質問主意書（鈴木貴子君提出） |
| 112 | 12. 3 | 1960年の日米安全保障条約改定時における朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動に係る密約についての質問主意書に対する安倍晋三内閣の答弁ぶりに関する質問主意書（鈴木貴子君提出） |
| 113 | 12. 3 | 1972年の沖縄返還時における有事の際の核持ち込みに係る密約についての質問主意書に対する安倍晋三内閣の答弁ぶりに関する質問主意書（鈴木貴子君提出） |
| 114 | 12. 3 | 1972年の沖縄返還時の原状回復補償費の肩代わりに係る密約についての質問主意書に対する安倍晋三内閣の答弁ぶりに関する質問主意書（鈴木貴子君提出） |
| 115 | 12. 4 | 医薬部外品並びに化粧品の副作用報告制度にかかる予算措置に関する質問主意書(柚木道義君提出) |
| 116 | 12. 4 | ナノバイオ技術開発のための技術基盤の開発支援の必要性に関する質問主意書（柚木道義君提出） |
| 117 | 12. 4 | 無人偵察機「グローバルホーク」の導入と我が国の国防情報の保全に関する質問主意書（柚木道義君提出） |
| 118 | 12. 4 | 行政改革に関する質問主意書（小川淳也君提出） |
| 119 | 12. 4 | 医薬部外品並びに化粧品の審査体制強化に関する質問主意書（柚木道義君提出） |
| 120 | 12. 4 | 強制連行を示す証拠はなかったとする2007年答弁書に関する再質問主意書（赤嶺政賢君提出） |
| 121 | 12. 4 | 東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律に関する質問主意書（小池政就君提出） |
| 122 | 12. 4 | 法曹養成制度改革に関する質問主意書（小池政就君提出） |
| 123 | 12. 4 | 地方公共団体における売電契約に関する質問主意書（小池政就君提出） |
| 124 | 12. 4 | 電力システム改革に伴う競争環境の整備に関する質問主意書（小池政就君提出） |
| 125 | 12. 4 | 日本社会事業大学の運営に関する質問主意書（長妻昭君提出） |
| 126 | 12. 4 | 東日本大震災及び原発事故の被災者支援に関する質問主意書（長妻昭君提出） |
| 127 | 12. 4 | 製薬企業からの資金提供に関する質問主意書（長妻昭君提出） |

## ６　本会議、委員会等の開会回数及び公述人数等

| 区分＼国会回次等 | 第183回国会（常会） | | | | 第184回国会（臨時会） | | | | 第185回国会（臨時会） | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 開会回数 | 公述人 | 証人 | 参考人 | 開会回数 | 公述人 | 証人 | 参考人 | 開会回数 | 公述人 | 証人 | 参考人 |
| 本会議 | 36 | | | | 2 | | | | 17 | | | |
| （常任委員会） | | | | | | | | | | | | |
| 内閣 | 18 | | | 5 | 1 | | | | 13 | | | 10 |
| 総務 | 13 | | | 16 | 1 | | | | 5 | | | 11 |
| 法務 | 21 | | | 9 | 1 | | | | 10 | | | 3 |
| 外務 | 13 | | | 3 | 1 | | | | 9 | | | |
| 財務金融 | 13 | | | 17 | 1 | | | | 7 | | | 11 |
| 文部科学 | 8 | | | 1 | 1 | | | | 9 | | | 10 |
| 厚生労働 | 21 | | | 12 | 1 | | | | 13 | | | 6 |
| 農林水産 | 12 | | | | 1 | | | | 10 | | | 3 |
| 経済産業 | 21 | | | 18 | 3 | | | 2 | 9 | | | 9 |
| 国土交通 | 18 | | | | 1 | | | | 9 | | | 6 |
| 環境 | 16 | | | | 1 | | | | 6 | | | 1 |
| 安全保障 | 6 | | | 2 | 1 | | | | 3 | | | |
| 国家基本政策 | 1 | | | | | | | | 1 | | | |
| 予算 | 24<br>{1}<br>[2] | 8<br>[8] | | 16 | 1 | | | | 4 | | | 3 |
| 決算行政監視 | 6 | | | | 1 | | | | 3 | | | |
| 議院運営 | 39<br>(3) | | | 10 | 2<br>(2) | | | | 18<br>(4) | | | 1 |
| 懲罰 | 1 | | | | | | | | 1 | | | |
| （特別委員会） | | | | | | | | | | | | |
| 災害対策 | 11 | | | 3 | 2 | | | | 11 | | | 7 |
| 倫理選挙 | 12 | | | 6 | 2 | | | | 4 | | | |
| 沖縄北方 | 4 | | | | 2 | | | | 4 | | | 3 |
| 青少年 | 6 | | | 4 | 2 | | | | 2 | | | |
| 海賊・テロ | 5 | | | | 2 | | | | 2 | | | |
| 拉致問題 | 5 | | | 8 | 2 | | | | 2 | | | |
| 消費者問題 | 12 | | | 5 | 2 | | | | 8 | | | 8 |
| 科学技術 | 7 | | | 4 | 2 | | | | 2 | | | |
| 震災復興 | 10 | | | 10 | 2 | | | | 3 | | | |
| 原子力 | 8 | | | 15 | 2 | | | | 4 | | | 2 |
| 国家安全 | | | | | | | | | 20<br>[1] | [7] | | 12 |

| 区分＼国会回次等 | 第183回国会（常会） | | | | 第184回国会（臨時会） | | | | 第185回国会（臨時会） | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 開会回数 | 公述人 | 証人 | 参考人 | 開会回数 | 公述人 | 証人 | 参考人 | 開会回数 | 公述人 | 証人 | 参考人 |
| （審査会等） | | | | | | | | | | | | |
| 政倫審 | | | | | | | | | | | | |
| 分科会（予算委） | 20<br>（8分科<br>2日間） | | | 5 | | | | | | | | |
| （決算行政監視委） | （4分科<br>1日間） | | | 2 | | | | | | | | |
| 連合審査会 | 2 | | | | | | | | | | | |
| 合同審査会 | 1<br>（国家基本政策） | | | | | | | | 1<br>（国家基本政策） | | | |
| 両院協議会 | 1 | | | | | | | | | | | |
| 憲法審査会 | 13 | | | | 1 | | | | 2 | | | |
| 常任委員長会議 | | | | | 1 | | | | 2 | | | |
| 計 | 404<br>(3)<br>{1}<br>[2] | 8<br>[8] | | 171 | 42<br>(2) | | | 2 | 214<br>(4)<br>[1] | [7] | | 106 |

※1　開会回数欄の、（　）内の数は小委員会、｛　｝内の数は公聴会、［　］内の数は委員派遣による地方公聴会の開会回数で、いずれも外数である。
2　開会回数には閉会中審査を含む。
3　公述人欄の［　］内の数は、委員派遣による地方公聴会の意見陳述者数で外数である。

## 7　国会に対する報告等一覧

法律の規定に基づき国会に対して報告、勧告又は提出されるもののうち、平成25年に内閣、人事院等から受領したものは、次のとおりである。

※　報告書等のうち、政府が「白書」として刊行しているものについては、刊行の際の名称を〈 〉内に記載した。

### (1) 内閣から報告又は提出されたもの

| 年月日 | 名　　称 |
|---|---|
| 平成<br>25. 1.22 | 東ティモール国際平和協力業務の実施の結果の報告 |
| 1.25 | 平成24年７月１日から同年12月31日までの間における国民生活安定緊急措置法の施行状況報告書 |
| | 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の施行状況に関する報告 |
| 1.29 | 平成23年度特別会計財務書類 |
| 2. 1 | 平成24年10月29日から平成25年１月27日までの間における行政組織の新設改廃状況報告書 |
| 2. 8 | 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく報告（平成24年） |
| 2.15 | 消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告 |
| 2.26 | 平成23年度における国有林野事業に係る債務の処理に関する施策の実施の状況に関する報告 |
| | 平成23年度における日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律に定める施策の実施の状況に関する報告 |
| 3. 1 | 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書 |
| | 平成24年度第３・四半期における予算使用の状況 |
| | 平成24年度第３・四半期における国庫の状況 |
| 3. 5 | 平成25年度地方団体の歳入歳出総額の見込額書 |
| 3.15 | 平成25年特定独立行政法人の常勤職員数に関する報告 |
| 3.22 | 国民の保護に関する基本指針の変更の報告 |
| | 地方財政の状況報告書　〈地方財政白書〉 |
| 3.29 | 衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告の報告 |
| 4. 5 | 平成24年自衛隊員の営利企業への就職の承認に関する報告 |
| | 平成24年防衛省と民間企業との間の人事交流に関する報告 |
| 4.19 | 平成24年１月１日から同年12月31日までの間における無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の施行状況に関する報告 |
| 4.26 | 「平成24年度中小企業の動向」に関する報告<br>「平成25年度中小企業施策」についての文書　〈中小企業白書〉 |
| 5.17 | 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画の変更の報告 |
| 5.28 | ゴラン高原国際平和協力業務の実施の結果の報告 |
| | ハイチ国際平和協力業務の実施の結果の報告 |
| | 「平成24年度交通事故の状況及び交通安全施策の現況」の報告<br>「平成25年度交通安全施策に関する計画」の報告　〈交通安全白書〉 |
| 5.31 | 「平成24年度食育推進施策」に関する報告　〈食育白書〉 |

| 年月日 | 名　　称 |
|---|---|
| 6. 4 | 「平成24年度環境の状況」に関する報告<br>「平成25年度環境の保全に関する施策」についての文書<br>「平成24年度循環型社会の形成の状況」に関する報告<br>「平成25年度循環型社会の形成に関する施策」についての文書<br>「平成24年度生物の多様性の状況」に関する報告<br>「平成25年度生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策」についての文書　〈環境白書／循環型社会白書／生物多様性白書〉 |
| 6. 7 | 新型インフルエンザ等対策政府行動計画の報告 |
| | 破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告 |
| | 2012年の国際労働機関第101回総会において採択された勧告に関する報告書 |
| | 「平成24年度森林及び林業の動向」に関する報告<br>「平成25年度森林及び林業施策」についての文書　〈森林・林業白書〉 |
| | 「平成24年度ものづくり基盤技術の振興施策」に関する報告　〈ものづくり白書〉 |
| 6.11 | 平成24年度東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告書を受けて講じた措置に関する報告 |
| | 「平成24年度食料・農業・農村の動向」に関する報告<br>「平成25年度食料・農業・農村施策」についての文書　〈食料・農業・農村白書〉 |
| | 「平成24年度首都圏整備に関する年次報告」　〈首都圏白書〉 |
| | 「平成24年度土地に関する動向」に関する報告<br>「平成25年度土地に関する基本的施策」についての文書　〈土地白書〉 |
| | 「平成24年度観光の状況」に関する報告<br>「平成25年度観光施策」についての文書　〈観光白書〉 |
| 6.14 | 「平成24年度高齢化の状況及び高齢社会対策の実施状況」に関する報告<br>「平成25年度高齢社会対策」についての文書　〈高齢社会白書〉 |
| | 「平成24年度犯罪被害者等施策」に関する報告　〈犯罪被害者白書〉 |
| | 教育振興基本計画の報告 |
| | 「平成24年度水産の動向」に関する報告<br>「平成25年度水産施策」についての文書　〈水産白書〉 |
| | 「平成24年度エネルギーに関する年次報告」　〈エネルギー白書〉 |
| 6.18 | 「平成24年度我が国における自殺の概要及び自殺対策の実施状況」に関する報告　〈自殺対策白書〉 |
| | 「平成24年度子ども・若者の状況及び子ども・若者育成支援施策の実施状況」に関する報告　〈子ども・若者白書〉 |
| | 「平成24年度人権教育及び人権啓発施策」に関する報告　〈人権教育・啓発白書〉 |
| 6.21 | 「防災に関してとった措置の概況」の報告<br>「平成25年度の防災に関する計画」の報告　〈防災白書〉 |
| | 「平成24年度男女共同参画社会の形成の状況」に関する報告<br>「平成25年度男女共同参画社会の形成の促進施策」についての文書　〈男女共同参画白書〉 |
| | 「平成24年度消費者政策の実施の状況」に関する報告　〈消費者白書〉 |
| | 消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告 |
| | 平成24年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告 |
| | 平成24年度拉致問題の解決その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する政府の取組についての報告 |
| | 平成24年度第４・四半期における予算使用の状況（ただし出納整理期間を含まず。） |
| | 平成24年度第４・四半期における国庫の状況 |

| 年月日 | 名　　称 |
|---|---|
| 6.25 | 「平成24年度障害者施策の概況」に関する報告　〈障害者白書〉 |
| | 「平成24年度少子化の状況及び少子化への対処施策の概況」に関する報告　〈少子化社会対策白書〉 |
| | 「平成24年度科学技術の振興に関する年次報告」　〈科学技術白書〉 |
| 7. 9 | 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律に基づく海賊対処行動についての報告 |
| 7.26 | 平成25年１月１日から同年６月30日までの間における国民生活安定緊急措置法の施行状況報告書 |
| | 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の施行状況に関する報告 |
| 8. 2 | 平成25年１月28日から同年８月１日までの間における行政組織の新設改廃状況報告書 |
| 9.10 | 平成24年度における予算使用の状況（平成24年度出納整理期間を含む。） |
| | 平成25年度第１・四半期における予算使用の状況 |
| | 平成25年度第１・四半期における国庫の状況 |
| 9.13 | 平成24年度国家公務員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策に関する報告 |
| | 平成24年度自衛隊員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策に関する報告 |
| 9.27 | 障害者基本計画の報告 |
| 10.11 | 被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針の報告 |
| 10.15 | 南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更の報告 |
| | 南スーダン国際平和協力業務の実施の状況の報告 |
| 10.18 | 平成25年８月２日から同年10月14日までの間における行政組織の新設改廃状況報告書 |
| 11.12 | 東日本大震災からの復興の状況に関する報告 |
| 11.19 | 平成24年度国の債権の現在額総報告 |
| | 平成24年度物品増減及び現在額総報告 |
| 12. 3 | 平成25年度第２・四半期における予算使用の状況 |
| | 平成25年度第２・四半期における国庫の状況 |
| 12.13 | 破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告 |
| 12.17 | 広島平和記念都市建設事業進捗状況報告書 |
| | 長崎国際文化都市建設事業進捗状況報告書 |
| | 旧軍港市転換事業進捗状況報告書 |
| | 別府国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書 |
| | 伊東国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書 |
| | 熱海国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書 |
| | 横浜国際港都建設事業進捗状況報告書 |
| | 神戸国際港都建設事業進捗状況報告書 |
| | 奈良国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書 |
| | 京都国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書 |
| | 松江国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書 |
| | 芦屋国際文化住宅都市建設事業進捗状況報告書 |
| | 松山国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書 |
| | 軽井沢国際親善文化観光都市建設事業進捗状況報告書 |

## (2) 内閣を経由して報告又は提出されたもの

| 年月日 | 名　　称 |
|---|---|
| 平成<br>25. 3. 5 | 日本放送協会平成23年度業務報告書及び総務大臣の意見並びに監査委員会の意見書（総務大臣） |
| | 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（総務大臣） |
| 4.19 | 平成24年団体規制状況の年次報告（法務大臣） |
| 4.23 | 調達価格等に関する報告（経済産業大臣） |
| 5.31 | 循環型社会形成推進基本計画の変更の報告（環境大臣） |
| 6. 4 | 平成24年度原子力規制委員会年次報告書（原子力規制委員会委員長）　〈原子力安全白書〉 |
| 6.14 | 通貨及び金融の調節に関する報告書（日本銀行総裁） |
| 6.21 | 平成24年度公害等調整委員会年次報告書（公害等調整委員会委員長）　〈公害紛争処理白書〉 |
| 10.18 | 平成24年度公正取引委員会年次報告書（公正取引委員会委員長）　〈独占禁止白書〉 |
| 11.22 | 独立行政法人日本学術振興会平成24年度先端研究助成業務及び研究者海外派遣業務に関する報告書並びに同報告書に付する文部科学大臣の意見（文部科学大臣） |
| | 独立行政法人日本学術振興会平成24年度学術研究助成業務に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見（文部科学大臣） |
| | 独立行政法人日本スポーツ振興センター平成24年度スポーツ振興投票に係る収益の使途に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見（文部科学大臣） |
| 12. 6 | 日本放送協会平成24年度業務報告書及び総務大臣の意見並びに監査委員会の意見書（総務大臣） |
| 12.13 | 通貨及び金融の調節に関する報告書（日本銀行総裁） |
| 12.20 | 東日本大震災復興特別区域法に規定する国と地方の協議会における協議の経過及び内容に関する報告書（内閣総理大臣） |

※　報告書等の報告者又は提出者を（ ）内に記載した。

## (3) 人事院から報告、勧告又は意見申出されたもの

| 年月日 | 名　　称 |
|---|---|
| 平成<br>25. 3.27 | 平成24年官民人事交流に関する年次報告 |
| 6.21 | 平成24年度人事院業務状況の報告　〈公務員白書〉 |
| 8. 8 | 一般職の職員の給与等についての報告及び国家公務員制度改革等についての報告 |
| | 一般職の職員の配偶者帯同休業に関する法律の制定についての意見 |

## (4) 会計検査院から報告されたもの

| 年月日 | 名　　称 |
|---|---|
| 平成<br>25. 7.29 | 報告書「東日本大震災からの復旧・復興事業における入札不調について」 |
| | 報告書「官庁会計システムを利用した国庫債務負担行為に係る事務処理の作業手順を見直すなどして誤びゅう発生を防止するための取組を行うことにより、債務に関する計算書の計数の正確性が確保されるよう財務大臣に対して是正改善の処置を求めたもの」 |
| 9.19 | 報告書「本州四国連絡道路に係る債務の返済等の状況及び本州四国連絡高速道路株式会社の経営状況について」 |
| | 報告書「東日本大震災等の被災者の居住の安定確保のための災害公営住宅の整備状況等について」 |
| | 報告書「独立行政法人における政府出資金等の状況について」 |
| | 報告書「漁船保険中央会が水産庁から交付金の交付を受けて設置造成している漁船保険振興事業資金の有効活用を図るよう水産庁長官に対して意見を表示したもの」 |

| 年月日 | 名　　称 |
|---|---|
| 10.16 | 報告書「国庫補助金等により基金法人に設置造成された基金の状況について」 |
| | 報告書「東日本大震災に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境汚染に対する除染について」 |

## (5) 国と地方の協議の場から提出されたもの

| 年月日 | 名　　称 |
|---|---|
| 平成<br>25. 2.15 | 国と地方の協議の場（平成24年度第３回）における協議の概要に関する報告書 |
| 7. 4 | 国と地方の協議の場（平成25年度第１回）における協議の概要に関する報告書 |
| 11. 8 | 国と地方の協議の場（平成25年度第２回）における協議の概要に関する報告書 |

## 8　傍聴人数

### 本会議・委員会（常任・特別）・憲法審査会

（単位：人）

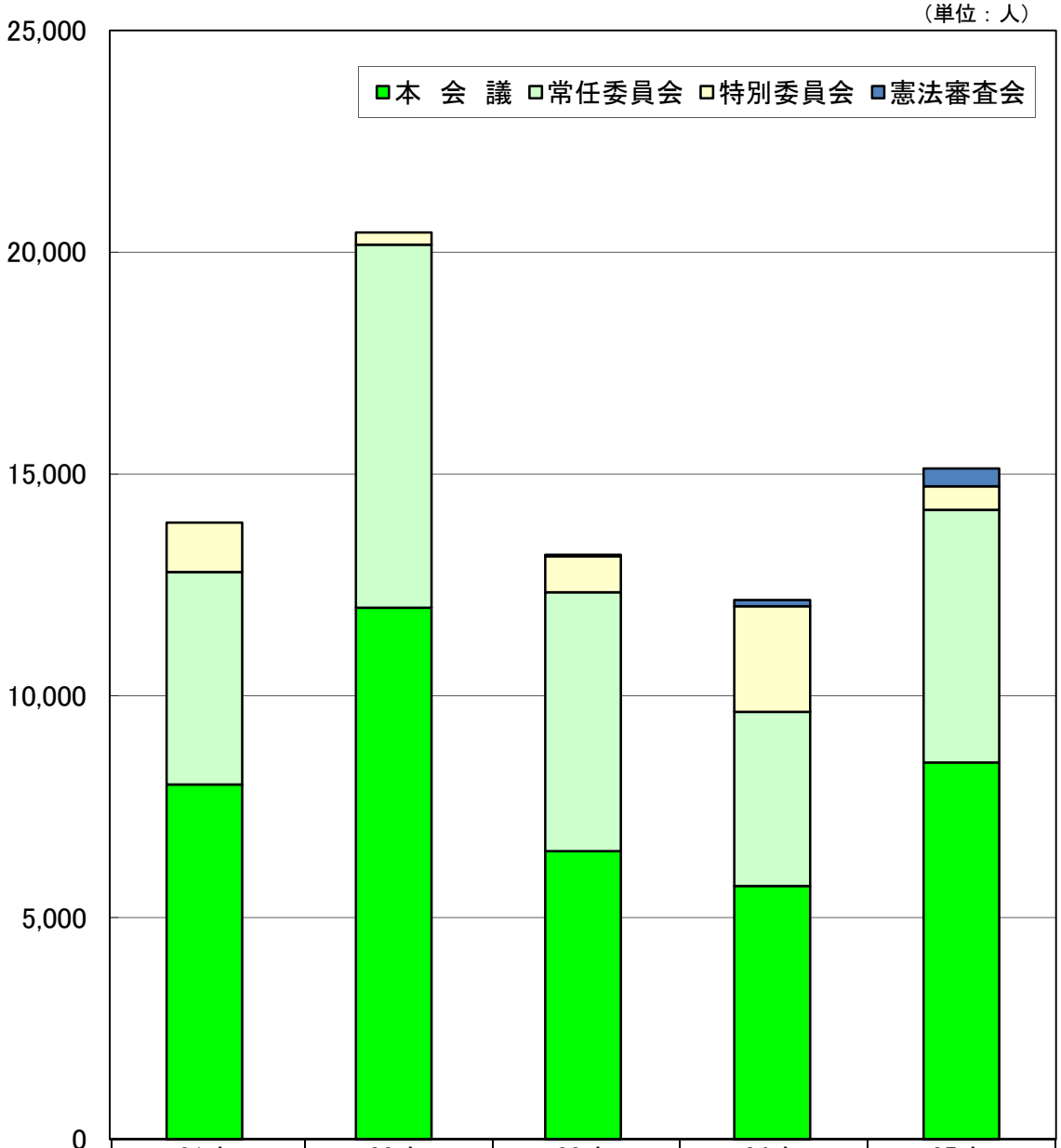


| | 21年 | 22年 | 23年 | 24年 | 25年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 本　会　議 | 8,002 | 11,985 | 6,500 | 5,717 | 8,498 |
| 常任委員会 | 4,789 | 8,181 | 5,835 | 3,923 | 5,692 |
| 特別委員会 | 1,114 | 275 | 808 | 2,376 | 532 |
| 憲法審査会 | ― | ― | 33 | 145 | 403 |
| 総　合　計 | 13,905 | 20,441 | 13,176 | 12,161 | 15,125 |

## ９　参観者数

（単位：人）

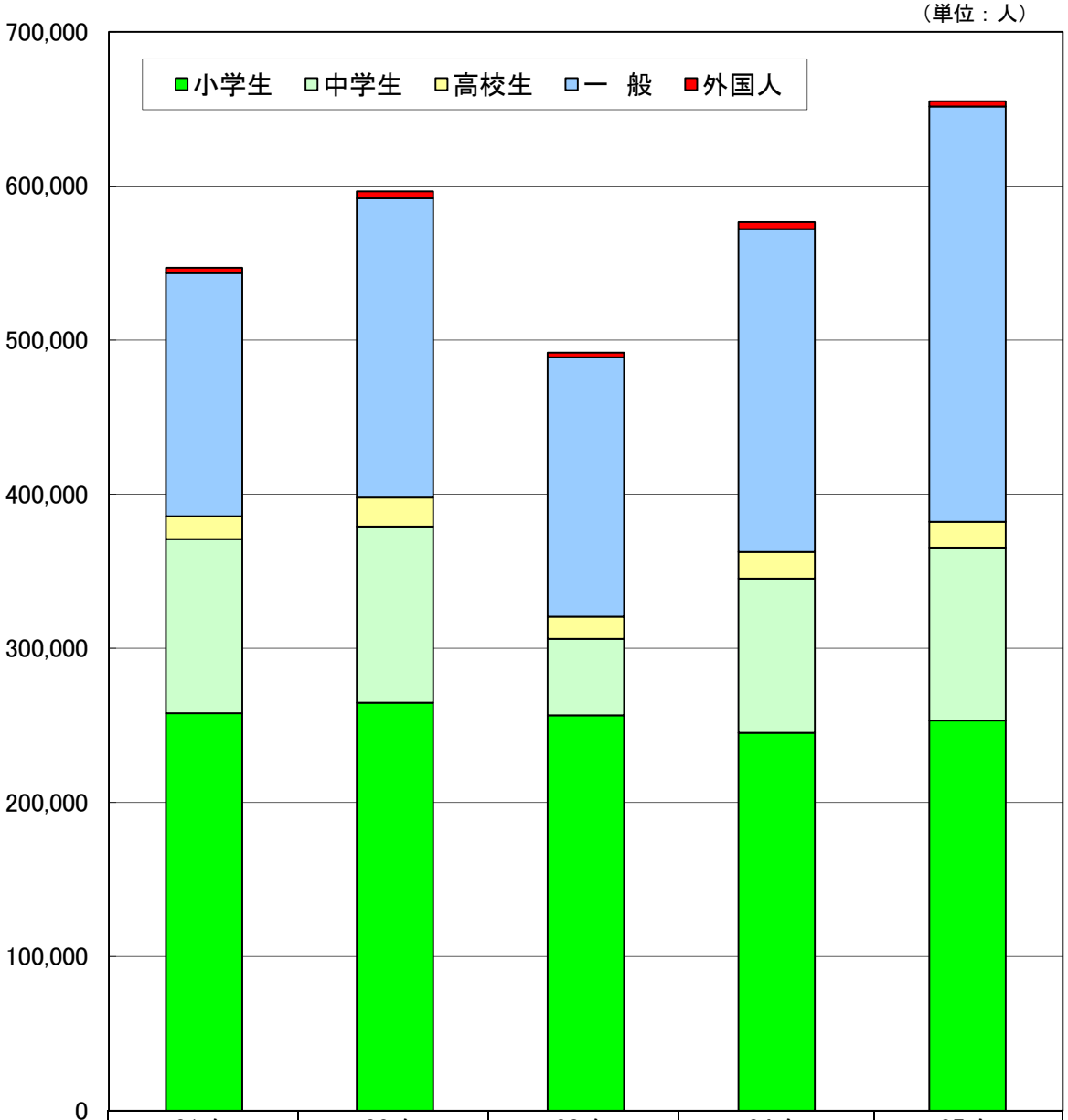


| | 21 年 | 22 年 | 23 年 | 24 年 | 25 年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 小　学　生 | 257, 909 | 264, 705 | 256, 493 | 245, 167 | 253, 198 |
| 中　学　生 | 113, 010 | 114, 280 | 49, 552 | 100, 033 | 112, 228 |
| 高　校　生 | 14, 849 | 18, 786 | 14, 474 | 17, 361 | 16, 621 |
| 一　　般 | 157, 659 | 194, 201 | 168, 372 | 209, 518 | 269, 605 |
| 外　国　人 | 3, 565 | 4, 455 | 2, 948 | 4, 388 | 3, 293 |
| 総　　数 | 546, 992 | 596, 427 | 491, 839 | 576, 467 | 654, 945 |

## 〔参考〕

### 1　国会議員定数の変遷

#### (1) 衆議院議員

| 総選挙期日（回次）等 | 定数 | 増減 | 備　　考 |
|---|---|---|---|
| 昭和 21. 4.10(第22回) | 468 | | 沖縄県（定数２）は米国占領下にあり、選挙は事実上の |
| | (466) | | 定数466で実施 |
| 22. 4.25(第23回) | 466 | － 2 | 沖縄県を除く |
| 29. 4.30 | 467 | ＋ 1 | 奄美群島区（定数１）で実施 |
| 42. 1.29(第31回) | 486 | ＋19 | 大都市の人口増加に伴う定数是正 |
| 45.11.15 | 491 | ＋ 5 | 沖縄県（定数５）で実施 |
| 51.12. 5(第34回) | 511 | ＋20 | 選挙区別人口による定数是正 |
| 61. 7. 6(第38回) | 512 | ＋ 1 | 選挙区別人口による定数是正 |
| 平成 5. 7.18(第40回) | 511 | － 1 | 選挙区別人口による定数是正 |
| 平成６年公選法改正により「小選挙区比例代表並立制」を導入<br>定数500（小選挙区300、比例代表200（11ブロックにおいて実施）） | | | |
| 平成 8.10.20(第41回) | 500 | －11 | 平成６年公選法改正後初の総選挙 |
| 12. 6.25(第42回) | 480 | －20 | 比例代表を20削減（小選挙区300　比例代表180） |

#### (2) 参議院議員

| 通常選挙期日（回次）等 | 定数 | 増減 | 改選議席数 | 備　　考 |
|---|---|---|---|---|
| 昭和 22. 4.20(第１回) | 250 | | 全国区100 地方区150 | 半数は任期３年<br>第２回以降半数改選 |
| 45.11.15 | 252 | ＋ 2 | 沖縄県定数２ | １名次期選挙で改選 |
| 昭和57年公選法改正により「拘束名簿式比例代表制」を導入<br>定数252（比例代表100、選挙区152） | | | | |
| 昭和 58. 6.26(第13回) | 252 | 0 | 比例代表50 選挙区76 | 昭和57年公選法改正後初の選挙 |
| 平成12年公選法改正により「非拘束名簿式比例代表制」を導入<br>定数を10削減して、242（比例代表96、選挙区146）とする。<br>ただし、平成16年７月25日までの間の定数は、247（比例代表98、選挙区149）とする。 | | | | |
| 平成 13. 7.29(第19回) | 247 | － 5 | 比例代表48 選挙区73 | 平成12年公選法改正後初の選挙<br>比例代表を２、選挙区を３削減 |
| 16. 7.11(第20回) | 242 | － 5 | 比例代表48 選挙区73 | 比例代表を２、選挙区を３削減 |

## 2　国会議員会派別議員数の推移

### (1) 衆議院

（召集日現在）

| 国会回次(召集日) ＼ 会派 | 自民 | 民主 | 維新 | 公明 | みんな | 共産 | 生活 | 社民 | 改会 | 減税 | 大地 | 日本 | きづな | 国民 | 国守 | 無 | 欠員 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 169(常)(平成20. 1.18) | 305 | 113 | | 31 | | 9 | | 7 | | | | | | 6 | | 9 | |
| 170(臨)( 20. 9.24) | 303 | 114 | | 31 | | 9 | | 7 | | | | | | 7 | | 8 | 1 |
| 171(常)( 21. 1. 5) | 304 | 113 | | 31 | | 9 | | 7 | | | | | | 7 | | 8 | 1 |
| 172(特)( 21. 9.16) | 119 | 312 | | 21 | 5 | 9 | | 7 | | | | | | 3 | 3 | 1 | |
| 173(臨)( 21.10.26) | 119 | 311 | | 21 | 5 | 9 | | 7 | | | | | | 3 | 3 | 2 | |
| 174(常)( 22. 1.18) | 119 | 311 | | 21 | 5 | 9 | | 7 | | | | | | 3 | 3 | 2 | |
| 175(臨)( 22. 7.30) | 116 | 307 | | 21 | 5 | 9 | | 7 | | | | 3 | | 4 | 2 | 4 | 2 |
| 176(臨)( 22.10. 1) | 116 | 307 | | 21 | 5 | 9 | | 6 | | | | 3 | | 4 | 2 | 5 | 2 |
| 177(常)( 23. 1.24) | 117 | 307 | | 21 | 5 | 9 | | 6 | | | | 2 | | 4 | 2 | 5 | 2 |
| 178(臨)( 23. 9.13) | 118 | 302 | | 21 | 5 | 9 | | 6 | | | | 2 | | 4 | 2 | 10 | 1 |
| 179(臨)( 23.10.20) | 118 | 302 | | 21 | 5 | 9 | | 6 | | | | 2 | | 5 | 2 | 9 | 1 |
| 180(常)( 24. 1.24) | 120 | 292 | | 21 | 5 | 9 | | 6 | | | | 2 | 9 | 5 | | 10 | 1 |
| 181(臨)( 24.10.29) | 118 | 248 | 5 | 21 | 5 | 9 | 47 | 6 | 4 | 4 | 3 | 2 | | | | 6 | 2 |
| 182(特)( 24.12.26) | 294 | 57 | 54 | 31 | 18 | 8 | 9 | 2 | | | | | | | | 7 | |
| 183(常)( 25. 1.28) | 294 | 56 | 54 | 31 | 18 | 8 | 7 | 2 | | | | | | | | 10 | |
| 184(臨)( 25. 8. 2) | 294 | 56 | 53 | 31 | 18 | 8 | 7 | 2 | | | | | | | | 11 | |
| 185(臨)( 25.10.15) | 294 | 56 | 53 | 31 | 17 | 8 | 7 | 2 | | | | | | | | 12 | |

※　表中の各国会回次（召集日現在）における会派の正式名称は次のとおりである。

自　民：「自由民主党」
　　（169回～172回、182回～185回）
　　「自由民主党・改革クラブ」（173回、174回）
　　「自由民主党・無所属の会」（175回～181回）
民　主：「民主党・無所属クラブ」
　　（～180回、182回～185回）
　　「民主党・無所属クラブ・国民新党」（181回）
維　新：「日本維新の会」
公　明：「公明党」
みんな：「みんなの党」
共　産：「日本共産党」
生　活：「国民の生活が第一・きづな」（181回）
　　「日本未来の党」（182回）
　　「生活の党」（183回～185回）
社　民：「社会民主党・市民連合」
改　会：「改革無所属の会」
減　税：「減税日本・平安」
大　地：「新党大地・真民主」
日　本：「たちあがれ日本」
きづな：「新党きづな」
国　民：「国民新党・そうぞう・無所属の会」
　　（169回）
　　「国民新党・大地・無所属の会」
　　（170回、171回）
　　「国民新党」（172回～174回）
　　「国民新党・新党日本」（175回～180回）
国　守：「国益と国民の生活を守る会」

## (2) 参議院

（召集日現在）

| 国会回次(召集日) ＼ 会派 | 自民 | 民主 | 公明 | みん | 共産 | 維新 | 社民 | 改革 | 生活 | み風 | 国民 | 大地 | 日改 | 改ク | 無所属 | 欠員 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 169(常)(平成20. 1.18) | 84 | 120 | 21 | | 7 | | 5 | | | | | | | | 5 | |
| 170(臨)( 20. 9.24) | 83 | 118 | 21 | | 7 | | 5 | | | | | | | 4 | 4 | |
| 171(常)( 21. 1. 5) | 82 | 118 | 21 | | 7 | | 5 | | | | | | | 4 | 5 | |
| 172(特)( 21. 9.16) | 85 | 118 | 21 | | 7 | | 5 | | | | | | | | 4 | 2 |
| 173(臨)( 21.10.26) | 85 | 118 | 21 | | 7 | | 5 | | | | | | | | 4 | 2 |
| 174(常)( 22. 1.18) | 82 | 120 | 21 | | 7 | | 5 | | | | | | | | 7 | |
| 175(臨)( 22. 7.30) | 83 | 106 | 19 | 11 | 6 | | 4 | | | | 3 | | 5 | | 5 | |
| 176(臨)( 22.10. 1) | 83 | 106 | 19 | 11 | 6 | | 4 | | | | 3 | | 5 | | 5 | |
| 177(常)( 23. 1.24) | 83 | 106 | 19 | 11 | 6 | | 4 | | | | 3 | | 5 | | 5 | |
| 178(臨)( 23. 9.13) | 83 | 106 | 19 | 11 | 6 | | 4 | | | | 3 | | 5 | | 5 | |
| 179(臨)( 23.10.20) | 83 | 106 | 19 | 11 | 6 | | 4 | | | | 3 | | 5 | | 5 | |
| 180(常)( 24. 1.24) | 86 | 106 | 19 | 11 | 6 | | 4 | 2 | | | 4 | | | | 4 | |
| 181(臨)( 24.10.29) | 87 | 90 | 19 | 11 | 6 | | 4 | 2 | 12 | 4 | | 2 | | | 5 | |
| 182(特)( 24.12.26) | 83 | 87 | 19 | 11 | 6 | 3 | 4 | 2 | 8 | 4 | 3 | 2 | | | 4 | 6 |
| 183(常)( 25. 1.28) | 83 | 87 | 19 | 12 | 6 | 3 | 4 | 2 | 8 | 5 | 2 | | | | 5 | 6 |
| 184(臨)( 25. 8. 2) | 113 | 58 | 20 | 18 | 11 | 9 | 3 | 3 | 2 | | | | | | 4 | 1 |
| 185(臨)( 25.10.15) | 114 | 58 | 20 | 18 | 11 | 9 | 3 | 3 | 2 | | | | | | 4 | |

※ 表中の各国会回次（召集日現在）における会派の正式名称は次のとおりである。

自　民：「自由民主党・無所属の会」
（169回、178回、179回、182回、183回）
「自由民主党」
（170回、171回、175回～177回、184回、185回）
「自由民主党・改革クラブ」（172回～174回）
「自由民主党・たちあがれ日本・無所属の会」
（180回、181回）

民　主：「民主党・新緑風会・国民新・日本」
（169回～174回）
「民主党・新緑風会」
（175回～180回、182回～185回）
「民主党・新緑風会・国民新党」（181回）

公　明：「公明党」

み　ん：「みんなの党」

共　産：「日本共産党」

維　新：「日本維新の会」

社　民：「社会民主党・護憲連合」

改　革：「新党改革」（180回～183回）
「新党改革・無所属の会」
（184回、185回）

生　活：「国民の生活が第一」（181回）
「日本未来の党」（182回）
「生活の党」（183回～185回）

み　風：「みどりの風」

国　民：「国民新党」
（175回～180回、182回、183回）

大　地：「新党大地・真民主」

日　改：「たちあがれ日本・新党改革」
（175回～179回）

改　ク：「改革クラブ」

## ３　会期等

| 国　会　回　次 | 召 集 日 | 開 会 式 | 会期終了日 | 会期　上段：当初会期<br>下段：延　　長 |
|---|---|---|---|---|
| 第169回（常　会） | 平成20. 1.18 | 平成20. 1.18 | 平成20. 6.21 | 150<br>6 |
| 第170回（臨時会） | 20. 9.24 | 20. 9.29 | 20.12.25 | 68<br>25 |
| 第171回（常　会） | 21. 1. 5 | 21. 1. 5 | (21. 7.21<br>解　散) | 150<br>55<br>(198日目に解散) |
| 第172回（特別会） | 21. 9.16 | 21. 9.18 | 21. 9.19 | 4 |
| 第173回（臨時会） | 21.10.26 | 21.10.26 | 21.12. 4 | 36<br>4 |
| 第174回（常　会） | 22. 1.18 | 22. 1.18 | 22. 6.16 | 150 |
| 第175回（臨時会） | 22. 7.30 | 22. 7.30 | 22. 8. 6 | 8 |
| 第176回（臨時会） | 22.10. 1 | 22.10. 1 | 22.12. 3 | 64 |
| 第177回（常　会） | 23. 1.24 | 23. 1.24 | 23. 8.31 | 150<br>70 |
| 第178回（臨時会） | 23. 9.13 | 23. 9.13 | 23. 9.30 | 4<br>14 |
| 第179回（臨時会） | 23.10.20 | 23.10.21 | 23.12. 9 | 51 |
| 第180回（常　会） | 24. 1.24 | 24. 1.24 | 24. 9. 8 | 150<br>79 |
| 第181回（臨時会） | 24.10.29 | 24.10.29 | (24.11.16<br>解　散) | 33<br>(19日目に解散) |
| 第182回（特別会） | 24.12.26 | 24.12.28 | 24.12.28 | 3 |
| 第183回（常　会） | 25. 1.28 | 25. 1.28 | 25. 6.26 | 150 |
| 第184回（臨時会） | 25. 8. 2 | 25. 8. 2 | 25. 8. 7 | 6 |
| 第185回（臨時会） | 25.10.15 | 25.10.15 | 25.12. 8 | 53<br>2 |

# 国会案内

# 国会案内

## 目　　次


頁

○　国会周辺図 …… 479
○　広報・広聴 …… 480
　＜参観者ホールでの情報提供＞ …… 481
　＜会議録等刊行物の閲覧＞ …… 482
　＜衆議院ホームページ＞ …… 484
　＜国会審議中継＞ …… 486
○　国会会議録検索システム …… 487
○　国会参観（衆議院）の手続 …… 488
○　本会議・委員会・憲法審査会の傍聴 …… 489
○　請願の手続 …… 490
○　陳情の手続 …… 492
○　地方議会からの意見書の手続 …… 492
○　復興特別意見書の手続 …… 492
○　福島復興再生特別意見書の手続 …… 492
○　行政に関する苦情受付窓口 …… 493
○　意見窓口「憲法のひろば」 …… 494
○　憲政記念館 …… 495
○　国会議員政策担当秘書資格試験 …… 497
○　衆議院議員の資産等報告書等の閲覧 …… 499
○　衆議院議員の秘書の兼職に係る文書の閲覧 …… 499
○　衆議院事務局の情報公開 …… 500


## ○　国会周辺図

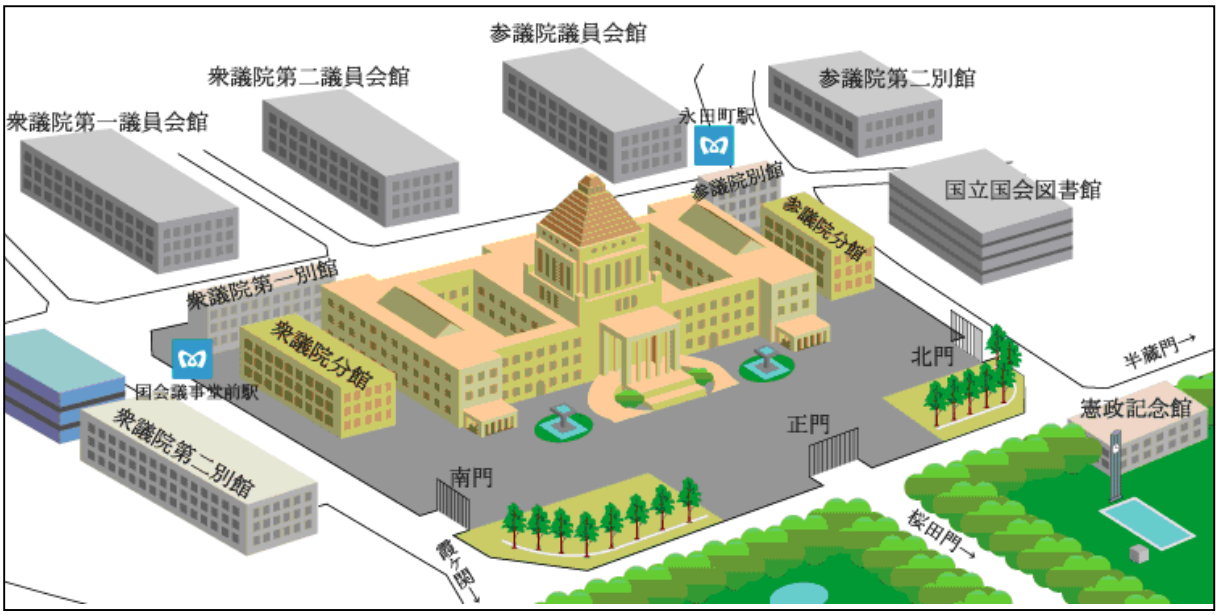


■　衆議院（The House of Representatives）
　郵便番号　100－0014
　東京都千代田区永田町１－７－１
　電話番号　（代表）03-3581-5111

　＜最寄り駅＞
　　東京メトロ　丸ノ内線、千代田線　……　国会議事堂前駅
　　有楽町線、半蔵門線、南北線　…　永　田　町駅

## ○　広報・広聴

広報課では、衆議院ホームページ、国会審議中継、参観者ホールにおける展示等により、衆議院及び国会に関する情報を提供しています。

また、衆議院の総合窓口として、国民の皆様から寄せられる、院の構成、本会議・委員会及び議案等の基本情報、衆議院の各種手続等に関するご質問並びにご意見にも対応をしております。

お問合せ先は次のとおりです。

**衆議院事務局庶務部広報課**

住　所　〒100－8960　東京都千代田区永田町１－７－１
受　付　平日９時～17時45分（土、日、休日及び年末年始を除く。）
電　話　03（3581）5151

## ＜参観者ホールでの情報提供＞

衆議院参観者ホールは、衆議院を訪れた参観者等の待機場所として参観コースの出発点に位置しており、各種パネル及びパソコン等により、国会に関する情報の提供を行っています。

### １　各種パネル

衆議院の概要及び最新情報について展示を行っています。展示パネルは次のとおりになります。「議長・副議長の顔写真」「国会議事堂周辺の空撮写真」「国会とその周辺の官庁の案内図」「衆議院議員の都道府県別（小選挙区）及びブロック別（比例代表）の議員数」「衆議院会派別所属議員数一覧」「国会豆知識（議会制度と国会、国会の役割と運営、国会あれこれ、議事堂あれこれ）」

### ２　パソコン情報検索コーナー

楽しみながら国会についての知識を得ることができるよう、国会チャレンジクイズなどのオリジナルコンテンツ及び国会関係のホームページの閲覧、並びに立法活動や国会議事堂を紹介したビデオ及び審議中継（ライブ・録画）の視聴ができます。

### ３　衆議院刊行物紹介コーナー

本院の本会議や委員会等の会議録及び『衆議院の動き』などの各種刊行物の展示を行っています。

（パソコン情報検索コーナー）

## ＜会議録等刊行物の閲覧＞

### １　主な刊行物の種類

(1) 会議録

・衆議院本会議録
・衆議院委員会議録
・国家基本政策委員会合同審査会会議録（党首討論）
・衆議院憲法審査会議録
・両院協議会会議録

(2) 議案類等

・法律案
　内閣提出法律案（閣法）
　議員及び委員会提出法律案（衆法）
・質問主意書・答弁書（議員が内閣に質問する場合の簡明な主意書及びそれに対する答弁書）
・衆議院公報（本会議及び委員会の開会日程その他を掲載したもの）
・予算書（一般会計、特別会計及び政府関係機関の予算）
・決算書（一般会計、特別会計及び政府関係機関の決算）

(3) その他の刊行物

・衆議院先例集（議院の会議運営に関する先例を収録）
・衆議院委員会先例集（委員会運営に関する先例を収録）
・衆議院の動き（法律案の審議状況等１年間の活動を国会の会期ごとにまとめたもの）
・衆議院帝国憲法改正案委員小委員会速記録
・帝国議会衆議院秘密会議事速記録集
・議会制度百年史（全12巻）及び目で見る議会政治百年史
・衆議院要覧（乙）

## ２　閲覧案内

刊行物は、衆議院刊行物展示コーナー（会議録、議案類は原則として直近のもののみ展示）又は国立国会図書館において閲覧できます。また、一部の刊行物は、衆議院ホームページでも公開されています。

なお、会議録については都道府県議会図書室（各都道府県庁内）及び各政令指定都市議会図書室（各市役所内）へ送付していますので、閲覧等については各議会事務局へお問い合わせください。

**・衆議院刊行物展示コーナー**

住　所　〒100－0014　東京都千代田区永田町１－６－３
衆議院第二別館２階

電　話　03（3581）5111　内線34622

**・国立国会図書館**

住　所　〒100－8924　東京都千代田区永田町１－10－１

電　話　03（3581）2331（代表）

## ＜衆議院ホームページ＞

衆議院では、インターネット上に衆議院ホームページを開設し、本会議及び委員会関係、議案関係並びに請願関係等の国会活動に関わる基本的な情報のほか、国会案内等の一般広報情報を提供しています。

衆議院ホームページアドレス　http://www.shugiin.go.jp/

# 衆議院ホームページの主な提供情報

| | |
|---|---|
| 議長・副議長の挨拶等 | 衆議院議長・副議長からのメッセージ、議長公邸、副議長公邸 |
| 歴代議長・副議長一覧 | 帝国議会からの歴代議長・副議長一覧 |
| 国会会期情報 | 最新の国会会期情報 |
| 国会について | 国会の地位、組織、権限及び役割等の説明、国会議事堂及び憲政記念館の施設案内、事務局及び法制局に関する情報等 |
| 衆議院の構成 | 役員等一覧、会派名及び会派別所属議員数、議員一覧、会派別議員一覧、議員氏名の正確な表記と読み方 |
| 国会関係法規 | 日本国憲法、国会法、衆議院規則 |
| 資料集 | 国会会期一覧、衆議院の動き、衆議院議員総選挙一覧、衆議院議員会館議員事務室一覧表、衆議院チェルノブイリ原子力発電所事故等調査議員団報告書 |
| 調査局作成資料 | 衆議院調査局が作成した資料 |
| トピックス | 主なトピックス |
| 立法情報 | |
| 本会議・委員会等 | 本会議、委員会、憲法審査会、政治倫理審査会に関する情報 |
| 本会議 | |
| 本会議開会情報 | 本会議の議事日程及び議事経過 【掲載回次】第151回国会以降 |
| 委員会 | |
| 委員名簿 | 各委員会の最新の委員名簿 |
| 法律案等審査経過概要 | 国会に提出された法律案等の審査経過概要 【掲載回次】第148回国会以降 |
| 憲法審査会 | 新着情報、憲法審査会委員名簿、会議日誌、会議資料、今後の開会予定等 【掲載回次】第167回国会以降 |
| 政治倫理審査会 | 政治倫理審査会の最新の名簿 |
| 会議録 | 本会議、委員会、憲法審査会等の会議録に関する情報<br>【掲載回次】第145回国会以降 |
| 国会会議録検索システム | 衆参両院の全ての会議録の検索 【掲載回次】第１回国会以降<br>（国立国会図書館サイトへのリンク） |
| 議案 | 議案の審議経過及び法律案・決議案の本文等 【掲載回次】第142回国会以降 |
| 質問主意書・答弁書 | 質問主意書･答弁書の本文及び経過に関する情報 【掲載回次】第１回国会以降 |
| 請願 | 委員会に付託された請願に関する情報 【掲載回次】第143回国会以降 |
| 制定法律 | 国会で成立した法律の本文に関する情報 【掲載回次】第１回国会以降 |
| 委員会ニュース | 各委員会の審査経過、質疑者、主な質疑項目及び議題とされた法律案等の概要、修正案要旨及び附帯決議 |
| 行政に関する苦情受付窓口 | 行政に関する苦情受付窓口についての情報 |
| 各種手続 | 請願・陳情・意見書の手続、本会議・委員会等の傍聴案内、衆議院議員の資産等報告書等の閲覧案内、衆議院刊行物の案内、国会参観の手続（参観パンフレットのダウンロード含む）についての情報 |
| フォトギャラリー | 国会活動に伴う写真 |
| 衆議院公報（会議情報） | 本会議、委員会、憲法審査会等の開会及び経過に関する情報<br>【掲載回次】第147回国会以降 |
| 衆議院審議中継 | 衆議院における審議状況のインターネット中継及びビデオライブラリ |
| 衆議院憲政記念館 | 常設展及び特別展等についての情報 |
| 衆議院法制局 | 衆議院法制局の組織・職務概要等、衆法情報、成立した議員立法、採用案内等についての情報 |
| 国会事故調 | 報告書、資料と映像、委員会について等<br>（東京電力福島原子力発電所事故調査委員会サイト（国立国会図書館インターネット資料収集保存事業で保存）へのリンク） |
| 衆議院事務局・衆議院法制局からのお知らせ | 調達情報、国会議員政策担当秘書資格試験、職員採用案内、情報公開等 |
| 関連リンク | 国会関連、政党及び官公庁等のホームページへのリンク案内 |

## ＜国会審議中継＞

### １　国会審議テレビ中継放送

衆議院では、国会の情報公開の一環として国会における審議を公開することにより、審議を活性化し国民に開かれた国会とするため、衆参両院の本会議や委員会等の国会審議を開会から散会まで、有線テレビジョンにより国会内の各施設、各府省等及び政党本部に中継しています。

また、国会審議を報道機関等を通じて国民に公開するため、放送局や通信社等にも配信しています。

### ２　国会審議インターネット中継

インターネット上に本院の審議中継ホームページを開設し、本会議や委員会等の審議を国内外に中継しています。

このインターネット審議中継は、ライブ中継とともにビデオオンデマンドによる録画中継（ビデオライブラリ）も行っています。録画中継は、第174回通常国会以降の審議映像を視聴することができます。

なお、衆議院ホームページの「衆議院審議中継」からもアクセスできます。

国会審議中継ホームページアドレス　http://www.shugiintv.go.jp

## ○　国会会議録検索システム

衆参両院の本会議及び全委員会の会議録（第１回国会から）をインターネットで公開しています。会議録のうち、いわゆる質疑応答などの議事部分がテキストで表示されます。

会議録（冊子）も画像で閲覧ができますので、会議録末尾に掲載されている法律案等の資料はこちらでご覧ください。

また、よく寄せられる質問（ＦＡＱ）では、データの内容や検索方法その他についてお知らせしていますので、参考にしてください。

衆議院ホームページの「国会会議録検索システム」又は国立国会図書館ホームページの「サービス一覧」からアクセスできます。

国会会議録検索システムホームページアドレス　http://kokkai.ndl.go.jp

## ○　国会参観（衆議院）の手続

### １　参観の申込み

参観は、平日のほか、土曜、日曜及び休日も行っております。
お申込みの手続は参観受付窓口で行っております。
なお、衆議院議員の紹介によるお申込みは従前のとおりです。

【一般参観の申込み方法】

衆議院ホームページから参観申込書（ＰＤＦ）をダウンロードし、必要事項をご記入の上、参観受付窓口に直接又はＦＡＸでお申込みください。ＦＡＸで申し込まれる方は、２か月前から前日の午後４時まで受け付けております。

（ＦＡＸ）平日　　03-3581-7954
　　土・日・休日　　03-3581-5387

※　少人数（９名まで）の場合は当日も受け付けます。

### ２　参観時間

平日　午前８時～午後５時（午後４時までに受付を終了してください。）
土曜日、日曜日及び休日　午前、午後それぞれ３回
　　午前　９時30分、10時30分、11時30分
　　午後　１時、２時、３時

なお、本会議開会前１時間及び本会議開会中は、参観はできません。
また、特別な行事等があるときは、参観コースの変更若しくは参観ができないこともあります。

### ３　交通

東京メトロ丸ノ内線及び千代田線の国会議事堂前駅下車（徒歩３分）
東京メトロ有楽町線、半蔵門線及び南北線の永田町駅下車（徒歩５分）
なお、駐車場は、バス専用となっています。

### ４　問合せ先

**衆議院事務局警務部参観係**

住　所　〒100－8960　東京都千代田区永田町１－７－１
電　話　03（3581）5111　内線33771、33772

## ○　本会議・委員会・憲法審査会の傍聴

傍聴には本会議の傍聴と委員会及び憲法審査会の傍聴があります。いずれの場合も傍聴券が必要となります。

本会議の傍聴券は警務部で、委員会及び憲法審査会の傍聴券は委員部でそれぞれ所定の手続により交付を受けることができます。

### １　本会議の傍聴

本会議は、憲法第57条により公開が原則となっており、一般の方も傍聴できます。

傍聴券には議員紹介券と一般傍聴券の２種類があります。議員紹介券は本会議開会当日議員１人につき１枚交付され、一般傍聴券は議員面会所受付において申込み順に交付を受けることができます。ただし、傍聴設備の関係及び議場の秩序保持の上から人数の制限及び傍聴規則（昭和22年７月11日制定）の遵守が要求されます。

### ２　委員会及び憲法審査会の傍聴

委員会の傍聴は、国会法第52条で「委員会は、議員の外傍聴を許さない。但し、報道の任務にあたる者その他の者で委員長の許可を得たものについては、この限りでない。」と規定しており、衆議院議員の紹介で委員長の許可を得れば一般の方も傍聴することができます。

具体的な手続は、議員秘書が委員会傍聴許可申請用紙に必要事項を記入し、委員部を通して委員長の許可を得ることになっています。

傍聴に際しては、委員室内の傍聴設備及び秩序保持の上から本会議同様に人数の制限及び傍聴規則の遵守を求められます。

なお、憲法審査会も、委員会に準じた手続で傍聴できます。

### ３　問合せ先

・本会議の傍聴は**「警務部傍聴券係」**
　　電　話　03（3581）5111　内線33861

・委員会の傍聴は**「委員部総務課」**
　　電　話　03（3581）5104（直通）

・憲法審査会の傍聴は**「憲法審査会事務局」**
　　電　話　03（3581）5563（直通）

## ○　請願の手続

### １　国会における請願の取扱い

国民が国政に対する要望を直接国会に述べることのできる請願は、憲法第16条で国民の権利として保障されています。国籍・年齢の制限はありません。したがって、日本国内に在住の外国人の方及び未成年の方も請願することができます。

衆議院、参議院は、請願についてそれぞれ別個に受け付け、互いに干預しないこととされています。

### ２　衆議院における請願の手続

請願書は、議員の紹介により提出しなければなりません。したがって、提出に関する具体的な手続は、議員ないし議員秘書が行います。請願は、国会が開会されますと、召集日から受け付けますが、議院運営委員会（理事会）の決定により、おおむね会期終了日の５日ないし７日前に締め切るのが例となっています。ただし、ごく短期間の国会の場合には、請願を扱わないことがあります。

請願を行う場合は、要望する内容を簡潔にまとめた文書に、請願者の住所氏名を明記しなければなりません。請願者の氏名は署名によることが原則ですが、印刷された文字を使った場合や複写されている場合は押印が必要です。また、外国語による請願書の場合には、訳文の添付が必要です。

なお、同じ請願者が、同一会期内に同一趣旨の請願書を重複して提出することはできません。これは紹介議員が異なっていても同様です。

### ３　請願文書表の作成・配付

請願書が提出されますと、請願文書表が作成・印刷され、各議員に配付されます。請願文書表には、その内容が周知されるよう、請願者の住所氏名、請願の要旨、紹介議員の氏名及び受理の年月日などが記載されます。

### ４　請願の審査

請願は請願文書表の配付と同時に、請願事項に基づいて適当の委員会等に付託されます。

委員会等では、審査の結果に従い、議院の会議に付するを要するものと要しないものに区別し、要するものについては、採択すべきものとする請願と不採択とすべきものとする請願に区別をし、さらに採択すべきもののうち、内閣に送付することを適当と認めるものについてはその旨を附記し、議院に報告することになっています。

本会議では、委員会等において採択すべきもの又は不採択とすべきものと決した請願を議題とし、その採決は採択又は不採択とすることについて諮ることとしています。

なお、採択された請願のうち、内閣において措置することが適当とされたものは、議長から内閣総理大臣に送付されます。内閣からは、毎年２回、その処理経過が議院に報告されます。

## 衆議院における請願処理の概要図

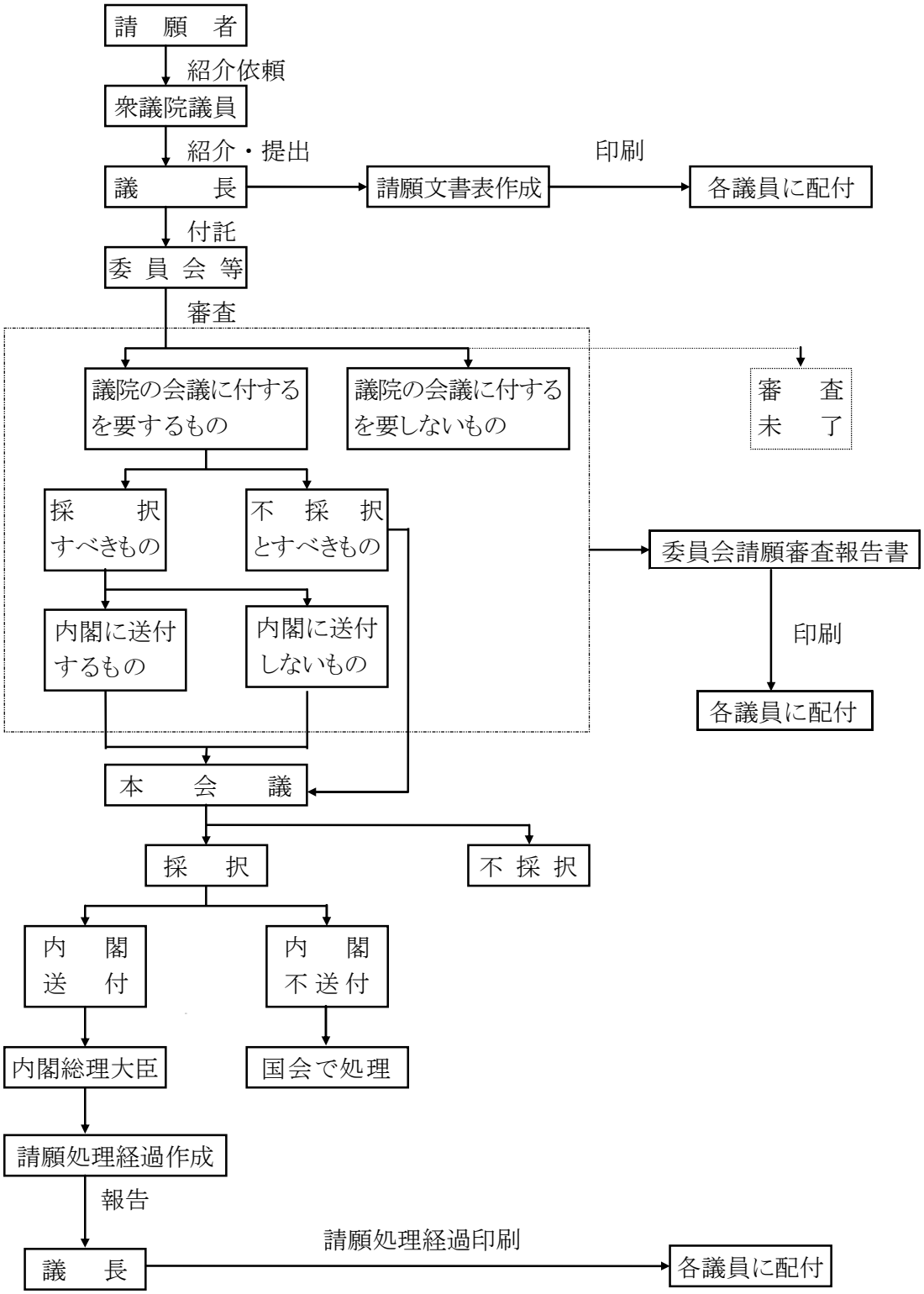


なお、国会閉会後、請願を紹介した議員には、その審査結果が通知されます。

## ○　陳情の手続

陳情は請願と違い、議員の紹介を必要としません。陳情を行う場合は、要望する内容を簡潔にまとめた文書に住所氏名を明記し、郵送等で議長宛に提出します。その中で、議長が必要と認めたものは、適当の委員会等に参考のため送付されますが、請願と違い文書表は作成されません。

なお、氏名は署名によることが原則ですが、印刷された文字による場合は押印が必要です。

## ○　地方議会からの意見書の手続

地方自治法第99条により、地方公共団体の議会は、国会に意見書を提出することができます。

衆議院への意見書は、議長宛に、表題を「○○○意見書」とし、当該議会名及び議長名を記載し公印を押印の上、地方自治法第99条に基づく意見書であることを明記して、郵送等で提出されています。

なお、提出された意見書は、議長において受理した後、適当の委員会等に参考のため送付されます。

## ○　復興特別意見書の手続

東日本大震災復興特別区域法第11条第８項により、認定地方公共団体等は、国会に復興特別意見書を提出することができます。

衆議院への復興特別意見書は、議長宛に、表題を「○○○復興特別意見書」とし、当該地方公共団体名及び首長名を記載し公印を押印の上、東日本大震災復興特別区域法第11条第８項に基づく復興特別意見書であることを明記して、郵送等で提出されることになります。

なお、提出された復興特別意見書は、議長において受理した後、復興に関する事項を所管する委員会に参考のため送付されます。

## ○　福島復興再生特別意見書の手続

福島復興再生特別措置法第52条第１項により、福島県知事は、国会に福島復興再生特別意見書を提出することができます。

衆議院への福島復興再生特別意見書は、議長宛に、表題を「○○○福島復興再生特別意見書」とし、福島県知事名を記載し公印を押印の上、福島復興再生特別措置法第52条第１項に基づく福島復興再生特別意見書であることを明記して、郵送等で提出されることになります。

なお、提出された福島復興再生特別意見書は、議長において受理した後、復興に関する事項を所管する委員会に参考のため送付されます。

## ○　行政に関する苦情受付窓口

衆議院決算行政監視委員会では、広く国民の皆様から行政に関する苦情を受け付けております。皆様が、日常接しておられる行政との関係において、様々な行政の在り方や、行政の改善について、具体的な苦情をお寄せください。

1　この制度は、国民の皆様から寄せられた行政に関する苦情を、本委員会が行政監視活動を行うための基礎的な資料・情報源のひとつとして国政調査を行う際に活用しようとするものです。委員会が受理する苦情の範囲は、行政制度・施策の改善、行政の運用によって被っている具体的不利益や行政機関等の不正等に関するものです。

2　この制度は、寄せられた苦情内容に沿って個人的、個別的に応えるものではありません。また、行政以外の立法や司法等に関する苦情を受け付けるものでもありません。

苦情の受付は次のとおりです。

**1　ＦＡＸによる受付**　03（3581）7731

**2　封書、はがきによる受付**

〒100－8960
（東京都千代田区永田町１－７－１）
衆議院決算行政監視委員会
「行政に関する苦情」係　宛
（注）郵便番号を明記すれば、住所は必要ありません。

**3　電子メールによる受付**

アドレス：kujo@shugiinjk.go.jp
（注）内容が詳細かつ大量のものについては郵便等でお願いします。

いずれの苦情についても、提出者の住所、氏名、電話番号、ＦＡＸ番号を明記してください。

## ○　意見窓口「憲法のひろば」

憲法審査会では、日本国憲法について広範かつ総合的に調査を行うに当たり、その参考に資するため、広く国民のみなさまのご意見を受け付けております。

ご意見のある方は、次の要領でお送りください。

**１　電子メールによる受付**

アドレス：kenpou@shugiinjk.go.jp

**２　ＦＡＸによる受付**

03（3581）5875

**３　封書、はがきによる受付**

〒100－8960
東京都千代田区永田町１－７－１
憲法審査会「憲法のひろば」係 宛

いずれのご意見についても、住所、氏名、年齢、職業、電話番号（又はＦＡＸ番号、メールアドレス）を必ず明記してください。

電子メールについて、ＨＴＭＬ形式のメール、添付ファイルは受け取れませんのでご注意ください。

## ○　憲政記念館

憲政記念館は、昭和45年に我が国が議会開設80年を迎えたのを記念して、議会制民主主義についての一般の認識を深めることを目的として設立され、昭和47年３月に開館しました。

憲政記念館のある高台は、江戸時代の初めには加藤清正が屋敷を建て、その後彦根藩の上屋敷となり、幕末には、藩主であり時の大老でもあった井伊直弼が居住し、後に明治時代になってからは参謀本部・陸軍省が置かれました。

昭和27年にこの土地は衆議院の所管となり、昭和35年には、憲政の功労者である尾崎行雄を記念して、尾崎記念会館が建設されました。その後これを吸収して現在の憲政記念館が完成しました。

憲政記念館では、国会の組織や運営などを資料や映像によって分かりやすく紹介するとともに、憲政の歴史や憲政功労者に関係のある資料を収集して常時展示するほか、特別展などを催しています。

### １　憲政史シアター

議会思想が移入された幕末から明治維新、帝国憲法の制定、帝国議会の開設を経て、戦後、新憲法の制定によって新しい国会が発足し、今日に至るまでの「憲政の歩み」をハイビジョン映像で見ることができます。

### ２　憲政史映像選択コーナー

３台のモニターで、「国会のすすめ」「憲政の歩み」「憲政のあけぼの」「帝国議会の歩み」「新しい国会の歩み」「婦人参政への道」「議事堂ものがたり」「憲政擁護運動から普選の実施まで」「昭和の開幕から新国会の誕生まで」などのソフトを選択して見ることができます。

### ３　憲政の歩みコーナー・壁面コーナー

明治維新から帝国議会を経て現在の国会に至る憲政の歩みを、文書類をはじめ、関係資料・写真などで見ることができます。また、憲政の歴史に関係ある資料を企画展示しています。

### ４　映像検索コーナー

３台のパソコンで、「憲政史上の人々」「歴代の衆議院議長」「歴代の内閣総理大臣」「錦絵紹介」の中から好みの項目を検索して、人物の肉声を聞いたり、略歴などを見ることができます。

### ５　立体ビジョンコーナー

帝国議会第１次仮議事堂に初登院する議員たちの有様や、初めての議会における衆議院議場での議長選挙の模様などを立体映像で見ることができます。

### ６　議場体験コーナー

本会議開会ベルが鳴り、内閣総理大臣の演説する映像が映し出されます。これを議席に座って見ることができます。また、演壇や議席で自由に記念写真を撮ることもできます。

### ７　国会の仕組みコーナー

５台のパソコンで、国会の仕組みや世界の議会を分かりやすく紹介するほか、国会の知識をＱ＆Ａのクイズ方式でランキングを競うなど楽しみながら学習できます。

### ８　情報検索コーナー

６台のパソコンで、憲政記念館特別展の主な展示資料の解説や、衆議院審議中継などを見ることができます。

### ９　尾崎メモリアルホール

衆議院議員当選25回、議員として60年７か月在職し、衆議院から憲政功労者として表彰され、名誉議員の称号を贈られた尾崎行雄の足跡をしのんで、遺品、著作、書跡、写真などを展示しています。

※「戦後日本の再出発特別展」が平成25年11月６日（水）から11月29日（金）まで開催されました。

**入 館 料**　　無　料
**開館時間**　　９時30分～17時（入館は16時30分まで）
**休 館 日**　　毎月の末日及び12月28日から翌年１月４日

**衆議院事務局憲政記念館**
住　所　〒100－0014　東京都千代田区永田町１－１－１
電　話　03（3581）1651（直通）
ＦＡＸ　03（3581）7962

ホームページアドレス　http://www.shugiin.go.jp

憲政記念館

## ○　国会議員政策担当秘書資格試験

国会議員政策担当秘書資格試験の日程等については、例年４月中旬から受験案内を配付しています。

ここでは、平成25年度の例を掲載します。

### １　試験の名称

平成25年度国会議員政策担当秘書資格試験

### ２　受験資格

(1) 平成25年９月10日（最終合格者発表）現在において65歳未満の者で、かつ、次のいずれかに該当する者

①　大学を卒業した者及び平成26年３月までに大学卒業見込みの者

②　国会議員政策担当秘書資格試験委員会が①に掲げる者と同等以上の学力があると認める者

(2) 次のいずれかに該当する者は、国会議員の政策担当秘書資格試験等実施規程第７条の規定により、受験することができない。

・　日本国籍を有しない者

・　成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）

・　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わらない者又は執行を受けることがなくなるまでの者

・　公務員として懲戒免職の処分に処せられ、当該処分の日から２年を経過しない者

### ３　試験

(1) 第１次試験

①　試験日　平成25年７月７日（日）

②　試験場　東京大学本郷キャンパス（東京都文京区本郷７－３－１）

③　試験方法　多枝選択式（教養問題）及び論文式（総合問題）

④　第１次試験合格者発表　平成25年８月20日（火）に、衆議院第二別館前及び参議院第二別館前に掲示して発表するほか、衆議院ホームページ及び参議院ホームページにも掲載し、合格者に郵送で通知する。

(2) 第２次試験

①　試験日　平成25年８月28日（水）

②　試験場　衆議院又は参議院（東京都千代田区永田町１－７－１）

③　試験方法　口述式

### ４　最終合格者発表

平成25年９月10日（火）に、衆議院第二別館前及び参議院第二別館前に掲示して発表するほか、官報、衆議院ホームページ及び参議院ホームページにも掲載し、合否については各人に郵送で通知する。

## 5　受験手続

(1) 受験申込用紙の交付

衆議院及び参議院のホームページにおいてＰＤＦ形式で交付する。

また、衆議院議員面会所受付及び参議院議員面会所受付において平成25年４月12日（金）から５月15日（水）の９時30分から17時15分の間交付する（土曜日、日曜日及び休日を除く）。

郵便で請求する場合は、封筒の表に「政策請求」と朱書し、宛先及び郵便番号を明記して120円切手を貼った返信用封筒（角形２号・Ａ４判が入る大きさ）を必ず同封すること（５月10日（金）必着）。

(2) 受験の申込み

試験を受けようとする者は、受験申込用紙（受験申込書、写真票、受験票）に所要事項を記入の上、受験申込書・写真票に写真（最近６か月以内に撮影した、上半身、無帽、正面向きのもの）を貼り、受験票を通常はがきに貼って、衆議院事務局庶務部議員課宛に特定記録郵便により郵送すること。

(3) 提出書類

受験申込書・受験票・写真票（第１次試験合格者については、大学又は大学院の卒業又は修了（見込）証明書及び住民票（いずれも平成25年４月１日以降発行のもの）を第２次試験の際に提出のこと。）

(4) 受験申込受付期間

平成25年５月７日（火）から５月15日（水）まで。

ただし、平成25年５月15日までの消印のあるものに限り受け付ける。

## 6　合格者の採用方法

最終合格者は、国会議員政策担当秘書資格試験合格者登録簿に登録され、衆議院議員又は参議院議員が、当該登録簿に登録された者の中から採用する。

## 7　その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、衆議院事務局庶務部議員課又は参議院事務局庶務部議員課に行うこと。

(2) 本試験はあくまでも資格試験であり、合格により採用が担保されているわけではなく、採用・解職については国会議員が決定することになるので、その旨十分留意すること。

**衆議院事務局庶務部議員課**

住　所　〒100－0014　東京都千代田区永田町１－７－１
電　話　03（3581）5165（直通）
ホームページアドレス　http://www.shugiin.go.jp

**参議院事務局庶務部議員課**

住　所　〒100－0014　東京都千代田区永田町１－７－１
電　話　03（5521）7485（直通）
ホームページアドレス　http://www.sangiin.go.jp

## ○　衆議院議員の資産等報告書等の閲覧

「政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律」に基づき、衆議院議員の

・資産等報告書
・資産等補充報告書
・所得等報告書
・関連会社等報告書

を、次の要領で閲覧できます。

なお、閲覧できる報告書は、過去７年分のものになります。

**・閲覧場所**

東京都千代田区永田町２－２－１
衆議院第一議員会館地下１階　資産等報告書等閲覧室
交　通：東京メトロ千代田線及び丸ノ内線国会議事堂前駅下車（１番出口）
　　東京メトロ銀座線及び南北線溜池山王駅下車（５番出口）

**・閲覧日時**

閲覧日：原則として、１月４日から12月28日までの毎日
　　ただし、土曜日、日曜日及び祝日法に規定する休日に当たる日は閲覧できません。
時　間：９時30分～12時、13時～17時30分

**・その他**

詳しくは、衆議院事務局庶務部議員課（電話 03（3581）5111　内線68106）までお問い合わせください。

## ○　衆議院議員の秘書の兼職に係る文書の閲覧

「国会議員の秘書の給与等に関する法律」に基づき、衆議院議員の秘書の兼職に係る文書を次の要領で閲覧できます。

**・閲覧場所**
**・閲覧日時**
　衆議院議員の資産等報告書等の閲覧に同じ

**・その他**

詳しくは、衆議院事務局庶務部議員課（電話 03（3581）5111　内線68101、68110）までお問い合わせください。

## ○　衆議院事務局の情報公開

国会は、情報公開法（「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」）の対象とされていませんが、衆議院事務局は、情報公開法の趣旨を踏まえ、国民に対する説明責任を果たすために議院行政文書の開示の取扱いについて規程等を定め、平成20年４月１日から情報公開制度の運用を行っています（平成26年１月に制度の一部を改正しました。以下の説明は、その改正内容も含んでいます。）。

### １　開示の申出ができる文書

・　どなたでも衆議院事務局が保有する「議院行政文書」について、開示の申出を行うことができます。ただし、官報、新聞、書籍（市販されているなど、一般に容易に閲覧可能なもの。）等や、憲政記念館において一般の閲覧に供するために特別の管理がされている歴史的資料又は学術研究用資料等は除かれます。

・　「議院行政文書」とは、事務局の職員が行政事務の遂行上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録のことをいいます。したがって、立法や調査に係る文書すなわち本会議や委員会等の会議の運営や立法活動・調査活動に関わる文書は、開示対象文書に含まれていません。

・　国会の会議録等については、衆議院ホームページの「国会会議録検索システム」からアクセスすることができます（487頁参照）。また、衆議院の本会議や委員会等の審議中継についても、同ホームページの「衆議院審議中継」から見ることができます（486頁参照）。

### ２　議院行政文書ファイル管理簿の閲覧

・　情報公開窓口に、開示の対象となる議院行政文書を含むファイルのリストである「議院行政文書ファイル管理簿」を備えていますので、開示申出文書を特定する参考としてご利用ください。

### ３　開示申出から開示の実施まで

・　開示の申出をする場合には、所要事項を記載した「議院行政文書開示申出書」（以下「開示申出書」という。）を情報公開窓口に提出（郵送も可）してください（開示申出手数料は不要です。）。開示申出書は、衆議院ホームページからダウンロードすることができます。

・　開示申出書が受理されてから、原則として30日以内に書面等により、開示あるいは不開示の通知を行います。期限内に通知ができない場合には、その理由及び連絡予定時期を書面等により連絡します。

・　議院行政文書の開示の実施を受ける場合には、①「議院行政文書開示実施方法等申出書」（以下「開示方法等申出書」という。）の提出、②開示通知書の提示（情報公開窓口で開示の実施を受ける場合）をしてください。

## ４　開示の実施方法

・　開示の実施方法は、原則として閲覧又は写しの交付です（写しの交付は有料）。
・　写しの交付に係る手数料の納付は、開示方法等申出書に収入印紙を貼り付ける方法で行ってください。
・　写しの交付は、郵送でもできます（別途郵送料が必要）。

## ５　苦情の申出

・　開示を求められた議院行政文書の全部又は一部を開示しないことについて異議がある場合には、全部又は一部を開示しない旨の連絡をした日の翌日から60日以内に、衆議院事務局に対して書面により「苦情の申出」を行うことができます。苦情の申出がなされた場合には、事務総長が「衆議院事務局情報公開苦情審査会」に諮問し、その答申を受けて扱いを決定します。
・　苦情の申出をする場合には、所要事項を記載した「議院行政文書の開示に関する苦情の申出書」（以下「苦情申出書」という。）を提出してください。苦情申出書は衆議院ホームページからダウンロードできます。

## ６　その他

・　「衆議院事務局の保有する議院行政文書の開示等に関する事務取扱規程」及び「衆議院事務局の保有する議院行政文書の開示等に関する事務取扱規程細則」については、衆議院ホームページの「衆議院事務局・衆議院法制局からのお知らせ」欄の「情報公開」から見ることができます。

## ７　問合せ先等

**衆議院事務局情報公開窓口（衆議院第二別館８階・庶務部文書課内）**

受付時間　９時30分～12時、13時～17時
※土、日、祝日、年末年始（12月29日～１月３日）は除く
住　　所　〒100－0014　東京都千代田区永田町１－６－３
電　　話　03（3581）5097（直通）
03（3581）5111（代表）　内線35035

**郵送の場合**

〒100-0014
東京都千代田区永田町１－７－１
衆議院文書課情報公開担当　宛
※電子メール及びＦＡＸでは受け付けていません。

# 国会年表

## ○国 会 年 表

平成25年１月１日から12月31日までの政治等の主な動きについて国会に関する事項を中心に作成したものである。

| 年月日 | 事　　項 |
|---|---|
| **平成25(2013)年** | |
| 1. 1 | ○東京証券取引所グループと大阪証券取引所が経営統合し日本取引所グループが発足 |
| 7 | **参院**　・日本未来の党、「生活の党」に会派名変更届出 |
| 10 | **参院**　・新党大地、会派解散届出<br>・み風、平山誠君の入会届出 |
| 11 | 政府　・「日本経済再生に向けた緊急経済対策」について閣議決定<br>○最高裁、副作用リスクの高い大衆薬のネット販売を一律に禁止した厚生労働省令の規定を違法で無効と判決 |
| 12 | ○安倍内閣総理大臣、東日本大震災の復興状況を把握するため宮城県（石巻市、岩沼市、亘理町）を訪問 |
| 16 | **参院**　・国民、森田高君の退会届出<br>○参議院議員森田高君、国民新党に離党届提出（同日受理）<br>○安倍内閣総理大臣、東南アジア３か国訪問のため出発（1.16日ベトナム首脳会談　1.17日タイ首脳会談　1.18日インドネシア首脳会談　1.19帰国）<br>○アルジェリアの天然ガス関連施設が武装勢力に襲撃され日本人らが拘束（1.24までに日本人10人の死亡確認） |
| 18 | ○第183回国会（常会）召集詔書公布（1.28召集） |
| 20 | ○オバマ米大統領再任、第２期政権発足 |
| 22 | ○政府・日銀、２％の物価上昇率目標の導入を柱とする共同声明を発表<br>○国連安全保障理事会、平成24年12月に「人工衛星」と称するミサイルを発射した北朝鮮に対する制裁を強化する決議を採択 |
| 23 | **参院**　・みん、米長晴信君の入会届出 |
| 24 | 政府　・平成25年度予算編成の基本方針閣議決定<br>・公務員の給与改定に関する取扱いについて閣議決定（平成25年度における地方公務員の給与引下げを要請等） |
| 25 | 政府　・平成25年度の防衛力整備等について閣議決定（防衛大綱の見直し等に着手）<br>○生活の党大会、衆議院議員小沢一郎君を代表に選出 |
| 27 | ○みんなの党大会、2013年運動方針了承<br>○第21回アジア・太平洋議員フォーラム（ＡＰＰＦ）総会開催（ロシア・ウラジオストク）（～1.31） |
| 28 | **第183回国会（常会）召集**（会期150日間　6.26まで）<br>衆院会派別議員数（自民294　民主56　維新54　公明31　みんな18　共産８<br>生活７　社民２　無10）<br>参院会派別議員数（民主87　自民83　公明19　みん12　生活８　共産６　み風５<br>社民４　維新３　国民２　改革２　無所属５　欠６）<br>**開会式**<br>**両院**　・所信表明演説<br>**衆院**　・特別委員会設置（災害対策　倫理選挙　沖縄北方　青少年　海賊・テロ拉致問題　消費者問題　科学技術　震災復興　原子力） |

| 年月日 | 事　　項 |
|---|---|
| | **参院**　・特別委員会設置（災害対策　沖縄・北方　倫理選挙　拉致問題　ＯＤＡ　消費者問題　震災復興） |
| | ○みどりの風、共同代表制を廃止し、参議院議員谷岡郁子君が代表に就任 |
| | ○社民党、党本部を前身の社会党時代から使用してきた社会文化会館（別称「三宅坂」）から永田町ビル内に移転 |
| 1.29 | 政府　・平成25年度予算政府案について閣議決定（一般会計の総額は前年度当初予算比0.3％減の92兆6,115億円､既に編成した平成24年度補正予算とあわせると、歳出規模は100兆円超） |
| | ・平成25年度税制改正の大綱について閣議決定 |
| 30 | **衆院**　・所信表明演説に対する質疑（～1.31、２日間） |
| 31 | **衆院**　・平成24年度補正予算提出（2.26成立） |
| | **参院**　・所信表明演説に対する質疑（～2.1、２日間） |
| 2. 2 | ○安倍内閣総理大臣、第２次安倍内閣発足後初めて沖縄県を訪問（仲井眞知事と米軍普天間飛行場移設問題等について懇談） |
| 4 | **両院**　・財政演説 |
| 5 | **衆院**　・財政演説に対する質疑 |
| | ○小野寺防衛大臣、1.30東シナ海において海上自衛隊護衛艦に対し、中国海軍艦艇より火器管制レーダーの照射があったことを発表 |
| 6 | **参院**　・財政演説に対する質疑 |
| 9 | ○安倍内閣総理大臣、東日本大震災の復興状況を把握するため岩手県及び宮城県（陸前高田市、大船渡市、気仙沼市）を訪問 |
| 12 | **衆院**　・予算委　安倍内閣の政治姿勢等について集中審議 |
| | ○Ｇ７財務相・中央銀行総裁、「通貨安競争」を回避する旨の緊急共同声明を発表 |
| | ○北朝鮮、３回目の地下核実験を強行 |
| | ○国連安全保障理事会、北朝鮮の地下核実験に対する非難談話を発表 |
| 13 | ○第34回日本・ＥＵ議員会議開催（東京） |
| 14 | **衆院**　・北朝鮮による３度目の核実験に対する抗議決議案（自民・民主・維新・公明・みんな・共産・生活共同）提出（同日可決） |
| 15 | ○第２次安倍内閣資産公開 |
| | ○Ｇ20財務相・中央銀行総裁会議開催（モスクワ）（～2.16）（通貨安競争回避で一致） |
| 19 | ○与野党国対委員長会談、正式提示前に報道された国会同意人事案は受け付けないとする「事前報道ルール」の撤廃で合意 |
| 20 | **参院**　・予算委　安倍内閣の基本姿勢に関する集中審議 |
| 21 | ○安倍内閣総理大臣、日米首脳会談のため米国に出発（2.22首脳会談　2.24帰国）（環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）交渉参加に際し、全ての関税撤廃を前提としないことを確認する旨の共同声明を発表） |
| 22 | ○自民、公明、民主、平成25年度税制改正案の年度内成立を目指すことで合意 |
| | ○参議院議員植松恵美子君及び川崎稔君、民主党に離党届提出（3.19植松恵美子君受理　4.16川崎稔君除籍） |
| 24 | ○民主党大会、党綱領採択 |
| 25 | ○朴槿恵韓国大統領就任式（日本からは麻生副総理出席、式後に会談） |
| 26 | ○参議院議員米長晴信君、みんなの党に入党 |
| 27 | **参院**　・予算委　外交に関する諸問題に関する集中審議 |

| 年月日 | 事　　項 |
|---|---|
| | ○衆議院議員野間健君及び参議院議員浜田和幸君、国民新党に離党届提出（同日受理　3.8浜田和幸君撤回） |
| 2.28 | **両院**　・施政方針・外交・財政・経済演説 |
| | **衆院**　・平成25年度総予算提出（5.15成立） |
| | ・予算委　訪米報告等について集中審議 |
| | 政府　・平成25年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度について閣議決定 |
| 3. 1 | **衆院**　・第32回オリンピック競技大会及び第16回パラリンピック競技大会に関する決議案（自民・民主・維新・公明・みんな・生活共同）提出（3.4可決） |
| | ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案（閣法）提出（5.24成立） |
| | ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法）提出（5.24成立） |
| | ・内閣法等の一部を改正する法律案（閣法）提出（5.24成立） |
| | ・地方公共団体情報システム機構法案（閣法）提出（5.24成立） |
| | ・所得税法等の一部を改正する法律案（閣法）提出（3.29成立） |
| | ○菅官房長官、次期主力戦闘機Ｆ－35の部品等の海外への移転について、武器輸出三原則の例外とする談話を発表 |
| | ○米政府に2021年度までの総額1.2兆ドルの歳出削減を義務付ける制度が発効 |
| 4 | **衆院**　・施政方針演説等に対する質疑（～3.5、２日間） |
| 5 | **衆院**　・地方税法の一部を改正する法律案（閣法）提出（3.29成立） |
| | ・地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第13号）提出（3.29成立） |
| | **参院**　・施政方針演説等に対する質疑（～3.6、２日間） |
| 6 | **参院**　・常任委員長選任（財政金融－民主） |
| 7 | ○国連安全保障理事会、３回目の地下核実験を実施した北朝鮮に対する制裁を追加・強化する決議を採択 |
| 8 | ○北朝鮮の祖国平和統一委員会、3.11から南北間の不可侵に関する全ての合意を全面破棄すると宣言 |
| 11 | 政府　・東日本大震災二周年追悼式（国立劇場） |
| 12 | **衆院**　・消費税率の引上げが国民生活及び我が国の経済に及ぼす影響を踏まえ早急に講ずべき措置に関する法律案（衆法）提出（審査未了） |
| | ・予算委　安倍内閣の政治姿勢等について集中審議 |
| 13 | **衆院**　・公職選挙法の一部を改正する法律案（衆法第３号）提出（4.19成立） |
| | ・予算委　震災復興等について集中審議 |
| | **参院**　・み風、行田邦子君の退会届出 |
| | ・みん、行田邦子君の入会届出 |
| | ○参議院議員行田邦子君、みどりの風を離党、みんなの党に入党 |
| | ○バチカンで行われていたコンクラーベ（法王選挙）で、新ローマ法王に、フランシスコ（アルゼンチン出身のホルヘ・マリオ・ベルゴリオ枢機卿）を選出 |
| 14 | **衆院**　・日本銀行総裁に黒田東彦君を、同副総裁に岩田規久男君及び中曽宏君を任命することに同意すると議決（3.15参議院同意　3.20任命） |
| | ○東京地裁、成年被後見人が選挙権を有しないこととする公職選挙法の規定は違憲で無効と判決 |

| 年月日 | 事　　項 |
|---|---|
| | ○中国全国人民代表大会（全人代）、習近平共産党総書記を国家主席及び国家中央軍事委員会主席に選出 |
| 3.15 | **衆院**　・国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の締結について承認を求めるの件（条約）提出（5.22承認）<br>・国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律案（閣法）提出（6.12成立）<br>・株式会社海外需要開拓支援機構法案（閣法）（6.12成立） |
| | ○安倍内閣総理大臣、ＴＰＰ交渉への参加を表明 |
| | ○中国全人代、李克強氏を首相に選出 |
| 17 | ○自民党大会、平成25年党運動方針決定 |
| 18 | **衆院**　・予算委　経済対策・経済連携等について集中審議 |
| 22 | **衆院**　・消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法案（閣法）提出（6.5成立） |
| | ○国民新党解党 |
| | 政府　・米軍普天間飛行場の移設先となる沖縄県名護市辺野古沿岸部の埋立許可を仲井眞知事に申請 |
| | ○コートジボワール共和国国民議会議長一行来日（衆議院議長招請　3.27離日） |
| | ○第128回ＩＰＵ会議開催（エクアドル・キト）（～3.27） |
| 24 | ○安倍内閣総理大臣、東日本大震災の復興状況を把握するため福島県（浪江町、富岡町、郡山市）を訪問 |
| 25 | ○安倍内閣総理大臣、欧州連合（ＥＵ）のファン・ロンパイ欧州理事会議長、バローゾ欧州委員会委員長との電話会談において、日・ＥＵ経済連携協定（ＥＰＡ）交渉を４月に始めることで合意 |
| | ○広島高裁、平成24年12月の衆院選における小選挙区の区割りを違憲と判断、広島１区、２区の選挙を無効と判決 |
| 26 | 政府　・国家公務員の雇用と年金の接続について閣議決定（60歳で定年退職する国家公務員の再任用を義務付け） |
| | ○広島高裁岡山支部、平成24年12月の衆院選における小選挙区の区割りを違憲と判断、岡山２区の選挙を無効と判決 |
| 27 | **衆院**　・平成25年度暫定予算提出（3.29成立） |
| | **参院**　・国民新党、会派解散届出 |
| 28 | ○衆議院議員選挙区画定審議会、「一票の較差」を是正するための区割り改正案を安倍内閣総理大臣に勧告 |
| 30 | ○日本維新の会党大会、綱領決定 |
| | ○安倍内閣総理大臣、日モンゴル首脳会談のためモンゴルに出発（同日首脳会談 3.31帰国） |
| 4. 2 | **衆院**　・予算委　金融・経済・財政等について集中審議 |
| | ○参議院議員平野達男君、民主党に離党届提出（4.16除籍） |
| | 政府　・電力システムに関する改革方針について閣議決定（電力会社からの送配電部門の切り離し等） |
| | ○北朝鮮、六者会合の合意に基づき無能力化した寧辺の黒鉛減速炉（原子炉）を再稼働すると宣言 |
| 4 | ○日銀、金融政策決定会合で、「量的・質的金融緩和」の導入を決定（２年間で前年比２％の物価上昇率の実現等） |

| 年月日 | 事　　項 |
|---|---|
| 4. 5 | **衆院**　・食品表示法案（閣法）提出（6.21成立）<br>・海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法案（閣法）（第183回国会提出）（参院未了）<br>・予算委　エネルギー・原発等について集中審議<br>政府　・ＴＰＰ（環太平洋パートナーシップ）に関する主要閣僚会議等の設置について閣議決定（閣僚会議の下に「ＴＰＰ政府対策本部」（本部長甘利経済再生担当大臣）も設置）<br>・特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について及び外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について閣議決定（北朝鮮籍船舶の入港禁止及び北朝鮮との輸出入全面禁止の措置（4.13に期限切れ）を２年間延長） |
| 6 | ○安倍内閣総理大臣、東日本大震災の復興状況を把握するため岩手県（宮古市、下閉伊郡山田町）を訪問 |
| 8 | ○日メキシコ首脳会談（東京）、メキシコのペニャ・ニエト大統領が日本のＴＰＰ交渉への参加に支持表明<br>○マーガレット・サッチャー元英首相死去（87歳） |
| 9 | **衆院**　・予算委　統治機構・行政改革・政治改革等について集中審議 |
| 10 | **衆院**　・予算委　教育等について集中審議<br>○裁判官弾劾裁判所、華井大阪地裁判事補罷免判決<br>○Ｇ８外相会合開催（ロンドン）（～4.11）（北朝鮮による核・ミサイル開発について、「最も強い言葉で非難」するとの議長声明を採択）<br>○日台民間漁業取決め署名（沖縄県・尖閣諸島周辺の日本の排他的経済水域（ＥＥＺ）の一部で台湾漁船の操業を認める） |
| 11 | **衆院**　・予算委公聴会　平成25年度総予算について公述人から意見聴取<br>・内閣・総務・財務金融・厚生労働委連合審査会　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案外関連３法案について質疑 |
| 12 | **衆院**　・衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（衆議院小選挙区人口較差是正公職選挙法等改正案）（閣法）提出（6.24衆院再可決・成立）<br>・公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案（閣法）提出（6.19成立）<br>・電気事業法の一部を改正する法律案（閣法）（第183回国会提出）（参院未了）<br>政府　・日本のＴＰＰ交渉参加に向けた日米協議に合意したことを発表 |
| 14 | ○安倍内閣総理大臣、硫黄島及び父島を訪問（硫黄島戦没者追悼式に参列後、遺骨の収容現場を視察） |
| 15 | **衆院**　・災害対策基本法等の一部を改正する法律案（閣法）提出（6.17成立） |
| 16 | **衆院**　・予算委　外交・安保等について集中審議 |
| 17 | **両院**　・国家基本政策委合同審査会　党首討論<br>○民主、維新、みんな、生活、社民の野党５党、衆議院小選挙区人口較差是正公職選挙法等改正案（閣法）を与党のみで付託したため、党首討論を除き審議拒否 |

| 年月日 | 事　　項 |
|---|---|
| 4.18 | ○G20財務相・中央銀行総裁会議開催（ワシントン）（～4.19）（日本の金融緩和は「デフレを止め、内需を支えることを意図したもの」と明記した共同声明を採択） |
| | ○財務省、平成24年度の貿易統計（速報）を発表（貿易収支が比較可能な昭和54年度以降、２年連続最大の赤字（8.2兆円）となった）（5.30確定発表） |
| 19 | **衆院**　・消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案（消費者財産被害集団回復民事裁判手続特例法案）（閣法）提出（衆院継続） |
| | ・自衛隊法の一部を改正する法律案（自衛隊法改正案）（閣法）提出（衆院継続） |
| | ○参議院議員室井邦彦君、民主党に離党届提出 |
| 20 | ○ＴＰＰ交渉参加11か国閣僚会合、日本の参加プロセスを完了させることを合意（日本は、現交渉参加各国の国内手続が完了次第、交渉参加可能） |
| 23 | **参院**　・民主、川崎稔君及び平野達男君の退会届出 |
| 25 | **参院**　・予算委　経済財政等に関する集中審議 |
| 26 | 政府　・海洋基本計画の変更について閣議決定 |
| 28 | ○参議院山口県選挙区選出議員補欠選挙（江島潔君（自民）当選　4.30当選通知書受領） |
| | 政府　・「主権回復・国際社会復帰を記念する式典」開催（憲政記念館）（天皇皇后両陛下御臨席） |
| | ○政府の「主権回復・国際社会復帰を記念する式典」に抗議する「4.28『屈辱の日』沖縄大会」開催（沖縄県宜野湾市） |
| | ○安倍内閣総理大臣、ロシア、サウジアラビア、アラブ首長国連邦（ＵＡＥ）及びトルコ訪問のため出発（4.29日露首脳会談　4.30日サウジアラビア首脳会談　5.2日ＵＡＥ首脳会談　5.3日トルコ首脳会談　5.4帰国） |
| | ○皇太子同妃両殿下、オランダ新国王即位式出席のため同国に御出発（5.3御帰国） |
| 30 | **参院**　・自民、江島潔君の入会届出 |
| 5. 2 | **参院**　・予算委公聴会　平成25年度総予算について公述人から意見聴取 |
| 3 | ○ＡＳＥＡＮ＋３（日中韓）財務相・中央銀行総裁会議開催（ニューデリー）（新たな金融協力の枠組みを作ることで合意） |
| 7 | **参院**　・環境委員長川口順子君解任決議案（民主・みん・生活・共産・み風・社民・維新共同）提出（5.9可決） |
| | ・予算委　経済・雇用・社会保障等に関する集中審議 |
| 8 | **参院**　・予算委　外交防衛・経済連携等に関する集中審議（自民、公明は、川口環境委員長解任決議案の処理を予算委より優先すべきと欠席） |
| 9 | **参院**　・参議院比例代表選出議員室井邦彦君（民主）辞職 |
| 10 | ○Ｇ７財務相・中央銀行総裁会議開催（英国・エイルズベリー）（～5.11） |
| 12 | ○安倍内閣総理大臣、東日本大震災の復興状況を把握するため宮城県（女川町、東松島市、仙台市）を訪問 |
| | ○カナダ下院議長一行来日（衆議院議長招請　5.18離日） |
| 13 | **参院**　・予算委　復興・エネルギー・原発・環境等に関する集中審議 |
| 14 | **参院**　・予算委　安倍内閣の政治姿勢に関する集中審議 |
| 15 | **参院**　・予算委　外交・内政の諸問題に関する集中審議 |
| | ・常任委員長選任（環境－自民） |

| 年月日 | 事　　項 |
|---|---|
| | ・平成25年度総予算否決（議案返付） |
| | **衆院**　・平成25年度総予算について両院協議会を請求 |
| | **両院協議会**　成案得られず |
| | **衆院**　・平成25年度総予算（両院の意見が一致せず）、憲法第60条第２項の規定により、衆議院の議決（可決）が国会の議決となり、成立 |
| | ○国連総会、シリアのアサド政権による市民への無差別攻撃を強く非難する決議案を採択 |
| 5.16 | **衆院**　・経済産業・内閣・財務金融・消費者問題特委連合審査会　消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法案について質疑 |
| 17 | **衆院**　・成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律案（衆法）提出（5.27成立） |
| | ・維新、西村眞悟君の会派離脱届出 |
| | ○衆議院議員西村眞悟君、日本維新の会に離党届提出（5.18除名） |
| 21 | **衆院**　・衆議院北海道選挙区選出議員石川知裕君（無）辞職 |
| 22 | **参院**　・参議院比例代表選出議員大江康弘君（自民）辞職 |
| | ・自由民主党・無所属の会、「自由民主党」に会派名変更届出 |
| | ○参議院比例代表選出議員繰上補充（尾辻かな子君（民主）当選人決定　5.23当選通知書受領） |
| 23 | **参院**　・民主、尾辻かな子君の入会届出 |
| 24 | ○安倍内閣総理大臣、日ミャンマー首脳会談のためミャンマーに出発（5.26首脳会談　5.27帰国） |
| 28 | ○ＷＴＯに関する議員会議・第28回運営委員会開催（ベルギー・ブリュッセル）（～5.29） |
| 29 | ○衆議院議員阿部知子君、みどりの風に入党 |
| | ○日印首脳会談（東京）、原子力協定の早期締結で合意 |
| 31 | ○衆議院比例代表選出議員北海道選挙区繰上補充（鈴木貴子君（大地）当選人決定　6.3当選報告書受領） |
| 6. 1 | ○第５回アフリカ開発会議（ＴＩＣＡＤ　Ⅴ）開催（横浜市）（～6.3） |
| 4 | ○参議院比例代表選出議員繰上補充（山村明嗣君（民主）当選人決定　6.6当選通知書受領） |
| 6 | **参院**　・民主、山村明嗣君の入会届出 |
| | ○オランド・フランス大統領来日（6.7天皇皇后両陛下と会見　同日安倍内閣総理大臣と会談　同日参院議場で演説　6.8離日） |
| 7 | **衆院**　・安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案（安全保障会議設置法等改正案）（閣法）提出（衆院継続） |
| | 政府　・科学技術イノベーション総合戦略について閣議決定 |
| | ○米中首脳会談（米国・パームスプリングス）（～6.8）、オバマ米大統領、尖閣問題について日中間の対話による解決を習近平中国国家主席に求める |
| 13 | ○安倍内閣総理大臣、オバマ米大統領と電話協議（中国・北朝鮮への対応について緊密な連携を確認） |
| 14 | 政府　・経済財政運営と改革の基本方針、日本再興戦略及び規制改革実施計画について閣議決定 |

| 年月日 | 事　　項 |
|---|---|
| 6.15 | ○安倍内閣総理大臣、日Ｖ４（ポーランド、チェコ、スロバキア、ハンガリー）首脳会合（ポーランド）、Ｇ８ロック・アーン・サミット（英国北アイルランド・ロック・アーン）及びアイルランド訪問のため出発（6.16日Ｖ４首脳会合　6.17～18首脳会議　6.19日アイルランド首脳会談　6.20帰国） |
| 17 | ○Ｇ８ロック・アーン・サミット開催（英国北アイルランド・ロック・アーン）（～6.18）（自由貿易推進で合意） |
| 19 | ○原子力規制委員会、７月から導入する原子力発電所の新規制基準を決定（委員会規則6.28公布　7.8施行） |
| 21 | **参院**　・議長不信任決議案（自民・公明共同）提出（6.26否決） |
| 22 | ○第37回ユネスコ世界遺産委員会（カンボジア・プノンペン　6.16～6.27）、「富士山－信仰の対象と芸術の源泉（山梨県、静岡県）」を世界文化遺産に登録決定（6.26登録） |
| 23 | ○安倍内閣総理大臣、平成25年沖縄全戦没者追悼式に出席 |
| 24 | **衆院**　・衆議院小選挙区人口較差是正公職選挙法等改正案（閣法）（参議院に送付後60日が経過したが、同院は議決に至らず）憲法第59条第４項により参議院が否決したものとみなし、同条第２項に基づき、衆議院議決案を出席議員の３分の２以上の多数で可決し、成立<br>・安倍内閣総理大臣、Ｇ８ロック・アーン・サミット出席等に関する報告 |
| 25 | **参院**　・内閣総理大臣安倍晋三君問責決議案（生活・み風・社民共同）提出（6.26可決）<br>・厚生労働委　厚生労働大臣政務官丸川珠代君問責決議可決（自民、公明欠席） |
| 26 | **第183回国会閉会** |
| 7. 1 | ○安倍内閣総理大臣、東日本大震災の復興状況を把握するため福島県（いわき市、双葉郡楢葉町、双葉郡広野町）を訪問 |
| 3 | ○９党党首討論会（日本記者クラブ主催）、自民・安倍、民主・海江田、維新・橋下、公明・山口、みんな・渡辺、共産・志位、生活・小沢、社民・福島、みどり・谷岡の各党首出席 |
| 4 | ○第23回参議院議員通常選挙施行公示 |
| 8 | ○北海道電力、関西電力、四国電力及び九州電力の４社が、原子力発電所の安全対策強化の新規制基準の施行に伴い、既設の原子力発電所の再稼働に向けた許認可を原子力規制委員会に申請 |
| 11 | 政府　・行政改革推進本部の下に国家公務員制度改革事務局を設置 |
| 17 | ○東京高裁において、成年後見人が付くと選挙権を失うとした成年後見訴訟の和解が成立（同日さいたま地裁及び京都地裁、7.18札幌地裁においても同種訴訟の和解成立）<br>○安倍内閣総理大臣、石垣海上保安部及び航空自衛隊宮古島分屯基地を訪問 |
| 21 | **第23回参議院議員通常選挙**　投票率（比例代表52.61％　選挙区52.61％）<br>定数121　党派別当選人数　自民65　民主17　公明11　みんな８　共産８　維新８　社民１　諸派１　無２<br>比例代表48（自民18　民主７　公明７　みんな４　共産５　維新６　社民１）<br>選挙区73（自民47　民主10　公明４　みんな４　共産３　維新２　諸派１　無２） |

| 年月日 | 事　　項 |
|---|---|
| | ○新党日本、政党要件喪失 |
| 7.22 | ○みどりの風、参議院議員谷岡郁子君が代表を辞任 |
| | ○新党改革、参議院議員荒井広幸君を代表に選出 |
| 23 | 政府　・ＴＰＰの交渉会合に正式参加（マレーシア・コタキナバル） |
| | 政府　・平成25年度中小企業者等に対する特定補助金等の交付の方針について閣議決定 |
| 24 | **参院**　・新党改革、「新党改革・無所属の会」に会派名変更届出 |
| | ・改革、浜田和幸君及び平野達男君の入会届出 |
| 25 | ○安倍内閣総理大臣、東南アジア３か国訪問のため出発（同日日マレーシア首脳会談　7.26日シンガポール首脳会談　7.27日フィリピン首脳会談　同日帰国） |
| | ○社民党、参議院議員福島みずほ君が党首を辞任 |
| | ○厚生労働省、平成24年の日本人の平均寿命を発表（男性79.94歳　女性86.41歳　女性の平均寿命は２年ぶりに世界一） |
| 26 | **衆院**　・拉致問題特委　北朝鮮による拉致問題等に関する件について、参考人から意見聴取（閉会中審査） |
| | ○民主党、大畠章宏党首代行を幹事長に決定 |
| 28 | ○第21回参議院議員通常選挙で選出された議員の任期満了 |
| | ○みどりの風、政党要件喪失 |
| | ○島根県、山口県で記録的な大雨（8.21現在、死者２人、行方不明者２人） |
| 29 | **参院**　・日本維新の会、会派結成届出（９名　代表片山虎之助君） |
| | ○安倍内閣総理大臣、東日本大震災の復興状況を把握するため宮城県（石巻市、南三陸町）を訪問 |
| 30 | 第184回国会（臨時会）召集詔書公布（8.2召集） |
| | ○元参議院副議長松尾官平君死去（86歳） |
| 31 | ○参議院比例代表選出議員中村博彦君（自民）死去（70歳） |
| 8. 1 | ○社民党、又市征治幹事長を党首代行に決定 |
| | |
| 2 | **第184回国会（臨時会）召集**（会期６日間　8.7まで） |
| | 衆院会派別議員数（自民294　民主56　維新53　公明31　みんな18　共産８<br>生活７　社民２　無11） |
| | 参院会派別議員数（自民113　民主58　公明20　みん18　共産11　維新９<br>社民３　改革３　生活２　無所属４　欠１） |
| | **開会式** |
| | **衆院**　・常任委員長選任（議院運営－自民） |
| | ・特別委員会設置（災害対策　倫理選挙　沖縄北方　青少年　海賊・テロ　拉致問題　消費者問題　科学技術　震災復興　原子力） |
| | **参院**　・副議長山崎正昭君辞任 |
| | ・議長選挙　山崎正昭君（無所属）当選 |
| | ・副議長選挙　輿石東君（民主）当選 |
| | ・輿石副議長党籍離脱 |
| | ・常任委員長選任（内閣外10－自民６　民主２　公明２　みん１） |
| | 政府　・健康・医療戦略推進本部の設置について閣議決定 |
| 4 | ○安倍内閣総理大臣、大雨による被災状況を視察するため島根県及び山口県を訪問 |

| 年月日 | 事　　項 |
|---|---|
| 8. 5 | ○民主党、政府の社会保障制度改革国民会議の報告書に党の意見が反映されていないとして、社会保障制度改革に関する自民、公明、民主３党の実務者協議からの離脱を決定 |
| 6 | ○参議院比例代表選出議員選挙繰上補充（堀内恒夫君（自民）当選人決定　同日当選通知書受領）<br>**参院**　・自民、堀内恒夫君の入会届出<br>○社会保障制度改革国民会議、安倍内閣総理大臣に報告書提出 |
| 7 | **参院**　・常任委員長選任（内閣外16－自民９　民主５　公明２　みん１）<br>・特別委員会設置（災害対策　沖縄・北方　倫理選挙　拉致問題　ＯＤＡ　消費者問題　震災復興　原子力問題）<br>・調査会設置（統治機構　デフレ脱却）<br>○みんなの党、役員を決定（幹事長浅尾慶一郎君、政策調査会長水野賢一君）<br>○経済産業省、東京電力福島第一原子力発電所からの汚染水の流出が１日約300ｔに達するとの推計を発表<br>**第184回国会閉会** |
| 8 | 政府　・当面の財政健全化に向けた取組等について（中期財政計画）及び平成26年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について閣議了解<br>・内閣法制局長官に小松一郎駐仏大使を任命（外務省出身者は初）<br>○人事院、国会及び内閣に対し、国家公務員の給与等について、月例給及び特別給の改定を行わないこと等を報告（勧告は行われず） |
| 9 | ○秋田県・岩手県を中心に記録的な大雨（8.14現在、死者８人）<br>○財務省、６月末の「国の借金」が初めて1,000兆円を超えたことを発表（1,008兆6,281億円で、国民一人当たりに換算すると約792万円） |
| 10 | ○内閣府、「国民生活に関する世論調査」の結果を発表（生活全体について「満足」と回答したのは71％で18年ぶりに７割を超える） |
| 13 | ○韓国の野党国会議員12人がヘリコプターで竹島に上陸 |
| 21 | 政府　・社会保障制度改革推進法第４条の規定に基づく「法制上の措置」の骨子について閣議決定 |
| 22 | ○ＴＰＰ閣僚会合開催（ブルネイ・バンダルスリブガワン）（～8.23）（甘利内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）出席）（8.23　会合参加12か国が2013年中の妥結に向け交渉を加速するとの共同声明を発表） |
| 23 | ○衆議院議員柿沢未途君、みんなの党に離党届提出（同日受理） |
| 24 | ○安倍内閣総理大臣、バーレーン、クウェート、ジブチ及びカタール訪問のため出発（同日日バーレーン首脳会談　8.26日クウェート首脳会談　8.27日ジブチ首脳会談　8.28日カタール首脳会談　8.29帰国） |
| 26 | 政府　・社会保障・税一体改革の一環としての消費税率引上げに係る経済状況等の総合的勘案の参考とするため、「今後の経済財政動向等についての集中点検会合」を開催（～8.31）（五つのテーマについて60名の有識者等から意見聴取） |
| 9. 3 | **衆院**　・みんな、柿沢未途君の会派離脱届出<br>政府　・原子力災害対策本部、東京電力福島第一原子力発電所における汚染水問題に関する基本方針を策定し、約470億円の財政措置を講じることを決定 |

| 年月日 | 事　　項 |
|---|---|
| 9. 4 | ○安倍内閣総理大臣、G20サミット（ロシア・サンクトペテルブルク）及び国際オリンピック委員会（ＩＯＣ）総会（アルゼンチン・ブエノスアイレス）出席のため出発（9.5日アルゼンチン・日ブラジル・日露・日米各首脳会談　9.9帰国） |
| 4 | ○最高裁大法廷、婚外子の遺産相続分を嫡出子の半分とした民法の規定は、「法の下の平等」を保障した憲法第14条第１項に違反し、違憲で無効と判断（判断を受けて谷垣法務大臣ができるだけ速やかに法改正を講じたい旨表明）<br>○民主党、役員を決定（代表代行髙木義明君、幹事長大畠章宏君（再任）、政策調査会長櫻井充君（再任）、国会対策委員長松原仁君） |
| 6 | ○伊吹衆議院議長、第12回Ｇ８下院議長会議（ロンドン）出席のため英国に出発（9.8帰国）<br>○第12回Ｇ８下院議長会議開催（ロンドン）（～9.8）<br>○韓国政府、東京電力福島第一原子力発電所の汚染水問題を受け、福島県など８県の水産物の輸入を全面的に禁止することを発表 |
| 7 | ○ＩＯＣ総会、2020年第32回オリンピック競技大会・第16回パラリンピック競技大会の開催都市を東京に決定（他候補都市　スペイン・マドリード、トルコ・イスタンブール） |
| 9 | ○東京地検、東京電力福島第一原子力発電所の事故をめぐり業務上過失致死傷などの容疑で告訴・告発されていた勝俣恒久前会長ら東京電力元幹部及び菅直人元内閣総理大臣ら当時の政府関係者並びに法人としての東京電力の不起訴処分を決定 |
| 13 | 政府　・安倍内閣総理大臣、下村文部科学大臣を東京オリンピック・パラリンピック担当大臣に任命 |
| 14 | ○宇宙航空研究開発機構（ＪＡＸＡ）、新型ロケット「イプシロン」の打上げに成功（国産の新型ロケットの打上げは「Ｈ－ⅡＡ」以来12年ぶり） |
| 16 | ○台風第18号、日本列島を縦断し、四国から北海道にかけての広い範囲で大雨（10.7現在、死者６人、行方不明者１人） |
| 17 | ○自民党、役員を決定（副総裁高村正彦君（再任）、幹事長石破茂君（再任）、総務会長野田聖子君（再任）、政務調査会長高市早苗君（再任）、国会対策委員長鴨下一郎君（再任）） |
| 19 | ○安倍内閣総理大臣、東京電力福島第一原子力発電所を視察（東京電力に対し定期検査で稼働停止中の５、６号機の廃炉等を要請） |
| 23 | ○安倍内閣総理大臣、カナダ訪問及び第68回国連総会（ニューヨーク）出席のため出発（9.24日加首脳会談　9.24～26各国首脳等と会談　9.26国連総会一般討論演説　9.27帰国）<br>○岸田外務大臣、第68回国連総会（ニューヨーク）出席のため米国に出発（ニューヨークで９か国の外相と会談　9.28帰国） |
| 25 | **参院**　・臨時国会召集要求書（榛葉賀津也君外91名）提出 |
| 27 | **衆院**　・経済産業委　東京電力福島第一原子力発電所汚染水問題について集中審議（閉会中審査）、参考人廣瀬直己東京電力株式会社代表執行役社長に対する質疑（9.30同集中審議　政府及び参考人に対する質疑）<br>政府　・障害者基本計画について閣議決定<br>○金融庁、みずほ銀行に対し、反社会的勢力との取引の存在を知りながら２年以上放置していたとして、銀行法に基づく業務改善命令を発出 |

| 年月日 | 事　　項 |
|---|---|
| 9.30 | ○自民、公明、民主３党の幹事長会談、内閣総理大臣らの国会出席日数削減などを内容とする国会改革を検討するための協議を早期に開始することで合意 |
| 10. 1 | 政府　・消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について閣議決定（社会保障の財源確保及び財政再建を図るため、消費税率（国・地方）を平成26年４月１日に５％から８％へ引上げ） |
| | ○米国、2014会計年度予算をめぐる与野党の対立により、新会計年度の開始までに予算が成立せず、一部政府機関が閉鎖 |
| 3 | ○日米安全保障協議委員会（「２＋２」閣僚会合）、中長期的な日米安保協力や在日米軍の再編等について協議し、共同発表を発出 |
| 6 | ○安倍内閣総理大臣、アジア太平洋経済協力（ＡＰＥＣ）首脳会議（インドネシア・バリ）及び東南アジア諸国連合（ＡＳＥＡＮ）関連首脳会議（ブルネイ・バンダルスリブガワン）出席のため出発（10.7ＡＰＥＣ首脳会議（～10.8）　10.9日・ＡＳＥＡＮ首脳会議　10.10ＡＳＥＡＮ＋３首脳会議、東アジア首脳会議（ＥＡＳ）　同日帰国） |
| | ○ニュージーランド国会議長一行来日（衆議院議長招請　10.12離日） |
| 7 | ○第129回ＩＰＵ会議開催（スイス・ジュネーブ）（～10.9） |
| 8 | ○第185回国会（臨時会）召集詔書公布（10.15召集） |
| | 政府　・水銀に関する水俣条約の署名について閣議決定 |
| 9 | ○水銀に関する水俣条約外交会議開催（熊本市及び水俣市）（～10.11）（10.10条約採択、署名式） |
| 10 | ○Ｇ20財務相・中央銀行総裁会議開催（ワシントン）（～10.11）（米国は短期的な財政の不確実性に対処するために緊急の行動を執る必要があること等を明記した共同声明を採択） |
| 14 | ○社民党党首選挙（立候補者　参議院議員吉田忠智君、豊島区議石川大我君）吉田忠智君を選出 |
| 15 | **第185回国会（臨時会）召集**（会期53日間　延長１回２日間　会期実数55日間　12.8まで）<br>衆院会派別議員数（自民294　民主56　維新53　公明31　みんな17　共産８<br>生活７　社民２　無12）<br>参院会派別議員数（自民114　民主58　公明20　みん18　共産11　維新９<br>社民３　改革３　生活２　無所属４）<br>**開会式**<br>**両院**　・所信表明演説<br>**衆院**　・常任委員長選任（内閣外14－自民12　民主１　維新１　公明１）<br>・特別委員会設置（災害対策　倫理選挙　沖縄北方　青少年　海賊・テロ拉致問題　消費者問題　科学技術　震災復興　原子力）<br>・電気事業法の一部を改正する法律案（閣法）（第185回国会提出）（11.13成立）<br>・持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案（閣法）提出（12.5成立）<br>・産業競争力強化法案（閣法）提出（12.4成立）<br>・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に関する決議案（自民・民主・維新・公明・みんな・生活共同）提出（同日可決） |

| 年月日 | 事　　項 |
|---|---|
| | **参院**　・常任委員長選任（内閣外３－民主４） |
| | ・特別委員会設置（災害対策　沖縄・北方　倫理選挙　拉致問題　ＯＤＡ　消費者問題　震災復興　原子力問題） |
| 10.16 | **衆院**　・所信表明演説に対する質疑（～10.17、２日間） |
| | ○台風第26号、東日本、北日本の太平洋側を中心に大雨、特に東京都大島町（伊豆大島）で記録的大雨（11.26現在、死者39人　行方不明者４人） |
| | ○米国、政府の債務上限引上げと政府機関再開のための暫定予算を盛り込んだ法案を上下両院で可決（10.17成立） |
| 17 | **衆院**　・特別委員会設置（国家安全） |
| | ・海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法案（閣法）（第185回国会提出）（11.13成立） |
| | **参院**　・所信表明演説に対する質疑（～10.18、２日間） |
| 18 | **参院**　・政治倫理審査会　会長選任（脇雅史君（自民）選任） |
| 19 | ○安倍内閣総理大臣、東日本大震災の復興状況を把握するため福島県（相馬市、新地町、南相馬市）を訪問 |
| 21 | ○政府・与党協議会、国会改革を全党で進める方針で一致 |
| 25 | **衆院**　・特定秘密の保護に関する法律案（閣法）提出（12.6成立） |
| | ・行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案（衆法）提出（衆院継続） |
| 27 | ○安倍内閣総理大臣、台風第26号による大雨の被災状況を把握するため伊豆大島を視察 |
| 28 | ○安倍内閣総理大臣、日トルコ首脳会談のためトルコに出発（10.29首脳会談10.30帰国） |
| | ○みずほ銀行、反社会的勢力との取引を放置していた問題で、現役役員とＯＢを合わせた54人の処分を発表 |
| 30 | **衆院**　・災害対策特委　平成25年台風第26号による被害状況等調査のため、東京都（伊豆大島）に委員派遣 |
| | **参院**　・災害対策特委　平成25年台風第26号による被害状況等の実情調査のため、東京都（伊豆大島）に委員派遣 |
| 31 | ○与野党幹事長・書記局長会談、国会改革について各党の国会対策委員長間で協議を開始することで合意 |
| 11. 1 | **衆院**　・消費者財産被害集団回復民事裁判手続特例法案（閣法）（第183回国会提出）可決（12.4成立） |
| | ・自衛隊法改正案（閣法）（第183回国会提出）可決（11.15成立） |
| 2 | ○第１回日露外務・防衛閣僚協議（「２＋２」）、幅広い分野で安全保障・防衛協力を進めることで一致 |
| 5 | **衆院**　・国家戦略特別区域法案（閣法）提出（12.7成立） |
| | ・国家公務員法等の一部を改正する法律案（閣法）提出（衆院継続） |
| | ○金融庁、反社会的勢力への融資を放置したみずほ銀行に対し異例の追加検査を実施 |
| 6 | ○憲政記念館特別展開催（～11.29）　戦後日本の再出発特別展 |
| 7 | **衆院**　・安全保障会議設置法等改正案（閣法）（第183回国会提出）可決（11.27成立） |
| 8 | **参院**　・特別委員会設置（国家安保） |

| 年月日 | 事　　項 |
|---|---|
| | ○台風第30号によりフィリピン中部のレイテ島などで甚大な被害（フィリピン当局の発表によれば、12.8現在死者5,796人　行方不明者1,779人）（日本政府、12.3までに国際緊急援助隊（医療チーム及び専門家チーム）、自衛隊部隊の派遣・総額約5,310万ドル（約53.1億円）の支援を表明） |
| 11.11 | 政府　・全国のホテルや飲食店での食品表示等の問題について、食品表示等問題関係府省庁等会議を設置 |
| | ○気候変動枠組条約第19回締約国会議（ＣＯＰ19）、京都議定書第９回締約国会合開催（ポーランド・ワルシャワ）（～11.23） |
| 12 | ○東京地検と警視庁、医療法人徳洲会グループの公職選挙法違反事件で衆議院議員徳田毅君の実姉ら６人を同法違反（運動員買収）容疑で逮捕 |
| | ○小泉純一郎元内閣総理大臣、日本記者クラブの記者会見で「原発即時ゼロ」を目指すべきとの考えを表明 |
| 13 | **参院**　・山崎議長、本会議において、議員山本太郎君の行動（秋の園遊会で天皇陛下に手紙を手渡したこと）に対して厳重注意した旨発言 |
| | ○衆議院議員徳田毅君、自民党に離党届提出（11.14受理） |
| 14 | **衆院**　・自民、徳田毅君の会派離脱届出 |
| | ○第68回国連総会の際のＩＰＵ議会人会合開催（ニューヨーク）（～11.15） |
| 15 | 政府　・公務員の給与改定に関する取扱いについて閣議決定（国家公務員の給与減額支給措置の平成25年度末での終了等） |
| 16 | ○安倍内閣総理大臣、カンボジア及びラオス訪問のため出発（同日日カンボジア首脳会談　11.17日ラオス首脳会談　同日帰国） |
| 19 | **衆院**　・特別安全保障秘密の適正な管理に関する法律案（衆法）提出（衆院継続） |
| | ・情報適正管理委員会設置法案（衆法）提出（衆院継続） |
| | **両院**　・平成24年度決算提出 |
| | ○ＴＰＰ首席交渉官会合開催（米国・ソルトレイクシティ）（～11.24） |
| | ○駐日米国大使にキャロライン・ケネディ氏が就任 |
| 20 | ○最高裁、一票の較差が最大2.43倍だった平成24年12月の衆院選における小選挙区の区割りを違憲状態と判決（選挙の無効については請求棄却） |
| 22 | **参院**　・議員アントニオ猪木君懲罰事犯の件議決（登院停止30日間）（議院運営委理事会の了承を得ることなく国会開会中に海外渡航に及んだため） |
| 23 | ○中国国防部、尖閣諸島の上空を含む「東シナ海防空識別区」を設定したことを発表 |
| 28 | ○ミャンマー連邦共和国下院（国民代表院）議長一行来日（衆議院議長招請　12.3離日） |
| 30 | ○天皇皇后両陛下、インド御訪問のため御出発（12.6御帰国） |
| 12. 1 | ○安倍内閣総理大臣、東日本大震災の復興状況を把握するため岩手県（釜石市）を訪問 |
| 4 | **両院**　・国家基本政策委合同審査会　党首討論 |
| | **参院**　・内閣委員長水岡俊一君解任決議案（自民・公明共同）提出（12.5可決） |
| | ・経済産業委員長大久保勉君解任決議案（自民・公明共同）提出（12.5可決） |
| | ○ユネスコ無形文化遺産保護条約第８回政府間委員会（アゼルバイジャン共和国・バクー　12.2～12.7）、「和食；日本人の伝統的な食文化－正月を例として－」を無形文化遺産に登録決定 |

| 年月日 | 事　　項 |
|---|---|
| 12. 5 | **参院**　・常任委員長選任（内閣外１－自民２） |
| | ・厚生労働大臣田村憲久君問責決議案（民主）提出（未決） |
| | ○衆議院議員山口壮君、民主党に離党届提出 |
| | 政府　・「好循環実現のための経済対策」について閣議決定（国の支出は5.5兆円） |
| | ○ネルソン・マンデラ元南アフリカ共和国大統領死去（95歳）（12.10追悼式　皇太子殿下、福田元内閣総理大臣参列） |
| 6 | **衆院**　・会期延長を議決（２日間　12.7～12.8　参院議決に至らず） |
| | ・中国による防空識別圏設定に抗議し撤回を求める決議案（自民・民主・維新・公明・みんな・生活共同）提出（同日可決） |
| | ・国務大臣森まさこ君不信任決議案（民主）提出（未決） |
| | ・安倍内閣不信任決議案（民主）提出（同日否決） |
| | ・衆議院規則の一部を改正する規則案（議院運営委員長）提出（同日可決） |
| | **参院**　・国務大臣森まさこ君問責決議案（民主）提出（同日否決） |
| 7 | **参院**　・事務総長橋本雅史君辞職　事務総長中村剛君選任 |
| | ○ＴＰＰ閣僚会合開催（シンガポール）（～12.10）（年内の妥結を見送り） |
| 8 | **第185回国会閉会** |
| 9 | ○衆議院議員青柳陽一郎君、井坂信彦君、井出庸生君、江田憲司君、小池正就君、椎名毅君、畠中光成君及び林宙紀君、参議院議員小野次郎君、川田龍平君、柴田巧君、寺田典城君、藤巻幸夫君及び真山勇一君、みんなの党に離党届提出 |
| | 政府　・食品表示等問題について、第２回食品表示等問題関係府省庁等会議で景品表示法の改正を含めた対策パッケージを取りまとめ |
| 10 | 政府　・農林水産業・地域の活力創造本部（本部長安倍内閣総理大臣）、今後の農政のグランドデザインとなる「農林水産業・地域の活力創造プラン」を決定 |
| | ○第35回日本・ＥＵ議員会議・準備会合開催（フランス・ストラスブール）（～12.11） |
| 11 | ○衆議院議員東国原英夫君、日本維新の会に離党届提出（12.12受理） |
| 12 | 政府　・平成26年度予算編成の基本方針閣議決定 |
| 13 | 政府　・安倍内閣総理大臣、新藤総務大臣を国家戦略特別区域担当大臣に任命 |
| 14 | ○日・ＡＳＥＡＮ特別首脳会議開催（東京）（地域・地球規模課題に関する共同声明発表） |
| 17 | **衆院**　・衆議院近畿選挙区選出議員東国原英夫君（維新）辞職 |
| | 政府　・国家安全保障戦略、平成26年度以降に係る防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画（平成26年度～平成30年度）について閣議決定 |
| 18 | **衆院**　・みんな、江田憲司君の会派離脱届出 |
| | ・震災復興特委　東日本大震災の復旧・復興状況等調査のため福島県、岩手県及び宮城県に委員派遣（～12.19） |
| | ○結いの党結成（代表衆議院議員江田憲司君） |
| | ○東京電力、福島第一原子力発電所５、６号機の廃炉を正式に決定し、経済産業大臣に届出 |
| 19 | ○中央防災会議首都直下地震対策検討ワーキンググループ、マグニチュード７クラスの首都直下地震が発生した場合、最大で死者約２万3,000人、建物の全壊・全焼約61万棟に上るとする被害想定の報告書を取りまとめ |

| 年月日 | 事　　項 |
|---|---|
| | ○猪瀬東京都知事、医療法人徳洲会グループから5,000万円を受け取った問題を受け、都議会議長に辞表提出（12.24都議会同意） |
| 12.24 | 政府　・平成26年度予算政府案について閣議決定（一般会計の総額は前年度当初予算比3.5%増の95兆8,823億円） |
| 25 | ○衆議院比例代表選出議員選挙近畿選挙区繰上補充（清水鴻一郎君（維新）当選人決定　12.26当選報告書受領） |
| 26 | **衆院**　・維新、清水鴻一郎君の会派所属届出 |
| | ○安倍内閣総理大臣、靖国神社を参拝 |
| 27 | ○安倍内閣総理大臣、東日本大震災の復興状況を把握するため宮城県（石巻市、塩竈市、多賀城市）を訪問 |
| | ○仲井眞沖縄県知事、米軍普天間飛行場の移設問題で移転先となる名護市辺野古の沿岸部埋立てを承認したことを正式に表明 |

衆議院の動き　第 21 号

平成 26 年３月

編集・発行　　衆議院事務局